

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 10 月 9 日

案件名	次期総合計画基本計画の策定について										
所管	企画財政	局 区	企画	部	企画政策	課	担当者		内線		
概要	基本構想を実現するための施策の方向性を定める次期総合計画基本計画(案)を定めるもの										
審議内容 (論点)	次期総合計画基本計画(案)について										
実施計画の 位置付け	施策番号及び 実施計画事業名										
審議日	関係課長会議	年	月	日	政策調整会議	令和元	年	10	月	17	日
	局・区政策会議	年	月	日	政策決定会議	年	月	日			
日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期			報道への情報提供			記者会見		
	パブリックコメント	あり	時期	令和元年11月～令和2年1月		議会への情報提供		全協	令和元年11月		
	審議会等、協議 会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等			なし					
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況				
	関係部局との 調整		都市計画課、3区区政策課(随時 開催)				区別基本計画、都市計画マスター プラン、市民参加事業等				
	打合せ・会議の経過										
	月日	会議名等				内容					
	H29.4.24	関係課長会議				次期総合計画の策定に向けた取組					
	H30.2.8	政策会議				策定方針(H30.4.18公表)					
	R1.6.28	議決				基本構想					
	H31.4月～R1.9月	策定会議				基本計画					
	H30.8.22	総合計画審議会へ諮問				基本構想及び施策分野別の基本計画					
	R1.5月～10月	総合計画審議会(7回開催)				施策分野別基本計画					
H30.8月～9月	区民会議へ諮問				区別基本計画(緑区 9/4、中央区 8/10、南区 9/13)						
H30.8月～R1.10月	区民会議(緑区9回、中央区9回、南区7回開催)				区別基本計画						
R1.10.15	総合計画審議会からの答申				施策分野別基本計画(答申)						
	区民会議からの答申				区別基本計画(答申)						
備考	策定に当たっては、より多くの市民意見を聴取するため、上記検討経過のほか、多様な市民参加機会を創出し、意見の反映に努めた(地区まちづくり会議、シンポジウム、区民討議会など)										
関係課長会議 の結果等	策定に当たっては、庁内に設置した総合計画策定会議において検討を行っているため、関係課長会議には付議していない。										
関係課長会議 の出席課・ 機関等											
これまでの 庁議での 主な意見											

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

基本構想を実現するための施策の方向性を定める次期総合計画基本計画(案)を定めるもの
計画期間 令和2年4月より8年間

(2) 基本計画(案)の構成 内容は、別添「次期総合計画基本計画(案)」参照

第1部 基本計画の推進に当たって

各施策に共通する考えとして、施策の推進に当たり共通する基本的事項を定める

- ・協働によるまちづくり
- ・暮らし満足度を高めるまちづくり
- ・次代につなぐまちづくり

第2部 施策分野別基本計画

基本構想の実現のため、17の政策に基づき、47の施策を位置付け

第3部 分野横断的に取り組む重点テーマ

人口減少に関する対策を分野横断的に進めるため、重点テーマとして位置付ける

- ・少子化対策
- ・雇用促進対策
- ・中山間地域対策

重点テーマは第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略のテーマ

第4部 区別基本計画(緑区・中央区・南区)

区が目指す8年後の姿(目標)を示すとともに、区が目指す姿を実現するための、まちづくりの取組の方向を分野網羅的に示す

(3) 市民との合意形成の取組

地区まちづくり会議、シンポジウム、区民討議会、オープンハウス型説明会、市政を語る会など
様々な多様な市民参加機会を創出し、意見の反映に努めた

(4) スケジュール(予定)

令和元年 11月12日 市議会全員協議会

11月15日

| パブリックコメント

令和2年 1月 7日

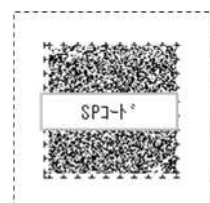
2月 庁議

基本計画策定

4月 次期総合計画スタート

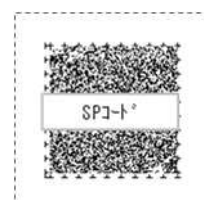
次期総合計画基本計画 (案)

相模原市

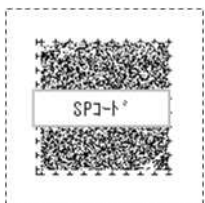


目次

第1部	基本計画の推進に当たって	- 3
	(1) 協働によるまちづくり	
	(2) 暮らし満足度を高めるまちづくり	
	(3) 次代につなぐまちづくり	
第2部	施策分野別基本計画	- 6
1	施策分野別基本計画とは	
2	施策の構成	
3	施策とSDGsの関連	
4	施策一覧	
	目指すまちの姿 夢と希望を持って成長できるまち	- 8
	目指すまちの姿 笑顔で健やかに暮らせるまち	- 18
	目指すまちの姿 安全で安心な暮らしやすいまち	- 33
	目指すまちの姿 活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち	- 45
	目指すまちの姿 人と自然が共生するまち	- 66
	目指すまちの姿 多様な主体との連携・協働により持続的に発展するまち	- 82
第3部	分野横断的に取り組む重点テーマ	- 90
1	重点テーマの設定について	
2	重点テーマ	
	(1) 少子化対策	
	(2) 雇用促進対策	
	(3) 中山間地域対策	
3	参考指標	
4	重点テーマを形づくる施策	
5	第2次総合戦略の体系	



第4部	区別基本計画	- 97
	緑区基本計画	- 98
	第1章 緑区の概況	
	第2章 緑区の現状と課題	
	第3章 緑区の目指す姿・取組目標	
	第4章 取組の方向	
	中央区基本計画	- 118
	第1章 中央区の概況	
	第2章 中央区の現状と課題	
	第3章 中央区の目指す姿・取組目標	
	南区基本計画	- 140
	第1章 南区の概況	
	第2章 南区の現状と課題	
	第3章 南区の目指す姿・取組目標	
	第4章 取組の方向	



第1部 基本計画の推進に当たって

基本計画に定める施策の推進に当たり、基本的な方針を次のとおり定めます。

(1) 協働によるまちづくり

シビックプライド¹の醸成

市民一人ひとりの、シビックプライドを向上させることは、協働によるまちづくりを進めるに当たっての根源となる重要な要素であるとともに、市外の多くの人への魅力の発信にもつながり、関係・交流人口²の拡大を通じた新たな担い手の掘り起こしに寄与します。

こうしたことから、自らの意思による自発的なまちづくりへの参加が促進されるよう、シビックプライドの醸成が図られる取組を推進します。

協働による施策の推進

協働による施策を推進するためには、市民と市が相互に理解し合い、目的や役割分担を共有し、対等な関係の下、自主的に行動することが大切であり、こうした考えの下、市民の力を最大限に生かした創意と工夫があふれる皆で担う地域社会の実現に向けた取組を推進します。

多様な主体のまちづくりへの参加と主体間の連携の推進

市政情報を積極的・効果的に発信するとともに、市民と行政の対話の機会を充実させることにより、市政への積極的な市民参加を促進します。

また、まちづくりを担う様々な主体が、皆で地域を支え合う意識の下に、更なる連携・協働を進め、「協働によるまちづくり」を推進します。

¹ 【シビックプライド】

市民が都市（まち）に対して持つ「誇り」や「愛着」や「共感」のことで、まちをより良い場所にするために関わっているという意識を伴う、ある種の当事者意識に基づく自負心のこと

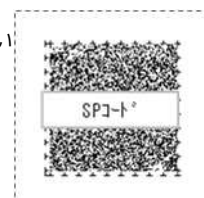
【出典：読売広告社都市生活研究所『シビックプライド - 都市のコミュニケーションをデザインする』】

² 【交流人口】

外部からある地域に何らかの目的で訪れる人口（いわゆるビジター）のこと

【関係人口】

移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと



(2) 暮らし満足度を高めるまちづくり

成果重視の行政運営（P D C Aサイクル³の推進）

常に最適な行政サービスを提供し、市民の暮らし満足度を高めていくため、基本計画に掲げた施策や事業の実現に向けて、達成すべき成果目標を客観的なデータも活用し明確化した上で、市民の視点による検証・評価を行います。また、その結果、明らかになった課題を事業展開に反映するため、徹底した事務事業の見直しなどを分野横断的な視点を持って行うことでP D C Aサイクルを効果的に機能させ成果重視の行政運営を推進します。

持続可能な都市経営に向けた財政基盤の強化

市税収入の確保や将来の税源かん養に資する取組などにより歳入確保を図るとともに、施策目的の達成に必要な事業の精査や手法の見直しを徹底することなどにより歳出の適正化を図ることで、財政規律を維持し、内外の環境変化に柔軟に対応しながら、安定的に質の高い行政サービスを提供することのできる持続可能な都市経営に向けて財政基盤の強化を図ります。

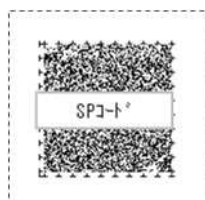
行政サービスを担う職員の政策形成能力と組織力の向上

組織としての力を最大限に高め、高度化・多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応するため、職員一人ひとりの庁内横断的な政策形成能力や課題解決能力、情報処理・活用能力などの向上を図り、高い意識と使命感を持って主体的かつ迅速に取り組むことのできる職員を育成するとともに、限られた人的資源を効果的に配置し、職員一人ひとりの能力が最大限に発揮できる組織運営に取り組めます。

行政サービスの向上に向けた広域行政や地方分権の推進

他の指定都市や近隣自治体などとの連携により、広域的な行政課題に取り組み、行政サービスの向上や行政運営の効率化を図るとともに、指定都市として首都圏南西部における圏域全体の活性化、発展を牽引^{けん}します。

また、圏域の中核である指定都市として、本市が持つ能力を最大限発揮できるよう地方分権を力強く推進します。



³ 【P D C Aサイクル】

Plan-Do-Check-Action の略
計画（Plan） 実行（Do） 評価（Check） 改善（Action）のプロセスを順に実施するマネジメント手法
最後の Action では Check の結果から、最初の Plan の内容について継続（定着）・修正・破棄のいずれかをして、次回の Plan に結びつけるプロセスを繰り返すことにより、施策や事業における質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進すること

(3) 次代につなぐまちづくり

SDGsを踏まえた施策の推進

国連において採択された、「2030アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標(SDGs)⁴」は、国際社会全体の普遍的な目標であり、国が定めた実施指針においても、地方自治体による積極的な取組を求めています。

基本計画の推進に当たっては、SDGsの理念や目標を踏まえ、「誰一人取り残さない」持続可能な地域社会の実現に向けて、普遍的な価値としての人権の尊重とジェンダー平等の実現を分野横断的な視点として確保するとともに、経済・社会・環境の三分野全てにおける関連課題との相互関連性・相乗効果を重視しつつ、多様な主体との連携・協働による総合的解決の視点を持って取組を進めます。

国土強靱化の推進

国が定めた国土強靱化基本計画⁵の理念を踏まえ、大規模自然災害が頻発する状況下においても、人命の保護を最大限図るなどの基本目標を達成するため、総合的な取組を通じて「起きてはならない最悪の事態」に陥らないよう、事前防災・減災と迅速な復旧・復興を図ることができる強くしなやかなまちづくりを進めます。

新たな担い手の育成

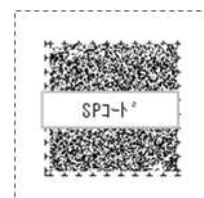
少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少などに伴い、行政が持つ予算や人員などの経営資源を維持していくことがこれまで以上に困難となることを見込まれる中、地域活動団体・企業・NPOなど、多様な主体が分野を横断して地域課題の解決に取り組むコミュニティづくりと新たな担い手の育成を進めます。

⁴ 【SDGs】Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標(SDGs)を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。SDGsの17の目標は、令和12(2030)年までの達成を目指すもので、全ての関係者(市民、NPO、民間セクター、地方自治体等)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされている

⁵ 【国土強靱化基本計画】

国が、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の他の計画等の指針となるべきものとして策定したもの



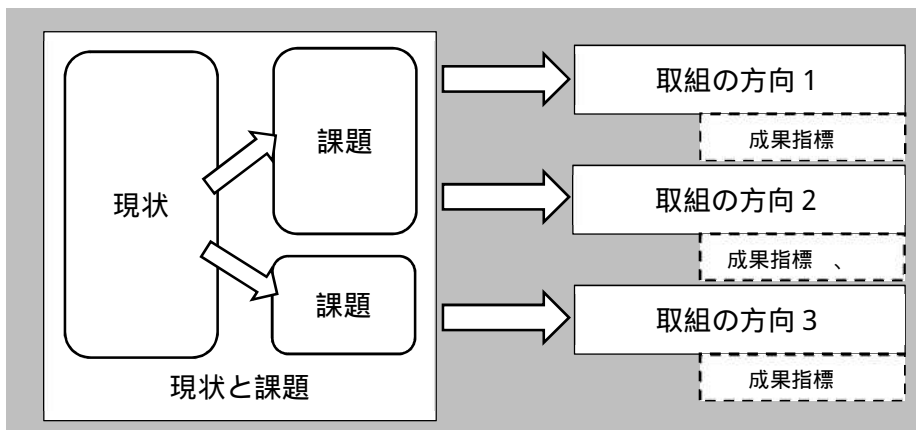
第2部 施策分野別基本計画

1 施策分野別基本計画とは

施策分野別基本計画は、基本構想に定める将来像「潤いと活力に満ち笑顔と希望があふれるまちさがみはら」と6つの目指すまちの姿を実現するため、17の政策に基づき取り組む施策を示したものです。

2 施策の構成

【施策の構成イメージ】



施策ごとに、本市の現状と課題、課題解決に向けた取組の方向を掲載しています。

さらに、取組の方向ごとに進捗状況を測るための成果指標と、成果指標の具体的な目標値を設定しています。また、その達成状況によって手段（事業）を見直せるよう進行管理を行います。

目標値は、原則として平成30（2018）年度を基準値とし、令和5（2023）年度を中間目標、令和9（2027）年度を最終目標として全126指標を設定しています。

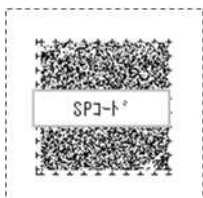
3 施策とSDGsの関連

各施策においてゴールを意識して取り組むとともに、各施策がどのゴールと深い関りがあるかを分かりやすく示すため、関連する主なゴールと、施策の取組がどのようにゴールの達成に寄与するかを掲載しています。

【SDGsの17のゴール】



出典：国際連合広報センターWEB サイト



4 施策一覧

夢と希望を持って成長できるまち

1 子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくりま

- 1 子どもを生み育てやすい環境の整備 ... 9
- 2 子ども・若者の育成支援 ... 11

2 生涯にわたる豊かな学びの機会をつくりま

- 3 幼児教育・学校教育の推進 ... 13
- 4 家庭や地域における教育力の向上 ... 15
- 5 生涯学習・社会教育の振興 ... 16

笑顔で健やかに暮らせるまち

3 共に支え合い、いきいきと暮らせる社会をつくりま

- 6 地域福祉の推進 ... 19
- 7 生活に困窮する人の自立支援 ... 21
- 8 地域包括ケアシステムの充実と
高齢者の社会参加に向けた取組の推進 ... 23
- 9 障害のある人の地域生活の支援と
社会参加に向けた取組の推進 ... 24

4 健康で心豊かに暮らせる社会をつくりま

- 10 健康づくりの推進 ... 26
- 11 医療体制の充実 ... 28
- 5 個性が尊重され、人権を認め合う社会をつくりま
- 12 多文化共生の推進と世界平和の尊重 ... 29
- 13 人権の尊重と男女共同参画の推進 ... 31

安全で安心な暮らしやすいまち

6 災害に強い都市基盤と地域社会をつくりま

- 14 災害対策の推進 ... 34
- 15 消防力の強化 ... 36

7 安全で安心な市民生活を守りま

- 16 保健衛生体制の充実 ... 38
- 17 防犯や交通安全・消費者保護対策の推進 ... 40

8 暮らしやすい住環境と魅力ある景観をつくりま

- 18 暮らしやすい住環境の形成 ... 42
- 19 魅力的な景観の形成 ... 44

活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち

9 災害に強い都市基盤と地域社会をつくりま

- 20 都市機能の維持・充実と計画的な土地利用の推進 ... 46
- 21 広域交通ネットワークの形成 ... 48
- 22 安心して移動できる地域交通の形成 ... 49
- 23 首都圏南西部における広域交流拠点の形成 ... 51
- 24 市街地整備の推進と拠点の形成・活性化 ... 52

11 基地全面返還の実現を目指しま

- 30 基地の早期返還の実現 ... 61

10 安全で安心な市民生活を守りま

- 25 国際的なビジネス拠点の形成と
新たな社会経済の仕組みの構築 ... 53
- 26 誰もが働きやすい環境の整備 ... 55
- 27 商業の振興 ... 56
- 28 観光交流都市の形成 ... 57
- 29 持続可能な力強い農業の確立 ... 59

12 文化、スポーツに親しみ、 活力と交流が生まれる環境をつくりま

- 31 スポーツの推進とスポーツを通じた
活力あふれるまちづくりの実現 ... 62
- 32 文化の振興と文化を通じた活力の創出 ... 64

人と自然が共生するまち

13 地球環境にやさしい社会をつくりま

- 33 温室効果ガスの削減と気候変動への適応 ... 67
- 34 環境を守る体制の充実 ... 69
- 35 循環型社会の形成 ... 71
- 36 廃棄物の適正処理の推進 ... 73

14 恵み豊かな自然環境を守り育てま

- 37 水源環境と森林環境の保全・再生・活用 ... 74
- 38 野生鳥獣の適正な管理 ... 76
- 39 生物多様性の保全と活用 ... 78

15 やすらぎと潤いがあふれる生活環境をつくりま

- 40 生活環境の保全 ... 80
- 41 公園や身近な自然の適正な管理・利活用と
都市緑化の推進 ... 81

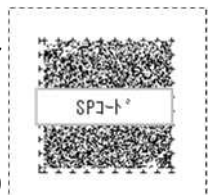
多様な主体との連携・協働により持続的に発展するまち

16 いきいきとした地域コミュニティを つくりま

- 42 多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進 ... 83
- 43 区制を生かした魅力あるまちづくりの推進 ... 84

17 持続可能な行政運営を行います

- 44 効率的な行政サービスの提供 ... 85
- 45 市民と行政の
コミュニケーションの充実 ... 87
- 46 公共施設マネジメントの
取組の推進 ... 88
- 47 戦略的なシティプロモーション ... 89



目指すまちの姿

夢と希望を持って成長できるまち

政策1 子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります

施策1 子どもを生き育てやすい環境の整備

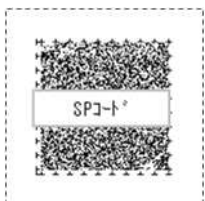
施策2 子ども・若者の育成支援

政策2 生涯にわたる豊かな学びの機会をつくります

施策3 幼児教育・学校教育の推進

施策4 家庭や地域における教育力の向上

施策5 生涯学習・社会教育の振興



施策1 子どもを生き育てやすい環境の整備

現状と課題

保護者の就労環境の変化に対応するため、子どもを必要な時に預けることができるよう、保育所・児童クラブ⁶の待機児童対策などを推進し、子育てしやすい環境の整備を進めている一方で、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭の孤立感、負担感が大きくなっています。

こうした中、子どもを生き育てることに喜びを感じながら、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、地域で子育てを支える環境づくりを進めるとともに、母子保健のさらなる充実や、多様化する保育ニーズへの対応、障害のある子どもに対する相談や療育の支援体制の充実など、福祉・医療・教育等の関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組む必要があります。

取組の方向

1 安心して妊娠・出産できる環境の整備

妊産婦のケアや乳幼児⁷の健康、発育・発達、親の育児などを支援する環境を整え、母子保健の充実や家庭の経済的な負担の軽減を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組めます。

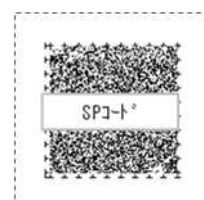
2 子育て支援の充実

地域で子育てを支援する人材の育成し、親子が気軽に相談や情報交換することができる場を充実させ、子育ての悩みや不安を抱え込まないよう環境づくりを推進するとともに、保育所及び児童クラブの施設整備、人材確保などによる待機児童の解消や、質の向上に向けた取組を推進します。

また、子どもの医療費の助成や手当の支給などにより、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るとともに、様々な家庭の環境に応じた子育て支援の充実に取り組めます。

3 障害のある子どもへの支援の充実（施策9再掲）







障害のある子どもに対する相談機能とサービス支援の充実により、障害を早期に発見し適切な療育を行うとともに、民間療育支援施設⁸への技術支援の充実や関係機関との連携体制を構築するなど、医療的ケア児⁹や重症心身障害児¹⁰を含め障害のある子どもやその家族が身近な地域で安心して生活できる環境づくりやライフステージに応じた切れ目のない支援を進めます。



成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
妊娠届出時の保健師面接率 妊娠届出時に保健師と面接している割合を測ることで、必要な情報や相談先の提供、早期の相談が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 1）	%	90.3	95.8	100
産婦健康診査の受診率 産婦健康診査の受診率を測ることで、産後うつや新生児虐待予防などが図られているかを見る指標（対応する取組の方向 1）	%	71.8 (令和元年)	77.4	k83
子育て広場の利用者数 子育て広場の利用者数を測ることで、親子が気軽に相談や情報交換することができる場の充実が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 2）	人	187,999	243,891	253,487
保育所等利用待機児童数 保育所等における利用待機児童数を測ることで、子育て支援の充実が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 2）	%	99.4	99.9	100
療育相談、発達障害相談者数（施策9再掲） 障害のある子どもやその家族が身近な地域で安心して生活できる環境づくりが図られているかを見る指標（対応する取組の方向 3）	人	1,858	2,036	2,192

施策とSDGsの関連

6【児童クラブ】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象として、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、健全育成を図ることを目的とする施設

令和元年5月1日現在、市立の児童クラブは68箇所、民間の児童クラブは49箇所ある

7【乳幼児】

0歳から就学前までの期間の子どものこと

8【民間療育支援施設】

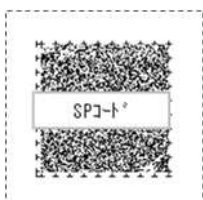
障害のある児童に対して、医療や保育を施し、児童の発達能力を促進し、自立を育成するとともに、保護者への支援をする施設

9【医療的ケア児】

医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）などに長期入院した後、引き続き人工呼吸器などの使用やたんの吸引、経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害のある児童

10【重症心身障害児】

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複しており、言葉で意思を伝えることや自力で体を動かすことが難しいため介助が必要な児童



施策2 子ども・若者の育成支援

現状と課題

子どもの権利条例の制定などにより、子どもが安全で安心して生活できる環境づくりが進んでいますが、核家族化や共働き世帯の増加、情報化社会の進展など、子ども・若者を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このため、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりや、若者が活躍できる環境づくりをより一層進めるほか、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援の充実を図る必要があります。

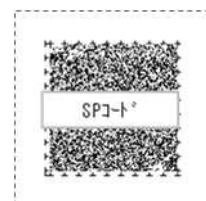
取組の方向

1 子どもが健やかに育ち、若者が活躍するための環境づくりの推進

地域や関係機関との連携を図りながら、放課後の子どもの居場所づくりや地域での交流・体験活動の機会の充実など、子どもが将来に夢や希望を持ち、健やかに成長するとともに、若者が活躍できる環境づくりを推進します。

2 困難を有する子ども・若者の支援の充実

児童虐待の防止、早期発見・早期対応を図り、虐待を受けた子どもが安心して生活できる環境づくりを進めるとともに、子どもの貧困対策の推進などにより、子ども・若者がその生まれ育った環境に左右されることなく、社会で活躍できるよう取組を推進します。

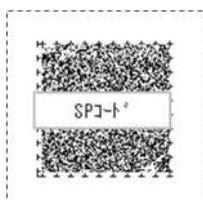


成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
児童クラブの確保提供量 (児童クラブにおいて受け入れることができる児童数) 児童クラブの確保提供量を測ることで、児童クラブへのニーズに対応が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1)	人	6,485	7,813	8,731
児童館¹¹及びこどもセンター¹²の利用者数 児童館及びこどもセンターの利用者数を測ることで、放課後の子どもの居場所づくりが図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1)	人	1,100,213	1,168,400	1,183,500
里親の登録者数 里親の登録者数を測ることで、困難を有する子ども・若者の支援の充実が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 2)	人	55	102	112
安全確認実施率 (虐待相談後、48 時間以内に子どもの安全確認を行った割合) 虐待相談後、48 時間以内に子どもの安全確認を行った割合を測ることで、児童虐待の早期発見・早期対応が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 2)	%	100	100	100

施策とSDGsの関連



¹¹ 【児童館】

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的として設置される屋内型児童厚生施設
 市内に23館あり、遊戯室、集会室、図書室などがある

¹² 【こどもセンター】

児童に健全な遊びを与え、健康を増進するとともに、情操を豊かにし、もって青少年の健全育成を図ることを目的とする施設で、児童館としての機能、地域の健全育成を高める機能、児童クラブの機能を併せ持つ
 市内に24館あり、遊戯室、集会室、幼児室、図書室、児童クラブ室などがある

施策3 幼児教育・学校教育の推進

現状と課題

学習指導要領で求められる教育内容の充実をはじめ、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校、小学校と中学校の連携体制や、悩みを抱える子どもの相談支援体制の強化など、幼児教育・学校教育の充実を図ってきましたが、予測困難な時代を迎える中、子どもを取り巻く環境は複雑・多様化しています。

このため、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援など、これまでの取組をより一層推進するとともに、幼児期から義務教育終了後までを見通した連続性のある学びにより、子どもの未来を切り拓く力を育成する必要があります。

取組の方向

1 未来を切り拓く力の育成

幼児期からの各発達段階に応じて、子どもが直面する課題解決のために必要な知識・技能を習得し、他者と協働しながら主体的に探究していく学びを推進することにより、社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現するための力を育成します。

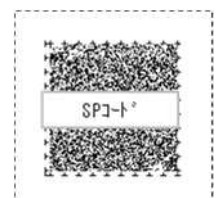
2 共生社会の実現に向けた取組の推進

共生社会の実現に向けて、多様性や人権、命を尊重する子どもの心を育成するとともに障害、母語が外国語のほか、生まれ育った環境などにより様々な困難を抱える子どもや、不登校・いじめの状態にあり、悩みを抱える子どもを温かく支援するため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育などの取組を推進します。

3 教育環境の充実

幼児教育や学校教育に必要とされる人材の確保や、教員などに求められる資質・能力の向上を図るとともに、教員が子どもに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、学校における働き方改革を推進し、教育現場の指導体制を充実します。

また、学校の施設・設備の充実や学校規模適正化の取組などにより、安全・安心で質の高い教育環境を整えます。

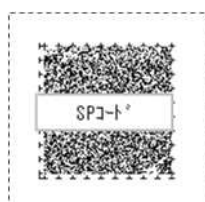


成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
自分には良いところがあると思う児童生徒の割合	%	76.1 (令和元年)	78.1	81.3
自分には良いところがあると思う児童生徒の割合を測ることで、様々なことに挑戦しようとする意欲の源泉である自己肯定感が育まれているかを見る指標(対応する取組の方向 1)				
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	%	76.7 (令和元年)	77.7	78.7
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合を測ることで、未来への前向きな気持ちや自分らしい生き方を実現しようとする意欲が育っているかを見る指標(対応する取組の方向 1)				
基礎学力の定着度 (学習調査における目標値を達成する児童の割合)	%	60.8	64.9	70
児童の基礎学力の定着度を測ることで、子どもが直面する課題解決のために必要な知識・技能が習得できているかなどを見る指標(対応する取組の方向 1、3)				
多様性を尊重できる児童生徒の割合 (人の得意なことや苦手なことを、その人らしさとして認めることができると思う児童生徒の割合)	%	88.4 (令和元年)	89.4	90.4
子どもの多様性を尊重する心の育成が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 2)				

施策とSDGsの関連

 <ul style="list-style-type: none"> 自分らしい生き方を実現するための力の育成 一人ひとりの教育的ニーズに応じた取組の推進など 	 <ul style="list-style-type: none"> 自分らしい生き方を実現するための力の育成など
 <ul style="list-style-type: none"> 自分らしい生き方を実現するための力の育成 一人ひとりの教育的ニーズに応じた取組の推進 安全・安心で質の高い教育環境の充実など 	 <ul style="list-style-type: none"> 多様性や人権、命を尊重する子どもの心の育成など
 <ul style="list-style-type: none"> 自分らしい生き方を実現するための力の育成 一人ひとりの教育的ニーズに応じた取組の推進 安全・安心で質の高い教育環境の充実など 	



施策4 家庭や地域における教育力の向上

現状と課題

家庭教育は全ての教育の出発点ですが、家庭環境の多様化や地域コミュニティの希薄化に伴い、子どもの基本的な生活習慣や社会性の育成などに課題を抱える家庭や地域で孤立する家庭の増加が指摘されており、地域全体で家庭教育を支える取組が求められています。

また、子どもを取り巻く家庭や地域の状況の変化に加えて、学校が抱える課題も複雑・多様化しており、その課題解決や未来を担う子どもの豊かな学びと成長のためには、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みづくりなど、地域全体で子どもの成長を支える取組が求められています。

取組の方向

1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

主体的に行動できる子どもの育成に向け、子どもの個性や可能性に気づき、認め、寄り添いながら歩むことができる子どもに関わる活動の担い手の育成や、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための仕組みづくりなど、地域全体で子どもの成長を支える取組を推進します。




2 家庭教育を支える取組の推進

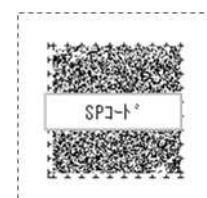
子どもの基本的な生活習慣や社会性の育成などに当たって重要となる家庭教育に関する学習機会を充実するとともに、地域における家庭教育支援の担い手を育成するなど、地域全体で家庭教育を支える取組を推進します。

成果指標

	指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	地域で子どもに関わる活動をしたことがある市民の割合	%	55.9 (令和元年)	58	60
	地域で子どもに関わる活動をしたことがある市民の割合を測ることで、地域全体で子どもの成長を支える取組が進んでいるかを見る指標(対応する取組の方向 1)				
	「家庭教育支援事業」の参加人数	人	1,920	2,180	2,670
	「家庭教育支援事業」の参加人数を測ることで、家庭教育に関する学習機会の充実が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 2)				

施策とSDGsの関連

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>・ 家庭教育に関する学習機会の充実など</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>・ 地域全体で子どもの成長や家庭教育を支える取組の推進 ・ 家庭教育に関する学習機会の充実など</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>・ 地域全体で子どもの成長や家庭教育を支える取組の推進など</p>	



現状と課題

人生100年時代¹⁵の到来など社会状況が変化する中、学習機会を得ていると思う市民の割合は向上しているものの、生涯にわたり学び、自己の可能性を広げて豊かな人生を送ることができるよう、多様な学習ニーズに対応し、より一層様々な学習機会を提供する必要があります。

また、人口減少や少子高齢化、地域コミュニティの希薄化など地域を取り巻く環境が変化する中で、地域課題の解決に向けた学びを推進し、その成果を地域コミュニティの維持・活性化の活動につなげていくことが求められています。

取組の方向

1 生涯にわたって学び生かす学習機会の提供

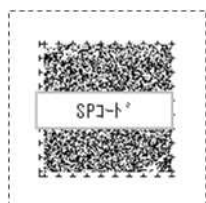
誰もが豊かな人生を送ることができるよう、学び始めるきっかけづくりや、仲間とつながりながら楽しく学び、学んだことを生かすことができる学習機会を提供します。

また、市民一人ひとりの可能性を広げるため、生涯にわたって必要な知識や時代の変化に柔軟に対応できるスキルを身に付けることができるよう、大学や研究機関なども含めた様々な主体と連携し、多様で質の高い学習機会を提供します。

公民館や図書館、博物館などの生涯学習・社会教育施設においては、それぞれ機能の充実を図ります。

2 地域の学びを通じた絆づくり・地域づくりの促進



地域コミュニティの維持・活性化に取り組んでいくため、地域課題の解決に向けた学びを通じて、地域の担い手を育成するとともに、多様な主体と連携しながら、学んだ成果を地域での活動に生かす「学びと活動の好循環」により、多世代にわたる絆づくりや活気ある地域づくりを促進します。



成果指標

	指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	学習機会があると思う市民の割合	%	55.8 (令和元年)	58	60
	学習機会があると思っている市民の割合を測ることで、生涯にわたって学ぶ機会が提供できているかを見る指標(対応する取組の方向 1)				
	学習成果を生かしている市民の割合	%	59.9 (令和元年)	62.5	65
	学習成果を生かしている市民の割合を測ることで、学んだことを生かすことができる学習機会が提供できているかを見る指標(対応する取組の方向 1、2)				
	公民館をはじめとした社会教育事業の運営に新たに携わった市民の人数(累計数)	人	654	2,600	5,200
	社会教育事業の運営に新たに携わった市民の人数を測ることで、地域の担い手の育成・充実が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 2)				

施策とSDGsの関連

 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様で質の高い学習機会の提供 ・学んだことを生かすことができる学習機会の提供 ・地域課題の解決に向けた学びの促進など 	 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様で質の高い学習機会の提供など
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様で質の高い学習機会の提供 ・生涯学習・社会教育施設の機能充実など 	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習・社会教育施設の機能充実など
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体と連携した学習機会の提供 ・地域の担い手の育成 ・多様な主体と連携した絆づくり・地域づくりの促進など 		

¹³ 【生涯学習】

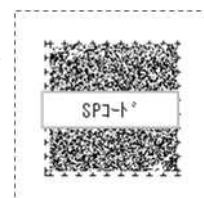
人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習

¹⁴ 【社会教育】

学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)

¹⁵ 【人生100年時代】

ロンドン・ビジネス・スクール教授リンダ・グラットン氏が共著「ライフ・シフト 100年時代の人生戦略)」で提唱
寿命の長期化によって先進性の2007年生まれの2人に1人が103歳まで生きる時代が到来するとし、100年間生きることを前提とした人生設計の必要性を論じたもの



目指すまちの姿

笑顔で健やかに暮らせるまち

政策3 共に支え合い、いきいきと暮らせる社会をつくります

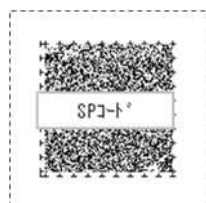
- 施策6 地域福祉の推進
- 施策7 生活に困窮する人の自立支援
- 施策8 地域包括ケアシステムの充実と高齢者の社会参加に向けた取組の推進
- 施策9 障害のある人の地域生活の支援と社会参加に向けた取組の推進

政策4 健康で心豊かに暮らせる社会をつくります

- 施策10 健康づくりの推進
- 施策11 医療体制の充実

政策5 個性が尊重され、人権を認め合う社会をつくります

- 施策12 多文化共生の推進と世界平和の尊重
- 施策13 人権の尊重と男女共同参画の推進



施策6 地域福祉の推進

現状と課題

身近な地域における支え合い活動の中心となるサロン¹⁶の増加など、地域住民が支え合うための体制が充実してきている一方、ひとり暮らしの高齢者の増加やコミュニティの希薄化により、高齢者、障害のある人、生活に困窮する人、ひきこもり状態にある人など、生活に課題を抱えたり支援を必要としている方が、地域で孤立したり、制度の狭間で支援に結びつきにくいなどの課題があります。

このため、誰もが住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らせるよう、福祉サービスなどを利用しながら、市民が世代や分野、「支え手」「受け手」という関係を超えて、相互に支え合う地域共生社会を実現することが必要です。また、誰もが快適な日常生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、公共施設、公共交通などのハード面、情報、コミュニケーションなどのソフト面の両面におけるバリアフリー化の推進が必要です。

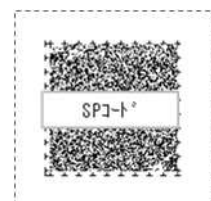
取組の方向

1 福祉コミュニティづくりと包括的な支援体制の整備

福祉への理解と意識の向上を図るとともに、地域の課題解決に向けて、参加と連携により地域全体で支え合う福祉コミュニティづくりを進めます。また、地域における複雑・多様化した課題の解決に向けて、高齢、障害、子育てなどの各福祉分野が連携して支援に取り組むとともに、包括的な支援体制の整備を進め、地域共生社会の実現を目指します。

2 バリアフリー¹⁷による福祉のまちづくりの推進

誰もが公共施設、公共交通などを快適に利用できるよう、道路、公園、駅、住宅などのバリアフリー化を進めるなど、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、福祉のまちづくりの推進に取り組めます。



成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
福祉コミュニティづくりの推進度 (地域で互いに助け合い、支え合っていると思う市民の割合) 地域全体で支え合う福祉コミュニティづくりが進んでいるかを見る指標 (対応する取組の方向 1)	%	56.6 (令和元年)	60.1	63.9
「地域住民による相談窓口」の機能を持つ地区の数 地域における困りごとの相談を受け止める地区ボランティアセンターなどの設置により、地域全体で支え合う福祉コミュニティづくりが進んでいるかを見る指標 (対応する取組の方向 1)	地区	9	14	18
バリアフリー化に満足している市民の割合 誰もが快適な日常生活を送ることができる福祉のまちづくりに向けた取組が進んでいるかを見る指標(対応する取組の方向 2)	%	29.3 (令和元年)	35	39

施策とSDGsの関連

 <ul style="list-style-type: none"> 地域全体で支え合う福祉コミュニティづくりによる生活に困窮する人への支援 	 <ul style="list-style-type: none"> 地域全体で支え合う福祉コミュニティづくり 地域共生社会の実現 バリアフリーによる福祉のまちづくりの推進
 <ul style="list-style-type: none"> 地域全体で支え合う福祉コミュニティづくりによる高齢者、障害のある人、生活に困窮する人への支援 	 <ul style="list-style-type: none"> 地域全体で支え合う福祉コミュニティづくり 地域共生社会の実現 バリアフリーによる福祉のまちづくりの推進
 <ul style="list-style-type: none"> 地域全体で支え合う福祉コミュニティづくり 地域共生社会の実現 	 <ul style="list-style-type: none"> 地域全体で支え合う福祉コミュニティづくり 地域共生社会の実現

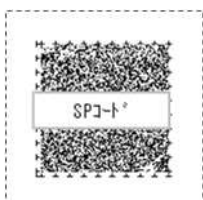
¹⁶ 【サロン】

サロンとは、地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画し、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動のこと

サロンには、高齢者、障害者、お子さんとその保護者を対象とした対象者別のサロン、また、誰でも自由に参加できるサロンがある

¹⁷ 【バリアフリー】

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる



施策7 生活に困窮する人の自立支援

現状と課題

社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至る要因が複雑・多様化しており、自ら解決することが困難である場合も少なくないため、安心して日常生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズに応じた支援を行い課題の解決を図るとともに、生活保護制度の利用が必要となった場合には、適正な保護を実施し生活を保障するとともに、自立に向けた支援を進めることが必要です。

また、子ども・若者の将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、そして貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、ひとり親家庭等の自立の支援や子どもの居場所づくりなどを進めることが必要です。

取組の方向

1 生活の安定と自立に向けた支援

相談支援などの自立支援の取組や、関係機関や地域との連携による支援体制の構築により、生活に困窮し支援を必要としている人の自立を促進し、生活の安定を図ります。また、ひとり親家庭等の自立や、子どもの居場所づくりの取組を支援します。

2 生活保護制度利用世帯への支援

生活保護制度による支援を必要とする世帯に対して、適正な保護を実施するとともに、相談・支援体制の充実を図り、自立を促進します。

成果指標

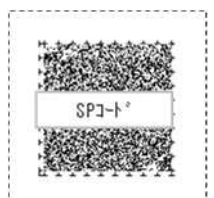
	指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	就労支援の決定率 (生活困窮者自立支援相談窓口 ¹⁸ で相談を受けた者のうち、就労支援が決定した割合) 相談者のニーズ等に応じた自立支援が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 1)	%	28.1	37.6	45.2
	就労支援事業の参加率 (就労支援事業の対象となる生活保護制度利用者のうち、就労支援事業に参加した割合) 生活保護制度利用者のニーズ等に応じた自立支援が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 2)	%	59.9	61.9	63.5

施策とSDGsの関連

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援などの自立支援 ひとり親家庭等の自立 生活保護制度による支援を必要とする世帯に対する適正な保護の実施など 	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援などの自立支援 ひとり親家庭等の自立 生活保護制度による支援を必要とする世帯に対する適正な保護の実施など
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援などの自立支援 ひとり親家庭等の自立 生活保護制度による支援を必要とする世帯に対する適正な保護の実施など 	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等の自立 子どもの居場所づくり
 <p>8 働きがいある経済成長を</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援などの自立支援 ひとり親家庭等の自立 生活保護制度による支援を必要とする世帯の自立促進など 		

¹⁸ 【自立支援相談窓口】

生活困窮者の自立に向けて、地域のネットワークを構築しながら、包括的・継続的な相談支援を行うとともに、就労やその他の支援体制を整備し、生活困窮者の自立を支援するもの



施策 8 地域包括ケアシステムの充実と高齢者の社会参加に向けた取組の推進

現状と課題

超高齢社会において、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加に加え、8050問題¹⁹や育児と介護のダブルケアなどの複合的な課題も生じている中、誰もが住み慣れた地域で、自立した日常生活を生きがいを持って営むための取組が求められています。

このため、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援が包括的かつ継続的に提供されるとともに、高齢者等を地域全体で支え合う「地域包括ケアシステム」の充実や、地域活動への参加や就労の支援などの社会参加に向けた取組の推進が必要です。

取組の方向

1 地域包括ケアシステムの充実

ひとり暮らしの高齢者や介護家族などへの適切な支援が行われるよう、日常生活圏域²⁰において、地域包括支援センター²¹を中心に、高齢者等を見守り、支える地域づくりを推進します。さらに、在宅医療・介護の連携や高齢者等の権利擁護、自立支援、介護予防と重度化防止の取組を進めるとともに、住民主体による支え合いの活動や身近な通いの場の普及、外出しやすい環境の整備などの取組も進め、地域全体で支え合う「地域包括ケアシステム」の充実を図ります。

2 認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進

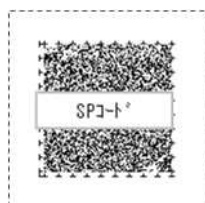
共生と予防の取組に重点を置き、当事者の視点に立った普及啓発と支援を行うとともに、適時・適切な医療、介護などの提供を行う地域ネットワークの整備・強化を図り、認知症の人とその家族にやさしい地域づくりを推進します。

3 介護サービス基盤の充実

介護を支える人材の確保・定着・育成のための取組や介護サービスの質の向上を図るとともに、安定的な介護サービスの供給体制を確保することで、高齢者が安心して介護サービスを受けることができる基盤の充実を図ります。

4 高齢者の社会参加と生きがいづくりに向けた取組の推進

高齢者が長年培ってきた技能・知識・経験を生かすことができるよう、ボランティア活動や世代間交流、伝統文化伝承活動などを支援する環境づくりを進めるとともに、関係機関などとの連携による就労支援を図り、高齢者の社会参加と生きがいづくりに向けた取組を推進します。



成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
要支援・要介護認定の新規申請者の平均年齢	歳	78.5	79.1	79.5
介護予防の取組の推進が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 1）				
認知症サポーター ²² の養成数	人	44,488	74,488	98,488
認知症の人とその家族にやさしい地域づくりが推進されているかを見る指標 (対応する取組の方向 1.2)				
介護人材の不足感	%	69.9	68.9	68.1
高齢者が安心して介護サービスを受けることができる基盤の充実が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1.3)				
生きがいがあると感じている高齢者の割合	%	77.5 (令和元年)	78.7	80
高齢者の社会参加や生きがいづくりに向けた取組の推進が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1.4)				

施策とSDGsの関連

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの高齢者や介護家族などへの適切な支援 ・認知症の当事者の視点に立った普及啓発と支援 ・介護を支える人材の確保・定着・育成など 	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護を支える人材の確保・定着・育成のための取組 ・関係機関などとの連携による就労支援
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の権利擁護など 	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体による支え合いの活動や身近な通いの場の普及 ・外出しやすい環境の整備 ・介護を支える人材の確保・定着・育成など
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の権利擁護など 	 <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体による支え合いの活動や身近な通いの場の普及など ・ボランティア活動や世代間交流、伝統文化伝承活動などを支援する環境づくり

¹⁹ 【8050（はちまるごまる）問題】

ひきこもりの子をもつ家庭が高齢化し、50歳代の中老年のひきこもりの子を80歳代の高齢者である親が面倒見るケースが増えている、という社会問題

貧困、介護、地域からの孤立化など、複合的な課題を抱える傾向がある

²⁰ 【日常生活圏域】

市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の状況その他の条件を勘案して定める区域

本市では、公民館区を基本とし、当該圏域の高齢者人口が1万人を超える地域はこれを分割し、合計で29の圏域を設定

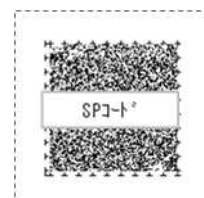
²¹ 【地域包括支援センター】

介護保険法に基づき、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職を置き、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のための必要な援助、支援を包括的に行う地域包括ケア推進の中核機関として設置

本市では愛称を「高齢者支援センター」としている

²² 【認知症サポーター】

厚生労働省が定める養成講座を受講し、日常生活で認知症の人やその介護家族を応援する人市では独自にシンボルマークを作成し、その養成を進めている



施策9 障害のある人の地域生活の支援と社会参加に向けた取組の推進

現状と課題

国による制度改正に伴い障害福祉サービスなどの支援が充実し、サービス利用者の増加や地域生活への移行が図られている一方、障害の重度化や障害のある人の高齢化の進行など、障害のある人や家族を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、障害等に関する理解の促進、誰もが住み慣れた地域で自らの望む生活を営むためのサービスを提供できる体制の充実、就労環境の充実といった障害のある人の自立及び社会参加の支援などを総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会を実現することが求められています。

取組の方向

1 障害等に関する理解促進と権利擁護

障害のある人や障害者団体等と連携しながら、広く市民に対して、障害等に関する理解を促進することにより、障害の有無に関わらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に取り組みます。

2 障害のある人の地域生活の支援

障害特性などに応じた支援の充実、本人の意思を尊重した支援の提供など、障害のある人が安心して地域生活を送るための取組を進めます。

3 福祉人材の確保とサービスの質の向上

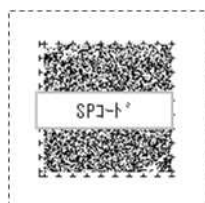
障害福祉サービス事業所やボランティア団体などにおける福祉人材の確保・定着に向けた取組を進めるとともに、研修などを通じた人材の育成などにより、質の高い福祉サービスの提供を図ります。

4 障害のある子どもへの支援の充実（施策1再掲）

障害のある子どもに対する相談機能とサービス支援の充実により、障害を早期に発見し適切な療育を行うとともに、民間療育支援施設への技術支援の充実や関係機関との連携体制を構築するなど、医療的ケア児や重症心身障害児を含め障害のある子どもやその家族が身近な地域で安心して生活できる環境づくりやライフステージに応じた切れ目のない支援を進めます。

5 障害のある人の就労環境の充実

障害福祉サービス事業所から一般企業への就労促進や就労継続支援事業所²³の工賃向上などの支援に取り組むとともに、障害のある人の市職員への雇用機会の拡大や、ハローワークなどの関係機関と連携した障害者雇用に向けた企業への働きかけなど、充実した就労環境づくりに取り組みます。



成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
地域の中で障害のある人への理解が進んでいると思う市民の割合 障害等に関する理解促進に向けた普及啓発が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1)	%	40.3 (令和元年)	46.8	52.0
共同生活援助(グループホーム)²⁴の利用人数 障害のある人の地域生活の場となる共同生活援助(グループホーム)の利用人数を測ることで、安全で安心して地域生活を送るための取組が進んでいるかを見る指標(対応する取組の方向 2)	人	742	913	1,017
福祉研修センター²⁵の実施する研修を受講した障害福祉サービス事業所等従事者数 研修などを通じた人材の育成などにより、質の高い福祉サービスの提供が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 3)	人	1,405	2,000	2,240
療育相談、発達障害相談者数(施策1再掲) 障害のある子どもやその家族が身近な地域で安心して生活できる環境づくりが図られているかを見る指標(対応する取組の方向 4)	人	1,858	2,036	2,192
一般就労への移行人数 (障害福祉サービス事業所で就労訓練を受け、一般就労に結びついた人数) 一般就労に結びついた人数を測ることで、就労環境の充実が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 5)	人	143	234	357

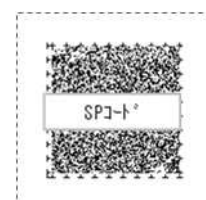
施策とSDGsの関連

 <ul style="list-style-type: none"> 障害特性などに応じた支援の充実 福祉人材の確保・定着に向けた取組 障害のある子どもに対する相談機能とサービス支援の充実など 	 <ul style="list-style-type: none"> 障害のある子どもに対する相談機能とサービス支援の充実など
 <ul style="list-style-type: none"> 福祉人材の確保・定着に向けた取組 障害福祉サービス事業所から一般企業への就労促進 関係機関と連携した障害者雇用に向けた企業への働きかけ 	 <ul style="list-style-type: none"> 障害等に関する理解の促進 障害特性などに応じた支援の充実 本人の意思を尊重した支援の提供など
 <ul style="list-style-type: none"> 障害特性などに応じた支援の充実 本人の意思を尊重した支援の提供など 	 <ul style="list-style-type: none"> 障害等に関する理解の促進 障害特性などに応じた支援の充実 本人の意思を尊重した支援の提供など

²³ 【就労継続支援事業所】
一般企業などにおける就労が困難な障害のある人に対し、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のための訓練を行う事業所

²⁴ 【共同生活援助(グループホーム)】
介護を要する障害のある人に対する、共同生活の場における、入浴、排せつ、食事など日常生活の世話、介護などの支援

²⁵ 【福祉研修センター】 障害者支援センター松が丘園にある機能
市内障害福祉サービス事業所等の職員の質の向上を図るため、障害福祉基礎研修や支援技術向上研修などを実施



現状と課題

心身の健康は日々を快適に過ごすために大切なものです。運動習慣を有する市民の割合が増えるなど、市民の健康への意識は高まっている一方、超高齢化の進行や生活習慣病の増加などの課題が生じています。

こうした中、市民が生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるよう、市民自らが健康状態を自覚し、積極的に健康の増進を図るとともに、そうした取組を地域社会全体が支えていくことが必要です。

また、自殺死亡率が減少傾向にあるものの依然として高いことから、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すとともに、うつ病や依存症などの精神疾患、ひきこもり状態などによる生きづらさや孤立に対する支援を含めて、市民の心の健康づくりに対する支援が求められています。

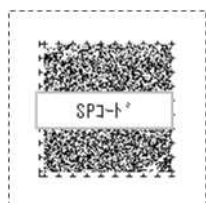
取組の方向

1 健康づくりと生活習慣病予防対策の充実

運動の習慣化や健康的な食習慣の形成など、市民が主体的に取り組む健康づくりへの支援や、地域、学校、企業などと連携した効果的な健康づくりの取組を進め、生活習慣病の発症と重症化の予防などを図ることで、市民一人ひとりが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことを目指します。

2 心の健康づくりと自殺総合対策の推進






うつ病や心の病に対する対策や、自殺の防止などを図るため、専門相談の体制づくりや普及啓発活動など、心の健康づくりに関する取組や自殺総合対策を推進します。



成果指標

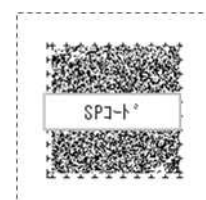
指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
自分が健康であると感じている人の割合	%	81.4 (令和元年)	82.8	84.3
市民一人ひとりが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすための取組が進んでいるかを見る指標(対応する取組の方向 1)				
健康のために取り組んでいることがある市民の割合	%	71.8 (令和元年)	73.8	75.4
市民の健康づくりへの意識が向上し、積極的に健康の増進が図られているか見る指標(対応する取組の方向 1)				
健康診断の受診率 (1年間に健康診断を受けた人の割合)	%	77.7 (令和元年)	79.7	81.6
市民の健康づくりへの意識が向上し、積極的に健康の増進が図られているか見る指標(対応する取組の方向 1)				
ゲートキーパー²⁶の養成数	人	4,697	7,697	10,097
自殺のサインに気づき、適切な対応を図ることのできるゲートキーパーの養成数を測ることで、自殺総合対策が推進されているかを見る指標(対応する取組の方向 2)				
精神疾患や心の健康に関して市に相談の窓口があることを知っている市民の割合	%	55.8 (令和元年)	57.9	60
心の健康づくりに対する支援が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 2)				

施策とSDGsの関連

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民が主体的に取り組む健康づくりへの支援 うつ病や心の病に対する対策 誰も自殺に追い込まれないための自殺総合対策の推進など 	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校と連携した効果的な健康づくりの取組 学校と連携した若者の自殺対策の推進など
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<ul style="list-style-type: none"> 企業と連携した効果的な健康づくりの取組 うつ病や心の病に対する対策など 	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<ul style="list-style-type: none"> 誰も自殺に追い込まれないための自殺総合対策の推進 生きづらさや孤立に対する支援など
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<ul style="list-style-type: none"> 誰も自殺に追い込まれないための自殺総合対策の推進など 		

²⁶ 【ゲートキーパー】

自殺対策において、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと



施策 1 1 医療体制の充実

現状と課題

本市の医療体制は、医療関係団体と連携した初期から三次までの救急医療体制の確立により、安心して医療を受けられると感じている市民が増えてきている一方、超高齢化の進行による在宅医療や救急医療の需要の増大、中山間地域の地域医療体制の確保、疾病構造の変化に伴う医療需要への対応などの課題が生じています。

このため、充実した救急医療体制の確保や救命救急への理解に向けた啓発、医療従事者の確保・養成など、今後も市民が安心して医療を受けられるための取組が必要です。

取組の方向

1 地域医療体制の充実

病院や診療所などの病院や診療所をはじめ歯科医療機関、薬局などの連携を促進することにより、疾病の状況に応じて適切な医療を受けることができる体制づくりを進めるとともに、総合的な診療能力を有する医師など地域医療を支える人材の確保や在宅医療への支援の充実を図り、かかりつけ医などの普及・定着に向けた取組を進めます。

2 救急医療体制の確保

初期救急医療機関から三次救急医療機関²⁷までの充実した救急医療体制の確保により、休日・夜間における急病患者に対し、適切な医療サービスを提供します。

また、救急業務の高度化²⁸を推進するとともに、メディカルセンター急病診療所や救急車の適正利用の普及啓発、救急隊の適正配置などにより、増加する救急需要への対応を進めます。

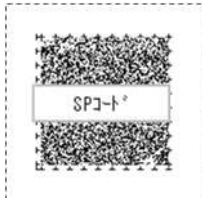
成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
かかりつけ医の普及率 (かかりつけ医などを持っている市民の割合)	%	57.6 (令和元年)	61.1	64.6
地域医療を支える人材の確保や在宅医療への支援の充実を図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1.2)				
救急隊員からの収容依頼3回以内で受け入れられた救急搬送者の割合	%	95.3	96.5	97.4
救急医療体制の確保が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 2)				

施策とSDGsの関連

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の状況に応じて適切な医療を受けることができる体制づくり ・地域医療を支える人材の確保や在宅医療への支援の充実 ・充実した救急医療体制の確保など 	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の状況に応じて適切な医療を受けることができる体制づくり ・地域医療を支える人材の確保や在宅医療への支援の充実 ・充実した救急医療体制の確保など
---	--	---	--

²⁷ 【初期救急医療機関】
救急患者の中でも最も多い比較的軽症の患者に対応する医療機関
【二次救急医療機関】
初期救急医療機関からの転送患者や入院治療を必要とする急病患者を受け入れる医療機関
【三次救急医療機関】
初期、二次救急医療機関、救急告示医療機関や救急隊等との連携をもとに、脳卒中、心筋梗塞、頭部外傷等の重篤救急患者を受け入れる医療機関
²⁸ 【救急業務の高度化】
「救急救命士に対する指示及び救急隊員に対する指導・助言体制」、「救急活動の医学的観点からの事後検証体制」、「救急救命士の研修」の充実等を進め、救急隊員の資質を向上し、救命効果の更なる向上を図ること



施策 1 2 多文化共生²⁹の推進と世界平和の尊重

現状と課題

外国人市民³⁰の増加や定住化が進む中、国際交流や協力などの機会を通じて、市民の国際感覚の醸成と相互理解の促進を図り、誰もが暮らしやすく、活力ある地域社会を形成するための取組が求められています。

このため、異なる文化や習慣を尊重し合う多文化共生のまちづくりの推進を図る必要があります。

また、世界には今なお紛争の絶えない地域が数多くあり、世界の恒久平和を実現することは、唯一の被爆国であるわが国だけに限らず、世界共通の願いです。

このため、より多くの市民の参加を得て平和意識の普及啓発を展開し、一人ひとりが国際社会の一員として、世界平和の実現を目指した社会づくりを進める必要があります。

取組の方向

1 多文化共生の推進

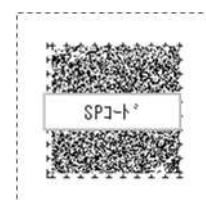
市民が異なる文化や考え方を尊重し、相互理解を深めていく中で、主体的に交流し、協働するとともに、国籍を問わず誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めます。

2 国際交流・国際協力の推進

市民、市民活動団体などが活発に交流を重ねる中で、市民一人ひとりの国際感覚の醸成や地域の活性化を図ります。

3 平和意識の普及啓発活動の推進

世界平和の実現に向け、核兵器廃絶平和都市宣言を踏まえた、「市民平和のつどい」の開催を通じ、平和意識の普及啓発を図るなど、世界平和に貢献する活動を進めます。

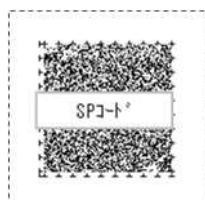


成果指標

	指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	多文化共生に取り組んだ市民の割合	%	28.5 (令和元年)	30.1	33.3
	国籍を問わず誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいるかを見る指標 (対応する取組の方向 1.2)				
	世界平和の実現に向けた取組に参加している市民の割合	%	40.55 (令和元年)	42	43.5
	平和意識の普及啓発により、世界平和に貢献する活動が進んでいるかを見る指標 (対応する取組の方向 3)				

施策とSDGsの関連

 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍や外国につながる児童・生徒等に対する学習支援など 	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民に対する労働相談や就職相談に関する情報提供など
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民の人権尊重に向けた教育や啓発など 	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設における外国人市民の利用しやすい環境づくりなど
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平和意識の普及啓発 ・外国人の市政参加の促進など 	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体や企業と連携した外国人市民の社会参加の促進など



²⁹ 【多文化共生】

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと

³⁰ 【外国人市民】

外国籍の市民又は国籍が日本であっても海外からの帰国者、国際結婚により生まれた人、日本国籍取得者など外国文化を背景にもつ市民

施策13 人権の尊重と男女共同参画の推進

現状と課題

近年、人権意識の高まりが見られるものの、依然として性別、年齢、障害などを理由とする様々な人権問題があるほか、性的少数者への偏見や差別、特定の国や民族に対するヘイトスピーチ³¹などの課題も顕在化しています。

このため、あらゆる施策に人権尊重の理念を反映させるとともに、人権教育・人権啓発を進めることにより、「個性の尊重」という基本的人権の根幹的な理念を社会全体で共有していく必要があります。

また、働く場における女性の活躍推進などが社会全体として進められている一方で、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く存在しているほか、配偶者などに対する暴力の問題も存在しています。

このため、性別にかかわらず、男女がその個性と能力を発揮できるよう、あらゆる分野における男女共同参画を推進するとともに、配偶者などに対する様々な暴力をなくす取組を推進していく必要があります。

取組の方向

1 人権尊重のまちづくりの推進

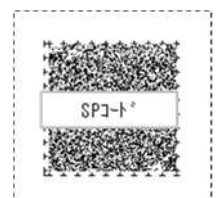
学校や家庭などあらゆる場を通じ、人権教育・人権啓発を進めるとともに、相談機関や関係機関の相互の連携による相談・支援体制の充実に取り組みます。

また、性的少数者への偏見や差別、ヘイトスピーチなどの人権問題に対し、多様な主体と連携した効果的な啓発活動などの取組を推進します。

2 男女共同参画の推進

様々な啓発活動を行うことにより、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、働く場における女性の活躍推進や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現など、性別にかかわらず誰もが充実した職業生活や家庭・地域生活を送ることのできる環境づくりに取り組むなど、あらゆる分野における男女共同参画を推進します。



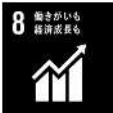


また、配偶者などに対する様々な暴力をなくすため、ドメスティック・バイオレンス³²防止の啓発を行うとともに、関係機関と連携した相談・支援などに取り組みます。

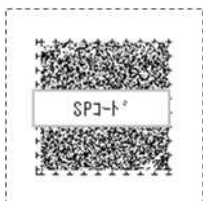


成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
人権が尊重されていると思う市民の割合	%	65.2 (令和元年)	67.3	69.3
市民の人権意識を測ることで、人権尊重のまちづくりが図られているか見る指標 (対応する取組の方向 1.2)				
男女の役割を固定化するような考え方に反対する市民の割合	%	79.9 (令和元年)	81	82
性別による固定的な役割分担意識を測ることで、男女共同参画が推進されているか見る指標 (対応する取組の方向 2)				
市の審議会等における女性委員の割合	%	33.9	37.3	40
女性の活躍推進が図られているか見る指標(対応する取組の方向 2)				

施策とSDGsの関連

 <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育・人権啓発の推進 ・男女平等に関する教育の推進 	 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育・人権啓発の推進 ・男女共同参画意識醸成のための啓発の推進など
 <p>8 働きがいも経済成長も</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働く場における女性の活躍推進に向けた取組 ・仕事と生活の調和の実現に向けた取組 	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育・人権啓発の推進 ・男女共同参画意識醸成のための啓発の推進など
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドメスティック・バイオレンス防止の啓発や関係機関と連携した相談・支援などの取組 	



³¹ 【ヘイトスピーチ】

人種、国籍、宗教、性別、障害、出身・出生などに基づいて、個人または集団を脅迫、侮辱し、おとしめたりする表現や他人をそのように扇動する言動等

³² 【ドメスティックバイオレンス】

配偶者、恋人等の親密な関係にある者又はあった者からからの暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす行為

目指すまちの姿

安全で安心な暮らしやすいまち

政策6 災害に強い都市基盤と地域社会をつくります

施策14 災害対策の推進

施策15 消防力の強化

政策7 安全で安心な市民生活を守ります

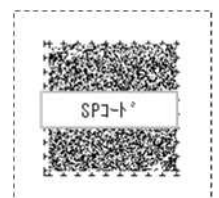
施策16 保健衛生体制の充実

施策17 防犯や交通安全・消費者保護対策の推進

政策8 暮らしやすい住環境と魅力ある景観をつくります

施策18 暮らしやすい住環境の形成

施策19 魅力的な景観の形成



施策 1 4 災害対策の推進

現状と課題

首都直下地震、南海トラフ地震などの大規模地震や、近年全国各地で多発している豪雨による災害が、本市においても想定される中、建物などの耐震化を促進するとともに、土木関連施設の改修など社会基盤の安全対策を講じることにより、災害に強くしなやかなまちづくりを進めています。

一方で、自然災害は予測することが難しく、想定外の事態をなくすべく、他自治体などとの連携を図りながら更なる取組を進めるとともに災害に対応した居住地形成を推進する必要があります。

また、災害への備えを自ら行うなど、市民一人ひとりの防災への意識が高まっている一方で、地域コミュニティの希薄化や地域活動の担い手不足などにより避難支援体制の構築が進まないなどの課題が生じています。

取組の方向

1 災害に強い都市基盤の整備

災害発生時の被害を軽減するための適正な居住誘導方策を検討するとともに、道路、公園などの整備に合わせた延焼遮断帯³³形成の推進、住宅・建築物、ブロック塀などの安全性に関する意識啓発や耐震化の促進を図ります。

また、避難場所や避難路の確保、緊急輸送道路³⁴などの土木関連施設の耐震化や無電柱化、山間部や河岸段丘の道路における土砂災害の未然防止などを図ります。

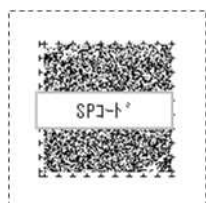
さらに、雨水管の整備や河川の改修、雨水流出抑制施設の機能向上など、浸水被害の軽減・解消を図ります。

2 地域防災対策の充実

災害時には市民の防災意識や地域防災力、他自治体及び関係機関との連携が重要となるため、九都県市合同防災訓練³⁵や各種個別訓練を通じて、災害対応能力の向上を図ります。

また、災害時に備え、備蓄食料、備蓄資機材などの充実や保健医療救護体制の強化を図るとともに、災害時要援護者の把握や避難支援体制の構築を促進します。

さらに、ひばり放送をはじめとする通信設備の適切な維持管理と更新を進め、様々な状況に対応した新たな情報伝達手段の整備を進めることにより、市民に緊急情報を的確に伝えるとともに、災害時に電話などの通信回線が断絶した場合にも迅速な対応ができるよう、通信網の適切な維持管理と更新を進めます。



成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
住宅の耐震化率	%	91.2	93.7	95.7
住宅の耐震化率を測ることで、地震に対する対策が推進されているかを見る指標 (対応する取組の方向 1)				
防災意識の向上度 (災害対策をしている市民の割合)	%			増加
市民の自助の取組状況を測ることで、防災意識の向上をみる指標(対応する取組の方向 2)				
緊急情報の伝達率 (市が発令する避難勧告などの緊急情報を取得できる市民の割合)	%			増加
市が発令する避難情報(避難勧告など)取得状況を測ることで、避難情報が市民に的確に伝わるかを測る指標(対応する取組の方向 2)				

施策とSDGsの関連

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な居住誘導方策の検討 ・土木インフラの耐震化 ・防災訓練の実施等による災害対応能力の向上など 	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害の軽減・解消など
---	---	--	---

³³ 【延焼遮断帯】

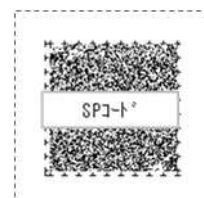
市街地における火災の延焼を防止する役割を担う施設
主に道路、河川、鉄道、公園、緑道などの都市施設を骨格として活用し、これらの施設とその沿道などの不燃建築物を組み合わせるにより構築する

³⁴ 【緊急輸送路】

緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらと連絡する幹線的な道路
緊急輸送の骨格を成す広域ネットワークやその路線を補完し地域のネットワークを形成する路線、市災害対策本部と防災備蓄倉庫や広域防災活動拠点、避難所等を結ぶ路線など、県や市が指定する道路

³⁵ 【九都県市合同防災訓練】

政治・経済などの中枢機能が集積した首都地域である九都県市(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉県・さいたま市・相模原市)が合同で、首都直下地震や南海トラフ地震等、首都圏に大きな被害をもたらすことが懸念される地震を想定し、市民、防災関係機関及び国と連携・協力して実施する訓練



施策 15 消防力の強化

現状と課題

高度救助体制³⁶の確立や救急業務の高度化など消防・救急体制が着実に充実し、また、火災発生件数は減少傾向にある一方、生命・財産を脅かす災害や事故は、これまで以上に大規模かつ複雑・多様化の傾向にあり、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模地震や豪雨による大規模水害の発生、テロ災害の対応など、消防の役割はますます重要となっています。

また、超高齢化の進行を背景として救急需要が増大する中、救急業務を安定的かつ持続的に提供し、救命率の向上を図るなど、その対策が求められています。

取組の方向

1 効果的な消防・救急体制の構築

消防車両などの整備、各種資機材や消防部隊の適正な配置を図ります。

また、救急需要の将来推計を踏まえた新たな救急隊配置などに併せ、消防署所の移転整備などを進め、火災、救急、救助などの様々な災害や事故への対応力の強化を図ります。

2 消防団機能の充実

消防団の加入促進や「消防団協力事業所表示制度」などの周知を継続し、事業所の理解と協力を得ることで、消防団員の確保を図るとともに、消防団の活性化及び活動環境の整備を推進します。

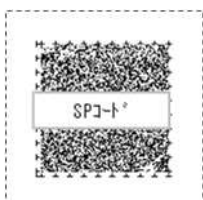
3 火災予防対策の推進

火災による被害の軽減や防火対象物などにおける違反是正を促進するなど火災予防に係る取組をよりの確に推進します。

4 救急需要増加への対応と市民に対する応急手当の普及啓発

予防救急³⁷や救急車の適正利用の普及啓発を推進し、超高齢化の進行などに伴い増加する救急需要に対応します。

また、応急手当普及員の養成や普及講習会、自主防災訓練などの機会を捉え、積極的に救急講習を実施し、応急手当のできる市民の拡大を図るとともに、民間企業などに対してA E D³⁸の設置促進を図ります。



成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
火災による損害額	千円	292,558 (平成26年～30年平均)	292,558	292,558
火災による損害額を測ることで、消防力が強化されていることを見る指標 (対応する取組の方向 1.2.3)				
火災件数	件	160	160	160
火災件数を測ることで、火災予防対策が推進していることを見る指標(対応する取組の方向 3)				
応急手当実施率 (救急現場に居合わせた市民が応急手当を実施した割合)	%	47.4	49	50.6
救急現場に居合わせた市民が応急手当を実施した割合を測ることで、市民による応急手当の普及状況を見る指標(対応する取組の方向 4)				

施策とSDGsの関連

 <p>産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な消防・救急体制の構築による再開対応力の強化 	 <p>住み続けられるまちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な消防・救急体制の構築による再開対応力の強化 火災予防に係る取組
 <p>気候変動に具体的な対策を</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大規模水害の対応など 		

³⁶ 【高度救助体制】

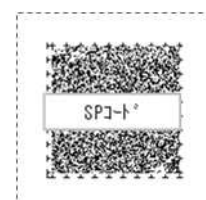
高度な救助用資機材及び人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員で構成する「特別高度救助隊」の設置に併せ、地域の実情に合わせた特色のある救助体制

³⁷ 【予防救急】

救急車が必要になるような病気やケガを未然に防ぐ取組のこと

³⁸ 【AED】Automated External Defibrillator(自動体外式除細動器)

心臓が心室細動(不整脈の一種)という状態になった時、電気ショックを与え、心臓本来のリズムを回復させる機器



施策 16 保健衛生体制の充実

現状と課題

地球温暖化の進行や国・地域を越えた人の往来の増加に伴い感染症や食中毒の発生リスクが高まることが見込まれているほか、火葬需要の増大、動物の多頭飼育崩壊³⁹などの課題が生じています。

このため、保健衛生体制の充実に向け、感染症の予防・まん延防止対策及び食品衛生対策、動物愛護思想の普及、斎場の整備・充実などの取組を進める必要があります。

取組の方向

1 感染症に関する保健衛生体制の強化

国や都道府県などと連携し、新興・再興感染症や輸入感染症⁴⁰の発生状況に関する情報を収集するとともに、本市の地域特性に即した分析を加えた感染症情報を迅速に発信するなど、本市における感染症の予防・まん延防止対策及び保健衛生体制の強化を図ります。

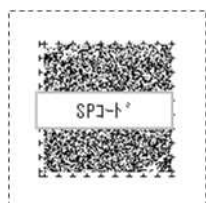
2 食品衛生対策の推進

H A C C P⁴¹に沿った衛生管理の推進や、監視指導の徹底及び食品、食中毒予防に関する衛生知識の普及啓発、食品に関する検査の拡充により、食に対する不安を解消し、食の安全と安心の確保を図ります。

3 生活衛生対策の推進

生活衛生関係営業施設への定期的な監視・指導や中山間地における安全で良質な水の提供により、衛生的な生活環境の確保に努めます。

また、高齢化の進行に伴う今後の火葬需要の増加に対応するため、斎場の整備・充実を図るほか、人と動物との共生社会の実現に向けた体制を構築し、動物愛護精神の「かん養」と適正飼養の普及啓発を推進します。



成果指標

	指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	結核罹患率 人口10万人当たりの新規結核患者数	人口10万対	8.3	8	7.8
	感染症の予防・まん延防止対策が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 1）				
	食品関係事業者などに対して実施する食品衛生に関する講習会の理解度	%	82.9 (令和元年)	83.3	83.7
	食品衛生に関する講習会の理解度を測ることにより、食の安全と安心の確保が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 2）				
	ペットの所有明示を行っている飼い主の割合 (迷子防止等のための迷子札、マイクロチップ等の装着を行っている飼い主の割合)	%	48 (令和元年)	51.6	61.2
	動物愛護精神のかん養と適正飼養の普及啓発が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 3）				
	公衆浴場等における改善率 (レジオネラ症 ⁴² の発生防止に係る改善率)	%	100	100	100
	生活衛生関係営業施設への定期的な監視指導により、衛生的な生活環境の確保が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 3）				

施策とSDGsの関連

 <ul style="list-style-type: none"> ・ HACCP に沿った食品衛生管理の普及推進 ・ 食品衛生監視指導の徹底 ・ 食品、食中毒予防に関する衛生知識の普及啓発 ・ 食品に関する検査の拡充 	 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の予防・まん延防止対策 ・ HACCP に沿った食品衛生管理の普及推進及び食品衛生監視指導の徹底 ・ 食品、食中毒予防に関する衛生知識の普及啓発 ・ 生活衛生関係営業施設への定期的な監視指導など
 <ul style="list-style-type: none"> ・ HACCP に沿った食品衛生管理の普及推進 ・ 食品衛生監視指導の徹底 ・ 食品、食中毒予防に関する衛生知識の普及啓発 ・ 中山間地における安全で良質な水の提供 	 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の予防・まん延防止対策 ・ HACCP に沿った食品衛生管理の普及推進及び食品衛生監視指導の徹底 ・ 食品、食中毒予防に関する衛生知識の普及啓発 ・ 生活衛生関係営業施設への定期的な監視指導など

³⁹ 【多頭飼育崩壊】

飼養能力を超える多数の動物を所有・占有し、結果として、適正な飼養が困難となり、飼育放棄により動物の健康が害されるときも、排泄物の堆積等により周辺の生活環境被害等を引き起こすこと

⁴⁰ 【新興感染症】

最近になって新しく出現した感染症

【再興感染症】

古くからある感染症のうち近い将来克服されると考えられていたものの再び流行する傾向が出ている感染症

【輸入感染症】

海外で感染して国内に持ち込まれる感染症

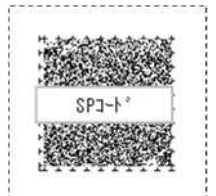
⁴¹ 【HACCP】Hazard Analysis and Critical Control Point

原材料の受入れから製品の出荷までの工程ごとに、食中毒菌による汚染や異物の混入などの危害を予測したうえで、特に重要な工程を継続的に監視し、記録することで、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法

⁴² 【レジオネラ症】

レジオネラ症とは、レジオネラ属菌という、自然界（河川、湖水、温泉や土壌など）に生息している細菌を原因とする細菌感染症

主にレジオネラ属菌に汚染された浴槽内等からエアロゾル（細かい霧やしびき）を吸引することによって感染する



施策 17 防犯や交通安全・消費者保護対策の推進

現状と課題

近年、市内の犯罪認知件数は減少しているものの、振り込め詐欺などの被害が頻発するなど、引き続き、市民一人ひとりが自覚を持ち、地域での連帯意識の高揚を図りながら、関係機関や団体との密接な連携による防犯体制の充実など、地域の防犯力を高めることが求められています。

また、自転車や高齢者の交通事故の割合が高いことから、ガードレールなど交通安全施設の整備充実に努めるとともに、地域が一丸となって交通安全意識の高揚を図るなど、交通マナーの向上や交通事故防止に向けた取組を積極的に行う必要があります。

さらに、消費者被害が複雑・多様化している中、消費者被害の未然防止と救済体制の充実を図るとともに、自立した消費者になるための啓発・教育を一層進めていく必要があります。

取組の方向

1 地域防犯力の向上

警察、関係団体、地域団体と連携を図り、多様化する犯罪に関する情報共有や、防犯活動の推進により市民の防犯意識を高めます。

また、自主防犯組織などによる防犯活動の支援を行うとともに、夜間の安全確保のため防犯灯の整備に努めます。

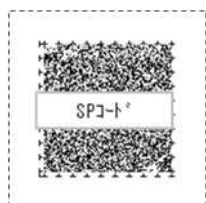
2 交通安全対策の推進

警察、関係団体、地域団体と連携して自転車利用者、子どもや高齢者などに対する交通安全教育などの交通安全運動を推進します。

また、多発する自転車や高齢者による事故の根絶に向け、交通安全意識の高揚を図る取組などを進めるとともにガードレールなど交通安全施設の整備を実施します。

3 消費者の保護と自立の支援

複雑・多様化する消費者被害を防止するため、消費生活相談の充実及び見守りによる未然防止と早期発見に取り組むとともに、自主的かつ合理的な判断ができる自立した消費者の育成を目指した消費者教育⁴³を推進し、市民の消費者としての安全の確保と自立の支援を進めます。



成果指標

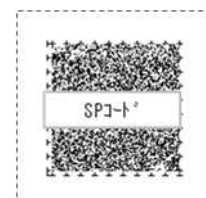
指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
住んでいる地域の防犯力を高める取組が進んでいると感じている市民の割合 住んでいる地域の防犯力が高める取組が進んでいると感じているか測ることで、地域防犯力を見る指標(対応する取組の方向 1)	%	36.4 (令和元年)	39.7	43.3
市内での高齢者の交通事故件数 交通事故の割合の高い高齢者の交通事故件数を測ることで、交通安全対策が推進されているのか見る指標(対応する取組の方向 2)	件	802	752	712
市内での自転車事故件数 交通事故の割合の高い自転車の交通事故件数を測ることで、交通安全対策が推進されているのか見る指標(対応する取組の方向 2)	件	771	691	627
消費生活に係る出前講座の満足度 (消費生活に係る出前講座のアンケートにおいて「役に立った」を選択した市民の割合) 消費生活に係る出前講座の満足度を測ることで、自立した消費者の育成が図られているか見る指標(対応する取組の方向 3)	%	95.9	96.4	96.8
契約などのトラブルにあった時に相談する窓口を知っている市民の割合 消費者被害に関する相談窓口の認知度を測ることで、消費者保護が図られているか見る指標(対応する取組の方向 3)	%	40.5 (令和元年)	45.3	50

施策とSDGsの関連

 <ul style="list-style-type: none"> 地域防犯力向上に向けた取組 交通安全対策の推進に向けた取組 	 <ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室など交通安全運動の推進 消費者教育の推進と情報提供の充実
 <ul style="list-style-type: none"> 消費者被害の未然防止など 	 <ul style="list-style-type: none"> 地域防犯力向上に向けた取組 交通安全対策の推進に向けた取組など
 <ul style="list-style-type: none"> 消費者の安全の確保 自立した消費者の育成 消費者教育の推進と情報提供の充実 	 <ul style="list-style-type: none"> 警察、関係団体、地域団体と連携した防犯活動や交通安全運動の推進 関係団体との情報交換や連携、協働による消費者施策の推進

⁴³ 【消費者教育】

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)及びこれに準ずる啓発活動をいう。



施策18 暮らしやすい住環境の形成

現状と課題

市営住宅の計画的な供給や住宅の耐震化の促進などにより、安全で安心なまちづくりが進んでいる一方、人口減少や少子高齢化、住宅購入世代である若年世帯や子育て世帯の転出超過のほか、空き家の増加やマンションの老朽化などによる防災、防犯、景観、衛生上の問題や、地域コミュニティの希薄化による住環境の質の低下が懸念されています。

このため、多様な主体との連携・協働により、誰もが安全で安心して暮らせる住生活の実現や地域特性を生かした質の高い住環境の形成などに取り組むことが必要です。

取組の方向

1 安心して暮らせる住生活の実現

若年世帯や子育て世帯がニーズに沿った住まいを選択・確保できるとともに、高齢者が住み慣れた地域で暮らしながら必要な介護などの支援が受けられる住環境を整備するなど、誰もが安心して暮らせる住生活の実現を図ります。

また、市営住宅などの公的賃貸住宅に加え、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット⁴⁴の構築により、住宅確保要配慮者⁴⁵の居住の安定を確保します。

2 良質な住宅ストックの形成と空家等の適正管理の促進

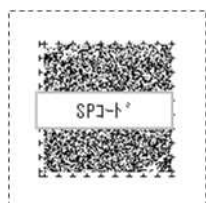
耐震、断熱・省エネルギー、耐久性能などに優れた新築住宅の供給、建替えやリフォームの促進などにより良質な住宅ストック⁴⁶の形成を図るとともに、地域特性に応じた空き家の利活用と適切に管理されていない空家等の対策に取り組み、適正管理の促進を図ります。

また、マンションの適切な維持管理などの促進や住宅団地の再生によるコミュニティの維持・活性化を進めます。

3 地域特性を生かした住環境の形成

住宅・建築物の耐震化の促進などによる安全で快適な住環境の形成とともに、地域の特性を踏まえた住宅の規制・誘導を図ります。

また、地域の実情に応じた、住環境づくりへの支援、高齢者の見守り、子育て支援など地域課題の解決に向けた空き家を活用した「場」の提供などによる活動の支援、ライフスタイルに応じた多様な住み方のできる環境の整備を進めます。



成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	%	2.9	3.45	4
高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を測ることで、高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住宅の供給が進んでいるかを見る指標（対応する取組の方向 1）				
新築住宅における長期優良住宅⁴⁷の認定戸数	戸	5,528	7,764	10,000
新築住宅における長期優良住宅の認定戸数を測ることで、長期にわたり良好な状態で使用することができる良質な住宅ストックが形成されているかを見る指標（対応する取組の方向 2）				
居住環境に対する満足度 (良好な居住環境が保たれていると思う市民の割合)	%	73.7 (令和元年)	76.9	80%
居住環境に対する満足度を測ることで、良好な居住環境が形成されているかを見る指標（対応する取組の方向 1.3）				
適切な管理が行われていない空家等の解決率	%	48.6 (令和元年)	48.6	48.6
空家等の適正管理が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 2）				

施策とSDGsの関連

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公的・民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築による住宅確保要配慮者の居住の安定の確保など 	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱性能などに優れた新築住宅の供給、建替えやリフォームの促進 ・高齢者が住み慣れた地域に必要な支援が受けられる住環境の整備など
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー、耐久性能などに優れた新築住宅の供給、建替えやリフォームの促進 	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公的・民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築による住宅確保要配慮者の居住の安定の確保など ・高齢者が住み慣れた地域に必要な支援が受けられる住環境の整備など
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マンションの適切な維持管理の促進 ・住宅・建築物の耐震化の促進 ・空き家の利活用と適正管理の促進 	 <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた空き家を活用した「場」の提供などによる活動支援など ・住宅団地の再生によるコミュニティの維持・活性化など

⁴⁴ 【住宅セーフティネット】

公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者に対する居住支援の仕組み

⁴⁵ 【住宅確保要配慮者】

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を要する者

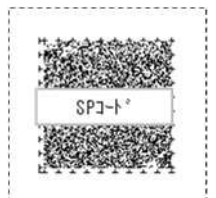
⁴⁶ 【住宅ストック】

貯蔵、蓄積、在庫の意味

住宅の場合、ある一時点における全ての住宅の量や既存住宅そのものをさす

⁴⁷ 【長期優良住宅】

長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅



施策 19 魅力的な景観の形成

現状と課題

景観に配慮した建築物や身近な緑が増加するなど、市全域において景観誘導が着実に図られている一方、市特有の景観資源を生かした個性的な景観づくりは進んでいません。豊かな自然を有し、多様な都市機能を併せ持つ都市として、広域交流拠点の形成による風格のある市街地や、誇りと愛着の持てる周辺環境と調和したまちなみなどの魅力的な景観を形成するためには、多様な主体との連携・協働による地域特性に応じた景観づくりや貴重な景観資源の保全などに取り組む必要があります。

取組の方向

1 地域の魅力を高める景観づくり

建築行為などに対し、周辺環境と調和した色彩などの誘導を行い、豊かな自然と市街地の景観を良好に保ちます。

また、景観の保全の必要性が高い地区や新たなまちづくりを行う地区、良好なまちなみを印象付ける街路などの軸に対し、地域の個性を生かした景観形成を進めます。

さらに、まちなみにふさわしい屋外広告物の規制や誘導により、潤いのある豊かな自然景観とにぎわいや風格のある市街地景観を形成し、地域の魅力を高めます。

2 心を豊かにする身近な景観づくり




市民に親しまれている景観資源の保全・活用や、人々にやすらぎや潤いを与える身近な緑の創出などにより心を豊かにする景観形成を進めます。

また、歴史や文化を生かした景観や生態系に配慮した環境にやさしい景観を形成するほか、景観づくりへの関心を高めるための普及啓発などに取り組み、市民との共有財産であるより良い景観を次代に引き継ぎます。

成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
市街地の景観に満足している市民の割合	ポイント	2.92	3.06	3.1
市街地の景観に対する満足度を測ることで、地域の魅力を高める景観づくりが進んでいるかを見る指標（対応する取組の方向 1）				
自然景観に満足している市民の割合	ポイント	3.5	3.5	3.5
自然景観に対する満足度を測ることで、地域の魅力を高める景観づくりが進んでいるかを見る指標（対応する取組の方向 1）				
道路沿いの緑化（接道緑化）の長さ	m	10,676	15,279	18,187
接道緑化の長さを測ることで、身近な緑の創出が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 1.2）				

施策とSDGsの関連

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築行為などに対する周辺環境と調和した色彩などの誘導 ・市民に親しまれている景観資源の保全・活用など 	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人々にやすらぎと潤いを与える身近な緑の創出 ・生態系に配慮した環境にやさしい景観の形成など
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体との連携・協働による景観づくりの普及啓発など、より良い景観の次代への継承 		

目指すまちの姿

活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち

政策 9 活力と魅力あふれる都市をつくります

- 施策 2 0 都市機能の維持・充実と計画的な土地利用の推進
- 施策 2 1 広域交通ネットワークの形成
- 施策 2 2 安心して移動できる地域交通の形成
- 施策 2 3 首都圏南西部における広域交流拠点の形成
- 施策 2 4 市街地整備の推進と拠点の形成・活性化

政策 1 0 日本の経済を牽引する多様な産業を振興します

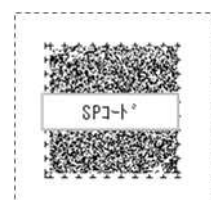
- 施策 2 5 国際的なビジネス拠点の形成と新たな社会経済の仕組みの構築
- 施策 2 6 誰もが働きやすい環境の整備
- 施策 2 7 商業の振興
- 施策 2 8 観光交流都市の形成
- 施策 2 9 持続可能な力強い農業の確立

政策 1 1 基地全面返還の実現を目指します

- 施策 3 0 基地の早期返還の実現

政策 1 2 文化、スポーツに親しみ、活力と交流が生まれる環境をつくります

- 施策 3 1 スポーツの推進とスポーツを通じた活力あふれるまちづくりの実現
- 施策 3 2 文化の振興と文化を通じた活力の創出



現状と課題

人口減少、超高齢化の進行による、中心市街地や日常生活の拠点からの店舗などの撤退や、空き家や空き地の増加に伴う都市のスポンジ化により、買物弱者⁴⁸の増加、防犯・防災上の危険度の高まりなどの課題が生じる恐れがあることから、社会情勢などの変化に適応した集約連携型のまちづくり⁴⁹が必要です。

また、圏央道、リニア中央新幹線などの広域交通ネットワークを生かしたまちづくりや、自然環境に配慮した産業や住宅の適切な誘導を図るため、地域が持つ様々な個性や特色を生かした計画的な土地利用の推進が必要です。

取組の方向

1 都市機能の維持・充実と産業・住環境が調和した土地利用の推進（都市的土地利用）

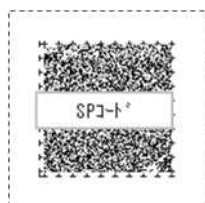
都市機能や居住の適切な誘導を図ることで、人口減少下においても利便性が高くにぎわいのある市街地を形成するとともに、市街地における産業と住環境との調和を図りながら、拠点の形成や市街化区域への編入などを進め、財政基盤や都市力の強化などに取り組みます。また、多様な主体との連携により、地域特性に応じたきめ細かな土地利用の誘導を図ります。

2 森林、農地、水辺などの保全・活用（自然的土地利用）

自然公園などの水源地域の自然環境、優良な農地や森林、市街地の貴重なみどりなどの保全、活用を図ります。

3 地域特性に配慮した適切な土地利用の誘導（土地利用の整序）

無秩序な開発抑制を基本としつつ、良好な自然環境や営農環境との調和を図り、地域コミュニティの維持など地域特性に配慮した適切な土地利用の誘導を図ります。



成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
都市と自然が調和したまちだと感じる市民の割合	%	70 (令和元年)	72	74
都市と自然が調和したまちが形成されているかを測ることで、適切な土地利用がなされているかを見る指標(対応する取組の方向 1.2.3)				
駅周辺などのまちなかにおいて、必要な都市機能が充足されていると感じる市民の割合	%	74 (令和元年)	76	78
駅周辺などのまちなかにおける医療・福祉・商業施設などの都市に必要な機能の充足度を測ることで、魅力あるまちなかの賑わい形成がなされているかを見る指標(対応する取組の方向 1)				
まちなかの人口密度 (都市の拠点周辺や、公共交通の沿線など居住エリアにおける人口密度)	人/ ha	103 (令和元年)	105	105
まちなかにおける人口密度を測ることで、集約連携型のまちが形成されているかを見る指標(対応する取組の方向 1)				
自然的な土地利用の面積 (水源地域の自然環境や、市街地のみどりなどの自然的な土地利用を図るべき地域の面積)	ha	12,906	12,906	12,906
自然的な土地利用の面積を測ることで、水源地域の自然環境や市街地のみどりなどが保全されているかを見る指標(対応する取組の方向 2)				

施策とSDGsの関連

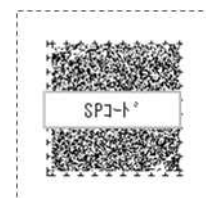
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源地域の自然環境などの保全 	 <p>8 働きがいも経済成長も</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利便性が高くにぎわいのある市街地の形成 ・拠点の形成や市街化区域への編入など
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利便性が高くにぎわいのある市街地の形成 ・拠点の形成や市街化区域への編入など 	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利便性が高くにぎわいのある市街地の形成 ・水源地域の自然環境、市街地の貴重なみどりなどの保全 ・地域コミュニティの維持など地域特性に配慮した適切な土地利用の誘導
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良な農地や森林、市街地の貴重なみどりなどの保全、活用 	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体との連携によるきめ細かな土地利用の誘導など

⁴⁸ 【買物弱者】

流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている人々のこと

⁴⁹ 【集約連携型のまちづくり】

市内外の多くの人が集いにぎわう中心市街地、利便性の高い日常生活を営むための商業・サービスなどの機能が集積する地域拠点、更には身近な生活拠点など、拠点の機能に応じた位置付けを行い、拠点間を容易に移動可能とするような公共交通等で結ぶ都市構造を実現することで、市民がそれぞれのライフスタイルに応じた多様な住まい方を持続できるまちづくり



施策 2 1 広域交通ネットワークの形成

現状と課題

圏央道が新たな広域交通ネットワークとして開通し、今後、リニア中央新幹線の駅設置が予定されるなど、本市を取り巻く交通環境は大きく変化しています。

更なる広域交通ネットワークの形成は、人口減少や超高齢化が進行する中においても、都市機能の集積、産業の活性化、交流人口の拡大など本市の持続的な発展に向けた礎になることから、リニア中央新幹線の建設促進や小田急多摩線の延伸、圏央道インターチェンジへのアクセス道路の整備などに取り組む必要があります。

取組の方向

1 鉄道ネットワークの形成

リニア中央新幹線の建設促進や小田急多摩線の延伸により、鉄道を中心とした広域交通ネットワークの形成を図るとともに、JR相模線の複線化などを促進し、輸送力の拡大による利便性の高い鉄道ネットワークの充実を図ります。

2 道路ネットワークの形成

圏央道や中央自動車道の整備促進を図ることで、広域的な都市活動により発生する自動車需要に対応するとともに、インターチェンジへのアクセス道路や隣接都市と接続する道路などの整備を進め、広域圏からのアクセス性を高める道路ネットワークの形成を図ります。




成果指標

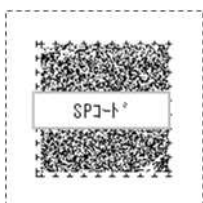
指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
主要交差点間の移動時間	分	67 (令和元年)	59	50
主要交差点間の移動時間を測ることで、自動車需要への対応やアクセス性を高める道路ネットワークの形成が進んでいるかを見る指標(対応する取組の方向 2)				

主要交差点間

- ・ 南橋本1丁目交差点～多摩境駅前交差点
- ・ 清新交差点～小山長池トンネル南交差点
- ・ 鵜野森交差点～下当麻交差点

施策とSDGsの関連

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な道路ネットワークの形成による安心して移動できる道路環境の形成 	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ リニア中央新幹線の建設促進や小田急多摩線の延伸による鉄道ネットワークの形成 ・ 広域圏からのアクセス性を高める道路ネットワークの形成など
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・ リニア中央新幹線の建設促進や小田急多摩線の延伸による鉄道ネットワークの形成 ・ 広域圏からのアクセス性を高める道路ネットワークの形成など 	



施策 2 2 安心して移動できる地域交通の形成

現状と課題

市民の暮らしや地域経済活動を支える幹線道路や自転車道、バスターミナルなどの基盤整備や、コミュニティバス⁵⁰、乗合タクシー⁵¹などの地域公共交通の導入を進めている一方、一部の地域では、人口減少による公共交通の利用者の減少やバス交通の収支率の悪化など、公共交通の維持確保に課題があります。このため、交通事業者や市民との協働により、鉄道、バス、タクシーなど公共交通の利便性向上や利用促進などに取り組み、交通弱者や来訪者などの移動手段を確保する必要があります。

また、幹線道路や歩道、自転車道の未整備により、生活道路への自動車の流入や自転車事故が多く発生するなど、依然として安全性に課題があることから、安心して移動できる道路環境を構築するほか、自転車利用者の多様なニーズに対応するため、自転車利用環境の整備を進める必要があります。

取組の方向

1 地域をつなぐ公共交通ネットワークの形成

効率的で利便性の高いバス路線網を構築するとともに、自動運転などの新技術による今後の新たな交通手段の動向を踏まえ、地域に応じた公共交通を導入することにより、地域をつなぐ公共交通ネットワークの形成を図ります。

2 公共交通の利便性向上と利用促進

駅やバスターミナルなどの交通結節点の乗り換え利便性の向上を図り、公共交通を基幹とした多様な交通の連携を進めます。

また、公共交通の利用に向けた意識啓発などの取組を進め、自動車から公共交通への利用転換を進めます。

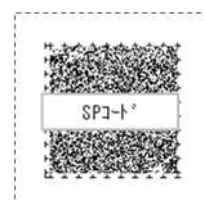
3 地域における道路環境の充実

市内の拠点間をつなぐ地域内幹線道路の整備を進め、多様な地域活動を支える道路ネットワークの形成を図ります。

また、交差点改良や歩道整備、狭あい道路の拡幅などを進め、安全・安心に移動できる道路環境の充実を図ります。

4 自転車利用環境の整備

多様化する自転車の規格に対応した駐輪スペースの確保やラック改修などの施設改善により、自転車駐車場の利便性の向上を図るとともに、自転車道などの整備による自転車利用環境の向上に取り組みます。また、継続的な放置自転車対策など自転車の適正利用を促進します。

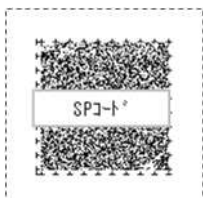


成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
公共交通のカバー率 (公共交通圏域(駅から1km、バス停留所から300m)に住む人口の割合) 公共交通のカバー率を測ることで、公共交通ネットワークの形成が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1)	%	90.4	90.6	90.8
市民や来訪者などの公共交通利用者の割合 公共交通の利便性の向上や利用の促進が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 2)	%	100	104	107
市内の幹線道路などの整備延長 整備延長を測ることで、地域の道路環境が充実しているかを見る指標 (対応する取組の方向 3)	km	-	1.7	3.3
自転車道などの整備延長 整備延長を測ることで、自転車利用環境が充実しているかを見る指標 (対応する取組の方向 4)	km	11	20	30
放置自転車などの台数 (道路上に停められている放置自転車などの一当たりの台数) 放置自転車などの台数を測ることで、自転車利用環境が充実しているかを見る指標 (対応する取組の方向 4)	台	332	148	76

施策とSDGsの関連

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <ul style="list-style-type: none"> 自転車道整備など自転車利用環境の向上による自転車の活用促進 	 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車から公共交通への利用転換 自転車道整備など自転車利用環境の向上による自転車の活用促進など
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的で利便性の高いバス路線網の構築 交通結節点の乗り換え利便性の向上 多様な地域活動を支える道路ネットワークの形成など 	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的で利便性の高いバス路線網の構築 交通結節点の乗り換え利便性の向上 多様な地域活動を支える道路ネットワークの形成など



⁵⁰ 【コミュニティバス】

交通不便地区における移動制約者の生活交通を確保するため、鉄道や路線バスを補完する公共交通として、地域・交通事業者・行政の3者協働により運行されるバス

⁵¹ 【乗合タクシー】

津久井地域の交通空白地区における移動制約者の生活交通を確保するため、鉄道や路線バスを補完する公共交通として、地域・交通事業者・行政の3者協働により運行するセダン型やワゴン型の車両を使った乗合型の公共交通

施策23 首都圏南西部における広域交流拠点の形成

現状と課題

人口減少や少子高齢化の進行により、経済規模、交流人口の縮小が懸念される中、本市は、圏央道、リニア中央新幹線などの広域交通ネットワークの形成や相模総合補給廠の一部返還による新たなまちづくりが予定されているなど、高いポテンシャルを有しています。

また、首都圏南西部における広域交流拠点の形成に向けた橋本・相模原両駅周辺のまちづくりは、リニア中央新幹線を生かし、世界から「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」を引きつける国土づくりのプロジェクトに位置付けられているなど、本市は、首都圏南西部の発展の源泉になるとともに、日本経済の成長を牽引していくことが求められています。

取組の方向

1 橋本駅周辺地区の整備推進

鉄道3路線が乗り入れていることに加え、圏央道相模原インターチェンジに近接し、幹線道路も集中している交通結節点であることを生かした広域的な交通ネットワークの形成を図るなど、リニア中央新幹線の開業や駅設置を見据え、その恵まれた交通の要衝としての機能をより一層強化するとともに、駅の南北間、隣接する商業地や公共施設との回遊性の向上を図ります。



あわせて、暮らす人、働く人、訪れる人などが広域的に交流するゲートとして、多様な都市機能の集積を促進することで、産業の活力とにぎわいがあふれるまちづくりを進めます。

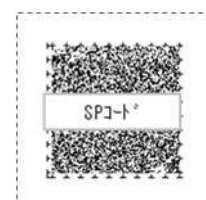
2 相模原駅周辺地区の整備推進

相模総合補給廠の一部返還地や共同使用区域を生かし、スポーツや文化など市民が憩い、にぎわう空間を創出するとともに、周辺地区の今後の発展の起爆剤となる新市街地の形成を進めます。

また、小田急多摩線の延伸を見据え、相模原駅の交通結節点としての利便性の向上や、南北間の回遊性の向上による駅周辺の一体的な市街地の形成を進めます。

施策とSDGsの関連

 <p>8 働きがいの経済成長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 橋本駅周辺地区の広域的な交通ネットワークの形成や多様な都市機能の集積促進 相模総合補給廠一部返還地における新市街地の形成や交通利便性の向上など 	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> 橋本駅周辺地区の広域的な交通ネットワークの形成や多様な都市機能の集積促進 相模総合補給廠一部返還地における新市街地の形成や交通利便性の向上など
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> 橋本駅周辺地区の広域的な交通ネットワークの形成や多様な都市機能の集積促進 相模総合補給廠一部返還地における新市街地の形成や交通利便性の向上など 		



施策 2 4 市街地整備の推進と拠点の形成・活性化

現状と課題

市街地整備事業などの推進により、道路や下水道などのインフラ整備や企業進出などによるぎわいの創出が進む一方、人口減少、超高齢化の進行や地域コミュニティが希薄化する中では、より多くの人や企業に選ばれるよう、地域の特性を生かした、住み、働き、生活する場を形成していくことが重要です。

また、質の高い市民生活を確保していくためには、中心市街地及び公共施設や生活利便施設などが集積している地域拠点などにおいて、日常生活を支える機能の集積を図るほか、道路や公園、下水道などの都市基盤を整備・活用し、より利便性が高く安全・安心に暮らせるまちづくりを進める必要があります。

取組の方向




1 産業を中心とした新たな拠点の形成

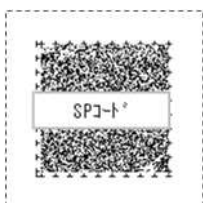
圏央道インターチェンジ周辺地区や津久井広域道路の沿道において、新たな産業用地や居住の場などの整備による複合的なまちづくりや多様な地域資源を生かした新たな拠点の形成を進めます。

2 良好な市街地環境の形成

中心市街地では、周辺の複合施設や文教施設などとの連携による一体的なまちづくりを進め、拠点性の更なる向上を図ります。また、地域拠点などでは、公共施設の集約・再編、都市基盤や公共交通ネットワークの整備・活用などを行うことにより、活力と魅力あふれる市街地環境を形成し、市民生活の利便性や快適性の向上を図ります。

施策とSDGsの関連

 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・圏央道インターチェンジ周辺地区などにおける複合的なまちづくりや新たな拠点の形成 ・中心市街地における拠点性の更なる向上 ・地域拠点などにおける活力と魅力あふれる市街地環境の形成 	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏央道インターチェンジ周辺地区などにおける複合的なまちづくりや新たな拠点の形成
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・圏央道インターチェンジ周辺地区などにおける複合的なまちづくりや新たな拠点の形成 ・中心市街地における拠点性の更なる向上 ・地域拠点などにおける活力と魅力あふれる市街地環境の形成 	



現状と課題

本市は、製造業の集積を図り、内陸工業都市として発展してきましたが、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少や後継者の不足、経済のグローバル化に伴う国内外の競争の激化などにより、内陸工業都市としての転換期にあります。

さらに、本市では、金融業や情報通信業などをはじめ、製造業における本社機能など、いわゆる業務機能の集積度が低く、市外への通勤者の増加による昼間人口の少なさが課題となっています。

このため、本市の強みであるものづくり産業をはじめ、様々な産業へのロボット導入やAI⁵²などの技術革新や、産業の人材や情報などの交流、豊かな自然などの地域資源を活用するとともに、圏央道インターチェンジの開設やリニア中央新幹線の駅設置による交通利便性の向上などを通して、新たな価値や魅力を創造し世界に向けて発信し、地域経済を活性化していく必要があります。

取組の方向

1 地域経済を支える強固な産業基盤の形成

広域交通ネットワークの充実を生かし、インターチェンジ周辺の産業集積をはじめ、広域交流拠点の形成と連動した戦略的な企業支援を進めるとともに、企業の人材確保と育成、定着化を図るための取組を支援します。

さらに、成長産業の集積を促進することにより、本市の基幹産業である製造業を中心とした産業基盤の更なる強化を図り、雇用の促進や経済波及効果などによる持続可能な都市経営の実現に取り組みます。

2 成長分野における技術革新を活用した新しい社会経済システムの構築

ロボット、AI、IoT⁵³などの技術革新は様々な産業に変革をもたらすことから、それらを効果的に活用する企業を支援することにより、生産プロセスの改善や新しい付加価値の創出などによる新たなビジネスモデルを確立するとともに、世界とのネットワーク・交流により、新しい社会経済システムの構築に取り組みます。

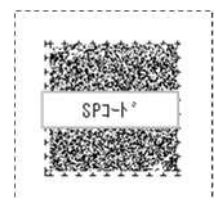
3 新産業の創出と中小企業の育成・支援

国・県・関係機関などと連携した支援策の展開や産学連携・企業間連携の促進による新製品、新技術の研究開発支援など、新たな分野に挑戦する中小企業の支援の充実を図ります。

また、中小企業の経営基盤、技術基盤の強化や事業承継を促進するため、産業支援機関などと連携し、経営や技術などに関するコンサルティングや情報提供を充実させるとともに、金融機関と協調して中小企業の資金調達の円滑化を図ります。

4 中小企業のグローバル展開の支援

市内企業の販路開拓を支援するため海外で開催される展示会への共同出展のほか、グローバル人材の育成と市内企業のマッチングなど、海外企業との取引拡大に繋がる取組を産業支援機関と連携し行うなど、企業のグローバル展開の促進を図ります。

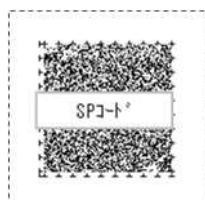


成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
市内企業の製造品出荷額	百万円	1,377,3404 (平成29年)	1,601,800	1,752,000
市内企業の製造品出荷額を測ることで、地域経済を支える強固な産業基盤の形成が図られているか見る指標(対応する取組の方向 1.2.3)				
市内企業の海外との人材のネットワーク形成 支援による雇用創出数	人	41	116	176
市内企業が海外との繋がりを形成することによる雇用創出数を測ることで、中小企業のグローバル展開の支援が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 4)				

施策とSDGsの関連

 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の人材確保と育成、定着化を図るための取組を支援 ・成長産業の集積・雇用を促進 	 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術革新を活用した生産プロセスの改善や新しい付加価値の創出を支援 ・産学連携・企業間連携の促進による新製品、新技術の研究開発支援 ・産業支援機関と連携した企業のグローバル展開を促進
--	--	---	---



⁵² 【AI】Artificial Intelligence
人工知能

⁵³ 【IoT】Internet of Things
「モノのインターネット」と呼ばれる

自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す

施策26 誰もが働きやすい環境の整備

現状と課題

緩やかな景気回復基調が続き、雇用情勢が着実に改善する一方で、生産年齢人口の減少に伴い、企業においては労働力不足が課題となっています。

このような状況の中、高齢者、若者、女性、外国人、障害のある人など多様な人材が、その個性と能力を十分に発揮し活躍できる環境を整備するとともに、就労を希望する人と企業の雇用ニーズのマッチングの強化などを通じて労働力の確保を図り、地域社会の持続的な発展と活力を維持していくことが求められています。

また、誰もが生きがいやゆとりを実感しながら充実した生活を送ることができるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現や働く人々の福利厚生の充実など、勤労者福祉の向上を図っていく必要があります。

取組の方向

1 働きやすい環境づくりの推進

年齢や性別、国籍、障害の有無などや、子育て、介護などの生活環境にとらわれず、誰もが充実した生活を送ることができるよう、多様な人材の活躍の促進と、柔軟な働き方を支援するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

また、働く人々のゆとりある生活を応援するため、福利厚生の充実などを通じて、勤労者福祉の向上を図ります。

2 就労支援の充実

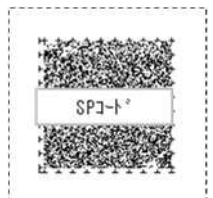
全ての働く意欲のある人に対し、就職相談、職業紹介及び定着支援など、きめ細かな支援を行うとともに、人手不足に悩む企業などへの人材確保支援に取り組みます。

成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
仕事と家庭両立支援推進企業表彰の応募企業数	社	35	51	63
仕事と家庭両立支援推進企業表彰の応募企業数を測ることで、働きやすい環境づくりの推進が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 1)				
市総合就職支援センター利用者の進路決定率	%	39.8	41.3	42.4
市総合就職支援センター利用者の進路決定率を測ることで、就労支援の充実が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 2)				

施策とSDGsの関連

 <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p> <p>・性別にとらわれない多様な人材の活躍の促進など</p>	 <p>8 働きがいも 経済成長も</p> <p>・就労支援の充実 ・ワーク・ライフ・バランスの推進など</p>
 <p>10 人や国の不平等を なくそう</p> <p>・国籍、障害の有無などにとらわれない多様な人材の活躍の促進など</p>	



施策 27 商業の振興

現状と課題

本市の商業は、中心市街地に一定の商業基盤を有しているものの、周辺自治体と比較して街での滞在時間が短く、消費購買力が市外へ流出する傾向にあり、人口集積が市内経済活性化に必ずしも結びついていない状況が課題となっています。また、ネットショッピングなど電子商取引の拡大による実店舗離れや、商店経営者の高齢化、後継者不足などの構造的な問題による個人商店の経営難や商店街組織の弱体化が課題となっています。

こうしたことから、市外に流出している消費購買力を市内で受け止めるため、商業機能の集積を進めて求心力を高めるとともに、実店舗ならではの取組や担い手の創出・育成を図るなど地域に根ざした商店街に多くの人々が足を運ぶよう、街の魅力を向上させていく必要があります。

取組の方向

1 中心市街地の魅力向上

広域交流拠点の形成に向けた取組と連動した新たな魅力ある商業地の形成を図るとともに、中心市街地（橋本駅周辺、相模原駅周辺、相模大野駅周辺）のそれぞれの特色を生かしながら、商業者や関係団体等との連携のもと、多様なライフスタイルや消費行動に対応した持続可能な商業・業務機能の集積とまちのにぎわいづくりを進めます。

2 地域に根ざした商店街の活性化

商店街の空き店舗対策をはじめ、キャッシュレス⁵⁴化の推進や訪日外国人旅行者など新たな市場に対応した利便性の高い魅力ある商店街づくりを支援するとともに、商店街組織の強化に向けて、加入促進やリーダーとなる人材の育成を支援し、地域に根ざした商店街の活性化に取り組みます。

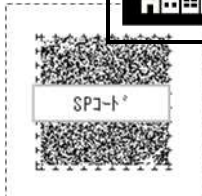
また、個店の魅力を高める方策や、意欲ある女性や若者を含めた商業者の創出・育成のほか、電子商取引への対応や買物弱者支援などの多様なニーズに応じた地域経済活性化に取り組みます。

成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
本市及び近隣自治体における小売業年間販売額の合計に占める本市の割合	%	26.6 (平成28年)	28.2	31
本市及び周辺自治体における小売業年間販売額の合計に占める本市の割合を測ることで、中心市街地の魅力向上が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 1.2）				
商店会が実施した活性化に係る事業数	件	33	33	33
商店会が実施した活性化に係る事業数を測ることで、商店街の活性化が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 1.2）				

施策とSDGsの関連

 <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p> <p>・女性の商業者の創出・育成など</p>	 <p>8 働きがいも 経済成長も</p> <p>・魅力ある商業・業務機能の集積 ・商店街の人材育成支援 ・意欲ある商業者の創出・育成など</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p> <p>・多様なライフスタイルや消費行動に対応した持続可能なまちづくり ・民間事業者と連携した買物弱者支援など</p>	 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> <p>・商業者や関係団体等と連携したまちづくりなど</p>



⁵⁴ 【キャッシュレス】
現金（紙幣・貨幣）を使用せず支払や受取を行うこと、クレジットカードや電子マネー、スマートフォン決済などがある

施策 2 8 観光交流都市の形成

現状と課題

本市では、様々な観光プロモーションや、イベントの開催、周辺自治体との連携による観光PRのほか、地域における観光の担い手となる組織の形成など様々な取組を通じて観光客の誘致に努めているところです。

今後、少子高齢化が進行する中、地域の再生や活性化の有力な手段として、観光に対する期待がますます高まり、訪日外国人観光客の増加などを背景として、国内外の観光客の獲得に向けた都市間の競争が激しくなることから、従来の取組に加え、本市の個性を際立たせるような新たな視点による観光施策の推進が必要です。

取組の方向

1 地域資源を生かした観光振興

新たな観光資源の発掘と磨き上げを進めながら、地域の個性と地域資源のまとまりを生かした観光エリアを形成します。また、都市型の観光交流を通じたにぎわいのあるまちづくりや、本市の持つ自然資源や歴史、文化などを生かした各種ツーリズムの推進を図り、質の高い体験・交流型のプログラムの提供などを行うとともに、快適に旅行できる環境の整備に取り組むことで、誘客を図り、市内における観光周遊を促進します。

2 地域主導型の推進体制づくり

各観光協会や地域協議会、観光関連事業者、行政など観光振興に関わる各主体の役割を明確にし、相互の連携を図り一体となった体制づくりに取り組むとともに、各主体の事業をより効果的なものとするために、地域と共に観光人材の確保・育成に係る取組を進め、次の世代に引き継ぎます。

3 広域的な連携の推進

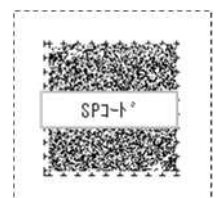
周辺自治体との連携や宮ヶ瀬ダム周辺振興財団など広域的な観光振興に取り組む団体との連携の強化を図ります。

また、周辺自治体の持つ観光資源を集約して発信することで注目度を高めるなど相乗効果を狙った広域的な観光PRに取り組めます。

4 多様な産業との連携と観光交流拠点の創出

農業、商業・サービス業、工業など、産業の垣根を越えた様々な連携による観光施策を推進し、本市の魅力を生かして発信することで、国内外からの訪問客を増やし、新たな産業の創出につなげます。

また、本市では圏央道インターチェンジ周辺の新たな産業拠点の整備などのまちづくりが進められているとともに、リニア中央新幹線の駅設置及び車両基地の建設など、全国でもまれに見る大規模プロジェクトも進行中であり、こうしたまちづくりやプロジェクトの進展に合わせ、それらを生かした観光交流拠点の創出について検討を進めるとともに、大きな経済効果が期待できるMICE⁵⁵(国際的な会議や学会、見本市などの総称)について、誘致及び開催支援組織の育成に取り組めます。

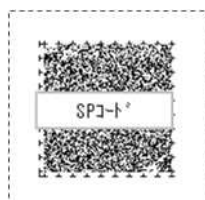


成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
観光意欲度 (相模原市に観光に行ってみたいと思う人の割合) 観光意欲度を測ることで、相模原市の観光における魅力の向上が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1.2.3.4)	%	31.3	36	40
入込観光客数 *イベントを除く 入込観光客数を測ることで、相模原市の観光における魅力の向上が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1.2.3.4)	千人	8,897	10,620	12,000

施策とSDGsの関連

 <p>働きがいも経済成長も</p> <p>・魅力的な観光コンテンツづくりなど</p>	 <p>産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>・効果的な情報発信 ・MICE誘致・開催支援による観光振興 ・多様な産業との連携による観光交流の創出など</p>
 <p>住み続けられるまちづくりを</p> <p>・各種ツーリズムの推進など</p>	 <p>つくる責任 つかう責任</p> <p>・快適に旅行できる環境の整備による持続的な観光の振興</p>
 <p>パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>・地域主導型の推進体制づくり ・広域的な連携の推進など</p>	



⁵⁵ 【MICE】

企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字をつなげたもので、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称

施策 29 持続可能な力強い農業の確立

現状と課題

新鮮で安全・安心な食材としての地場農畜産物への消費者ニーズの高まり、「農」とふれあう機会を求める人の増加のほか、都市農地が貴重な緑地空間として保全・振興すべきものと位置付けられるなど、農業の果たす役割は、一層重要なものになっています。

他方、本市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手の不足、都市化の進展による農地の減少、野生鳥獣による農作物被害の深刻化など、非常に厳しい状況にあります。

こうした状況の中、新規就農者、農業参入した法人その他の多様な担い手の育成・確保、農地の利用集積の促進による農地の保全と有効活用、販路の拡大による地産地消⁵⁶の推進、6次産業化⁵⁷の推進や付加価値の高い農業の実践など、持続可能な力強い農業の確立が求められています。

取組の方向

1 法人を含めた多様な担い手の育成・確保

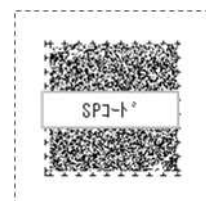
認定農業者などの地域の中心的経営体の育成・確保を推進するとともに、新たな担い手と期待される新規就農者、農業参入した法人などの育成・確保を図ります。

2 農地の保全・有効活用

農業生産基盤の整備などにより農地の貸し借りを促進し、認定農業者などの地域の中心的経営体への農地の利用集積や遊休・荒廃農地の解消を図ることに加え、従来から実施してきた捕獲や追払い、ICTを活用した新技術の導入などによる鳥獣被害防止の対策を講じることで、その保全・有効活用を図ります。

3 地産地消の推進

本市は72万市民が生活する大消費地でもあるという恵まれた立地を最大限に活用し、農産物の共同販売体制の整備、地域特産物の開発と地域ブランドの形成や市民へのPRなどにより、直売施設を通じた農産物の地場流通を促進することで、地産地消の推進を図ります。

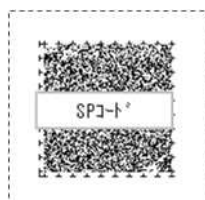


成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
集積が行われた農地面積 集積が行われた農地面積を測ることで、農地の保全や経営の効率が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1.2)	ha	7.2	8.2	8.6
野生鳥獣による農作物被害額(施策3.8再掲) 野生鳥獣による農作物被害額を測ることで、農地の保全・有効活用が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 2)	千円	4,324	4,164	2,915
大型直売所購買者数 大型直売所購買者数を測ることで、地産地消の推進が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 3)	人	332,330	342,420	351,000

施策とSDGsの関連

 <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な力強い農業の確立に向けた取組など 	 <ul style="list-style-type: none"> ・農畜産物の付加価値を高める取組による農業者の所得の向上など
 <ul style="list-style-type: none"> ・販路の拡大、地場農畜産物のブランド化や学校給食での活用による地産地消の推進など 	



⁵⁶ 【地産地消】
 「地域生産地域消費」、「地元生産地元消費」などの略
 その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費すること
 また、その考え方や運動

⁵⁷ 【6次産業化】
 農業者が、農畜産物の生産(1次産業)だけでなく、食品加工(2次産業)、流通・販売等(3次産業)にも取り組み、経営を多角化することで、農業所得の向上等をめざすこと
 $1 \times (+) 2 \times (+) 3 \text{次産業} = 6 \text{次産業化}$

施策30 基地の早期返還の実現

現状と課題

市内の米軍基地については、平成26(2014)年9月に相模総合補給廠の一部返還(17ヘクタール) また、同27(2015)年12月には共同使用(35ヘクタール)が実現しましたが、現在に至るまで相模総合補給廠、キャンプ座間及び相模原住宅地区の3つの米軍基地(合計面積約429ヘクタール)が所在し、市民生活に様々な影響を及ぼすとともに、計画的なまちづくりを進める上で大きな障害となっています。


また、厚木基地を拠点とし、長年にわたり騒音被害をもたらした米空母艦載機の固定翼機部隊は平成30(2018)年3月に岩国基地への移駐が完了しましたが、依然として米軍機による騒音被害や事故への不安などの課題が残っていることから、引き続き、基地の早期返還と基地に起因する問題の解決に向けて継続的に取り組んでいく必要があります。

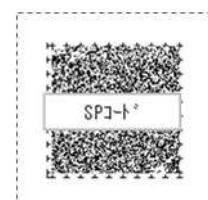
取組の方向

1 基地周辺対策の推進と早期返還の実現

基地の早期返還の実現を図るとともに、米軍機による騒音など基地に起因する問題の解決に向けて、市民と行政が一丸となった運動を展開し、国及び米軍に対しての要請に努めます。

施策とSDGsの関連

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	
--	--



施策 3 1 スポーツの推進とスポーツを通じた活力あふれるまちづくりの実現

現状と課題

健康意識の高まりを背景に、高齢者を中心に定期的にスポーツを行う市民の割合が増えている一方で、働き盛り・子育て世代のスポーツ実施率が低く、子どもの体力低下も課題となっていることから、仕事や家事、子育てなどに忙しくても、身近な地域で気軽にスポーツができる環境づくりや、子どもが運動習慣を身に付けるための取組が必要です。

また、スポーツ観戦やスポーツに関するボランティアなど、誰もが各々の関心や適性などに応じて日常的にスポーツに親しむことができる機会の充実や、本市の地域特性やスポーツ資源を活用し、交流人口の拡大や経済・地域の活性化につながる取組の推進が求められています。

取組の方向

1 生涯を通じたスポーツ活動の支援

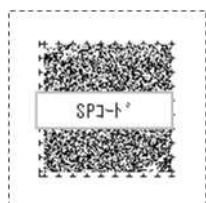
体力づくりや健康増進、社会参加など目的に応じてスポーツを行う機会や、気軽にスポーツを始めるきっかけを提供するほか、競技力の向上やアスリートの育成を支援するなど、市民の生涯を通じたスポーツ活動を支援します。

2 スポーツ環境の整備・充実

スポーツに関わる多様な人材・組織の育成や支援体制の構築を推進するほか、スポーツを楽しむことができる場を保全・整備・更新するなど、市民の多様なニーズに応じたスポーツ環境を充実します。

3 スポーツを通じた更なる交流の創出と経済・地域の活性化

スポーツ団体やホームタウンチーム⁵⁸、企業などと連携し、本市の地域特性やスポーツ資源を活用した取組の推進などにより、スポーツを目的とした本市への来訪を促進し、更なる交流の創出や経済・地域の活性化を図ります。



成果指標

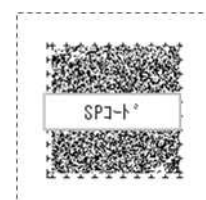
指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
スポーツを定期的(週1回以上)に行う市民の割合 スポーツを定期的に行う市民の割合を測ることで、市民のスポーツ活動に対する支援が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 1.2)	%	58.9	62.3	65
スポーツに関するボランティア活動を行った市民の割合(年1回以上) スポーツに関するボランティア活動を行った市民の割合を測ることで、スポーツに関わる多様な人材・組織の育成や支援体制の構築が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 2)	%	16.2	17.7	18.9
市内で開催されるホームタウンチームの公式戦の観客数(年間延べ人数) 市内で開催されるホームタウンチームの公式戦の観客数を測ることで、スポーツを通じた交流の創出が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 3)	人	72,093	84,600	94,600

施策とSDGsの関連

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体力づくりや健康増進のためのスポーツ活動の推進など 	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じたスポーツ活動の支援 ・市民の多様なニーズに応じたスポーツ環境の充実など
 <p>8 働きがいも経済成長も</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ資源を活用した経済・地域の活性化など 	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じたスポーツ活動の支援 ・市民の多様なニーズに応じたスポーツ環境の充実など
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを楽しむことができる場の保全・整備・更新など 	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体との連携によるスポーツ活動の推進など

⁵⁸ 【ホームタウンチーム】

市内に活動の拠点を置き、全国での活躍が期待できるスポーツチーム
 ノジマ相模原ライズ、三菱重工相模原ダイナボアーズ、SC相模原、ノジマステラ神奈川相模原の4チーム(令和2年3月現在)



施策 3 2 文化の振興と文化を通じた活力の創出

現状と課題

文化は、心にやすらぎを与え豊かな感性を養うとともに、まちに活力やにぎわいをもたらすものであることから、市民が優れた芸術、地域の伝統文化や文化財に親しむことや、文化芸術活動を行う機会の充実など、多彩な市民文化を育むことができる環境づくりが求められています。

このため、市民の文化芸術活動の支援や次代を担う人材の育成、国内外の多様な文化芸術に親しむことができる仕組みづくりなどを積極的に推進する必要があります。

また、文化財の計画的な保存整備や継承者の育成支援、多様な主体との連携により文化財の保存・活用を推進し、地域全体で文化財を次世代に継承していく必要があります。

取組の方向

1 文化芸術活動の活性化に向けた取組とアートによるにぎわいづくりの推進

市民が気軽に文化芸術活動を行うことができるよう支援を充実するとともに、将来の本市の文化芸術を支える人材の育成や活動拠点の充実を図るなど、市民の多彩な文化芸術活動を促進します。

また、情報通信技術を活用した効果的な情報発信を行うとともに、市内や周辺地域に点在する様々なアート資源のネットワーク化を図り、市域全体をアートフィールド⁵⁹とする取組を進め、アートによるにぎわいづくりを推進します。

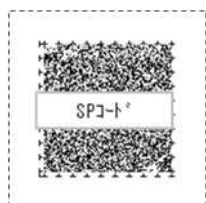
2 多様な文化芸術に触れることのできる機会の充実

未来を担う子どもや高齢者、障害のある人をはじめ、幅広い市民が豊かで魅力あふれる地域文化や、国内外の優れた文化芸術に触れることのできる機会の充実を図るとともに、他都市との交流を推進します。

3 文化財の保存と活用

文化財の現況調査や研究を進め、史跡や文化財建造物などを適切に保存整備するとともに、積極的な情報発信や文化財の活用により、文化財に親しむ機会の充実を図ります。

また、文化財を守る継承者の育成・支援に加え、多様な主体との連携により、地域全体で文化財を保存・活用していきます。



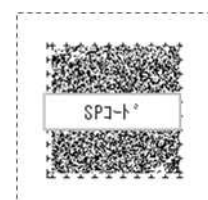
成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
文化芸術に親しんでいる市民の割合	%	71.1 (令和元年)	72.3	73.5
文化芸術に親しんでいるかを測ることで、文化振興が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1.2)				
市が主催・共催・後援した文化芸術事業の入込客数	人	516,626	524,000	530,000
文化芸術事業の入込客数を測ることで、文化を通じたまちのにぎわいづくりが図られているか を見る指標(対応する取組の方向 1.2.3)				
文化財活用事業の満足度	%	48.4 (令和元年)	53	57
文化財活用事業の満足度を測ることで、文化財に親しむ機会の充実が図られているかを見る指 標(対応する取組の方向 3)				
文化財活用事業へのボランティア参加者数	人	733	783	823
ボランティア参加者数を測ることで、地域全体で文化財の保存・活用が図られているかを見る 指標(対応する取組の方向 3)				

施策とSDGsの関連

 <p>4 質の高い教育を みんなに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次代の文化芸術を担う人材の育成 ・文化芸術に触れることができる機会の 充実など 	 <p>8 働きがいも 経済成長も</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化資源を生かしたにぎわいづくりの 取組など
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動に取り組みやすい環境づ くり ・文化財の保存・活用に向けた取組など 	 <p>17 パートナリシップで 目標を達成しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な主体との協働・連携による地域の 活性化に向けた取組など

⁵⁹ 【アートフィールド】
アートに関わる多様な活動を展開するエリア(自然と都市が共生する本市及びその周辺)



目指すまちの姿

人と自然が共生するまち

政策 1 3 地球環境にやさしい社会をつくります

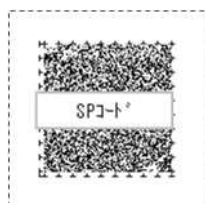
- 施策 3 3 温室効果ガスの削減と気候変動への適応
- 施策 3 4 環境を守る体制の充実
- 施策 3 5 循環型社会の形成
- 施策 3 6 廃棄物の適正処理の推進

政策 1 4 恵み豊かな自然環境を守り育てます

- 施策 3 7 水源環境と森林環境の保全・再生・活用
- 施策 3 8 野生鳥獣の適正な管理
- 施策 3 9 生物多様性の保全と活用

政策 1 5 やすらぎと潤いがあふれる生活環境をつくります

- 施策 4 0 生活環境の保全
- 施策 4 1 公園や身近な自然の適正な管理・利活用と都市緑化の推進



施策33 温室効果ガス⁶⁰の削減と気候変動への適応

現状と課題

地球温暖化が進行する中、平均気温の上昇や集中豪雨の発生などの気候変動による影響を実感することが多くなっています。本市では、再生可能エネルギー⁶¹の利用促進や省エネルギー活動の促進など「緩和策」の取組を着実に進め、温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。また、本市は市域面積の約6割を森林が占めており、今後さらに森林の整備を進めることにより、温室効果ガスの吸収源対策としての効果が期待されています。さらに、気候変動の影響に備える「適応策」についても分野横断的な取組を進めています。一方、世界全体では依然として大量の温室効果ガスが排出されているため、今後も地球温暖化は進行し、気候変動の影響はさらに大きくなると予測されています。

このため、今世紀後半の「脱炭素社会」の実現を見据えながら、地球温暖化対策の両輪である緩和策と適応策をより積極的に推進する必要があります。

取組の方向

1 再生可能エネルギーの利用促進と徹底した省エネルギー活動の促進

太陽光発電などの再生可能エネルギーの積極的な利用や、省エネルギー設備の導入に向けた支援などに取り組むとともに、地球温暖化対策地域協議会などと連携して低炭素型のライフスタイルへの転換を促進します。

2 低炭素型まちづくりの推進

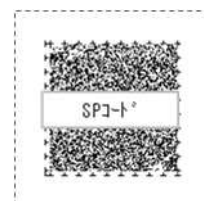
低炭素型まちづくりの実現に向け、次世代クリーンエネルギー自動車⁶²の普及や交通基盤の整備などに取り組むとともに、未利用エネルギーの活用や防災面に有益な分散型電源の導入に取り組めます。

3 森林吸収源対策の推進

温室効果ガスの削減に大きな効果がある森林について、市民や事業者との連携・協働による保全・整備を進めます。

4 気候変動適応策の推進

本市の地域特性を踏まえた適応策の取組を進め、地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響の回避、軽減などを図ります。



成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
市域の温室効果ガス排出量 市域の温室効果ガス排出量を測ることで、温室効果ガスの削減の取組が推進されているか見る指標（対応する取組の方向 1.2.3）	万 t-CO ₂	421.9 (平成25年)	357.4	331.6
市が独自に取り組む施策によるCO₂削減見込量 CO ₂ 削減見込量を測ることで、温室効果ガスの削減の取組が推進されているか見る指標（対応する取組の方向 1.2.3）	万 t-CO ₂	5.9	7	8
気候変動の影響に備えている市民の割合 気候変動やその影響について理解し、市民の具体的な行動に繋がっていることを見る指標（対応する取組の方向 4）	%	83.1 (令和元年)	89.1	95.1

施策とSDGsの関連

 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候変動による湧水への適応 	 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの積極的な利用 省エネルギー設備の導入に向けた支援
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <ul style="list-style-type: none"> 低炭素型のライフスタイルへの転換等による産業基盤育成 	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代クリーンエネルギー自動車の普及や交通基盤の整備などによる低炭素型まちづくりの推進
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <ul style="list-style-type: none"> 低炭素型のライフスタイルへの転換による気候変動影響の緩和 気候変動の影響の回避、軽減 	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの吸収源となる森林の保全・整備

⁶⁰ 【温室効果ガス】

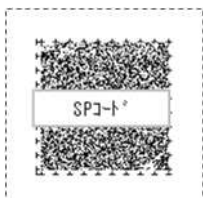
海や陸などの地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質（温室効果）を有するガス。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス（ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素）が削減対象の温室効果ガスと定められている。

⁶¹ 【再生可能エネルギー】

石油や石炭、天然ガスといった資源に限りのある化石燃料とは異なり、太陽光や風力、水力、地熱、バイオマスといった自然界に常に存在し、繰り返し利用できるエネルギー。

⁶² 【次世代クリーンエネルギー自動車】

電気自動車や燃料電池自動車など石油以外の資源を燃料に使うことによって、既存のガソリンやディーゼル車より窒素化合物や二酸化炭素などの排出量を少なくした自動車。



施策34 環境を守る体制の充実

現状と課題

わたしたちの日常生活や事業活動における様々な行動が地球環境に負荷をかけ、地球環境の悪化もまたわたしたちの生活に影響を与えることから、一人ひとりが身近なことから環境保全活動を実践できる社会の実現が求められています。

このため、市民や事業者、学校など多様な主体との連携・協働による仕組みづくりの下で、地球的な視野で環境問題に取り組む人材や組織の育成・支援を図るなど、ESD⁶³(持続可能な開発のための教育)などとの関連を踏まえた環境教育⁶⁴の機会をより充実させ、環境を守る多くの担い手を育成することが必要です。

また、複雑・多様化する環境問題に対応するためには、幅広い環境分野の調査・研究機能強化や環境情報の収集・発信機能の充実を図ることが必要です。

取組の方向

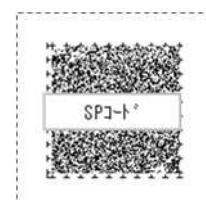
1 環境を守る担い手の育成

環境保全に関する情報や豊かな自然環境を持つ本市の地域特性を生かした自然体験教室などの体験の機会を提供し、市民や事業者、学校などの各主体における環境保全についての理解を深め、環境保全活動を行う意欲の増進を図ります。

また、市民や事業者、学校などの多様な主体は、それぞれ得意領域や特色を有していることから、これらの主体と連携・協働して取り組む仕組みづくりや支援を行い、環境保全活動や環境教育の効果を高めます。

2 複雑・多様化する環境問題への体制整備




複雑・多様化する環境問題に対し、科学的知見による調査・研究機能や幅広い環境分野における情報の収集・発信機能など環境政策に関する体制を整備することで、市民や社会のニーズに的確に対応します。

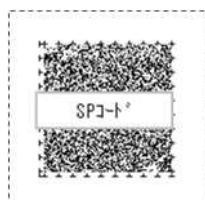


成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
環境学習講座の参加人数	人	3,788	4,061	4,293
環境学習講座の参加人数を測ることで、環境に対する意識の醸成が測られていることを見る指標(対応する取組の方向 1.2)				
環境意識の醸成度 (日常生活において、環境に配慮している市民の割合)	%	49.9 (令和元年)	53.9	57.9
日常生活において、環境に配慮している市民の割合を測ることで、環境を守る担い手が育成されているか見る指標(対応する取組の方向 1.2)				

施策とSDGsの関連

 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全についての理解の促進、環境保全活動を行う意欲の増進など 	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境を守る担い手による環境に配慮したライフスタイルの推進
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育の推進などによるパートナーシップの構築 		



⁶³ 【ESD】Education for Sustainable Development(持続可能な開発のための教育)

世界の環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む(think globally, act locally)ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動

⁶⁴ 【環境教育】

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習

現状と課題

4 R⁶⁶の推進によりごみ総排出量が着実に減少し、最終処分量も併せて減少しているものの、家庭系ごみや事業系ごみの中に依然として資源化が可能な物が含まれていることから、分別の徹底による更なる資源化を進めるとともに食品ロスの削減や使い捨てプラスチックの利用削減などの取組が求められています。

また、資源循環都市⁶⁷の実現に向け、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協働によるごみの減量化・資源化に向けた取組がこれまで以上に必要となっています。

取組の方向

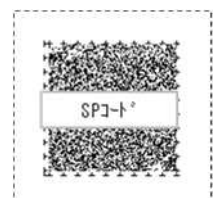
1 ごみの更なる削減

市民とともに事業者もごみの問題を自らの問題としてとらえ、具体的なごみ減量行動へつなげるため、ごみの発生・排出抑制に向けてごみの総排出量の目標を定め、目標に対する達成状況の検証と周知を図ります。

また、家庭から排出される一般ごみの処理の有料化については、ごみ処理手数料全体の適正な在り方などを調査研究するとともに、一般ごみの排出量が増加する場合などを想定し、引き続き検討を進めます。

2 生ごみ・食品ロス⁶⁸の削減

市内での循環に向けたフードドライブ⁶⁹や普及啓発などにより、生ごみや食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスを削減します。



成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
ごみ総排出量	t	225,586	220,000	216,000
資源化可能物の分別と家庭系ごみ(資源を除く)・事業系ごみの発生・排出抑制による減量効果を見る指標(対応する取組の方向 1)				
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源を除く。)	g	491	480	465
家庭におけるごみの削減効果を見る指標(対応する取組の方向 1)				
使用済小型家電回収量	t	116	150	181
ごみと資源化可能物を分別し、資源が循環されているかを測る指標(対応する取組の方向 1)				
食品ロス排出量	t	12,975	8,500	7,900
家庭から排出される食品ロスの削減効果を見る指標(対応する取組の方向 1.2)				

施策とSDGsの関連

 <p>・生ごみ・食品ロスの減少</p>	 <p>・4Rの推進によるエネルギー効率の向上</p>
 <p>・4Rの推進による資源循環社会の推進</p>	 <p>・4Rの推進による資源循環社会の推進</p>
 <p>・ごみの減量化、資源の有効活用の促進 ・生ごみ・食品ロスの減少</p>	

⁶⁵ 【循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念

循環型社会形成推進基本法では、第一に製品などが廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている

⁶⁶ 【4R】

ごみを減量化するために国が提唱しているリデュース(Reduce・発生抑制)・リユース(Reuse・再使用)・リサイクル(Recycle・再生利用)の3Rにリフューズ(Refuse・発生抑制)を加え、4つの頭文字とったもの

⁶⁷ 【資源循環都市】

循環型社会を実現している都市

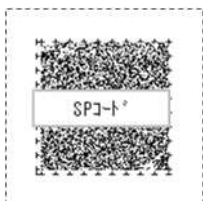
第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画の基本理念に「資源循環都市」を掲げている

⁶⁸ 【食品ロス】

まだ食べられるのに捨てられている食品

⁶⁹ 【フードドライブ】

家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンクや福祉施設などに寄付することで、食べ物を必要としている人に届ける活動



施策36 廃棄物の適正処理の推進

現状と課題

ごみ処理体制の整備により、安心して生活できる環境の維持・向上ができている一方、今後も市民の日常生活や事業者の事業活動に伴って排出されるごみやし尿を適正に処理する必要があります。

このため、ごみやし尿の将来推計に基づき、清掃工場や最終処分場などの整備・改修を計画的に進めるとともに、経済性・効率性を考慮した廃棄物の収集運搬体制について実情を踏まえた方策を検討することが必要です。

また、不法投棄などの不適正処理を防止する対策を引き続き講じる必要があります。

取組の方向

1 ごみ処理体制の整備

将来を見通した廃棄物処理施設の計画的な整備を図るとともに、社会経済情勢や時代の変化に伴い新たに求められる廃棄物の収集運搬体制について、実情を踏まえた方策を検討します。

2 不適正処理防止対策の充実

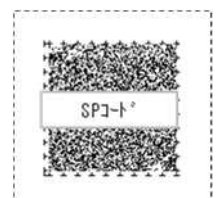
不法投棄多発箇所を中心とした不法投棄防止対策やごみ・資源集積場所からの資源の持ち去り行為、許可なく不用品を回収する行為への対策など、不適正処理防止対策の充実を図ります。

成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
清掃工場などでのごみの適正処理率 (市内で発生するごみを清掃工場焼却及び最終処分場で埋立できる割合) 市内で発生するごみを適正に処理できる体制が構築されていることを見る指標 (対応する取組の方向 1)	%	100	100	100
まちがきれいに保たれていると感じる市民の割合 まちの美化が保たれているかを測ることで、ポイ捨てや不法投棄が防止されていることを見る指標(対応する取組の方向 2)	%	84.9 (令和元年)	85.9	86.9

施策とSDGsの関連

 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>・廃棄物処理施設の整備などによる発電効率の向上</p>	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>・ごみ処理体制の整備による資源利用効率の向上</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>・ごみ処理体制の整備、不法投棄の防止などによる環境上の悪影響の軽減</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>・不法投棄の防止などによる資源の持続的な管理、効率的な利用</p>
 <p>14 海の豊かさを増そう</p> <p>・適正なごみ処理体制の整備や不法投棄の防止などによる海洋汚染の防止</p>	



現状と課題

本市は、豊富な水資源である相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などを有しています。

水源かん養など公益的な機能を持つ森林を健全な姿で次の世代に引き継ぐため、森林整備や木材の利用拡大に取り組んできましたが、長引く木材価格の低迷や採算性の問題も生じており、森林所有者の管理意識の維持・向上が求められています。

また、生活環境を良好に保つため、水源地域における生活排水を適正に処理していく必要があります。

このため、引き続き、水源環境・森林環境の保全・再生に向けて、従来の水源環境保全税の他、新たに創設された森林環境譲与税⁷⁰を活用した森林の適切な整備を効率的に進め、森林資源を活用した林業の振興を図るとともに、湖・河川の水質の改善に向けた取組を進める必要があります。

取組の方向

1 森林の保全・再生

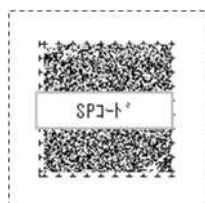
森林を保全・再生し、森林が有する公益的機能の向上を図るため、私有林の所有者が実施する整備への支援を行うとともに、市有林の計画的な整備に取り組みます。また、森林の更新に当たっては花粉発生源対策に配慮した取組を推進するとともに、奥山など、林業の生産性が低い森林については、針葉樹と広葉樹の混交林化を進め、多様な生態系に適した森林環境の形成を目指します。

2 林業の振興

林業事業者の確保、定着及び林業技術の向上や経営者の育成のための支援、新たな担い手の確保を図ります。また、林業事業者などと連携し、木材利用の促進や新たな商品開発などに取り組むとともに、生産から加工・販売までのサプライチェーン⁷¹の構築や付加価値の高い商品づくり、商業・観光・農業等、他産業との連携などを通じて、林業の振興を図ります。

3 生活排水の適正な処理

相模湖・津久井湖などのダム集水区域内における生活排水による水源環境への負荷の低減を図るため、公共下水道の整備を推進するとともに、高度処理型浄化槽⁷²の設置を推進します。



成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
協力協約の整備面積 (市が森林所有者に補助を行っている森林の整備面積)	ha	1,127	1,262	1,370
協力協約の整備面積を測ることで、森林の保全・再生が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1)				
さがみはら津久井産材素材生産量	m ³	3,730	3,830	3,930
さがみはら津久井産材素材生産量を測ることで、林業の振興が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 2)				
ダム集水区域の公共下水道整備率	%	71.7	90.6	100
ダム集水区域の公共下水道整備率を測ることで、生活排水の適正な処理が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 3)				

施策とSDGsの関連

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花粉症発生源対策に配慮した取組 	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林が有する公益的機能の向上 ・公共下水道の整備や高度処理浄化槽の設置の推進など
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材利用の促進や新たな商品開発 ・他産業との連携など 	 <p>8 働きがいも経済成長も</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業事業者の確保、定着及び林業技術の向上 ・経営者の育成のための支援など
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産から加工・販売までのサプライチェーンの構築 ・付加価値の高い商品づくりなど 	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私有林の所有者が実施する整備への支援 ・市有林の計画的な整備 ・多様な生態系に適した森林環境の形成など

⁷⁰ 【森林環境譲与税】

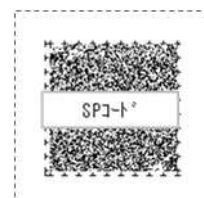
森林の有する公益的機能の維持増進のため、森林の整備及びその促進に関する施策を実施することを目的に、令和6年から課税される森林環境税に先行し、その相当額を令和元年から地方自治体に（客観的な基準に基づき）譲与（配分）される税のこと

⁷¹ 【サプライチェーン】

川上側の林業と川中・川下側の木材関連産業（製材、加工、販売）の木材流通の一連のつながりのこと

⁷² 【高度処理型浄化槽】

湖沼のアオコの発生原因となる窒素・リンの除去が高度に処理できる能力を有する合併処理浄化槽であり、水道水源地域、湖沼などでのより一層の水質汚濁防止、富栄養化防止の目的で用いられる



施策38 野生鳥獣の適正な管理

現状と課題

野生鳥獣は、自然を構成する大切な要素として自然生態系の維持に重要な役割を担っており、人間にとっても豊かな生活環境を維持する上で欠くことのできない存在です。

しかしながら、近年、特に津久井地域において、ニホンザルやニホンジカ、イノシシなどによる農作物被害や市民生活への影響が拡大しており、人口減少と少子高齢化が一層進行すると見込まれている中山間地域においては、営農意欲の低下や耕作放棄地の拡大につながり、集落の維持、形成に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

こうした野生鳥獣による被害を防止するためには、捕獲や追払いによる従来からの取組に加え、ICTを活用した新技術の導入などの取組を進めるとともに、地域の自主的な対応力の強化を図る必要があります。

取組の方向

1 野生鳥獣生息頭数の適正管理

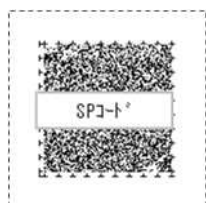
神奈川県鳥獣管理計画に基づき、野生鳥獣を捕獲・管理するための新技術の導入や猟区の有効活用による狩猟者の育成を促進するなど、野生鳥獣による農作物被害や生活被害の減少に取り組みます。

2 市民との協働による野生鳥獣被害対策の実施

被害を防ぐためには、野生鳥獣を「来させない」・「増やさない」ことが重要となることから、「自分で守る」・「地域が協力して守る」・「行政と協働して守る」ことを中心に、市民や地域の自主的な対応力を強化する取組を進めます。

3 農地及び縁辺部などの環境整備



野生鳥獣の被害を防ぐため、野生鳥獣の侵入を招かないための農地の適正な管理や集落周辺の環境整備を行うとともに、奥山の森林などについては、針葉樹と広葉樹の混交林化を進めるなど、多様な生物の生態系に適した森林環境を形成することで、野生鳥獣と共生できる環境づくりに取り組みます。

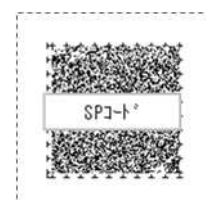


成果指標

	指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	野生鳥獣による農作物被害額（施策29再掲）	千円	4,324	4,164	2,915
	野生鳥獣による農作物被害額を測ることで、野生鳥獣被害対策の実施が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 1.2.3）				
	ニホンジカ及びニホンザル、イノシシ捕獲実績	頭	750	750	750
	ニホンジカ及びニホンザル、イノシシ捕獲実績を測ることで、野生鳥獣生息頭数の適正管理が図られているかを見る指標（対応する取組の方向 1.2.3）				

施策とSDGsの関連

 <ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣による農作物被害や生活被害を減少させる取組 鳥獣の捕獲、管理の促進 	 <ul style="list-style-type: none"> 農地の適正な管理や集落周辺の環境整備を行う取組 多様な生物の生態系に適した森林環境を形成する取組
 <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害に対する市民や地域の自主的な対応を強化する取組 	



現状と課題

本市は、豊かな自然環境と多様な都市機能を併せ持ち、様々なみどりや生物が生息・生育し、市民の生活にやすらぎと潤いを与えています。

一方で、地球規模での気候変動や、人間優先の土地や資源の利用により、野生生物の減少、特定外来生物⁷³の侵入や生息・生育域の拡大などによる生態系への影響が全国的に懸念されており、本市も例外ではありません。

また、生物多様性に対する市民の認知度が高まらないことや、少子高齢化の進行などによる里地里山⁷⁴の荒廃などが生物多様性の保全・活用に関する課題となっています。

こうしたことから、生物多様性の重要性・必要性について広く普及啓発を行い、多様な主体が相互に連携・協働し、生物多様性の保全や活用に取り組むことによって、自然環境と多様な都市機能の調和を図ることが求められています。

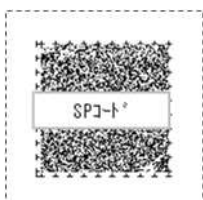
取組の方向

1 生物の生息・生育状況の把握と適切な保護・管理

市内における生物の生息・生育状況の把握に努め、特定外来生物の防除をはじめとする生物の適切な保護・管理や、多様な生物が生息・生育できる環境の保全・創出に関する取組を通じて、地域の特性に応じた生物多様性の保全活動を推進します。

2 生物多様性の浸透

「さがみはら生物多様性ポータルサイト⁷⁵」など、多様な媒体を用いて生物多様性に関する情報発信を充実させるとともに、市民や教育機関、企業などとの連携を図り、あらゆる世代を対象とした環境保全活動への参加を促進することにより、生物多様性の浸透と、担い手の育成支援を推進します。



成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
モニタリング調査における調査対象生物種数	種	51	59	67
モニタリング調査における調査対象生物種数を測ることで、生物の生息・生育状況の把握と適切な保護・管理が図られていることを見る指標（対応する取組の方向 1）				
「生物多様性」という言葉を知っている市民の割合	%	67.4 (令和元年)	71	75
「生物多様性」という言葉を知っている市民の割合を測ることで、生物多様性の浸透が図られていることを見る指標（対応する取組の方向 2）				

施策とSDGsの関連

 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>・自然生態系の保護・回復</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>・生物の保護と適正管理等による生物多様性の保全 ・陸域生態系と内陸淡水生態系等の保全</p>
 <p>17 パートナリプで目標を達成しよう</p> <p>・協働取組の在り方の検討、環境教育の推進等によるパートナーシップの構築促進</p>	

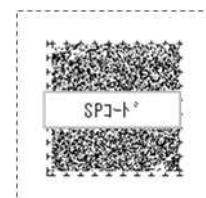
⁷³ 【特定外来生物】

外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがある生きもの

⁷⁴ 【里地里山】

現に管理若しくは利用され農地、水路、ため池、二次林その他これらに類する土地の全部又は一部及び人が日常生活を営む場所が一体となっている地域

⁷⁵ 【生物多様性ポータルサイト】生物多様性に関する普及・啓発や活動の情報の提供などを推進することを目的に、市ホームページ上に開設している、生物多様性に関する情報を集めたWEBサイト



施策40 生活環境の保全

現状と課題

市域における大気汚染や水質汚濁などの環境の状況は、これまでの取組により大きく改善されてきましたが、大気中の光化学オキシダントや湖における富栄養化⁷⁶に係る指標などは、依然として環境基準を達成しておらず、広域的な課題です。

また、中山間地域における土砂等の埋立て行為による生活環境への影響、治水対策を中心とした従来型の河川改修による自然環境への影響なども懸念されています。

このような中、良好な生活環境を維持するためには、環境監視や発生源対策に継続して取り組むとともに、土砂等の埋立て行為への適切な対応が必要です。また、河川の整備に当たっては、自然環境と人との調和がとれた川づくりが求められています。

取組の方向

1 良好な生活環境の維持

大気、水質などの環境監視を継続して実施するとともに、広域的な影響により環境基準を達成していない項目に対しては、改善に向け、近隣自治体との連携を図ります。

また、工場や事業場、土砂等の埋立て場所などに対する規制指導や立入調査の実施により、環境汚染の未然防止や生活環境の保全に努めます。

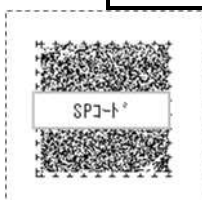
さらに、自然環境に配慮した川づくりや、公共下水道合流式区域の分流化を進めることにより、河川の水質保全を図ります。

成果指標

	指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	大気環境基準を達成した地点の割合	%	86	86	86
	大気環境基準達成状況より、良好な大気環境が保全されているかを見る指標 (対応する取組の方向 1)				
	水質環境基準を達成した地点の割合	%	87	88	89
	水質環境基準達成状況より、良好な水環境が保全されているかを見る指標 (対応する取組の方向 1)				

施策とSDGsの関連

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大気、水、土壌・地下水等の環境監視の継続的な実施 	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な環境監視の実施による水環境の保全
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境や水環境等の生活環境の保全 	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による化学物質の適正な使用、管理の促進
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスを吸収する民有林等の森林整備推進による健全な森林の保全と育成 		



⁷⁶ 【富栄養化】
海や湖沼において窒素やりんを含む栄養塩類が豊富になること
富栄養化が過度に進むとプランクトンが異常繁殖し赤潮やアオコが発生することがある

施策4-1 公園や身近な自然の適正な管理・利活用と都市緑化の推進

現状と課題

本市は、豊かな自然環境と多様な都市環境を併せ持ち、それらを身近に感じることができる公園や緑地、水辺地を有しています。

一方で、都市化の進展により、全国的に身近な自然やみどりが減少しており、本市においても、利用者ニーズへの適切な対応や心の豊かさを感じることができる空間の形成が求められています。

そのため、身近な生活環境において自然や季節を感じることができる公園や緑地、水辺地の適切な維持管理を進めるとともに、市民の余暇活動の充実や都市空間の形成、防災性の向上を図るための魅力ある公園づくり、水やみどりに親しめる空間を増やす取組が必要です。

取組の方向

1 水やみどりの保全・創出の推進

緑地や河川などの身近な自然を守り育て、水やみどりに親しむことができる豊かで快適な生活環境の創出に努めるとともに、本市の持つ豊かな自然を次の世代に継承するために、多様な主体が水やみどりの保全・創出に関わることができる取組を推進します。

2 魅力ある公園づくりの推進

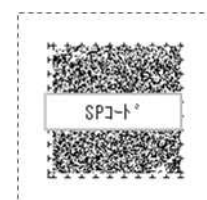
自然環境やレクリエーション、防災、歴史など、地域ごとの利用者のニーズや特性を生かし、市民の憩いの場となるような魅力的な公園の整備を進めるとともに、施設の安全性や機能・役割の発揮が図られる適切な公園管理を推進します。また、様々な分野の事業主体との連携を強化するなど、更なる公園の利活用を推進します。

成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
都市緑化に関する講習会等への参加者数	人	329	360	390
都市緑化に関する活動への参加者数を測ることで、水やみどりの保全・創出の推進が図られていることを見る指標(対応する取組の方向 1)				
公園の満足度	ポイント	29.5 (令和元年)	3.07	3.19
公園の満足度を測ることで、魅力ある公園づくりの推進が図られていることを見る指標(対応する取組の方向 2)				

施策とSDGsの関連

 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺の環境保全・再生 ・親水空間の施設の充実など 	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性を活かした公園の整備など
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近なみどりの保全や利活用の推進 ・みどりの拠点となる公園の拡大・拡充など 	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体による緑地の維持管理の推進 ・多様な主体と連携した公園づくりなど



目指すまちの姿

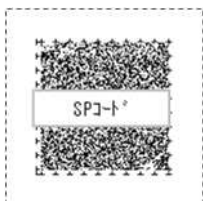
多様な主体との連携・協働により持続的に発展するまち

政策 1 6 いきいきとした地域コミュニティをつくります

- 施策 4 2 多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進
- 施策 4 3 区制を生かした魅力あるまちづくりの推進

政策 1 7 持続可能な行財政運営を行います

- 施策 4 4 効率的な行政サービスの提供
- 施策 4 5 市民と行政のコミュニケーションの充実
- 施策 4 6 公共施設マネジメントの取組の推進
- 施策 4 7 戦略的なシティプロモーション



施策4-2 多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進

現状と課題

少子高齢化の進行などにより、地域活動・市民活動の担い手の確保が困難となっており、そうした活動への参加率は伸び悩んでいます。また、国際化の進展や価値観の多様化により、地域における課題は複雑化しており、市民と行政、市民と市民が、地域の課題を解決するために協働で取り組むことが重要となっています。

こうした中、多様な主体との連携・協働によるまちづくりを実現していくために、協働に対する意識を醸成するとともに、地域活動や市民活動を支援する体制を充実し、様々な分野において活発に活動できるよう、市民の力を最大限に生かせる環境づくりを進めていくことが必要です。

取組の方向

1 協働を知り、学ぶための取組の充実

協働に関する情報発信を充実させるとともに、活動に参加する方法や活動を発展させる方法について学ぶ機会を提供することで、地域活動・市民活動に対する理解を深め、協働に対する意識の醸成を図ります。

2 地域活動や市民活動の促進

公益的な役割を担う自治会をはじめとした地域のまちづくり活動を行う団体や、各分野で専門性の高い活動に取り組むNPO⁷⁷などの活動を支援し、地域の活性化や自主的な課題の解決などを図ります。


3 様々な主体同士が連携・協働し、強みを生かすための取組の推進

大学や企業などを含め、地域に関係する様々な主体同士が、それぞれの特性を生かし連携・協働により取り組む活動を推進することで、地域の活性化や課題の解決などを図ります。

成果指標

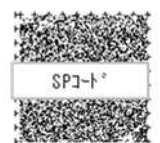
指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
地域の活動への参加率 (地域活動・市民活動に参加している市民の割合) 地域活動・市民活動への理解が深まり、活動が促進されているのか見る指標 (対応する取組の方向 1.2)	%	50.7	54.7	58.7
市が多様な主体と協働により取り組んでいる事業などの数 市が協働で取り組んでいる事業数を測ることで、協働に対する意識の醸成と取組の推進が図られているのか見る指標(対応する取組の方向 1.3)	件	191	224	252
市内のNPO法人数 NPO法人数を測ることで、地域の活性化や自主的な課題解決に向けた活動が促進されているのか見る指標(対応する取組の方向 1.2.3)	団体	279	304	324

施策とSDGsの関連

 <p>17 パートナリプで 目標を達成しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協働に対する意識醸成を図る取組 ・地域活動・市民活動を行う団体の支援など
--	--

⁷⁷ 【NPO】Non Profit Organization

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称



施策43 区制を生かした魅力あるまちづくりの推進

現状と課題

人口減少・少子高齢化社会において、地域の課題を地域が主体的に解決し、活力ある地域社会を実現していくためには、各区の資源を生かした魅力的なまちづくりを進め、区や地域への愛着を高めるとともに、区役所、区民、地域活動団体などの連携・協働による、区制を生かしたまちづくりを進めていく必要があります。

取組の方向

1 区の資源を活用した愛着や誇りの醸成

各区における魅力ある自然や歴史、文化、産業などの地域の資源を活用した取組や情報の発信を行うことによって、区民の一体感を育むとともに、区への愛着や誇りなどの意識の醸成を図ります。



2 区民主体の分権型のまちづくりの推進

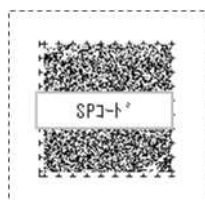
多様な主体同士が連携・協働して、地域の課題解決に取り組むため、区民会議やまちづくり会議など、区民が主体的にまちづくりに参画する仕組みを充実するとともに、身近な行政機関である区役所やまちづくりセンターが地域のまちづくりにおける拠点として、その機能をより一層発揮することにより、区制を生かした分権型のまちづくりを進めます。

成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
地域への愛着度【緑区】 (住んでいる地域に愛着を感じている市民の割合)	%	78.6 (令和元年)	81.8	85
地域への愛着を測ることで、魅力あるまちづくりが図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1.2)				
地域への愛着度【中央区】 (住んでいる地域に愛着を感じている市民の割合)	%	79.4 (令和元年)	82.2	85
地域への愛着を測ることで、魅力あるまちづくりが図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1.2)				
地域への愛着度【南区】 (住んでいる地域に愛着を感じている市民の割合)	%	80.9 (令和元年)	82.9	85
地域への愛着を測ることで、魅力あるまちづくりが図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1.2)				

施策とSDGsの関連

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> 魅力ある地域資源を活用した取組や情報発信 区への愛着や誇りなどの意識の醸成など 	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> 区民が主体的にまちづくりに参画する仕組みづくりの充実 区制を生かした分権型のまちづくり推進など
---	--	---	--



施策4-4 効率的な行政サービスの提供

現状と課題

人口減少や少子高齢化の進行が見込まれており、歳入の根幹をなす市税収入の大幅な増加が期待できない中で、公共施設の老朽化への対応や社会保障に係る経費の増大などにより、本市の財政は、引き続き、厳しい状況が見込まれています。

また、市民ニーズが多様化する中で、市民が必要とするサービスを利用しやすい方法で提供することが求められています。

このため、本市が、将来にわたり活力と魅力にあふれる都市として発展し続けるためには、引き続き、行財政改革⁷⁸に取り組むとともに、公民連携や先端技術の一層の活用を図り、効率的で質の高い市民サービスを提供していく必要があります。

取組の方向

1 歳出の見直しと歳入の確保

選択と集中により事業の重点化を図るなど、事務事業の精査などにより、徹底した歳出の見直しに取り組むとともに、一層の歳入の確保や、将来世代の負担を考慮した計画的な市債⁷⁹発行などにより、健全で持続可能な財政運営を行います。

2 効率的な行政サービスの提供と公民連携の推進

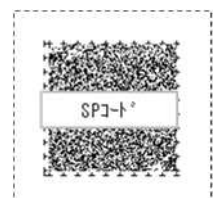
市民が必要とするサービスを利用しやすい形で提供できるよう、市民の視点に立った行政サービスの在り方を検討し、利便性の向上と効率化を図ります。

また、行政と民間の適切な役割分担に基づき、最適な行政サービスの担い手について検討するとともに、公民連携の取組を推進し、民間活力の活用による市民へのサービスの向上と効果的で効率的な事業実施を図ります。

3 情報通信技術とデータの積極的な活用

様々な事業で情報通信技術⁸⁰やデータを積極的かつ的確に活用し、市民の視点に立った利便性の高い行政サービスを提供します。



また、情報通信技術を駆使した業務改革などにより、組織全体の業務最適化を進めます。



成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
収入未済額の削減率	% (億円)	(113)	25% (85)	35% (73)
収入未済額の削減率を測ることで、一層の歳入の確保がなされ、持続可能な財政運営が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 1)				
住民票の写しなどをコンビニで交付した件数	件	34,000	89,000	133,000
コンビニでの証明書の発行件数を測ることで、効率的な行政サービスが図られているかを見る指標(対応する取組の方向 2.3)				
行政サービスの利便性満足度 (必要な行政サービスを、身近で受けることができると感じている市民の割合)	%			維持
行政サービスの利便性が向上しているかを見る指標(対応する取組の方向 2)				
情報通信技術の活用による事務作業時間の削減率	時間	0	2,899	4,711
情報通信技術の活用をすることにより、業務の最適化が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 1.3)				

施策とSDGsの関連

 <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術を駆使した業務改革による多様なワークスタイルの推進 	 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術を駆使した業務改革による多様なワークスタイルの推進
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> 歳入の見直しと歳入の確保などによる持続可能な財政運営の推進 情報通信基盤の耐障害性を高めることによる、安全、強靱かつ持続可能な情報通信基盤の確立 	 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民の視点に立った行政サービスの提供
 <p>17 パートナシップで 目標を達成しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民間活力の活用によるサービスの向上と効果的で効率的な事業実施 行政と民間のデータの活用など 		

⁷⁸ 【行財政改革】

行政において、組織の統廃合、事務の効率化、規制緩和などを目的とし、行政組織や財政の構造の改革、手法の見直しなどを行い、内外の変化に適應させること

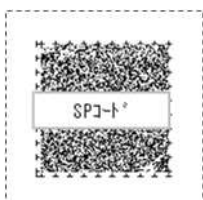
⁷⁹ 【市債】

市が、資金調達的手段として金銭を借入れ、又は債券を発行することにより負う債務で、その償還(返済)が次年度以降にわたるもの

市債には、世代間の負担の平準化や、国の財政政策の補完機能がある

⁸⁰ 【情報通信技術】

情報処理及び情報通信に関する技術の総称



施策45 市民と行政のコミュニケーションの充実

現状と課題

これまでも広報紙やホームページをはじめ様々な広報媒体で行政の持つ情報を発信をしてきたところですが、人口減少や少子高齢化が進行する中において、市民と行政が課題や目標に対する共通の目標を持つためには、市民が必要とする情報やデータを得られる環境を充実させるとともに、積極的に行政の持つ情報を発信することで市民と行政が情報を共有することが必要です。

また、幅広く市民の声を聴き対話を重ねることで市民ニーズの把握に努めるとともに、様々な手段で寄せられる市民の声を施策に反映するための仕組みを充実させるなど、市民と行政のコミュニケーションを活性化する必要があります。

取組の方向

1 広聴体制の充実

様々な手段や機会を通じて市民の声を幅広く聴取するとともに、市民と行政との対話の機会を広げることで、市民ニーズを的確に捉え、市民満足度の向上につながる施策や行政サービスに反映します。

2 情報発信の充実

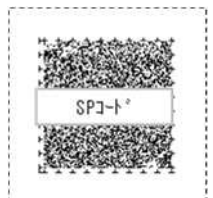
広報紙をはじめ、ホームページ、SNS、アプリ、テレビ・ラジオなどの多様な媒体を活用した情報発信体制を充実させ、市民が必要とする情報を迅速かつ効果的に発信するとともに、行政情報のオープンデータ化を進めます。また、積極的な情報公開により、市政の透明性を高めます。

成果指標

	指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
	市政に意見を言える環境が整っていると思う市民の割合	%	34.9 (令和元年)	36.3	37.6
	市の広聴体制の充実が図られているかを見る指標(対応する取組の方向 1)				
	市から必要な情報提供を得られている市民の割合	%	63.9 (令和元年)	65.1	66.3
	市民のニーズに合った情報を発信できているかを見る指標(対応する取組の方向 2)				

施策とSDGsの関連

 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<ul style="list-style-type: none">市民と行政との対話の機会の充実積極的な情報公開 など	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<ul style="list-style-type: none">多様な媒体を通じた情報発信行政情報のオープンデータ化 など
--	---	---	--



施策46 公共施設マネジメント⁸¹の取組の推進

現状と課題

本市では、昭和40年代から50年代を中心に整備した公共施設（公共建築物、土木関連施設）の老朽化が進んでいます。今後、財政状況が一層厳しくなることが見込まれる中で、近い将来、一斉に改修や更新の時期を迎えることから、真に必要なサービス水準を維持しつつ、公共施設の統廃合を含めた施設配置の在り方の検討、公共施設の長寿命化⁸²などによる改修・更新費用の削減や平準化、民間活力の導入などにより、公共施設マネジメントの取組を着実に推進していく必要があります。

取組の方向

1 将来を見据えた公共施設の適正配置の推進

持続可能な公共サービスの提供に向け、施設に求められる機能やサービスに着目し、現在の利用実態はもとより、将来を見据えた市民や利用者のニーズを想定した集約化や複合化、再編・再整備を進めることで、施設総量の適正化に取り組みます。

2 公共施設の長寿命化による効果的・効率的な保全

学校、市営住宅などの公共建築物や道路、橋りょう、河川、下水道、公園などの土木関連施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づき、予防保全による効果的・効率的な維持管理を進め、更新、改修などに係る中長期的なコストの縮減と財政負担の平準化を図ります。

3 ストック資産⁸³の有効利用

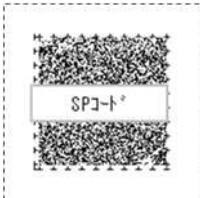
公的不動産の有効活用の視点から、現在有効利用されていない、又は今後施設の集約化により未利用となった土地や建物については、地域や民間に貸付、売却などを行うことで、地域活性化を図るとともに、計画的な施設の改修・更新や新たな行政サービスのための財源確保に努めます。

成果指標

指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
公共施設が適切に維持管理・有効活用されていると感じる市民の割合	%	62.9 (令和元年)	66.5	70.1
市内の公共施設などの維持管理や有効活用が適切にされているかを見る指標 (対応する取組の方向 1.2.3)				

施策とSDGsの関連

 <p>産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な公共施設の整備など 	 <p>気候変動に具体的な対策を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の健全な状態の維持など
 <p>住み続けられるまちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設総量の適正化の取組 ・計画に基づく公共施設の長寿命化など 	 <p>パートナーシップで目標を達成しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストック資産の有効利用による地域活性化と財源確保



⁸¹ 【公共施設マネジメント】
地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全ての公共施設を、都市経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利用する取組

⁸² 【長寿命化】
公共施設を計画的に点検、修繕等を行うことで、耐久性や機能・性能の確保又は改善を図り、施設の寿命を延ばすこと

⁸³ 【ストック資産】
市が保有する有効活用が図られるべき既存の施設や土地・建物などの資産

施策47 戦略的なシティプロモーション⁸⁴

現状と課題

人口減少社会を迎えた中、本市においては、20代から30代が転出超過となる傾向が続いています。各自治体では定住・移住を促進するための特色ある施策・事業の実施やPRに取り組むなど、都市間競争が激しくなっており、本市が持続的に発展していくためには、市外住民からの認知度の向上や、市民の愛着・誇りの醸成を念頭においた一層戦略的なシティプロモーションを展開することが必要です。

取組の方向

1 戦略的・効果的なシティプロモーションの展開

ライフスタイルの変化が激しく、人口移動が多い世代である20代から30代に向け、本市の住みやすさなどの魅力を戦略的・効果的に発信し、市の認知度の向上を図るとともに、本市に対する「愛着」や「誇り」を醸成し、居住地として選ばれる都市を目指します。

また、国内外の多くの人や企業に選ばれるよう発信力を強化します。

成果指標

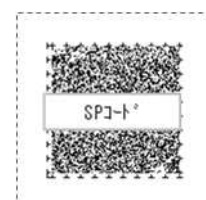
指標と説明	単位	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
相模原市の認知度(市外に住む20代から30代)	%	90.3	93	94
ターゲットである市外に住む20代から30代に対して効果的に情報発信ができているかを見る指標(対応する取組の方向 1)				
地域への愛着度 (住んでいる地域に愛着を感じている市民の割合)	%	79.6 (令和元年)	82.3	85
地域への愛着を測ることで、愛着の醸成が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向 1)				

施策とSDGsの関連

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>・市民の愛着・誇りの醸成など</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p>・市民や企業等と連携した情報発信の強化など</p>
---	--

⁸⁴ 【シティプロモーション】

都市としてのイメージや知名度を高めることにより、人や企業に「住んでみたい」、「ビジネスをしたい」と思われ、ひいては都市の活性化が図られることを目指し、様々な魅力(観光資源、文化、都市基盤等)を市内外に効果的・戦略的に発信しようとするための方策



第3部 分野横断的に取り組む重点テーマ

1 重点テーマの設定について

基本構想に掲げる「将来像」と「目指すまちの姿」の実現に向け、人口減少、少子高齢化が進行する中においても将来にわたり市民が安全に安心して暮らせる社会を実現するため、施策分野を横断的に連携させて取り組む必要のあるテーマを「重点テーマ」として設定し、その解決に特に資する施策を「施策分野別基本計画」の中から位置付けます。

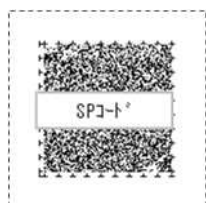
また、施策分野別基本計画の施策の進行管理と併せ、施策を束ねる各重点テーマが市民の日常生活において改善されたと実感できているかを包括的な視点で把握するため、テーマごとに目標を設定し総合的な評価を行うとともに参考指標を設定します。参考指標は、政策や施策の最終的な目的と密接な関係がありますが、社会経済情勢の変化など市の取組以外の要因により大きく影響を受けることから、目標としては設定しませんが定期的に状況を把握するものとして設定するものです。

【重点テーマ】

(1) 少子化対策 (2) 雇用促進対策 (3) 中山間地域対策

本重点テーマは、人口減少に歯止めをかける地方創生の視点と重なることから、次期基本計画は「第2次相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「第2次総合戦略」という。)」を兼ねるものとし、本重点テーマを第2次総合戦略としても位置付けます。

なお、地方創生は人口減少に歯止めをかけ、地域の活力を失わないための息の長い取組であることから、第2次総合戦略は、第1次総合戦略(平成28(2016)年2月策定)で定めた4つの基本的視点(安定した雇用の確保、子どもを安心して生み育てられる環境の整備、定住促進、安全で安心な暮らしの確保、首都圏南西部の広域交流拠点都市の形成)を継承し、各重点テーマを基本目標として設定するとともに、各テーマを形づくる施策において必要な取組を実施します。



2 重点テーマ

テーマ1 少子化対策

【現状と課題】

本市の合計特殊出生率は、全国や神奈川県 averages と比べて低く、また、出生・死亡による人口の自然増減数は平成27(2015)年から減少に転じており、本市の将来のまちづくりを担う世代の増加を図ることは重要な課題です。

このため、安心して妊娠・出産、子育てができる環境を整備し、切れ目のない支援を行うとともに、教育環境の充実や就労・労働環境、住環境の整備などを行うことで、子どもを生き育てたいと思う市民の想いの実現を目指す必要があります。

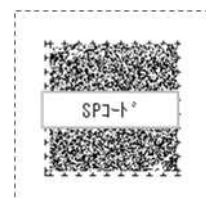
【基本的方向】

- ・子どもが健やかに生まれ育つ社会の実現に向け、地域や関係機関等との連携による、安心して妊娠・出産、子育てができる環境づくり、子どもの未来を切り拓く力の育成、一人ひとりの個性が尊重され成長できる環境づくりなどに取り組みます。
- ・妊娠・出産期、子育て期などのライフスタイルの変化によって生活・就労の場が失われることのない社会の実現に向け、暮らしやすい住環境づくりへの支援や、企業等との連携による安定した雇用の確保と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進などに取り組みます。
(テーマ2再掲)

【本テーマの目標】

(単位：%)

説明		基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
子どもを生き育てやすい環境が整っていると感じる市民の割合		66.0	70.5	75.0
安心して妊娠・出産、子育てのできる環境が整っているかを測る指標				
幼児教育・学校教育が充実していると感じる市民の割合		54.6	59.0	63.3
教育環境が充実しているかを測る指標				



テーマ2 雇用促進対策

【現状と課題】

本市は、大学進学期に当たる世代が大幅な転入超過の傾向にある一方、20代から30代の就職・住宅購入期の世代が転出超過傾向となっており、職・住近接のまちづくりの推進による定住人口の増加を図り、人口の社会減を抑制することは重要な課題です。

このため、工業、農林業、商業、観光など産業全体の活性化により多様で安定した雇用の場の創出・拡大を図るとともに、就労・労働環境、住環境の整備などを進めることで、20代から30代の定住を促進し転出入の均衡を目指すとともに、誰もが活躍できる環境をつくる必要があります。

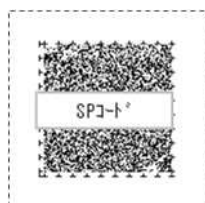
【基本的方向】

- ・ A I、ロボットなどの先端技術の活用による様々な産業分野の成長促進と新産業の創出により、新たな雇用の場の創出や転出超過世代の定住促進・就労支援など、多様で安定した雇用の確保などを図ります。
- ・ 地域の強みを生かした雇用の場の拡大に向け、リニア中央新幹線や圏央道インターチェンジへのアクセス道路など広域交通ネットワークの形成を図るとともに、多様な機能が集積する広域的な拠点や地域特性を踏まえた拠点の形成などを進めます。
- ・ 妊娠・出産期、子育て期などのライフスタイルの変化によって生活・就労の場が失われることのない社会の実現に向け、暮らしやすい住環境づくりへの支援や、企業等との連携による安定した雇用の確保と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進などに取り組みます。
(テーマ1再掲)

【本テーマの目標】

(単位：%)

説 明		基準値 (令和4年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
働く場が市内に充実していると感じる市民の割合		43.7	45.5	47.3
雇用の場が市内に充実しているかを測る指標				
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が取れていると感じる市民の割合		56.3	65.1	66.0
生きがいやゆとりを感じながら生活できているかを測る指標				



テーマ3 中山間地域対策

【現状と課題】

中山間地域を含む津久井地域は、他の地域に先行して人口が減少しており、また、年少・生産年齢人口の割合が低い一方、高齢者人口の割合が高く、地域の活力を維持するためにも、地域の実情に応じた暮らしの維持、協働の地域づくり、地域資源を生かした観光振興などに取り組み、人口の自然・社会減の抑制と交流・関係人口の増加を図ることは重要な課題です。

このため、移住・定住促進、市民生活の安全・安心の確保、地域づくりの担い手の確保、観光振興などにより、地域の活性化や地域コミュニティの維持を図りながら、社会情勢などの変化に適応したまちづくりを進めることで、将来にわたり安心して暮らせる環境をつくる必要があります。

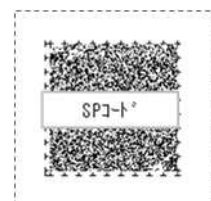
【基本的方向】

- ・自然災害などから市民の生命と財産を守り、市民生活の安全性を高めるため、道路等の土砂災害の未然防止や野生鳥獣の適正な管理を進めるとともに、人口減少下においても暮らしの利便性を維持していくため、医療体制の充実・確保、買物弱者支援、公共交通の維持確保、適切な土地利用の誘導などを図ります。
- ・地域のにぎわいの創出や多様な人との交流を進めることで、移住・定住の促進を図るとともに、交流・関係人口の創出・拡大に向け、広域交通ネットワークを生かし、津久井地域が持つ豊富な自然や歴史、文化などを活用した観光振興やシティプロモーションを展開します。
- ・多様な主体との連携・協働による地域づくりを進めるため、移住・定住者や若い世代など新たな担い手の掘り起こしと育成に取り組みます。

【本テーマの目標】

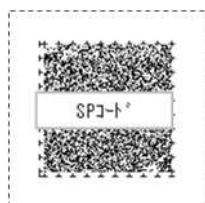
(単位：%)

説明		基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
必要な時に必要なサービスが受けられると感じている市民の割合(津久井地域)		45.6	45.6	45.6
	買物・医療・交通などの日常生活サービスに不便を感じていないかを測る指標			
地域の事は地域でできていると思う市民の割合(津久井地域)		79.1	79.1	79.1
	清掃、子どもや高齢者の見守り、祭事などの地域活動が、地域の中で連携・協働により取り組んでいるかを測る指標			



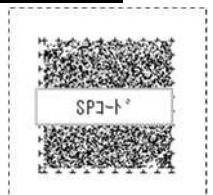
3 参考指標

	指標名	基準値(平成30年)
	説明	指標の出典
	合計特殊出生率	1.24
	一人の女性が一生に生む子どもの数を観察する指標	人口動態統計
	有効求人倍率	1.11 倍
	求職者1人当たり何件の求人があるかを観察する指標	相模原公共職業安定所一般職業紹介状況
	法人市民税の申告者数	16,134 者
	市内法人の活性化が図られているかを観察する指標	市独自調査
	転出者に対する転入者の割合 (就職・住宅購入世代(20代から30代))	〇.〇〇%
	人口の社会減が抑制できているかを観察する指標	市独自調査
	転出者に対する転入者の割合(津久井地域)	〇.〇〇%
	人口の社会減が抑制できているかを観察する指標	市独自調査
	入込観光客数(津久井地域(イベントを除く))	約320万人
	中山間地域の交流人口を観察する指標	神奈川県 入込観光客数調査

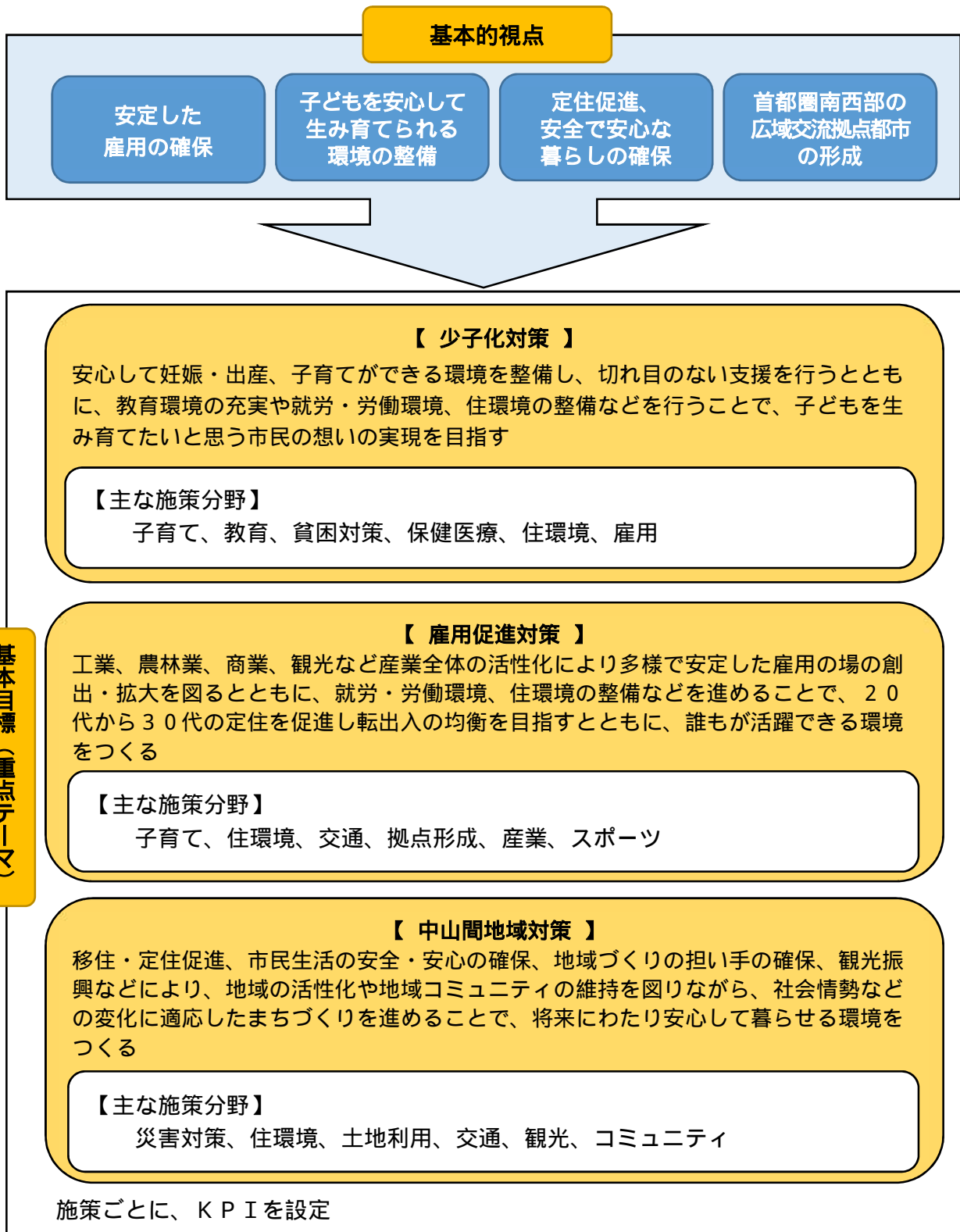


4 重点テーマを形づくる施策

施策分野別基本計画		分野横断的に取り組む重点テーマ		
	施策名	少子化	雇用促進	中山間地域
1	子どもを生き育てやすい環境の整備	○	○	
2	子ども・若者の育成支援	○	○	
3	幼児教育・学校教育の推進	○		
4	家庭や地域における教育力の向上	○		
5	生涯学習・社会教育の振興			
6	地域福祉の推進			
7	生活に困窮する人の自立支援	○	○	
8	地域包括ケアシステムの充実と高齢者の社会参加に向けた取組の推進		○	○
9	障害のある人の地域生活の支援と社会参加に向けた取組の推進	○	○	
10	健康づくりの推進	○		
11	医療体制の充実	○		○
12	多文化共生の推進と世界平和の尊重			
13	人権の尊重と男女共同参画の推進	○		
14	災害対策の推進			○
15	消防力の強化			
16	保健衛生体制の充実			
17	防犯や交通安全・消費者保護対策の推進			
18	暮らしやすい住環境の形成	○	○	○
19	魅力的な都市景観の形成			
20	都市機能の維持・充実と計画的な土地利用の推進			○
21	広域交通ネットワークの形成		○	
22	安心して移動できる地域交通の形成		○	○
23	首都圏南西部における広域交流拠点の形成		○	
24	市街地整備の推進と拠点の形成・活性化		○	○
25	国際的なビジネス拠点の形成と新たな社会経済の仕組みの構築		○	
26	誰もが働きやすい環境の整備	○	○	
27	商業の振興	○	○	○
28	観光交流都市の形成		○	○
29	持続可能な力強い農業の確立		○	○
30	基地の早期返還の実現			
31	スポーツの推進とスポーツを通じた活力あふれるまちづくりの実現		○	
32	文化の振興と文化を通じた活力の創出		○	
33	温室効果ガスの削減と気候変動への適応			
34	環境を守る体制の充実			
35	循環型社会の形成			
36	廃棄物の適正処理の推進			
37	水源環境と森林環境の保全・再生・活用			○
38	野生鳥獣の適正な管理			○
39	生物多様性の保全と活用			
40	生活環境の保全			
41	公園や身近な自然の適正な管理・利活用と都市緑化の推進			
42	多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進			○
43	区制を生かした魅力あるまちづくりの推進			○
44	効率的な行政サービスの提供			
45	市民と行政のコミュニケーションの充実			
46	公共施設マネジメントの取組の推進			
47	戦略的なシティプロモーション	○	○	○



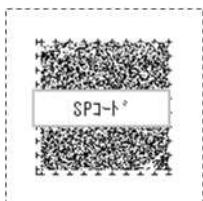
5 第2次総合戦略の体系



基本目標
(重点テーマ)

K P I (重要業績評価指標)

Key Performance Indicator の略称であり、総合戦略における「施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標」(内閣府「地方版総合戦略策定のための手引き」より)を意味します。



第4部 区別基本計画

1 区別基本計画の趣旨

- ・区におけるまちづくりについては、市民の自主的な取組や行政への参画意欲を生かし、多様な主体の連携・協働による、地域特性を生かした個性豊かで魅力あるまちづくりが必要です。
- ・これまで、区では「新・相模原市総合計画」を地域の視点で捉え直し、区の課題、魅力、特徴を踏まえた上で区の目指す将来像を明らかにし、その実現に向けて区民と行政が共に進めるまちづくりの基本的な方向性を示す「区ビジョン（計画期間：平成24年度～平成31年度）」を策定・運用してきました。
- ・一方で、かつて経験したことのない人口減少と世界に類を見ない高齢化という大きな課題に直面していくなか、住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足などが課題となっており、区や住民に身近な地区単位で、住民の活力を生かしつつ、地域課題の解決や生活環境の充実に取り組むことが一層重要となっています。
- ・区別基本計画は、区ビジョン策定の趣旨を踏襲するとともに、社会経済情勢の変化に対応するため、施策分野別基本計画を地域の視点で捉え直し、区の計画を定めるものです。
- ・策定に当たっては、区の区民会議において審議を重ねるとともに、22地区のまちづくり会議での議論など多くの市民参加の機会を経て計画づくりを進めてきました。

2 区の計画の構成

(1) 区の概況

区の沿革や地域資源、人口・世帯の見通しといった、区の基本的な情報を示しました。

(2) 区の課題

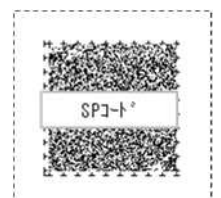
まちづくりの前提となる、区の現状と課題を示しました。

(3) 区の目指す姿

区が目指す8年後の姿（目標）を示しました。

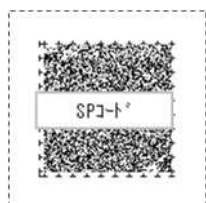
(4) まちづくりの取組方針

区の目指す姿を実現するための、まちづくりの取組方針を分野網羅的に示しました。





緑区基本計画



第1章 緑区の概況

1 概況

緑区は、橋本、大沢、城山、津久井、相模湖、藤野地区の6つの地区で構成され、区の東部においては、工業や商業、業務機能などが集積するとともに、区の西部は美しいやまなみや湖・河川など豊かな自然が広がる地域で、面積は253.9平方キロメートル、市域の77.2%を占める、本市の中で最も広い区です。

人口は、平成31(2019)年4月1日現在、171,173人で本市の中で最も少ない区となっており、中山間地域においては人口減少が進行しています。

また、平成31(2019)年1月1日現在の年齢別人口の構成比は、年少人口(15歳未満)が11.7%、生産年齢人口(15歳～64歳)が60.7%、高齢者人口(65歳以上)が27.6%となっており、本市の中で高齢者人口の割合が最も高くなっています。

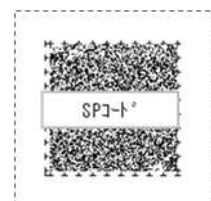
これまで橋本駅周辺は、鉄道や道路など広域的な交通の要衝となっており、市街地再開発事業などにより都市基盤が整備され、商業施設や高層住宅、文化施設が集積し、本市の中心市街地の一つとして発展してきました。また、交通利便性を生かして多くの製造業が集積し、本市の内陸工業都市としての発展を支えてきました。

今後は、首都圏南西部における広域交流拠点として、三大都市圏を結び、鉄道や道路によって首都圏の各方面にアクセスが可能な交通ネットワークを活かした、交流ゲートとしてのまちづくりが進められます。また、橋本駅の周辺部が工業系の用途とされ、産業集積や起業支援施設の立地があることから、リニア中央新幹線の駅との近接性を生かし、産業交流拠点、イノベーション拠点としての機能集積が期待されています。

区の西部、津久井地域においては、山林や農地、湖、河川、里山など、自然豊かな水源地となっており、自然と調和したまちづくりが進められています。また、こうした観光資源と併せ、地域住民が主体になり、豊富な地域資源を生かした体験・交流型観光が活発に行われているなど、本市のシティプロモーションを展開する上で、大きな財産となっています。

2 交通

区東部の橋本地区は、JR横浜線・相模線、京王相模原線をはじめ、国道16号、国道129号、国道413号など、広域交通の結節点を成しています。また、緑区内には、橋本地区、城山地区、津久井地区を結ぶ国道413号、相模湖地区から厚木方面を結ぶ国道412号、相模湖地区・藤野地区と都心や山梨方面を結ぶJR中央本線、中央自動車道、国道20号などが通り、交通の骨格を成しています。さらに、平成27(2015)年の圏央道相模原インターチェンジの開設や津久井広域道路の一部開通により、本地域の広域的なアクセスが向上し、産業を中心とした新たな拠点の形成が期待されています。また、令和9(2027)年には、リニア中央新幹線の駅が橋本駅周辺に設置される予定であり、土地利用転換の可能性を含め、まちづくりの発展性が非常に高くなることが見込まれます。



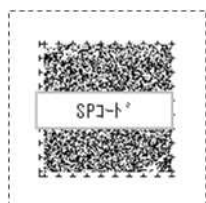
3 自然

津久井地域は、広大な森が水を育み、相模川や道志川などの清流、津久井湖、相模湖、宮ヶ瀬湖などの湖を有する、自然豊かな水源地です。また、地域住民によるホタルの保全活動が行われているなど、清らかな水辺環境も大きな魅力のひとつです。

津久井地域の西部は、蛭ヶ岳(1673m)を最高峰に丹沢山塊からなる丹沢大山国定公園、北部は、陣馬山などからなる県立陣馬相模湖自然公園と、広大な森林が広がる美しい自然環境に恵まれています。

津久井地域ではこのような自然資源とともに、自然を生かした民間テーマパークが立地しているほか、小原宿本陣や藤野芸術の家などの歴史・文化資源等も点在しています。

大沢地区では相模川の自然を生かし、上大島キャンプ場や相模川清流の里、相模川散策路が整備され、相模川や周辺の自然とのふれあいの場として、多くの市民に親しまれています。



第2章 緑区の現状と課題

1 子ども・教育

保護者の就労環境の多様化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化などによる子育て家庭の孤立感や負担感の増大といった課題が起きつつあります。そこで、子育てと仕事の両立支援、気軽に子育てについての情報交換ができる場の充実、子どもが安全に遊べる場の確保など、子どもを安心して生み育てることができる環境の整備が求められています。

また、緑区では地域と学校のつながりが強く、地域と連携した教育活動が盛んに行われています。このことから、さらに学校・家庭・地域の連携を深め、子どもが地域に根ざし、地域への愛着を育むことができる取組が必要です。

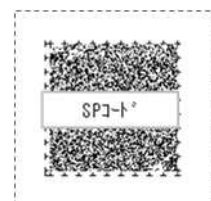
一方、少子化の進行により、今後も児童生徒数の減少が見込まれているなど、環境の変化や地域の実情を踏まえながら、子どもの教育環境の充実を図る必要があります。

2 共生・健康

「平成27年国勢調査結果報告書」によると、緑区の高齢化率は24.8%と本市の高齢化率(23.9%)を上回っています。また、「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」によると、今後、緑区の高齢化率は更に上昇し、2065年には、高齢化率が43.0%となる見込みです。高齢化の進行により、買い物や福祉・医療サービス等を利用するための移動が困難となる高齢者が増加することが懸念されており、交通手段の確保や地域に適した移動サービスが求められています。

医療においては、医療提供体制の維持・充実が求められている一方で、医療従事者の不足も懸念されています。緑区では今後、1世帯当たりの人数も減少傾向が見られることから、介護が必要な人や一人暮らしの高齢者への支援のほか、高齢者を地域で見守る体制づくりが求められています。また、健康寿命を延ばすため、自発的な健康づくり活動の促進を図り、生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組むことが必要です。

また、高齢者がそれぞれの個性を活かしながら生きがいを持って活動したり、コミュニケーションを図ることができる場や、高齢者と子育て世代などの世代間の交流が図られる場の充実が求められています。



3 安全・安心

中山間地域を有する緑区においては、急傾斜地の崩落や道路の寸断、豪雨時の河川の氾濫など、災害時に孤立が懸念される集落への対策が必要です。また、防災に対する住民の意識向上を図る必要があることから、自主防災組織による防災訓練や避難所運営訓練のほか、孤立対策や土砂災害等を想定した訓練を充実するほか、災害時要援護者の情報共有、地域防災の担い手の確保など、地域の特性に応じた対策が求められています。

災害時においては正確な情報を適時、住民に伝達する必要があります。しかし、防災行政無線（ひばり放送）の情報などを正確に入手する手段として、テレホンサービスや安全安心メールといった各種サービスの周知を図るとともに、新たな情報伝達手段の整備が求められています。

また、生活道路への車両の進入が増えていることから、通学時等の安全を確保するとともに、自転車利用者の交通マナーの悪化による交通事故の増加も懸念されるため、自転車のルールについて、子どもをはじめとした区民に周知することも必要です。

都市化や核家族化の進行、生活様式の多様化、空き家の増加等により、地域コミュニティが希薄化するとともに、犯罪の発生への懸念が生じています。地域ぐるみで防犯意識を高めるとともに、見守り体制の構築や、街頭への防犯カメラの設置を進めるなど、地域における防犯対策の充実が求められています。また、高齢者を狙った特殊詐欺に対しても、地域や関係機関が連携して対策を講じる必要があります。

4 道路・公共交通

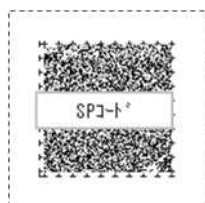
緑区では、圏央道相模原インターチェンジの開設や津久井広域道路の一部開通により広域的な交通アクセスが向上し、周辺地域及び区全体への経済波及効果が期待されています。

また、リニア中央新幹線の駅が橋本駅周辺に設置されることから、土地利用転換の可能性を含め、将来のまちづくりの発展性が非常に高くなることを見込まれます。

一方で、中山間地域を中心に今後さらに人口減少・超高齢化が進行する見込みであることから、地域の実情にあった交通ネットワークを維持・確保するとともに、A I・I o Tといった先端技術などの動向を捉えた交通手段の検討も求められています。

5 産業・観光・商業

圏央道相模原インターチェンジの開設及び津久井広域道路の一部開通により、交通利便性が向上したことで、周辺の産業拠点の更なる活性化が期待されています。また、株式会社さがみはら産業創造センターや商工会議所、商工会等と連携した中小企業への支援がより一層求められています。さらに、人口減少が進行することで、地域の活力が失われることや地域コミュニティの維持が難しくなることが懸念されることから、地域の特性を生かした雇用の場を創出するなど、地域活性化に向けた取組が求められています。



観光では、緑区の有する豊かな水源地域の自然・歴史・文化など地域資源を生かした体験・交流型観光を推進するとともに、リニア中央新幹線の駅や車両基地の設置を見据えながら、地域の観光資源をネットワーク化することで、観光客の周遊性の向上やインバウンド観光の促進を図ることが求められています。併せて、既存施設を活用した観光拠点の整備や登山道、散策路、トイレの整備など多くの観光客が訪れるための基盤づくりや、地域に触れて、リピーターとなってもらうための取組を進め、交流人口や関係人口の拡大につなげていくことが課題となっています。

商業においては、大規模小売店舗の出店により買い物が便利になった一方で、商店街における買い物客の減少、個人商店の後継者不足、インターネット通販の発達などによる消費行動の変化への対応といった課題があります。そこで、対面販売による住民とのつながりなど個店の魅力を高めるとともに、創業支援を行うなど、商店街などの活性化に努める必要があります。

6 自然・環境

緑区は豊かな水源地をはじめとした自然環境を有しており、その恵まれた自然環境を守り、より魅力的なものとし、次代につなげていくことが大切です。

農林業においては、担い手の高齢化や後継者不足により、休耕地や耕作放棄地の増加、山林の荒廃化により、担い手の育成・確保を図るとともに、販路の拡大や地場農畜産物のブランド化などによる地産地消の推進により、持続可能な農林業を確立していくことが求められています。

特に津久井地域においては、鳥獣被害の増大やヤマビル被害の拡大により、農村環境の崩壊につながることも危惧されることから、地域と連携して効果的な対策を講じることが喫緊の課題となっています。

住環境においては、近年、ごみの出し方のマナーの低下やごみのポイ捨て、構造物への落書きなどが見受けられ、街の景観を損ねているなどの課題があります。また、商店やスーパーマーケット、病院などが少ない地域もあることから、住民相互の助け合いや多様な主体との連携・協働により、誰もが安全で安心して暮らせる住環境の整備が必要です。

7 文化・スポーツ・生涯学習・社会教育

緑区には小原宿本陣をはじめとした伝統的な建造物や伝統行事などが多く残されており、それらの特色ある歴史・文化を次代へ継承するとともに活用していくことが求められています。また、区内には藤野芸術の家やアトラボはしもと、各種ホールなどの文化施設があるほか、地域では芸術家やアーティストによる活動が行われていることから、今後、より一層、多様な主体と連携しながら、文化芸術を生かしたにぎわいづくりを推進していく必要があります。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催をきっかけに、スポーツに対する関心の高まりが期待され、市民のスポーツ活動を推進することが求められているとともに、スポーツを通じた交流人口の拡大など、地域振興につながる取組も求められています。

また、人口減少や少子高齢化、地域コミュニティの希薄化などが進む中、生涯学習・社会教育における学びと活動の成果を地域コミュニティの活性化につなげていくことが重要です。そうしたことから、公民館機能の充実により、区民利用が促進され、更なる生涯学習・社会教育の振興が図られることが必要です。



8 地域コミュニティ・協働

都市化の進展や生活様式の変化、価値観の多様化などにより、地域社会への帰属意識の希薄化が課題となっています。また、地域の担い手の高齢化も進んでいることから、近隣の大学などとの連携の強化や世代を超えた交流の促進を図り、地域の課題解決に取り組むなど、地域コミュニティの活性化への取組が求められています。

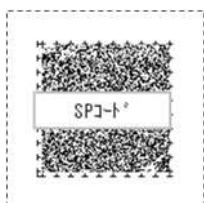
都市部においては、自治会のほか、マンション管理組合やNPO、市民活動団体などの多様な主体により地域コミュニティが形成されており、各主体が連携して地域課題に取り組む体制づくりなどを検討する必要があります。

中山間地域においては、人口減少の進行により現在のような地域コミュニティを維持していくことが難しくなる地域もあることから、交通ネットワークの維持・確保や医療・介護サービスの充実、買い物支援などの取組により定住人口を確保するとともに、移住の促進や関係人口の拡大などにより、新たな担い手の育成・確保に取り組む必要があります。

9 行政サービス

橋本駅周辺には、緑区合同庁舎や橋本パスポートセンター、シティ・プラザはしもと、橋本図書館など、各種行政サービスの施設があります。また、区内の各6地区にはまちづくりセンターが設置されているほか、津久井地域においては、4つの総合事務所が設置され、保健や福祉、土木などを含めた行政サービスの提供や地域におけるまちづくりの拠点となっています。

緑区には、都市部と中山間地域のそれぞれに特有の課題があることから、地域特性を踏まえ、地域の実情や多様性に応じた行政サービスを提供していくことが必要です。



第3章 緑区の目指す姿・取組目標

緑区が有する特色や現状と課題を踏まえ、これから区民とともに創る緑区の目指す姿を次のとおり定めます。

緑区の目指す姿

実る緑区

～都市と自然がつながり合うまちを目指して～

目指す姿を実現するための3つの視点

次の3つの視点を念頭に、区民・地域・各種団体・企業・行政など、まちづくりを担う各主体が役割を分担し、また協働しながら、総合的・横断的に施策を展開し、緑区の目指す姿の実現を図ります。

多様性を生かした、交流のまちづくり

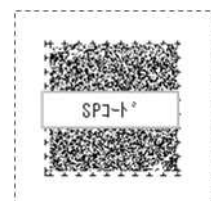
首都圏南西部における広域交流拠点として多様な都市機能・産業の集積を促進し、より一層の強化を図ります。また、豊かな自然や特色ある観光イベント、体験型観光、歴史・文化などの地域の多様性や区の魅力を生かした観光振興を図るとともに、近隣自治体や民間事業者との連携を図りながら、交流人口や関係人口の拡大を図ります。

住み続けたいまちづくり

都市部と中山間地域といった地域の特性に応じた多様なコミュニティ形成を進めるとともに、災害対策の充実・強化、交通ネットワークの維持・確保や医療・介護サービスの充実、子育て環境の整備などを図り、誰もが安全で安心して暮らせ、住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

つながりと将来性を生かした、にぎわいのあるまちづくり

圏央道やリニア中央新幹線など、発展する広域交通ネットワークを生かし、都市機能の集積や産業の活性化を図るとともに、その効果を区全体に波及させることにより、持続可能な、にぎわいのあるまちづくりを進めます。



中山間地域の振興

緑区の目指す姿の実現を図るためには、前項の3つの視点を踏まえた施策を展開するとともに、緑区特有の大きな課題である中山間地域の人口減少への対策や地域振興を推進し、持続可能なまちづくりを進める必要があります。

中山間地域の振興に向けて、緑区の特性を生かした施策展開の方向性を次のとおり定めます。

～癒しの交流拠点の創造を目指して～

豊かな人材を活用し、地域コミュニティの充実・強化に取り組みます

地域コミュニティの醸成に重要な役割を果たしている伝統芸能や祭りなどを通じた世代間交流を促進します。また、地域のつながりを大切にしながら、様々なかたちで地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の拡大とともに、地域活動を担う新たな人材の育成・確保に努め、地域コミュニティの維持・強化に取り組みます。

豊かなライフスタイルを提案し、移住を推進します

豊かな自然をはじめ、各地に点在する歴史、文化などの地域資源を更に磨き上げ、効果的に結び付けるとともに、来訪者への「おもてなし」の気持ちを大切に、交流人口の拡大を図ります。

併せて、地域や民間事業者等と連携し、自然に囲まれたゆとりある生活空間と子育て環境を生かした豊かなライフスタイルを提案し、移住に向けた取組を推進します。

豊かな環境を活用し、新たなビジネススタイルを推進します

JR中央線や中央自動車道、圏央道といった首都圏からの交通利便性の高さや、産業拠点の形成などのポテンシャルを生かすとともに、リニア中央新幹線の開通による更なる広域交通ネットワークの充実を見据え、豊かな自然環境を生かしたテレワーク、シェアオフィス、ワーケーションなど、新しいビジネススタイルを推進し、首都圏からの企業や人の誘引と地域の活性化を図ります。

取組目標

各施策分野に合わせて、6つの取組目標を定め、区のまちづくりを進めます。

「育て合う・学び合う」まちづくり

(子育て支援体制の充実、生涯学習・社会教育の振興など)

「認め合う・支え合う」まちづくり

(医療体制の充実、障害のある人の地域生活の支援、福祉の担い手の支援・育成・確保など)

「守り合う・助け合う」まちづくり

(防災対策の充実、地域ぐるみの安全・安心活動の推進など)

「創り合う・つながり合う」まちづくり

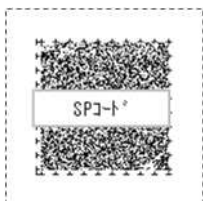
(地域経済の活性化、地域の特性を生かした観光振興、中山間地域の振興、文化財の保護と活用など)

「自然と共存し、活かす合う」まちづくり

(水やみどりの保全・活用、農業・林業の振興、地域と取り組む中山間地域対策など)

「交流し、高め合う」まちづくり

(地域の伝統・文化を生かしたコミュニティの醸成、地域の多様性を踏まえた区民サービスの向上など)



第4章 取組の方向

取組目標

「育て合う・学び合う」まちづくり

取組の方向 - 1 子どもが豊かな自然とともにのびのびと成長できるよう

取り組みます

【子育て、教育】

(子育て支援体制の充実)

地域をはじめ多様な主体と連携し、子育て世代が地域で安心して子育てができる環境を整備することにより、住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

(子どもの居場所・集える場の確保)

緑区の豊かな自然環境を活用し、子どもがのびのびと学び、遊ぶことができる環境を整えるなど、子どもの遊び場・居場所づくりの充実を図ります。

子育て中の親子が集い、気軽に交流できる場の充実を図ります。

(子どもの教育機会の充実)

学校・家庭・地域が連携し、学校教育と社会教育がそれぞれの機能を生かしながら協働する地域社会の形成を図るとともに、人間性豊かな子どもの育成といきいきとした市民活動の実現を図ります。

家庭環境や経済状況に関わらず、子どもや若者が等しく学習できる機会の充実を図るとともに、子どもの貧困対策の推進などにより、誰もが社会で活躍できるよう取組を推進します。

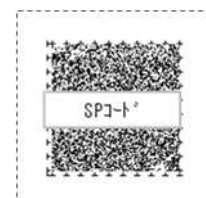
(子どもの教育環境の確保)

地域の実情を踏まえ、子どもにとって安全・安心で質の高い教育環境の確保に向けた取組を進めます。

家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、身近な地域で家庭教育を支援する担い手を育成するなど、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりに向けた取組を推進します。

取組の方向とSDGsの関連

 <p>1 貧困をなくそう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の親子が集い、気軽に交流できる場の充実 ・子どもや若者が等しく学習できる機会の充実など 	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代が地域で安心して子育てができる環境を整備することにより、住み続けたいと思えるまちづくりなど
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや若者が等しく学習できる機会の充実 ・子どもにとって安全・安心で質の高い教育環境の確保に向けた取組 ・家庭教育に関する学習機会の充実など 	





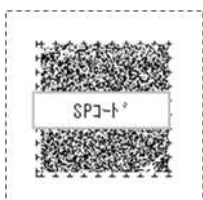
取組の方向 - 2 多様な連携を図り学ぶ力を高めます（生涯学習・社会教育）

（生涯学習・社会教育の振興）

生涯学習・社会教育を振興し、区民一人ひとりの学ぶ意欲を高めて、地域の教育力を高めます。市内や近隣の大学などの教育機関と連携し、多様で質の高い学習機会の創出を推進します。誰もが豊かな人生を送れるよう、仲間とつながりながら楽しく学び、学んだことを生かすことができる学習機会の充実を図ります。また、学んだ成果を地域での活動に生かすことにより、多世代にわたる絆づくりや活気ある地域づくりを促進します。公民館活動を中心に区民が主体的に生涯学習活動を推進するため、公民館機能の充実を図るなど、地域の文化・教育の推進につなげます。

取組の方向とSDGsの関連

 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	<ul style="list-style-type: none">・区民一人ひとりの学ぶ意欲を高めて、地域の教育力を高める・多様で質の高い学習機会の創出	 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	<ul style="list-style-type: none">・学んだことを生かすことができる学習機会の充実・地域の文化・教育の推進など
---	--	--	--



取組目標

「認め合う・支え合う」まちづくり

取組の方向 - 1 誰もが自分らしくいきいきと暮らせるよう取り組みます

【健康・福祉】

(医療体制の充実)

今後も地域で安心して暮らしていくことができるよう、救急医療体制を確保するとともに、医療機関相互の連携やオンライン診療の活用など、地域特性に応じた医療の在り方を検討し、医療関係団体との連携などにより、医療体制の充実を図ります。

中山間地域においては、訪問型の医療・介護サービスの充実など、地域の特性を踏まえたサービスの在り方を検討し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(健康であり続けるための支援)

健康づくりのための情報や活動の場を提供するなど、区民一人ひとりが自主的に行うことができる健康づくりの取組を支援します。

(連携した見守り体制の充実)

支援を必要とする高齢者などを地域で見守るため、行政・民間企業・地域等が連携し、支援体制の充実を図ります。

(集いの場、活躍の場の充実)

地域包括支援センター（高齢者支援センター）などと連携し、各種講座や集いの場を提供することで、高齢者の生きがいづくりに努めます。

高齢者がそれぞれの個性を生かしながら生きがいを持ち、地域社会で活躍できるよう活躍の場の充実を図ります。

(障害のある人の地域生活の支援)

障害のある人の自立と社会参加に向けて、地域の実情に応じた取組を推進します。

区民一人ひとりが障害等に関する理解を深めることにより、誰もが尊厳を守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に取り組みます。

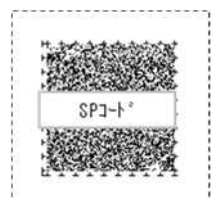
(福祉の担い手の支援・確保・育成)

地域福祉の担い手の活動を支援するとともに、市民への活動の周知を図ります。

若い世代から定年退職世代など多様な人材の福祉活動への参加を促進するとともに、福祉を担う人材の育成・確保を支援します。

取組の方向とSDGsの関連

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医療関係団体との連携などによる医療体制の充実 区民一人ひとりが自主的に行うことができる健康づくりの取組支援 高齢者などを地域で見守るための支援体制の充実など 	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害等に関する理解を深め、誰もが尊厳を守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現など
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が地域社会で活躍できるよう活躍の場の充実 障害のある人の自立と社会参加に向け、地域の実情に応じた取組など 	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉の担い手の活動を支援と市民への活動の周知など
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者などを地域で見守るための支援体制の充実 障害等に関する理解を深め、誰もが尊厳を守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現など 	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多様な人材の福祉活動への参加を促進し、福祉を担う人材の育成・確保を支援 各種講座や集いの場を提供し高齢者の生きがいづくりに努めるなど



「守り合う・助け合う」まちづくり

取組の方向 - 1 災害に備えられるよう取り組みます

【防災】

(防災対策の充実)

地域のつながりをより深め、自助・共助・公助の理念のもと、関係機関や自治会など関係団体と連携し、地域防災力の向上を図ります。

中山間地域などの急傾斜地の崩落や道路の寸断によって、災害時に孤立するおそれのある地域の防災備蓄の充実や地域間の連携を図るとともに、地域の特徴に応じた災害対応体制の充実を図ります。




自主防災組織による防災訓練や避難所運営訓練の充実、災害時要援護者の情報共有など、地域の実情に応じた効果的な活動支援を強化します。

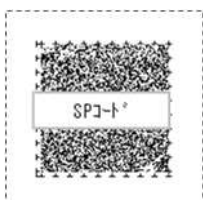
防災組織の充実や災害時の支援組織を検討するなど地域での体制強化を推進するとともに、防災専門員やリーダーとなる人材を確保・育成します。

大雨等による浸水被害対策や道路冠水時の安全対策を行います。

防災行政無線（ひばり放送）をはじめとする通信設備の適切な維持管理と更新を行うとともに、様々な状況に対応した新たな情報伝達手段の整備を進めます。

取組の方向とSDGsの関連

<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨等による浸水被害対策や道路冠水時の安全対策 ・通信設備の適切な維持管理・更新と様々な状況に対応した新たな情報伝達手段の整備など 	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災備蓄の充実や地域間の連携と地域の特徴に応じた災害対応体制の充実 ・地域の実情に応じた効果的な活動支援の強化など
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や自治会など関係団体と連携した地域防災力の向上など 	



取組の方向 - 2 地域とともに安心して過ごせるよう取り組みます

【防犯・交通安全】

(地域ぐるみの安全・安心活動の推進)

警察や関係機関・団体等との連携により区民の防犯意識を高めるとともに、地域ぐるみの活動を支援します。

消費者被害や特殊詐欺等による被害の防止に向け、消費生活相談の充実等による未然防止と早期発見に取り組むとともに、警察や関係団体、地域と連携した啓発活動を推進します。




犯罪多発地点などを中心に、防犯カメラを効率的・効果的に設置するなど、犯罪を発生させない環境づくりに取り組みます。

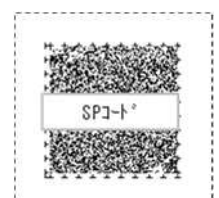
交通事故の増加を防ぐため、子どもから高齢者までの各世代に応じた交通安全に対する意識啓発を行います。

歩道の整備がされていない通学路には路側帯のカラー舗装等の交通安全対策を行います。

小学校の通学路における「安全・安心パトロール」の実施や、「交通安全キャンペーン」の開催など、警察や関係機関・団体、地域の連携により、交通安全に関する普及啓発を推進します。

取組の方向とSDGsの関連

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪を発生させない環境づくり ・歩道の整備がされていない通学路交通への安全対策 	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民の防犯意識を高めるとともに、地域ぐるみの活動支援 ・消費生活相談の充実等による未然防止と早期発見への取組 ・警察や関係団体、地域と連携した啓発活動の推進 ・交通安全に対する意識啓発など
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民の防犯意識を高めるとともに、地域ぐるみの活動支援 ・警察や関係機関・団体、地域の連携により、交通安全に関する普及啓発 ・犯罪を発生させない環境づくりなど 	



「創り合う・つながり合う」まちづくり

取組の方向 - 1 地域活力のあふれるまちづくりに取り組みます

【雇用・産業・商業】


(地域経済の活性化)

圏央道相模原インターチェンジや津久井広域道路などのアクセス性の良さを生かした産業の活性化を図るとともに、リニア中央新幹線の開通など大きな可能性を生かした様々な地域経済活動の振興を促進します。

地域を支える商店街や個人商店の維持・活性化を図るとともに、商工会議所や商工会等と連携し、地域に根ざした個店の魅力と地域の特性を生かした新たな起業の支援・育成を図ります。

高齢化や地理的な条件で、買い物が不便に感じる方が今後増加することが予測される中、例えば、インターネット通販や日用品等の生活必需品の移動販売など、多様なニーズに応じた地域経済の活性化に努めます。

取組の方向とSDGsの関連

 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を生かした新たな起業の支援・育成を図る ・多様なニーズに応じた地域経済の活性化など 	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな可能性を生かした様々な地域経済活動の振興を促進など
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を支える商店街や個人商店の維持・活性化を図るなど 		

取組の方向 - 2 地域の魅力を生かした観光振興に取り組みます 【観光】

(地域の特性を生かした観光振興)

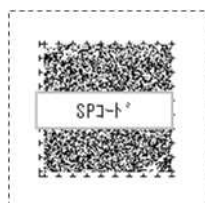
豊かな自然・歴史・文化など地域資源を生かした体験・交流型観光を推進するとともに、おもてなしの機運の醸成と、観光を支える人材の育成・確保に取り組みます。

リニア中央新幹線の開通を見据え、都市と自然が持つそれぞれの魅力を活用し、点在する観光資源や地域資源をつなぐ仕組みづくりを検討するとともに、マーケティングの視点を持った効果的な情報発信に取り組みます。

観光協会や商工会議所、商工会など関係団体と連携し、既存の観光資源の磨き上げをすることにより、地域の特性や施設の特色を生かした観光振興とインバウンド観光の促進を図ります。

取組の方向とSDGsの関連

 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を生かした体験・交流型観光を推進 ・マーケティングの視点を持った効果的な情報発信など 	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の観光資源の磨き上げをするなど
---	--	---	--



取組の方向 - 3 ネットワークを生かし、発展性あるまちづくりに取り組みます

【都市基盤・中山間地域対策】

(あらゆるネットワークでつなぐまち)

圏央道相模原インターチェンジの開設及び津久井広域道路の一部開通に加え、リニア中央新幹線の駅が橋本駅周辺に設置され、飛躍的に人の往来や交流の増加が見込まれることを踏まえ、新しい可能性と将来の発展性を生かしたまちづくりを推進します。

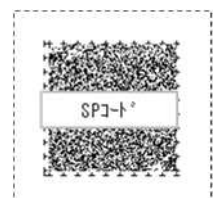
緑区ならではの地域資源などを活用し、区の魅力づくりと情報発信を行うことにより、区民交流の促進、区への愛着や誇りなどの意識の醸成を図ります。

○中山間地域の実情を踏まえ、地域コミュニティの維持・強化、交流人口や関係人口の拡大と移住促進、観光振興など、中山間地域の特色を生かした総合的な取組を進め、地域の活性化を図ります。

中山間地域を中心に人口減少・超高齢化が進行していく中、地域の実情にあった公共交通やA I・I o Tなど先端技術による今後の動向を捉えた交通手段を検討し、持続可能なまちづくりを推進します。

取組の方向とSDGsの関連

 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>・新しい可能性と将来の発展性を生かしたまちづくりを推進など</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>・区民交流の促進、区への愛着や誇りなどの意識の醸成を図る ・地域コミュニティの維持・強化、交流人口や関係人口の拡大など</p>
---	--



取組の方向 - 4 歴史や伝統、魅力ある地域資源を次代につなげます

【文化・スポーツ】

(文化・芸術を通じた地域活力の創出)

区内で行われている特色ある文化芸術事業を地域と連携して推進するとともに、情報通信技術を活用した効果的な情報発信を行うなど、文化芸術を通じたにぎわいづくりを推進します。

(子どもが地域に根ざした伝統文化に親しむ機会の充実)

区内の各地域で培われてきた伝統文化などに子どもがより親しみ、参画する機会の充実を図るなど、次代へ伝えていくための取組を推進します。

(文化財の保存と活用)

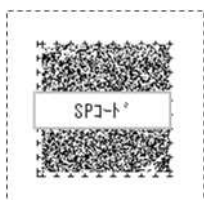
国指定史跡である川尻石器時代遺跡や寸沢嵐石器時代遺跡をはじめ、小原宿本陣、旧笹野家住宅などの史跡や文化財建造物などを適切に保存整備するとともに、積極的な情報発信や文化財の活用を図るなど、多様な主体との連携により地域全体で地域活性化につなげるための取組を推進します。

(スポーツを通じた交流の創出)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、よりスポーツに親しむ機運の醸成を図るとともに、スポーツを通じた交流人口や関係人口の拡大など、地域振興につながる取組を推進します。

取組の方向とSDGsの関連

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツに親しむ機運の醸成を図るなど 	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化などに子どもがより親しみ、参画する機会の充実を図るなど
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡や文化財建造物などを適切に保存整備など 	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある文化芸術事業を地域と連携して推進など



取組目標

「自然と共存し、活かし合う」まちづくり

取組の方向 - 1 貴重な自然環境を次代につなげます

【自然・環境】

(自然環境を生かした区民が集える憩いの場の創出)

緑地の保全や活用に取り組むとともに、身近な自然とふれあいながら、区民が集える憩いの場の創出に努めます。また、市街地の緑地や河川・湖、里地里山などの自然環境を生かした観光のネットワーク化を図り、交流の促進に取り組みます。

(水やみどりの保全・活用)

地域住民や関係団体、NPO、教育機関等と連携し、緑区の豊かな森林や湖・河川などの自然環境を次代に引き継ぐ意識の醸成を図るとともに、水源地域の魅力の向上に取り組めます。

(環境を守る担い手の育成)

行政のほか、市民や事業者、学校などの多様な主体が連携し、身近な地域で環境保全に取り組む機運の醸成を図るとともに、環境を守る担い手の育成に努めます。

(不法投棄の防止対策の充実)

不法投棄防止のためのパトロールの実施や監視カメラの設置など、良好な地域環境の保全を図るため、地域と連携した取組を推進します。

(空家等の適正管理)

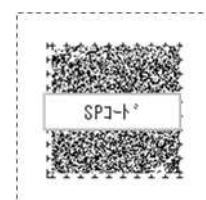
地域特性に応じた利活用の促進、特定空家等に対する措置など、空家等の適正管理の促進を図ります。

(生活環境の保全)

関係団体と連携し、路上喫煙防止、落書き防止の啓発活動等を進め、地域住民の生活環境の保全を図ります。

取組の方向とSDGsの関連

<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>・緑地の保全や活用に取り組むとともに、身近な自然とふれあいながら、区民が集える憩いの場の創出など</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>  <p>・不法投棄防止のためのパトロールの実施や監視カメラの設置など、良好な地域環境の保全を図るなど</p>
<p>14 海の豊かさを守る</p>  <p>・水源地域の魅力の向上</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>  <p>・身近な地域で環境保全に取り組む機運の醸成を図るほか</p>



取組の方向 - 2 担い手の育成・確保で農林業の振興を図ります

【農林業・鳥獣被害対策】

(農業・林業の振興)




農とのふれあいを通じて農業への関心を高めるなど、農業の担い手の育成・確保を図るとともに、遊休・荒廃農地の解消や対策を講じることにより、農地の保全・有効活用を図ります。

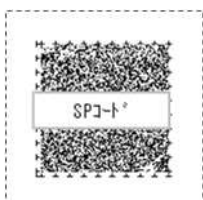
森林を保全・再生するため、私有林の所有者が実施する整備への支援を行うとともに、市有林の計画的な整備に取り組みます。また、新たな担い手の確保を図るとともに、林業事業者などと連携し、木材利用の促進や新たな商品開発などに取り組むなど、林業の振興を図ります。

(地域と取り組む鳥獣等被害対策)

野生鳥獣を適正に管理するため、従来から実施してきた捕獲や追払いなどに加え、ICTを活用した野生鳥獣の分布、行動範囲の追跡に取り組むとともに、狩猟者の育成を促進するなど、関係機関と連携しながら、野生鳥獣やヤマビルによる被害の減少に取り組みます。また、地域と連携し、対応力の強化に向けた取組を推進します。

取組の方向とSDGsの関連

 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・木材利用の促進や新たな商品開発など林業を振興など 	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の担い手の育成・確保を図る ・野生鳥獣やヤマビルによる被害の減少
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林を保全・再生するため、私有林の所有者が実施する整備への支援など 	



取組目標

「交流し、高め合う」まちづくり

取組の方向 - 1 活力あるコミュニティの醸成に取り組みます

【地域コミュニティ】

(地域の伝統・文化を生かしたコミュニティの醸成)

地域固有のイベントや伝統行事・祭りなど、地域の特色や多様性を生かした世代間交流・地域間交流を促進します。

(地域の実情に応じたコミュニティの醸成)

自治会や子ども会等への加入率が低下している地域があることから、マンション管理組合や地域活動団体等との連携の促進など、多様な地域コミュニティの形成の促進を図るとともに、地域の実情に応じた加入促進に取り組むことやICTやSNSを活用した魅力の発信などを通じて、地域コミュニティの醸成に向けた取組を推進します。

(区民の力を生かしたまちづくりの推進)

地域づくりの中心的役割を担う自治会等の活動を支援するとともに、NPOや大学、事業者等の多様な主体との連携を深め、区民が自主性と主体性を発揮できる活力ある地域づくりを進めます。

(新たな担い手の育成・確保)

学生から高齢者までの幅広い世代の地域活動への参画を促進するとともに、特に中山間地域においては、関係人口の拡大に向けた検討を行うなど、地域づくりの担い手の育成・確保に取り組みます。

取組の方向とSDGsの関連

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係人口の拡大に向けた検討を行うなど、地域づくりの担い手の育成・確保など 	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民が自主性と主体性を発揮できる活力ある地域づくりなど
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な地域コミュニティの形成の促進など 	

取組の方向 - 2 地域の多様性を尊重した、持続可能なまちづくりに取り組みます

【区民サービス】



(地域の多様性を踏まえた区民サービスの向上)

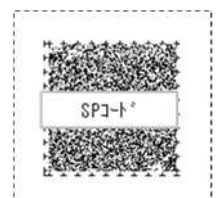
緑区では、地域住民の生活圏や生活環境が地域によって異なり、地域課題も多様であることから、日常生活に密着した区民サービスは身近な窓口で相談できるなど、区役所機能の強化を含めた、地域の実情に応じた効果的な行政サービスの提供体制を構築します。

公共施設の利用実態や利用者ニーズを的確に捉え、施設の有効活用や複合化、窓口のワンストップ化を進めるなど、適切かつ効果的な施設配置を検討し、区民サービスの向上を図ります。

対話を通じて区民ニーズの把握に努めるとともに、大規模事業の進捗や人口減少の進行といった状況の変化を的確に捉え、区民の暮らしの向上を目指します。

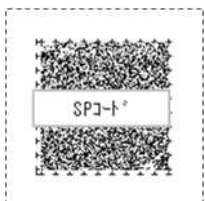
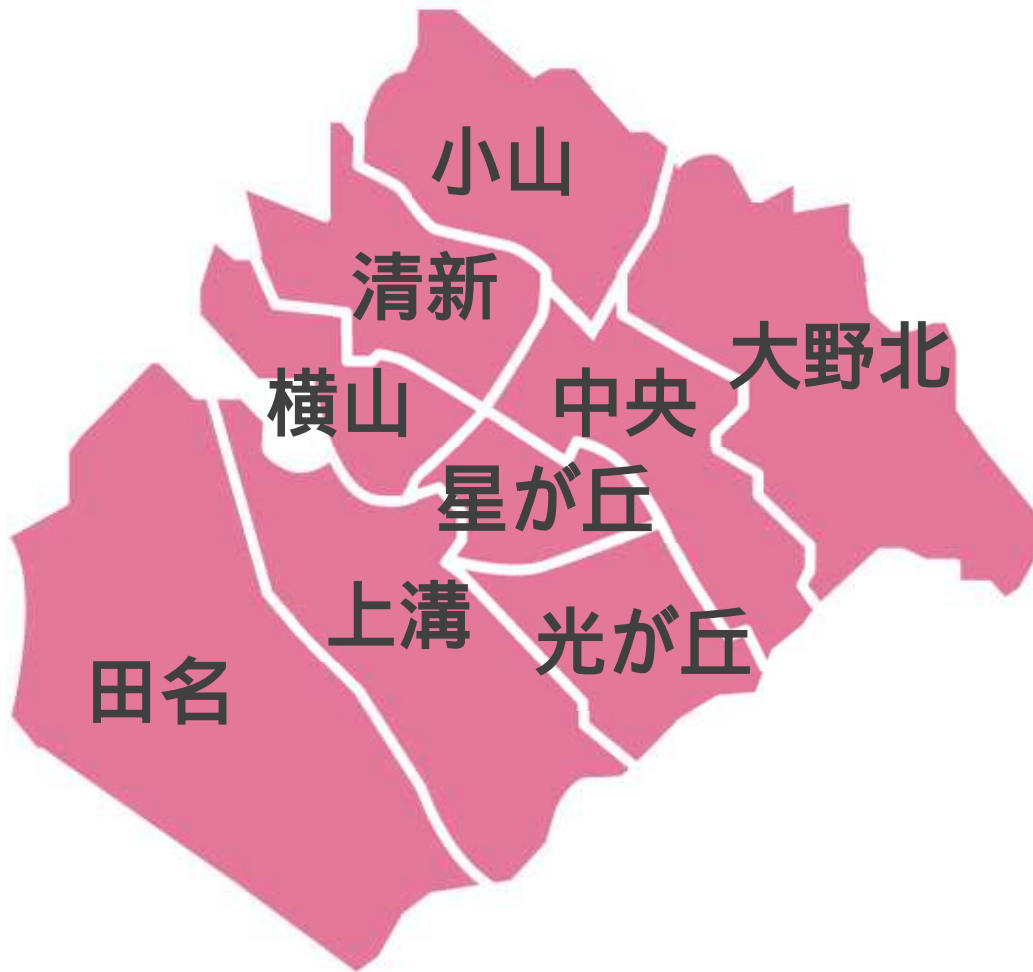
取組の方向とSDGsの関連

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた効果的な行政サービスの提供体制を構築 ・施設の有効活用や複合化、窓口のワンストップ化 	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対話を通じて区民ニーズの把握など
---	---





中央区基本計画



第1章 中央区の概況

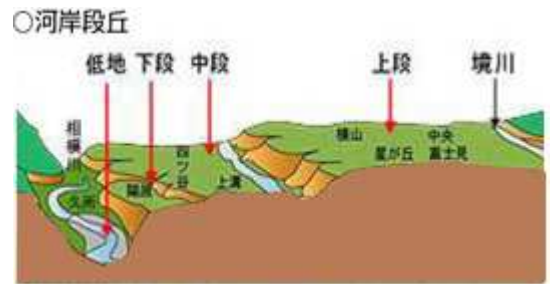
1 位置・地勢

中央区は、本市の東側に位置し、北部は町田市に、南部は愛川町、厚木市に接しており、9つのまちづくり区域（地区）から構成されています。総面積は、36.87平方キロメートルで、市域（328.91平方キロメートル）の11.2%を占めています。

中央区が位置する相模原台地には相模川の東岸に河岸段丘が形成されています。

この段丘は、図に示す「上段」「中段」「下段」の3つに分かれており、上段の相模原面が最も広く、小山・清新・横山・中央・星が丘・光が丘・大野北の7つのまちづくり区域が位置しています。

また、中段には、上溝まちづくり区域が、中段から下段にかけての地域には、田名まちづくり区域が位置しています。

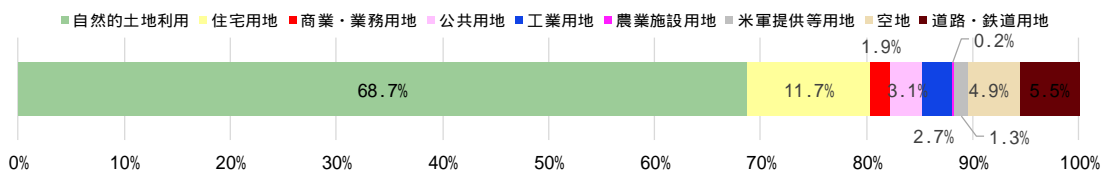


2 土地利用状況

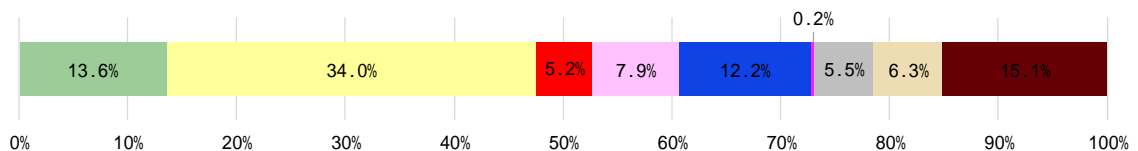
中央区は、市役所、税務署、裁判所など市や国の主要な機関が立地しており、行政の中心となる地域で、首都圏のベッドタウンとして早くから開発され、「宅地」や「商業・業務」などの都市的土地利用が86.4%を占め、3区の中で最も高くなっています。

また、JR相模原駅北側に広がる在日米陸軍相模総合補給廠は区域の5.3%を占めており、計画的なまちづくりを進めていく上で大きな障害となっています。

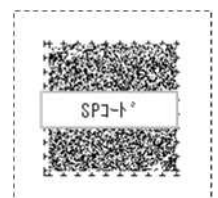
【中央区】



【相模原市】



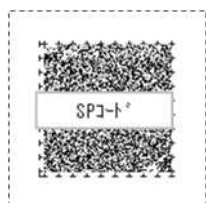
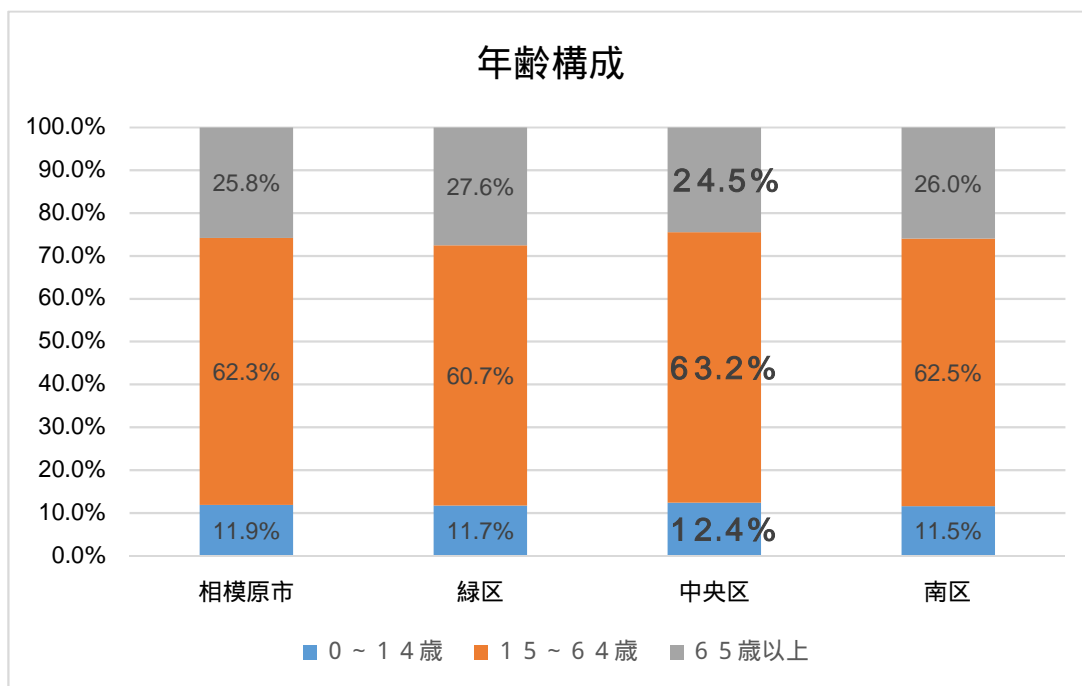
出典：平成27年都市計画基礎調査から作成（相模総合補給廠一部返還などを反映）



3 人口、世帯、年齢構成

中央区の人口は、平成31(2019)年4月1日現在、271,696人で、本市の人口721,910人の37.6%を占めています。世帯数は、平成31(2019)年4月1日現在、121,993世帯で、本市の世帯数325,018世帯の37.5%を占めています。

平成31(2019)年1月1日現在の年齢別人口の構成比をみると、年少人口(15歳未満)が12.4%、生産年齢人口(15歳～64歳)が63.2%、高齢者人口(65歳以上)が24.5%となっており、他区と比較すると年少人口の割合が最も高く、高齢者人口の割合が最も低くなっています。



第2章 中央区の現状と課題

1 子ども・教育

子育て、教育

核家族化の進行やスマートフォン、オンラインゲームなどの普及で親子や子ども同士が顔を合わせて会話する機会が減っています。中央区では、子どもが自ら継続的に地域活動に関わる取組や子ども食堂など、子どものつながりの場を設けるための取組が進められている一方で、子ども会・育成会などは減少傾向にあります。

また、共働き世帯やひとり親家庭の増加により、放課後に子どもが安心して過ごすことができる場の充実が求められています。さらには、近年増加している外国にルーツを持つ子どもが、安心して学ぶことができる教育環境を整えることも求められています。

生涯学習、社会教育

中央区では、公民館などの学習施設の稼働率が全体的に高い傾向にあり、時期や時間帯によっては利用希望が集中し、利用がしづらくなっているほか、利用する世代に偏りが生じています。

このため、既存施設の有効活用や、多世代交流による学び合いの場の充実など、誰もが学びを楽しめる環境づくりが求められています。

共生・健康

福祉、高齢者、貧困

中央区における高齢者人口（65歳以上）の割合は、24.5%（平成31（2019）年1月1日現在）であり、2027年には27.2%となる見込みです。

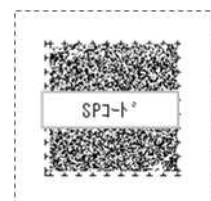
また、地域における人と人とのつながりの希薄化が進んでいるため、ひとり暮らし高齢者や生活困窮者、貧困の連鎖など、生活に課題を抱え支援を必要としている方が地域で孤立する状況が生じています。

このため、誰もが地域社会との関わりを持つきっかけとなり、また地域住民同士がつながりを深められる集いの場づくりなど、地域でともに支えあう環境づくりが求められています。

人権・男女、障害者、国際化

人権に関する法令の整備や施策の充実により、人権意識の高まりが見られるものの、依然として、性別や年齢、国籍、障害の有無などを理由とする偏見や差別など、様々な課題が存在しています。

このため、一人ひとりがお互いの人権を尊重し合うとともに、異なる文化や習慣を持った人々がいきいきと活躍できるまちをつくっていくための取組を推進する必要があります。



健康、医療

中央区内では、自主的なグループによる「ラジオ体操」や「いきいき百歳体操」などの健康づくりの取組が行われています。

誰もが健康で安心して暮らしていくため、こうした取組を地域全体に広めていけるよう支援するとともに、自らの健康について相談できる「かかりつけ医」等を持つなど、安心して医療を受けることができる体制の充実が求められています。

安全・安心

防災

大地震による大規模な災害の発生が懸念されています。地区防災計画の策定や地域の防災意識の高まりにより、自主的な防災活動は進んでいますが、地域によっては、防災資機材の整備状況や自主的な訓練の実施状況などにばらつきも見られます。

また中央区内には、流量の多い相模川、住宅地を流れる境川や鳩川などの河川があり、台風や集中豪雨に伴う河川の氾濫による被害が心配されます。

災害に備えるため、自助・共助の取組の重要性などについて、区民の理解を更に深めながら、自発的な防災対策の促進を図ることなどにより、地域全体の防災力の向上に取り組む必要があります。

交通安全、防犯、空き家

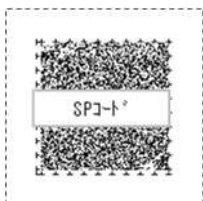
中央区(相模原警察署管内)における交通事故発生件数は1,041件(平成30(2018)年)と5年前(平成25(2013)年1,265件)に比べて減少しているものの、自転車が関係する事故(全体のうち31.5%)や高齢者の事故(全体のうち31.8%)の割合が高い状況が続いています。自転車レーンなどの整備が進んでいますが、自動車の駐停車により自転車レーンがふさがれていたり、自転車が交差点でも一時停止しないなどの状況があることから、交通ルールの順守やマナーの向上を図る必要があります。

高齢者の事故では、高齢者が加害者となる事故が増えており、高齢ドライバーに対する対策が急務となっています。

防犯灯のLED化や防犯カメラの設置、登下校時の児童・生徒への見守り活動などにより区民の防犯意識は高まっており、平成30(2018)年の刑法犯認知件数は1,735件と5年前の平成25年(2,613件)と比べて減少傾向にあります。

しかし、自転車の盗難被害件数が高い水準で推移しているほか、高齢者を対象とした振り込め詐欺の被害件数も増加していることから、地域や関係団体、警察と連携し、防犯意識の向上のための啓発活動をはじめとした取組を一層進め、地域の犯罪抑止力の向上を目指す必要があります。

また、適正に管理されていない空き家等が増加し、地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることから、適正管理に対する意識を高めるとともに、空き家の利活用などについて、地域と連携・協働して取り組む必要があります。



活力・交流

商業、観光、農業

中央区には、複数の鉄道や路線バスが運行されており、駅周辺には商業施設が集積しています。

一方で、幹線道路沿道などへの大型店の出店やインターネット通販の普及により、買い物の仕方
も変化し、個人商店の減少や商店街の活性化などが課題となっており、あらゆる世代が楽しめる商
店街づくりなど、暮らしやすいまちづくりが求められています。

また、中央区には、本市を代表する桜の名所である市役所さくら通りや、相模川などの豊かな自然
が存在するほか、「上溝夏祭り」や「相模原納涼花火大会」など魅力的なイベントが多く開催されて
います。そのほか、宇宙航空研究開発機構（JAXA）や市立博物館、相模川ふれあい科学館など、
最先端の宇宙科学や相模原の歴史・自然を楽しく学べる施設も多数存在しています。これらの資源
を生かした、中央区ならではの観光振興を含めた魅力の創出が求められています。

農業に関しては、新鮮で安全・安心な食材としての地場農畜産物への消費者ニーズが高まってお
り、区民が農業を身近に感じられる都市農業の振興が求められています。

基地返還、拠点形成、道路、交通

中央区は、相模総合補給廠一部返還地における新たなまちづくり、小田急多摩線の延伸計画等に
加え、隣接する橋本地区へのリニア中央新幹線の駅の設置など、区外から広く人が集まる交流拠点
として発展するポテンシャルが高まっています。

一方で、今後増加する高齢者のための気軽に外出できる移動手段の維持・確保が求められていま
す。

文化、スポーツ、国際化

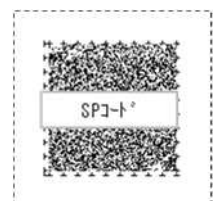
中央区の魅力として、市役所さくら通りをはじめとした桜や、身近に宇宙を感じることができる
宇宙航空研究開発機構（JAXA）国内最古といわれる約2万年前の建物跡が発見された国指定史
跡田名向原遺跡などがあります。

各地域においても、「上溝夏祭り」や江戸時代中期から続く「番田の神代神楽」、各地区のふるさと
まつりなど、歴史のある行事が行われています。一方で、こうした中央区の魅力を知らない、地域に
関心を寄せない区民も少なくありません。

また、祭などの行事を主催する各地域では、活動を支える人材の後継者不足などにより行事の実
施が困難な事例もあり、地域文化の継承が課題となっています。

そのため、地域の文化やスポーツなどの活動により区の魅力を高めていくためには、こうした活
動をより広く情報発信し、地域への関心を高めていくことが求められています。

外国人住民の増加が進む中、地域住民と外国人の交流の機会を通じて、互いに異なる文化や習慣
を理解し、活力ある地域社会を形成するための取組が求められています。



環境

環境保全、都市緑化、生物多様性

中央区は、河川や丘陵緑地など、豊かな自然に恵まれている地域があり、そうした自然に親しむ取組が行われています。

一方で、川遊びや散策などでも、自然に接する際の配慮を欠くことで、環境に負荷がかかることもあり、そのような環境への影響が課題となっています。

温暖化、廃棄物

各家庭においてごみの減量化・資源化意識が高まり、市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量は平成23(2011)年度には544グラムでしたが、平成29(2017)年度には494グラムとなり、減少してきているものの、家庭から排出されたごみの中には、資源化が可能な紙や容器包装プラ等が多く含まれている状況があります。

更にごみの減量化・資源化を進めるためには、環境への負荷に配慮したライフスタイルへの転換など、「4R」の推進やごみをできるだけ少なくする生活への意識づけが必要となっています。

都市経営

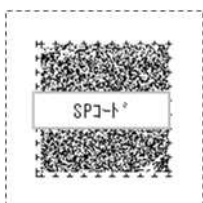
参加・協働、区政(分権)

地域における人と人とのつながりの基盤となっている自治会の加入率低下が課題となっています(平成31(2018)年4月時点の中央区の自治会加入率50.39%)。このことから、自治会への加入促進に取り組むとともに、地域活動の担い手の育成、誰もが気軽に集い交流できる場の創出などにより地域活動の活性化を進め、区民と地域とのつながりを深め、まちづくりへの参画意識を醸成することで、地域コミュニティの活性化に取り組む必要があります。

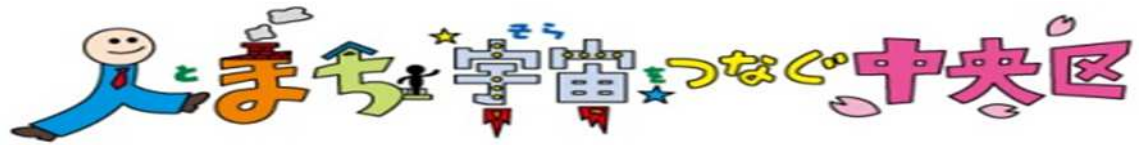
行政サービス、広聴広報、公共施設マネジメント

複雑化・多様化する区民ニーズや地域の課題解決に迅速に対応するため、身近な区役所の機能の充実が求められています。

また、中央区内には公民館など多くの公共施設がありますが、老朽化や人口減少社会に対応するため、効果的な利活用や維持・管理の検討を進める必要があります。



第3章 中央区の目指す姿・取組目標



～多様性を大切にするまちを目指して～

私たちのまち中央区は、様々な魅力や個性を持った人々、活力ある産業や文化、身近な自然など、多くの地域資源にあふれる区です。

これから迎える人口減少社会にあっても、これらの地域資源の多様な価値を大切に、心豊かで、いきいきと、にぎわいあふれる、安全・安心なまちをつくるため、私たちは中央区の目指す姿・取組目標として、次の6つを定めます。

健やかに育ち、ともに学び、ともに高めあっている

子どもが心豊かにいきいきと育つよう、地域、家庭、学校の連携を深めています。

人々との絆が深まり、地域や家庭で子どもの健やかな成長を見守っています。

また、誰もが自ら学ぶことができ、学ぶ人同士のつながりが、更にお互いを高めあっています。

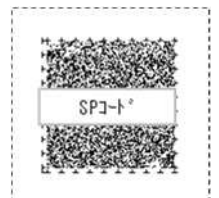
自分らしく、いきいきと暮らしている

性別や年齢、国籍、障害の有無などにかかわらず、すべての人が尊厳をもって自分らしく、自立した日常生活を営むことができている、困ったときはお互いに支え合いながら暮らしています。

安全・安心をみんなで作っている

区民と区役所や消防が連携した防災訓練や自主防災活動が活発に行われ、自助・共助・公助による防災意識が高まり、地域の防災力が向上しています。

安全で住み良い地域社会の実現に向け、地域・関係団体・警察・区役所の連携が一層強化され、地域ぐるみで交通安全活動・防犯活動が行われています。



魅力と活力にあふれ、にぎわっている

相模総合補給廠一部返還地における新たなまちづくり、小田急多摩線の延伸計画に加え、隣接する橋本地区へのリニア中央新幹線の駅設置等を見据えたまちづくりが進み、にぎわいの創出に向けた夢が広がっていると同時に、快適で便利な暮らしやすいまちづくりが行われています。また、桜や宇宙航空研究開発機構（JAXA）、大学などの中央区の魅力を区民の誰もが発信することで、新たな出会いと交流が生まれています。

豊かな環境をつくり、次世代へつないでいる

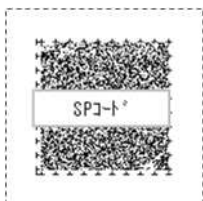
身近な自然と共生した、持続可能な循環型のまちづくりが進んでおり、豊かな環境を次世代へつなぐことができます。

わたしも、あなたも、誰もが輝いている

区民みんなが地域に関心を持ち、それぞれの個性を生かして、それぞれのスタイルで地域活動に関わっており、地域と地域を支えるすべての人々が輝いています。

「人とまち、^{そら}宇宙をつなぐ中央区」

人、まち、中央区の持つさまざまな地域資源がつながり、未来に向かって大きく広がる宇宙のように、人々が夢と希望を持って暮らすことのできるまちを創り、子どもたちへつないでいきたい、という思いが込められています。



第4章 取組の方向

中央区の目指す姿・取組目標 健やかに育ち、ともに学び、ともに高めあっている

取組の方向 - 1 子どもがのびのびと成長できるよう取り組みます

【子育て、教育】

安心して子どもを生き育てることができ、子育てを楽しく感じることができるよう、子育て支援の充実を図るとともに、すべての子どもの健やかな成長を地域全体で支援するまちづくりを推進します。

また、子どもが、豊かな人間性を持った大人へと成長していくため、自らを大切に、他人を思いやる心を育む教育を推進するとともに、地域及び家庭の教育力の向上を支援します。

【重点的な取組】

（子育て支援）

子どもを持つ親が、地域住民と交流・相談することで子育てに対する不安を解消し、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを進めます。


（子どもの健全な育成環境の充実）

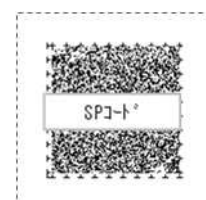
子どもの居場所、遊び場づくりを進め、子どもが健やかにのびのびと育つことのできる健全な育成環境をつくります。

（教育環境の充実）

すべての子どもにとって、安全・安心で質の高い教育環境づくりを進めます。

取組の方向とSDGsの関連

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<ul style="list-style-type: none">・子育て支援の充実など・すべての子どもの健やかな成長を地域全体で支援するまちづくりなど	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<ul style="list-style-type: none">・安心して子どもを生き育てることができる環境づくりなど
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<ul style="list-style-type: none">・地域及び家庭の教育力向上の支援など		



取組の方向 - 2 誰もが学びを楽しめるよう取り組みます

【生涯学習、社会教育】

誰もが、自らを成長させ、豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて学ぶことができ、その成果を住民同士のつながりや地域の活性化に生かすことができる環境づくりを、公民館などを拠点に地域全体で進めます。



【重点的な取組】

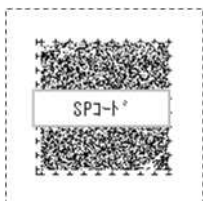
(生涯学習、社会教育の支援)

様々な世代の区民が「いつでも」「どこでも」「誰でも」学ぶことができ、学びを通じて得た成果がまちづくりにつながることで、更に学びが深まるよう支援します。

は区役所が中心となつて行う取組

取組の方向とSDGsの関連

 <p>・学びを通して得た成果を地域の活性化に生かせる環境づくりなど</p>	 <p>・多様な主体と連携した学習機会の提供など</p>
---	---



中央区の目指す姿・取組目標

自分らしく、いきいきと暮らしている

取組の方向 - 1 すべての人がいきいきと暮らせるよう取り組みます

【生涯学習、社会教育】

共に支え合う地域づくりを進めるとともに、高齢者の集いの場や活躍の場づくりに取り組みます。

【重点的な取組】

(地域ネットワークの充実)

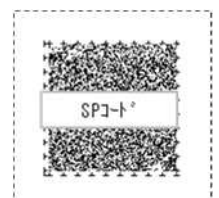
人と人の支え合いのネットワークが充実し、様々な悩みや不安に対して包括的に支援できる、誰もが暮らしやすいと感じるまちづくりに取り組みます。

(高齢者の社会参加支援)

退職後の活動の場やひとり暮らし高齢者の集いの場づくりに取り組むとともに、高齢者が社会に参加し活躍することで、笑顔があふれるまちづくりを進めます。

取組の方向とSDGsの関連

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	・様々な悩みや不安に対して包括的に支援できるまちづくりなど	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	・高齢者の社会参加支援など
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	・誰もが暮らしやすいと感じるまちづくりなど	 <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>	・共に支え合う地域づくりなど



取組の方向 - 2 多様な人々が自分らしく活躍できるよう取り組みます

【人権・男女、障害者、国際化】

ユニバーサルデザインが浸透し、障害等への理解や人権教育・人権啓発、多文化共生が進んだ、誰もが自分らしく活躍できる社会づくりに取り組みます。

【重点的な取組】

(人権の尊重と男女共同参画社会の実現)

性別にかかわらず、誰もが個性と能力を十分に発揮することができるとともに、地域で女性が活躍できる環境の充実に取り組みます。

(バリアフリー環境の充実)

誰もがいきいきと暮らせる、バリアフリー環境が充実した福祉のまちづくりに取り組みます。

(多文化共生の推進)

異なる文化や習慣を理解し、お互いを地域の仲間として尊重し合うことで、外国人も地域づくりに参画するまちづくりに取り組みます。

は区役所が中心となつて行う取組

取組の方向とSDGsの関連

 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>・女性が活躍できる環境の充実など</p>	 <p>10 人の国の不平等をなくそう</p> <p>・ユニバーサルデザインが浸透した社会づくりなど ・外国人も地域づくりに参画するまちづくりなど</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>・バリアフリー環境の充実など</p>	

取組の方向 - 3 健康長寿に取り組みます【健康、医療】

健康に対する意識を高め、自ら行動する、区民主体の健康づくりを推進します。

また、超高齢社会にあつても、住み慣れた地域で安心して生活できるための地域医療体制の充実に取り組みます。

【重点的な取組】

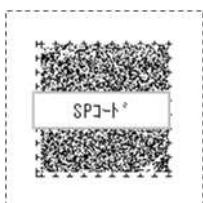
(健康増進活動の推進)


区民の健康に対する意識を高め、地域の健康増進活動を活性化し、長寿を楽しめるまちづくりに取り組みます。

(安心できる医療体制の充実)

自らの健康について日常的に相談できる「かかりつけ医」等を持ち、みんなが安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

取組の方向とSDGsの関連



 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>・区民主体の健康づくりの推進 ・かかりつけ医等の普及など</p>
---	---

中央区の目指す姿・取組目標 安全・安心をみんなで創っている

取組の方向 - 1 一人ひとりが災害に備えるよう取り組みます【防災】

いつ、どこで起こるか分からない災害に備えるため、区民一人ひとりが自身の安全を確保する「自助」のための具体的な行動ができるよう取り組みます。

また、「自助」とともに、地域コミュニティや災害ボランティアなどによる「共助」、行政による「公助」のバランスが取れた防災対策を推進することで、被害を最小限に抑える「災害に強いまちづくり」に取り組みます。

【重点的な取組】

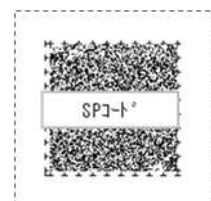
(地域防災力の向上)

大規模災害に備え、自助・共助の取組の重要性など区民の防災意識を高めるとともに、自主防災組織の活動に対する支援等により、地域防災力の向上を図ります。

は区役所が中心となって行う取組

取組の方向とSDGsの関連

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>・災害に強いまちづくり</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>・区民の防災意識や地域防災力の向上など</p>
 <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p> <p>・「自助」、「共助」、「公助」のバランスが取れた防災対策の推進</p>	



取組の方向 - 2 事故や犯罪ゼロを目標に取り組みます

【交通安全、防犯、空き家】

地域や交通安全・防犯関係団体、警察と区役所の相互の連携を強化し、地域における子どもや高齢者などに対する啓発活動を推進し、区民自身が「自分たちの安全は自分たちで守る」という意識の向上を図ります。

また、今後も増えていく空き家の適正管理や利活用に向けた取組を進めます。

【重点的な取組】

（交通事故防止対策の推進）

交通ルールや事故防止のための具体的な対策の周知など区民の意識を高めるための啓発活動や、家庭や地域などでの交通安全教育の充実に取り組みます。

（犯罪の未然防止）

自転車の盗難や振り込め詐欺等の犯罪を未然に防ぐための取組を、地域や警察と区役所との連携により行います。

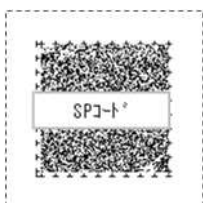
（空き家の適正な対策）

空家等の適正管理への関心を高めるための意識啓発とともに、空き家の利活用について地域と連携・協働して取り組みます。

は区役所が中心となる取組

取組の方向とSDGsの関連

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>・交通ルールの周知、家庭や地域などにおける交通安全教育の充実など</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>・空家等の適正管理への関心を高めるための意識啓発など</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>・地域や警察等との連携による犯罪の未然防止など</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>・地域と連携・協働した空き家の利活用など</p>



中央区の目指す姿・取組目標

魅力と活力にあふれ、にぎわっている

取組の方向 - 1 人が集い、にぎわいがあふれるよう取り組みます

【商業、観光、農業】

圏央道、リニア中央新幹線など充実した交通環境の強みを生かし、商業振興による市街地のにぎわい創出や、区の魅力の発信によって区内外から人が集う、にぎわいがあふれるまちづくりに取り組みます。

また、区民が中央区の農業を身近に感じ、地場農産物を味わうことができる機会の創出に向けた取組を行います。

【重点的な取組】

(商業振興によるにぎわいづくり)

地域性を生かした商店街などの活性化や地域との連携により、人が集まり、にぎわいあるまちづくりに取り組みます。

(観光資源などを活用した魅力の発信)

観光に資する施設や身近な自然環境などの地域資源を活用し、圏央道をはじめとした交通環境の良さを含めた区の魅力を区内外へ情報発信します。

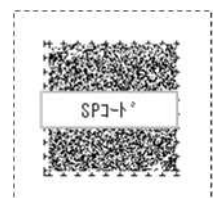
(農業を身近に感じられるまちづくり)

地産地消の推進等により都市農業の振興を図ることで、区民が農業を身近に感じられるまちづくりに取り組みます。

は区役所が中心となって行う取組

取組の方向とSDGsの関連

 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>・都市農業の振興による区民に身近な農業環境づくりなど</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>・地域資源を活用した区の魅力の情報発信など ・地域特性を生かした商店街の活性化によるにぎわいづくりなど</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>・区の地域資源を活用した魅力の発信など</p>	 <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>	<p>・地域との連携によるにぎわいあるまちづくりなど</p>



取組の方向 - 2 暮らしやすさが未来へつながるよう取り組みます

【基地返還、拠点形成、道路、交通】

相模総合補給廠の早期全面返還及び、米軍機による騒音の解消への働きかけを継続しながら、相模総合補給廠一部返還地における新たなまちづくり、小田急多摩線の延伸計画に加え、隣接する橋本地区へのリニア中央新幹線の駅設置等を見据えたまちづくりなどにより、未来につながるまちづくりを進めます。また、交通環境のバリアフリー化やコミュニティバスの維持・確保などによる生活利便性の向上により、暮らしやすいまちづくりを推進します。

【重点的な取組】

（相模総合補給廠の早期返還）

区民と行政が一体となり、相模総合補給廠の早期全面返還及び米軍機による騒音の解消に向けて取り組みます。

（相模原駅周辺地区におけるにぎわいの拠点づくり）

暫定的な活用も含めた相模総合補給廠の一部返還地をはじめ小田急多摩線の延伸や隣接する橋本地区へのリニア中央新幹線の駅設置も見据えたまちづくり等により、にぎわいの拠点づくりを進めます。


（道路環境の向上）

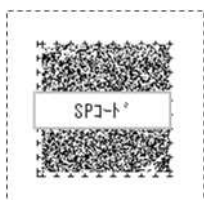
自転車通行環境の整備や道路の拡幅整備、バリアフリー化の推進など、道路環境の向上に取り組みます。

（地域公共交通網の構築）

小田急多摩線延伸の促進、コミュニティバスの維持・確保など、地域公共交通網の構築を利便性に配慮しながら進めます。

取組の方向とSDGsの関連

<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・自転車通行環境の整備による自転車の活用促進など 	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・小田急多摩線の延伸やリニア中央新幹線の駅設置を見据えたにぎわいの拠点づくりなど
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・米軍基地の早期返還および騒音の解消 ・道路環境の向上の取組 ・地域公共交通網の構築 	



取組の方向 - 3 誰もが桜やJAXA、大学など地域の魅力を語れるよう取り組みます

【文化、スポーツ、国際化】

桜や宇宙航空研究開発機構（JAXA）、大学などの地域の魅力に触れて、実感することで、シビックプライドを醸成し、その魅力を区民誰もが広く発信できるような取組を行います。また、こうした中央区の魅力を積極的に発信することにより人々が集い、様々な出会いと交流が生まれ、新たな魅力を生み、多様な人々が参画するまちづくりを推進します。

【重点的な取組】

（文化が薫り、誇りを持てるまちづくり）

区民一人ひとりが地域文化の担い手となり、地域文化の継承と発展・創造に取り組むことで、誰もが魅力を感じ、誇りを持てるまちづくりを進めます。

（スポーツを楽しめる環境づくり）



スポーツ活動の支援、スポーツ施設の整備等により生涯を通じてスポーツを気軽に楽しめる環境をつくり、スポーツを通じた人々の交流の場の創出に取り組みます。

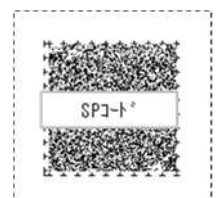
（多文化共生の推進） 再掲

異なる文化や習慣を理解し、お互いを地域の仲間として尊重し合うことで、外国人も地域づくりに参画するまちづくりに取り組みます。

は区役所が中心となつて行う取組

取組の方向とSDGsの関連

 <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>・地域文化の継承と発展・創造などによる、区民が誇りを持てるまちづくりなど</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>・地域文化の継承と発展・創造などによる、区民が誇りを持てるまちづくりなど</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p>・多様な人々が参画するまちづくり</p>	



中央区の目指す姿・取組目標

豊かな環境をつくり、次世代へつないでいる

取組の方向 - 1 生物多様性を保全し、都市の自然がつながるよう取り組みます

【環境保全、都市緑化、生物多様性】

身近な水やみどりに親しみ、その大切さを知ること、生物多様性を保全し、都市の自然を将来へと引き継げるよう取り組みます。

【重点的な取組】




(都市の自然を次世代につなげるまちづくり)

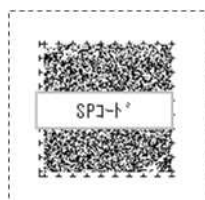
水辺環境や緑地など身近な都市の自然を守り育て、次世代へつなげるよう取り組みます。

(生物多様性に配慮したまちづくり)

生物多様性が保たれた、自然豊かなまちづくりに取り組みます。

取組の方向とSDGsの関連

 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	・水辺環境や緑地などを守り育てる取組	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	・都市の自然を次世代へつなげる取組
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	・身近な都市の自然を守り育てる取組 ・生物多様性が保たれた、自然豊かなまちづくり		



取組の方向 - 2 環境に配慮したライフスタイルへの転換に取り組みます

【温暖化・廃棄物】

区民一人ひとりが、省エネルギーや4Rなど環境に配慮したライフスタイルに転換できるよう取り組みます。

また、循環型社会・低炭素社会への移行に向けた仕組みづくりに取り組みます。

【重点的な取組】

(環境に対する意識の向上)

環境意識を高め、環境に配慮したライフスタイルに転換するための環境学習事業や啓発活動に取り組みます。

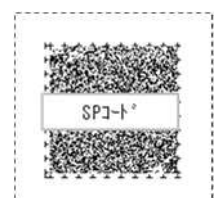
(資源循環型の社会の推進)

無駄をなくし、ごみ出しルールを守るなど、4Rを意識して、資源が循環するまちづくりに取り組みます。

は区役所が中心となっていく取組

施策の取組とSDGsの関連

 <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>・環境学習や啓発活動により環境意識を高めるなど</p>	 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>・区民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルに転換するための取組</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>・循環型社会・低炭素社会への移行に向けた仕組みづくり</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>・資源循環型社会の推進</p>



中央区の目指す姿・取組目標

わたしも、あなたも、誰もが輝いている

取組の方向 - 1 すべての区民が連携・協働できるよう取り組みます

【参加・協働、区政（分権）】

区民誰もが地域活動に取り組みたくなる環境をつくります。区民と行政が連携し、個々の強みを最大限に生かし、あらゆる世代が暮らしやすく、区の特性を生かした魅力的なまちづくりを推進します。

【重点的な取組】

（多様な人々によるまちづくり）

区民一人ひとりが、それぞれの地域で活躍し、多様な力を生かして、あらゆる世代の人々とともにまちづくりを進められるよう支援します。

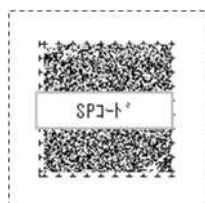
（区役所の果たすべき役割の強化）

区民を主体としたまちづくりを支援し、地域と行政の連携によるまちづくりに取り組みます。区役所がより一層役割を果たしていくため、区役所としての機能を高めます。

は区役所が中心となつて行う取組

施策の取組とSDGsの関連

 <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>	・多様な力を生かしたまちづくり	 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	・区民誰もが地域活動に取り組みたくなる環境づくり ・区の特性を生かした魅力的なまちづくり
 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	・あらゆる世代の区民意見の反映など	 <p>17 パートナリシップで 目標を達成しよう</p>	・多様な人々によるまちづくり ・区役所の果たすべき役割の強化



取組の方向 - 1 すべての区民が連携・協働できるよう取り組みます

【行政サービス、広聴広報、公共施設マネジメント】

社会を取り巻く環境の変化に対応した、これまでとは違う新しい発想により、限られた資源、財源を効果的に活用した持続可能なまちづくりを推進します。

【重点的な取組】

(住民サービスの向上)

複雑化・多様化する市民ニーズや地域が抱える課題に対応できる新しい発想を活かした行政サービスの提供に取り組みます。

(区民意見の聴取と情報発信)

区民に身近な区役所として、地域の声を市政・区政へ反映することに努めるとともに、地域の魅力や取組について、広く区内外に積極的に伝えます。

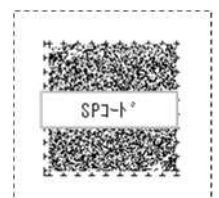
(公共施設を最適な状態で維持管理していくための検討)

社会の変化などにより、機能や配置の見直しを検討すべき公共施設については、より質の高いサービスを提供していくための方策を検討するとともに、その課題の解決を図ります。

は区役所が中心となって行う取組

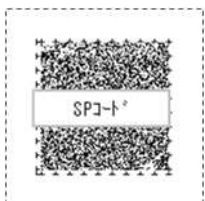
施策の取組とSDGsの関連

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共サービスの適切な維持管理 	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の声を市政・区政へ反映することなど
 <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズや地域課題に対応した行政サービスの提供 	





南区基本計画



第1章 南区の概況

1 南区の概況

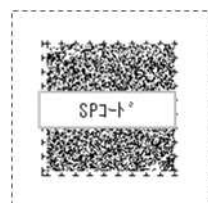
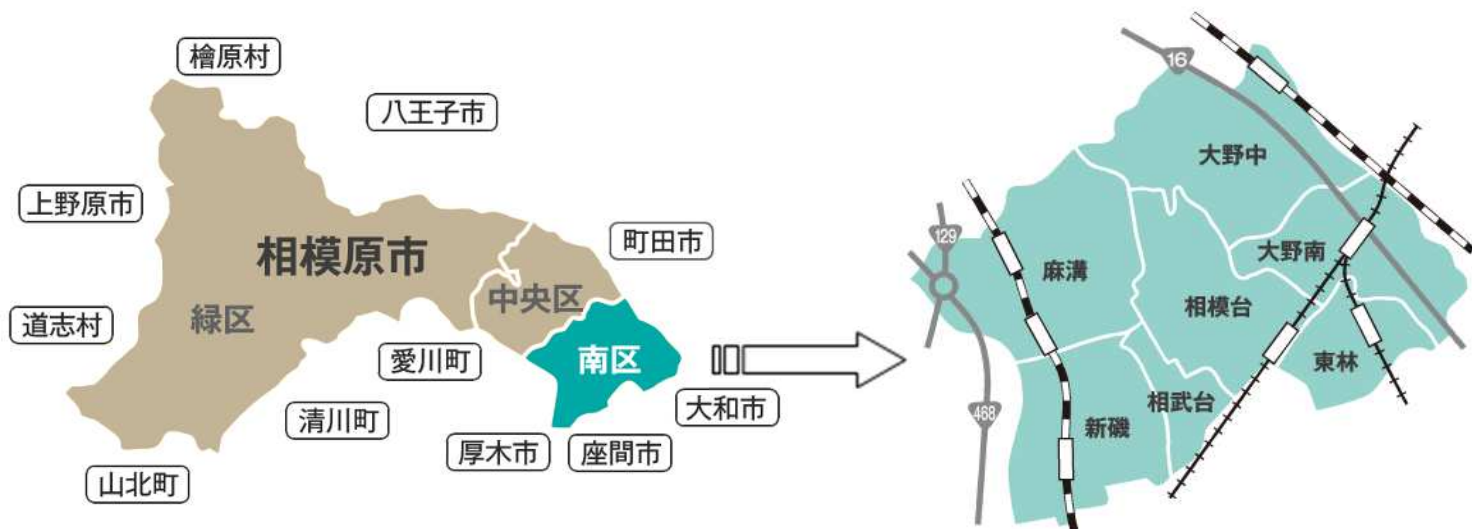
南区は、大野中・大野南・麻溝・新磯・相模台・相武台・東林の7つの地区で構成され、大規模な商業地が形成されるとともに、公園や緑地など憩いの場が充実した地域で、面積は38.11平方キロメートル、市域の約11.6%の面積を占めています。人口は275,812人(平成31(2019)年1月1日現在)で、3区の中で最も人口の多い区となっています。

本市の南の玄関口である相模大野駅周辺は、大規模小売店舗、文化・文教施設などが立地しており、市を代表する商業・業務地域が形成されています。そのほか、古淵駅周辺、小田急相模原駅周辺、東林間駅周辺は商業地として、それぞれ地区の拠点機能を担っています。

また、区中央部の木もれびの森や県立相模原公園、相模原麻溝公園などのまとまったみどり、相模川沿いの田園地帯など、豊かな自然も広がっています。

一方、市内に3箇所ある米軍基地のうち、キャンプ座間(全体面積:229.2ヘクタール、うち相模原市域分:172.5ヘクタール)と相模原住宅地区(59.3ヘクタール)の2箇所が区の南側、小田急線沿線の市街地の周辺に位置していることから、計画的なまちづくりを進めていく上で大きな障害となっています。

今後は、圏央道相模原愛川インターチェンジの利便性を生かした新たな都市づくりに向けて、周辺の地区における土地区画整理事業や区の主要幹線道路である県道52号(相模原町田)の拡幅整備などが進められています。



第2章 南区の現状と課題

1 子育て・教育

南区は、保育児童数・待機児童数が市内で最も多く、保育所の新設、認定保育室の認可化、小規模保育事業の整備などが必要となっています。

また、子育て支援のための施設などの充実を図り、地域で安心して子育てができるような子育て支援体制の整備や安心して子どもが遊ぶことができる環境の整備が求められています。

教育について、南区には小学校25校、中学校14校、高等学校6校、中等教育学校1校、特別支援学校1校のほか、北里大学、相模女子大学、女子美術大学の特色を持った3大学や専門学校が立地しています。

学校での教育のほかにも、地域活動への参画による地域の伝統行事などの学習機会の充実や、小学校の登下校の見守りなど、地域みんなで子どもを“共育”(共に育てる)する環境づくりが求められています。

生涯学習については、各公民館で多くの活動を行っていますが、区民の多様な学習ニーズを捉えた事業の実施やその情報発信に取り組む必要があります。

2 健康・医療・福祉

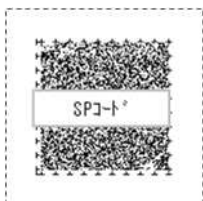
南区は、大野中・新磯・相模台・相武台・東林地区において、高齢化率が市の平均24.0%(2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計)を上回っており、さらに令和47(2065)年には南区の高齢化率は40.3%まで上昇すると推計しています。こうしたことから南区では、若い頃からの健康教育、高齢者の生きがいづくり、介護予防などの相談支援体制の充実や地域全体で高齢者を見守り支え合うネットワークづくりが求められています。

また、高齢化が進むことにより、移動制約者が増加するため、生活交通の環境整備に取り組む必要があります。

医療面では、北里大学病院や独立行政法人国立病院機構相模原病院などの大きな病院があり、医療施設の数も市内で最も多いことから、区民に安心感を与えていますが、今後は、かかりつけ医から救急医療機関までの医療機関相互の連携や休日及び夜間における充実した救急医療体制の確保が求められています。

3 安全・安心・防災・住環境

南区は、県内で自転車事故の発生件数が多く、平成23(2011)年度以来、自転車交通事故多発地域(神奈川県交通安全対策協議会指定)に指定されています。通勤通学の自転車利用者が非常に多いことから、自転車通行環境の整備や、自転車マナーの向上、事故・盗難の防止に向け、更なる重点的に取り組む必要があります。



消費者を取り巻く現状は、高齢者を対象とした振り込め詐欺や消費者トラブルによる被害が増加しており、今後、一層の対策が必要です。

災害対策では、東日本大震災や熊本地震の教訓を踏まえ、自主防災組織の活動内容の充実など、地域による防災力の更なる強化が求められています。

また、年々増加傾向にあるひとり暮らしの高齢者や、避難行動に支援を要する障害のある人や子どもに対し、災害時に支援できる体制づくりが必要です。

住環境では、地域における人口減少や少子高齢化、核家族化などを背景に、管理不全となる空き家が年々増加しています。

南区においては、適切な管理がなされず、防犯・防災、衛生、景観などについて、区民の生活環境に影響を及ぼしている空き家が問題となり、相談件数も年々増加傾向にあります。

4 道路・公共交通

区の北東部のJR横浜線、国道16号、南西部のJR相模線、圏央道、南東部の小田急小田原線と江ノ島線、中央部の県道51号(町田厚木)や県道507号(相武台相模原)、県道52号(相模原町田)が、それぞれ区の交通の骨格をなしています。

鉄道の利用により、都心部や横浜などへの移動には便利ですが、自動車やバスでの区内移動においては、渋滞や狭あい道路が多いことで、通行に支障があり、バス路線網の構築や交通不便地区における生活交通の確保などの課題があります。

現在、新しい拠点などの開発動向を踏まえて、県道52号(相模原町田)の拡幅整備や幹線快速バスシステムの導入に向けた取組が進められています。

5 産業・商業・観光

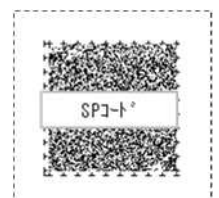
平成27年の国勢調査によると、南区における就業者数は約12.3万人で、市全体の37.9%を占めています。産業別の就業比率としては、第3次産業が最も多く73.0%を占め、他の2区よりも第3次産業の比率が明らかに高くなっています。

若い世代の定住・定着を促進するためには、雇用の創出が一つの手段となるため、地域の商業・産業の活性化により、雇用の創出や昼間人口の増加を目指す必要があります。

工業について、麻溝台や大野台地区に工業団地や工業地が所在しており、良好な操業環境の維持・向上が求められています。

商業について、相模大野駅周辺では、大規模小売店舗、文化施設などが立地する本市を代表する一大商業・業務地が形成されていますが、大手百貨店の閉店など、魅力ある商業地形成への課題が生じています。

また、国道16号沿道には、大規模小売店舗を含む商業・業務機能が集積されるとともに、古淵・相模台・東林地区には地区中心商業地が形成され、多くの地元住民によりにぎわっています。



しかしながら、商店街の空き店舗の増加や買回り品の購入先として区民の3割の人が町田を選んでいるという現状もあり、個性と魅力ある商店街、地域住民のニーズにあった店舗づくりや地産地消の取組が求められています。

観光では、本市の6大観光行事であり、江戸時代からの伝統行事である「相模の大凧まつり」をはじめ、「東林間サマーわぁ！ニバル」や「相模原よさこいRANBU！」など、各地域で市外からも来場者が訪れる、にぎわいあふれるイベントが開催されており、今後はスポーツ観戦や国指定史跡勝坂遺跡などの歴史的資源・文化、自然を活用した観光振興や、観光客の増加が地域の活性化につながる仕組みづくりが求められています。

6 基地

南区には、キャンプ座間(全体面積：229.2ヘクタール、うち相模原市域分：172.5ヘクタール)と相模原住宅地区(59.3ヘクタール)の2箇所が区の南側、小田急線沿線の市街地の周辺に位置しています。ヘリコプターなどの騒音が生活の支障となることや計画的なまちづくりを進めていく上で大きな障害となっていることから、基地の早期返還に向けて国や米軍への要請を行うなどの取組が必要となっています。

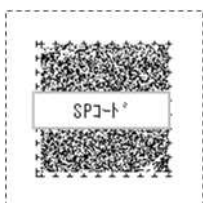
7 環境

市街地に隣接する木もれびの森は、コナラ、クヌギなどの雑木林が連なり、相模野の面影が残る緑地で、四季折々の自然を満喫できる散策路や芝生広場があります。また、クレマチスやアジサイが美しい相模原麻溝公園やフランス式庭園・大温室・芝生広場などからなる県立相模原公園など、豊かなみどりが広がっています。

区の南西部を流れる相模川は、その豊かで清らかな流れにより、釣りなどのレジャーの場としてにぎわうとともに、「相模川芝ざくらまつり」の会場となるほか、川沿いには、豊かな田園地帯が広がっています。また、区の北東部を流れる境川の斜面緑地では、貴重な植物が生育するなど、南区では豊かな水とみどりが守られています。

今後はこれらの豊かな自然を南区のオアシスとして守り育て、多くの区民が訪れる場所となるような取組が求められています。

また、ごみの問題について、不法投棄やごみ出しのマナー違反が散見されることから、ごみと資源の分別ルールを理解など、環境への意識を育む必要があります。



8 地域コミュニティ・協働

協働のまちづくりを行う上で、自治会の存在は欠かせませんが、加入率は年々減少傾向にあり、南区では平成31(2019)年度には55.8%となっています。区内では相武台地区が最も高く66.5%となっています。一方、小田急線沿線で新興住宅地やマンションなどの多い大野南地区、東林地区では、加入率が低くなっています。相模大野駅や東林間駅周辺は賃貸型の集合住宅が多いことから、加入促進に向けた一層の取組が必要です。

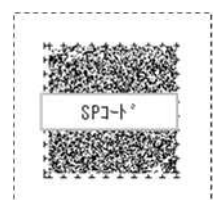
また、現在、地域活動の担い手の中心は高齢者が比較的多く、働く世代・子育て世代や若い世代のまちづくりへの参画が少ない傾向が見られるため、地域コミュニティの希薄化への対応、地域活動の活性化や伝統・文化などの継承に課題があります。

9 区制・行政サービス

相模大野駅周辺は、南区役所を置く南区合同庁舎、南保健福祉センターのほか、県税事務所や水道営業所が置かれる県高相合同庁舎が所在するなど南区における行政サービスの拠点となっており、また、区内7地区には、それぞれまちづくりセンターを設置し、地域におけるまちづくりの拠点や行政サービスの窓口となっています。

区内の公共施設の中には、南区合同庁舎などの建設から長期間が経過する施設や閉鎖した東清掃事業所などの未利用となった施設があり、計画的な改修・更新や跡地の有効活用など、公共施設マネジメントの取組を推進していく必要があります。

区役所については、これまで商業振興や観光振興機能の一部を区役所業務として移管するなどして来ましたが、更なる機能の強化について検討を進めており、行政サービスの高度化、多様化に伴い、これまで以上に来庁者の個人情報やプライバシーへの配慮をしながら、区民ニーズに的確に対応した行政サービスを提供することが求められています。



第3章 南区の目指す姿・取組目標

南区の特色や現状と課題を踏まえて、これから区民とともに創る南区の目指す姿を次のとおり定めます。

南区の目指す姿

湧きおこる7つの風 響きあう南区

～愛着と誇りを持って、区民が躍動するまちを目指して～

湧きおこる7つの風・・・

南区には、歴史や特色を持った7つの地区(大野中、大野南、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)があります。そして、それぞれの地区から自発的に生まれる魅力ある地域づくりのための様々な取組(ムーブメント)を表しています。

ムーブメントには、

- ・情報発信 ・支えあう地域づくり
- ・あらゆる世代の区民意見の反映
- ・地域からの発想 ・大学との連携
- ・都市機能の充実 ・南区の魅力づくり
などがあります。

○ 響きあう南区・・・

これからのまちづくりで大切にしたいこと、それは、あらゆる世代の人と人、地域と地域、自治会とNPO、区民と行政・・・こうした様々な響きあい です。

響きあうとは、

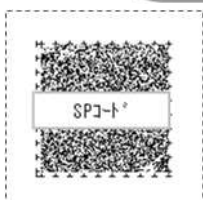
様々な人々や団体が、お互いに交流し、尊重しあい、そして協力しあって、まちづくりを進めることをいいます。

以上のことから、南区が、誰もが住み続けたい、活動し続けたいと思えるように、魅力があふれるとともに、愛着と誇りを持てる「まち」として、成長していく姿を表しています。

目指す姿の実現のため、6つの取組目標を定め、区のまちづくりを進めます。

取組目標

健やかに成長し学ぶことができるまちをつくり
いつまでも健康でお互いが支え合うまちをつくり
誰もが安心して暮らせるまちをつくり
交流と魅力あふれるにぎわいのあるまちをつくり
環境を守り育てるまちをつくり
区民がいきいきと活躍する協働のまちをつくり



第4章 取組の方向

取組目標

健やかに成長し学ぶことができるまちをつくります

取組の方向 - 1 安心して子育てができるやさしいまちづくり

(子育て家庭の支援)

子育て情報の提供や子育て世代が集える場所の確保や支援、関係機関と連携した保育所や児童クラブの待機児童の解消に向けた環境の整備などの充実を図ります。

育児不安を解消するために気軽に相談や情報交換することができる場の充実を図ります。

子育て支援の場を広めていくため、子育て支援に携わる人への研修や情報提供、相互の交流・連携の機会の創出を図ります。

(子どもの居場所・遊び場づくり)

子どもの健やかな育ちのために、地域と連携して、安心して過ごせる居場所や子どもの遊び場の充実を図ります。

(学習機会・環境の充実)


子どもの学力・体力向上と併せて、地域人材を活用して、地域の文化や魅力などを学ぶ機会の充実を図ります。

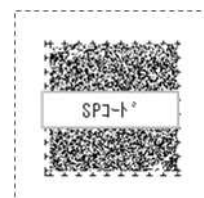
子どもが家庭環境や経済状況などに左右されることなく学習ができる環境づくりを進めます。

(共育環境づくり)

地域みんなで子どもを“共育”(共に育てる)する環境づくりを進めます。

取組の方向とSDGsの関連

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て情報の提供や子育て世代が集える場所の確保や支援 ・子どもが家庭環境や経済状況などに左右されることなく学習ができる環境づくりの推進など 	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・育児不安を解消するために気軽に相談や情報交換することができる場の充実 ・子どもの健やかな育ちのために、地域と連携して、安心して過ごせる居場所や子どもの遊び場の充実 など
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の文化や魅力などを学ぶ機会の充実 ・子どもが家庭環境や経済状況などに左右されることなく学習ができる環境づくりの推進 ・地域みんなで子どもを共育する環境づくりの推進など 	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所や児童クラブの待機児童の解消に向けた環境の整備など



取組の方向 - 2 学びの機会が充実したまちづくり



(生涯学習・社会教育の振興)

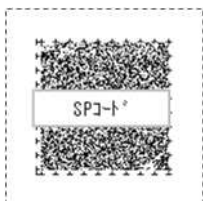
区民の学びたい意欲や興味に応じた情報と、学ぶ機会や場を提供します。また、学習した成果を地域などの社会参加活動に役立てることができるよう支援を行います。

(公民館活動の推進)

区民が主体的に公民館運営に取り組み、地域課題などの解決を目指した学習活動を行うため、公民館における各種学級や講座などの事業を実施します。

取組の方向とSDGsの関連

 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	<ul style="list-style-type: none">・区民の学びたい意欲や興味に応じた情報と、学ぶ機会や場を提供・公民館における各種学級や講座などの事業の実施など	 <p>17 パートナシップで 目標を達成しよう</p>	<ul style="list-style-type: none">・学習した成果を地域などの社会参加活動に役立てるための支援など
---	--	---	---



取組目標

いつまでも健康でお互いが支え合うまちをつくりま

取組の方向 - 1 誰もがいきいきと暮らせるまちづくり

(高齢者の地域活動への参画促進)

高齢者の貴重な経験や知識を魅力ある地域づくりに生かせるよう、地域活動の機会や活動に関する情報の提供と参加しやすい環境づくりに取り組めます。

(高齢者の活動支援)

高齢者の自立支援のため、生きがいや健康づくりに関する活動を支援するとともに、気軽に集え、世代間交流や仲間づくりなどができる場づくりと相談支援の充実に取り組めます。

(障害のある人の社会参加の支援)

障害等に関する理解促進に取り組み、また、障害のある人の社会参加を図るため、区内イベントなどを通じて、障害福祉サービス事業所などを紹介するとともに、地域活動に参加する機会を増やします。







(地域ネットワークの構築)

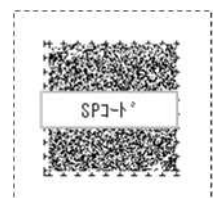
民生委員・児童委員や地域包括支援センター、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体などと連携した地域ネットワークの構築や、高齢者など支援が必要な方を地域で見守る体制の充実に取り組めます。

(多文化共生・交流の推進)

国籍を問わず地域住民として、文化や習慣を尊重し交流を深めるとともに、多言語での情報提供を行い、誰もが住みやすい環境づくりを進めます。

取組の方向とSDGsの関連

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生きがいや健康づくりに関する活動支援 ・高齢者など支援が必要な方を地域で見守る体制の充実など 	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害等に関する理解促進の取組など
 <p>8 働きがいも経済成長も</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の社会参加を図るための取組など 	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者への地域活動の機会や活動に関する情報の提供と高齢者が地域活動に参加しやすい環境づくり ・国籍を問わず地域住民として、文化や習慣を尊重し交流を深める取組 ・多言語での情報提供など
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害等に関する理解促進の取組 ・障害のある人の社会参加を図るための取組 ・高齢者など支援が必要な方を地域で見守る体制の充実 など 	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者への地域活動の機会や活動に関する情報の提供 ・世代間交流や仲間づくりなどができる場づくり ・地域ネットワークの構築など



取組の方向 - 2 健やかに暮らせるまちづくり


(健康増進活動の充実)

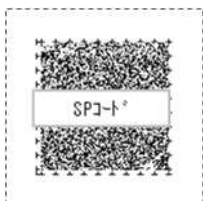
生活習慣病予防などのために、若い頃からの健康教育、健康づくりのための情報や場の提供及び各種事業の充実に取り組みます。

(医療体制の充実)

医療関係機関と連携して、休日及び夜間における救急医療体制の確保を図ります。

取組の方向とSDGsの関連

	<ul style="list-style-type: none">・若い頃からの健康教育、健康づくりのための情報や場の提供・救急医療体制の確保など	
---	---	--



取組目標

誰もが安心して暮らせるまちをつくります

取組の方向 - 1 安全・安心なまちづくり

(地域一体となった安全・安心の取組の推進)

青色防犯パトロールカーによる啓発活動や通学路の見守りなど、地域の安全・安心の活動に地域・学校・関係機関・警察・区役所が連携を密にして取り組みます。

(消費者被害の防止)

区民・関係機関・警察・区役所が連携して、高齢者が振り込め詐欺や悪質商法などの被害に遭わないよう、啓発活動に取り組みます。

(快適な生活環境の保全)

防犯・防災、衛生、景観などの上で問題となり得る空き家問題の解消に向けて取り組みます。落書き防止や路上喫煙防止に関するキャンペーンなど啓発活動に取り組みます。

(警察機能の充実の要望)

区民が安心して日常生活が送れるように相模原南警察署の利便性向上や交番の増設など、警察機能の充実を関係機関に要望します。

(犯罪防止の取組の推進)




LED防犯灯の整備や維持管理などを行い、犯罪の防止を図ります。

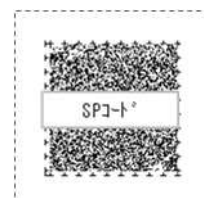
警察、関係団体、地域団体と連携を図り、多様化する犯罪に関する情報共有や、防犯活動の推進により区民の防犯意識を高めます。

(自転車安全対策の推進)

神奈川県交通安全対策協議会が指定する自転車交通事故多発地域の解除を目指し、自転車道などの整備や交通安全教育など、自転車マナーの向上に取り組み、安全な自転車利用の促進を図ります。

取組の方向とSDGsの関連

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家問題の解消 ・ 多様化する犯罪に関する情報共有や、防犯活動の推進 ・ 自転車道の整備や交通安全教育など 	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が振り込め詐欺や悪質商法などの被害に遭わないための啓発活動など
 <p>17 パートナリプで目標を達成しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路の見守りなど地域一体となった安全・安心の取組 ・ 多様化する犯罪に関する情報共有や、防犯活動の推進など 	



取組の方向 - 2 災害に強いまちづくり

(地域の防災組織の活動支援)

自主防災組織や避難所運営協議会の活動支援や研修の機会づくりなど、災害時に地域の力が発揮できるよう、区の防災機能の一層の強化に取り組みます。

(災害時要援護者の支援)

障害者・高齢者・乳幼児・外国人など、災害時要援護者避難の支援体制の充実を図ります。

(災害対応能力の向上)

区役所・公民館・学校・関係機関・区民・企業などが、それぞれの施設・設備・体制の強化や水・食料・資機材の備蓄などを行うことで、大規模な災害への対応能力の向上を図ります。

(防災意識の向上)

災害時の地域の危険箇所や避難場所などについて、地域防災マップなどを活用し、広く区民に周知し、防災意識の向上を図ります。




(浸水被害の防止)

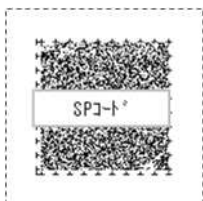
浸水被害を軽減・解消するため、雨水管を整備するとともに、河川改修などを促進します。

(在日米陸軍との連携)

在日米陸軍と連携を図ることにより、避難場所の機能を確保することや住民避難訓練を実施することなど、災害や大事故に備えた取組を進めます。

取組の方向とSDGsの関連

<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害への対応能力の向上 ・防災意識の向上 ・浸水被害の軽減・解消など 	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害への対応能力の向上 ・防災意識の向上 ・浸水被害の軽減・解消など
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織や避難所運営協議会の活動支援や研修の機会づくり ・災害時要援護者避難の支援体制の充実など 	



取組目標

交流と魅力あふれるにぎわいのあるまちをつくります

取組の方向 - 1 都市機能が充実したまちづくり

(新たな拠点の整備推進)

産業・みどり・文化・生活などが融合した都市の拠点として、圏央道相模原愛川インターチェンジ周辺の地区などにおける新たな拠点の整備を推進します。

(魅力ある商業地づくり)

本市の南の玄関口である相模大野や地区中心商業地が、区民をはじめ多くの人々が訪れ、出会いやふれあい、活動の場として魅力に満ちたまちになるよう、多様な都市機能の集積や既存ストックの活用のほか、様々な交通手段の相互の結節性・利便性を高めることなどについて取り組みます。

(商工業の振興)

圏央道相模原愛川インターチェンジなどの交通利便性を生かした企業誘致の推進や、地域の商工業の活性化を進め、雇用の場の創出を図ります。

(幹線道路の整備推進)

区内の道路渋滞の解消を図るとともに周辺都市との交流・連携を支えるため、県道46号(相模原茅ヶ崎)、県道51号(町田厚木)、県道52号(相模原町田)や都市計画道路の整備を推進します。

(生活道路の整備)

生活に密着した道路などを安全で快適に利用できるよう、道路や交通安全施設の整備、維持・管理を推進します。

(公共交通の利用促進)

区民の日常を支えるバス路線網の構築やJR相模線の複線化などを促進し、公共交通の利用促進を図ります。

(生活交通の確保)

区内の交通の利便性向上や道路混雑緩和による環境負荷の軽減を図るため、路線バスの定時性や速達性の確保に取り組みます。

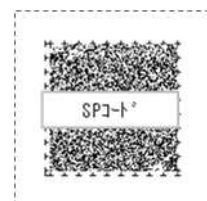
高齢者などの移動制約者が買い物や病院に不便がなく移動できるように、生活交通の維持・確保に取り組みます。

(基地の早期返還)

基地の早期返還や米軍機の騒音などの解決に向けて、国及び米軍に対して要請に努めます。

取組の方向とSDGsの関連

 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<ul style="list-style-type: none">・公共交通の利用促進・路線バスの定時性や速達性の確保など	 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<ul style="list-style-type: none">・新たな拠点の整備推進・多様な都市機能の集積・企業誘致の推進や、地域の産業・商業の活性化など
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	<ul style="list-style-type: none">・新たな拠点の整備推進・企業誘致の推進や、地域の産業・商業の活性化・幹線道路、生活道路の整備など	 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none">・既存ストックの活用・様々な交通手段の相互の結節性・利便性を高める取組・生活交通の維持確保など



取組の方向 - 2 活力あふれるまちづくり

(魅力ある商店街づくり)

商店街のにぎわいづくりを促進するとともに、コミュニティの担い手となるような魅力ある商店街をつくりまます。

(スポーツの推進)

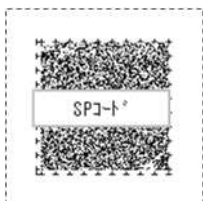
ホームタウンチーム(ノジマ相模原ライズ・三菱重工相模原ダイナボアーズ・SC相模原・ノジマステラ神奈川相模原)との連携や効果的な情報発信などにより、区民がスポーツに親しむ機会を提供します。

(文化芸術の振興・歴史文化の伝承)

区民の多彩な文化芸術活動の促進や多様な文化に触れることのできる機会の充実を図ります。区内の寺社仏閣の由縁や、一遍上人の伝承、遺跡など、先人からの歴史を知り、古きよき魅力を伝え、生かす活動に取り組みます。

取組の方向とSDGsの関連

 <p>3 すべての人に 健康と福祉を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民がスポーツに親しむ機会の提供など 	 <p>4 質の高い教育を みんなに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民の多彩な文化芸術活動の促進 ・多様な文化に触れることのできる機会の充実 ・古きよき魅力を伝え、生かす活動など
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街のにぎわいづくりなど 	 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティの担い手となるような魅力ある商店街づくりなど



取組目標

環境を守り育てるまちをつくります

取組の方向 - 1 環境を守り育てるまちづくり

(区民の憩いの場の創出)

木もれびの森や相模川などの豊かな自然と共生し、南区の憩いの場として守り、育てるため、市民との協働による保全・活用の推進などにより、多くの人から愛され、親しまれる場所となるよう取り組みます。


区内の花や自然の名所や見頃などをPRし、区民が美しい自然を愛で、心安らげるオアシスづくりに取り組みます。

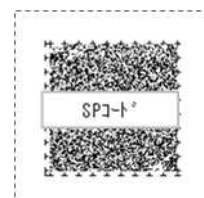
区民が集いやすい環境の整備や多目的な利活用などにより、魅力あふれる公園づくりに取り組みます。

(資源循環型社会の推進)

ごみと資源の分別・出し方の周知や4Rに関する情報発信をするとともに、食べられるのに捨てられている食品、いわゆる食品ロスの対策を行うなど、ごみの減量化・資源化の推進に取り組みます。

取組の方向とSDGsの関連

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none">・豊かな自然を市民との協働による保全・活用の推進・魅力あふれる公園づくりなど	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<ul style="list-style-type: none">・ごみと資源の分別・出し方の周知や4Rに関する情報の発信・ごみの減量化・資源化の推進など
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<ul style="list-style-type: none">・ごみと資源の分別・出し方の周知や4Rに関する情報の発信・ごみの減量化・資源化の推進など	 <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>	<ul style="list-style-type: none">・市民との協働による豊かな自然の保全・活用の推進・魅力あふれる公園づくりなど



取組目標

区民がいきいきと活躍する協働のまちをつくりま

取組の方向 - 1 コミュニティ豊かなまちづくり

(地域の担い手の連携)

自治会・NPO・ボランティア団体・企業・商店会・大学などの多様な主体が連携し、協働して、まちづくりに関わるための仕組みづくりを進めます。

(地域の担い手の育成)

若い世代や働く世代、子育て世代、シニア世代の地域活動への参加機会を創出し、地域の担い手を育成します。

(地域活動の活性化)

地域における区民の活動を活性化するために、情報や場の提供などのサポート機能を強化します。

(自治会の活性化)

防犯・防災、環境、福祉などの活動において地域コミュニティの中心である自治会の運営を支援するとともに、加入促進に取り組みます。

(世代間交流の促進と区民の連携)

あらゆる世代の人と人、人と活動、活動と活動が会い、交流と対話により信頼関係を築くために、公民館活動や地域活動団体などを通じ、場づくり、機会づくりを進めます。

(協働によるまちづくりの推進)

区民会議やまちづくり会議での話し合いなどを通じて、「地域活性化事業交付金」などを活用し、区や地域の特性を生かした協働によるまちづくりに積極的に取り組みます。

(区民意見の反映)

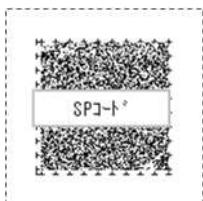
若い世代や働く世代、子育て世代、シニア世代など、あらゆる世代の区民の声をまちづくりに生かします。

(大学との連携による地域づくり)

市民・大学交流センターや相模原・町田大学地域コンソーシアムと連携し、大学の専門性や学生の活力をまちづくりに生かします。

取組の方向とSDGsの関連

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none">・地域の担い手の育成・世代間交流の促進など	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<ul style="list-style-type: none">・あらゆる世代の区民意見の反映など
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<ul style="list-style-type: none">・多様な主体が連携、協働しまちづくりに関わるための仕組みづくり・自治会の運営支援と加入促進・大学との連携など		



取組の方向 - 2 区制を生かしたまちづくり

(区の魅力づくりと情報発信)

区民としての一体感や区への愛着や誇りなどの意識の醸成を図るために、区の魅力づくりと情報発信を行い、都市ブランド力を強化することや区民相互の交流促進に取り組みます。

区内で開催されるイベントや区の魅力についての情報発信を行い、市内外の観光交流の活性化を図ります。

(区民サービスの向上)

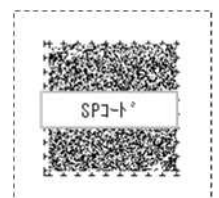
区民が必要とする行政サービスを「早く」・「正しく」・「わかりやすく」提供するとともに、行政サービスの多様化・高度化に柔軟に取り組み、公平性を持って提供できるように努めます。

(区役所機能の強化)

区民の利便性向上と地域ニーズへの的確な対応を図るために区役所の機能をより一層発揮し、地域の特性を生かしたまちづくりに取り組みます。

取組の方向とSDGsの関連

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none">・ 区の魅力づくりと情報発信・ 区民が必要とする行政サービスの提供・ 区役所の機能の一層の発揮など	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <ul style="list-style-type: none">・ 区の魅力づくりと情報発信・ 区民が必要とする行政サービスの提供・ 区役所の機能の一層の発揮など
---	---



庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 10 月 11 日

案件名	相模原市公共建築物長寿命化基本方針の策定について													
所管	企画財政	局 区	財務 企画	部	公共建築 経営監理	課	担当者		内線					
概要	市営住宅、学校施設、その他の一般公共建築物の3つの公共建築物の長寿命化計画の策定や改定にあたり、各計画の考え方の整合を図り、統一的に取り組むため、共通した考え方を定める「公共建築物長寿命化基本方針」を策定するもの。													
審議内容(論点)	相模原市公共建築物長寿命化基本方針(案)について (公共建築物の長寿命化に共通した考え方等)													
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び 実施計画事業名		施策49 行政サービス提供体制の充実 公共建築物の長寿命化計画の策定(市営住宅及び学校施設を除く。)										
審議日	関係課長会議	令和元	年	10	月	8	日	政策調整会議	令和元	年	10	月	17	日
	局・区政策会議		年		月		日	政策決定会議		年		月		日
日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期				報道への情報提供		資料提供				
	パブリックコメント	あり	時期	令和元年11月~令和2年1月			議会への情報提供		全協	令和元年11月				
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等				なし							
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況							
	企画政策課、財務課、経営監理課		長期財政収支について				調整済							
	企画政策課、財務課、経営監理課		公共建築物の長寿命化経費について				調整済							
	学校施設課、市営住宅課		長寿命化基本方針について 各長寿命化計画の整合について				調整済							
	打合せ・会議の経過													
	月日	会議名等				内容								
	H29.5.31	第6回公共施設マネジメント検討調整会議				・公共建築物の長寿命化基本方針(共通事項)の策定について ・公共建築物の長寿命化計画の策定について								
	H29.5.22~ R元.9.30	営繕専門部会(3回)、営繕作業部会(9回)				・公共建築物の長寿命化基本方針(共通事項)の策定について ・公共建築物の長寿命化計画の策定について など								
H30.12.25	第1回施設所管課説明会				・公共建築物長寿命化基本方針(素案)について ・一般公共建築物長寿命化計画(個別施設計画)について									
R元.5.8~	施設所管課ヒアリング				・施設の長寿命化改修、現状の課題、改修要望、改修内容、改修時課題、改修方法、スケジュール等									
R元.6.28	第2回施設所管課説明会				・一般公共建築物長寿命化計画(個別施設計画)について ・長寿命化計画実施計画について 第1回説明会の質疑回答 など									
R元.8.28~9.6	一般公共建築物長寿命化計画(素案)の掲載内容確認、意見照会				・一般公共建築物長寿命化計画(素案)の掲載内容の確認、意見照会									
備考														
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。				(政策調整会議)							
関係課長会議の出席・機関等	総務法制課		企画政策課		財務課		管財課							
	危機管理課		区政支援課		健康福祉総務室		子ども・若者政策課							
	環境経済総務室		清掃施設課		都市建設総務室		都市計画課							
	建築・住まい政策課		市営住宅課		緑区役所区政策課(代)		中央区役所区政策課							
	南区役所区政策課		教育総務室		学務課		学校施設課							
	消防総務課(代)		公共建築課		経営監理課(代)									
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議/事務事業調整会議】</p> <p>これまでの公共建築物の耐用年数は、60年と考えられていた。方針に示す改修サイクルの時期を逸している建築物もある中で、本方針を策定することでこれまでより20年長く使用できる裏付けはあるのか。</p> <p>建物の躯体の健全性調査の結果、本市の建築実績、一般的な建物の耐用年数の実績などを踏まえ、構造的な問題としては今後の適切な改修により、概ね80年間は使用できると考えている。構造的な問題の他、社会情勢や市民ニーズの変化等に対応した改修が必要になると考えている。</p> <p>設備機器の改修工事は、いつ行うのか。</p> <p>設備機器の改修工事は、目標使用年数の4半期である概ね20年ごとに実施する必要があると考えている。</p> <p>施設総量の削減については、市民の理解が得られないと進まない。施設所管課のみでの対応では難しい。</p> <p>市民といっても立場によって意見も異なる中で、市民意見をどのように反映し、合意形成を図っていくかが課題になる。市の考え方としては、相模原市公共施設マネジメント推進プランにおける、施設分類ごとの「施設配置の基本的な考え方」将来想定される施設配置の方向性」が基本になる。</p> <p>施設所管課が主体となり、施設の在り方や方向性を検討し、庁内連携しながら取り組む必要がある。</p> <p>緑区の城山総合事務所周辺や青根小・中学校では、公共施設の再編や統廃合に際して、地元からの要望踏まえ地域振興も念頭に、区役所が主体としてまたは関わりながら検討を進めてきた。他の地域でも、施設の再編・再整備に際しては、区役所などとの連携が必要ではないか。</p> <p>公共施設マネジメントの推進については、地区別・施設別を含め、進め方を検討していく必要がある。</p> <p>再編に当たっては、跡地の利活用を含めた事業の組立が必要と考える。</p>													

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

市営住宅、学校施設、その他の一般公共建築物の3つの公共建築物の長寿命化計画の策定や改定に当たり、各計画の考え方の整合を図り、統一的に取り組むため、共通した考え方を定める「公共建築物長寿命化基本方針」を策定するもの。

(2) 事業スケジュール

平成29年度

- ・公共建築物の長寿命化基本方針（素案）の検討（他都市事例研究、現状と課題、保全手法、優先順位、目標使用年数、長寿命化の概念図、推進に向けてなど）
- ・構造躯体の健全度調査の実施（あじさい会館、上矢部保育園、星が丘公民館）

平成30年度

- ・一般公共建築物長寿命化計画（素案）の検討（対象施設、計画期間、更新周期、目標性能水準、優先順位、工事優先度、保全対象部位、更新周期など）
- ・構造躯体の健全度調査の実施（津久井保健センター、津久井文化福祉会館、南上溝保育園、障害者支援センター松ヶ丘園、大野北こどもセンター、相模台こどもセンター、南区合同庁舎、上溝公民館）
- ・施設所管課向け説明会（基本方針、計画期間、対象建築物、優先順位、スケジュールなど、71課・機関83名出席）

令和元年度

- ・一般公共建築物長寿命化計画 実施計画（素案）及び長寿命化実施計画（素案）の検討
- ・施設所管課向け説明会（長寿命化計画、実施計画、スケジュール、前回説明会質問・回答など、66課・機関79名出席）
- ・8～9月 一般公共建築物長寿命化計画（素案）の掲載内容確認、意見照会
- ・10月 庁議
- ・11月 市議会 全員協議会
- ・11月～1月 パブリックコメント
- ・2月 市の考え方まとめ
- ・3月 相模原市公共建築物長寿命化基本方針及び一般公共建築物長寿命化計画 策定、公表

令和2年度

- ・相模原市公共建築物長寿命化基本方針 運用開始

(3) 市民等への周知、合意形成

令和元年8月～11月 公共施設のあり方ワークショップ

令和元年11月～1月 パブリックコメント

(4) 事業実施の効果

- ・財政負担の軽減と平準化
- ・安全で快適な公共建築物サービスの提供

相模原市公共建築物長寿命化基本方針 (案)

相 模 原 市

目次

1	目的と位置付け	
	(1) 背景	1
	(2) 目的	1
	(3) 位置付け	1
	(4) 対象施設	2
	(5) SDGs との関係	2
2	公共建築物の現状と課題	
	(1) 公共建築物の現状	3
	(2) 社会的背景	7
	(3) 公共建築物の課題	9
3	長寿命化の基本方針	
	(1) 基本方針	11
	(2) 予防保全への転換	11
	(3) 目標使用年数	12
	(4) 目標性能水準の確保	14
	(5) ライフサイクルコストの削減	15
	(6) 建築物の長寿命化によるコスト縮減効果	16
4	推進に向けて	
	(1) 長寿命化計画(個別施設計画)の策定	18
	(2) 推進体制について	18
	【用語解説】	20

1 目的と位置付け

(1) 背景

本市では、昭和29年(1954年)に市制施行以降、高度経済成長を背景に急速に都市化が進み、昭和40年代から50年代前半までには、全国でもまれに見る人口増加を経験し、道路や下水道等の都市基盤の整備とともに、小・中学校等の施設整備に追われました。その後もその時々ニーズに沿って体育館やホール、公民館等の多様な施設を整備してきました。

これらの施設の多くが、近い将来一斉に更新の時期を迎えますが、公共建築物をめぐる近年の動向としては、人口減少、少子高齢化の進行などにより社会保障費が増加する一方で、税収等歳入の大幅な伸びは期待できない等、財政状況は一層の厳しさを増すことが予想され、既存の全ての施設を現状の規模で改修・更新していくことは、困難な状況となるが見込まれています。

こうした中、国は、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、各省庁や地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画(行動計画)」や「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」の策定を求めています。

本市では、「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方(以下、「相模原市公共施設等総合管理計画」という。)(平成31年3月改訂)や公共施設の適正配置による施設総量の削減に向けた施設分類ごとの配置の基本的な考え方及び地区ごとの施設配置の方向性を示した「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」(平成29年3月策定)の策定など、公共施設マネジメントの取組を進めているところです。

(2) 目的

相模原市公共建築物長寿命化基本方針(以下「本方針」という。)は、「相模原市公共施設等総合管理計画」に基づき、将来にわたりサービス・機能を提供いくことが必要な公共建築物の長寿命化を図り、計画的な維持・保全を行うことにより、財政負担の軽減と平準化を図り、安全で快適な公共建築物の提供を図ることを目的としています。

(3) 位置付け

本方針は、学校施設、市営住宅及び一般公共建築物の長寿命化計画の策定に当たり、それぞれの計画に共通する事項や整合を図るべき事項について、定めるものです。

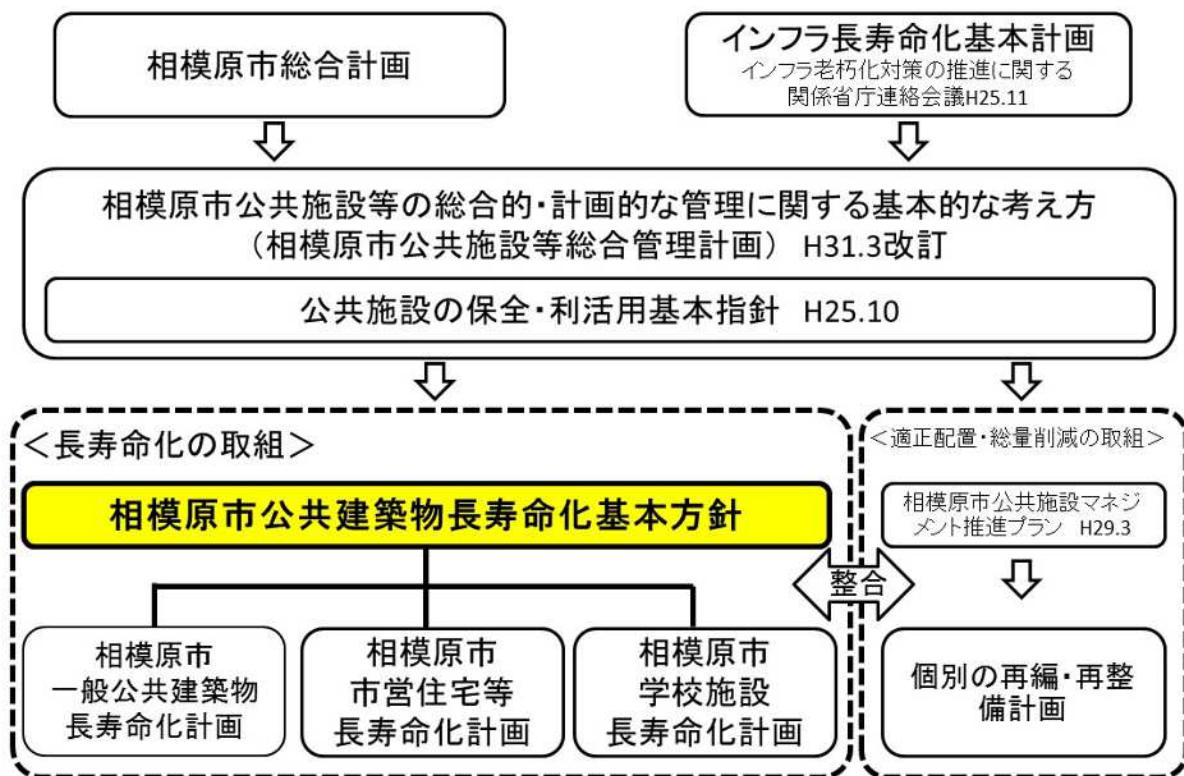


図1 公共建築物長寿命化基本方針の位置付け

(4) 対象施設

対象施設は、原則として、市が所有する全ての公共建築物とします。

(5) SDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ」にて記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標です。SDGsの17のゴールのうち、学校施設、市営住宅及び一般公共建築物に共通して強い関連性のあるSDGsのゴール11「住み続けられるまちづくりを」は、本方針と理念や目標の一部を共有するものです。



2 公共建築物の現状と課題

(1) 公共建築物の現状

ア 公共建築物の用途別延べ床面積の割合

市有財産台帳及び学校施設台帳（平成31年（2019年）3月末時点）によると、本市では延べ約156.3万㎡の公共建築物を所有しています。

このうち、学校施設は71.8万㎡（45.9%）、一般公共建築物は66.1万㎡（42.3%）、市営住宅は18.4万㎡（11.8%）となっています。

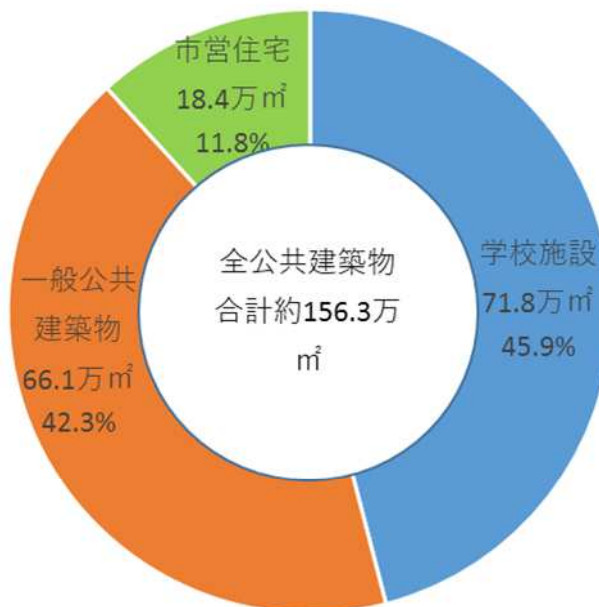


図2 - 1 公共建築物の用途別延べ床面積の割合
(平成31年(2019年)3月末時点)

イ 公共建築物全体の建設年度別の延べ床面積の分布

建築年代別に延べ床面積の分布をグラフ化すると、昭和50年代建設したものが多くことが分かります。これは、人口急増期に、集中的に小・中学校建設したことが大きな要因と考えられます。

また、令和元年度末(2020年度末)で築後30年以上が経過する建築物は公共建築物全体の60.1%を占めており、さらに10年後には77.3%を占めます。

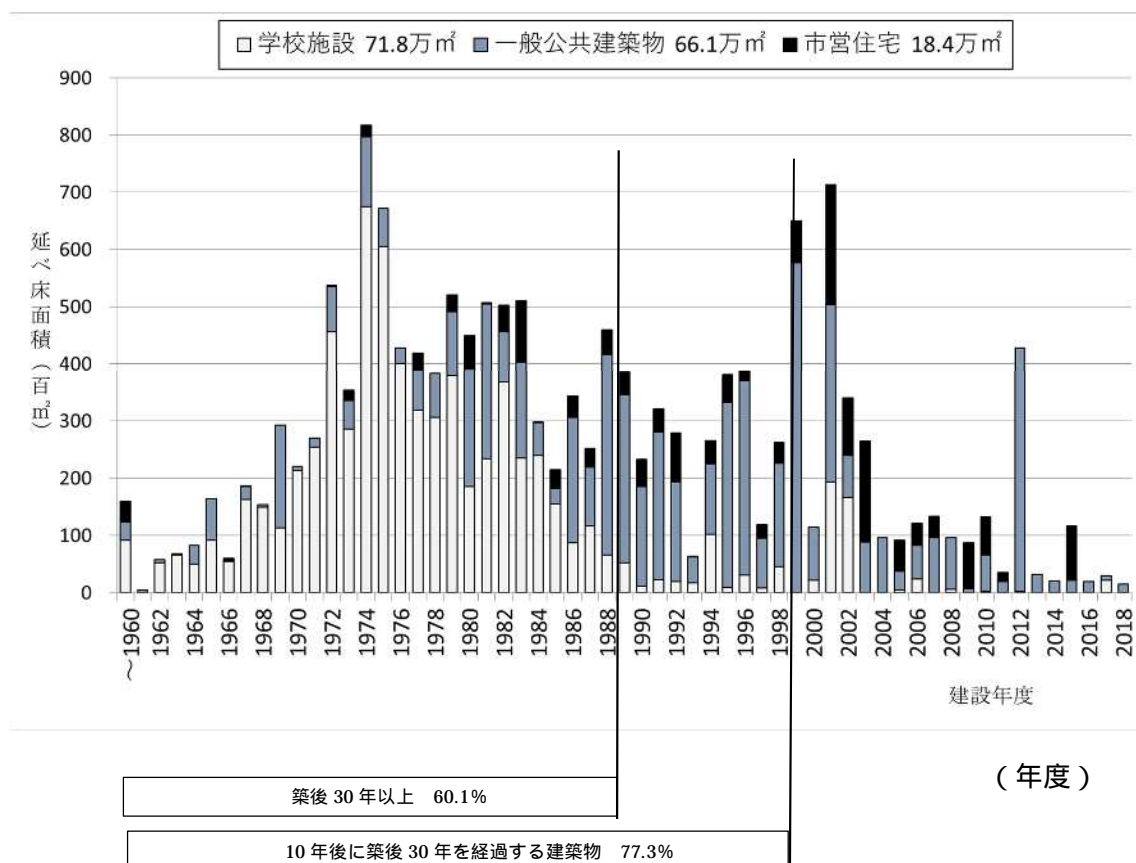


図2-2 公共建築物全体の建設年度別の延べ床面積の分布

ウ 学校施設の現状

学校施設の延べ床面積は約71.8万㎡で、公共建築物の45.9%を占めています。

学校施設全体の89.4%が、令和元年度末(2019年度末)に築後30年以上経過することになります。

これは、人口急増期の昭和45年(1970年)から昭和59年(1984年)にかけて多くの学校施設が建設されたためです。

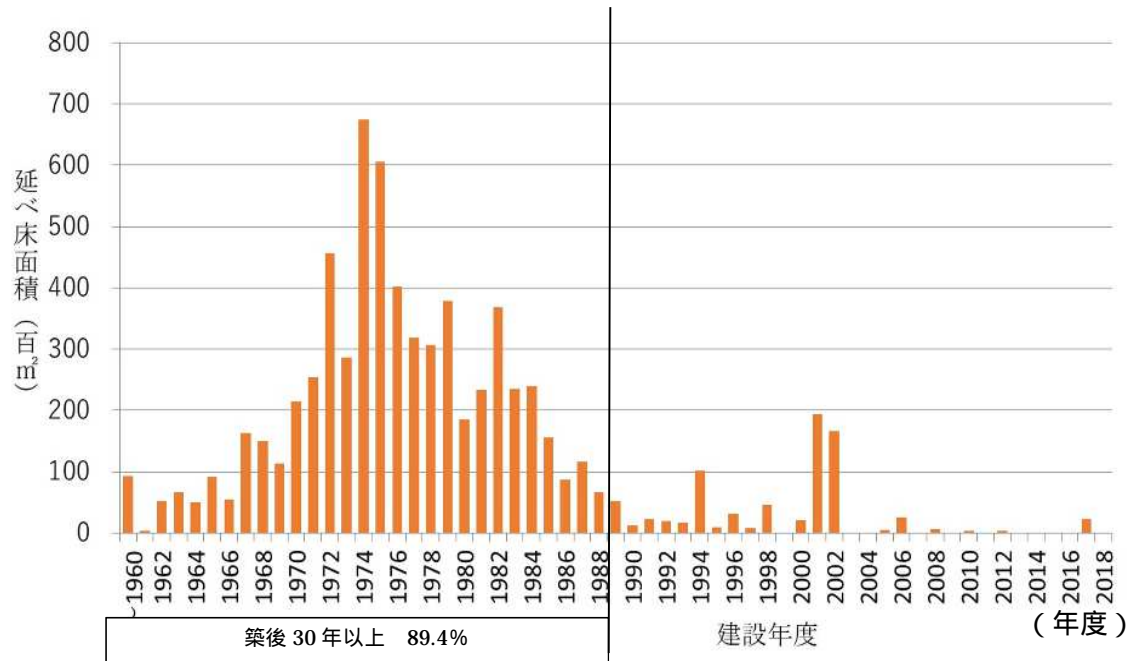


図 2 - 3 建設年代別延べ床面積の分布 (学校施設)

工 一般公共建築物の現状

一般公共建築物の延べ床面積は約 66.1 万㎡で、公共建築物全体の 42.3% を占めています。

一般公共建築物全体の 37.2% が、令和元年度末 (2019 年度末) に築後 30 年以上経過することになります。

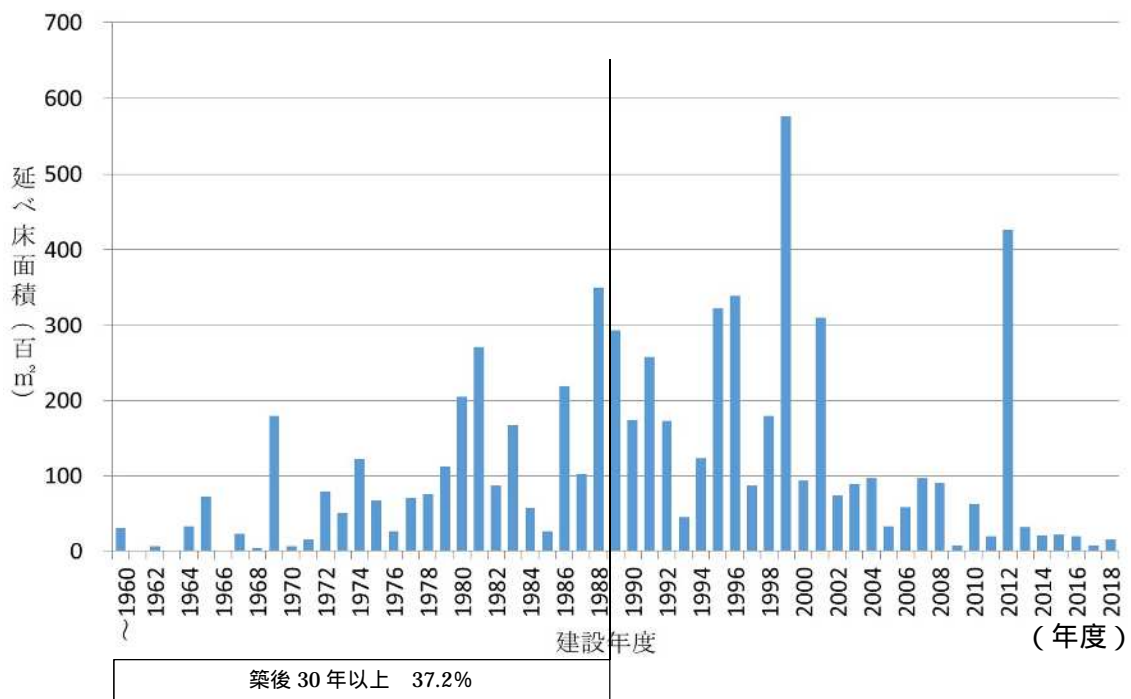


図 2 - 4 建設年代別延べ床面積の分布 (一般公共建築物)

オ 市営住宅の現状

市営住宅の延べ床面積は約18.4万㎡で、公共建築物全体の11.7%を占めています。

市営住宅全体の27.6%が、令和元年度末(2019年度末)に築後30年以上経過することになります。

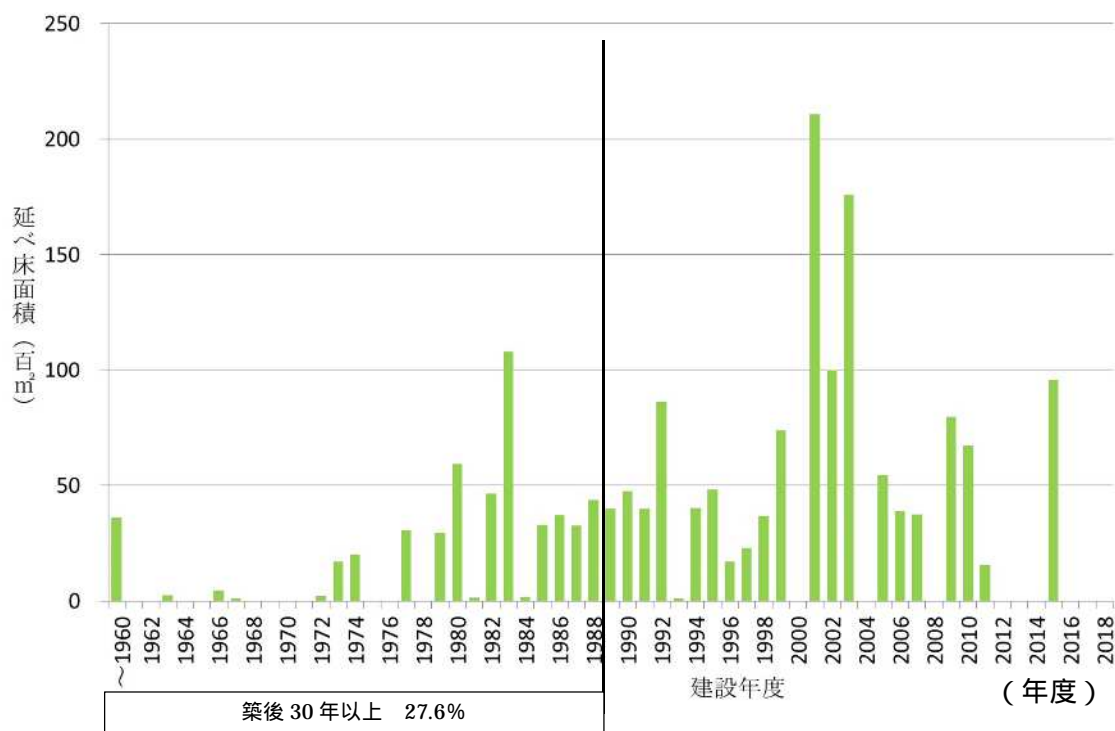


図2-5 建設年代別の延べ床面積の分布(市営住宅)

(2) 社会的背景

ア 総人口の推移

平成27年(2015年)国勢調査から推計すると、本市の総人口は2019年をピークに人口減少に転じ、50年後である令和47年(2065年)には、ピーク時の約4分の3まで減少します。

推計結果を年少人口(0歳~14歳)、生産年齢人口(15歳~64歳)、高齢者人口(65歳以上)別に見ると、年少人口及び生産年齢人口は、今後、一貫して減少しますが、高齢者人口は増加を続け、令和26年(2044年)をピークに減少に転じます。

このように、今後、少子高齢化が進行し、公共施設に対するニーズも施設の設置当初から変化していくものと考えられます。

また、福祉や医療にかかる支出の増加が見込まれることにより、財政的な制約が一層強まることが考えられます。

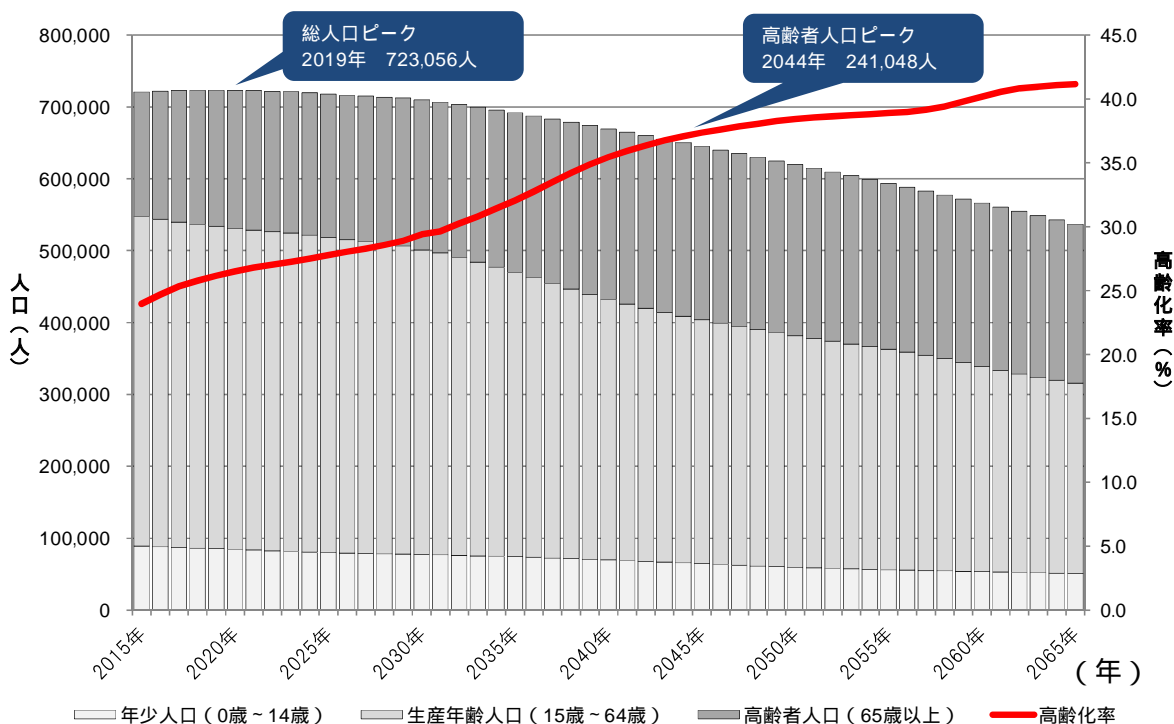


図2-6 総人口の推移(推計値)

【出典】2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計(平成30年2月発行)

イ 公共建築物の将来コストの予測

「相模原市公共施設白書」(平成24年(2012年)3月策定。以下「白書」という。)では、本市が所有する公共建築物の「改修」、「更新」に係る将来コストについて、次のとおりの試算結果となっています。

耐用年数を公共建築物の構造形式にかかわらず一律60年と設定し、改修サイクルを、築後15年目で中規模改修工事(1回目)、30年目で大規模改修工事、45年目で中規模改修工事(2回目)と設定します。

改修サイクルに基づき、公共建築物の改修・更新工事を実施した場合、将来コストは、大規模改修工事の実施時期が集中する令和13年度(2031年度)までには、5年ごとに約656～813億円(単年度平均で約132～162億円)、更新工事の実施時期が集中する令和14年度(2032年度)から令和23年度(2041年度)までには、10年間で約2,276億円(単年度平均で約230億円)となっています。

改修・更新に必要な1年当たりの平均コストは、今後30年間で174億円、60年間で約179億円となっています。

本市の投資的経費、維持補修費及び公債費の実績並びに今後想定される公共施設の改修・更新工事に伴う市の支出額との関係から、公共施設の改修・更新工事に充てることのできる最大費用を1年あたり155億円と仮定すると、令和14年度(2032年度)から令和23年度(2041年度)までに改修・更新工事の時期を迎える施設のうち、6割程度しか適切に改修・更新工事ができないということとなります。

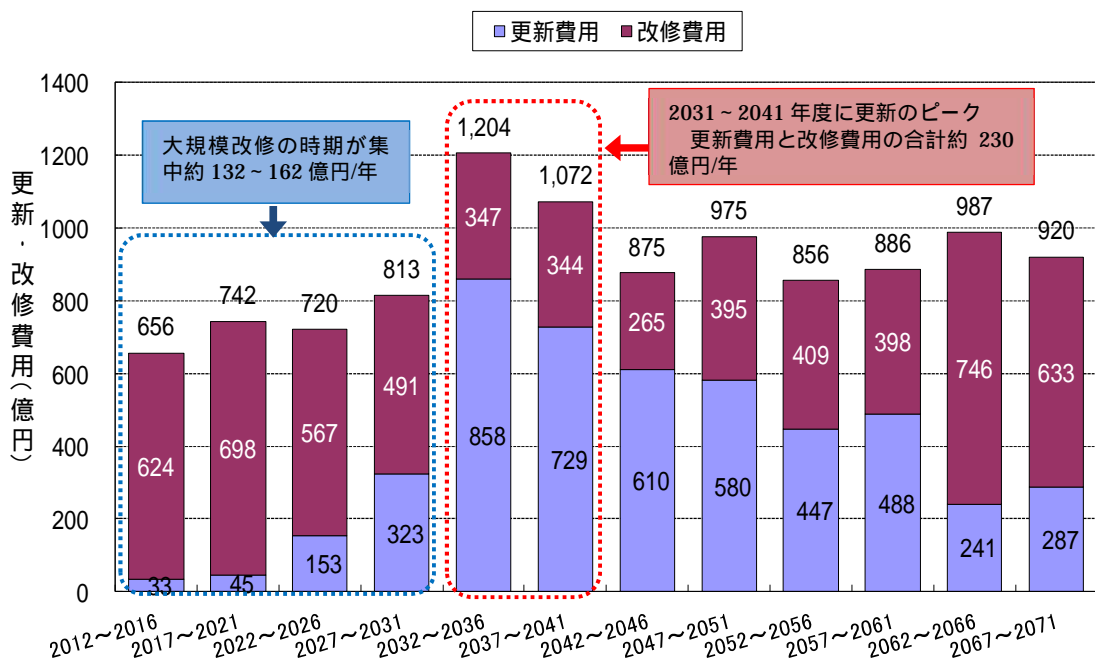


図2-7 公共建築物の改修・更新費の試算結果(5年集計)

(年度)

【出典】相模原市公共施設白書(平成24年3月発行)

(3) 公共建築物の課題

本市が所有する公共建築物は、一時期に集中して建設されたため、改修・更新工事が集中する時期には多額の費用を要し、全ての公共建築物を適切に改修・更新工事を行うことは困難となることが見込まれます。

また、社会経済情勢の変化等により、公共施設に対する市民ニーズも多様化しており、公共施設の設置当初の使用方法や機能では対応が難しくなっています。このため、今後は、公共建築物に関する以下の課題について、考えていく必要があります。

課題1 老朽化した建築物の計画的な改修・更新工事の実施

本市の公共建築物の多くは、人口急増期の昭和40年代から50年代前半までにかけて建設されており、令和2年3月現在、築後30年以上経過する建築物が全体の6割を超えているため、計画的に改修・更新工事を実施していく必要があります。

課題2 社会保障費の増加により公共建築物の改修・更新工事に必要な財源の確保が困難な状況

少子高齢化の進行により、社会保障費が増加する一方、市税収入の大幅な増加が期待できない等、財政状況は一層の厳しさを増し、建築物の改修・更新に必要な財源を十分確保することは困難な状況となることが想定されます。

課題3 維持・保全体制の構築や施設情報の整理

本市では、所管ごとの計画に基づき公共建築物の維持・保全を実施しているため、実施状況にバラつきがあります。また、築年数や工事履歴等の公共建築物の情報も整理されていないことから、今後は、公共建築物の状態を的確に把握し、適切な保全を実施するため、横断的な体制の構築と一元的な情報の管理が必要となります。

課題4 人口構造や社会情勢の変化、大規模災害への対応

人口構造や社会情勢の変化などにより、公共施設に対する市民ニーズが多様化しており、施設の設置当初の使用方法や機能では対応が難しくなっています。また、大規模災害の発生が懸念される中、耐震性の強化や防災拠点機能の維持が必要となります。

課題 5 ライフサイクルコストを意識した建設及び維持・保全計画

これまでに建設した公共建築物は、初期の建設コストを低く抑えることに重点が置かれていたため、運用や維持・保全まで含めた建築物の生涯コスト管理の認識があまり持たれていませんでした。今後は建設コストだけでなく、運用コストや修繕コスト等も考慮した公共建築物のライフサイクルコストの削減の取組みが必要となります。

3 長寿命化の基本方針

(1) 基本方針

公共建築物の課題を踏まえ、将来にわたりサービス・機能を提供していくことが必要な建築物については、次の4つの基本方針に基づき長寿命化を図ります。

方針1 建築物に不具合が発生してから対処する「事後保全」から、計画的に改修・更新工事を実施し、不具合を未然に防ぐ「予防保全」への転換を推進していきます。

方針2 建築物の「目標使用年数」を設定し、計画的に改修・更新工事を実施していきます。

方針3 「目標性能水準」を確保し、社会情勢の変化及び多様化する市民ニーズに対応した公共建築物の改修・更新工事を実施していきます。

方針4 「ライフサイクルコストの削減」を図ることで、財政負担の軽減や平準化を目指します。

(2) 予防保全への転換

これまで、本市の公共建築物の維持・保全については、厳しい財政状況の下、主に建築物の一部や設備機器等に不具合が発生してから、不具合箇所のみでの改修・更新を行う事後保全での対応が中心となっていたため、必ずしも計画的かつ効率的な公共建築物の維持・保全が行われている状況ではありませんでした。

このような対応を継続すると、施設利用者の安全性の確保が困難なることや機能停止につながることも懸念されます。

今後は、将来にわたり維持すべき公共建築物などについて、予防保全の考え方の基、計画的に改修工事を実施し、目標とする使用年数（以下「目標使用年数」という。）まで施設に求められる機能及び性能を維持することにより、トータルコストの縮減と改修・更新工事にかかるコストの平準化に努めます。

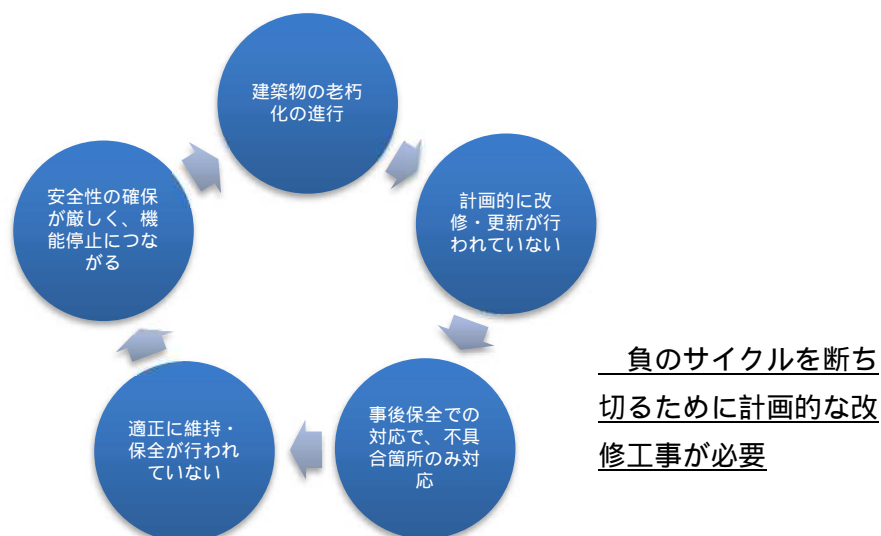


図3 - 1 公共建築物の維持・保全の現状、負のサイクル

(3) 目標使用年数

ア 耐用年数(寿命)の考え方

建築物の耐用年数は、「法定耐用年数」「物理的耐用年数」「機能的耐用年数」「経済的耐用年数」の4つに分類され、一般的に「物理的耐用年数>経済的耐用年数>機能的耐用年数」の順になるといわれています。これまでの建築物の寿命は、最短の機能的耐用年数に近い年数で設定されていましたが、これに対し、長寿命化は、建築物の寿命をできる限り最長の物理的耐用年数に近づけることとします。

表3-1 耐用年数の分類

法定耐用年数	固定資産の減価償却費を算出するために減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定められた年数
物理的耐用年数	建築物の構造及び物理的な限界まで使用可能な年数
機能的耐用年数	当初予定していた使用方法等が、時代やニーズの変化により機能が陳腐化して要求に対応できない状況となる年数
経済的耐用年数	修繕費の累計が更新費用を上回る状態となる年数

イ 目標使用年数の設定

予防保全の観点から公共建築物を維持・保全するためには、建築物の中長期的な保全に関する計画を策定する必要があります。

建築物の構造等により目標使用年数を設定し、公共建築物のライフサイクルを見直し、各部位の改修・更新を効率的かつ効果的に行うことで、ライフサイクルコストの削減につなげていきます。

本市では、公共建築物の目標使用年数を「建築物の耐久計画に関する考え方」((一社)日本建築学会)の目標耐用年数を参考とし、次のように設定します。

表3-2 本市の目標使用年数

構 造	目標使用年数
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 重量鉄骨造	概ね80年

表 3 - 3 建築物全体の望ましい目標耐用年数の級

用途	鉄筋コンクリート造		鉄骨造	
	高品質の場合	普通品質の場合	重量鉄骨	
			高品質の場合	普通品質の場合
学 校 官 庁	Y ₀ 100 以上	Y ₀ 60 以上	Y ₀ 100 以上	Y ₀ 60 以上
住 宅 事務所 病 院	Y ₀ 100 以上	Y ₀ 60 以上	Y ₀ 100 以上	Y ₀ 60 以上
店舗 旅館 ホテル	Y ₀ 100 以上	Y ₀ 60 以上	Y ₀ 100 以上	Y ₀ 60 以上
工 場	Y ₀ 40 以上	Y ₀ 25 以上	Y ₀ 40 以上	Y ₀ 25 以上

【出典】建築物の耐久計画に関する考え方（（一社）日本建築学会）から抜粋

表 3 - 4 目標耐用年数の級の区分の例

目標耐用年数	代表値	範囲	下限値
Y ₀ 150	1 5 0 年	1 2 0 ~ 2 0 0 年	1 2 0 年
Y ₀ 100	1 0 0 年	8 0 ~ 1 2 0 年	8 0 年
Y₀60	6 0 年	5 0 ~ 8 0 年	5 0 年
Y ₀ 40	4 0 年	3 0 ~ 5 0 年	3 0 年
Y ₀ 25	2 5 年	2 0 ~ 3 0 年	2 0 年

【出典】建築物の耐久計画に関する考え方（（一社）日本建築学会）から抜粋

(4) 目標性能水準の確保

公共建築物は、竣工直後から性能・機能の低下や陳腐化が始まることから、定期的
に中規模改修工事を実施し、建築物の性能・機能を回復させていくとともに、社会情
勢や市民ニーズの変化に対応した長寿命化改修工事を実施し、性能・機能の向上を図
り、目標使用年数が経過するまで良好な状態を維持していくことが必要となります。

このため、目標性能水準において配慮する視点を設定します。

表3 - 5 目標性能水準において配慮する視点

項目	視点
安全性	耐震、防災、機能維持、防犯
機能性	利便性、可変性、ユニバーサルデザイン、室内環境、情報化対応
快適性	居住性、保健性
社会性	地域社会、景観
環境保全性	環境負荷低減、省エネルギー、周辺環境保全
経済性	耐久・保全性、費用対効果

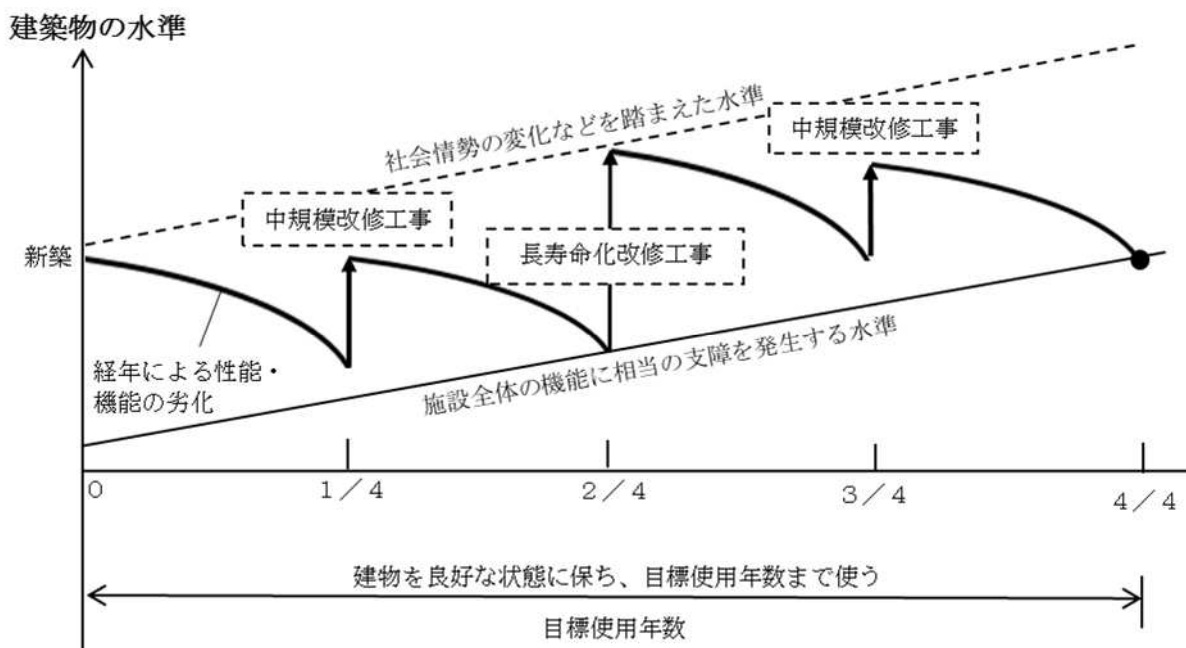


図3 - 2 長寿命化の概念図

(5) ライフサイクルコストの削減

建築物のライフサイクルコストは、企画設計、建設、運用管理及び解体再利用にわたる建築物の生涯に必要なすべてのコストを指します。

このうち、本市では、これまで公共建築物の建設費を低く抑えることに重点をおいてきましたが、運用管理の際に発生する保全費、修繕費、改善費及び運用費（光熱費等）を含む運用管理費は、図3-3のように竣工後の保全や修繕、運用費等の運用期間のコストが約80%を占めるのに対し、建設コストが占める割合は約15%に過ぎません。

そのため、今後は、公共建築物の新築時の建設費だけでなく、改修・更新の際に運用管理費などを考慮し、ライフサイクルコストの削減に向けた取組を推進していきます。



LCC の概念図

建築物のライフサイクルコストの構成を調べると、建設費は氷山の一角で意外に少ないです。修繕費・運用費などが圧倒的な割合を占めています。

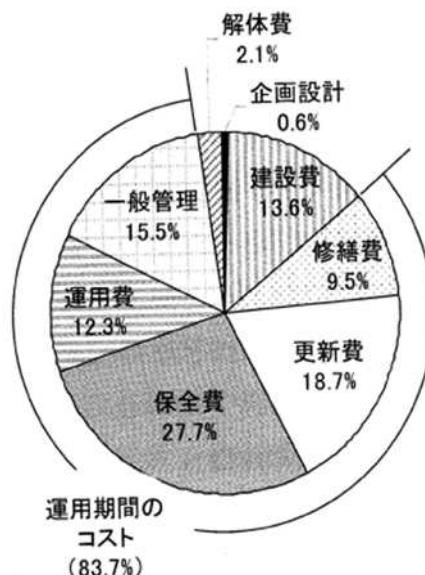
【建築物のライフサイクルコスト 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、(一財)建築保全センター編集・発行】より

LCC 100年 (千円/㎡)		
企画設計	11	0.6%
建設費	239	13.6%
修繕費	166	9.5%
更新費	328	18.7%
保全費	486	27.7%
運用費	216	12.3%
一般管理	272	15.5%
解体費	37	2.1%
合計	1,755	100%

- 修繕費・改善費
経年劣化による修繕費、臨時的修繕費、改善・模様替費等
- 保全費
各種点検費、清掃費、植栽管理費等
- 運用費
光熱水費等
- 一般管理費
税、一般事務費、損害保険料等

LCC の概念図

【出典】「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、(一財)建築保全センター編集・発行)



図中の「LCC」は、ライフサイクルコストを示す。

図3-3 LCC概念図(延床面積5,700㎡の事務所ビル100年間のLCC)

【出典】建物のライフサイクルコストと維持保全、BELCA,2005年)

(6) 建築物の長寿命化によるコスト削減効果

公共建築物の長寿命化によるコスト削減効果について、全ての建築物を対象に白書で設定した耐用年数60年及び本方針で設定した目標使用年数80年を基に、改修・更新に係る累積コストの試算を行いました。

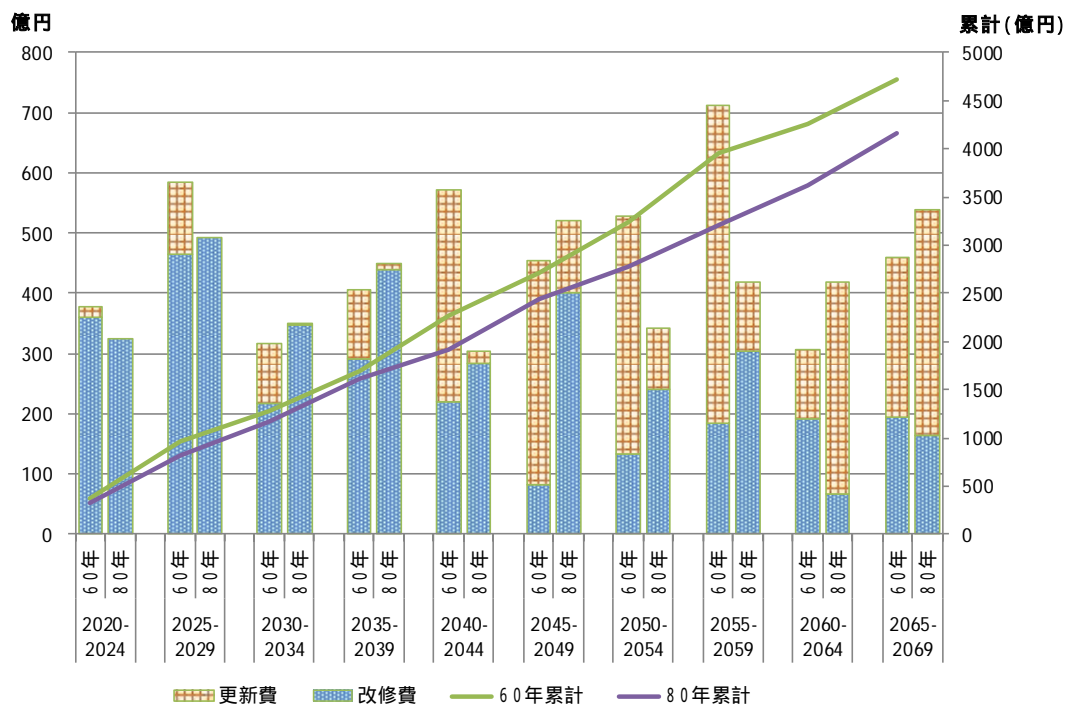


図3-4 使用年数を60年若しくは80年とした場合の改修・更新のコスト比較(5年集計)

使用年数	改修単価	改修内容	改修年
60年 (白書で設定した耐用年数)	小	内外装改修、設備機器のオーバーホール等	築後15年 築後45年
	中	新築時の状態まで機能回復を図る	築後30年
80年 (本方針の目標使用年数)	中	新築時の状態まで機能回復を図る	築後20年 築後60年
	大	全面改修(スケルトン改修) 社会情勢の変化などを踏まえた機能回復と性能向上を図る	築後40年

スケルトン改修：建築物の主要構造部部分(基礎や柱、梁、外壁、屋根など)をそのまま残して、他の内装や設備機器をすべて取り換える大規模な改修工事のこと。

表3-6 改修・更新コストの試算条件

それぞれの公共建築物の使用年数を60年若しくは80年と設定し、計画的に改修・更新工事を行うことを前提とした場合における今後50年間の改修・更新にかかる累計コストは、使用年数60年では約4,727億円であるのに対し、使用年数80年では約4,159億円であり、使用年数を80年にすることで、約568億円の縮減が見込まれる結果となりました。

また、使用年数を80年とすることで、累計コストの縮減及び建て替えの集中する時期を後年時へ送り、その間に再編・再整備の取組を進めることが可能となり、トータルコストの縮減を図ることができます。

4 推進に向けて

(1) 各公共建築物の長寿命化計画(個別施設計画)との整合

公共建築物の長寿命化計画の策定にあたっては、施設ごとに維持管理、利用状況及び更新に係る取組状況等が異なることから、公共建築物を学校施設、市営住宅及び一般公共建築物の3つに分類し、本方針に基づき各分類の計画を策定し、並びに改定することで、各分類の取組の整合を図り、統一的に長寿命化を進めていきます。

(2) 推進体制について

ア 維持・保全の体制について

公共建築物の適切な維持・保全の実施に向けて、施設所管担当、保全担当及び公共施設マネジメント担当は以下のような役割を分担します。

施設所管担当は、建築物を長期にわたり安全で快適な状態に維持するため、日頃から建築物の状態を正確に把握し、適切な維持・保全を実施するために必要な点検等を実施し、記録します。

保全担当は、効率的な維持・保全や計画的な改修・更新工事を行うため、建築物の基本情報、点検結果及び改修履歴の保全情報を管理します。

公共施設マネジメント担当は、公共施設等総合管理計画の推進に向けて、施設の再編・再整備の総合調整及び施設所管担当の支援を行うとともに、施設の再編や長寿命化に向け財政担当との連携や調整を行い、取組の進捗管理や円滑な庁内調整を図ります。また、効率的・効果的な施設運営の推進に当たり施設の状態、利用状況、年間コストなどの情報をとりまとめて管理します。

これらの取組を進め、限られた財源の中で計画的に改修・更新工事を実施し、トータルコストの縮減及び平準化を進めるため、公共建築物に関する様々な情報を一元管理する仕組みを構築し、これらの情報を有効活用することで施設の効率的な管理運営、計画的な改修・更新に伴う施設の再編・再整備と総量削減などを実施していきます。

イ 長寿命化計画の推進体制について

今後は、本方針に基づき、各公共建築物の長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、利用者の安全性を確保し、必要な機能を維持するため、公共建築物の長寿命化を図ります。

また、計画の推進にあたっては、施設の複合化や多機能化等による再編・再整備の取組と整合を図り、各公共建築物の長寿命化計画(個別施設計画)に情報を反映させ、連携や調整を行うとともに、PDCAサイクルに沿って、具体的な取組を実践し、各事業の進捗状況や効果を検証し、適宜、計画を見直し、次の取組につなげていきます。

なお、本方針については、社会経済情勢の変化や各公共建築物の長寿命化計画（個別施設計画）の策定、改訂等に合わせ、今後も必要に応じて内容の見直しを行います。

ウ 財政との連携について

各公共建築物の長寿命化計画に基づく改修や更新を着実に実施していくためには、長寿命化に伴う設計・工事等に必要な予算を安定的に確保していくことが重要であり、このことにより、結果的には、突発的な事故による改修を未然に防止でき、経常的な維持補修費の縮減につながることを期待されます。

このため、今後の長寿命化に伴う設計・工事等にあたり、経常的な維持補修費などとは別に、長期財政収支見込みを踏まえたフレームの中で、施設の劣化度や機能、事業の検討と熟度などを総合的に勘案し、庁内横断的に優先順位をつけながら予算を配分していく仕組みの構築を目指していきます。

エ 新たな整備手法について

これまでの改修・更新事業で活用してきた補助金や交付金等の活用はもとより、施設の規模や特性を踏まえたPPP/PFI等による民間資金やノウハウの活用など、ありとあらゆる財源確保に努めるとともに、施設に対する付加価値を創出することで、利用者増や収入確保を目指していきます。

【用語解説】

- 公共建築物 : 市が所有しているすべての建築物
- 一般公共建築物 : 学校施設又は市営住宅等及び他の長寿命化計画の対象建築物を除く公共建築物
- 改修 : 劣化した建築物の機能・性能を当初の性能水準以上に改善すること
- 更新 : 劣化した部材、部品、機器などを新しいものに取り替えること
建築物を建て替えること
- 予防保全 : 建築物等の部位や部材に不具合・故障が生じる前に、改修若しくは交換し、性能・機能を所定の状態に維持する保全の方法
- 事後保全 : 建築物等の部位や部品に不具合・故障が生じた後に、改修若しくは交換し、性能・機能を所定の状態に戻す保全の方法
- 中規模改修工事 : 建築物等の性能・機能を新築時(初期)の状態に戻す(機能回復)保全の方法
- 長寿命化改修工事 : 建築物等の性能・機能を新築時(初期)の状態に戻す(機能回復)ことに加え、新たな時代のニーズに沿った改修(機能向上)を行うこと
- 目標使用年数 : 建築物を使用する年数の目標
予防保全の観点から定期的な改修工事を実施し、長期にわたり建築物を使用する期間
- 目標性能水準 : 目標使用年数まで建築物を使用するにあたり、建築部位別に求められる仕様・性能・機能

相模原市公共建築物長寿命化基本方針

相模原市 企画財政局 財務部 公共建築課

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 10 月 11 日

案件名	相模原市一般公共建築物長寿命化計画の策定について										
所管	企画財政	局 区	財務 企画	部	公共建築 経営監理	課	担当者		内線		
概要	公共建築物の老朽化が進む中、安全で快適な施設の維持とコストの平準化を図るため、一般公共建築物の長寿命化計画を策定するもの。										
審議内容 (論点)	一般公共建築物長寿命化計画(案)について(計画期間、対象建築物、工事優先順位、実施計画等)										
実施計画の 位置付け	あり	施策番号及び 実施計画事業名	施策49 行政サービス提供体制の充実 公共建築物の長寿命化計画の策定(市営住宅及び学校施設を除く。)								
審議日	関係課長会議	令和元 年 10 月 8 日	政策調整会議	令和元 年 10 月 17 日							
	局・区政策会議	年 月 日	政策決定会議	年 月 日							
日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	資料提供					
	パブリックコメント	あり	時期	令和元年11月～令和2年1月	議会への情報提供	全協	令和元年11月				
	審議会等、協議 会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等	なし							
検討経過等	関係部局名等		調整項目			調整状況					
	関係部局との 調整	企画政策課、財務課、経営監理課		長期財政収支について			調整済				
		企画政策課、財務課、経営監理課		公共建築物の長寿命化経費について			調整済				
		学校施設課、市営住宅課		長寿命化基本方針について 各長寿命化計画の整合について			調整済				
	打合せ・会議の経過										
	月日	会議名等			内容						
	H29.5.31	第6回公共施設マネジメント検討調整会議			・公共建築物の長寿命化基本方針(共通事項)の策定について ・公共建築物の長寿命化計画の策定について						
	H29.5.22～ R元.9.30	管轄専門部会(3回)、管轄作業部会(9回)			・公共建築物の長寿命化基本方針(共通事項)の策定について ・公共建築物の長寿命化計画の策定について など						
H30.12.25	第1回施設所管課説明会			・公共建築物長寿命化基本方針(素案)について ・一般公共建築物長寿命化計画(個別施設計画)について							
R元.5.8～	施設所管課ヒアリング			・施設の長寿命化改修、現状の課題、改修要望、改修内容、改修時課題、改修方法、スケジュール等							
R元.6.28	第2回施設所管課説明会			・一般公共建築物長寿命化計画(個別施設計画)について ・長寿命化計画実施計画について ・第1回説明会の質疑回答 など							
R元.8.28～9.6	一般公共建築物長寿命化計画(素案)の掲載内容確認、意見照会			・一般公共建築物長寿命化計画(素案)の掲載内容の確認、意見照会							
備考											
関係課長会議 の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。			(政策調整会議)					
関係課長会議 の出席課・ 機関等	総務法制課 危機管理課 環境経済総務室 建築・住まい政策課 南区役所区政策課 消防総務課(代)	企画政策課 区政支援課 清掃施設課 市営住宅課 教育総務室 公共建築課	財務課 健康福祉総務室 都市建設総務室 緑区役所区政策課(代) 学務課 経営監理課(代)	管財課 こども・若者政策課 都市計画課 中央区役所区政策課 学校施設課							
これまでの 庁議での 主な意見	<p>[関係課長会議/事務事業調整会議]</p> <p>20年目の改修を行わず築後30年以上経過した建物は、どのタイミングで改修工事を行うのか、築後30年以上40年未満の建物は、概ね40年目に改修工事を予定し、不具合があるものは部位別改修での対応も考えている。また、築後40年以上経過した建物は、施設のあり方を検討した上で、再編・再整備を最優先に検討することを考えている。</p> <p>2024年度以降の事業規模を実施していくことは難しく、事業の精査、選択と集中も必要と考えるが、対応策はあるか。令和6年度以降に向けて、施設所管課は、施設のあり方について検討をはじめの必要があり、真に必要なか立ち止まり考える必要がある。</p> <p>モデル事業として、緑区が主体となり経営監理課と連携を図り、取り組んできた城山総合事務所周辺公共施設再編事業は、準備期間を含めると約4年を要している。令和2年度以降、公共施設マネジメント及び長寿命化計画の推進体制をどうしていくか、重要と考えている。</p> <p>全ての施設を現状の規模で維持することは困難な状況であることについて、市民の理解を得るには、相当の時間を要することが予想されるが、市民への説明の予定はあるか。</p> <p>本計画の策定に関しては、11月から1月にかけてパブリックコメントを予定している。また、現在、公共施設のあり方についてワークショップを実施するなど、市民周知に努めている。計画策定後の周知については、様々な事例を参考に検討する必要がある。</p>										

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

公共建築物の老朽化が進む中、安全で快適な施設の維持とコストの平準化を図るため、一般公共建築物の長寿命化計画を策定するもの。

(2) 事業スケジュール

平成29年度

- ・公共建築物の長寿命化基本方針(素案)の検討(他都市事例研究、現状と課題、保全手法、優先順位、目標使用年数、長寿命化の概念図、推進に向けてなど)
- ・構造躯体の健全度調査の実施(あじさい会館、上矢部保育園、星が丘公民館)

平成30年度

- ・一般公共建築物長寿命化計画(素案)の検討(対象施設、計画期間、更新周期、目標性能水準、優先順位、工事優先度、保全対象部位、更新周期など)
- ・構造躯体の健全度調査の実施(津久井保健センター、津久井文化福祉会館、南上溝保育園、障害者支援センター松ヶ丘園、大野北こどもセンター、相模台こどもセンター、南区合同庁舎、上溝公民館)
- ・施設所管課向け説明会(基本方針、計画期間、対象建築物、優先順位、スケジュールなど、71課・機関83名出席)

令和元年度

- ・一般公共建築物長寿命化計画 実施計画(素案)及び長寿命化実施計画(素案)の検討
- ・施設所管課向け説明会(長寿命化計画、実施計画、スケジュール、前回説明会質問・回答など、66課・機関79名出席)
- ・8月～9月 一般公共建築物長寿命化計画(素案)の掲載内容確認、意見照会
- ・10月 庁議
- ・11月 市議会 全員協議会
- ・11月～1月 パブリックコメント
- ・2月 市の考え方まとめ
- ・3月 相模原市公共建築物長寿命化基本方針及び一般公共建築物長寿命化計画 策定、公表

令和2年度

相模原市一般公共建築物長寿命化計画 運用開始

(3) 市民等への周知、合意形成

令和元年 8月～11月 公共施設のあり方ワークショップ

令和元年11月～1月 パブリックコメント

(4) 事業経費

	長寿命化改修等 事業費	再編・再整備 事業費	
令和2年度	4.11	3.38	
令和3年度	18.49	15.34	
令和4年度	18.84	16.92	
令和5年度	33.57	33.60	(単位:億円)

(5) 財源確保の考え方

公共施設等適正管理推進事業債を活用する。

(6) 事業実施の効果

- ・財政負担の軽減と平準化
- ・安全で快適な公共建築物サービスの提供

相模原市一般公共建築物長寿命化計画 (案)

相 模 原 市

目 次

1	目的と位置付け	
(1)	目 的	1
(2)	位置付け	1
(3)	計画期間	1
(4)	SDGs との関係について	1
2	長寿命化計画の対象施設	
(1)	対象施設	2
(2)	対象施設の現状と課題	2
3	計画的な維持・保全	
(1)	計画的な維持・保全の実施	4
(2)	計画的保全建築物と状態監視保全建築物の区分	4
(3)	保全対象部位と更新周期	6
(4)	目標性能水準	8
4	長寿命化実施計画	
(1)	計画的保全建築物	14
(2)	状態監視保全建築物	19
(3)	改修・更新の中長期的見通し	22
(4)	トータルコストの削減・平準化	23
(5)	長寿命化実施計画表（個別施設計画表）の策定	23
5	推進体制の構築	
(1)	関係各課の役割	24
(2)	施設の在り方の検討	25
6	計画的保全建築物の一覧	
	計画的保全建築物の一覧	26
	【用語解説】	32

1 目的と位置付け

(1) 目的

相模原市一般公共建築物長寿命化計画（以下「本計画」という。）は、相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方（平成31年3月改訂。以下「公共施設等総合管理計画」という。）及び「相模原市公共建築物長寿命化基本方針」（令和2年3月策定。以下「公共建築物長寿命化基本方針」という。）に基づき、将来にわたりサービス・機能を提供いくことが必要な公共建築物の長寿命化を図り、計画的な維持・保全を行うことにより、財政負担の軽減と平準化を図り、安全で快適な公共建築物を提供することを目的としています。

(2) 位置付け

本計画は、公共施設等総合管理計画及び公共建築物長寿命化基本方針で定めた基本的な考え方に基づき、一般公共建築物の個別施設計画として長寿命化等の具体的な対策内容及び実施時期を示すものです。

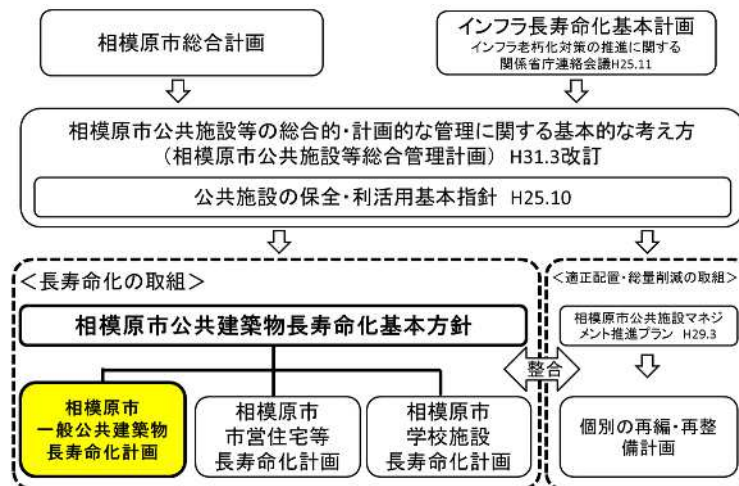


図1 一般公共建築物長寿命化計画の位置付け

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とし、相模原市総合計画実施計画の見直しに合わせて、概ね4年ごとに適宜見直しを図っていきます。

(4) SDGsとの関係

SDGsとは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ」にて記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。本計画はSDGsの17のゴールのうち、関連のある4つのゴールについて、目標として設定します。



2 長寿命化計画の対象施設

(1) 対象施設

本計画の対象施設は、一般公共建築物とし、対象施設の数 は 588 施設、978 棟、延べ床面積の合計は約 66.1 万㎡となります。(市有財産台帳平成 31 年(2019 年)3 月末時点)

【本計画】 一般公共建築物 長寿命化計画 588施設 978棟 約66.1万㎡ 〈対象施設〉 ・公民館 ・庁舎 ・消防施設 ・子育て支援施設 ・スポーツ施設 等	学校施設 長寿命化計画 106校 471棟 約71.8万㎡ 〈対象施設〉 小学校、中学校、義務教 育学校の校舎、屋内運動 場、武道場	市営住宅等ストック 総合活用兼 長寿命化計画 2831戸 約18.4万㎡ 〈対象施設〉 市営住宅(借上型舎)及び 共同施設(集会所等)(直 接建設2530戸、借上型3 01戸)
--	--	---

図 2 - 1 本計画の対象施設

(2) 対象施設の現状と課題

一般公共建築物は、公民館、庁舎、消防施設、子育て支援施設、スポーツ施設等様々な用途があり、延べ床面積の合計は約 66.1 万㎡で、公共建築物全体の 42.3% を占めています。令和元年度末(2019 年度末)で築後 30 年以上経過する建築物は一般公共建築物全体の 37.2% を占めています。

これまで、一般公共建築物の維持・保全については、他の公共建築物と同様に主に建築物の不具合箇所のみでの改修を行う「事後保全」による対応が中心となっており、必ずしも計画的かつ効率的な維持・保全が行われている状況ではありませんでした。

このたび、本計画に基づき、計画的に改修・更新を行い、不具合を未然に防ぐ「予防保全」への転換を推進していきます。

また、限られた財源の中で、計画的に改修工事を実施するために、建築物の築年数、重要性、劣化状況等を踏まえ、改修工事に優先順位付けを行い、財政負担の平準化を図る必要があります。

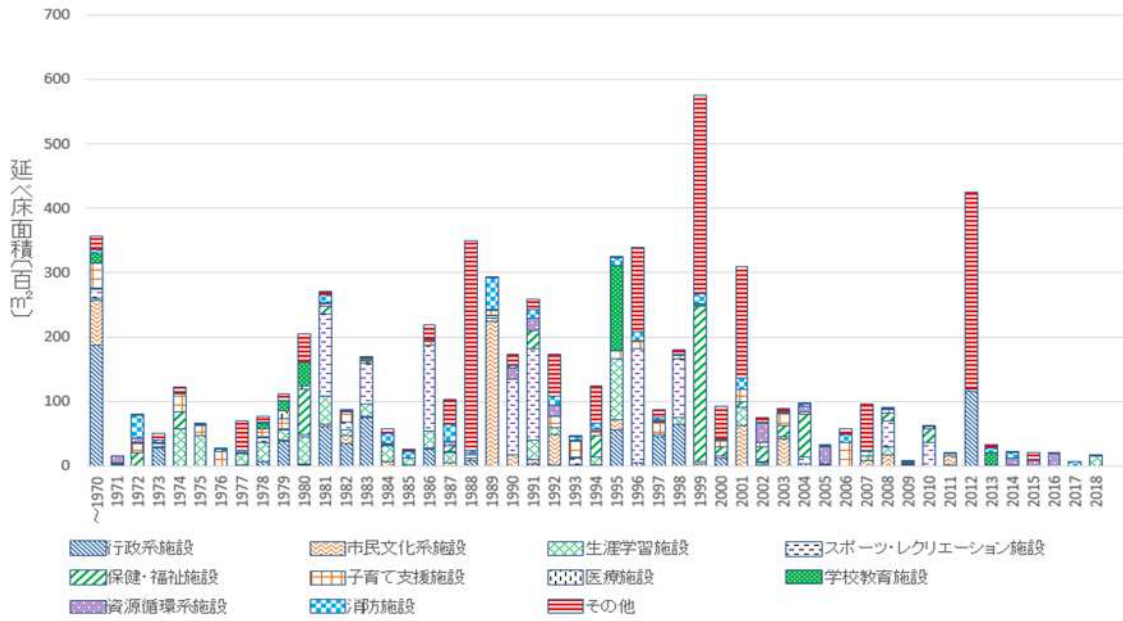


図 2 - 2 一般公共建築物全体の建築年度別の延べ床面積の分布（施設分類別）

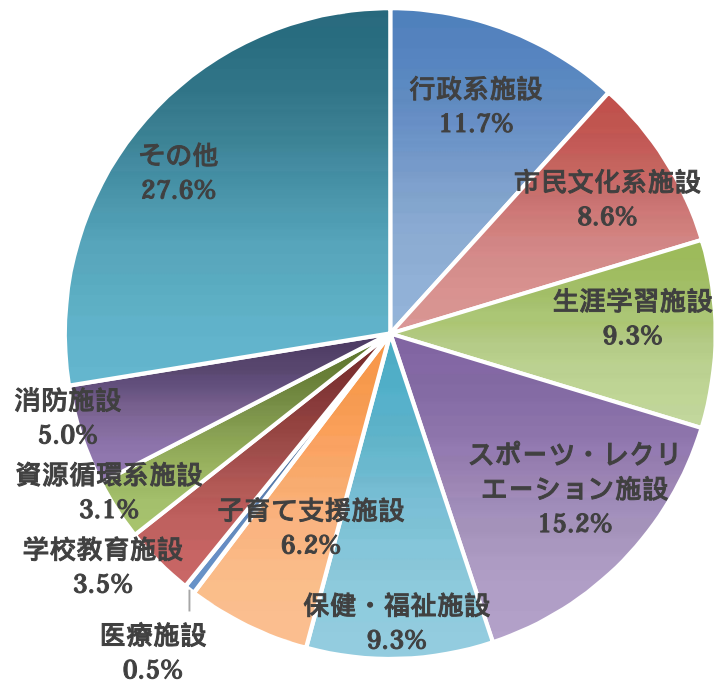


図 2 - 3 施設分類別延べ床面積の割合（平成 31 年（2019 年）3 月末時点）

3 計画的な維持・保全

(1) 計画的な維持・保全の実施

一般公共建築物の維持・保全を計画的に実施していくため、建築物の構造、規模、財産区分等により、建築物を分類し、それぞれ優先順位を付けます。

延べ床面積が大きなもの又は堅固な構造の建築物については、予防保全の考え方の下、計画的に長寿命化改修工事を実施し、目標とする使用年数まで施設に求められる機能及び性能を維持します。(以下「計画的保全建築物」という。)

また、延べ床面積が小さいもの又は簡易な構造の建築物については、建築物の状態を監視し、改修工事を実施していきます。(以下「状態監視保全建築物」という。)

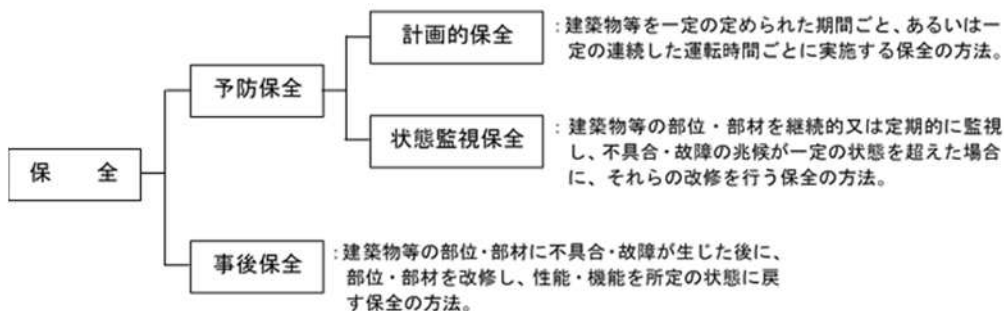


図3 - 1 建築物の維持・保全の方法

(2) 計画的保全建築物と状態監視保全建築物の区分

「計画的保全建築物」の条件は次のいずれにも該当するものとします。

- ・鉄筋コンクリート造 若しくは 鉄骨鉄筋コンクリート造 又は 重量鉄骨造
かつ
- ・延べ床面積が200m²を超えるもの

また、「状態監視保全建築物」の条件は次のいずれかに該当するものとします。

- ・延べ床面積が200m²以下の建築物
- ・簡易な構造の建築物
- ・区分所有している建築物等
- ・普通財産に分類されている建築物
- ・倉庫、公衆トイレ等の小規模な建築物
- ・その他

【本計画の対象施設】 978棟

【計画的保全建築物】 186棟

：計画的に長寿命化改修工事等を実施し、目標とする使用年数まで施設に求められる機能及び性能を維持するもの

- ・鉄筋コンクリート造 若しくは 鉄骨鉄筋コンクリート造 又は 重量鉄骨造 かつ
- ・延べ面積が200㎡を超えるもの

【状態監視保全建築物】 792棟

：建築物の状態を監視し、改修工事を実施し、機能及び性能を所定の状態に戻すも

- ・延べ面積が200㎡以下の建築物
- ・簡易な構造の建築物
- ・区分所有している建築物等
- ・普通財産に分類されている建築物
- ・倉庫、公衆トイレ等の小規模な建築物
- ・その他

図3-2 計画的保全建築物と状態監視保全建築物の区分

表3-1 状態監視保全建築物の条件

条件	状態監視保全とする理由
延べ面積が200㎡以下の建築物	「官公庁施設の建設等に関する法律第十二条第一項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令」(平成17年政令第193号)の規定により、延べ床面積が200㎡を超えるものについては、定期に有資格者に損傷、損傷、腐食、その他の劣化の状況を点検させなければならないこととされていると同程度の区分条件とするため
簡易な構造の建築物	木造、コンクリートブロック造、軽量鉄骨造等の簡易な構造の建築物については、法定耐用年数等が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は重量鉄骨造と比較して短いため
区分所有している建築物等	区分所有建築物の大規模修繕の実施については、管理組合等の改修計画に基づき実施されるため また、駅周辺ペDESTリアンデッキ等の改修については、鉄道事業者との協議等が必要となり、管理形態が区分所有している建築物に同様であるため
普通財産に分類されている建築物	跡地(普通財産)に分類されている建築物は、建築当初の用途・機能等が終了し、特定の行政目的を果たさなくなっているため
倉庫、公衆トイレ等の小規模な建築物	小規模建築物であり、目標使用年数を80年に設定することに適さないため
その他	上記のほか、次の建築物についても状態保全建築物の対象とします。 ・常時人が利用しない建築物で、執務又は作業等の目的のために継続的に使用するものでないもの ・建築物の柱や梁等、構造耐力上主要な部分の劣化状況が、外部から容易に確認でき、改修・更新のタイミングが容易に把握できるもの ・施設の評価により、集約化(集約元を除く)、譲渡・移管又は廃止の方向性を示したもの

これらの条件で区分したところ、一般公共建築物978棟のうち、計画的保全建築物は186棟、延べ床面積の合計は約44.3万㎡、状態監視保全建築物は792棟、延べ床面積の合計は約21.8万㎡となります。また、延べ床面積の合計の割合は、計画的保全建築物が67%、状態監視保全建築物は33%となっています。

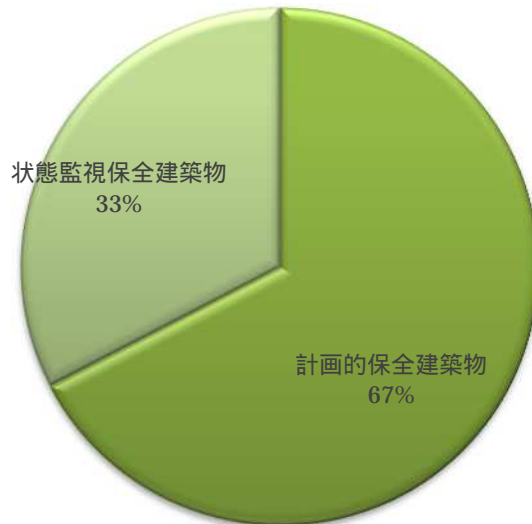


図3 - 3 計画的保全建築物と状態監視保全建築物の延べ床面積の割合

(3) 保全対象部位と更新周期

建築物は、竣工直後から性能の低下及び陳腐化が始まることから、定期的に改修工事を実施し、機能回復及び性能向上を図り、目標使用年数まで施設に求められる機能及び性能を維持していく必要があります。定期的な改修工事の実施に当たっては、主に保全の対象とする部位又は設備（以下「保全対象部位」という。）を明確にし、それぞれの更新周期等を意識しながら改修工事を実施することが重要です。

このことから、一般公共建築物の長寿命化を図り、安全で快適な状態で使用していくため、次の3つの視点に基づき、保全対象部位を決定します。

- ・ 建築物の構造躯体の劣化又は損傷を防ぎ、健全な状態に保つ必要があるもの
- ・ 劣化又は損傷により、施設の運営に大きな影響を与えるもの
- ・ 防災性を向上し、安全性を確保する上で、維持管理が必要なもの

表 3 - 2 保全対象部位と更新周期

	対象部位・設備	種 別	中規模改修工事	長寿命化改修工事 (フルスケルトン)	更新周期 (参考)
建 築	屋 根	アスファルト防水押入コンクリート	-		30年
		アスファルト露出防水			20年
		合成高分子系ルーフィングシート防水			20年
		塗膜防水			20年
	外 壁	長尺金属板	(塗装)		30年
		タイル張り			40年
		複層塗材仕上			15年
		外装薄塗材仕上			15年
	建 具	シーリング			15年
		鋼製建具	(塗装)		30年
		アルミ製建具	-		40年
		ステンレス製建具	-		65年
	内 部 床	木製建具			30年
		タイル張り	-		65年
		モルタル塗	-		30年
		ビニルシート張り	-		30年
	内 部 壁	タイルカーベツ敷き	-		30年
		フローリング張り	-		30年
		タイル張り	-		65年
		ビニルクロス張り	-		30年
	内部天井	塗装仕上	-		20年
		化粧合板仕上	-		30年
		ボード張り	-		30年
		塗装仕上	-		30年
電 気	受変電設備	ビニルクロス張り	-		30年
		高圧負荷開閉器(PAS・UGS)			20~25年
		高圧ケーブル(引込含)			20~25年
		高圧負荷開閉器(LBS)			25~30年
		高圧真空遮断器(VCB)			20~25年
		進相コンデンサ(リアクトル含)			25~30年
	電力貯蔵設備	変圧器(動力用・電灯用)			30~35年
		キュービクル(屋内)			30~35年
		キュービクル(屋外)			25~30年
	発電設備	直流電源装置			20~25年
		交流無停電電源装置			20~25年
		蓄電池			10~15年
		ディーゼル発電装置			30~35年
		ガスタービン発電装置			30~35年
		蓄電池(起動用)			10~15年
	通信・情報設備	太陽光発電装置			25~30年
		パワーコンディショナー			15~20年
		構内交換装置(PBX)			20~25年
	電力設備	自動火災報知装置			20~25年
		非常警報装置			20~25年
		照明器具			20~25年
		防災照明器具			20~25年
	機 械	分電盤・開閉器箱・制御盤			25~30年
		電線・ケーブル			30~35年
空調設備		冷凍機、チリングユニット			15~20年
		製缶類、ポンプ			20~25年
		パッケージエアコン			15~20年
換気設備		AHU、FCU			20~25年
	給排風機			20~25年	
空調配管・ダクト設備 (制気口類含む)	換気扇、全熱交換器			10~15年	
給排水設備	タンク類			25~30年	
	ポンプ類			15~20年	
	衛生器具			15~25年	
給湯設備	給湯器、ボイラー			10~30年	
配管設備				20~30年	
消火設備				20~30年	
昇降機設備	エレベータ			25~30年	

凡例 ○：改修を行うもの △：劣化状況や部位の重要度等により検討・実施するもの □：対象外
 更新時期については、「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房官庁営繕部
 監修、平成17年版)等を参考に設定しました。

(4) 目標性能水準

ア 目標性能水準の検討にあたり配慮する視点

建築物については、定期的に改修工事を実施し、機能回復と性能向上を図り、目標使用年数まで要求性能を維持していくためには、建築物が本来有すべき基本的な機能及び性能の水準（以下「目標性能水準」という。）を定める必要があります。

目標性能水準は、建築物の用途、整備グレード等により異なり、社会情勢や市民ニーズ等により変化することから、本計画では、目標性能水準の検討に当たり「保全対象部位毎に配慮する視点」と「対策内容の例」を示します。

表3-3 目標性能水準の検討に当たり配慮する視点

	部位	配慮する視点						対策内容の例
		安全性	機能性	快適性	社会性	環境保全性	経済性	
建築	屋根	●						遮熱シートの採用 高耐久性鋼板に改修
	外壁	●						建物外観の色彩検討 コンクリート躯体の中性化対策
	建具							複層ガラスの建具改修
	内部床							スロープの設置・段差部分の改修 手すりの設置
	内部壁							分かりやすいサイン 木材利用の促進
	内部天井							耐震対策(落下防止)
電気	受変電設備							高効率型設備機器の採用 地下階の設備を地上階へ設置(浸水対策)
	電力貯蔵設備							長寿命形蓄電池の採用 地下階の設備を地上階へ設置(浸水対策)
	発電設備							発電容量および継続運転時間 再生可能エネルギー発電設備設置 地下階の設備を地上階へ設置(浸水対策)
	通信・情報設備							安全性対策(防犯カメラ・セキュリティ) 配線経路の二重化
	電力設備						●	LED照明の採用 高効率型設備機器の採用
機械	空調設備							空調方式の検討 高効率型設備機器の採用
	換気設備							全熱交換器の採用 中間期の外気導入による換気の検討
	配管・ダクト (制気口類含む)							耐震性を考慮した配管の検討 耐久性のある材質の検討
	給排水設備							給水方式、受水槽の容量の検討 受水槽への緊急遮断弁の設置 災害時用の排水槽の検討 災害時用の衛生器具の検討 衛生器具のバリアフリー化
	給湯設備							給湯方式の検討(熱源等) 高効率型の機器の検討
	配管設備							耐久性のある材質の検討
	消火設備							
	昇降機設備	●						

凡例 : 部位ごとに配慮する視点

イ 目標性能水準の具体例について

(ア) 中規模改修工事(竣工から長寿命化改修工事まで、長寿命化改修工事から建て替えまでの各期間の中間を目安に実施)

(イ) 長寿命化改修工事(おおむね築後40年目を目安に実施)

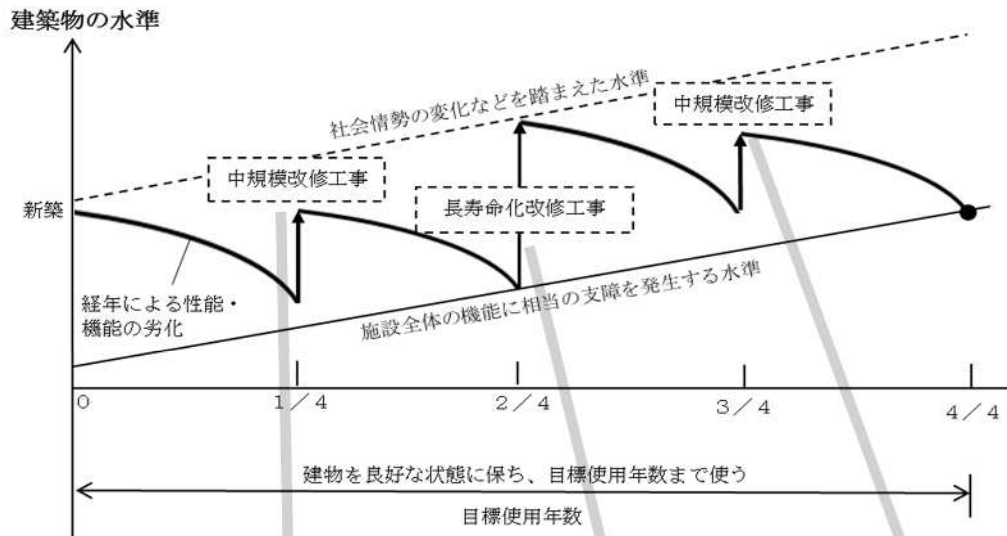


図3-4 長寿命化の概念図

表3-4 長寿命化改修工事等の内容の例(公民館の場合)

	中規模改修工事 (築後20年)	長寿命化改修工事 (築後40年)	中規模改修工事 (築後60年)
外部仕上げ	屋上防水の更新 外壁浮き等補修 外部塗装等 外部シーリング打替 鉄部の塗装塗替 等	屋根、屋上防水の全面改修 外壁等の全面改修 外部建具の改修 金物類の取替 等	屋上防水の更新 外壁浮き等補修 外部塗装等 外部シーリング打替 鉄部の塗装塗替 等
内部仕上げ	損傷の激しい個所の改修	天井、壁、床仕上の更新(下地含) 内部建具の取替	損傷の激しい個所の改修
電気設備	照明器具の更新 発電設備のオーバーホール 損傷の激しい個所の改修	受変電設備の更新 発電設備の更新 エレベータの更新 照明器具のLED化	照明器具の更新 発電設備のオーバーホール 損傷の激しい個所の改修
給排水衛生設備	ポンプ類のオーバーホール 損傷の激しい個所の改修	ポンプ類の更新 配管類の更新 消火設備の更新	ポンプ類のオーバーホール 損傷の激しい個所の改修
空調設備	空調機器の更新 損傷の激しい個所の改修	空調方式の見直し、機器更新 ボイラー等の更新	空調機器の更新 損傷の激しい個所の改修
その他		外構整備工事 省エネ向上工事 バリアフリー化	

(ウ) 長寿命化改修工事のイメージ (公民館の場合)

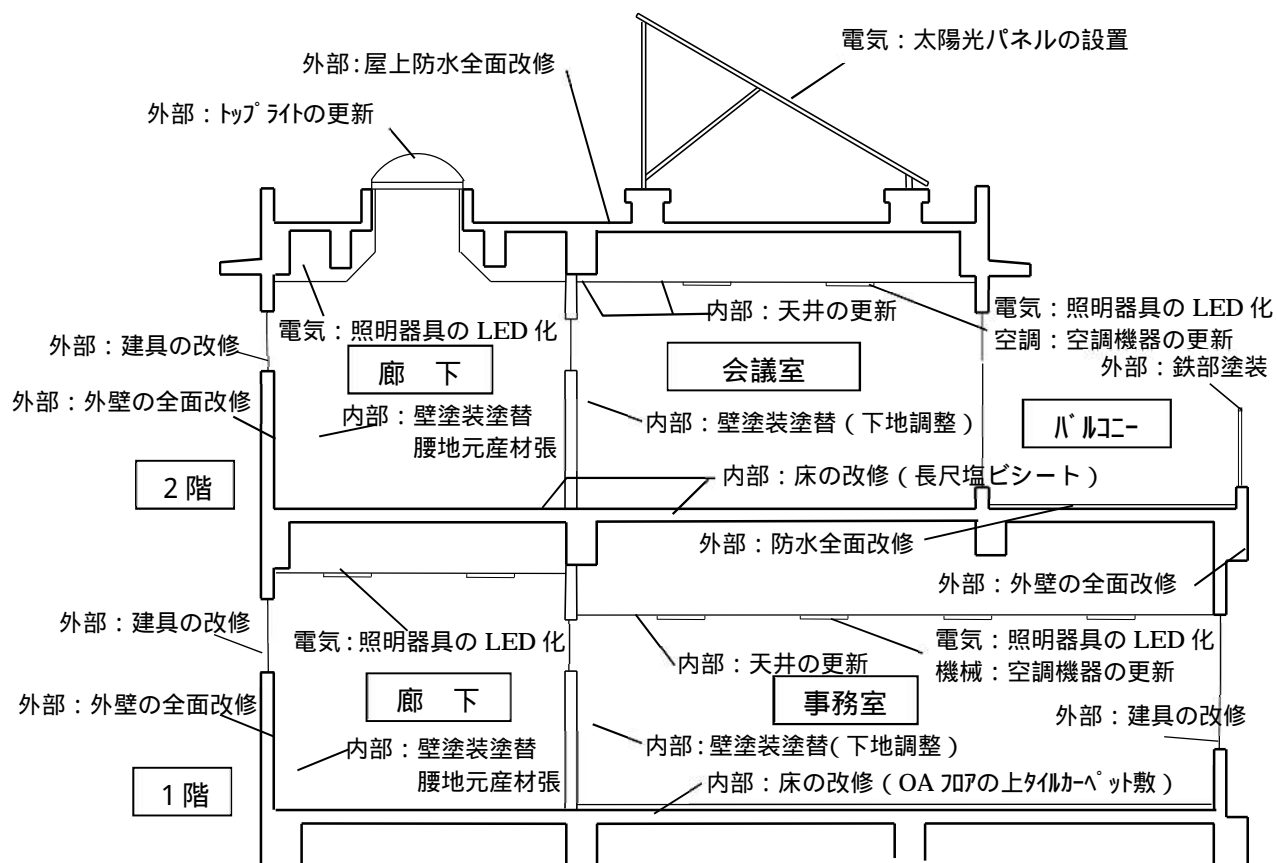
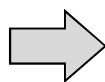


図3-5 長寿命化改修工事のイメージ(公民館の改修例)

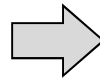
改修のイメージ

【外部仕上げ】外壁改修 配慮する視点：安全性、社会性、環境保全性、経済性

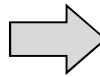


改修のイメージ

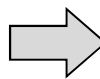
【外部仕上げ】外壁改修 配慮する視点：安全性、社会性、環境保全性、経済性



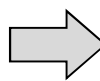
【外部仕上げ】防水改修 配慮する視点：安全性、環境保全性、経済性



【内部仕上げ】内部改修 配慮する視点：機能性、快適性、環境保全性

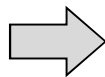


【内部仕上げ】内部改修 配慮する視点：機能性、快適性、環境保全性

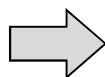


改修のイメージ

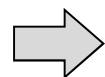
【内部仕上げ】内部改修 配慮する視点：機能性、快適性、環境保全性



【トイレ】トイレ乾式化・洋式化、段差解消 配慮する視点：機能性



【電気設備】LED照明 配慮する視点：機能性、快適性、環境保全性、経済性



【電気設備】太陽光発電：

配慮する視点：安全性、環境保全性等



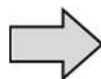
受変電設備

配慮する視点：安全性、環境保全性等

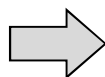


改修のイメージ

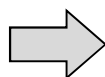
【機械設備】配管、ポンプ類の更新 配慮する視点：経済性



【機械設備】高効率な機器 配慮する視点：機能性、環境保全性、経済性



【機械設備】高効率な機器 配慮する視点：機能性、環境保全性、経済性



【機械設備】2重ブレーキ

配慮する視点：安全性、機能性等



耐震性受水槽

配慮する視点：安全性、機能性等



4 長寿命化実施計画

(1) 計画的保全建築物

ア 計画的保全建築物の改修・更新の考え方

計画的保全建築物については、予防保全の考え方を基に、原則として築後おおむね20年及び60年で中規模改修工事を、おおむね40年で長寿命化改修工事をそれぞれ実施し、計画的に改修工事を行います。

計画的な改修工事の実現に当たっては、限られた財源の中で、財政負担の平準化を図るため、建築物の築年数、重要性、利用状況の他、部位の経過年数、劣化状況、工事履歴等を踏まえ、本計画では、改修工事に優先順位を付け、工事を行います。

計画的保全建築物については、これまで必ずしも計画的に維持・保全が行われていたとは言えない状況であったことから、実際の築年数を考慮し、改修サイクルを調整します。

築後40年以上経過した建築物については、あらかじめ施設の在り方及び方向性を検討した上で、単独の施設で更新・長寿命化又は再編・再整備（集約・複合化又は転用をいう。以下同じ。）の手法を決定し、工事を実施します。

表4-1 築年数を考慮した改修サイクル（2020年4月1日時点）

築後年数	中規模改修工事 （20年目）	長寿命化改修工事 （40年目）	中規模改修工事 （60年目）	棟数
25年未満				71棟
25年以上 40年未満	未実施			69棟
40年以上	未実施	再編・再整備（集約・複合化、店頭等）を含めた施設の在り方及び方向性の決定後に工事を実施		46棟
				合計186棟

凡例○：本計画に基づく工事を実施していくもの

築後40年以上経過した建築物で、過去に改修工事を行った建築物についても、今後の施設の在り方及び方向性を検討します。

イ 計画的保全建築物の改修・更新（長寿命化）のフローチャート

(ア) 計画的保全建築物で築後年数が40年以上のもの...ルート1

これまでの維持・保全状況を踏まえ、今後の在り方を検討し、基本的に再編・再整備（集約・複合化又は転用）を行います。

(イ) 計画的保全建築物で築後年数が40年未満のもの...**ルート2**

建築物の劣化状況を踏まえた「物理的優先度」並びに施設の重要性及び利用状況等を踏まえた「機能的優先度」の合計値である長寿命化改修工事等の優先度を算出し、優先順位を付け工事を実施します。

$$\begin{aligned} \text{長寿命化改修工事等の優先度} = & \\ & \text{物理的優先度} + \text{機能的優先度} \times \text{補正係数} \\ \text{機能的優先度} = & \text{施設の重要度} + \text{施設の多様性} \end{aligned}$$

a 物理的優先度(配点100点)

建築物の劣化状況の評価である「物理的優先度」は、「平成27年度公民連携調査研究会報告書」(平成28年3月、一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団発行))による東京都町田市の研究モデル事業の劣化度の評価方法を参考に下記の評価式を用いて算定します。

$$\text{物理的優先度} = \left(\frac{T_n}{T} + X \right) \times \frac{1}{2} \times 100$$

$$X = \left\{ \left(\frac{T_i}{20} + \frac{T_{eq}}{20} \right) \times 3 + \frac{T_e}{15} \times 2 + \frac{T_r}{20} \right\} \times \frac{1}{9}$$

T : 耐用年数(60年)

T_n : 経年

T_e : 外壁改修を行った時点からの経過年数(改修周期 15年)

T_i : 内壁改修を行った時点からの経過年数(改修周期 20年)

T_r : 屋上防水を行った時点からの経過年数(改修周期 20年)

T_{eq} : 設備改修を行った時点からの経過年数(改修周期 20年)

改修周期は、「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成17年版)によります。

b 機能的優先度(配点:50点)

施設の重要性及び利用状況等を踏まえた「機能的優先度」は、施設の利用料及び施設分類別重要度による「施設重要度」並びに施設の機能及び災害時機能の有・無による「施設の多様性」の数値の和とし、施設の利用状況等により補正を行います。

表4-2 施設重要度

施設の利用料	有料	無料
施設分類別重要度		
A	25点	
B	15点	5点

表 4 - 3 施設の多様性

施設の機能 災害時機能の有無	多機能（複合施設）	単一機能（単独施設）
災害時機能あり	25点	15点
災害時機能なし	10点	5点

消防施設及び医療施設は、全て災害時機能ありとします。

表 4 - 4 補正係数（施設の利用状況等）

項目	対象施設	指標
貸室稼働率	貸室がメインの施設（公民館等）	50%未満
受入率・入居率	保育所・幼稚園、児童クラブ、市営住宅	
メイン機能稼働率	スポーツ・レクリエーション系施設 メイン機能例：野球場の球場部分	
開館日数 / 年間日数	貸室稼働率等で評価できない施設	
複合化候補	相模原市公共施設マネジメント推進プラン（以下「公共施設マネジメント推進プラン」という）第2期での複合化候補となり得る施設	
補正係数		× 0.5

施設の利用等に課題があると判断した施設及び再編・再整備の候補となり得る施設については、補正係数を乗じます。

公共施設マネジメント推進プラン第2期とは令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)までの10年間のことをいいます。

施設重要度の設定

設定の視点

- 必要性・非代替性** ...市が施設を保有してサービスを提供する必要性が高い施設かどうか。施設の機能が他の施設により補完又は代替の可能性がないかどうか。
- 拠点性・公益性** ...地域コミュニティの核としての役割を担っているかどうか。施設配置が適正であり、サービスの提供による受益を受ける人が多いかどうか。
- 防災性・安全性** ...災害時における避難所及び救護所等の防災拠点として必要性が高いかどうか。公共施設として必要な耐震性・耐久性を備えているかどうか。

表 4 - 5 重要度の区分

区分	施設の考え方
A	・行政機能、市民生活、教育等の拠点（メイン施設）として、将来にわたり維持すべき施設 大規模改修又は長寿命化対策による計画的な保全を実施することで目標使用年数を延ばすと ともに、大規模改修・更新に当たって、他施設との複合化又は多機能化を積極的に検討
B	・公共サービスの提供が必要な期間において、決定的な機能停止が起こらないよう維持する施設 予防保全を含め、施設の規模又は構造に応じた必要な改修を行うとともに、大規模改修・更新 の際に、メイン施設との複合化又は多機能化若しくは既存施設又は民間施設の有効活用等を検 討
C	・サービスの見直し等が必要な施設、施設の安全上早期に既存施設への集約又は廃止を検討すべ き施設及び個別施設の評価により集約化等の方向性を示した施設 積極的な維持保全は行わず、更新時期にかかわらず機能集約又は施設の廃止を検討

表 4 - 6 施設分類別重要度（重要度ごと）

区分	施設分類(小分類)
A	1 庁舎等（本庁舎等）、4 衛生研究所、14 保健施設（ウェルネスさがみはら、保健福祉センター 等）、17 児童相談所、20 保育所・幼稚園等、25 メディカルセンター等、26 市営住宅（小規模以 外）、27 あじさい住宅、28 小学校、29 中学校、30 学校給食センター、31 廃棄物処理施設、33 消 防署所（本署）、37 市営斎場
B	2 庁舎等（まちづくりセンター、出張所）、4 その他行政系施設（衛生研究所以外）、5 文化施設、 6 集会施設（地域センター）、7 公民館等、8 図書館（相武台分館除く）、9 博物館等（文化財以外）、 10 体育館（北総合体育館、けやき体育館、総合体育館）、11 プール等、13 観光施設・保養施設、 15 老人福祉センター等、18 障害福祉施設、19 その他社会福祉施設、21 その他子育て支援施設（青 少年学習センター）、22 児童クラブ、23 こどもセンター、24 診療所、30 その他学校教育施設（学 校給食センター以外）、32 その他資源循環系施設、33 消防署所（分署・出張所）、34 消防団施設、 35 自転車駐車場、36 自動車駐車場
C	2 庁舎等（連絡所）、6 集会施設（集会所、自治会委託地域センター）、8 図書館（相武台分館）、 10 体育館（市体育館、牧郷体育館、沢井体育館）、16 デイサービスセンター、23 児童館、26 市 営住宅（小規模） 個別施設の評価により、集約化（集約元除く）、譲渡・移管、廃止の方向性を示した施設

施設分類（小分類）とは「相模原市公共施設白書」による分類、施設分類名の前の番号は分類番号。

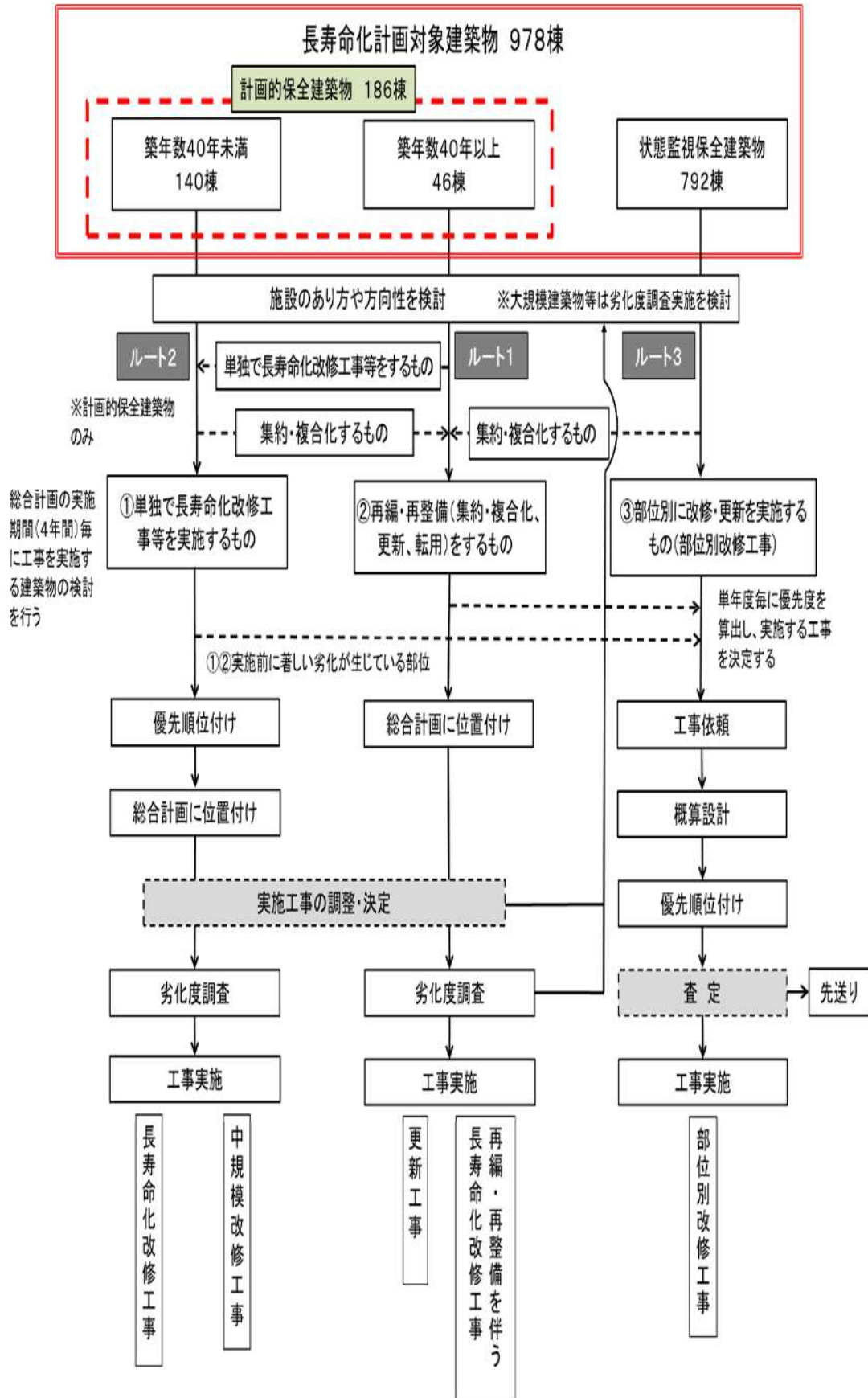


図 4 - 1 長寿命化改修工事等のフローチャート

(2) 状態監視保全建築物

ア 状態監視保全建築物の改修・更新の考え方

改修工事の実施に当たっては、施設の重要性のほか、部位別の劣化状況や緊急性等を踏まえ、優先順位を付け工事を実施します。

また、状態監視保全建築物についても、あらかじめ施設の在り方及び方向性を検討した上で、部位別改修工事を実施します。

イ 状態監視保全建築物の改修・更新のフローチャート

(ア) 部位別改修工事を行うもの...[ルート3](#)

状態監視保全建築物については、建築物の状態を監視し、機能及び性能を所定の状態に戻すため、部位別改修工事を実施します。

部位別改修工事の実施に当たっては、部位の劣化状況や緊急性等のほか、施設の重要性を踏まえた工事優先度を算出し、優先順位を付け、工事を実施します。

なお、部位別改修工事については、計画的保全建築物のうち長寿命化改修工事等を実施する前に著しい劣化又は不具合が生じている部位についても実施します。

a 工事優先度 P

$$\text{工事優先度 P} = \text{評価点 R} \times \text{係数 K} + \text{評価点 Q}$$

R：部位・機器の劣化、故障時の被害・損失の度合い

K：劣化・緊急度

Q：施設の重要度等

(「修繕優先度判定手法」(官庁施設のストックマネジメント技術検討委員会報告書、平成12年12月作成)より一部加筆修正)

b 評価点 R の例

部位・機器の劣化並びに故障時の被害及び損失の度合いを示す「評価点 R」は、建築、電気設備及び機械設備の部位並びに機器ごとに下記のとおりです。

表 4 - 7 建築、電気設備、機械設備の部位・機器ごとの評価点 R

【建 築】		【電気設備】	
屋根	75	受変電設備	100
外壁（タイル）	100	発電機、電源装置	100
（吹き付け）	50	高圧負荷開閉器・高圧引込（幹線）	100
外天井	50	分電盤・制御盤	75
外部雑	25	照明器具	50
外部建具	25	弱電機器	50
内装（内建具含む）	25	防災（自火報・非常用照明・ガス漏れ）	100
内部雑	25	避雷設備	75
昇降機	75	その他設備	25
【機械設備】			
熱源設備	75	空調設備	50
ポンプ（空調・衛生）	75	換気設備	75
ダクト類	25	配管設備（空調）	75
配管設備（衛生）	50	配管設備（ガス）	100
受水槽	100	給湯（中央式は 75）	25
衛生器具	25	消火設備	100
排煙設備	100	中央監視	75
自動制御設備	25	浄化槽	75
その他設備	25		

c 係数 K

係数 K については、「劣化・故障の程度（安全性・保全性）」と放置した場合の「被害・損失の拡大の程度（緊急性）」から下記のとおり判定します。

表 4 - 8 部位や機器の劣化・緊急度を示す係数 K

劣化・故障の程度 （安全性・保全性）	放置した場合の被害・損失の 拡大程度（緊急性）		
	急速に拡大 （A 判定）	次第に拡大 （B 判定）	拡大しない （C 判定）
劣化・故障が生じている （劣悪な状況）（A 判定）	1.3	1.2	1.1
劣化・故障が生じている （B 判定）	1.2	1.1	1.0
劣化・故障が生じる見込み （C 判定）	1.1	1.0	0.9

d 評価点Q

評価点Qについては、「施設分類別重要度（A・B・その他）」と各種点検等による「指摘の有・無」から判定します。

施設分類別重要度の区分の判定については、施設用途ではなく、建築物ごとに判断を行います。

例えば、市役所本庁舎は、施設分類別重要度はAですが、同一施設内の自動車駐車場は施設分類別重要度Bとし、倉庫及び会議室棟はその他と区分します。

表4-9 施設の重要度等を示す評価点Q

各種点検等による 指摘の有無 施設分類別重要度	指摘あり	指摘なし
A	25点	10点
B	15点	5点
その他	10点	0点

(3) 改修・更新の中長期的見通し

本計画に基づき、限られた財源の中で、計画的に改修工事を実施するためには、改修工事に優先順位を付け、トータルコストの縮減及び平準化を図る必要があります。計画的な改修工事に必要な予算を確保するためには、中長期的な将来の見通しを把握し、必要な取組を進めていくことが重要です。

そこで、現在把握可能な情報に基づき、計画的保全建築物186棟と状態監視保全建築物792棟の今後30年間の改修・更新にかかるコストを試算しました。

計画期間である10年間の改修・更新にかかるコストは約700億円(年平均で約70億円)となります。

今後30年間で改修・更新に必要なコストは、1年当たり約72億円となっており、平成26年(2014年)から平成30年(2018年)までの5年間の一般公共建築物の改修工事の発注実績(単年度平均)である約23億円と比較すると、約3倍のコストがかかります。

今後、さらに施設の実態を詳しく把握し、知見やノウハウを蓄積し、適宜、計画を見直し、更新することにより、中長期的なコストの見通しの精度を向上していきます。

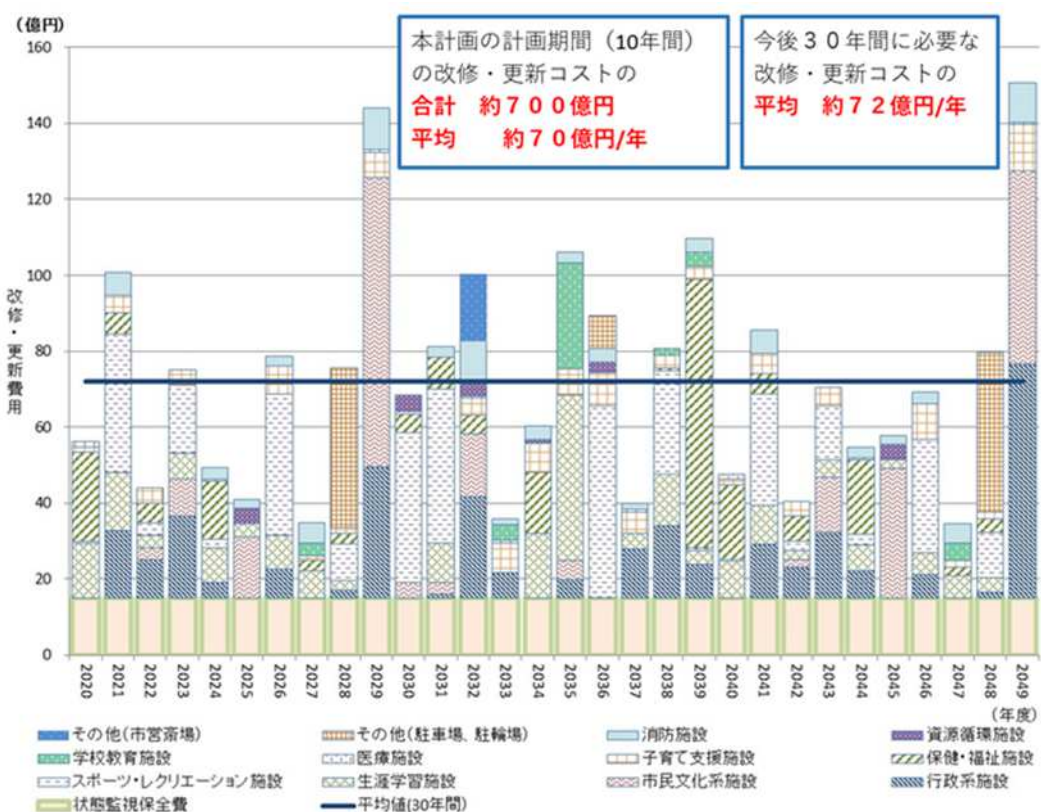


図4 - 2 今後30年間の改修・更新にかかるコストの試算

(4) トータルコストの縮減・平準化

中長期的な見通しで示した1年当たり約72億円の事業を実施していくことは、予算の確保はもとより、従来方式の市直営による設計・工事発注並びに現行の職員体制のまま進めていくことは厳しい状況です。

一方、将来にわたりサービス・機能を提供して行くことが必要な施設を計画的に維持・保全していくことが求められる中、以下の点を踏まえた長寿命化の実施計画を策定し、段階的かつ着実な事業を実施することにより、中長期的なトータルコストの縮減及び平準化を目指します。

ア 施設分類や特性を踏まえた改修

一般公共建築物は、様々な性質、規模の施設があり、保育園や消防署など、一時閉鎖が困難な施設もあります。このため、具体的な改修計画の策定に当たっては、全ての施設の改修を同一に考えるのではなく、各施設の特性を踏まえた改修内容及びスケジュールを検討します。

イ 大規模施設における民間活力の活用

規模の大きい施設を改修・更新する場合、その期間内の改修・更新費用が急激に膨らみ財政負担が大きくなる可能性があります。一方、規模の大きい施設の中には、スポーツ・レクリエーション施設をはじめ、民間活力の活用可能性が高い施設分類も多く存在していることから、こうした施設については、民間資金の導入を積極的に検討し、財政負担の軽減や平準化を図ります。

ウ 積極的な再編・再整備の推進

築後40年以上経過した建築物で、大規模改修工事が行われていない施設については、長寿命化改修工事を前提とせず、他施設との複合化などによる積極的な再編・再整備を検討し、施設総量の削減を図るとともに、集約化等により発生した未利用地を活用したさらなる財源の確保を目指します。

(5) 長寿命化実施計画表(個別施設計画表)の策定

本計画に基づく改修・更新工事の実施については、別表「長寿命化実施計画表」(個別施設計画表)に、計画期間の各施設における、対策時期・内容等を記載します。

5 推進体制の構築

(1) 関係各課の役割

公共建築物の適切な維持・保全の実施に向けて、施設所管担当、保全担当及び公共施設マネジメント担当は以下のような役割を担います。

施設所管担当は、建築物を長期にわたり安全で快適な状態に維持するため、日頃から建築物の状態を正確に把握し、適切な維持・保全を実施するために必要な点検等を実施し、記録します。

保全担当は、施設所管担当が建築物の劣化状況や設備機器等の不具合等を早期に発見し、適切に維持・保全が行えるように施設所管担当からの保全相談に応じ、施設管理、点検のガイドラインの作成、維持・保全業務の研修の実施等、技術的観点から支援をしていきます。また、一般公共建築物の状態を正しく把握し、効率的な維持・保全や計画的な改修工事を行うため、建築物の基本情報、点検結果、改修履歴等の情報を記録し、保全情報を管理します。

公共施設マネジメント担当は、公共施設等総合管理計画の推進に向けて、施設の再編・再整備の総合調整及び施設所管担当の支援を行うとともに、施設の再編や長寿命化に向け財政担当との連携や調整を行い、取組の進捗管理及び円滑な庁内調整を図ります。また、効率的・効果的な施設運営の推進に当たり施設の状態、利用状況、年間コストなどの情報をとりまとめて管理します。

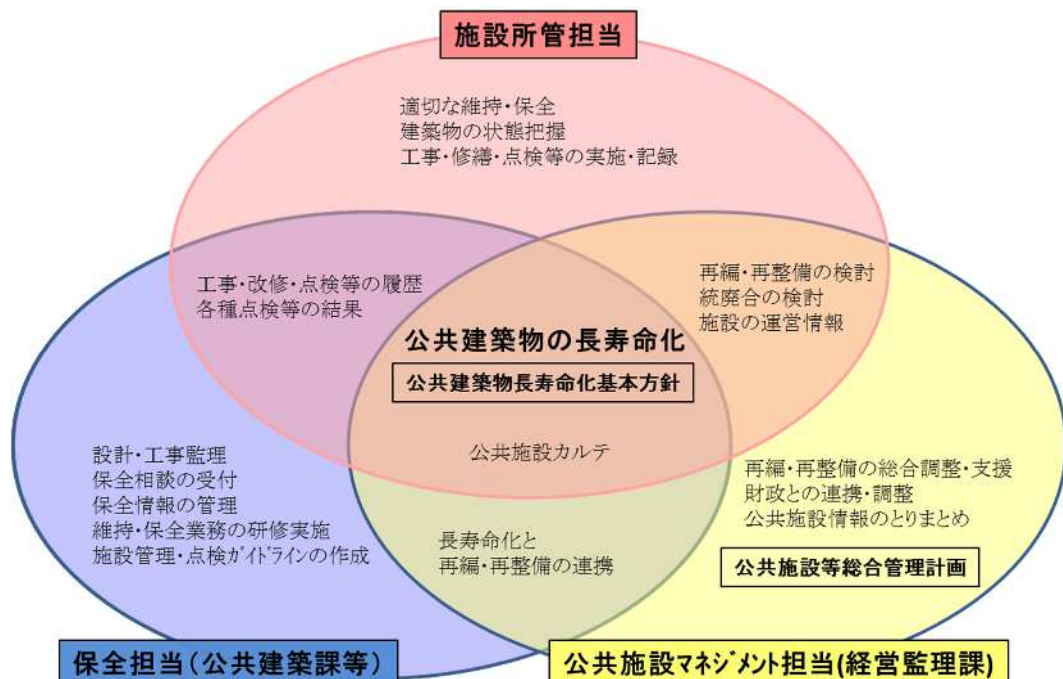


図5 - 1 関係各課の連携と役割

(2) 施設の在り方の検討

施設の長寿命化を行い、更新時期を延ばすとともに、効率的・効果的な改修を行うことで、短期的な改修・更新費用の縮減が可能になる一方、施設総量を計画的に減らせない場合においては、将来的な改修・更新に伴う財政的な問題が解決されたとは言えません。

このため、本計画で示した一般公共建築物の長寿命化を推進するとともに、公共施設マネジメント推進プランに基づき、施設の再編・再整備などを含めた在り方及び方針を検討し、施設ごとの具体的な方向性を明らかにし、本計画に対応の方向性を反映することで施設の改修・更新に係る費用の縮減を目指します。

なお、今後、施設の複合化や多機能化等による再編・再整備等の在り方及び方向性を検討の進捗状況に併せて、必要に応じて内容の追加・更新を行います。

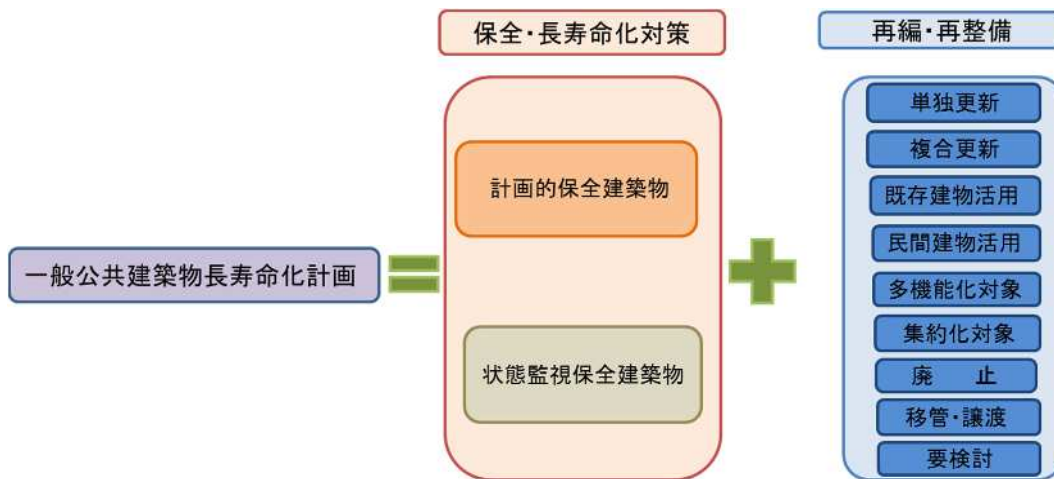


図5 - 2 一般公共建築物長寿命化計画の構成図

6 計画的保全建築物の一覧

本計画の対象施設のうち、計画的保全建築物に該当するのは以下のとおりです。なお、一覧表に記載のない施設は状態監視保全建築物となります。

表 6 - 1 計画的保全建築物の一覧

施設分類	建物名称	建築年度	延床面積 (㎡)
行政系施設	本庁舎本館	1969	14971.28
行政系施設	本庁舎第1別館	1981	6141.15
行政系施設	本庁舎第2別館	1998	6304.83
行政系施設	本庁舎会議室棟	1988	662.04
行政系施設	職員会館	1997	4513.8
行政系施設	津久井総合事務所(本館)	1964	1722.40
行政系施設	津久井総合事務所(別館)	1982	565.53
行政系施設	相模湖総合事務所	1982	2911.34
行政系施設	城山総合事務所(第1別館)	1979	3821.86
行政系施設	城山総合事務所(第2別館)	1995	1616.62
行政系施設	藤野総合事務所	1986	2618.74
行政系施設	藤野総合事務所会議室	1991	306.46
行政系施設等	南区合同庁舎	1983	7483.88
行政系施設	衛生研究所・環境情報センター	1973	2807.9
行政系施設	緑区合同庁舎	2012	11554.51
市民文化系施設	市民会館	1965	6918.32
市民文化系施設等	文化会館・相模大野図書館 南メディカルセンター	1989	22237.74
市民文化系施設	産業会館	1992	4836.73
市民文化系施設	勤労者総合福祉センター	1999	4236.37
市民文化系施設	城山文化ホール	2011	1395.99
市民文化系施設等	串川地域センター	1990	1167.08
市民文化系施設	串川ひがし地域センター	1995	597.97
市民文化系施設等	鳥屋地域センター	1982	922.48
市民文化系施設	藤野農村環境改善センター	1995	936.03
生涯学習施設等	大沢公民館・大沢まちづくりセンター	1978	1472.38
生涯学習施設等	上溝公民館・上溝まちづくりセンター	1991	2980.48
生涯学習施設	相原公民館	1980	1044.93
生涯学習施設	小山公民館	1980	938.05

施設分類	建物名称	建築 年度	延床面積 (㎡)
生涯学習施設等	新磯公民館・新磯まちづくりセンター	1978	1184.05
生涯学習施設等	麻溝公民館・麻溝まちづくりセンター	2018	1490.83
生涯学習施設等	田名公民館・田名まちづくりセンター	1979	1577.41
生涯学習施設等	大野北公民館・大野北まちづくりセンター	1977	1729.76
生涯学習施設等	大野中公民館・大野中まちづくりセンター	1975	1341.97
生涯学習施設	星が丘公民館	1981	965.75
生涯学習施設	清新公民館	1981	939.13
生涯学習施設	中央公民館	1982	938.85
生涯学習施設等	相模台公民館・相模台まちづくりセンター	1987	1610.36
生涯学習施設等	相武台公民館・相武台まちづくりセンター	1980	2210.45
生涯学習施設等	東林公民館・東林まちづくりセンター	1983	1989.14
生涯学習施設	横山公民館	1984	939.03
生涯学習施設	光が丘公民館	1984	1063.97
生涯学習施設	大沼公民館	1985	1023.85
生涯学習施設	上鶴間公民館	1986	994.70
生涯学習施設	大野台公民館	1994	1149.13
生涯学習施設	陽光台公民館	1998	1163.24
生涯学習施設	千木良公民館	2004	385.00
生涯学習施設	藤野中央公民館	2008	1087.63
生涯学習施設	佐野川公民館	1984	382.50
生涯学習施設	城山公民館（旧城山保健福祉センター）	1991	2808.37
生涯学習施設	図書館	1974	4111.51
生涯学習施設	博物館	1995	9510.24
生涯学習施設等	津久井中央公民館、 津久井老人福祉センター	1981	2557.00
生涯学習施設	総合学習センター	1975	3414.34
生涯学習施設	津久井生涯学習センター	1974	1051.98
生涯学習施設	津久井生涯学習センター体育館	1974	500.99
生涯学習施設	史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館	2007	621.61
生涯学習施設	相模川ふれあい科学館	1986	1593.27
スポーツ・レクリエーション施設	横山公園野球場本部棟	1981	216.3
スポーツ・レクリエーション施設	横山公園野球場観覧席	1982	1160.33
スポーツ・レクリエーション施設	相模原麻溝公園競技場メインスタンド	2008	3919.62
スポーツ・レクリエーション施設	相模原麻溝公園競技場バックスタンド	2010	3619.74
スポーツ・レクリエーション施設	古淵鵜野森公園事務室	1979	330.34

施設分類	建物名称	建築 年度	延床面積 (㎡)
スポーツ・レクリエーション施設	総合体育館	1981	12683.96
スポーツ・レクリエーション施設	北総合体育館	1991	14140.57
スポーツ・レクリエーション施設	総合水泳場	1996	16126.50
スポーツ・レクリエーション施設	小倉プール・小倉テニスコート管理棟	1986	341.63
スポーツ・レクリエーション施設	小倉プール・小倉テニスコート休憩棟	1988	283.35
スポーツ・レクリエーション施設	名倉グラウンド管理棟	1996	485.90
スポーツ・レクリエーション施設	相模原球場（野球場）内野スタンド	1986	12610.70
スポーツ・レクリエーション施設	緑の休暇村センター	1978	552.82
スポーツ・レクリエーション施設	青根緑の休暇村いやしの湯	2004	999.88
スポーツ・レクリエーション施設	藤野やまなみ温泉	1996	958.14
スポーツ・レクリエーション施設	市民健康文化センター	1983	6177.80
スポーツ・レクリエーション施設	淵野辺公園アイススケート場	1990	10838.37
スポーツ・レクリエーション施設	北市民健康文化センター	1998	9069.68
スポーツ・レクリエーション施設	相模川自然の村 宿泊施設ゾーン (清流の里)	1995	3304.23
保健・福祉施設	あじさい会館	1980	7071.53
保健・福祉施設	療育センター陽光園	1974	2526.84
保健・福祉施設	療育センター陽光園 療育相談棟	1994	762.94
保健・福祉施設	老人福祉センター溪松園	1972	2055.32
保健・福祉施設	老人福祉センター若竹園	1981	1233.80
保健・福祉施設	障害者支援センター松が丘園	1994	2703.45
保健・福祉施設	さがみ湖リフレッシュセンター	2000	1102.90
保健・福祉施設	東林ふれあいセンター	2008	1224.36
保健・福祉施設	緑第一障害者地域活動支援センター	1978	312.78
保健・福祉施設	南保健福祉センター	2004	6695.47
保健・福祉施設	高齢者能力活用施設	2001	827.19
保健・福祉施設	児童相談所	2002	2235.22
保健・福祉施設等	総合保健医療センター	1999	20978.74
保健・福祉施設	津久井保健センター	1987	940.67
保健・福祉施設等	新磯ふれあいセンター、新磯こどもセンター、 相模の大風センター、新磯児童クラブ	1999	3068.40
子育て支援施設	母子生活支援施設	2011	2081.6
子育て支援施設	麻溝台保育園	1974	822.14
子育て支援施設	田名保育園	2006	1027.69
子育て支援施設	相模原保育園	2006	996.76

施設分類	建物名称	建築年度	延床面積 (㎡)
子育て支援施設	東林保育園	1969	1185.74
子育て支援施設	大沼保育園	2001	931.59
子育て支援施設	南上溝保育園	1972	844.87
子育て支援施設	陽光台保育園	1974	717.97
子育て支援施設	谷口保育園	1975	716.37
子育て支援施設	大沢保育園	1975	716.37
子育て支援施設	上矢部保育園	1976	716.37
子育て支援施設	相原保育園	1976	716.37
子育て支援施設	麻溝保育園	1978	703.56
子育て支援施設	新磯保育園	1979	699.13
子育て支援施設	相武台保育園	1979	736.73
子育て支援施設	串川保育園	1982	383.43
子育て支援施設	青野原保育園	1983	406.69
子育て支援施設	串川東部保育園	1973	365.40
子育て支援施設	中野保育園	1976	857.35
子育て支援施設	千木良保育園	1972	375.83
子育て支援施設	城山中央保育園	1974	501.41
子育て支援施設	城山西部保育園	1981	404.86
子育て支援施設	日連保育園	1982	524.07
子育て支援施設	城山幼稚園	1974	519.00
子育て支援施設	二本松こどもセンター	1993	598.89
子育て支援施設	相模台こどもセンター	1992	619.6
子育て支援施設	並木こどもセンター	1993	599.62
子育て支援施設	星が丘こどもセンター	1993	599.34
子育て支援施設	橋本こどもセンター	2018	849.58
子育て支援施設	大野北こどもセンター	1994	640.19
子育て支援施設	上溝南こどもセンター	1995	600.21
子育て支援施設	向陽こどもセンター	1995	600.39
子育て支援施設	鶴園中和田こどもセンター	1996	612.99
子育て支援施設	大沼こどもセンター	1996	599.88
子育て支援施設	鹿島台こどもセンター	1997	637.46
子育て支援施設	清新こどもセンタ -	1997	664.97
子育て支援施設	大島こどもセンタ -	1997	623.69
子育て支援施設	上鶴間こどもセンタ -	1998	598.89
子育て支援施設	麻溝こどもセンター	2000	565.48

施設分類	建物名称	建築年度	延床面積 (㎡)
子育て支援施設	田名こどもセンター	2001	583.25
子育て支援施設	富士見こどもセンター	2002	585.11
子育て支援施設	相武台こどもセンター	2003	588.16
子育て支援施設	大野南こどもセンター	2006	575.92
子育て支援施設	大野台こどもセンター	2006	600.00
子育て支援施設	城山こどもセンター	2003	743.03
子育て支援施設	横山こどもセンター	2007	626.51
子育て支援施設	陽光台こどもセンター	2008	599.43
子育て支援施設	青少年学習センター	1969	1690.01
医療施設	国民健康保険青根診療所	1997	210.47
医療施設	国民健康保険内郷診療所	2010	397.64
医療施設	国民健康保険日連診療所	1972	200.52
医療施設	青野原診療所	1989	230.40
医療施設	千木良診療所	1993	249.20
医療施設	藤野診療所	1984	200.02
医療施設	相模原西メディカルセンター急病診療所	1980	544.38
学校教育施設	相模川自然の村野外体験教室	1995	8854.03
学校教育施設	青少年相談センター南相談室	1978	384.84
学校教育施設	青少年相談センター	1967	1563.30
学校教育施設	津久井学校給食センター	1978	788.57
学校教育施設	青少年相談センター城山室	1999	250.59
学校教育施設	城山学校給食センター	1995	1157.90
学校教育施設	上溝学校給食センター	2013	1996.79
学校教育施設	ふるさと自然体験教室	1979	1566.28
資源循環系施設	北清掃工場管理棟	1990	1805.83
資源循環系施設	麻溝台環境事業所	2005	1110.86
資源循環系施設	橋本台環境事業所	1992	990.52
資源循環系施設	相模台収集事務所	1972	568.14
資源循環系施設	南部粗大ごみ受入施設事務所棟	2016	422.76
資源循環系施設	津久井クリーンセンター管理棟	2014	442.83
資源循環系施設	橋本台リサイクルスクエア	2005	664.36
資源循環系施設	麻溝台リサイクルスクエア	2016	805.39
消防施設	相模原市消防局・相模原消防署	1972	2249.12
消防施設	消防指令センター	1989	4501.39
消防施設	南消防署・本署	1987	2196.71

施設分類	建物名称	建築 年度	延床面積 (㎡)
消防施設	北消防署・本署	1999	1473.09
消防施設	田名分署	2001	1665.82
消防施設	淵野辺分署	1985	921.7
消防施設	大沢分署	1996	1189.17
消防施設	相原分署	2014	764.99
消防施設	緑が丘分署	1981	968.73
消防施設	上溝分署	1991	1186.63
消防施設	麻溝台分署	1972	332.25
消防施設	東林分署	1975	252.68
消防施設	大沼分署	1995	1188.83
消防施設	相武台分署	1984	1216.06
消防施設	上鶴間分署	1992	1148.77
消防施設	新磯分署	2006	1176.05
消防施設	津久井消防署	1972	937.12
消防施設	城山分署	1994	727.35
消防施設	藤野分署	2013	627.77
消防施設等	青根分署・青根公民館・青根出張所	2017	752.6
その他	相模大野立体駐車場	1988	31649.31
その他	相模原駅自動車駐車場	1996	5696.90
その他	相模原市営斎場	1992	4201.91
その他	相模湖ふれあいパーク駐車場棟	1996	853.13

【用語解説】

公共建築物	: 市が所有している全ての建築物
一般公共建築物	: 学校施設又は市営住宅等及び他の長寿命化計画の対象建築物を除く公共建築物
改修	: 劣化した建築物の機能・性能を当初の性能水準以上に改善させること
更新	: 劣化した部材、部品、機器等を新しいものに取り替えること 建築物を建て替えること
予防保全	: 建築物等の部位や部材に不具合・故障が生じる前に、改修又は交換し、性能・機能を所定の状態に維持する保全の方法
事後保全	: 建築物等の部位や部品に不具合・故障が生じた後に、改修又は交換し、性能・機能を所定の状態に戻す保全の方法
計画的保全建築物	: 計画的に長寿命化改修工事等を実施し、目標とする使用年数まで施設に求められる性能及び機能を維持するもの
状態監視保全建築物	: 建築物の状態を監視し、改修工事を実施し、機能及び性能を所定の状態に戻すもの
中規模改修工事	: 建築物等の性能・機能を新築時(初期)の状態に戻す(機能回復)保全の方法
長寿命化改修工事	: 建築物等の性能・機能を新築時(初期)の状態に戻す(機能回復)ことに加え、新たな時代のニーズに沿った改修(機能向上)をすること
長寿命化改修工事等	: 中規模改修工事と長寿命化改修工事のこと
目標使用年数	: 建築物を使用する年数の目標 予防保全の観点から定期的な改修工事を実施し、長期にわたり建築物を使用する期間
目標性能水準	: 目標使用年数まで建築物を使用するにあたり、建築部位別に求められる仕様・性能・機能

相模原市一般公共建築物長寿命化計画

相模原市 企画財政局 財務部 公共建築課

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 10 月 11 日

案件名	相模原州市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画の策定について													
所管	都市建設	局	まちづくり計画	部	市営住宅	課	担当者		内線					
概要	市営住宅の点検強化及び修繕による更新コストの縮減のほか、居住性や安全性の維持・向上、長寿命化に資する改善の推進に向けて、平成22年3月に策定した「相模原州市営住宅等長寿命化計画」の計画期間が本年度で終了するため、平成28年8月に国で定めた「公営住宅等長寿命化計画策定指針(改定)」などを踏まえ、「相模原州市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画」を策定するもの。													
審議内容(論点)	相模原州市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画について(管理戸数の適正化、事業手法、ライフサイクルコスト等)													
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び実施計画事業名		施策45 安全で快適な住環境の形成										
審議日	関係課長会議	令和元	年	10	月	8	日	政策調整会議	令和元	年	10	月	17	日
	局・区政策会議		年		月		日	政策決定会議		年		月		日
日程等調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期					報道への情報提供		資料提供			
	パブリックコメント	あり		時期	令和元年11月～令和2年1月			議会への情報提供		全協	令和元年11月			
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等				なし							
検討経過等	関係部局名等			調整項目				調整状況						
	関係部局との調整	企画政策課、財政課、経営監理課			長期財政収支について				調整済					
		企画政策課、財政課、経営監理課			市営住宅の長寿命化経費について				調整済					
		公共建築課、学校施設課			長寿命化基本方針について 各長寿命化計画の整合について				調整済					
		建築・住まい政策課			各計画の整合について				調整済					
	打合せ・会議の経過													
		月日	会議名等				内容							
	R1.9.24	担当者打合せ会議				・相模原州市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画(案)について								
	R1.9.30	公共施設マネジメント検討調整会議				・相模原市公共建築物棟長寿命化基本方針(案)について ・本市の建築物に関する長寿命化計画(案)について								
	R1.9.30	相模原市住宅審議会				・答申								
備考														
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。					(政策調整会議)						
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課 公共建築課 こども・若者政策課 都市計画課 南区役所政策課 消防総務課(代)			企画政策課 危機管理課 環境経済総務室 建築・住まい政策課 教育総務室 経営監理課(代)			財務課 区政支援課 清掃施設課 緑区役所政策課(代) 学校施設課 市営住宅課			管財課 健康福祉総務室 都市建設総務室 中央区役所政策課 学務課				
これまでの庁議での主な意見	[関係課長会議/事務事業調整会議] 適正管理戸数と設定した2,407戸の達成は令和42年度を見込んでいるが正しいか。また、維持管理予定戸数も2,407戸であるが整合は取れているのか。 借上げ住宅の1団地継続や老朽化住宅入居者の移転状況から、達成は令和42年度を見込んでいる。また、維持管理予定数は用途廃止する老朽化住宅と返還する借上げ住宅を除いた住宅数であり、整合は取れている。													

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

市営住宅の点検強化及び修繕による更新コストの縮減のほか、居住性や安全性の維持・向上、長寿命化に資する改善の推進に向けて、平成22年3月に策定した「相模原市市営住宅等長寿命化計画」の計画期間が本年度で終了するため、平成28年8月に国で定めた「公営住宅等長寿命化計画策定指針(改定)」などを踏まえ、「相模原市市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画」を策定するもの。

(2) 事業スケジュール

平成30年度

課題整理と基本的な考え方・方向性の検討(適正な管理戸数の確保、団地別事業手法の選定、借上げ住宅の返還と未整備団地の事業手法など)

令和元年度

○市営住宅の今後の在り方

5月～10月 庁議(政策調整会議)

○相模原市市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画

10月 庁議

11月 市議会 全員協議会

11月～1月 パブリックコメント

2月 市の考え方まとめ

3月 策定、公表

令和2年度

計画運用開始

(3) 市民等への周知、合意形成

11月～1月 パブリックコメント

3月 公表

(4) 事業経費

○ストック総合活用

既存空家ストック修繕・一般向け住戸の高齢者向け住戸への改修・既存空家活用借上型住宅供給事業・老朽化住戸解体の総額

令和2年度～令和11年度 5.46億円

○ストック総合改善事業

令和2年度 4.47億円

令和3年度 5.58億円

令和4年度 3.89億円

令和5年度 5.02億円

(5) 財源確保の考え方

- ・ストック総合活用は借上げ住宅の返還による捻出される財源により対応する。
- ・公営住宅建設事業債を活用する。

(6) 事業実施の効果

- ・適正な公営住宅の維持管理及び安定供給
- ・財政負担の平準化及びライフサイクルコストの縮減

相模原市市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画

<案>

令和 年 月

相模原市 都市建設局 まちづくり計画部 市営住宅課

目 次

序 計画の目的と位置付け

(1) 計画策定の背景・目的	1
(2) 計画期間	3

第1章 市営住宅を取り巻く情勢

1 相模原市の概要と社会情勢の変化（相模原市全体）	
(1) 位置及び地勢	4
(2) 人口・世帯数	4
(3) 世帯類型	5
(4) 世帯収入	7
(5) 住宅の種類	7
(6) 賃貸住宅の概要	8
(7) 居住面積水準	9
2 市営住宅の状況	
(1) 管理戸数	10
(2) 建設年度別管理戸数	13
(3) 構造別戸数	13
(4) 住戸型式（間取り）別管理戸数	14
(5) 目的別管理戸数	15
(6) 規模別管理戸数	15
(7) 借上げ住宅	16
3 入居者等の状況	
(1) 年齢別構成	17
(2) 家族構成	17
(3) 入居期間	18
(4) 年間所得	18
(5) 募集状況	19

第2章 市営住宅の今後の在り方について

1 市営住宅の課題	
(1) 中長期を見据えた課題	20
(2) 現況ストックの課題	20
(3) 借上げ住宅の課題	21
2 基本的な考え方	
(1) 適正な公営住宅の安定供給	22
(2) 市営住宅の管理戸数の適正化（目標管理戸数）	23
3 具体的な施策	
(1) 用途廃止に位置づけられた老朽化住宅の早期解消	24
(2) 一定期間に集中する中層耐火住宅の更新時期の平準化	24
(3) 未整備団地の事業見直し	24
(4) 借上げ住宅	24

第3章 長寿命化に関する方針と事業手法の選定

1 長寿命化に関する方針	
(1) 維持管理の方針	25
(2) ストックの状態把握・修繕の実施・データ管理に関する方針	25
(3) 長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針	25
(4) 改善事業の実施方針	26
2 計画の対象	27
3 事業手法の選定	
(1) 1次判定	32
(2) 2次判定	38
(3) 3次判定	46
(4) 実施事業等の概要	52

第4章 ライフサイクルコストとその縮減効果の算出

1 ライフサイクルコスト（LCC）の縮減効果の算定の基本的考え方	
(1) ライフサイクルコスト（LCC）の算出の基本的な考え方	53
(2) ライフサイクルコスト（LCC）の縮減効果の算出の基本的な考え方	53
2 縮減効果の検討	
(1) 設定条件	55
(2) 縮減額	55

資料

手法選定フロー

序 計画の目的と位置づけ

(1) 計画策定の背景・目的

ア 計画策定の背景

地方公共団体における厳しい財政状況下、老朽化した公営住宅等の効率的かつ円滑な更新を行い、公営住宅等の需要に的確に対応していくことが求められるなか、国においては、平成25年11月にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議が「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成26年1月には総務省が、地方公共団体による「総合管理計画」の策定を求めました。

また、公営住宅分野においては、平成27年2月の社会資本整備審議会・交通政策審議会技術部会における提言なども踏まえ、平成28年8月「公営住宅等長寿命化計画策定指針(改定)」(以下、「策定指針(改定)」という。)が示されました。

本市では、平成27年3月に「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方」(公共施設等総合管理計画)を策定し、平成29年3月には「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」により、人口動向や施設の配置及び築年数の状況などから、施設配置の方向性を示したところです。

イ 計画改定の目的と位置づけ

本計画は、「相模原市住生活基本計画」(令和2年3月策定)や、国で定めた策定指針(改定)などを踏まえ、策定するものです。

前計画を策定後10年が経過し、相模原市の人口は令和元(2019)年に、世帯数は令和7(2025)年に、それぞれピークを迎えることが見込まれています。

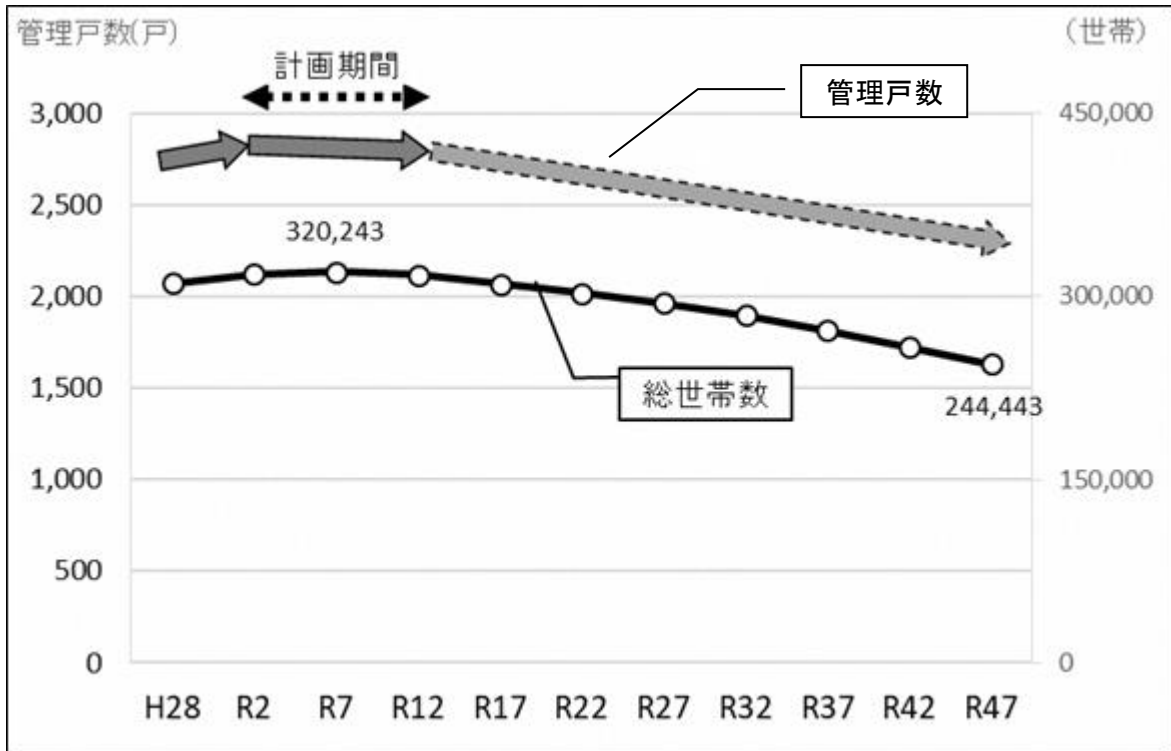
そのため、従来の管理戸数を増やす考え方から適正な管理戸数へと削減しながら、ストックを総合的に活用する考え方へと切り替えていく必要があります。

今後、建替え時期を迎える昭和40年代後半から50年代に建設された市営住宅の機能改善による長寿命化、老朽化住宅の用途廃止など、今あるストックを総合的に活用しながら、市民の財産である市営住宅の適正管理に向けた計画とします。

また、本計画は「相模原市総合計画」、「相模原市住生活基本計画」、「相模原市公共施設総合管理計画」等を上位計画及び関係計画とし、市営住宅施策に関する計画として位置づけます。

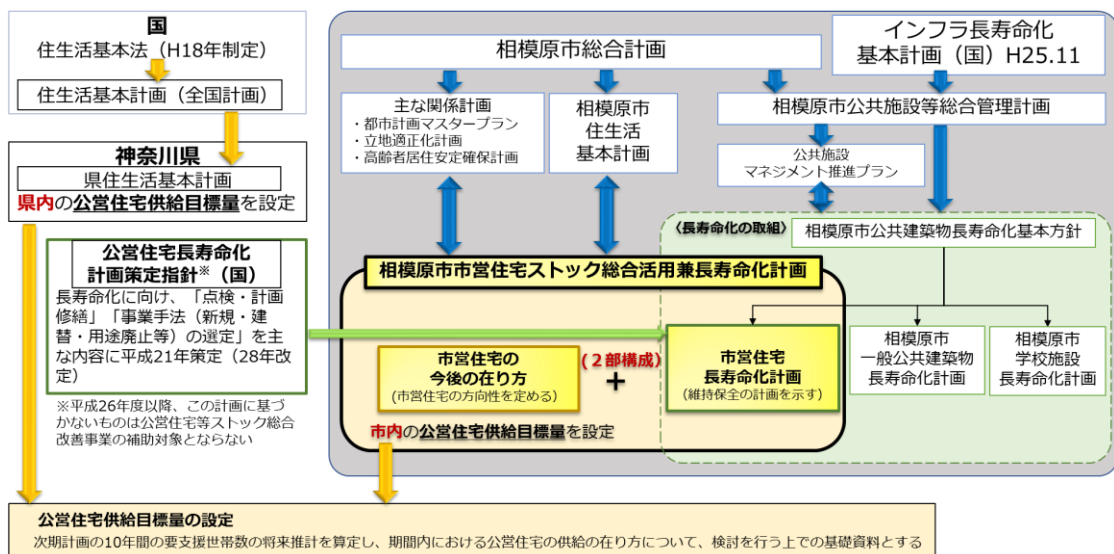
計画の構成は、今後の市営住宅の在り方を示す「ストック総合活用」と事業の平準化・維持保全の計画を示す「市営住宅長寿命化計画」から構成しています。

図序－1 推計世帯数と中長期的にみた管理戸数との関係



「基礎フレーム報告書 平成 30 年 3 月 さがみはら都市みらい研究所」を基に作成

図序－2 「相模原市市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画」の位置づけ



ウ SDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals)とは平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ」にて記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。

SDGsの17のゴールのうち4つのゴールと強い関連をもつことから、住宅セーフティネットの中核をなす市営住宅の目指す姿は、SDGsと理念や目標の一部を共有するものです。



(2) 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和11年度までとします。(中長期的な視点を持っておおむね30年先を展望し、おおむね10年後を目指した計画とします。)

社会経済情勢及び住宅事情の変化などに応じて、おおむね4年ごとに、適宜見直しを図っていきます。

計画期間：令和2年度から令和11年度

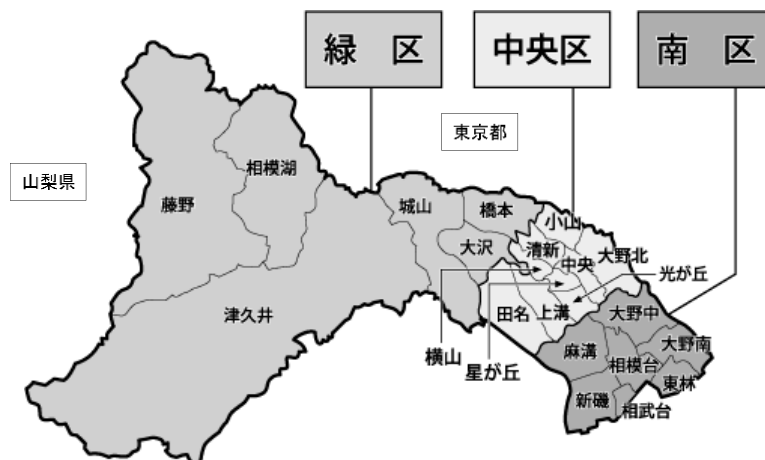
第1章 市営住宅を取り巻く情勢

1 相模原市の概要と社会情勢の変化（相模原市全体）

(1) 位置及び地勢

- ・本市は、神奈川県北部に位置し、北部は東京都、西部は山梨県と接しています。面積は328.91km²で、神奈川県の総面積の約13.6%を占めています。
- ・平成22年4月に政令指定都市へ移行、緑区、中央区、南区の3区の行政区を定めました。

図1-1 相模原市の行政区分・地区



(2) 人口・世帯数

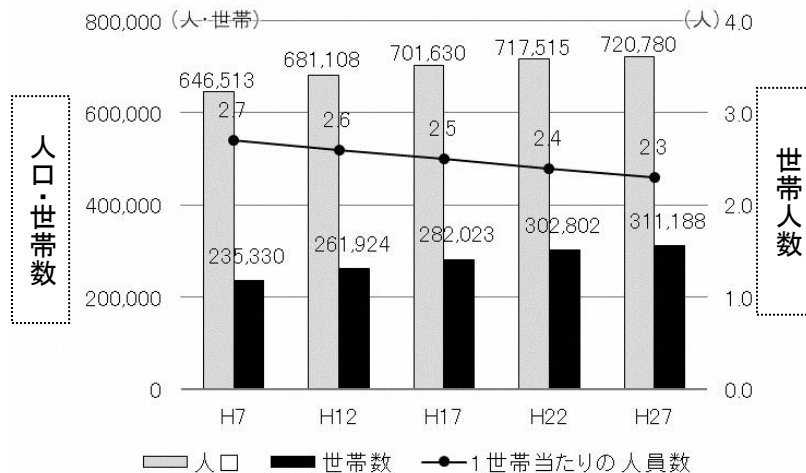
- ・平成31年4月1日現在の相模原市の人口・世帯数は、717,414人^{※1}、335,995世帯^{※1}で、高齢者人口の割合は25.0%^{※2}です。

※1：相模原市 HP <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/toukei/1010325/1010767.html>

※2：相模原市 HP http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/toukei/1010325/jinko/chiiki/chiiki_hikaku/1014280.html

- ・平成7年から平成27年の20年間で、人口は1.11倍、世帯数は1.32倍になっています。

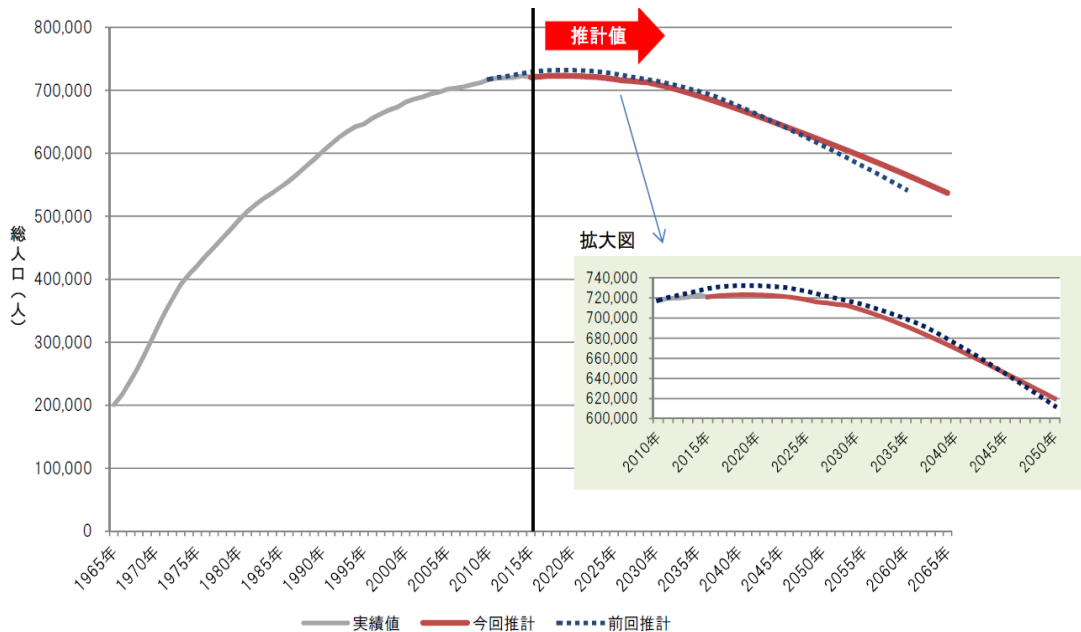
図1-2 人口・世帯数の推移



資料：各年国勢調査

- 増加してきた人口は、令和元(2019)年の723,056人をピークに減少に転じ、令和42(2060)年時点において、約566,000人になると推計されています。

図1-3 総人口の推移と推計値



2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計 2018年2月 さがみはら都市みらい研究所 より

(3) 世帯類型

- 核家族世帯が59.2%を占め、なかでも「夫婦と子供」が最も多く、神奈川県と同水準です。世帯主年代は、「40歳台」が最も多く、「60歳台」が続いています。
- 「単独世帯」も34.5%を占めており、今後も増加が見込まれています。

表1-1 世帯主の年齢別家族類型(平成27年)

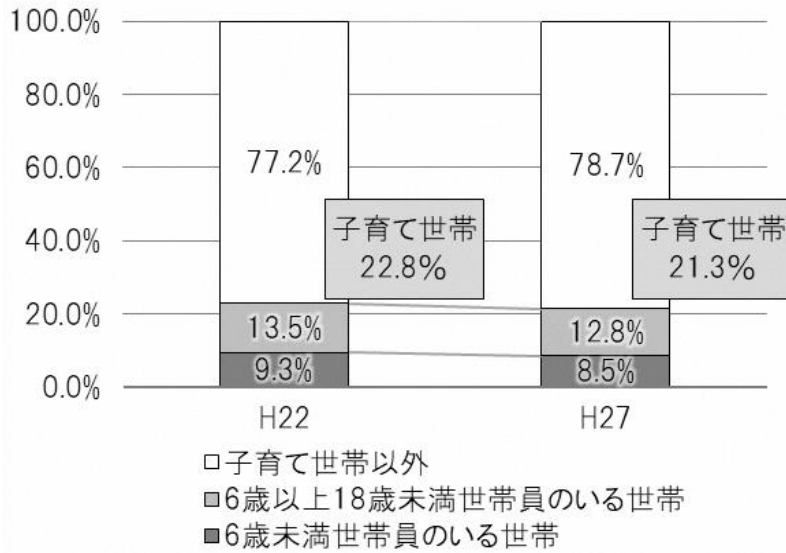
	核家族			核家族以外			非親族世帯	単独世帯	合計
	夫婦のみ	夫婦と子供	一人親と子供	夫婦と親	夫婦、子供と親	その他			
総数	61,877	92,198	26,721	2,593	6,720	7,205	2,899	105,303	305,516
20歳未満	14	15	10	0	0	34	7	2,775	2,855
20歳代	2,017	2,632	680	4	52	497	684	21,861	28,427
30歳代	5,542	17,464	2,453	105	467	511	578	15,601	42,721
40歳代	6,206	26,898	6,588	277	1,502	963	574	16,392	59,400
50歳代	6,691	19,395	5,865	613	2,028	1,229	423	12,551	48,795
60歳代	16,752	14,472	4,750	947	1,361	1,741	388	15,044	55,455
70歳代	18,490	9,024	4,009	375	754	1,519	188	13,205	47,564
80歳以上	6,165	2,298	2,366	272	556	711	57	7,874	20,299
総数構成比	59.2%			5.4%			2.8%	34.5%	100.0%

注：年齢・家族の型不詳除く

「平成27年国勢調査結果」を基に作成

- ・「子育て世帯」（18歳未満の世帯員がいる世帯）は減少傾向にあり、平成27年には21.3%と平成22年より1.5ポイント減少しています。

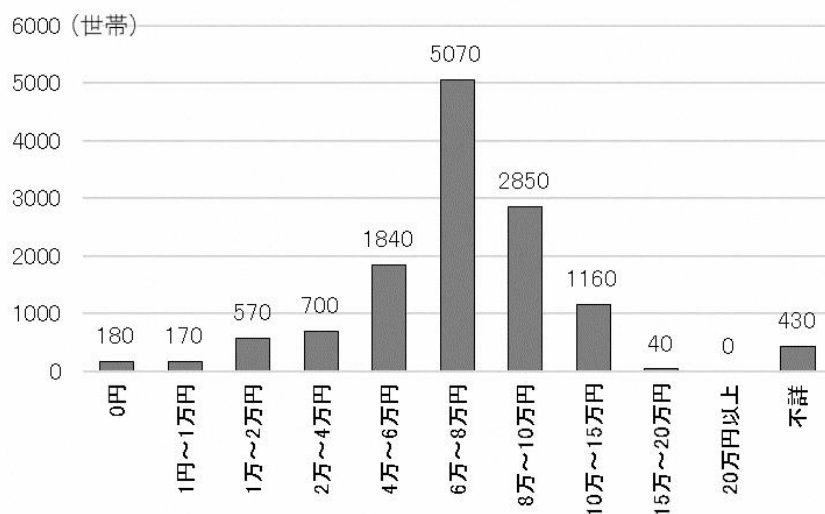
図1-4 子育て世帯の割合変化



平成27年国勢調査より

- ・「18歳未満世帯員」のいる世帯1ヶ月の家賃は、「6万円以上～8万円未満」が5,070世帯と最も多く、次いで「8万円以上～10万円未満」が2,850世帯となっています。

図1-5 18歳未満世帯員がいる世帯の1ヶ月当たり家賃(平成27年)



平成27年国勢調査より

(4) 世帯収入

- ・「300万円未満」が84,580世帯と最も多く、300万円未満の世帯率は29.7%で神奈川県に比べ4.7ポイント高くなっています。家族構成は、「単独世帯」が51.7%を占めています。
- ・また、年収300万円未満世帯のうち「夫婦と子供から成る世帯」と「男親又は女親と子供からなる世帯」の合計は23.2%を占めています。

表1-2 家族類型別世帯の年間収入階級(平成27年)

	夫婦のみの世帯	夫婦と子供から成る世帯	男親又は女親と子供から成る世帯	その他の親族世帯	非親族世帯	単独世帯	合計	
							総数	割合
総数	56,510	86,990	21,600	19,020	1,780	99,200	285,100	100.0%
300万円未満	17,590	9,790	9,810	3,010	690	43,690	84,580	29.7%
300～500万円未満	21,180	24,370	6,270	4,690	650	19,200	76,360	26.8%
500～700万円未満	9,660	24,190	3,330	4,390	220	7,800	49,590	17.4%
700～1000万円未満	5,490	19,530	1,660	4,000	110	4,110	34,900	12.2%
1000～1500万円未満	1,900	7,350	430	2,090	70	1,310	13,150	4.6%
1500万円以上	560	1,570	70	810	-	240	3,250	1.1%
300万円未満構成比	20.8%	11.6%	11.6%	3.6%	0.8%	51.7%	100.0%	

「平成27年国勢調査結果」を基に作成(合計は不詳を除く単純計)

(5) 住宅の種類

- ・平成27年の持ち家の割合は61.6%、民営の借家の割合は32.8%となっています。民営の借家の戸数は平成12年から増加していますが、持ち家の割合の伸びの方が大きく、民営の借家が住宅全体に占める割合は低下しています。
- ・世帯主の年齢が上がると持ち家の割合が高まっています。

図1-6 住宅種類の割合変化

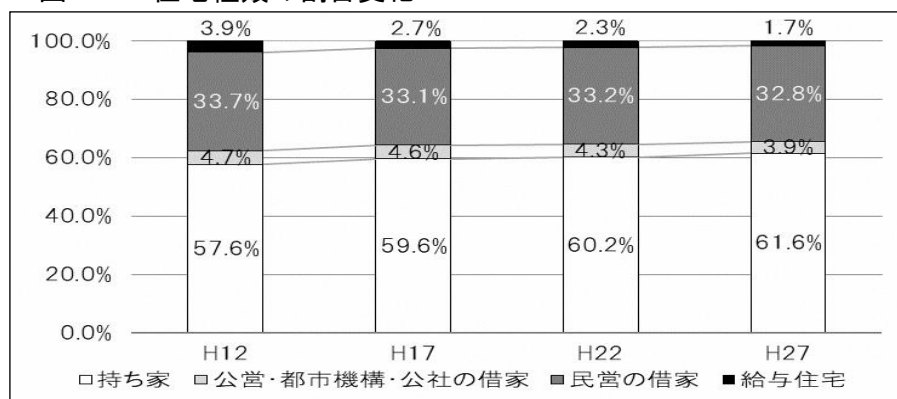
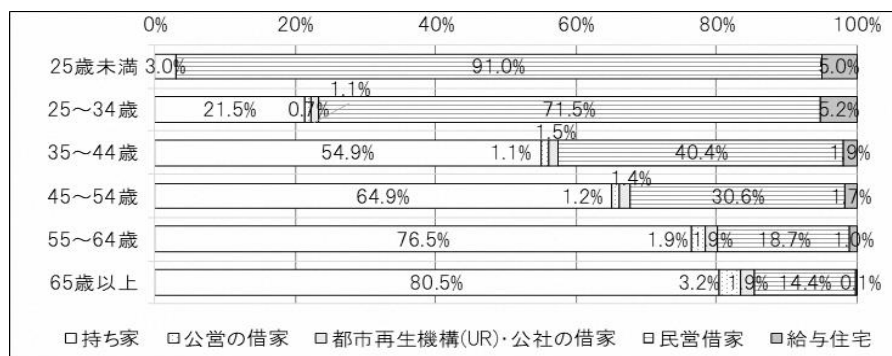


図1-7 世帯主の年齢階層別住宅割合(平成25年)



いずれも平成27年国勢調査

(6) 賃貸住宅の概要

・民営借家(専用住宅)は、共同建て、昭和56年～平成2年に建築されたものがそれぞれ最も多く、平均延べ面積は41.13^{*1}㎡/戸、家賃水準は1,532^{*2}円/㎡、61,379^{*3}円/戸・月となっています。空家率は19.9^{*4}%と推定され、全住宅平均の10.6^{*5}%を9.3ポイント上回っています。

※1：平成25年住宅・土地統計調査 都道府県、21大都市集計第9表

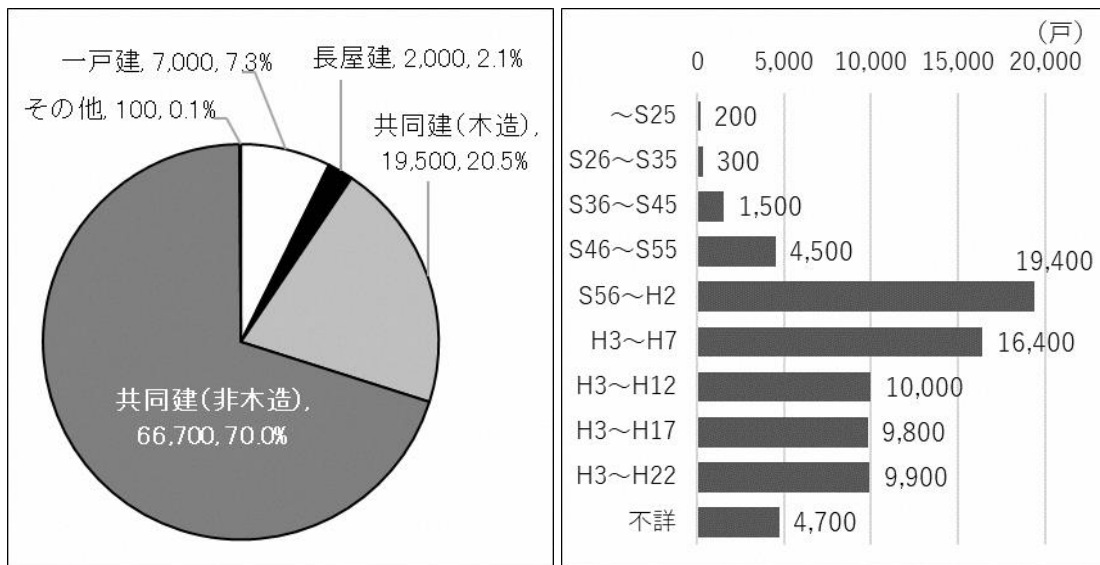
※2： 同 第90表(表家賃0円を含む)

※3： 同 第96表(家賃0円を含む)

※4：賃貸用の空家(同第1表)23,620、民営借家(専用住宅)総数(同96表)から推計

※5：空家総数(同第1表)35,900÷住宅総数(同第1表)337,600

図1-8 民営借家(専用住宅)の建て方・建築の時期(平成25年)



・本市内における市営住宅以外の公的賃貸住宅として、神奈川県営住宅が44,299戸、県住宅供給公社住宅が1,608戸、都市再生機構住宅が4,224戸あります。

表1-3 市内の公共賃貸住宅ストック

供給主体	団地数	戸数
相模原市	60	2,834
神奈川県	26	4,229
県住宅供給公社	4	1,608
都市再生機構	10	4,224
合計	100	12,895

特定優良賃貸住宅(特公賃)、シニア住宅等を除く

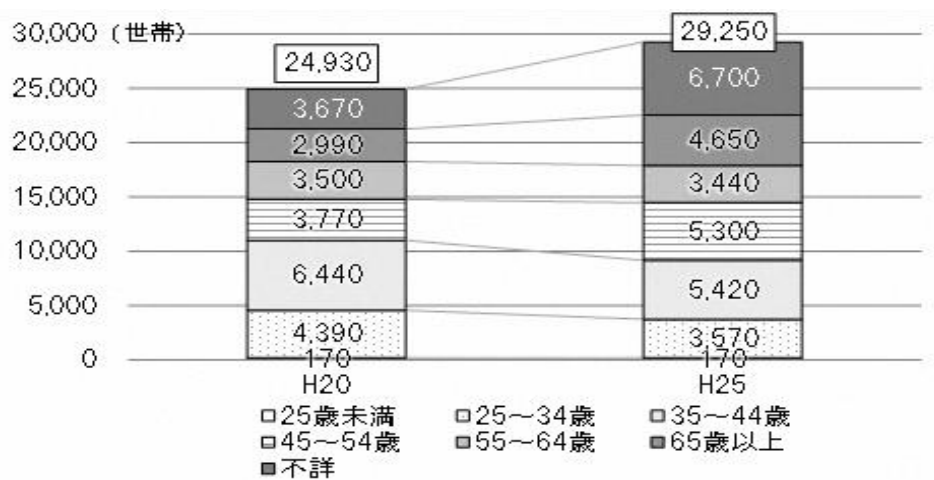
(7) 居住面積水準

- ・最低居住面積水準未達の世帯割合は、平成20年の9.5%から平成25年の10.2%と0.7ポイント高くなっており、世帯主の年齢別では「45～54歳未満」と「65歳以上」が増加しています。
- ・子育て世帯のうち誘導居住面積水準以上となる世帯は29.0%で、平成20年の27.2%から1.8ポイント増加しています。

表1-4 最低居住面積水準未達世帯数の推移

	H20	H25
水準以上の世帯 (割合)	238,420 90.5%	256,330 89.8%
水準未達の世帯 (割合)	24,920 9.5%	29,260 10.2%

図1-9 同世帯主年齢別



資料：各年住宅・土地統計調査

2 市営住宅の状況

(1) 管理戸数

- ・市営住宅は、平成31年4月1日現在、60団地2,826戸あり、そのうち民間土地所有者が建設した住宅を市が借り上げて公営住宅としている住宅(以下「借上げ住宅」という。)は、14団地301戸となっています。
- ・団地規模は1団地当たり1戸から387戸まで大小様々あり、10戸未満の小規模団地は21団地75戸で総戸数の2.6%を占めています。小規模団地は前計画の平成22年と比較すると、団地数、戸数、割合ともに減少しています。

表1-5 年度別市営住宅管理戸数の推移

(平成31年4月1日現在)

年度	直接建設型								借上げ型			合計
	木造	簡易耐火構造		準耐火構造		中耐	高層	小計	低耐	中耐	小計	
		平屋建	2階建	平屋建	2階建							
18	158	15	10	8	66	1,192	683	2,132	145	156	301	2,433
19	198	21	10	8	66	1,216	745	2,264	145	156	301	2,565
20	179	21	10	8	66	1,216	797	2,297	145	156	301	2,598
21	163	21	10	8	66	1,216	797	2,281	145	156	301	2,582
22	152	16	10	8	66	1,216	907	2,375	145	156	301	2,676
23	146	16	10	8	66	1,216	992	2,454	145	156	301	2,755
24	126	16	10	0	48	1,241	992	2,433	145	156	301	2,734
25	109	16	10	0	48	1,241	992	2,416	145	156	301	2,717
26	95	13	10	0	48	1,241	992	2,399	145	156	301	2,700
27	93	13	10	0	48	1,241	992	2,397	145	156	301	2,698
28	82	13	10	0	48	1,241	1,155	2,549	145	156	301	2,850
29	80	8	10	0	48	1,241	1,155	2,542	145	156	301	2,843
30	80	10	10	0	36	1,241	1,155	2,530	145	156	301	2,831
31	75	8	10	0	36	1,241	1,155	2,525	145	156	301	2,826

※平成18・19年度は津久井地域との合併による戸数増有り

※耐用年数は、木造、簡易耐火の平屋建が30年、簡易耐火の2階建、準耐火が45年、耐火が70年となります

- ・本市の市営住宅管理戸数の推移と世帯数の推移を比較すると、10年間*の伸び率は世帯数、管理戸数ともに1.1倍となっています。管理戸数は、今後、老朽住宅の解体等により減少が見込まれます。

※：世帯数は H27(311,188)／H17(282,023)、管理戸数は H27(2,698)／H18(2,433)による

図1-10 階層別管理戸数の推移

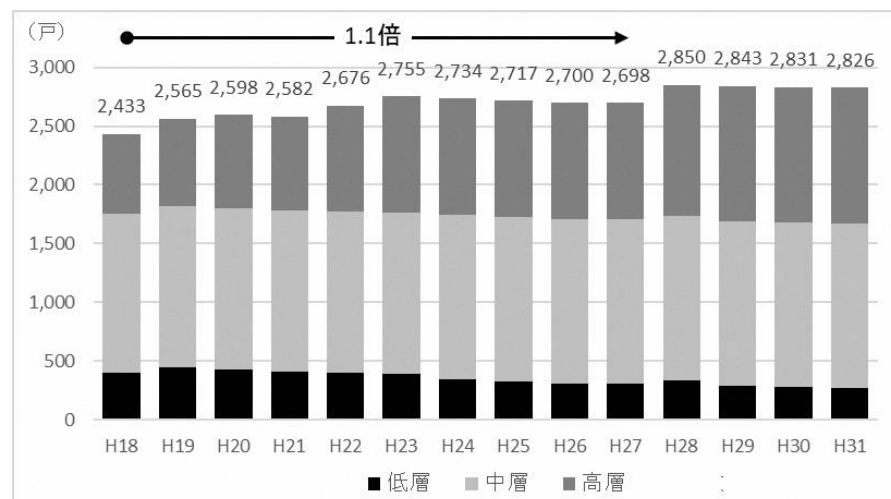
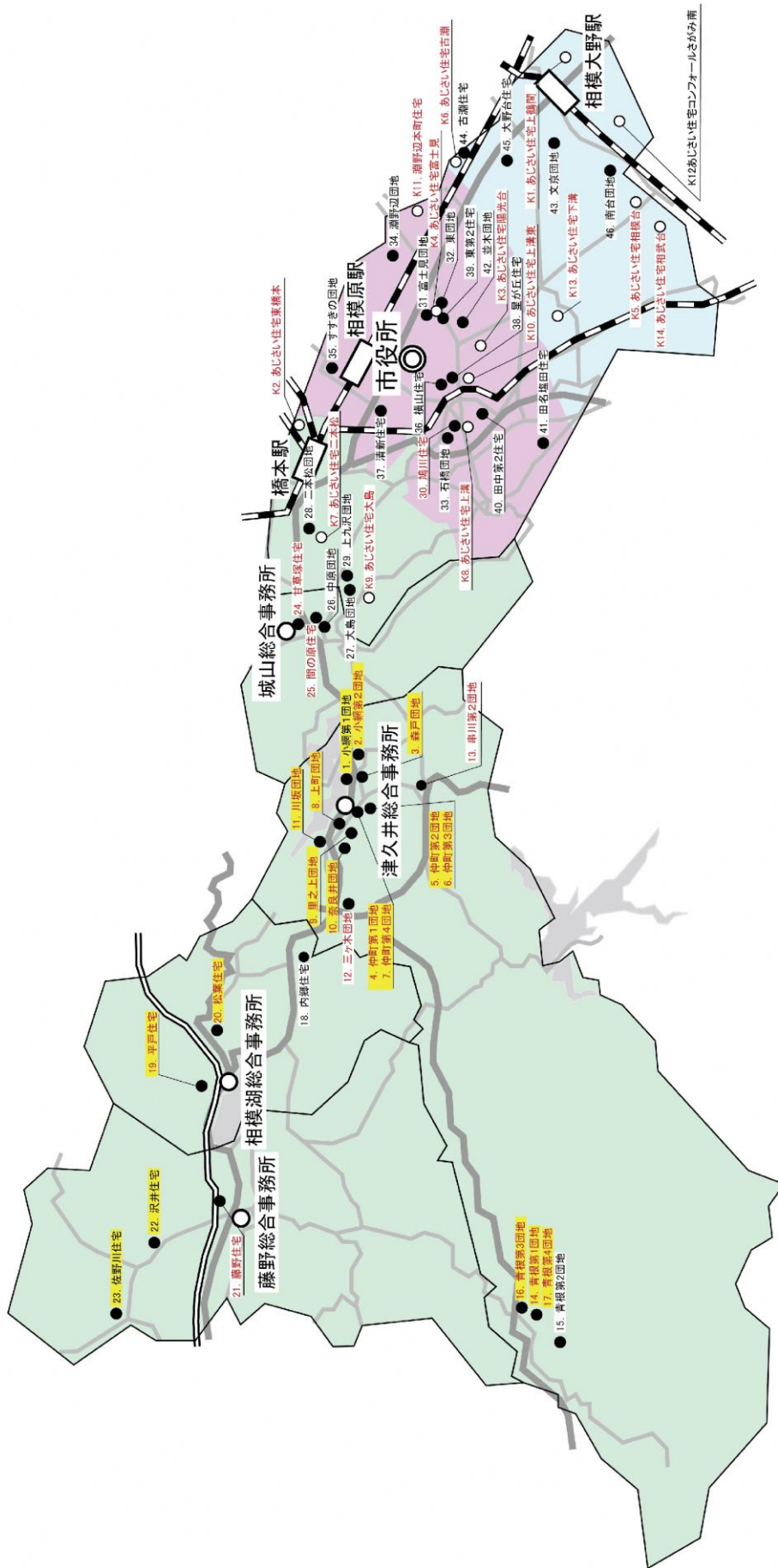


表1-6 市営住宅一覧

No	団地名	住所	戸数	構造	階数	備考	No	団地名	住所	戸数	構造	階数	備考
1	小綱第1	緑区	8	耐火	4		33	石橋	中央区	84	耐火	4	
2	小綱第2	緑区	8	木造	1		34	淵野辺	中央区	75	耐火	5	
3	森戸	緑区	3	木造	1		35	すすきの	中央区	60	耐火	6	
4	仲町第1	緑区	1	木造	1		36	横山	中央区	47	耐火	5	
5	仲町第2	緑区	7	木造	1		37	清新	中央区	20	耐火	5	
6	仲町第3	緑区	2	木造	1		38	星が丘	中央区	30	耐火	4	
7	仲町第4	緑区	3	木造	1		39	東第2	中央区	60	耐火	5	
8	上町	緑区	1	木造	1		40	田中第2	中央区	50	耐火	6	
9	里之上	緑区	11	木造	1		41	田名塩田	中央区	250	耐火	5	
10	奈良井	緑区	4	木造	1		42	並木	中央区	85	耐火	7	
11	川坂	緑区	10	簡易耐火	2		43	文京	南区	119	耐火	5	
12	三ヶ木	緑区	6	木造	1		44	古淵	南区	43	耐火	6	
13	串川第2	緑区	3	木造	1		45	大野台	南区	62	耐火	6	
14	青根第1	緑区	5	簡易耐火	1		46	南台	南区	273	耐火	8	
15	青根第2	緑区	4	木造	1		直接建設型 計			2,525			
16	青根第3	緑区	1	木造	1		No	団地名	住所	戸数	構造	階数	借上げ年限
17	青根第4	緑区	1	木造	1		K1	あじさい住宅上鶴間	南区	19	耐火	2	～ R5
18	内郷	緑区	25	耐火	4		K2	あじさい住宅東橋本	緑区	18	耐火	2	～ R6
19	平戸	緑区	1	木造	1	借地	K3	あじさい住宅陽光台	中央区	18	耐火	3	～ R7
20	松葉	緑区	1	木造	1	借地	K4	あじさい住宅富士見	中央区	15	耐火	2	～ R8
21	藤野	緑区	2	木造	1		K5	あじさい住宅相模台	南区	19	耐火	3	～ R7
22	沢井	緑区	4	木造	1		K6	あじさい住宅古淵	南区	18	耐火	3	～ R9
23	佐野川	緑区	4	木造	2		K7	あじさい住宅二本松	緑区	18	耐火	2	～ R9
24	甘草塚	緑区	1	木造	1		K8	あじさい住宅上溝	中央区	18	耐火	2	～ R10
25	間の原	緑区	10	木造	1		K9	あじさい住宅大島	緑区	20	耐火	2	～ R11
26	中原	緑区	24	耐火	4		K10	あじさい住宅上溝東	中央区	19	耐火	2	～ R12
27	大島	緑区	120	耐火	5		K11	淵野辺本町	中央区	31	耐火	4	～ R12
28	二本松	緑区	80	耐火	5		K12	あじさい住宅コンフォールさがみ南	南区	50	耐火	5	～ R12
29	上九沢	緑区	387	耐火	6		K13	あじさい住宅下溝	南区	18	耐火	2	～ R13
30	鳩川	中央区	36	準耐火	2		K14	あじさい住宅相武台	南区	20	耐火	3	～ R14
31	富士見	中央区	270	耐火	5		借上げ型 計			301			
32	東	中央区	224	耐火	4		市営住宅 計			2,826			

資料：市営住宅課

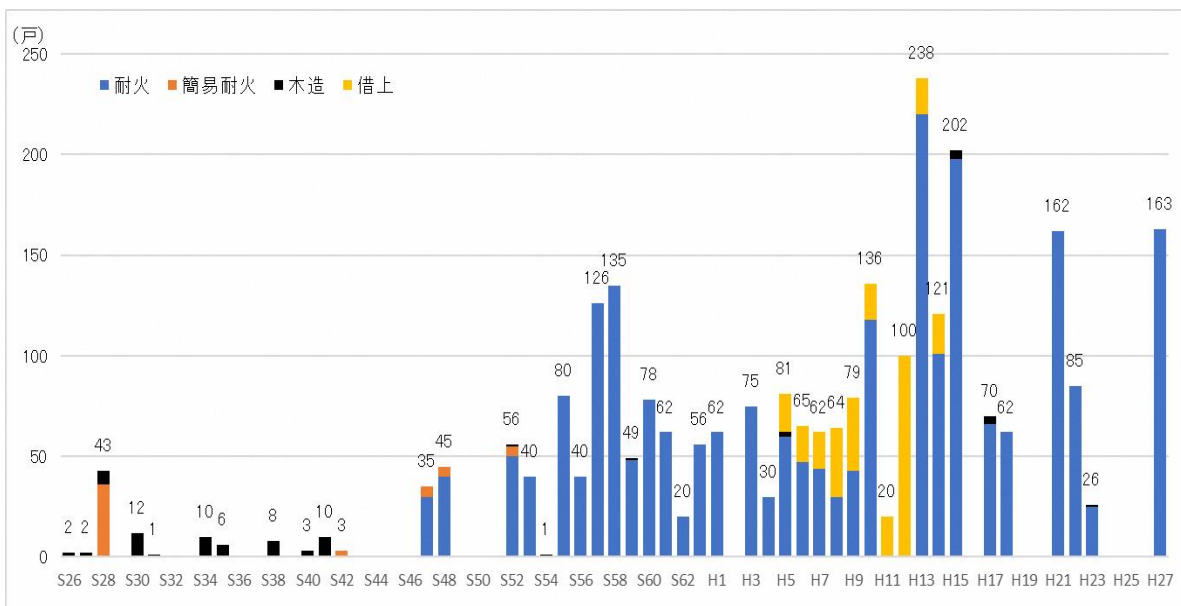


- 凡例
- 直接建設
 - 借上げ
 - 赤字 用途廃止
 - 土砂災害計画区域に存在する団地

(2) 建設年度別管理戸数

- ・直接建設型の市営住宅は、昭和30年代までに建てられたものは木造、簡易耐火^{*}構造が多く、昭和40年代後半以降に建てられたものは耐火構造となっています。
※：準耐火を含む
- ・耐火構造は、中層耐火(5階建)を中心に整備されてきましたが、平成5年建設のすすきの住宅以降に建てられたものは高層耐火構造が多くなっています。

図1-12 建設年度別構造別管理戸数



注：上図では借上げ住宅を契約年で整理しています。

(3) 構造別戸数

- ・耐用年数70年の耐火構造が約95%を占めています。

表1-7 構造別戸数

(平成31年4月1日現在)

型別	構造	耐用年数	団地数	管理戸数			供戸数
				戸数	割合(%)	老朽化住宅	
総合計	木造平	30	21	75	2.8%	64	59
	簡耐平		1	8	0.3%	8	4
	簡耐二	45	1	10	0.7%	10	4
	準耐二		1	36	3.1%	36	10
	低耐二	70	8	145	5.1%	—	145
	中耐		21	1,397	49.3%	—	1,397
	高耐		8	1,155	40.8%	—	1,155
		合計		61	2,826	100.0%	118

※小網第2団地(木造・簡耐平)、田名塩田団地(中耐・高層)は各々2種類あるため、総合計の数は団地数とは異なります。

(4) 住戸型式(間取り)別管理戸数

- ・直接建設の住宅の型式は、2DK、3DKが約7割を占め、借上げ住宅は1DKが約70%を占めています。

表1-8 住戸型式別管理戸数

(平成31年4月1日現在)

型別	住戸型式	住戸面積 (㎡)	木造	簡易・準耐火構造		低耐	中耐	高層	計	構成比 (%)
				平屋建	2階建					
直接建設	1DK	34.4~52.0	-	-	-	-	39	288	327	13.0
	1LDK	38.7~47.7	-	-	-	-	2	5	7	0.3
	2K	24.2~55.0	10	-	-	-	16	-	26	1.0
	2DK	28.1~60.0	49	8	-	-	311	455	823	32.6
	2LDK	52.6~65.5	4	-	-	-	104	207	315	12.5
	3K	34.2~36.9	5	-	-	-	8	-	13	0.5
	3DK	43.3~70.1	7	-	46	-	728	179	960	38.0
	4DK	70.6~79.8	-	-	-	-	33	21	54	2.1
	合計	-	75	8	46	-	1,241	1,155	2,525	100
借上げ	1DK	30.3~39.8	-	-	-	113	91	-	204	67.8
	2DK	35.5~49.9	-	-	-	32	51	-	83	27.6
	2LDK	55.1~66.4	-	-	-	-	7	-	7	2.3
	3DK	66.4	-	-	-	-	7	-	7	2.3
		合計	-	-	-	-	145	156	-	301
合計	1DK	30.3~39.8	-	-	-	113	130	288	531	18.8
	1LDK	38.7~47.7	-	-	-	-	2	5	7	0.3
	2K	24.2~55.0	10	-	-	-	16	-	26	0.9
	2DK	28.1~57.0	49	8	-	32	362	455	906	32.1
	2LDK	52.6~66.4	4	-	-	-	111	207	322	11.1
	3K	34.2~36.9	5	-	-	-	8	-	13	0.5
	3DK	43.3~70.1	7	-	46	-	735	179	967	34.2
	4DK	70.6~79.8	-	-	-	-	33	21	54	1.9
		合計	-	75	8	46	145	1,397	1,155	2,826

資料：市営住宅課

(5) 目的別管理戸数

- ・特定目的住宅*は、市営住宅ストック総数に対して24.5%の割合で供給されており、借上げ住宅の約90%は特定目的住宅です。
- ・特定目的住宅のうち、10%が障害者向け、約8%が5人以上の多人数向けで、その他は高齢者向けとなっています。

※：住宅困窮度が特に高い者に対する社会福祉を増進することを目的とするもので、母子世帯向公営住宅、老人世帯向公営住宅、炭鉱離職者向公営住宅、特別低家賃公営住宅、引揚者向公営住宅、心身障害者向公営住宅、農山漁村向公営住宅及び集落再編成向公営住宅がある。(住総発第124号昭和63年12月1日住宅局長通達より)。

表1-9 特定目的住宅等の内訳

(平成31年4月1日現在)

		直接建設型		借上型		計		割合		
			シルバー*		シルバー		シルバー	計	シルバー	
特定目的住宅	高齢者	単身	147	147	197	197	344	344	49.6%	65.9%
		世帯	65	65	69	69	134	134	19.3%	25.7%
		計	212	212	266	266	478	478	69.0%	91.6%
	障害者	単身	20	18	2	2	22	20	3.2%	3.8%
		世帯	44	22	3	2	47	24	6.8%	4.6%
		計	64	40	5	4	69	44	10.0%	8.4%
	老人	世帯	89		3		92	0	13.3%	
	多人数	5人以上	54				54	0	7.8%	
	計		419	252	274	270	693	522	100.0%	100.0%
	ストック数に対する割合		16.6%	10.0%	91.0%	89.7%	24.5%	18.5%		
一般単身者		167		5		172				
合計		586	252	279	270	865	522			
ストック数に対する割合		23.2%	10.0%	92.7%	89.7%	30.6%	18.5%			

注：世帯は「高齢者」は2人、「障害者・老人」は2人以上が条件

資料：市営住宅課

※高齢者等の生活の特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅で、緊急通報システムによる緊急時の対応など、一定のサービスを受けられる、高齢者世帯向けの住宅

(6) 規模別管理戸数

- ・市営住宅の住戸規模は、50㎡台が最も多く管理戸数の43.6%を占めています。これは、相模原市住生活基本計画で示す4人世帯の最低居住面積水準を満たす規模となっています。

表1-10 規模別管理戸数

(平成31年4月1日現在)

面積	20㎡台	30㎡台	40㎡台	50㎡台	60㎡台	70㎡以上	総計
最低居住面積区分	1人向	2人向	3人向	4人向	5人向	6人向	
合計	28	570	397	1,232	513	86	2,826
構成比	1.0%	20.2%	14.0%	43.6%	18.2%	3.0%	100.0%

資料：市営住宅課

(7) 借上げ住宅

- ・本市では、平成6年から借上げ期間を20年として始まり、借上げ住宅による市営住宅の供給を始めました。
- ・借上げ住宅は、当初の借上げ期間を20年としており、借上げ期間満了を迎えた住宅については、10年間の契約延長を行っています。
- ・14団地の内、13団地270戸はシルバーハウジングとなっています。

表1-11 借上げ住宅の概要

(平成31年4月1日現在)

団地名	管理戸数	建設年度	借上期間(年度)	構造	備考	特定目的住宅					経過年数	残借上げ年数
						高単	高2	障単	障世	老人		
あじさい住宅上鶴間	19	H5	H6~R5	低2	シルバー	14	5				25	5
あじさい住宅東橋本	18	H6	H7~R6	低2	シルバー	16	2				24	6
あじさい住宅陽光台	18	H7	H8~R7	低3	シルバー	12	6				23	7
あじさい住宅富士見	15	H8	H9~R8	低2	シルバー	12	3				22	8
あじさい住宅相模台	19	H8	H9~R8	低3	シルバー	14	5				22	8
あじさい住宅古淵	18	H9	H10~R9	低2	シルバー	15	3				21	9
あじさい住宅二本松	18	H9	H10~R9	低2	シルバー	14	4				21	9
あじさい住宅上溝	18	H10	H11~R10	低2	シルバー	12	6				20	10
あじさい住宅大島	20	H11	H12~R1	低2	シルバー	14	6				19	0
あじさい住宅上溝東	19	H12	H13~R2	低2	シルバー	16	3				18	1
淵野辺本町住宅	31	H12	H13~R2	低4					1	3	18	1
あじさい住宅コンフォールさがみ南	50	H12	H13~R2	耐5	シルバー	28	19	2	1		18	1
あじさい住宅下溝	18	H13	H14~R3	低2	シルバー	15	3				17	2
あじさい住宅相武台	20	H14	H15~R4	低3	シルバー	15	4		1		16	3
計	301					197	69	2	3	3		

高単：高齢者単身者向、高2：高齢者2人向、世単：身体障害者単身向、世障：身体障害者世帯向、老人：老人世帯向
 ※：「シルバー」は「シルバーハウジング」です。資料：市営住宅課

3 入居者等の状況

(1) 年齢別構成

- ・年齢別の入居者は70歳以上が32.0%を占めており、65歳以上では39.8%と高齢者の比率が高い状況となっています。
- ・住宅のほとんどがシルバーハウジングの借上げ住宅の入居者は、70歳以上が81.2%、直接建設においても65歳以上は36.4%で、全市の平均25.4%を上回っています。

表1-12 年齢別構成

(平成31年4月15日現在)

年齢階層	直接建設		借上げ		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
10歳未満	284	5.8%	4	1.1%	288	5.5%
10～19歳	709	14.5%	6	1.7%	715	13.6%
20～29歳	385	7.9%	8	2.2%	393	7.5%
30～39歳	343	7.0%	5	1.4%	348	6.6%
40～49歳	603	12.3%	10	2.8%	613	11.6%
50～59歳	555	11.3%	11	3.0%	566	10.8%
60～64歳	238	4.9%	6	1.7%	244	4.6%
65～69歳	393	8.0%	18	5.0%	411	7.8%
70歳以上	1,392	28.4%	294	81.2%	1,686	32.0%
合計	4,902	100.0%	362	100.0%	5,264	100.0%
平均	49.1歳		73.9歳		50.8歳	

(2) 家族構成

- ・世帯の家族構成では、1人世帯が最も多く40.3%を占めており、2人世帯の34.9%を合わせると75.2%を占めることとなります。
- ・5人以上の多人数世帯の割合は、3.8%です。

表1-13 家族構成

(平成31年4月15日現在)

世帯人数	直接建設		借上げ		合計	
	戸数	構成比	戸数	構成比	戸数	構成比
1人	832	35.6%	215	83.7%	1,047	40.3%
2人	863	36.9%	42	16.3%	905	34.9%
3人	330	14.1%	0	0.0%	330	12.7%
4人	215	9.2%	0	0.0%	215	8.3%
5人	79	3.4%	0	0.0%	79	3.0%
6人	16	0.7%	0	0.0%	16	0.6%
7人	2	0.1%	0	0.0%	2	0.1%
8人以上	2	0.1%	0	0.0%	2	0.1%
合計	2,339	100.0%	257	100.0%	2,596	100.0%
平均	2.1人		1.2人		2.0人	
60歳以上の単身者	660人		227人		887人	

(3) 入居期間

- ・入居期間は、10年未満が最も多く46.1%を占めています。型別に見ると入居期間が10年未満の世帯は直接建設では44.6%、借上げでは59.1%となっています。

表1-14 入居期間別世帯数

(平成31年4月15日現在)

	直接建設		借上げ		合計	
	戸数	構成比	戸数	構成比	戸数	構成比
0～9年	1,044	44.6%	152	59.1%	1,196	46.1%
10～19年	720	30.8%	87	33.9%	807	31.1%
20～29年	304	13.0%	15	5.8%	319	12.3%
30年以上	271	11.6%	3	1.2%	274	10.6%
合計	2,339	100.0%	257	100.0%	2,596	100.0%
平均	14.3年		9.3年		13.8年	

(4) 年間所得

- ・年間所得別世帯数をみると、100万円未満が最も多く63.14%を占めています。
- ・借上げでは92.68%の世帯が年間所得100万円未満であるのに対し、直接建設の入居世帯に占める年間所得100万円未満の世帯の割合は、59.46%です。

表1-15 年間所得別世帯数

(平成31年4月15日現在)

	直接建設		借上げ		合計	
	戸数	構成比	戸数	構成比	戸数	構成比
100万未満	1,373	59.46%	266	92.68%	1,639	63.14%
100～200万	450	19.49%	14	4.88%	464	17.87%
200～300万	281	12.17%	3	1.05%	284	10.94%
300～400万	143	6.19%	2	0.70%	145	5.59%
400～500万	45	1.95%	2	0.70%	47	1.81%
500～600万	10	0.43%	0	0.00%	10	0.39%
600～700万	7	0.30%	0	0.00%	7	0.27%
700万以上	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
合計	2,309	100.00%	287	100.00%	2,596	100.00%
平均	1,034,890円		253,373円		948,188円	

※年間所得額は、給与所得者の場合は、給与所得控除後の金額。年金所得者の場合は、年金所得控除後の金額。事業所得者の場合は、年間収入から必要経費を除いた後の金額。

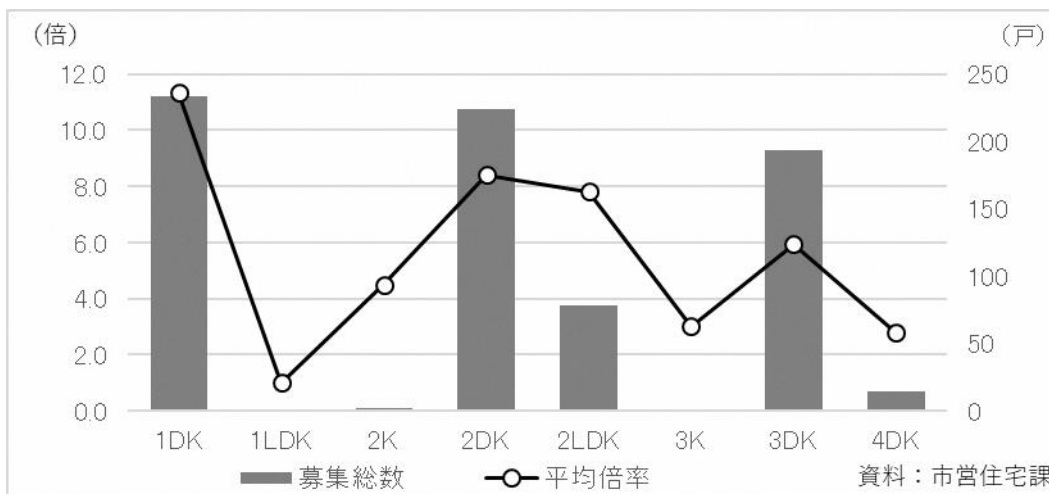
(5) 募集状況

- ・市営住宅の応募倍率は、平成25年度から平成29年度までの5年間の平均が9.1倍/年となっています。
- ・募集戸数の5年間の平均は、117戸となっています。
- ・住戸型式別にみて応募倍率が高いのは1DK、2DK、2LDK、3DKの順で、おおむね募集戸数の多い住戸形式で倍率が高い傾向がみられます。また、単身者・高齢単身者向け住宅の倍率が高くなっています。

表1-16 募集状況

新築・空家の別	項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	平均
新築	募集戸数	-	163	-	-	-	163
	応募者数	-	526	-	-	-	526
	倍率	-	3.2	-	-	-	3.2
空家	募集戸数	131	96	110	122	128	117
	応募者数	1,382	959	1,162	1,141	1,202	1,169
	倍率	10.5	10.0	10.6	9.4	9.4	10.0
計	募集戸数	131	259	110	122	128	150
	応募者数	1,382	1,485	1,162	1,141	1,202	1,274
	倍率	10.5	5.7	10.6	9.4	9.4	9.1

図1-13 型別空家募集戸数(5年間)と平均倍率



第2章 市営住宅の今後の在り方について

1 市営住宅の課題

(1) 中長期を見据えた課題

- ・本市の人口は令和元年をピークにして減少に転じると見込まれていますが、小家族化が進行していることから、世帯数はもうしばらくの間増加を続け、令和7年をピークにして減少に転じると見込まれています。
- ・かつては、新築・建替えによってストックの管理戸数を増やすという方針でしたが、今後は適正な管理戸数へと削減していきながら、今あるストックを総合的に活用する方針へと切り替えていく必要があります。
- ・市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対する住宅セーフティネットの最後の砦であり、市民が安心して居住できる住まいづくりを構築していく役割があります。

(2) 現況ストックの課題

ア 用途廃止に位置付けられた老朽化住宅への対応

- ・本市の市営住宅のうち118戸は耐用年限を超過し、前計画で用途廃止すべきものに位置付けられてきましたが、入居者は高齢世帯が多く、現住宅での居住を継続する意向が強い傾向にあります。
- ・これらの住戸は老朽化が顕著で、安全面等の課題が生じています。

イ 一定期間に集中する中層耐火住宅の建替えへの適切な対応

- ・市営住宅ストックの約90%は中高層の耐火住宅であり、耐用年数の1/2～2/3を経過している昭和40年代後半から50年代後半の住宅が概ね500戸あります。これらの住宅はおおむね30年後には一斉に耐用年数を迎えることになり、市財政にも大きな影響を及ぼします。

ウ 未整備団地の見直し

- ・並木団地第二工区は、用地取得後の厳しい財政事情により、未整備という状況となっています。
- ・上九沢団地第四工区の建替事業については、長い期間に渡り計画を凍結しており、事業見直しの検討が必要となっています。

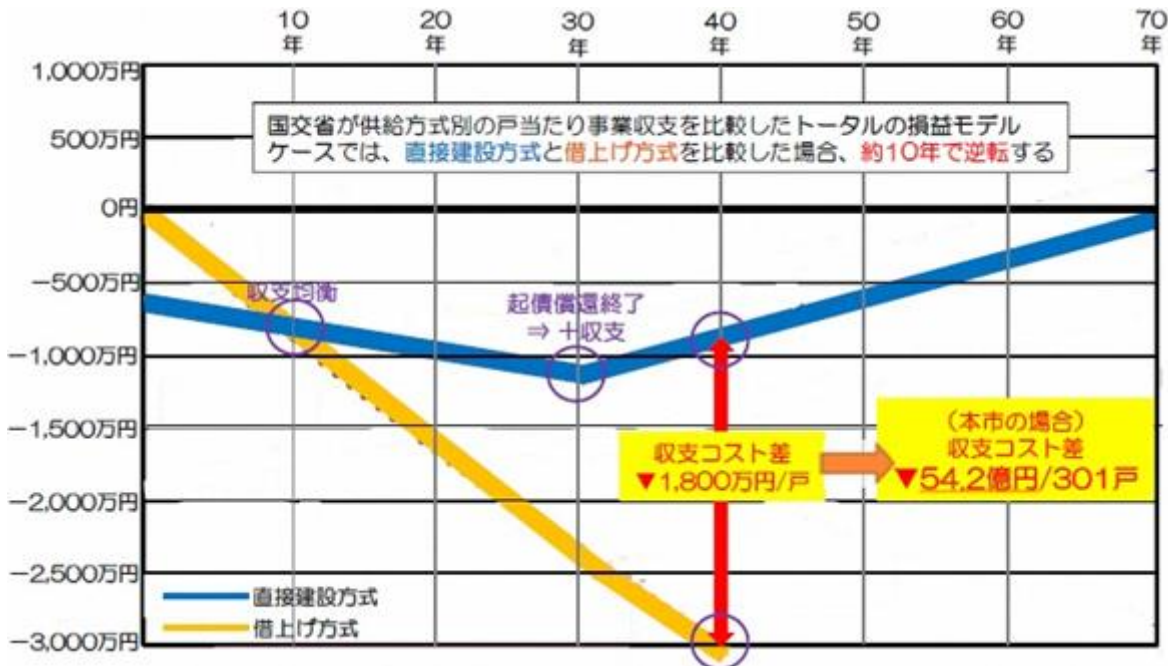
(3) 借上げ住宅の課題

- ・本市の借上げ住宅は、計画期間中の令和5年度以降、順次、市とオーナーとの賃貸借契約期間の期限を迎えます。
- ・借上げ住宅方式は、一定の期間内において、適切な建設用地がなく不足する公営住宅需要に対応していくうえで有効な方式といえますが、30年、40年と長期使用する場合には直接建設方式の方が経済的に優れる場合があります。

表1-17 公営住宅の供給方式別の長所と短所の概要

方式	長 所	短 所
直接建設	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した収支 ・安定した住宅供給 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地購入、建物建設費の初期投資が必要
借 上 げ	<ul style="list-style-type: none"> ・市有地以外での供給が可能 ・初期投資が不要 ・需給状況に応じた住宅の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・借上げ賃料が継続 ・契約解除時の入居者対策が必要

図1-14 供給方式別の戸当たり事業収支(累積)比較 トータル損益モデルケース



* 直接建設方式は、おおむね30年経過で家賃収入により当初建設費の回収が可能

* 借上げ方式は、おおむね10年経過をすると入居者の家賃を超える額を賃借料として払い続けることになるため、長期的な収支ではマイナスとなります。

【出典:国土交通省資料を基に作成】

2 基本的な考え方

(1) 適正な公営住宅の安定供給

○公営住宅の供給目標量の考え方

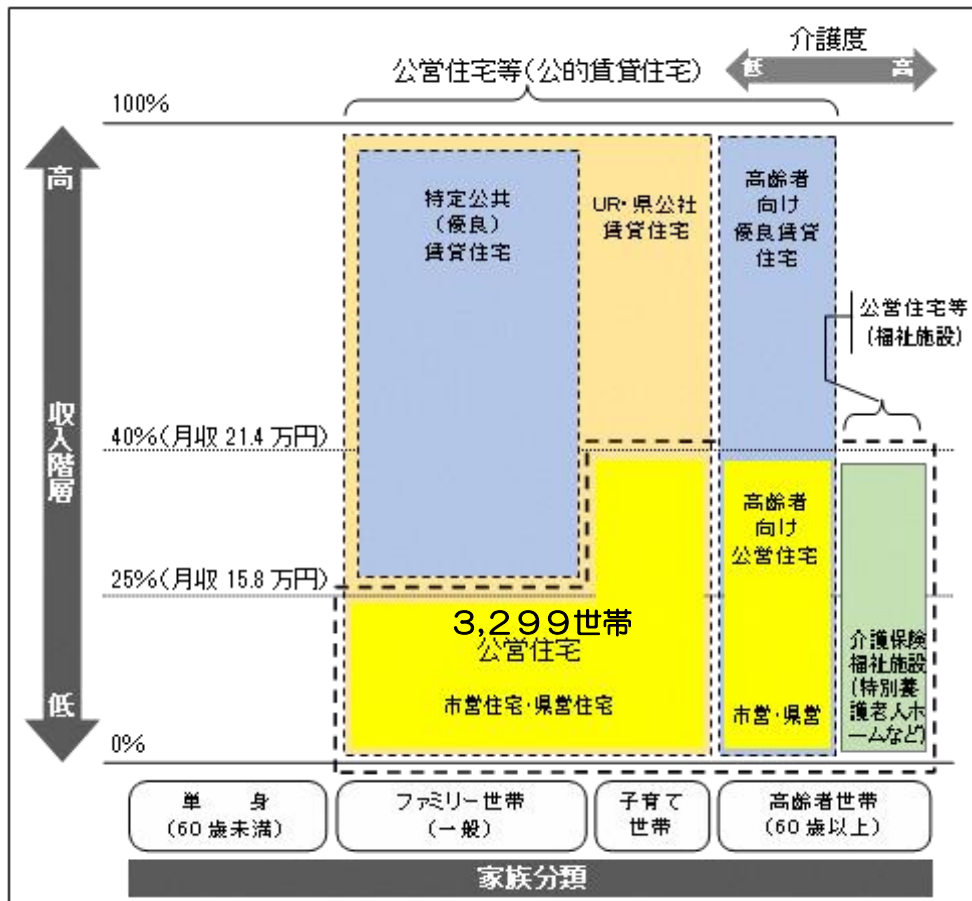
国土交通省が都道府県に配布した「公営住宅供給目標量設定支援プログラム」を活用し、10年後の市内公営住宅等(市営・県営住宅、UR・公社賃貸住宅など)で供給対象とすべき要支援世帯数と、公営住宅で担う「真に住宅に困窮する世帯」を推計

図2-1 真に住宅に困窮する世帯に対する公営住宅供給(募集)目標量

公営住宅の供給		10年間 合計
公営住宅供給目標量		3,299
内訳	市営住宅空家募集戸数 (121戸×10年)	1,208
	県営住宅空家募集戸数 (209戸×10年)	2,091

- ・真に住宅に困窮する世帯(市場において自力では適正な水準の住宅を適正な負担で確保することが困難と見込まれ、公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯)の数を的確に把握した上で、当該世帯の居住の安定の確保のために、必要な公営住宅のストックの供給(募集)に努めていきます。
- ・市営・県営住宅(市内)の空家募集実績や、市営・県営住宅の管理戸数比などを勘案し、年間120戸程度の市営住宅の供給(募集)に努めていきます。

図2-2 重層的な住宅セーフティネットにおける公営住宅の位置づけ



(2) 市営住宅の管理戸数の適正化(目標管理戸数)

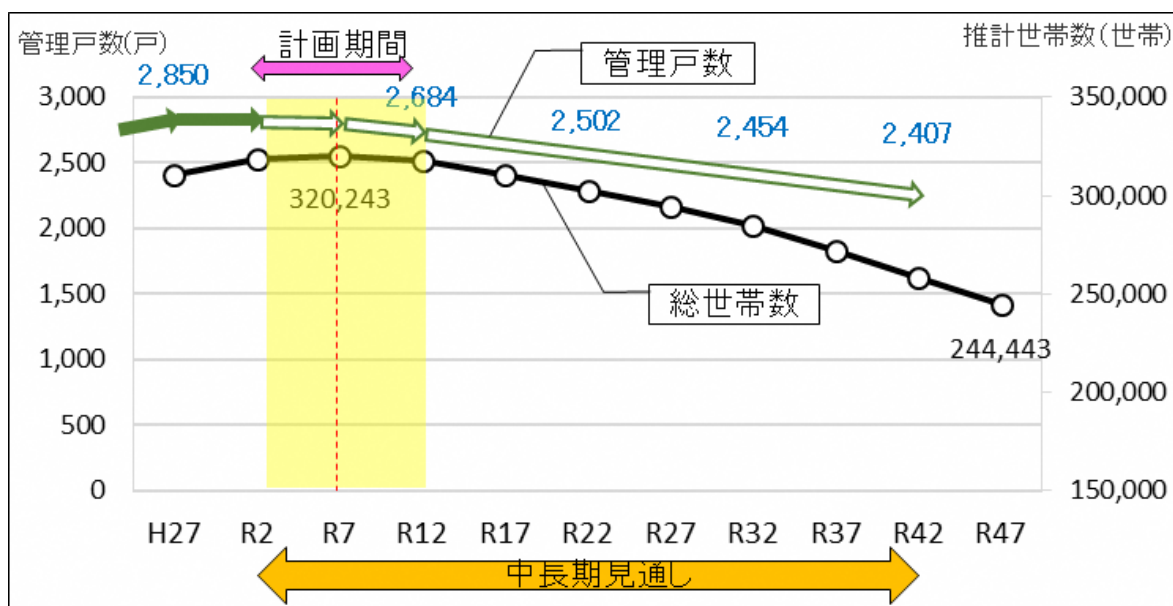
○人口・世帯数の減少を踏まえた中長期的な見通し

適正な管理戸数：2,407戸

年間120戸程度の供給(募集数)※を確保するために必要なストック数の推計

※供給(募集)数は、現時点での推計値であり、今後、人口・世帯数の減少や社会情勢の変化等で変わるもの

図2-3 中長期的な管理戸数と推計世帯数の推移



「基礎フレーム報告書 平成30年3月 さがみはら都市みらい研究所」を基に作成

3 具体的な施策

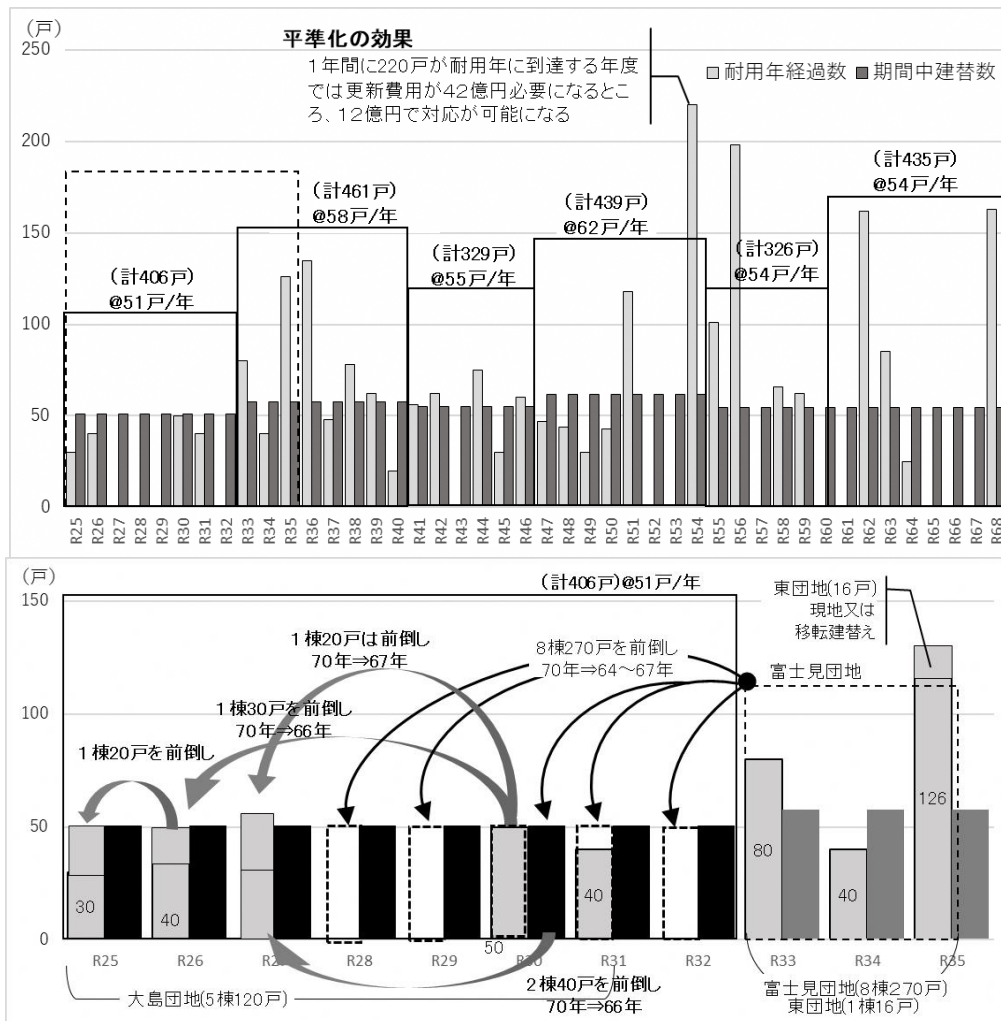
(1) 老朽化住宅の速やかな用途廃止

- ・老朽化住宅については、入居者には他の市営住宅への優先的入居による住替えを促進し、空家となった後は速やかに用途廃止を行います。

(2) 一定期間に集中する中層耐火住宅の更新時期の平準化

- ・財政に急激な影響を及ぼさないように、延命化による耐用年限の延長を図るとともに、中長期の公営住宅動向や財政状況に応じて、事業量・事業費の平準化を図ります。

図2-4 中層耐火住宅の更新事業量の平準化イメージ



(3) 未整備団地の事業見直し

- ・上九沢団地は、建替え前の住宅数を上回る395戸を建設済みであり、未整備区域には建設せず、他の利活用も含め検討していくこととします。
- ・並木団地は、平成22年に1棟85戸を建設しましたが、買い物施設に近接し、小学校や公園等も近いなど居住環境にも優れていることから、今後の社会情勢の変化や市営住宅の需要も勘案しながら、今後の市営住宅の建替え用に確保し、よりよい事業手法を検討していきます。

(4) 借上げ住宅

- ・契約期間満了時に契約期間を10年間延長した借上げ住宅は、財政負担が大きく、中長期的には公営住宅需要も減少傾向が続くことも予想されることから、原則として借上げ期間30年で返還していきます。

図2-5 計画期間内の管理戸数の推計

管理戸数	H31.4.1	R12.3.31	備考
直接建設	2,525戸	2,505戸	老朽化住宅解体(▲20戸)
借上げ住宅	301戸	138戸	返還▲(163戸)
既存民間空家		39戸	既存民間空家の活用による供給目標量維持
計	2,826戸①	2,682戸②	▲144戸(①-②)

ア 借上げ住宅返還に伴う入居者への配慮

- ・公営住宅法(昭和26年法律第193号)で入居者への保護規定(法第22条、24条)が担保されており、借上げ期間満了時には、他の公営住宅へ移転できるよう、公募の例外や入居資格の特例措置が設けています。
- ・このことから、住替えにあたっては、入居者の居住の安定確保に十分に配慮し、希望に沿った地域の市営住宅の住替えを基本とし、借上げ期間満了前の住替え住宅の事前予約申し込みの実施など円滑な住替えの支援を行っていきます。

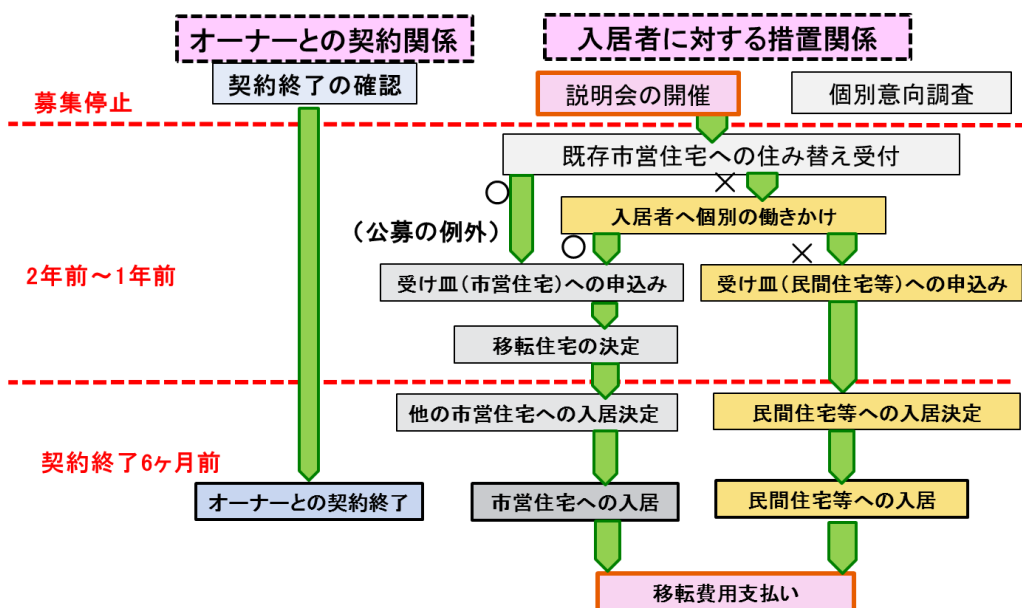
イ 住替えの対応

- ・入居者には、住替え用の住宅を確保することから、入居者の居住を安定的に確保するため、計画的・効果的に住替えを実施していきます。

(住替え用)

- ① 借上げ住宅1団地の継続
- ② 直設建設のシルバーハウジングの確保や一般向け住戸を高齢者向けに改修
- ③ 既存の民間空家借上げ(新規公募：子育て世帯向き10年間限定)の活用

図2-5 住替え支援の流れイメージ



第3章 長寿命化に関する方針と事業手法の選定

1 長寿命化に関する方針

(1) 維持管理の方針

計画的な市営住宅の修繕・改善等

- ・活用が可能な住宅については適切な修繕・改善を実施し、長寿命化を図ります。
また、必要に応じて機能向上のための改修をします。

(2) ストックの状態把握・修繕の実施・データ管理に関する方針

ア 定期点検及び日常点検の実施

- ・建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく定期点検の実施とともに、日常点検による状況把握を引き続き行い、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、修繕の的確な実施を図ります。

イ 点検結果等に基づく修繕の実施

- ・公営住宅等を長期にわたって良好に維持管理していくために、点検結果、修繕周期を踏まえ、予防保全的な観点から、建物の長寿命化型改善^{***}効率的・効果的に実施します。

※：劣化防止、耐久性の向上及び維持管理の容易化を目的とした設備等の改善で、外壁、屋上防水、給排水管改修などの改修を行うもの。

ウ 点検結果や実施した修繕内容のデータ管理

- ・点検結果や修繕等の内容については、履歴を適切に記録し、今後の市営住宅の修繕・維持管理に役立てていきます。

(3) 長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針

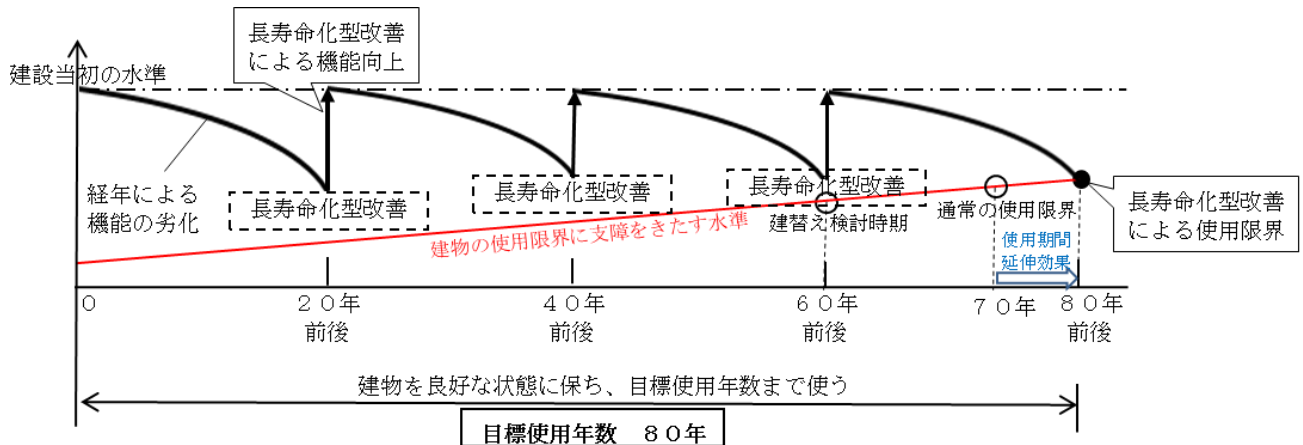
ア 予防保全的な維持管理

- ・日常点検等を充実させることによって、常に現地の建物状況を把握し、修繕周期と照らし合わせながら、事後的ではなく、計画的に修繕・改善を実施する予防保全的な維持管理によって、市営住宅の長寿命化を図ります。

イ 修繕周期の延長

- ・長寿命化型改善により、アの長寿命化と修繕周期の延長によるライフサイクルコスト(以下「LCC」とする。)の縮減を図ります。

図2-7 長寿命化型改善のイメージ



(4) 改善事業の実施方針

- ・市営住宅において想定される以下の改善事業を、各住棟の状況を踏まえて必要に応じて実施します。

ア 長寿命化型

- ・一定の居住性や安全性等が確保されており長期的な活用を図るべき住棟において、耐久性の向上や、躯体の劣化を低減させる観点から実施します。

(改善内容)

- (ア) 屋上防水改修
 - (イ) 外壁改修
 - (ウ) 給水管・排水管・ガス管交換改修
 - (エ) 受水槽交換改修
- などの予防保全的な改善を行います。

イ 福祉対応型

- ・引き続き活用を図る中層耐火住宅ストックについて、高齢者等が安心して居住できるように実施します。

(改善内容)

住戸内部・共用部の段差解消、浴室・トイレ等への手すりの設置、シングルレバー水栓への交換など的高齢者等に対するユニバーサルデザインの取組

2 市営住宅長寿命化計画の対象

- ・市営住宅長寿命化計画の対象は、本市が所有する全市営住宅です。
- ・各団地、住棟の概要は表 3 - 1 のとおりです。

表3-1 団地・住棟の概要

地区	概要														備考				
	団地名	敷地面積 (㎡)	号楼	戸数	階数	構造	間取り	住戸面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	住戸内 ハリアップ リ—	EV	階段 形式	建設 年度	耐用年経過状況		耐震性			
														H30.4時点		計画期間末	耐震性	診断	
旧津久井 町 緑区	小綱第1	669.6	8	8	4	耐火	2DK	61.7	493.6		×	階段室	1998	—	—	新耐震	—	—	
	小綱第2	2,073.8	5	8	1	木造	2DK	36.4	400.7			—	1966	経過	経過	—	—	老朽化住宅	
	森戸			3	1	1	簡易耐火	2DK	36.5				—	1967	経過	経過	—	—	老朽化住宅
			1,503.2	1	3	1	木造	2DK	36.4	84.3			—	1951	経過	経過	—	—	老朽化住宅
			2	1	1	木造	2DK	36.5				—	1952	経過	経過	—	—	老朽化住宅	
	仲町第1	590.7	1	1	1	木造	2DK	28.1	28.1			—	1960	経過	経過	—	—	老朽化住宅	
	仲町第2	1,817.8	7	7	1	木造	2DK	28.1	224.8			—	1959	経過	経過	—	—	老朽化住宅	
	仲町第3	322.2	2	2	1	木造	2DK	28.1	56.2			—	1960	経過	経過	—	—	老朽化住宅	
	仲町第4	2,403.2	3	3	1	木造	2DK	28.1	84.3			—	1953	経過	経過	—	—	老朽化住宅	
	上町	993.2	1	1	1	木造	2DK	34.7	34.7			—	1955	経過	経過	—	—	老朽化住宅	
	里之上		1	11	1	木造	2DK	31.9				—	1953	経過	経過	—	—	老朽化住宅	
		3,767.1	8	1	1	木造	2DK	31.9	350.9			—	1963	経過	経過	—	—	老朽化住宅	
			2	1	1	木造	3DK/2DK	31.9				—	1966	経過	経過	—	—	老朽化住宅	
	奈良井	2,020.6	3	4	1	木造	3DK	34.7	173.5			—	1965	経過	経過	—	—	老朽化住宅	
			1	1	1	木造	3DK	34.7				—	1955	経過	経過	—	—	老朽化住宅	
	川坂	932.8	5	10	2	簡易耐火	3DK	42.7				—	1972	経過	経過	—	—	老朽化住宅	
		5	2	2	簡易耐火	2DK	55.5	491.0			—	1977	2/3経過	経過	あり	—	老朽化住宅		
三ヶ木	1,745.7	3	6	1	木造	2DK	28.1				—	1959	経過	経過	—	—	老朽化住宅		
		3	1	1	木造	2DK	28.1	196.7			—	1960	経過	経過	—	—	老朽化住宅		
単川第2	1,756.4	3	3	1	木造	2DK	31.9	95.7			—	1966	経過	経過	—	—	老朽化住宅		
青根第1	505.9	5	5	1	簡易耐火	2LDK	39.5	197.5			—	1973	経過	経過	—	—	老朽化住宅		
青根第2		1	4	1	木造	2LDK	52.5				—	1984	経過	経過	新耐震	—	老朽化住宅		
	639.0	2	1	1	木造	2LDK	52.9	211.6			—	1993	2/3経過	経過	新耐震	—	老朽化住宅		
		1	1	1	木造	3DK	53.2				—	2011	—	1/2経過	経過	新耐震	—	老朽化住宅	
青根第3	263.8	1	1	1	木造	3DK	40	40.0			—	1977	経過	経過	—	—	老朽化住宅		
青根第4	150.0	1	1	1	木造	1DK	46.3	46.3			—	1979	経過	経過	—	—	老朽化住宅		
内郷	1,607.2	25	25	4	耐火	1DK/2DK/3DK	350 ~70.5	1,496.0		○	○	片廊下	2011	—	—	新耐震	—	老朽化住宅	
平戸	948.8	1	1	1	木造	2K	28	28.0			—	1951	経過	経過	—	—	借地・老朽化住宅		
松葉	1,368.6	1	1	1	木造	2K	28	84.0			—	1956	経過	経過	—	—	借地・老朽化住宅		

地区	概要													備考					
	団地名	敷地面積 (㎡)	号楼	戸数		階数	構造	間取り	住戸面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	住戸内 ハリアフ リ—	EV	階段 形式	建設 年度	耐用年経過状況		耐震性		
				2	1										H30.4時点	計画期間末	耐震性	診断	
旧藤野町	藤野	875.5		2	2	1	木造	2K	25.5	57.0		—	—	1953	経過	経過	—	—	老朽化住宅
	沢井	716.8		4	4	1	木造	2DK	40.5	162.0		—	—	2003	1/2経過	2/3経過	新耐震	—	
旧城山町	佐野川	940.9		4	4	2	木造	2DK	40.5	162.0		—	—	2005	—	2/3経過	新耐震	—	
	甘草塚	633.7		1	1	1	木造	2K	31.34	31.4		—	—	1953	経過	経過	—	—	老朽化住宅
	間の原	7,466.3		10	10	1	木造	2K/3K	27.9/34.3	311.0		—	—	1955	経過	経過	—	—	老朽化住宅
	中原	1,545.5		24	24	4	耐火	2K/3K	55.04/64.72	1,545.5		×	片廊下	1995	—	—	新耐震	—	
旧市	大島		A	20	120	5	耐火	3DK	55.04			×	階段室	1977	1/2経過	2/3経過	あり	実施	
			B	30		5	耐火	3DK	64.72			×	階段室	1972	2/3経過	2/3経過	あり	実施	
		7,180.1	C	30		5	耐火	3DK	46.6			×	階段室	1977	1/2経過	2/3経過	あり	実施	
			D	20		5	耐火	3DK	43.3			×	階段室	1973	1/2経過	2/3経過	あり	実施	
			E	20		5	耐火	3DK	46.6			×	階段室	1973	1/2経過	2/3経過	あり	実施	
二本松			1	30	80	5	耐火	2DK/2LDK/3DK	48.5 ~ 57.1			×	階段室	1986	—	1/2経過	新耐震	—	
		6,728.1	2	20		5	耐火	2DK/3DK	44.8 ~ 57.1			×	階段室	1987	—	1/2経過	新耐震	—	
			3	30		5	耐火	2DK/3DK	44.8 ~ 57.1			×	階段室	1985	—	1/2経過	新耐震	—	
			A	35	387	6	耐火	1DK/2DK/2LDK/4DK	38.7 ~ 79.8			○	片廊下	2001	—	—	新耐震	—	
			B	72		6	耐火	1DK/2DK/2LDK/4DK	38.7 ~ 79.8			○	片廊下	2001	—	—	新耐震	—	
			C	43		14	耐火	1DK/2DK/2LDK	38.8 ~ 62.8			○	片廊下	2002	—	—	新耐震	—	
上九沢		31,897.1	D	51		6	耐火	1DK/1LDK/2DK/2LDK	38.7 ~ 61.7			○	片廊下	2003	—	—	新耐震	—	
			G	70		10	耐火	1DK/2DK/2LDK/3DK	38.0 ~ 67.2			○	片廊下	2003	—	—	新耐震	—	
			H	58		9	耐火	1DK/2DK/2LDK	38.2 ~ 61.7			○	片廊下	2002	—	—	新耐震	—	
			I	58		9	耐火	2DK/2LDK/3DK	56.2 ~ 68.2			○	片廊下	2001	—	—	新耐震	—	
			1	8	36	2	準耐火	3DK	59.5				—	—	1953	経過	経過	—	—
中央区	鳩川		2	8		2	準耐火	3DK	59.5				—	1953	経過	経過	—	—	老朽化住宅
		4,555.8	3	8		2	準耐火	3DK	59.5				—	1953	経過	経過	—	—	老朽化住宅
			4	6		2	準耐火	3DK	59.5				—	1953	経過	経過	—	—	老朽化住宅
			5	6		2	準耐火	3DK	59.5				—	1953	経過	経過	—	—	老朽化住宅
				6		2	準耐火	3DK	59.5				—	1953	経過	経過	—	—	老朽化住宅

地区	概要														耐震性		備考		
	団地名	敷地面積 (㎡)	号楼	戸数	階数	構造	間取り	住戸面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	住戸内 ハリアアプ リー	EV	階段 形式	建設 年度	H30.4時点 耐用年経過状況	計画期間未 経過	耐震性		診断	
中央区	富士見	23,564.6	1	40	270	5	耐火	3DK	57.1	17,953.5		×	階段室	1978	1/2経過	2/3経過	あり	実施	
			5	40		5	耐火	3DK/4DK	57.1/70.6					1980	1/2経過	2/3経過	あり	実施	
			6	40		5	耐火	3DK/4DK	57.1/70.6					1980	1/2経過	2/3経過	あり	実施	
			7	40		5	耐火	3DK	57.1					1981	1/2経過	2/3経過	新耐震	—	
			8	30		5	耐火	3DK	57.1					1982	1/2経過	2/3経過	新耐震	—	
			9	30		5	耐火	3DK/3DK	57.1/57.1					1982	1/2経過	2/3経過	新耐震	—	
			10	20		5	耐火	3DK	57.1					1982	1/2経過	2/3経過	新耐震	—	
			11	30		5	耐火	3DK	57.1					1982	1/2経過	2/3経過	新耐震	—	
			1	16	224	4	耐火	3DK	57.1					1982	1/2経過	2/3経過	新耐震	—	
			2	16		4	耐火	3DK/4DK	57.1/70.6					1983	1/2経過	1/2経過	新耐震	—	
			3	24		4	耐火	3DK/4DK	57.1 ~ 70.6					1984	1/2経過	1/2経過	新耐震	—	
4	24		4	耐火	2DK/3DK	48.8/57.1	1984	1/2経過	1/2経過	新耐震	—								
5	24		4	耐火	2DK/3DK	48.8/57.1	1985	—	1/2経過	1/2経過	新耐震	—							
6	24		4	耐火	2DK/3DK	48.8/57.1	1985	—	1/2経過	1/2経過	新耐震	—							
7	32		4	耐火	2DK/2LDK/3DK	48.5 ~ 57.1	1986	—	1/2経過	1/2経過	新耐震	—							
8	32		4	耐火	2DK/2LDK	44.8 ~ 57.1	1988	—	1/2経過	1/2経過	新耐震	—							
9	32		4	耐火	2DK/2LDK/3DK	48.5 ~ 57.1	1989	—	1/2経過	1/2経過	新耐震	—							
石橋	1	24	84	4	耐火	2DK/2LDK/3DK	48.5 ~ 57.1	1988	—	1/2経過	1/2経過	新耐震	—						
	2	30		5	耐火	2DK/2LDK/3DK	48.5 ~ 57.1	1989	—	1/2経過	1/2経過	新耐震	—						
	3	30		5	耐火	2DK/2LDK/3DK	36.3 ~ 63.1	5,616.9	1992	—	1/2経過	新耐震	—						
淵野辺	4,307.8	75	75	5	耐火	2DK/2LDK/3DK	50.5 ~ 63.1	6,393.4	1991	—	1/2経過	新耐震	—						
	3,809.9	60	60	6	耐火	1DK/2DK/2LDK/4DK	36.3 ~ 77.8	3,876.4	1993	—	1/2経過	新耐震	—						
すすきの	2,932.0	47	47	5	耐火	1DK/2DK/2LDK/	36.9 ~ 66.2	3,144.9	1994	—	1/2経過	新耐震	—						
	1,532.4	20	20	5	耐火	1DK/2DK/2LDK/3DK/	37.9 ~ 66.1	1,693.7	1994	—	1/2経過	新耐震	—						
聖が丘	2,300.8	30	30	4	耐火	1DK/2DK/2LDK/3DK	37.3 ~ 65.5	2,294.9	1996	—	—	新耐震	—						
	3,233.5	60	60	5	耐火	1DK/2DK/2LDK/3DK	36.6 ~ 65.3	3,908.7	1998	—	—	新耐震	—						
田中第2	2,499.9	50	50	6	耐火	1DK/2DK/2LDK/3DK	38.9 ~ 66.1	3,396.9	1998	—	—	新耐震	—						

地区	概要													耐震性		備考		
	団地名	敷地面積 (㎡)	号 棟	戸数	階数	構造	間取り	住戸面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	住戸内 バリアフ リー	EV	階段 形式	建設 年度	H30.4時点 計画期間未	耐震性		診断	
中央区	田名堀田	15,000.0	1	55	5	耐火	1DK/1LDK/2D K/2LDK/3DK/	38.7 ~ 76.1	19,342.7	○	○	片廊下	2001	-	-	-	-	
			2	77	7	耐火	1DK/2DK/2LD K/3DK/4DK						2003					
			3	66	10	耐火	1DK/2DK/2LD K/3DK/4DK						2005					
			4	52	8	耐火	1DK/2DK/2LD K/3DK/4DK						2009					
南区	並木	8,161.4	85	85	7	耐火	1DK/2DK/3DK /4DK	32.2 ~ 74.2	6,587.9	○	○	片廊下	2010	-	-	-	-	
			8,857.1	1	25	5	耐火	2DK/3DK	48.5/57.1	8,332.2	×	×	階段室	1990	-	1/2経過	-	-
				2	24	3	耐火	3DK	57.1/65.5					1983	1/2経過	-	-	
				3	40	5	耐火	2DK/2LDK/3D K	48.5 ~ 57.1					1989	-	1/2経過	-	-
4	30	5		耐火	2DK/2LDK/3D K	48.5 ~ 57.1	1990	-	1/2経過					-	-			
南区	古淵	2,898.0	43	43	6	耐火	1DK/2DK/2LD K/3DK	38.8 ~ 67.2	3,148.2	○	○	片廊下	1997	-	-	-	-	
			2,794.2	62	62	6	耐火	1DK/2DK/2LD K/3DK/4DK	34.4 ~ 72.4	3,873.4	○	○	片廊下	2006	-	-	-	-
				1	99	8	耐火	1DK/2DK/2LD K/3DK/4DK	34.4 ~ 52.0					2015	-	-	-	-
				2	64	6	耐火	1DK/2DK/2LD K/3DK/4DK	34.4 ~ 73.2					2015	-	-	-	-
3	68	7		耐火	1DK/2DK/3DK /4DK	34.4 ~ 73.2	2009	-	-					-	-			
46団地	46団地	2,525	42	42	7	耐火	2DK	55.6/56.7		○	○	片廊下	2009	-	-	-	-	

3 事業手法の選定

「策定指針(改定)」で示された手法選定フロー^{*}に基づいて団地別・住棟別に判定を行います。 ※：巻末資料参照

(1) 1次判定

ア 1次判定の考え方

- ・1次判定では、団地の社会的特性(「需要」、「効率性」、「利便性」、「防災(災害危険区域等)」)と住棟の物的特性(「躯体の安全性」、「避難の安全性」、「居住性」)による評価を行います。
- ・それぞれの評価結果から「用途廃止する団地」、「改善する団地」、「改善又は建替する団地」、「維持管理する団地」と「継続管理について判断を保留する団地」に分類します。

イ 判定基準

- ・判定基準を以下のように設定します。

表3-2 1次判定基準

判定項目		判定基準
団地の社会的特性	1	需要 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の空き家率は9.9%で、需要はある状態です。 ・相対的に需要がない団地として、入居率が80%に満たない団地を「なし」と判定します。 ・政策空家を設定している鳩川団地は入居率が小さくなっていますが、利便性の点から「あり」で整理します。
	2	効率性 <ul style="list-style-type: none"> ・団地の敷地面積が1,000㎡以下の団地は、高度利用の可能性を「なし」と判定します。 ・用途地域において、高さ制限がある低層住居専用地域は、高度利用の可能性を「低い」と判定します。
	3	利便性 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅から半径1km以内、バス停から半径300m以内を「公共交通を徒歩で利用できる圏域」に設定し、利便性を判定します。 (鉄道駅・バス停ともに徒歩圏にあるものを◎、鉄道駅が徒歩圏にあるものを△、バス停が徒歩圏にあるものを○で整理)
	4	防災性 <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第39条に基づく「災害危険区域」のほか、居住に適さない土砂災害警戒区域^{*1}等の指定状況を判定します。
判定		<ul style="list-style-type: none"> ・効率性が「ない」、又は土砂災害警戒区域内の団地は、「用途廃止」する団地とします。需要が「ない」、又は高度利用の可能性が「低い」団地は、継続管理の「判断を保留」する団地(グループB)、その他の団地は、「継続管理」する団地とします。

住棟の物的特性	5	躯体の安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・新耐震基準に基づいて設計・施行された、又は耐震診断で耐震性「あり」と判定された住棟を「安全」と判定します。 ・耐用年限を超過し、前計画で用途廃止に位置付けられてきた老朽化住宅を「不足」と判定し、「用途廃止」する住棟とします。
	6	避難の安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・「防火区画」、「二方向避難の確保」の状況により判定します。 ・措置が可能な場合には居住性の判定を行い、措置が不可能な場合には建替え候補とします。
	7	居住性	<ul style="list-style-type: none"> ・住戸内のバリアフリー対応について、対応が全くされていないものを「なし」と判定します。 ・エレベーターが設置されていない3階以上の住棟を「不適」とし、そのうち、階段室型住棟はエレベーター設置の費用対効果の点から「不可」と判定します。
判定			<ul style="list-style-type: none"> ・安全性及び居住性を備えた住棟を「改善不要」、安全性や居住性の改善が必要な住棟を「改善又は建替」、老朽化住宅は優先的な「用途廃止」が必要な住棟とします。
一次判定			<ul style="list-style-type: none"> ・団地の必要性があっても住棟の「用途廃止」が必要な住棟、団地の必要性なくても改善が必要な住棟を「判断を保留」(グループB)とします。

※1：土砂災害防止法に基づくもの

※2：うち団地を「必要」「判断保留」した住棟は「グループB」とします。

- ・本市における1次判定における事業手法の仮設定は、下表のとおりです。

表3-3 1次判定における事業手法の仮設定

団地 \ 住棟	改善不要	改善が必要	優先的な用途廃止が必要
継続管理	維持管理	改善又は建替	用途廃止
継続管理の判断保留	維持管理又は用途廃止	改善、建替、又は用途廃止	用途廃止
用途廃止	—	判断保留	用途廃止

Aグループ
継続管理する団地のうち、改善又は建替の判断を保留する団地・住棟

Bグループ
継続管理について判断を保留する団地・住棟

表3-4 1次判定

地区	概要				1次判定										1次判定	グループ						
	団地名	敷地面積 (m ²)	号棟	戸数 階数	立地環境等				住棟の物的特性				住棟の物理的 的特性の判定									
					1 需要	2 効率性		3 利便性	4 防災	立地環境・ 社会的特性 の判定	1 躯体の 安全性	2 避難の 安全性	3 居住性の判定				改善が必要					
						入居率	高度利用の 可能性						敷地 規模	都市計画				バス・鉄道 の利便性	土砂災害 危険 区域等	住宅内 バリアフ リー	エレベ ーター	
旧津久井 町 緑区	小綱第1	669.6		8	4	耐火	なし	75.0%	なし	×	一中高	○	土砂災害 警戒区域	用途廃止	安全	不適	なし	不可	改善が必要	判断保留	B	
	小綱第2	2,073.8		5	1	木造	なし	62.5%	-	○	一中高	○	土砂災害 警戒区域	用途廃止	不足	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	-	
	森戸	1,503.2		1	1	木造	あり	100.0%	-	○	一種住居	○	土砂災害 警戒区域	用途廃止	不足	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	-	
				2	1	木造	あり	100.0%	なし	×	一種住居	○	土砂災害 警戒区域	用途廃止	不足	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	-	
	仲町第1	590.7		1	1	木造	あり	100.0%	なし	×	一種住居	○	土砂災害 警戒区域	用途廃止	不足	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	-	
	仲町第2	1,817.8		7	1	木造	あり	100.0%	低い	○	一低専	○	土砂災害 警戒区域	用途廃止	不足	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	-	
	仲町第3	322.2		2	1	木造	あり	100.0%	なし	×	一低専	○	土砂災害 警戒区域	用途廃止	不足	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	-	
	仲町第4	2,403.2		3	1	木造	なし	66.7%	-	○	一種住居	○	土砂災害 警戒区域	用途廃止	不足	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	-	
	上町	993.2		1	1	木造	あり	100.0%	なし	×	二種住居	○	土砂災害 警戒区域	用途廃止	不足	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	-	
	里之上			1	1	木造	あり						土砂災害 警戒区域	用途廃止	不足	不適			用途廃止	用途廃止	-	
	旧津久井 町	3,767.1		8	1	木造	あり	90.9%	低い	○	一低専	○	土砂災害 警戒区域	用途廃止	不足	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	用途廃止	-
				2	1	木造	あり	100.0%	低い	○	一低専	○	土砂災害 警戒区域	用途廃止	不足	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	用途廃止	-
		2,020.6		3	1	木造	あり	100.0%	低い	○	一低専	○	土砂災害 警戒区域	用途廃止	不足	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	用途廃止	-
		932.8		5	2	簡易耐火	なし	40.0%	なし	×	一低専	○	土砂災害 警戒区域	用途廃止	安全	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	用途廃止	-
				5	2	簡易耐火	あり	100.0%	低い	○	一低専	○	土砂災害 警戒区域	判断保留	不足	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	判断保留	判断保留
		1,745.7		3	1	木造	あり	100.0%	低い	○	一低専	○	土砂災害 警戒区域	判断保留	不足	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	判断保留	判断保留
	1,756.4		3	1	木造	なし	66.7%	-	○	無指定 (100/50)	○	土砂災害 警戒区域	判断保留	不足	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	判断保留	判断保留	B
	505.9		5	1	簡易耐火	なし	40.0%	なし	×	区域外	○	土砂災害 警戒区域	用途廃止	安全	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	用途廃止	用途廃止	-
青根第2	639.0		1	1	木造	あり	100.0%	なし	×	区域外	○	土砂災害 警戒区域	用途廃止	安全	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	用途廃止	用途廃止	-
			2	1	木造	あり	100.0%	なし	×	区域外	○	土砂災害 警戒区域	用途廃止	安全	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	改善が必要	判断保留	B
			1	1	木造	あり	100.0%	なし	×	区域外	○	土砂災害 警戒区域	用途廃止	安全	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	改善が必要	判断保留	B
			1	1	木造	あり	100.0%	なし	×	区域外	○	土砂災害 警戒区域	用途廃止	不足	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	用途廃止	用途廃止	-
青根第3	263.8		1	1	木造	あり	100.0%	なし	×	区域外	○	土砂災害 警戒区域	用途廃止	不足	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	用途廃止	-	
青根第4	150.0		1	1	木造	あり	100.0%	なし	×	区域外	○	土砂災害 警戒区域	用途廃止	不足	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	用途廃止	-	
内郷	1,607.2		25	4	耐火	あり	88.0%	-	○	無指定 (200/60)	○	-	継続管理	安全	適			改善不要	維持管理	-		
平戸	948.8		1	1	木造	あり	100.0%	なし	×	一種住居	◎	土砂災害 警戒区域	用途廃止	不足	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	用途廃止	-	
松葉	1,368.6		1	1	木造	あり	100.0%	-	○	一種住居	◎	土砂災害 警戒区域	用途廃止	不足	不適	なし	-	用途廃止	用途廃止	用途廃止	-	

地区	概要										1次判定										1次判定 レベル			
	団地名	敷地面積 (㎡)	号棟	戸数	階数	構造	1 需要			2 効率性			3 利便性			4 防災			立地環境・ 社会的特性 の判定	住棟の物的特性			住棟の物理 的特性の判 定	
							必要	入居率	高度利用の 可能性	敷地 規模	都市計画	バス・鉄道 の利便性	災害危険 区域等	1 躯体の 安全性	2 避難の 安全性	3 居住性の判定	1 躯体の 安全性	2 避難の 安全性		3 居住性の判定				
緑区	旧藤野町	藤野	875.5	2	1	木造	あり	100.0%	なし	×	一種住居	◎	-	用途廃止	安全	安全	不適	なし	-	用途廃止	-			
								100.0%	なし	×	無指定 (100/50)	○	○	土砂災害 警戒区域	安全	安全	不適	なし	-	改善が必要	判断保留	B		
	旧城山町	佐野川	940.9	4	2	木造	あり	100.0%	なし	×	区域外 (100/50)	○	-	用途廃止	安全	安全	不適	なし	-	改善が必要	判断保留	B		
								100.0%	なし	×	二種住居	○	○	土砂災害 警戒区域	不足	安全	不適	なし	-	用途廃止	-			
	旧城山町	間の原	7,466.3	10	1	木造	あり	100.0%	-	○	一中高	○	-	継続管理	安全	安全	不適	なし	-	用途廃止	判断保留	B		
								95.8%	-	○	一種住居	○	○	継続管理	安全	安全	不適	なし	-	改善が必要	改善又は建替	A		
	旧市	大島	1,545.5	24	4	耐火	あり	95.8%	-	○	一種住居	○	-	継続管理	安全	安全	不適	なし	-	設置可	改善又は建替	A		
								90.0%	-	○	一中高	○	-	継続管理	安全	安全	不適	なし	-	改善が必要	改善又は建替	A		
															安全	安全	不適	なし	-	改善が必要	改善又は建替	A		
															安全	安全	不適	なし	-	改善が必要	改善又は建替	A		
安全															安全	不適	なし	-	改善が必要	改善又は建替	A			
二本松	6,728.1	2	20	5	耐火	あり	92.5%	-	○	二種住居	○	-	継続管理	安全	安全	不適	なし	-	改善が必要	改善又は建替	A			
							92.2%	高い	◎	一中高	○	-	継続管理	安全	安全	不適	なし	-	改善が必要	改善又は建替	A			
														安全	安全	不適	なし	-	改善が必要	改善又は建替	A			
中央区	上九沢	31,897.1	35	6	耐火	あり	92.2%	高い	◎	一中高	○	-	継続管理	安全	安全	不適	なし	-	改善不要	維持管理	-			
							16.7%	-	○	一種住居	◎	-	継続管理	安全	安全	不適	なし	-	改善不要	維持管理	-			
														安全	安全	不適	なし	-	改善不要	維持管理	-			
														安全	安全	不適	なし	-	改善不要	維持管理	-			
														安全	安全	不適	なし	-	改善不要	維持管理	-			
														安全	安全	不適	なし	-	改善不要	維持管理	-			
														安全	安全	不適	なし	-	改善不要	維持管理	-			
														安全	安全	不適	なし	-	改善不要	維持管理	-			
														安全	安全	不適	なし	-	改善不要	維持管理	-			
鳩川	4,555.8	8	2	準耐火	あり	16.7%	-	○	一種住居	◎	-	継続管理	不足	安全	不適	なし	-	用途廃止	判断保留	B				
						16.7%	-	○	一種住居	◎	-	継続管理	不足	安全	不適	なし	-	用途廃止	判断保留	B				
													不足	安全	不適	なし	-	用途廃止	判断保留	B				
													不足	安全	不適	なし	-	用途廃止	判断保留	B				
													不足	安全	不適	なし	-	用途廃止	判断保留	B				

地区	概要										1次判定										1次判定	グループ		
	団地名	敷地面積 (㎡)	号楼	戸数	階数	構造	1 需要			2 効率性			都市計画	バス・鉄道の 利便性	4 防災 災害危険 区域等	立地環境・ 社会的特性 の判定			住棟の物的特性				住棟の物理 的特性の判 定	
							入居率	高度利用の 可能性	敷地 規模	2 効率は 高い	3 利便性 〇	3 利便性 △				3 利便性 ◎	1 躯体の 安全性	2 避難の 安全性	3 居住性の判定	エレベーター				
中央区	田名埜田	15,000.0	1	55	5	耐火	あり	88.0%	◎	二種住居	○	-	継続管理	安全	安全	適				改善不要	維持管理	-		
			2	77	7	耐火									安全	安全	適				改善不要	維持管理	-	
			3	66	10	耐火									安全	安全	適				改善不要	維持管理	-	
			4	52	8	耐火	あり	96.5%	○	一中高	◎	-	-	継続管理	安全	安全	適				改善不要	維持管理	-	
南区	並木 文京	8,857.1	1	25	5	耐火	あり	91.6%	○	一中高	○	-	継続管理	安全	安全	不適	なし	不可		改善が必要	改善又は建替	A		
			2	24	3	耐火									安全	安全	不適	なし	不可		改善が必要	改善又は建替	A	
			3	40	5	耐火	あり								安全	安全	不適	なし	不可		改善が必要	改善又は建替	A	
			4	30	5	耐火	あり	86.0%	○	一種住居	△	-	-	継続管理	安全	安全	適				改善が必要	改善又は建替	A	
南区	古洲 大野台 南台	2,898.0 2,794.2 11,970.1	1	43	6	耐火	あり	95.2%	○	一種住居	◎	-	継続管理	安全	安全	適				改善不要	維持管理	-		
			2	64	6	耐火	あり								安全	安全	適				改善不要	維持管理	-	
			3	68	7	耐火	あり	97.1%	◎	一中高	◎	-	-	継続管理	安全	安全	適				改善不要	維持管理	-	
			4	42	7	耐火									安全	安全	適				改善不要	維持管理	-	
	46団地																							

(2) 2次判定

ア 2次判定の考え方

- ・2次判定では、次の2つの方法で事業手法を仮設定します。
- ・1次判定において継続管理する団地のうち改善が必要な団地・住棟(Aグループ)としたものについて、改善事業と建替事業のLCC比較や事業費規模により、事業手法を仮設定します。
- ・1次判定において継続管理について「判断を保留」又は「用途廃止」(Bグループ)としたものについて、老朽化住宅の用途廃止の可能性や住宅地としての適正、地域条件を検討し、事業手法を仮設定します。

イ 判定基準と判定の概要

- ・判定基準と概要は、以下のとおりです。

表3-5 2次判定基準と概要(Aグループ)

判定項目	判定基準と概要
1 LCC比較	
LCCの算出	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルコスト算定プログラム*を用い、改善事業と建替事業のLCCを比較します。比較方法は次式により、マイナスの場合は「建替」と仮設定します。 $\text{LCC比較} = (\text{建替事業によるLCC}) - (\text{改善事業によるLCC})$ ・評価時点は平成30年とします。 ・改善の内容は、「屋上防水」、「外壁改修」、「給排水管更新」又は「受水槽更新」とし、当該団地・住棟に近年実施した改善事業は除きます。 ・更新周期は標準期間を用い、計画期間中に更新年を迎えない場合は、期間中央(令和5年)に実施することを想定します。 ・改善費用は、実績額から1住宅当たりの単価を求めて設定します。(表4-6)
事業要件	<ul style="list-style-type: none"> ・LCC比較によって「建替」と仮設定された住棟は、計画期間内に建替事業要件を満たしているか否かを確認します。 ・満たさない場合は、長寿命化改善事業に仮設定します。
2 事業費	
事業費の算出	<ul style="list-style-type: none"> ・LCC比較で用いた工事費を住棟ごとに計算し、事業総額を算定すると、改善事業が3.4億円、建替事業が109.6億円であり、総額113億円となります。 ・市の財政事情から見て建替事業が著しく過大になっています。
事業の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての住棟で改善事業を実施した場合には33棟921戸で約24億円となり、約90億円コスト縮減効果があります。 ・市の財政事情を鑑み、全ての住棟を「改善」に仮設定します。

※:国の策定指針(改定)にあわせて公表されたもの

・LCC比較のための改善費用は、改善工事の実績等を基に次のように設定しました。

表3-6 長寿命化改善内容と試算に用いた周期・概算事業費

費用区分	周期	単 価	実績値
屋 上 防 水	24 年	300 千円/戸	200~560 千円/戸
外 壁 改 修	36 年	1,500 千円/戸	1,500 千円/戸
給 排 水 管	30 年	850 千円/戸	780~910 千円/戸
受 水 槽 更 新	25 年	400 千円/戸	350~430 千円/戸

表3-7 改善工事の実施状況

年度	工 事 名 称	該当棟番号	階数	対象戸数	工事費 (千円)	工 事 概 要
H.25	田中第2住宅屋上防水工事		6	60	19,583	
H.25	淵野辺団地外壁塗装・屋上防水工事		5	75	73,154	
H.26	東団地7・8・9号棟屋上防水工事	7・8・9号棟	4	96	27,508	
H.26	富士見団地給水管・ガス管等交換工事	1号棟	5	40	31,299	
H.27	市営大島団地B棟屋上防水工事	B棟	5	30	5,951	
H.27	市営富士見団地11号棟屋上防水工事	11号棟	5	30	8,736	
H.27	市営富士見団地6号棟配管等交換工事	6号棟	5	40	34,560	
H.28	大島団地D・E棟屋上防水工事	D・E号棟	5	40	8,619	D・E合算額
H.28	富士見団地10号棟屋上防水工事	10号棟	5	20	6,459	
H.28	富士見団地5号棟配管等交換工事	5号棟	5	40	34,128	
H.29	大島団地A・C号棟屋上防水工事	A・C号棟	5	50	11,546	A・C合算額
H.29	富士見団地9号棟屋上防水工事	9号棟	5	30	9,925	
H.29	富士見団地7・8号棟配管等交換工事	7・8号棟	5	70	63,418	7・8合算額
H.29	文京団地2号棟屋上防水工事	2号棟	3	24	13,444	
H.30	富士見団地7号棟屋上防水工事	7号棟	5	40	13,425	
H.30	富士見団地5・6号棟受水槽更新工事	5・6号棟	5	80	34,074	5・6号棟の合算額
H.30	富士見団地9・10号棟配管等交換工事	9・10号棟	5	50	45,198	9・10号棟の合算額
H.30	東団地1・2・3号棟受水槽更新工事	1~3号棟	4	56	19,838	1・2・3号棟の合算額
H.30	すすきの住宅外壁改修工事※		6	60	90,483	※調査委託とも

表3-8 除却・建設費の設定

費用区分	単 価	根 拠 等
除 却 費	3,000~4,000 千円/戸	RC解体費:50,000~70,000 円/m ²
建 設 費	プログラムに従う	構造形式別の標準建設費

表3-9 長寿命化改善の期待効果

費用区分	改善前	改善後
活 用 期 間	50年	80年
備 考	建替え実績より	

	法定耐用年数のおおむね2/3	
--	----------------	--

表3-10 2次判定基準(Bグループ)

判定項目	判定基準と概要																														
<p>1 需要対応</p> <p>老朽化住宅のストック要否の検討</p>	<p>・Bグループには老朽化住宅が下表の4団地55戸あります。</p> <table border="1" data-bbox="517 416 1353 667"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>敷地面積</th> <th>住宅数</th> <th>うち供用</th> <th>構造</th> <th>1次判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三ヶ木</td> <td>1,745.7 m²</td> <td>6戸</td> <td>6戸</td> <td>木造</td> <td>判断保留</td> </tr> <tr> <td>串川第2</td> <td>1,756.4 m²</td> <td>3戸</td> <td>2戸</td> <td>木造</td> <td>判断保留</td> </tr> <tr> <td>間の原</td> <td>7,466.3 m²</td> <td>10戸</td> <td>10戸</td> <td>木造</td> <td>判断保留</td> </tr> <tr> <td>鳩川</td> <td>4,555.8 m²</td> <td>36戸</td> <td>10戸</td> <td>準耐火</td> <td>判断保留</td> </tr> </tbody> </table> <p>・毎年空家等が発生しており、当該空家等で上記を含む老朽化住宅(118戸)の入居者の受け入れも可能であることから、老朽化住宅は「用途廃止」とします。</p>	団地名	敷地面積	住宅数	うち供用	構造	1次判定	三ヶ木	1,745.7 m ²	6戸	6戸	木造	判断保留	串川第2	1,756.4 m ²	3戸	2戸	木造	判断保留	間の原	7,466.3 m ²	10戸	10戸	木造	判断保留	鳩川	4,555.8 m ²	36戸	10戸	準耐火	判断保留
団地名	敷地面積	住宅数	うち供用	構造	1次判定																										
三ヶ木	1,745.7 m ²	6戸	6戸	木造	判断保留																										
串川第2	1,756.4 m ²	3戸	2戸	木造	判断保留																										
間の原	7,466.3 m ²	10戸	10戸	木造	判断保留																										
鳩川	4,555.8 m ²	36戸	10戸	準耐火	判断保留																										
<p>2 地域条件等</p> <p>小規模敷地団地の必要性</p>	<p>・敷地面積が1,000m²未満の木造小規模3団地(下写真)は、基本的に新耐震設計基準の住棟が建設*されています。 ※:青根第2団地の1戸を除く</p> <p>・沢井、佐野川の2団地は、土砂災害警戒区域内に立地しています。</p> <p>・住戸内の高齢者対応については、空家発生時の小修繕等で対応し、少なくとも耐用年限まで活用する「当面維持管理」又は「維持管理」とします。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>青根第2 (1984/1993/2011)</p>  <p>津久井地区 敷地：639 m²</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>沢井 (2003)</p>  <p>藤野地区 敷地：716.8 m²</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>佐野川 (2005)</p>  <p>藤野地区 敷地：940.9 m²</p> </div> </div> <p>・中層耐火住宅1棟の小網第1は、敷地面積が1,000m²未満で土砂災害警戒区域に立地しており、2階建てでエレベーターも設置されていません。</p> <p>・高齢化の進行状況は比較的緩やかで、立地条件も勘案し、耐用年数まで活用することを前提に「維持管理」とします。</p> <div style="text-align: right;">  <p>小網第1 敷地：670 m²</p> </div>																														

- ・事業手法の仮設定結果は、次のとおりです。判定結果を踏まえながら、計画期間における事業手法の決定(3次判定)を行います。

表 3 - 1 1 2次判定結果

	維持管理	改善必要		用途廃止
		改善	建替	
継続管理する 団地	内郷 上九沢 淵野辺 すすきの 横山 清新 星が丘 東第2 田中第2 田名塩田 並木 古淵 大野台 南台	中原 大島 二本松 富士見 東 石橋 文京	—	三ヶ木 串川第2 間の原 鳩川
継続管理しな い※団地	—	小網第1 青根第2 (用途廃止以外) 沢井 佐野川	—	小網第2 森戸 仲町第1 仲町第2 仲町第3 仲町第4 上町 里之上 奈良井 川坂 青根第1 青根第2 青根第3 青根第4 平戸 松葉 藤野 甘草塚

※：住宅の活用可能期間を除く

表3-12 2次判定

地区	概要										2次判定									
	団地名	敷地面積 (㎡)	号棟	戸数	階数	構造	1 Aグループ				2 Bグループ				3 その他					
							LCC比較(円/戸・年)		改善歴		LCC比較(仮判定)		事業費		需要対応 (住宅地適正)	廃止 戸数	地域条件等	用地の活用		
							長寿命化型 改善	建替	屋上 防水	外壁 改修	給排 水管	受水 槽	事業 判定	建築 要件					期間末 の経過 年数	調整後 手法
	小綱第1	669.6		8	4	耐火									0	耐用年まで活用				維持管理
	小綱第2	2,073.8		5	8	木造									-5	-				用途廃止
	森戸			3	1	簡易耐火									-3	-				用途廃止
	仲町第1	1,503.2		1	3	木造									-1	-				用途廃止
	仲町第2	590.7		2	1	木造									-2	-				用途廃止
	仲町第3	1,817.8		1	1	木造									-1	-				用途廃止
	仲町第4	322.2		7	7	木造									-7	-				用途廃止
	上町	2,403.2		2	2	木造									-2	-				用途廃止
	里之上	993.2		3	3	木造									-3	-				用途廃止
		3,767.1		1	1	木造									-1	-				用途廃止
				1	11	木造									-1	-				用途廃止
				8	1	木造									-8	-				用途廃止
				2	1	木造									-2	-				用途廃止
	奈良井	2,020.6		3	4	木造									-3	-				用途廃止
				1	1	木造									-1	-				用途廃止
	川坂	932.8		5	10	簡易耐火									-5	-				用途廃止
				5	2	簡易耐火									-5	-				用途廃止
	三ヶ木	1,745.7		3	6	木造									-3	-				用途廃止
				3	1	木造									-3	-				用途廃止
	串川第2	1,756.4		3	3	木造									-3	-				用途廃止
	青根第1	505.9		5	5	簡易耐火									-5	-				用途廃止
	青根第2			1	4	木造									-1	-				用途廃止
		639.0		2	1	木造									-2	-				用途廃止
				1	1	木造									0	耐用年まで活用				維持管理
	青根第3	263.8		1	1	木造									-1	-				用途廃止
	青根第4	150.0		1	1	木造									-1	-				用途廃止
	内郷	1,607.2		25	25	耐火									0	-				維持管理
	平戸	948.8		1	1	木造									-1	-				用途廃止
	松葉	1,368.6		1	1	木造									-1	-				用途廃止

緑区

地区	概要					2次判定										2次判定								
	団地名	敷地面積 (㎡)	戸数	階数	構造	1 Aグループ LCC比較(円/戸・年)		改善歴		LCC比較仮判定		事業費		2 Bグループ 需要対応 (住宅地適正)			3 その他 用地の活用							
						長寿命化型 改善	建替	屋上 防水	外壁 改修	給排 水管	受水 槽	事業 判定	建替 要件	千円	期間末 の経過 年数	調整後 手法	事業費 千円	廃止 戸数	地域条件等					
旧藤野町	藤野	875.5	2	1	木造										経過			-2	-			用途廃止		
	沢井	716.8	4	1	木造										26年			0	耐用年まで活用			維持管理		
	佐野川	940.9	4	2	木造										24年			0	耐用年まで活用			維持管理		
	甘草塚	633.7	1	1	木造										経過			-1	-			用途廃止		
	間の原	7,466.3	10	1	木造										経過			-10	-			用途廃止		
	中原	1,545.5	24	4	耐火	283,902 > 243,611							改善 x		34年	改善	73,200						改善	
	旧市	大島	A	20	5	耐火	256,657 > 220,739	H29						建替 O		52年	改善	273,400						改善
			B	30	5	耐火	207,278 < 220,290	H27						改善 O		57年	改善	82,500						改善
			C	30	5	耐火	256,657 > 220,739	H29						建替 O		52年	改善	82,500						改善
	二本松	上九沢	D	20	5	耐火	188,149 < 220,373	H28						改善 O		56年	改善	55,000						改善
E			20	5	耐火	188,149 < 220,373	H28						改善 O		56年	改善	55,000						改善	
1			30	5	耐火	269,982 > 223,149							建替 O		43年	改善	91,500						改善	
2			20	5	耐火	260,672 > 223,233							建替 O		42年	改善	61,000						改善	
3			30	5	耐火	269,815 > 223,068							建替 O		44年	改善	91,500						改善	
中央区	鳩川	A	35	6	耐火																		維持管理	
		B	72	6	耐火																		維持管理	
		C	43	14	耐火																		維持管理	
		D	51	6	耐火																		維持管理	
		G	70	10	耐火																		維持管理	
		H	58	9	耐火																		維持管理	
		I	58	9	耐火																		維持管理	
		1	8	2	準耐火											経過			-8	-				用途廃止
		2	8	2	準耐火											経過			-8	-				用途廃止
		3	8	2	準耐火											経過			-8	-				用途廃止
4	6	2	準耐火											経過			-6	-				用途廃止		
5	6	2	準耐火											経過			-6	-				用途廃止		

地区	概要										2次判定										
	回地名	敷地面積 (㎡)	戸数	階数	構造	2次判定					1 Aグループ					2 Bグループ					3 その他 用地の活用
						LCC比較(円・戸・年)	改善	改善歴	給排水管	受水槽	事業判定	事業要件	事業費 千円	期間末 の経過 年数	調整後 手法	事業費 千円	需要対応 (住宅地適正)	廃止 戸数	地域条件等		
中央区	富士見	23,564.6	1	40	5	耐火	264,727 > 221,029			H26		建替 ○	改善	51年	改善	88,000				改善	
			5	40	5	耐火	247,505 > 220,454			H28	H30	建替 ○	改善	49年	改善	72,000				改善	
			6	40	5	耐火	247,505 > 220,454			H27	H30	建替 ○	改善	49年	改善	72,000				改善	
			7	40	5	耐火	270,832 > 221,268	H30		H29		建替 ○	改善	48年	改善	76,000				改善	
			8	30	5	耐火	288,700 > 221,719			H29		建替 ○	改善	47年	改善	66,000				改善	
			9	30	5	耐火	267,119 > 221,395	H29		H30		建替 ○	改善	47年	改善	57,000				改善	
			10	20	5	耐火	267,119 > 221,395	H28		H30		建替 ○	改善	47年	改善	38,000				改善	
			11	30	5	耐火	269,463 > 222,011	H27				建替 ○	改善	47年	改善	82,500				改善	
			1	16	4	耐火	267,604 > 221,490				H30		建替 ○	改善	47年	改善	42,400				改善
			2	16	4	耐火	272,880 > 222,060				H30		建替 ○	改善	46年	改善	42,400				改善
			3	24	4	耐火	267,974 > 222,099				H30		建替 ○	改善	45年	改善	63,600				改善
4	24	4	耐火	271,474 > 223,030						建替 ○	改善	45年	改善	73,200				改善			
5	24	4	耐火	269,961 > 223,108						建替 ○	改善	44年	改善	73,200				改善			
6	24	4	耐火	269,961 > 223,108						建替 ○	改善	44年	改善	73,200				改善			
7	32	4	耐火	268,602 > 222,811	H26					建替 ○	改善	43年	改善	88,000				改善			
8	32	4	耐火	237,423 > 222,952	H26					建替 ○	改善	41年	改善	88,000				改善			
9	32	4	耐火	223,697 > 223,164	H26					建替 ○	改善	40年	改善	88,000				改善			
1	24	4	耐火	239,101 > 223,356						建替 ○	改善	41年	改善	73,200				改善			
2	30	5	耐火	225,455 > 223,584						建替 ○	改善	40年	改善	91,500				改善			
3	30	5	耐火	225,219 > 223,779						建替 ○	改善	37年	改善	91,500				改善			
淵野辺	4,307.8	75	5	耐火					H25									維持管理			
すすきの	3,809.9	60	6	耐火														維持管理			
樺山	2,932.0	47	5	耐火														維持管理			
清新	1,532.4	20	5	耐火														維持管理			
星が丘	2,300.8	30	4	耐火														維持管理			
東第2	3,233.5	60	5	耐火														維持管理			
田中第2	2,499.9	50	6	耐火					H25									維持管理			

(3) 3次判定

ア 3次判定の考え方

- ・3次判定では、次の2つの方法で事業手法を決定します。
- ・改善事業を進める上での周辺環境等を踏まえ、当面10年間に対応すべき方向、内容等を検討し、基本的枠組みを設定します。
- ・基本的枠組みに基づいて、緊急性や実現性を勘案して10年間の改善等事業を設定するとともに、中長期的な事業の見通しを検討します。

イ 3次判定実施にあたっての課題

(ア) 市営住宅等ストック活用・長寿命化に向けた課題

- ・計画期間中に対応すべき課題は、以下のとおりです。

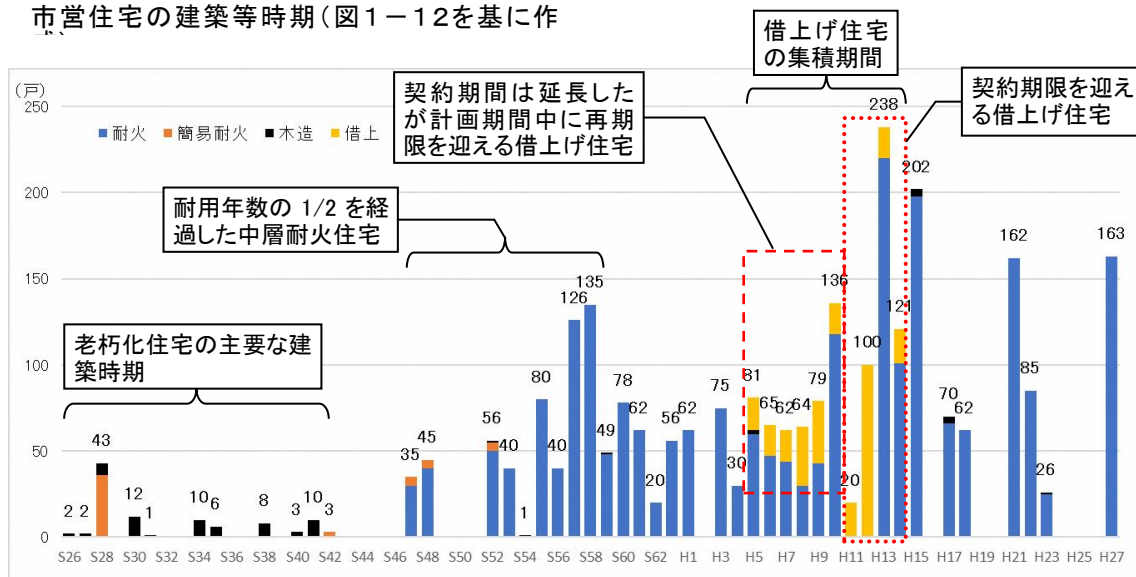
■ 老朽化住宅の除却・用途廃止の推進

- ・老朽化住宅は、前計画で位置付けられていたもののうち13団地94戸が解体(用途廃止)されましたが、いまだ多くの住宅が残っている状況です(表3-13参照)。

■ 建設事業の平準化

- ・昭和40年代後半から供給が始まった中層耐火住宅は、建替事業が実施可能な耐用年数の1/2以上を経過した住棟が18棟494戸あり、住宅数は直接建設型の耐火住宅の20.6%、市営住宅総数の17.5%を占めています。
- ・昭和59年以降に建設された住棟も順次建替事業が可能な環境になり、耐用年限を迎えるまでの期間中に建替による更新が集中することになります。
- ・市財政に過度な負荷が生じないように、事業量を平準化していく必要があります。

市営住宅の建築等時期(図1-12を基に作)



(イ) 対応策の検討

■ 老朽化住宅の用途廃止の推進

- ・老朽化住宅の用途廃止については、入居者には他の市営住宅等への住替えを促進するなど、これまでの取組を継続していきます。

表 3 - 1 3 老朽化住宅の現状と取組状況

	管理戸数	入居率	老朽化棟数	H20からの除却数	備考
森戸	3	100.0%	3	5	
仲町第1	1	100.0%	1	2	
仲町第2	7	87.5%	7	5	
仲町第3	2	100.0%	2	1	
仲町第4	3	100.0%	3	11	
上町	1	100.0%	1	3	
里之上	11	90.9%	11	13	
奈良井	4	80.0%	4	7	
川坂	10	70.0%	10		今回追加
三ヶ木	6	85.7%	6	7	
串川第2	3	66.7%	3	4	
青根第1	5	40.0%	5		今回追加
青根第2	2	100.0%	1		
青根第3	1	100.0%	1		
青根第4	1	100.0%	1		今回追加
平戸	1	100.0%	1	1	
松葉	1	100.0%	1	5	
藤野	2	100.0%	2	2	
甘草塚	1	100.0%	1	1	
間の原	10	100.0%	10	6	
鳩川	36	16.7%	36		

■ 長寿命化の平準化

- ・中層耐火の住棟は、今から概ね20年後に順次、公営住宅法上の耐用年限[※]を迎えることとなりますが、長寿命化型改善を進めることで延命化につながることができます。 ※:70年
- ・活用期間を10年延ばす(耐用年数70年→80年)ことで、昭和47年建設の住宅は、今から30年以上先まで活用が可能になることから、計画的に維持管理できる環境を構築していきます。

ウ 事業実施方針と3次判定

(ア) 事業実施方針

- ・LCC比較にあたって設定した長寿命化改善事業を集中的に実施します。
- ・住宅の活用期間は、これまで法定耐用年限の2/3を超えた住宅を建て替えてきたことを踏まえ、耐火住宅は70年から80年に設定します。
- ・基本的な長寿命化型改善事業は、以下が挙げられます。
 - 躯体の劣化抑制につながる「屋上防水」と「外壁改修」の機能向上
 - 生活に不可欠な水の供給処理インフラ(受水槽・給排水管等)の機能向上とし、計画的な修繕・管理を行います。
- ・このため、住棟ごとにまちまちとなっている修繕の周期を、計画期間中に健全な状態にしていきます。

(イ) 3次判定

- ・3次判定では、2次判定において用いた過去の実績に基づく修繕周期として、以下を用います。

	周期
屋根防水	: 20年前後
外壁改修	: 20年前後
給排水管	: 40年前後
受水槽	: 30年前後

- ・期間中の総事業費を算定し、実現の可能性を確認します。
- ・計画期間中に改善事業の必要性がない住棟を「維持管理」とし、その他の住棟を「改善」とします。

これにより、3次判定結果は、以下のとおりとなります。

表3-14 3次判定結果

維持管理	改善必要		用途廃止
	改善	建替	
青根第2 (新耐震設計住宅) 沢井 佐野川	小網第1 内郷 中原 大島 二本松 上九沢 富士見 東 石橋 淵野辺 すすきの 横山 清新 星が丘 東第2 田中第2 田名塩田 並木 文京 古淵 大野台 南台	—	小網第2 森戸 仲町第1 仲町第2 仲町第3 仲町第4 上町 里之上 奈良井 川坂 三ヶ木※ 串川第2※ 青根第1 青根第2 青根第3 青根第4 平戸 松葉 藤野 甘草塚 間の原※ 鳩川※

※：売却等を含めた民間活用の跡地の有効活用を次期計画期間中に検討する

表3-15 3次判定

地区	概要					3次判定		
	団地名	敷地面積 (㎡)	号棟	検討条件				
				優先度の高い事業				
		屋上 防水	外壁 改修	給排 水管	受水 槽	事業費 (百万円)		
緑区	小綱第1	669.6	○	○	●	●	14.4	長寿命化型改善
	小綱第2	2,073.8						用途廃止
	森戸	1,503.2						用途廃止
	仲町第1	590.7						用途廃止
	仲町第2	1,817.8						用途廃止
	仲町第3	322.2						用途廃止
	仲町第4	2,403.2						用途廃止
	上町	993.2						用途廃止
	里之上							用途廃止
		3,767.1						用途廃止
	旧津久井 町	2,020.6						用途廃止
	奈良井							用途廃止
	川坂	932.8						用途廃止
	三ヶ木	1,745.7						用途廃止
	串川第2	1,756.4						用途廃止
	青根第1	505.9						用途廃止
青根第2							用途廃止	
	639.0						用途廃止	
青根第3	263.8						維持管理	
青根第4	150.0						用途廃止	
内郷	1,607.2			●	●	●	45.0	長寿命化型改善
旧相模湖 町	948.8							用途廃止
松葉	1,368.6							用途廃止

地区	概要					3次判定				
	団地名	敷地面積 (㎡)	号棟	検討条件						
				優先度の高い事業						
		屋上 防水	外壁 改修	給排 水管	受水 槽	事業費 (百万円)				
緑区	藤野	875.5						用途廃止		
	旧藤野町	沢井	716.8					維持管理		
		佐野川	940.9					維持管理		
	旧城山町	甘草塚	633.7					用途廃止		
		間の原	7,466.3					用途廃止		
	旧市	中原	1,545.5	○	○	●	●	43.2	長寿命化型改善	
		大島	A		○	○	●	●	47.0	長寿命化型改善
			B		○	○	●	●	70.5	長寿命化型改善
			C	7,180.1	○	○	●	●	70.5	長寿命化型改善
			D		○	○	●	●	47.0	長寿命化型改善
	E			○	○	●	●	30.0	長寿命化型改善	
	二本松	1		○		●	●	91.5	長寿命化型改善	
		2	6,728.1	○		●	●	61.0	長寿命化型改善	
		3		○		●	●	91.5	長寿命化型改善	
	上九沢	A		○	○	●	●	63.0	長寿命化型改善	
		B		○	○	●	●	129.6	長寿命化型改善	
C			○	○	●	●	77.4	長寿命化型改善		
D		31,897.1			●	●	91.8	長寿命化型改善		
G					●	●	126.0	長寿命化型改善		
鳩川	H		○	○	●	●	104.4	長寿命化型改善		
	I		○	○	●	●	104.4	長寿命化型改善		
	1							用途廃止		
	2							用途廃止		
	3	4,555.8						用途廃止		
中央区	4							用途廃止		
	5							用途廃止		

地区	概要						3次判定					
	団地名	敷地面積 (㎡)	号 棟	検討条件								
				改善事業(計画)								
3次判定				優先度の高い事業	屋上 防水 改修	外壁 改修	給排 水管	受水 槽	事業費 (百万円)	3次判定		
中央区	富士見	23,564.6	1	○	●	●	●	●	●		80.0	長寿命化型改善
			5	○	●	●	●	●	●		60.0	長寿命化型改善
			6	○	○	●	●	●	●	●	72.0	長寿命化型改善
			7	○	○	●	●	●	●	●	76.0	長寿命化型改善
			8	○	○	●	●	●	●	●	66.0	長寿命化型改善
			9	○	○	●	●	●	●	●	57.0	長寿命化型改善
			10	○	○	●	●	●	●	●	38.0	長寿命化型改善
			11	○	○	●	●	●	●	●	57.0	長寿命化型改善
			1	○	○	○	●	●	●	●	42.4	長寿命化型改善
			2	○	○	○	●	●	●	●	42.4	長寿命化型改善
			3	○	○	○	●	●	●	●	63.6	長寿命化型改善
4	○	○	○	●	●	●	●	73.2	長寿命化型改善			
5	○	○	○	●	●	●	●	73.2	長寿命化型改善			
6	○	○	○	●	●	●	●	73.2	長寿命化型改善			
7	○	○	○	●	●	●	●	88.0	長寿命化型改善			
8	○	○	○	●	●	●	●	88.0	長寿命化型改善			
9	○	○	○	●	●	●	●	88.0	長寿命化型改善			
1	○	○	○	●	●	●	●	73.2	長寿命化型改善			
2	○	○	○	●	●	●	●	91.5	長寿命化型改善			
3	○	○	○	●	●	●	●	91.5	長寿命化型改善			
淵野辺	4,307.8			●	●	●	●	●	93.8	長寿命化型改善		
すすきの	3,809.9			●	●	●	●	●	93.0	長寿命化型改善		
横山	2,932.0	○	○	●	●	●	●	●	32.9	長寿命化型改善		
清新	1,532.4	○	○	●	●	●	●	●	36.0	長寿命化型改善		
星が丘	2,300.8	○	○	●	●	●	●	●	54.0	長寿命化型改善		
東第2	3,233.5	○	○	●	●	●	●	●	108.0	長寿命化型改善		
田中第2	2,499.9	○	○	●	●	●	●	●	75.0	長寿命化型改善		

地区	概要						3次判定					
	団地名	敷地面積 (㎡)	号 棟	検討条件								
				改善事業(計画)								
3次判定				優先度の高い事業	屋上 防水 改修	外壁 改修	給排 水管	受水 槽	事業費 (百万円)	3次判定		
中央区	田名塩田	15,000.0	1	○	○	●	●	●	●		89.0	長寿命化型改善
			2			●	●	●	●		138.6	長寿命化型改善
			3			●	●	●	●	118.8	長寿命化型改善	
			4			●	●	●	●	93.6	長寿命化型改善	
南区	並木	8,161.4	A			●	●	●	●	153.0	長寿命化型改善	
			1	○	○	●	●	●	●	76.3	長寿命化型改善	
			2			○	○	●	●	●	66.0	長寿命化型改善
			3	○	○	●	●	●	●	122.0	長寿命化型改善	
南区	古淵	2,898.0	4	○	○	●	●	●	●	91.5	長寿命化型改善	
			1	○	○	●	●	●	●	77.4	長寿命化型改善	
			2,794.2			●	●	●	●	111.6	長寿命化型改善	
			南台	1								維持管理
南区	大野台	11,970.1	2								維持管理	
			3			●	●	●	●	122.4	長寿命化型改善	
			4			●	●	●	●	75.6	長寿命化型改善	
			46団地								4,520.8	

(4) 実施事業等の概要

- ・事業手法別戸数は、次のとおりです。

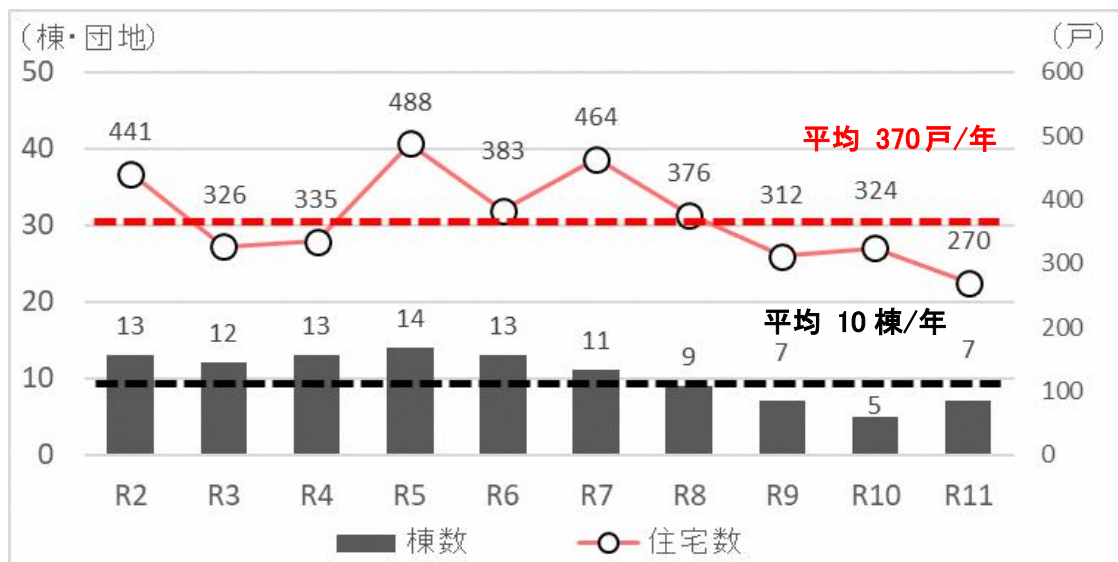
表3-16 事業手法別戸数

対 象	戸 数
管理戸数	2,525戸
・維持管理予定戸数	2,407戸
うち改善予定戸数	2,233戸
・用途廃止予定戸数	118戸

※(維持管理予定戸数 - 改善予定戸数) = 南台団地1・2号棟(H27新築)

- ・年度別の改善事業は、次のとおりです。

図3-1 年度別改善事業量



- ・計画期間10年間の長寿命化型改善による総事業費は46.8億円(4.7億円/年で平準化)です。年度別事業費は次のとおりです。

表3-17 計画期間の長寿命化型改善による年度別事業費 (千円)

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
446,500	557,400	388,100	501,200	474,100	429,000	521,850	404,200	463,450	493,500

※記載している事業費は、現時点の概算額であり、実際の実施事業費とは異なる場合があります。

第4章 ライフサイクルコストとその縮減効果の算出

1 ライフサイクルコスト(LCC)の縮減効果の算定の基本的考え方

(1) ライフサイクルコスト(LCC)の算出の基本的な考え方

- ・新規整備及び建替事業を実施する公営住宅等を対象としたLCCの算出の基本的な考え方は次のとおりです。

$$LCC = (\text{建設費} + \text{改善費} + \text{修繕費} + \text{除却費})$$

単位 千円/棟・年

- ・建設費は、当該住棟の建設時点に投資した建設工事費です。
- ・改善費は、想定される管理期間における改善工事費の見込み額から修繕費相当額を控除(改善事業を実施することにより不要となる修繕費を控除)した額です。
- ・修繕費は、管理期間における修繕工事費の見込み額です。長期修繕計画で設定している標準的な修繕項目・周期等に基づき修繕費を算定します。典型的な修繕計画モデルから得られる修繕乗率を建設費に乗じて算定される累積修繕費で代用しても良いとされています。
- ・除却費は、想定される管理期間が経過した後の除却工事費の見込み額です。

(2) ライフサイクルコスト(LCC)の縮減効果の算出の基本的な考え方

- ・長寿命型改善事業又は全面的改善事業を実施する公営住宅等を対象としたLCCの縮減効果の算出の基本的な考え方は次のとおりです。

$$\text{ア } 1 \text{ 棟のLCC縮減効果} = LCC(\text{計画前}) - LCC(\text{計画後})$$

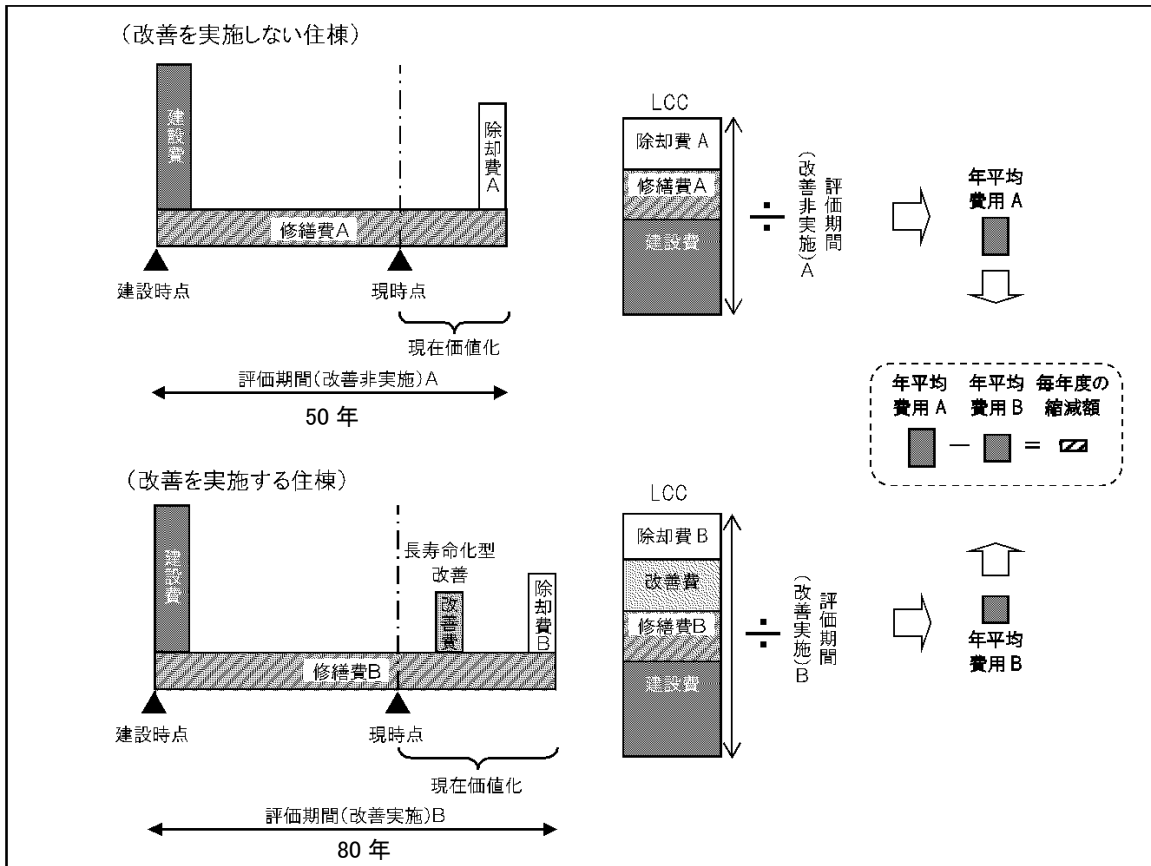
単位 千円/棟・年

$$\text{イ } LCC(\text{計画前}) = (\text{建設費} + \text{修繕費} + \text{除却費}) / \text{評価期間} \quad (\text{改善非実施})$$

単位 千円/棟・年

- ・建設費は、推定再建築費(=当該住棟の建設時点に投資した建設工事費×公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第23条に規定する率)としています。ただし、当該住棟の建設時点に投資した建設工事費を把握できない場合は、建設当時の標準建設費で代用しても良いとされています。
- ・修繕費は、建設後、評価期間(改善非実施)末までに実施した修繕工事費です。長期修繕計画で設定している標準的な修繕項目・周期等に基づき修繕費を算定します。典型的な修繕計画モデルから得られる修繕費乗率を建設費(推定再建築費)に乗じて算定される累積修繕費で代用しても良いとされています。
- ・評価期間(改善非実施)は、改善事業を実施しない場合に想定される管理期間です。物理的な劣化や社会的価値の低下に伴い供用に適さない状態になるまでの管理期間といえますが、これまでの建替事業の実績を考慮し、建替え前の平均的な供用期間(構造種別)を評価期間(改善非実施)としても良いとされています。
- ・除却費は、評価期間(改善非実施)末に実施する除却工事費です。

図 4-1 ライフサイクルコストの縮減効果の算出イメージ



ウ $LCC(計画後) = (建設費 + 改善費 + 修繕費 + 除却費) / 評価期間$ (改善実施)

単位 千円/棟・年

- ・建設費は、イの記載と同じです。
- ・改善費は、公営住宅等長寿命化計画に基づく改善事業費及び公営住宅等長寿命化計画の計画期間以後に想定される改善事業費の総額から修繕費相当額を控除した額です。
- ・修繕費は、建設後、評価期間(改善実施)末までに実施した修繕工事費です。以下、イの記載と同じです。
- ・除却費は、評価期間(改善実施)末に実施する除却工事費です。
- ・評価期間(改善実施)は、公営住宅等長寿命化計画に基づく改善事業(LCC算定対象)及び公営住宅等長寿命化計画の計画期間以後に想定される改善事業(LCC算定対象)を実施する場合に想定される管理期間(目標管理期間)です。

2 縮減効果の検討

(1) 設定条件

- ・ L C C の算定は国の策定指針(改定)にあわせて公表された「ライフサイクルコスト算定プログラム」を用いて行います。
- ・ 算定条件は、下表のとおりです。

表 4-1 L C C の算定条件

	計画前(A)	計画後(B)	備考
評価期間	50年	80年	
建設費	当該住棟の建設当時の標準建設費	同左	
改善費	—	屋上防水、外壁改善 給排水管更新、受水槽更新	
除却費	耐火構造解体費の事例を参考に設定	同左	60,000円/m ²

注:「ライフサイクルコスト算定プログラム」が装備する建設年度別の標準建設費。ただし装備していない平成6年以前の中層片廊下型の住棟は、階段室型の標準建設費を代用
修繕費は「ライフサイクルコスト算定プログラム」が装備する計画前、計画後ともに代表的な修繕費乗率を用いた。

表頭(A)、(B)は図 6-1 参照 (A:改善を実施しない、B:改善を実施する)

(2) 縮減額

- ・ 以上より求めた住棟当たり年平均改善額(現在価値化)は 5,648 千円/棟・年 となります。

【様式1】計画修繕・改善事業の実施予定一覧

事業主体名： 神奈川県相模原市

住宅の区分： 特定公共 相模原市 改良住宅 其他 ()

団地名	住棟番号	戸数	構造	建設年度	次期点検時期		修繕・改善事業の内容										LCC 削減効果 (千円/ 年)	備考			
					法定点検	法定点検に 準じた点検	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11					
小綱第1		8	RC造	H10	R4					屋上防水・外壁 改修 (長寿命)										1,202	
内郷		25	RC造	H23	R2															3,780	外壁改修 屋上防水 (長寿命)
中原		24	RC造	H7	R3					屋上防 水・外壁 改修 (長寿命)										3,782	
大島	A	20	RC造	S52	R3					給排水管 改修 (長寿命)										2,684	
大島	B	30	RC造	S47	R3					外壁・給 排水管改 修 (長寿命)										3,238	
大島	C	30	RC造	S52	R3					給排水管 改修 (長寿命)										4,025	
大島	D	20	RC造	S48	R3					給排水管 改修 (長寿命)										1,972	
大島	E	20	RC造	S48	R3															2,060	
二本松	1	30	RC造	S61	R3					屋上防 水・外壁 改修 (長寿命)										4,170	
二本松	2	20	RC造	S62	R3					外壁改修 (長寿命)										2,675	
二本松	3	30	RC造	S60	R3					外壁改修 (長寿命)										4,179	

団地名	住棟番号	戸数	構造	建設年度	次期点検時期		修繕・改修事業の内容										LCC 削減効果 (千円/ 年)	備考	
					法定点検	法定点検に 準じた点検	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11			
上九沢	A	35	SRC造	H13	R2													6,863	
上九沢	B	72	SRC造	H13	R2													14,118	
上九沢	C	43	SRC造	H14	R2													7,884	
上九沢	D	51	SRC造	H15	R2													9,023	
上九沢	G	70	SRC造	H15	R2													12,384	
上九沢	H	58	SRC造	H14	R2													10,634	
上九沢	I	58	SRC造	H13	R2													11,373	
富士見	1	40	RC造	S53	R3													5,924	
富士見	5	40	RC造	S55	R3													5,595	
富士見	6	40	RC造	S55	R3													5,526	
富士見	7	40	RC造	S56	R3													5,875	
富士見	8	30	RC造	S57	R3													4,283	
富士見	9	30	RC造	S57	R3													4,337	

団地名	住棟番号	戸数	構造	建設年度	次期点検時期		修繕・改善事業の内容										LCC削減効果 (千円/年)	備考		
					法定点検	法定点検に準じた点検	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11				
富士見	10	20	RC造	S57	R3														2,892	
富士見	11	30	RC造	S57	R3														4,337	
東	1	16	RC造	S57	R3														2,311	
東	2	16	RC造	S58	R3														2,344	
東	3	24	RC造	S59	R3														3,450	
東	4	24	RC造	S59	R3														3,396	
東	5	24	RC造	S60	R3														3,375	
東	6	24	RC造	S60	R3														3,375	
東	7	32	RC造	S61	R3														4,625	
東	8	32	RC造	S63	R3														4,032	
東	9	32	RC造	H1	R3														3,764	
石橋	1	24	RC造	S63	R3														2,944	
石橋	2	30	RC造	H1	R3														3,423	

団地名	住棟番号	戸数	構造	建設年度	次期点検時期		修繕・改善事業の内容										LCC 縮減効果 (千円/ 年)	備考		
					法定点検	法定点検に 準じた点検	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11				
石橋	3	30	RC造	H4	R3														3,384	
洲野辺		75	RC造	H3	R4														1,780	
すすきの		60	RC造	H5	R4														8,095	
横山		47	RC造	H6	R4														7,218	
清新		20	RC造	H6	R4					屋上防 水・外壁 改修 (長寿命)									3,026	
星が丘		30	RC造	H8	R4					屋上防 水・外壁 改修 (長寿命)									4,828	
東第2		60	RC造	H10	R4														9,566	
田中第2		50	SRC造	H10	R4														8,667	
田名塩田	1	55	RC造	H13	R3														9,605	
田名塩田	2	77	SRC造	H15	R3														13,041	
田名塩田	3	66	SRC造	H17	2														9,717	
田名塩田	4	52	SRC造	H21	R4														7,426	
並木		85	SRC造	H22	R4														13,516	

団地名	住棟番号	戸数	構造	建設年度	次期点検時期		修繕・改善事業の内容										LCC縮減効果 (千円/年)	備考		
					法定点検	法定点検に準じた点検	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11				
文京	1	25	RC造	H2	R3			屋上防水・外壁改修 (長寿命)	受水槽更新 (長寿命)			給排水管改修 (長寿命)							2,782	
文京	2	24	RC造	S58	R3				外壁改修・受水槽更新 (長寿命)										3,528	
文京	3	40	RC造	H1	R3			屋上防水・外壁改修 (長寿命)	受水槽更新 (長寿命)			給排水管改修 (長寿命)							4,537	
文京	4	30	RC造	H2	R3			屋上防水・外壁改修 (長寿命)	受水槽更新 (長寿命)				給排水管改修 (長寿命)						3,342	
古淵		43	SRC造	H9	R4					屋上防水・外壁改修 (長寿命)									7,520	
大野台		62	SRC造	H18	R3							外壁改修 (長寿命)							8,783	
南台	1	99	SRC造	H27	R3															
南台	2	64	SRC造	H27	R3															
南台	3	68	SRC造	H21	R3												屋上防水・外壁改修 (長寿命)		9,495	
南台	4	42	SRC造	H21	R3												屋上防水・外壁改修 (長寿命)		5,880	
任意団地					R2			空家改修 (福祉対応)	空家改修 (福祉対応)	空家改修 (福祉対応)	空家改修 (福祉対応)	空家改修 (福祉対応)	空家改修 (福祉対応)	空家改修 (福祉対応)	空家改修 (福祉対応)	空家改修 (福祉対応)	空家改修 (福祉対応)	空家改修 (福祉対応)		

【様式3】共同施設に係る事業の実施予定一覧（集会所・遊具等）

事業主体名： 神奈川県相模原市

住宅の区分： 公営住宅 特定公共
 賃貸住宅 地価算
 (公営住宅) 改良住宅 その他 ()

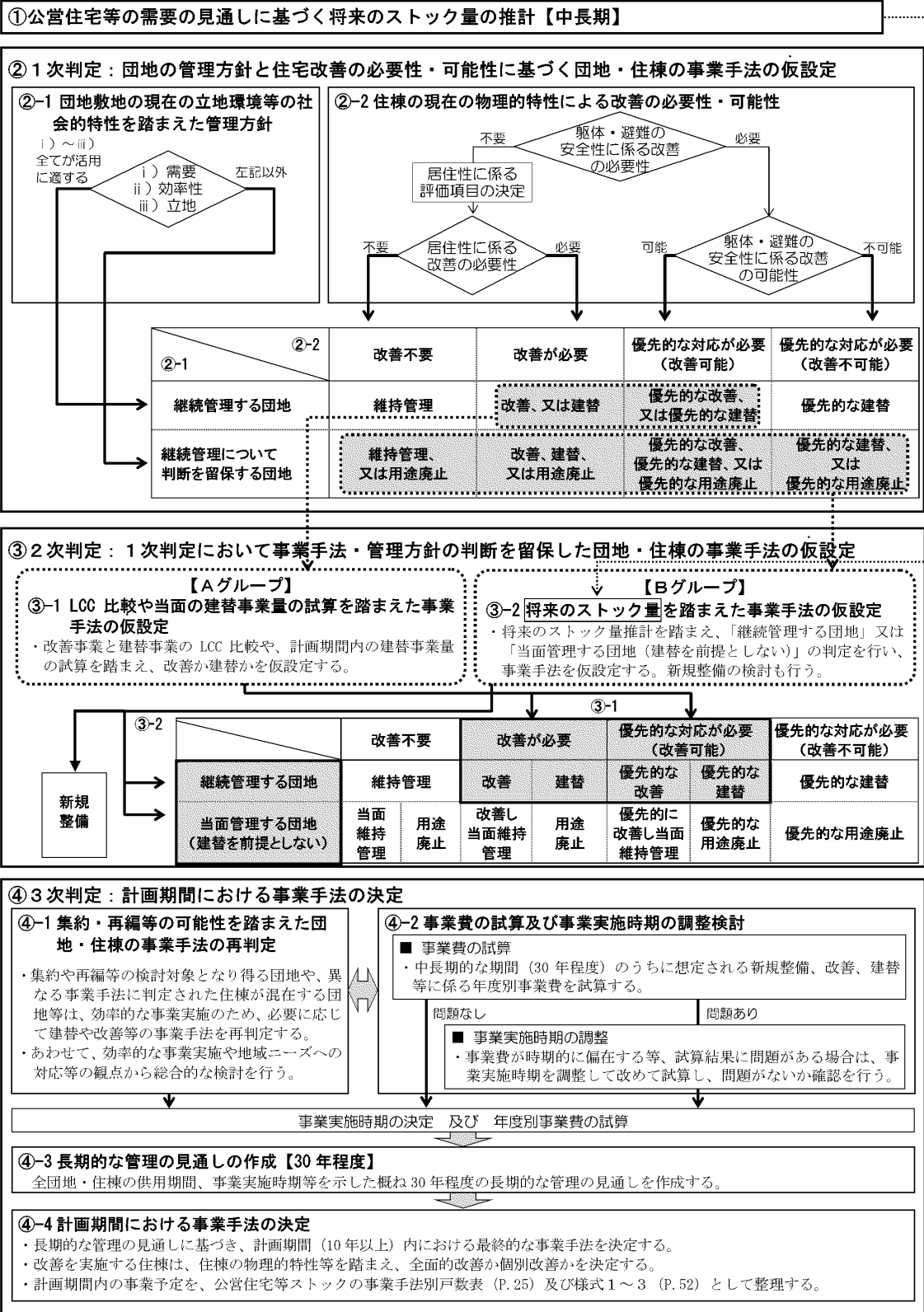
団地名	共同施設名	建設年度	次期点検時期		維持管理・改善事業の内容										備考				
			法定点検	法定点検に 準じた点検	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11					
小綱第1	集会所							屋上防 水・外壁 改修 (長寿命)											
内郷	集会所																		外壁改修 屋上防水 (長寿命)
大島	集会所	S52					給排水管 改修 (長寿命)												
二本松	集会所	S61						屋上防 水・外壁 改修 (長寿命)						給排水管 改修 (長寿命)					
上九沢	集会所	H13																	屋上防 水・外壁 改修 (長寿命)
	集会所	H14																	屋上防 水・外壁 改修 (長寿命)
富士見	集会所	S59																	
東	集会所	S59																	
石橋	集会所	H4																	屋上防 水・外壁 改修 (長寿命)
淵野辺	集会所	H3																	給排水管 改修 (長寿命)
横山	集会所	H6																	屋上防 水・受水 槽更新 (長寿命)

団地名	共同施設名	建設年度	次期点検時期		維持管理・改善事業の内容											備考				
			法定点検	法定点検に 準じた点検	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11						
清新	集会所	H7					屋上防水・外壁改修 (長寿命)													
星が丘	集会所	H8					屋上防水・外壁改修 (長寿命)													
東第2	集会所	H10							屋上防水・外壁改修 (長寿命)											
田中第2	集会所	H10							外壁改修 (長寿命)											
田名塩田	集会所	H13								外壁改修 (長寿命)										
並木	集会所	H22												屋上防水 (長寿命)					外壁改修 (長寿命)	
文京	集会所	H1						屋上防水・外壁改修 (長寿命)					止水補更 新 (長寿命)			給排水管 改修 (長寿命)				
古淵	集会所	H9								屋上防水・外壁改修 (長寿命)										
大野台	集会所	H18													外壁改修 (長寿命)					
南台	集会所	H21																		屋上防水・外壁改修 (長寿命)

参考資料

手法選定フロー

策定指針(改定)平成 28(2016)年 8 月



相模原市市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画

<案>

令和 年 月

相模原市 都市建設局 まちづくり計画部 市営住宅課

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元 年 10 月 11 日

案件名	相模原市学校施設長寿命化計画の策定について													
所管	教育	局	教育環境	部	学校施設	課	担当者		内線					
概要	学校施設の老朽化対策として、中長期的な維持管理・保全に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図り、これからの学校施設に求められる、機能、教育環境における安全性・快適性の確保及び役割に対応するため、相模原市学校施設長寿命化計画を策定し、計画的な施設の改築・改修を推進するもの													
審議内容(論点)	相模原市学校施設長寿命化計画(案)について(計画期間、整備方針、実施計画等)													
実施計画の位置付け	あり	施策番号、施策名称及び事業名		施策16 学校教育の充実 学校施設の長寿命化計画策定事業										
審議日	関係課長会議	令和元	年	10	月	8	日	政策調整会議	令和元	年	10	月	17	日
	局・区政策会議		年		月		日	政策決定会議		年		月		日
日程等調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期					報道への情報提供		資料提供			
	パブリックコメント	あり	時期	令和元年11月～令和2年1月			議会への情報提供	全協	令和元年11月					
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等		なし									
検討経過等	関係部局等		調整項目				調整状況							
	関係部局との調整		企画政策課、財務課、経営監理課				学校施設の長寿命化経費について				調整済			
			公共建築課、市営住宅課				長寿命化基本方針について 各長寿命化計画の整合について				調整済			
	打合せ・会議の経過													
	月日		会議名等				内容							
	H29.5.31		第6回公共施設マネジメント検討調整会議				公共建築物の長寿命化基本方針(共通事項)の策定について							
H30.5.30～ R元.9.30		公共施設マネジメント検討調整会議学校施設専門部会(計3回)				学校施設長寿命化計画の策定について								
H29.5.8～ R元.7.1		公共施設マネジメント検討調整会議学校施設作業部会(計8回)				学校施設長寿命化計画の策定について								
備考														
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。				(政策調整会議)							
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課		企画政策課				財務課		管財課					
	公共建築課		危機管理課				区政支援課		健康福祉総務室					
	こども・若者政策課		環境経済総務室				清掃施設課		都市建設総務室					
	都市計画課		建築・住まい政策課				市営住宅課		緑区役所区政策課(代)					
	中央区役所区政策課		南区役所区政策課				教育総務室		学務課					
	消防総務課(代)		経営監理課(代)				学校施設課							
これまでの庁議での主な意見	[関係課長会議/事務事業調整会議] 学校規模のあり方基本方針に沿って、過小規模校と過大規模校を解消していくことはもちろん、児童数がピーク時の半数程度であることを踏まえ、統廃合についても検討することが必要ではないか。													

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

学校施設の老朽化対策として、中長期的な維持管理・保全に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図り、これからの学校施設に求められる、機能、教育環境における安全性・快適性の確保及び役割に対応するため、相模原市学校施設長寿命化計画を策定し、計画的な施設の改築・改修を推進するもの。

(2) 事業スケジュール

平成29年度

- ・保有施設の実態把握及び整理
- ・構造躯体の健全性の確認・調査及び対象建築物全棟の劣化状況調査の実施

平成30年度

- ・改修・改築等の整備基準、基本方針等の検討

令和元年度

- ・整備方針及び実施計画の検討

- ・10月 庁議
- ・11月 市議会 全員協議会
- ・11～1月 パブリックコメント
- ・2月 市の考え方まとめ
- ・3月 策定、公表

令和2年度

- ・4月～ 計画運用開始

(3) 市民等への周知、合意形成

- 11～1月 パブリックコメント
- 3月 公表

(4) 概算事業費

長寿命化改修・大規模改造・実施設計等の総額

- ・令和2年度 42.7億円
 - ・令和3年度 32.2億円
 - ・令和4年度 36.2億円
 - ・令和5年度 37.5億円
- 今後20年間の整備費を年平均約3.5億円に平準化

(5) 財源確保の考え方

- ・学校施設環境改善交付金を充当。
- ・学校教育施設等整備事業債、緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、公共施設等適正管理推進事業債を活用。

(6) 事業実施の効果

- ・中長期的な維持管理・保全に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化
- ・教育環境における安全性・快適性の確保及び学校施設に求められる機能・役割への対応
- ・学校規模の適正化に向けた整備方針の明確化
- ・国庫補助金の要件化への対応
- ・計画的な学校施設改修の推進

相模原市学校施設長寿命化計画
(個別施設計画)
(案)

令和2年3月

相模原市教育委員会

はじめに

相模原市の小中学校校舎・屋内運動場及び武道場（以下「学校施設」という。）は、現在471棟、延床面積で約72万㎡が整備されています。特に、昭和45（1970）年～昭和59（1984）年の15年間においては、児童生徒数の急激な増加に伴い、345棟、延床面積で約52万㎡を整備したもので、現在保有施設全体の約7割を占めています。これらを含む建築後30年を経過した棟は、延床面積にして全体の約9割にのぼり、今後老朽化した施設の改修・改築の時期が集中的に発生することが見込まれます。

学校施設は未来を担う子ども達が集い、生き生きと学び生活する場であるとともに、地域住民にとっては生涯に渡る学習、文化、スポーツの場であり、非常時には避難場所としての役割を果たす重要な施設です。そのため、学校施設の老朽化対策は先送りのできない重要な課題です。

一方で、今後の施設の更新需要に対応していくことは財政負担の増大を招き、必要な財源を確保することが困難な状況となることが予想されます。

公共施設の老朽化対策が全国的な課題となっていることから、国は平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、また、文部科学省は平成27年3月に「文科省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、各自治体の長寿命化に向けた取組を推進すべく、個別施設計画の策定を要請しています。

このようなことから、本市は「新・相模原市総合計画」において、「公共施設の保全・利活用基本指針」（平成25年10月）、「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方（以下「相模原市公共施設等総合管理計画」という。）」（平成31年3月改訂）、「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」（平成29年3月）の策定など、公共施設マネジメントの取組を進めてきました。

相模原市教育委員会においても、保有する学校施設の詳細な実態を把握し、適切な維持管理を進めていく必要があり、本市の取組との整合を図りながら、学校施設の個別施設計画として、本計画を定めるものです。

目 次

学校施設長寿命化計画の背景・目的等

1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	長寿命化の方向性	1
4	計画期間	2
5	対象施設	2
6	SDGsとの関係	2

学校施設を取り巻く現状と課題

1	地域別状況の把握	3
2	児童生徒数・学級数の変化	5
3	学校規模に対する課題	9

学校施設の実態

1	保有施設の把握	10
2	対象建築物の構造躯体の健全性の把握	14
3	対象建築物の構造躯体以外の劣化状況の把握	16
4	まとめ	18

学校施設の整備方針

1	学校施設整備に際し留意すべき課題	22
2	学校施設の目指すべき姿	22
3	施設整備における視点	23
4	施設整備方針	25
5	施設整備水準	26

長寿命化の実施計画

1	整備コストの検討	30
2	整備順位付けと実施計画	35
3	実施計画での見直しルール（計画の継続的な運用に向けて）	38

学校施設長寿命化計画の背景・目的等

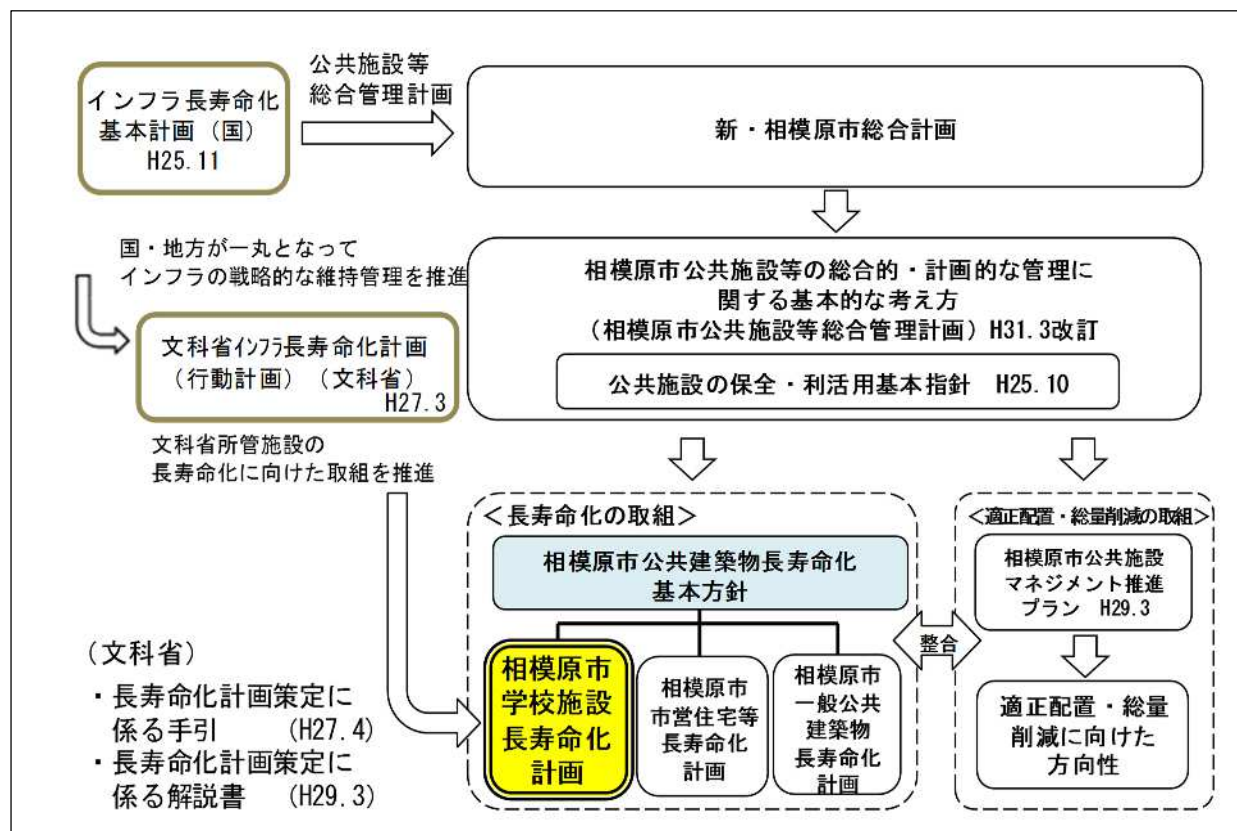
1 計画の目的

本市が保有する学校施設の老朽化対策を推進するため、効率的・効果的な整備計画の策定による中長期的な維持管理・保全に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図り、これからの学校施設に求められる機能・教育環境における安全性・快適性の確保や役割に対応するために、計画的な施設の改築・改修を推進します。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市「新・相模原市総合計画」、「相模原市公共施設等総合管理計画」、「相模原市公共建築物長寿命化基本方針」や文部科学省の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、学校施設における個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)を策定します。

図1 計画の位置付け



3 長寿命化の方向性

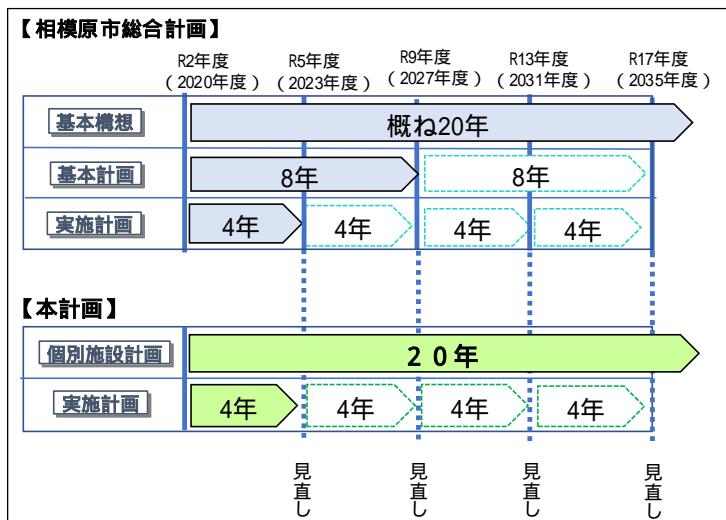
長寿命化とは、通常建築物の耐用年数(使用年数)とされる60年から、適切な老朽化対策を行うことで、長寿命化が図られ、より長い年数使用することが可能となることを言います。

これにより維持管理や更新時期を見据えた整備においてトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることを目指し、相模原市公共建築物長寿命化基本方針に基づき目標使用年数を概ね80年とします。

4 計画期間

学校施設を集中して整備した期間の施設の建替えが今後20年間に集中することが想定されるため、令和2(2020)年度から令和21(2039)年度の「20年間」を基本とします。相模原市総合計画策定方針における実施計画の4年ごとの見直しに合わせ、本計画についても20年間を基本としながら、具体的な実施計画として推進するため、4年ごとの見直しを行います。

図2 各計画の構成と期間



5 対象施設

本計画は市立学校106校(小学校70校、中学校35校、義務教育学校1校)を対象とします。

長寿命化改修の対象は校舎、屋内運動場、武道場とし、棟数は合計471棟、延床面積は約72万㎡です。

別棟のプール・倉庫等の付属施設は長寿命化改修の対象外とし、劣化が進み不具合を生じた際に事後保全として対応するものとします。なお、別棟の給食室については今後、学校給食のあり方をふまえて検討します。

6 SDGsとの関係

平成27(2015)年9月に開催された国連サミットにおいて、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

2030アジェンダは世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる総合的な取り組みとして採択され、「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため「持続可能な開発目標(SDGs)」として17のゴールが設定され、そのうち3つのゴールと関係を持つことから関連するSDGsの目標として設定します。



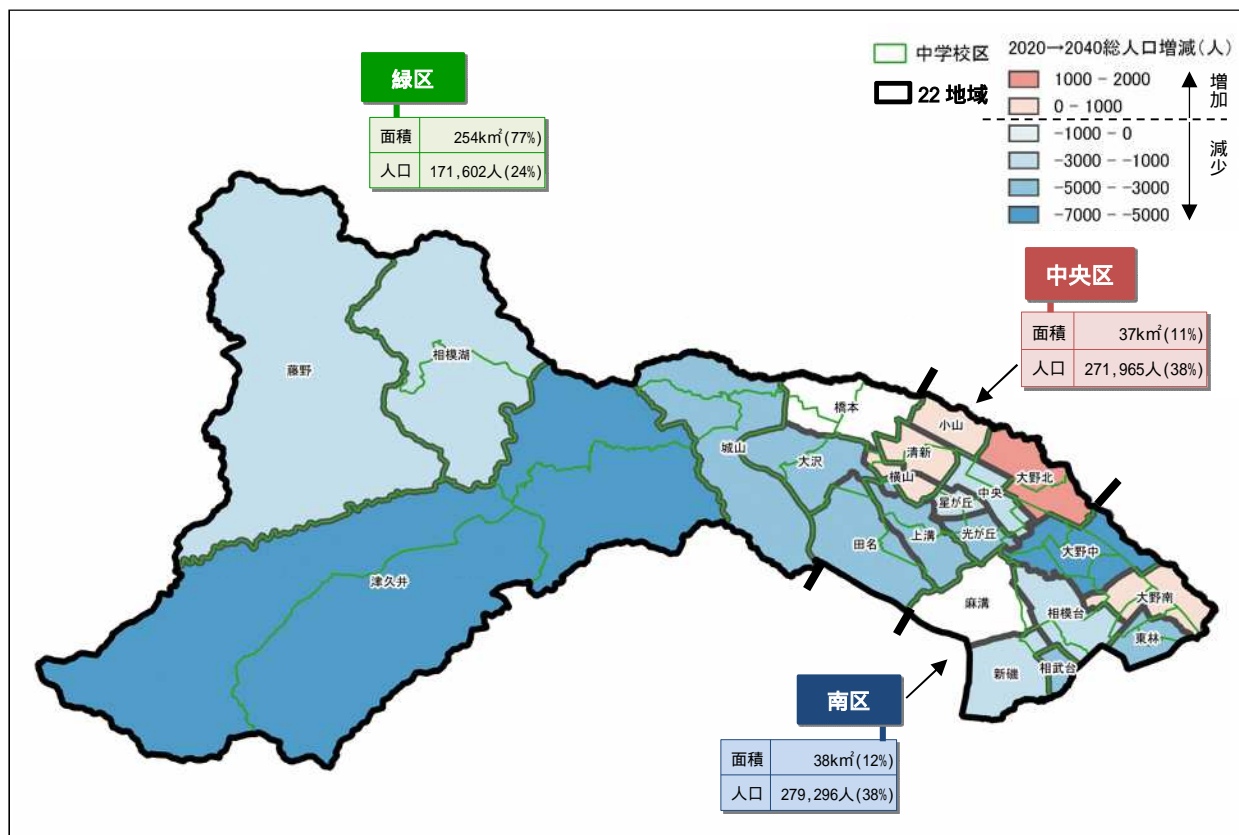
学校施設を取り巻く現状と課題

1 地域別状況の把握

本市は、3区・22地域に設定されており、22地域別の令和2（2020）年から令和22（2040）年の将来人口推計をみると、今後も増加するのは小山、清新、横山、大野北、大野南地域となっています。一方で、大きく減少するのは津久井と大野中地域で、5,000人以上の減少が見込まれています。そのほか、城山、大沢、田名、光が丘、上溝、東林、相武台地域も3,000人以上の減少予測となっています。

同じ市内であっても、山林や農地が多く美しい自然環境に恵まれた中山間地域から、商業機能などの都市機能や高層住宅が集積し都市づくりが進められている市街化が進んだ地域など、土地利用等の状況が大きく異なっています。そのため、地域によって学校を取り巻く状況も異なっており、例えば、今後も増加予測地域に立地する学校では教室不足にならないように対応することや、減少校が近接する地域では通学区域の見直しや余裕教室の活用を図るなど、学校規模や学校配置のあり方等の関連する施策と協調しながら、効率的、効果的な学校施設整備手法を検討する必要があります。

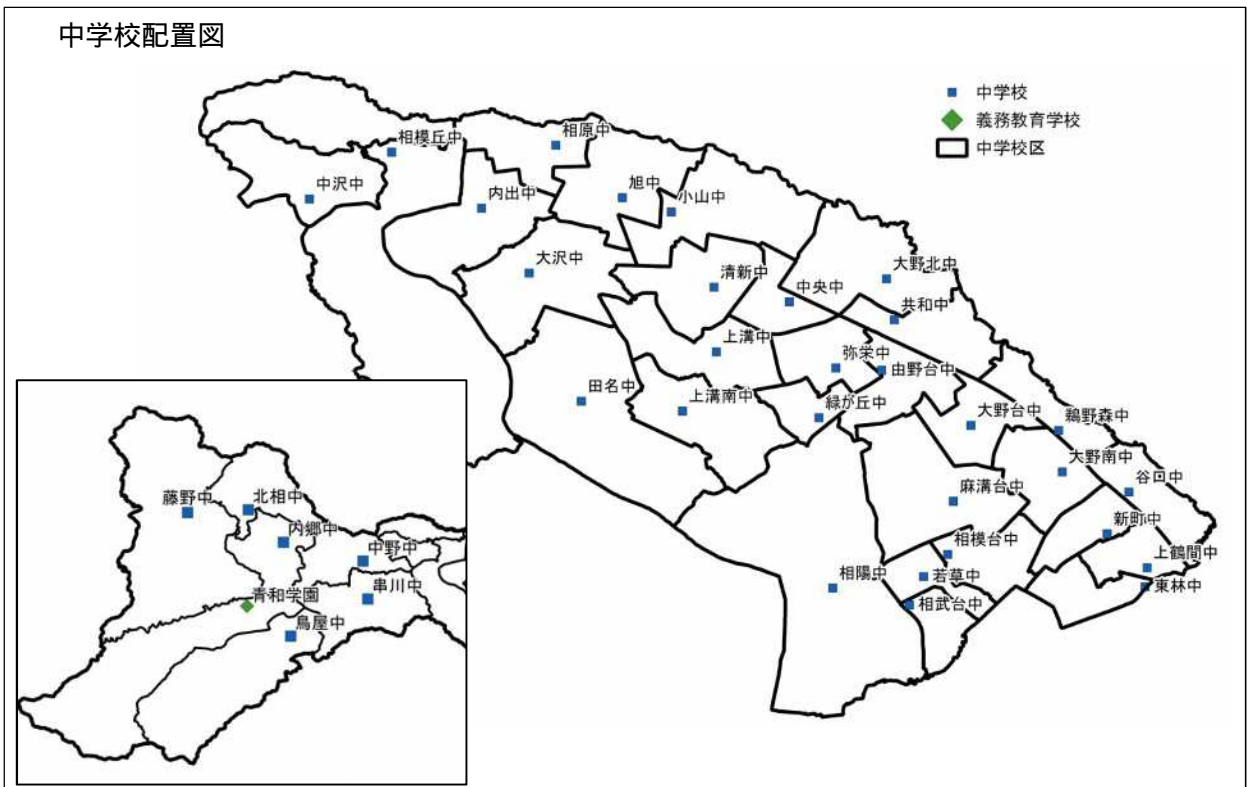
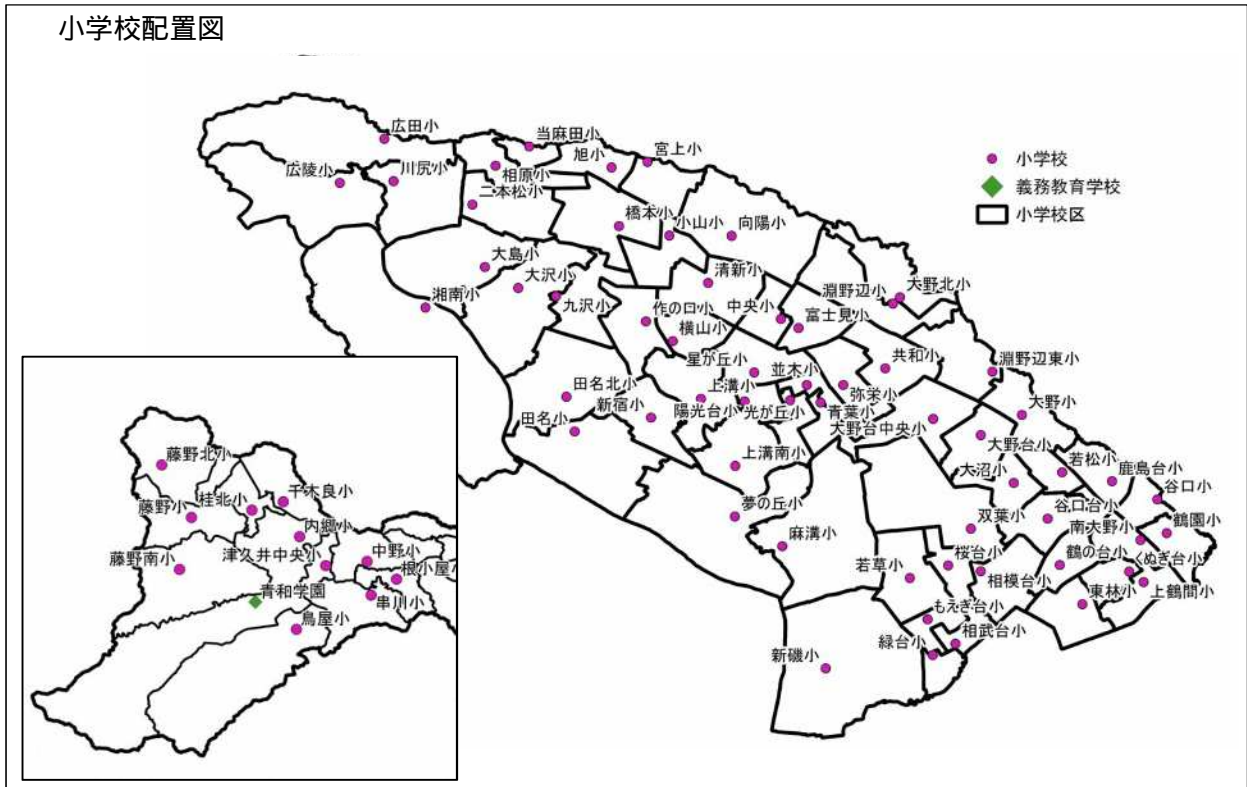
図3 地域別状況



地図データ出典：「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」より

各区人口：平成31年1月1日時点

図4 小・中学校配置図



2 児童生徒数・学級数の変化

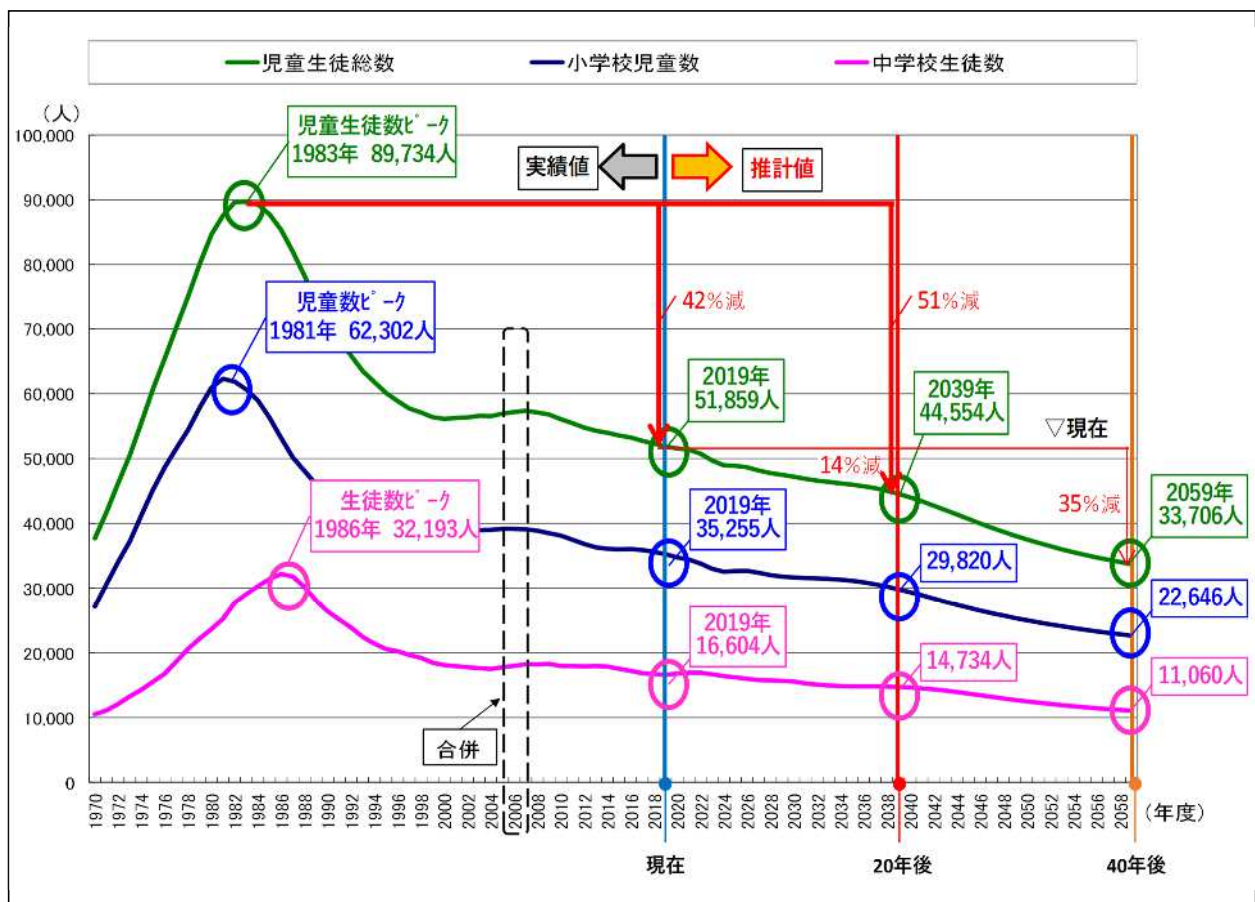
(1) 児童生徒数・学級数の推移及び将来予測

市全体

児童生徒数は、昭和58(1983)年の約9.0万人がピークで、その後減少傾向となっており、令和元(2019)年現在は約5.2万人、ピークから42%の減少となっています。

今後も減少傾向は続き、現在から20年後の令和21(2039)年には約4.5万人、14%の減少予測となっています。

図5 児童生徒数・学級数の推移及び将来予測



「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」の地区別将来人口より推計

小学校

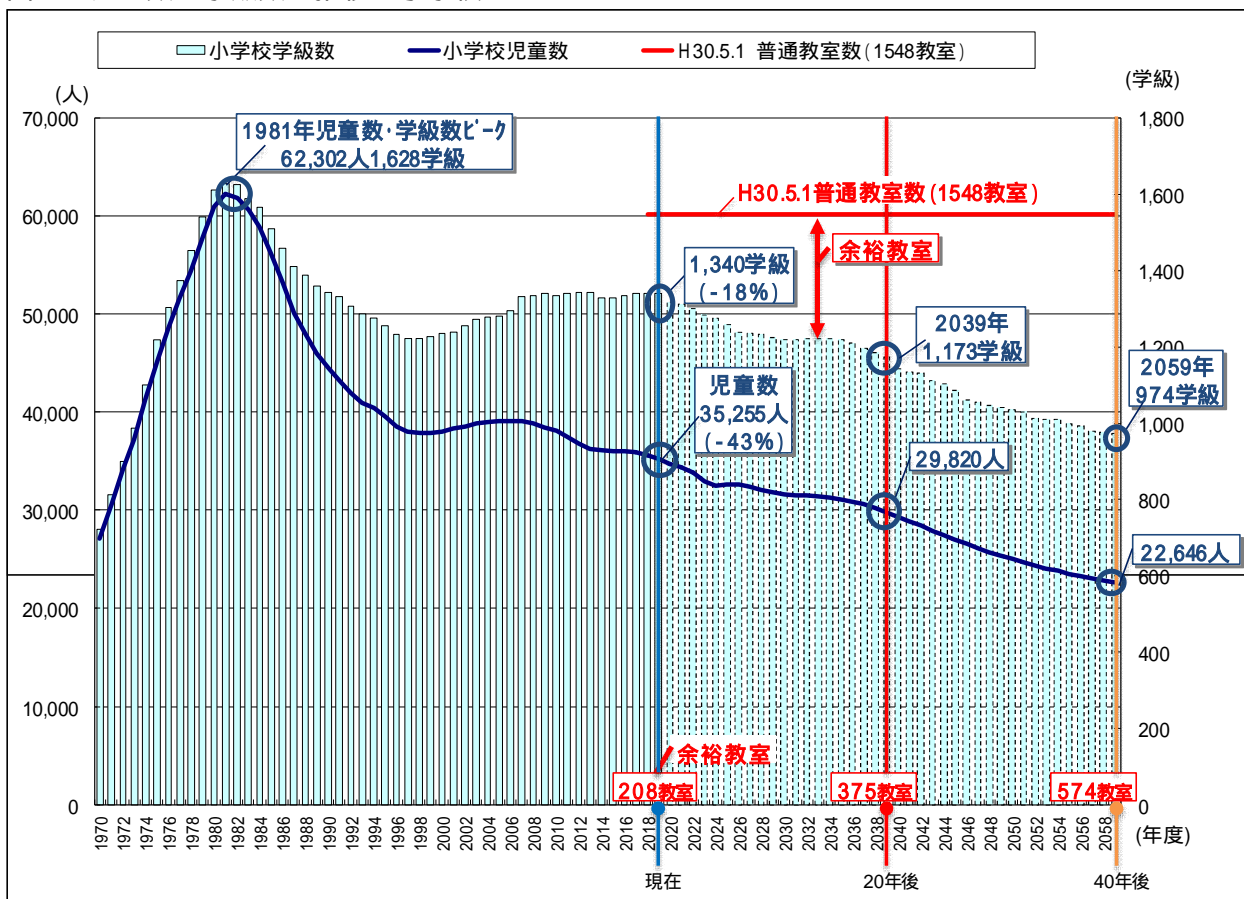
児童数は、昭和56(1981)年の約6.2万人がピークで、その後減少傾向となっており、令和元(2019)年は約3.5万人でピークから43%減少しています。

学級数は、昭和56(1981)年の1,628学級がピークとなり、令和元(2019)年現在は1,340学級でピークから18%減少しています。今後も減少傾向は続き、現在から20年後の令和21(2039)年に12%減少、40年後に27%減少する予測です。

反対に余裕教室は増加しており、現在は、学習環境等の変化等に対応するため普通教室を特別支援学級、少人数学級や多目的室等に転用し活用していますが、40年後では574教室・1校当たり平均8教室の余裕が予測され、現在の保有教室数を将来的には見直す必要が生じるものと見込まれます。

学級数とは同学年で編成するクラス、普通教室数とは校舎内の普通教室を示す。ピーク時は特別教室の転用や仮設校舎を使用するなど現在と状況が異なるため、下記の表は現在の普通教室と将来の余裕教室を比較している。

図6 児童数・学級数の推移<小学校>



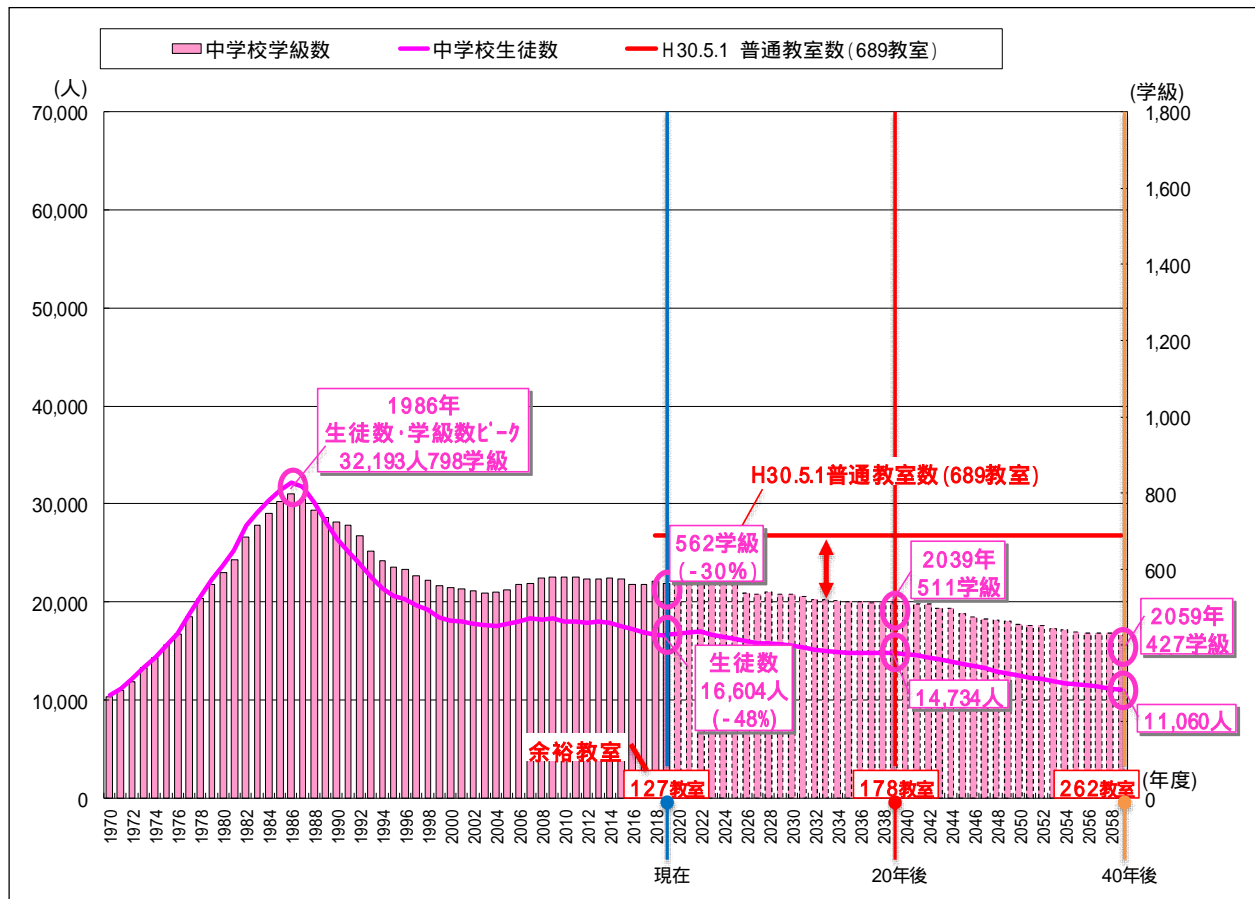
中学校

生徒数は、昭和61(1986)年の約3.2万人がピークで、その後減少傾向となっており、令和元(2019)年は約1.7万人でピークから48%減少しています。

学級数は、昭和61年の798学級がピークとなり、令和元(2019)年現在は562学級で、ピークから30%減少しています。今後も減少傾向は続き、現在から20年後の令和21(2039)年に9%減少、40年後に24%減少する予測です。

余裕教室は小学校と同様に増加しており、学習環境等の変化等に対応するため普通教室を特別支援学級、少人数学級や多目的室等に転用し活用していますが、40年後では262教室・1校当たり平均7教室の余裕が予測され、現在の保有教室数を将来的には見直す必要が生じるものと見込まれます。

図7 生徒数・学級数の推移<中学校>



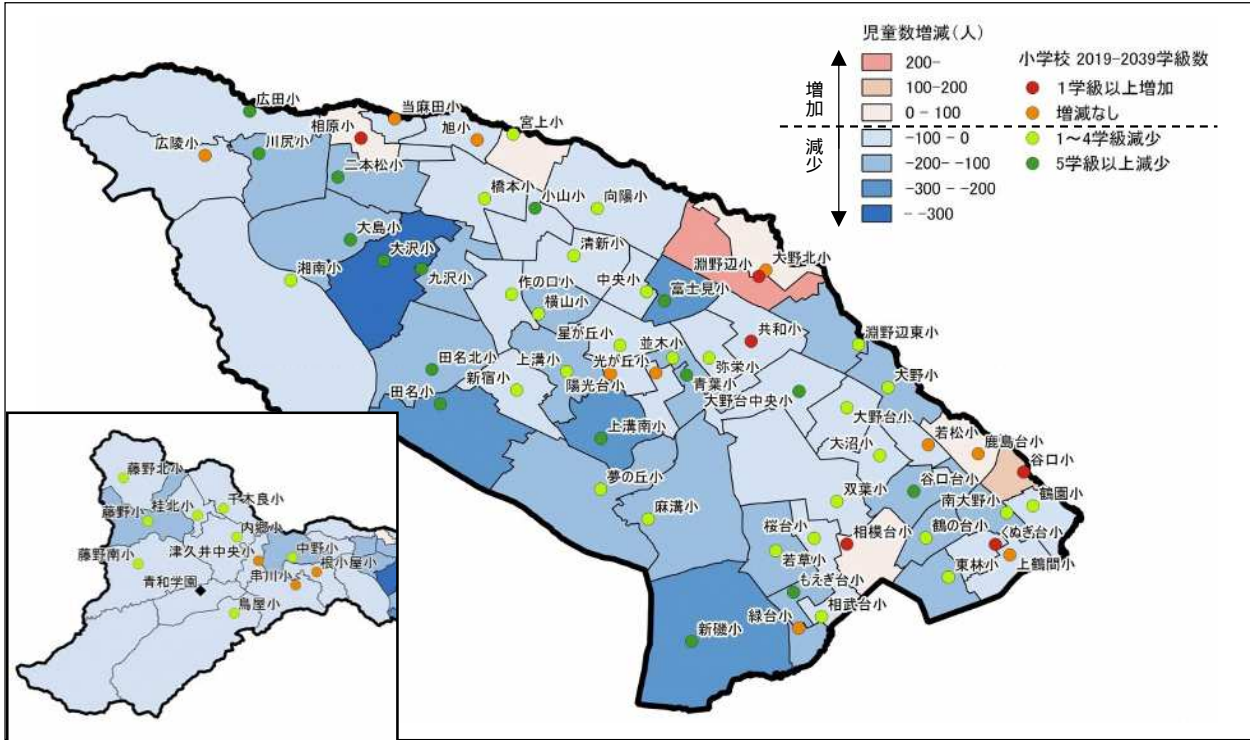
(2) 児童生徒数・学級数の分布予測

多くの地区の児童生徒数が減少傾向と予測されていますが、一部の地区で増加傾向が見られます。

小学校

淵野辺小学校や谷口小学校など7校では、現在から20年後の令和21(2039)年にかけて児童数の増加が予測されています。

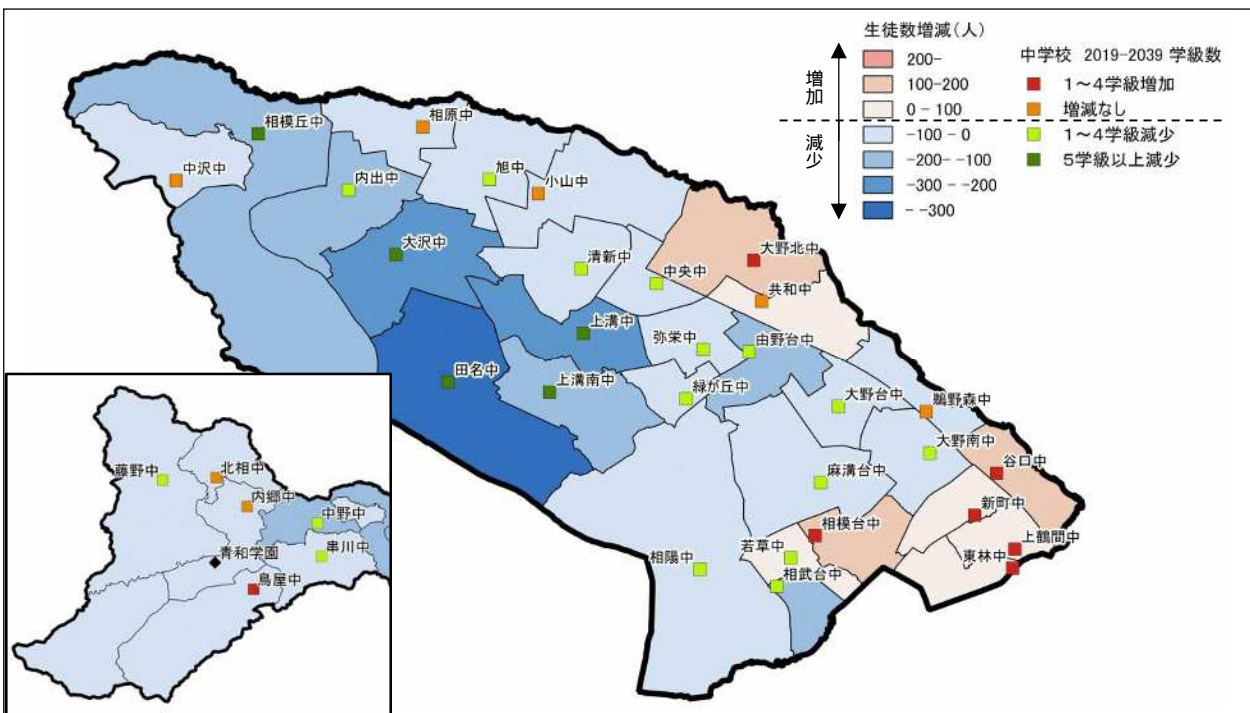
図8 児童数・学級数の分布予測<小学校>



中学校

大野北中学校や谷口中学校など8校では、現在から20年後の令和21(2039)年にかけて生徒数の増加が予測されています。

図9 生徒数・学級数の分布予測<中学校>



3 学校規模に対する課題

(1) 「望ましい学校規模のあり方」について

近年の少子化の進行による児童生徒数の減少や市町合併などにより、学校の取り巻く状況の大きな変化が生じる中、本市は、望ましい学校規模の実現及び学校規模に関連して発生する諸課題を解決するための基本的な考え方を整理し、取組の進め方等を示した「相模原市小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針」（以下「あり方基本方針」という。）を、平成29年3月に策定しました。

長寿命化計画の策定及び運用にあたっては、あり方基本方針の内容と協調を図り、進めていくことが重要となります。

基本方針では、児童生徒が多様な考え方に触れながら、良好な環境で学習することができる望ましい学校規模として、小学校は18～24学級（学年3～4学級）、中学校は15～21学級（学年5～7学級）と定めています。

また、そこから極端に外れる場合は教育活動に支障が生じるおそれがあるとして、小学校の11学級以下、中学校の5学級以下を過小規模校、小中学校ともに31学級以上を過大規模校と定めています。

A 過小規模校の発生又は発生見込地域

・津久井地域 4地区（城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区）

光が丘地区（光が丘周辺地域） 小学校4校

（光が丘、並木、陽光台、青葉（令和4年度に過小規模校になる予測））

相武台地区（相武台周辺地域） 小学校3校

（相武台（平成29年4月に過小規模校）、緑台、もえぎ台（令和2年度に過小規模校になる予測））

B 過大規模校の発生又は発生見込地域

橋本地区（橋本周辺地域） 小学校1校（橋本）

C 学校施設の容量に課題が生じる学校が発生する地域

学校規模は大きくないが、教室数の余裕がなくなることが予測される地域

大野南地区（相模大野周辺地域） 小学校4校（鹿島台、谷口、鶴園、南大野）

中学校1校（谷口）

(2) 地区の傾向（特性）に対する整備の方向性

建築物の老朽化は日々進行していくため、児童生徒の教育環境における快適性と安全性、災害時や地域コミュニティの中心となる公共の場、学校施設の将来的な利活用・複合化の対応ストック等、学校施設の特性を踏まえ、維持保全の改修等は、計画的に継続して行うことを基本とします。

学校施設の実態

1 保有施設の把握

(1) 計画対象施設

【対象施設の概要】

本市の保有する学校施設の校舎、屋内運動場、武道場は、小・中学校あわせて471棟、約72万㎡であり、主に校舎は鉄筋コンクリート造(RC造)、屋内運動場はRC造、鉄骨造(S造)で整備されています。

表1 計画対象施設 令和2年4月1日(見込み)

学校種別				棟用途別				構造別				
小学校	70校	293棟	436,488 m ²	校舎	224棟	47.6%	378,829 m ²	52.7%	RC造	225棟	378,829 m ²	
										S造	0棟	0 m ²
				屋内運動場	69棟	14.6%	57,659 m ²	8.0%	RC造	18棟	20,505 m ²	
									S造	51棟	37,154 m ²	
中学校	35校	175棟	275,575 m ²	校舎	132棟	28.0%	226,608 m ²	31.5%	RC造	132棟	226,420 m ²	
										S造	1棟	188 m ²
				屋内運動場	35棟	7.4%	46,974 m ²	6.5%	RC造	14棟	19,452 m ²	
									S造	22棟	27,522 m ²	
				武道場	8棟	1.7%	1,993 m ²	0.3%	RC造	1棟	308 m ²	
									S造	7棟	1,685 m ²	
義務教育学校	1校	3棟	6,822 m ²	校舎	2棟	0.4%	5,252 m ²	0.7%	RC造	2棟	5,252 m ²	
										S造	0棟	0 m ²
				屋内運動場	1棟	0.2%	1,570 m ²	0.2%	RC造	1棟	1,570 m ²	
									S造	0棟	0 m ²	
合計	106校	471棟	718,885 m ²	校舎	358棟	76.0%	610,689 m ²	84.9%	RC造	357棟	610,501 m ²	
										S造	1棟	188 m ²
				屋内運動場	105棟	22.3%	106,203 m ²	14.8%	RC造	32棟	41,527 m ²	
									S造	73棟	64,676 m ²	
				武道場	8棟	1.7%	1,993 m ²	0.3%	RC造	1棟	308 m ²	
								S造	7棟	1,685 m ²		
				合計	471棟	100.0%	718,885 m ²	100.0%	RC造	390棟	652,336 m ²	
									S造	81棟	66,549 m ²	

【小学校】

学校別の施設一覧は下表のようになります。

表2 小学校施設一覧

令和2年4月1日(見込み)

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築年度	校舎棟数	屋内運動場棟数	武道場棟数
1 新磯小学校	南区磯部1028番地5	12,136	6,021	S50	5	1	-
2 麻溝小学校	南区下溝713番地	15,146	6,975	S50	4	1	-
3 田名小学校	中央区田名5091番地1	18,945	6,898	S44	3	1	-
4 上溝小学校	中央区上溝7丁目6番1号	17,502	6,702	S46	5	1	-
5 星が丘小学校	中央区星が丘3丁目1番6号	26,050	7,859	S40	4	1	-
6 大沢小学校	緑区大島1566番地	21,587	6,371	S42	3	1	-
7 旭小学校	緑区橋本6丁目15番27号	17,590	5,663	S33	5	1	-
8 向陽小学校	中央区向陽町8番33号	29,455	6,782	S48	3	1	-
9 相原小学校	緑区相原4丁目13番14号	17,738	6,377	S37	6	1	-
10 大野小学校	南区古淵3丁目21番2号	20,676	7,456	S40	4	1	-

	名称	所在地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築 年度	校舎 棟数	屋内 運動場 棟数	武道場 棟数	
小学校	11 淵野辺小学校	中央区淵野辺4丁目6番22号	17,233	7,523	S34	4	1	-	
	12 南大野小学校	南区上鶴間1丁目5番1号	17,114	8,180	S39	5	1	-	
	13 谷口台小学校	南区文京2丁目12番1号	25,311	7,925	S38	4	1	-	
	14 中央小学校	中央区富士見1丁目3番22号	22,511	9,398	S39	5	1	-	
	15 清新小学校	中央区清新3丁目16番6号	28,925	9,578	S42	4	1	-	
	16 相模台小学校	南区南台6丁目5番1号	20,313	6,328	S34	4	1	-	
	17 東林小学校	南区相南2丁目3番1号	21,005	8,372	S40	5	1	-	
	18 相武台小学校	南区相武台団地2丁目5番1号	20,546	8,784	S42	9	1	-	
	19 光が丘小学校	中央区光が丘2丁目19番1号	18,856	7,026	S43	4	1	-	
	20 大沼小学校	南区東大沼3丁目20番1号	19,982	7,414	S43	3	1	-	
	21 共和小学校	中央区高根1丁目16番13号	18,200	6,675	S43	4	1	-	
	22 桜台小学校	南区相模台7丁目7番1号	21,434	8,297	S44	4	1	-	
	23 上鶴間小学校	南区上鶴間4丁目7番1号	15,467	6,229	S45	4	1	-	
	24 横山小学校	中央区横山台2丁目35番1号	21,719	6,602	S46	4	1	-	
	25 鶴の台小学校	南区旭町24番5号	21,147	6,018	S46	4	1	-	
	26 鹿島台小学校	南区上鶴間本町1丁目9番1号	18,683	5,600	S47	3	1	-	
	27 緑台小学校	南区新磯野3丁目10番23号	17,349	4,841	S47	2	1	-	
	28 橋本小学校	緑区橋本1丁目12番20号	18,381	6,718	S49	5	1	-	
	29 大野台小学校	南区大野台8丁目1番15号	18,907	8,209	S49	6	1	-	
	30 並木小学校	中央区並木2丁目16番1号	16,010	6,584	S49	3	1	-	
	31 作の口小学校	緑区下九沢459番地1	23,634	6,885	S49	6	1	-	
	32 大野北小学校	中央区淵野辺2丁目34番1号	14,306	6,279	S49	2	1	-	
	33 鶴園小学校	南区上鶴間本町7丁目8番1号	15,715	5,116	S50	2	1	-	
	34 くぬぎ台小学校	南区上鶴間5丁目7番1号	16,089	6,087	S50	3	1	-	
	35 双葉小学校	南区双葉1丁目2番15号	20,296	5,844	S50	2	1	-	
	36 陽光台小学校	中央区陽光台1丁目15番1号	15,883	5,811	S50	3	1	-	
	37 若草小学校	南区新磯野2329番地	17,520	6,009	S50	2	1	-	
	38 上溝南小学校	中央区上溝782番地1	16,634	5,230	S51	3	1	-	
	39 大島小学校	緑区大島1121番地19	16,370	6,582	S51	3	1	-	
	40 二本松小学校	緑区二本松2丁目9番1号	16,052	5,268	S51	3	1	-	
	41 田名北小学校	中央区田名1932番地1	15,722	5,410	S52	3	1	-	
	42 弥栄小学校	中央区弥栄3丁目1番10号	20,990	5,943	S53	2	1	-	
	43 青葉小学校	中央区並木4丁目8番4号	16,680	5,175	S52	3	1	-	
	44 大野台中央小学校	南区大野台2丁目26番8号	15,299	6,796	S52	3	1	-	
	45 宮上小学校	緑区橋本4丁目11番1号	11,042	5,507	S53	3	1	-	
	46 九沢小学校	緑区大島1859番地3	16,021	5,544	S54	4	1	-	
	47 谷口小学校	南区上鶴間本町5丁目13番1号	13,898	5,334	S55	1	1	-	
	48 淵野辺東小学校	中央区東淵野辺3丁目17番1号	15,954	6,394	S56	4	1	-	
	49 若松小学校	南区若松2丁目22番1号	14,905	5,001	S57	3	1	-	
	50 新宿小学校	中央区田名7019番地	14,542	5,336	S58	3	1	-	
	51 当麻田小学校	緑区相原1丁目14番1号	16,676	5,266	S61	3	1	-	
	52 もえぎ台小学校	南区新磯野2丁目41番16号	17,949	5,989	S50	4	1	-	
	53 夢の丘小学校	南区当麻490番地2	15,561	9,748	H13	1	1	-	
	54 富士見小学校	中央区富士見2丁目4番1号	14,890	9,436	H13	1	1	-	
	55 小山小学校	中央区小山4丁目3番2号	18,314	11,022	H14	1	1	-	
	56 川尻小学校	緑区久保沢2丁目22番2号	16,984	6,243	S38	2	1	-	
	57 湘南小学校	緑区小倉1573番地	11,756	2,267	S53	1	1	-	
	58 広陵小学校	緑区若葉台4丁目3番地1	14,753	5,629	S52	2	1	-	
	59 広田小学校	緑区広田9番5号	13,516	5,458	S56	2	1	-	
	60 中野小学校	緑区中野600番地	16,387	6,650	S47	5	1	-	
	61 根小屋小学校	緑区根小屋1580番地	16,579	4,448	S50	2	1	-	
	62 串川小学校	緑区長竹1424番地	11,872	5,723	S49	2	1	-	
	63 津久井中央小学校	緑区三ヶ木39番地7	15,316	4,784	S51	2	1	-	
	64 鳥屋小学校	緑区鳥屋1321番地3	11,322	3,621	S54	1	1	-	
	66 桂北小学校	緑区与瀬877番地	8,982	5,058	H6	1	1	-	
	67 千木良小学校	緑区千木良1035番地	8,943	3,985	S63	2	1	-	
	68 内郷小学校	緑区寸沢嵐833番地	13,462	5,013	H6	1	1	-	
	69 藤野北小学校	藤野町佐野川1901番地	5,460	1,600	S62	1	0	-	
	70 藤野小学校	藤野町日連549番地	10,113	3,270	S51	3	1	-	
	71 藤野南小学校	藤野町牧野4327番地	9,166	2,322	S50	1	1	-	
	小学校計			1,193,315	436,488		224	69	0

表3 中学校施設一覧

令和2年4月1日(見込み)

名称		所在地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築 年度	校舎 棟数	屋内 運動場 棟数	武道場 棟数	
中 学 校	1	相陽中学校	南区磯部1540番地	31,628	8,923	S42	6	1	-
	2	上溝中学校	中央区横山5丁目19番54号	57,322	9,841	S42	6	1	-
	3	田名中学校	中央区田名5250番地1	23,338	8,831	S48	4	1	-
	4	大沢中学校	緑区大島1800番地	23,658	8,687	S45	5	1	-
	5	旭中学校	緑区橋本1丁目12番15号	43,965	8,908	S37	4	1	-
	6	大野北中学校	中央区淵野辺2丁目8番40号	47,992	8,913	S35	6	1	-
	7	大野南中学校	南区文京1丁目10番1号	35,627	10,071	S35	5	1	-
	8	相模台中学校	南区桜台20番1号	28,242	9,188	S41	5	1	-
	9	清新中学校	中央区清新8丁目5番1号	25,660	10,289	S45	4	1	-
	10	上鶴間中学校	南区上鶴間4丁目14番1号	24,760	9,585	S45	6	1	-
	11	麻溝台中学校	南区麻溝台4丁目12番1号	20,782	9,441	S47	4	1	-
	12	共和中学校	中央区共和1丁目3番10号	20,023	9,703	S48	5	1	-
	13	緑が丘中学校	中央区緑が丘1丁目28番1号	24,261	9,309	S49	4	1	-
	14	大野台中学校	南区大野台8丁目2番1号	23,564	9,562	S49	4	1	-
	15	相武台中学校	南区新磯野5丁目1番10号	33,449	9,509	S50	5	1	-
	16	谷口中学校	南区上鶴間本町4丁目13番43号	17,452	6,616	S51	4	1	-
	17	中央中学校	中央区富士見1丁目3番17号	21,783	6,615	S52	6	1	-
	18	新町中学校	南区相模大野9丁目14番1号	17,742	7,182	S53	3	1	-
	19	弥栄中学校	中央区弥栄3丁目1番7号	20,554	8,294	S54	4	1	1
	20	相原中学校	緑区橋本8丁目12番1号	22,485	8,078	S54	3	1	1
	21	上溝南中学校	中央区上溝2322番地2	24,997	7,164	S55	5	1	1
	22	小山中学校	中央区小山4丁目3番1号	21,000	7,926	S57	3	1	1
	23	若草中学校	南区新磯野2046番地	20,570	6,959	S57	2	1	1
	24	由野台中学校	中央区由野台3丁目1番3号	20,996	7,205	S57	3	1	1
	25	内出中学校	緑区下九沢2845番地	20,262	8,043	S58	2	1	-
	26	鶴野森中学校	南区鶴野森1丁目11番1号	19,895	7,731	S59	4	1	-
	27	東林中学校	南区上鶴間8丁目21番1号	20,814	7,533	S59	2	1	-
	28	相模丘中学校	緑区久保沢2丁目22番4号	30,210	7,716	S37	3	1	1
	29	中沢中学校	緑区城山2丁目7番1号	26,147	6,000	S60	2	1	-
	30	中野中学校	緑区中野960番地	17,059	7,647	S53	3	1	1
	31	串川中学校	緑区長竹1469番地	17,214	6,306	S57	1	1	-
	32	鳥屋中学校	緑区鳥屋1339番地	10,497	3,536	S59	1	1	-
	34	北相中学校	緑区与瀬1019番地5	19,876	4,301	S54	1	1	-
	35	内郷中学校	緑区寸沢嵐2742番地4	23,961	4,963	S62	1	1	-
	36	藤野中学校	緑区小淵2082番地	13,680	5,000	S47	6	1	-
	中学校計			871,465	275,575		132	35	8

【義務教育学校】

表4 義務教育学校施設一覧(予定)

令和2年4月1日(見込み)

名称		所在地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築 年度	校舎 棟数	屋内 運動場 棟数	武道場 棟数
1 青和学園		緑区青野原1250番地1	22,325	6,822	H14	2	1	-
義務教育学校計			22,325	6,822		2	1	0

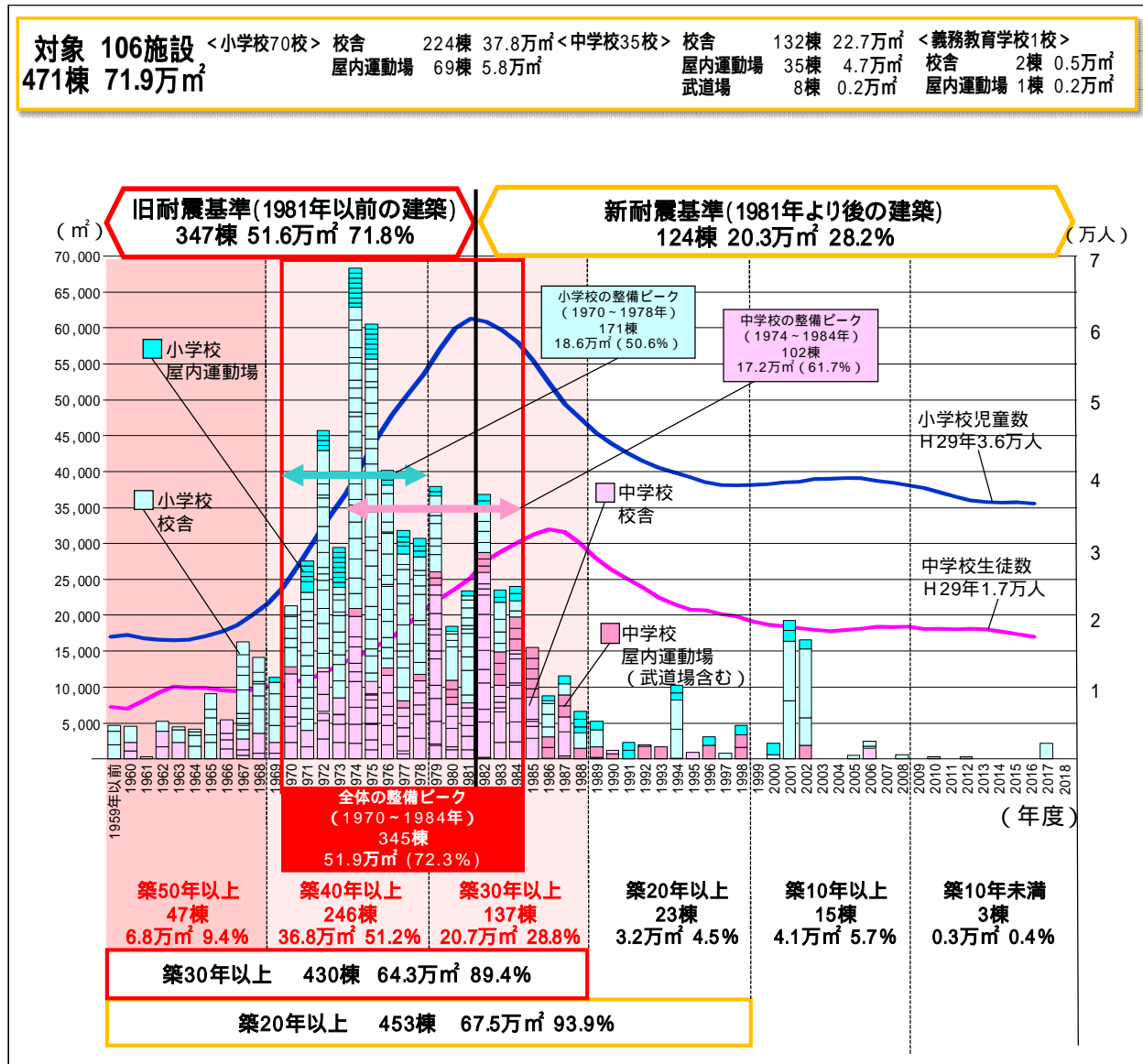
建築年度は校舎の最も古い棟の建築年を代表として記載している。

出典：令和元(2019)年度 学校施設台帳を集計

(2) 築年別整備状況

本市の現在保有する学校施設の建築時期は、昭和33(1958)年に始まり、児童生徒の急増に対応する昭和45(1970)年～昭和59(1984)年の15年間に集中しています。この期間に345棟、延床面積で約51.9万㎡を整備しており、総保有床面積の72.3%にあたります。

図10 市全体の校舎・屋内運動場の築年別整備状況



築年は、2019年時点

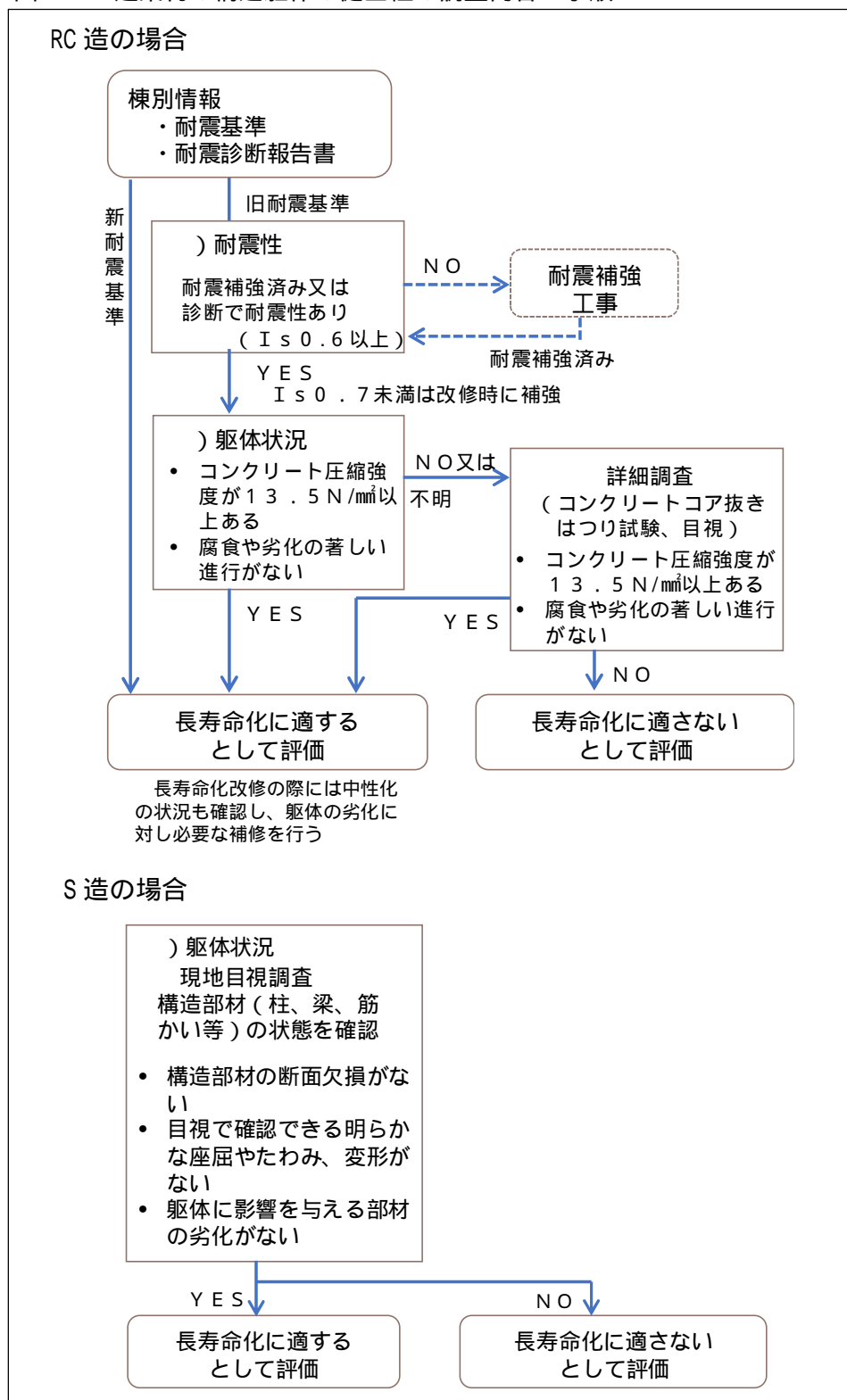
2 対象建築物の構造躯体の健全性の把握

(1) 調査概要

施設の長寿命化を検討するには、建築物の耐震性や構造躯体の健全性を把握する必要があります。そのため施設ごとに耐震性の有無、コンクリートの劣化状況や圧縮強度等を調査します。

本調査では、過去に建築物の耐震性を確認するために行った調査報告書を用い、必要により詳細調査を行った上で構造躯体の健全性・長寿命化適否の評価を行いました。

図 1 1 建築物の構造躯体の健全性の調査内容・手順



耐震性の調査

建築物の建築年度により、耐震基準の新旧を確認しました。旧耐震基準(昭和56年以前に建築された建築物が該当)の建築物においては、過去行われた耐震診断の報告書や耐震補強工事実績により、耐震性の確保がされているか確認しました。

旧耐震・新耐震...建築物の設計において適用される、耐震性の構造基準。建築基準法の改正時期により、昭和56(1981)年6月1日以前の基準を旧耐震基準、それ以降の基準を新耐震基準と呼ぶ。

躯体状況の調査

「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」(平成29年3月文部科学省)(以下「文科省解説書」という。)に準じ、旧耐震基準の建物について、改正後の耐震基準に基づき耐震性を診断した際のコンクリート圧縮強度が13.5N/mm²以上あるかについて調査しました。

圧縮強度が13.5N/mm²以下の場合、コンクリートコア抜き調査・はつり調査、コンクリート圧縮強度の再調査、腐食や劣化の状況、中性化深さの確認、その結果圧縮強度や躯体、内部鉄筋に大きな問題がない建築物を「長寿命化に適する」と評価しました。

鉄骨造(S造)においては現地目視により、構造部材の腐食や劣化の著しい進行がないか確認しました。建築物の柱、梁、筋かい等を調査し、鉄骨が、

- ・構造部材の断面欠損がない
- ・目視で確認できる明らかな座屈やたわみ、変形がない
- ・躯体に影響を与える部材の劣化がない

などの状況になっていなければ、「長寿命化に適する」と評価しました。

実際の長寿命化改修実施段階には中性化等の状況もあわせて判断し、長寿命化改修前や本計画の見直しの時点には構造体の劣化度の確認調査を行います。

(2)調査結果

耐震性

旧耐震基準の建築物については、過去に耐震診断を行い、耐震性に疑問ありとされた建築物は補強工事を行っています。このためすべての建築物において、一定の耐震基準を満たして整備しています。

図12 耐震性の状態

耐震基準	旧耐震 347棟(73.7%)	新耐震 124棟(26.3%)	全471棟
耐震診断	補強必要 230棟(66.2%)	補強不要 117棟(33.5%)	
耐震補強	補強済 230棟(100%)		

躯体状況

耐震診断報告書及び現地調査の結果、鉄筋コンクリート造（RC造）においては、ほとんどの建築物は「長寿命化に適する」と評価しましたが、一部コンクリート圧縮強度が低い建築物があり、これは「長寿命化に適さない」と評価しました。

鉄骨造（S造）においては、一部の鉄骨部材に錆等の進行がみられる箇所がありますが、大きく問題のある劣化はみられず、全棟「長寿命化に適する」との評価となりました。

3 対象建築物の構造躯体以外の劣化状況の把握

(1) 調査概要

本調査は対象建築物全棟において、文科省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」に基づき、建築物ごとの屋根・屋上、外壁、設備機器等について、目視や改修履歴の確認により、劣化状況を明らかにしました。各棟の状況を把握することで、本市の傾向をつかみ、計画策定に向けた施設整備の優先順位付けやコスト検討の基礎資料としました。

調査方法

- ・ 建築（屋根・屋上、外壁、外部開口部）は、現地状況を目視確認しました。
- ・ 建築（内部仕上）、設備（電気設備、給排水・衛生設備）は建築または改修からの経過年数及び現地状況を目視確認しました。

目視等の確認結果より、調査部位ごとに、概ね良好である「A」から早急に対応する必要がある「D」までの下記の4段階で評価しました。

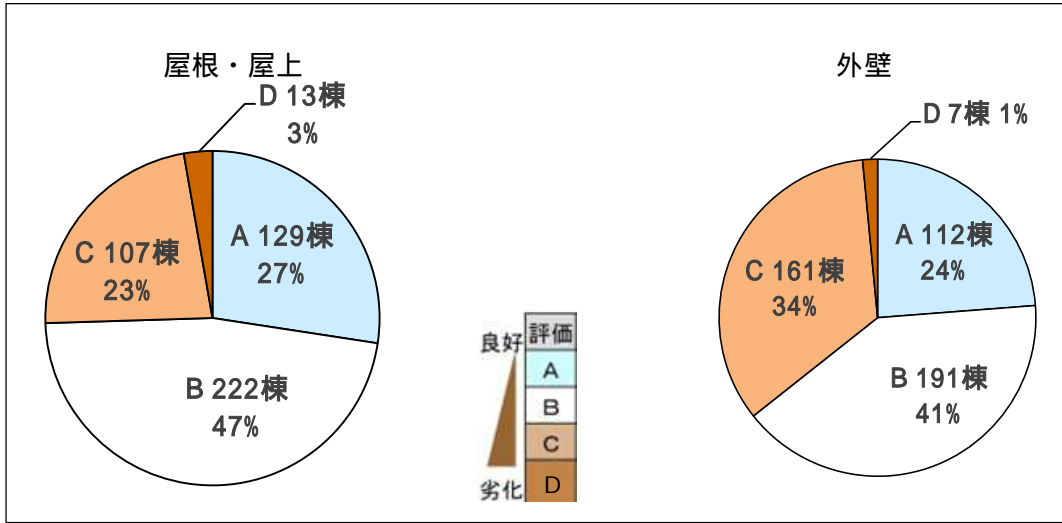
図13 目視に基づく評価

	評価	基準
良好 ▲ 劣化	A	概ね良好
	B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)
	C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)
	D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている)等

(2) 調査結果

現地調査より、劣化状況のそれぞれの部位による4段階の評価別棟数を示し、建築物の耐久性に大きな影響があると思われる「屋根・屋上」、「外壁」についての劣化傾向を検証しました。

図 1 4 劣化状況の調査結果（目視による外部劣化の状況）

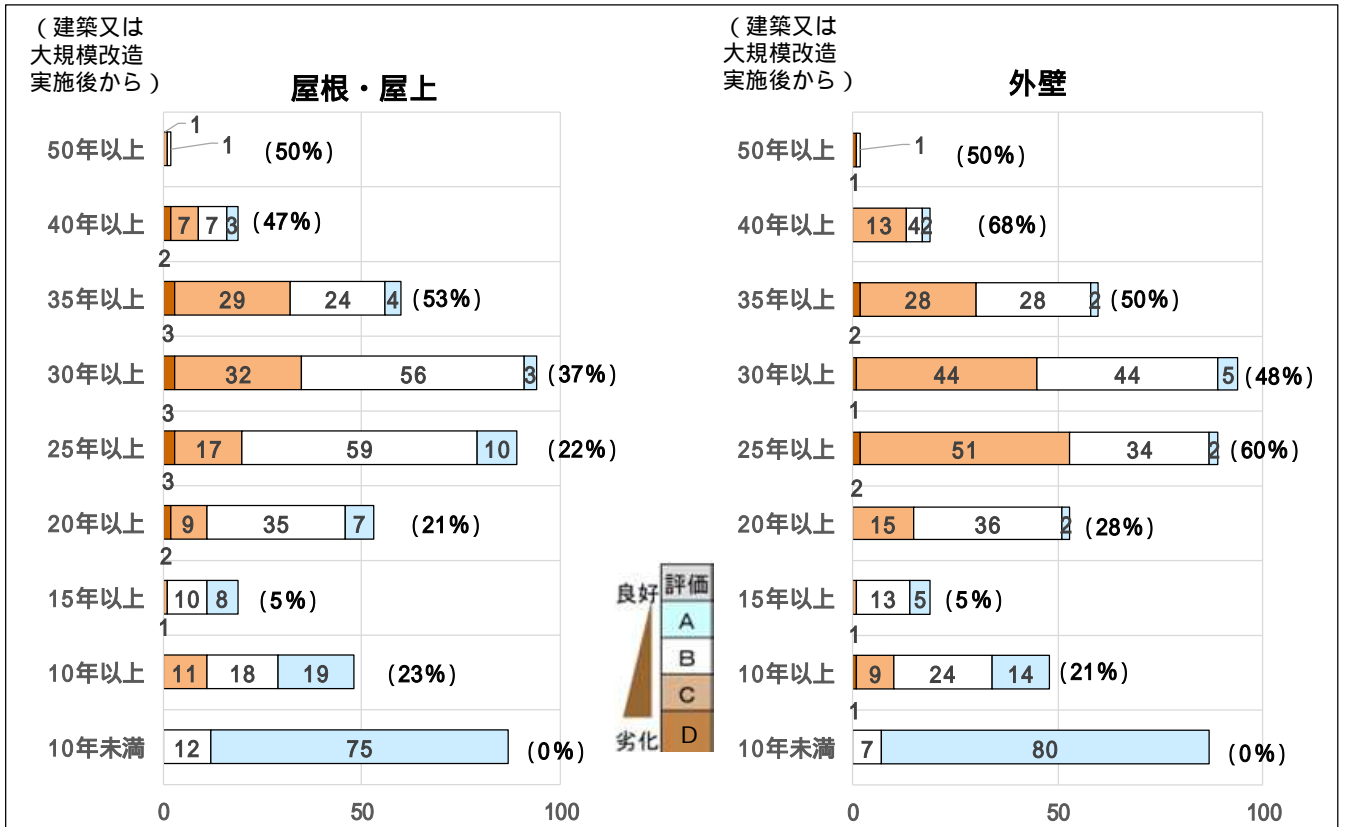


劣化度 4 段階評価において、C D 評価は屋根・屋上で全体の 26%、外壁で全体の 35% を占め、そのうち D 評価が屋根・屋上では 3%、外壁では 1% で、早急な対応が必要となっています。

劣化状況と経過年数の関連性を検証するため、建築後または大規模改造を行っている棟は改造後の年数ごとの劣化度を表すと下図のようになりました。

外部の劣化の進行は建築後から現在に至るまで未改修の棟と、過去に改修後、年数が経過した棟の両方に見られました。

図 1 5 経過年数ごとの分布（大規模改造実施済み又は大規模改造未実施からの経過年数による劣化状況）



4 まとめ

(1) 整備の状況

構造躯体の健全性

耐震性については、全ての建築物において一定の基準を満たしており、長寿命化に適すると評価しました。また、コンクリート圧縮強度が低い一部の建築物は、長寿命化に適さないと評価しました。

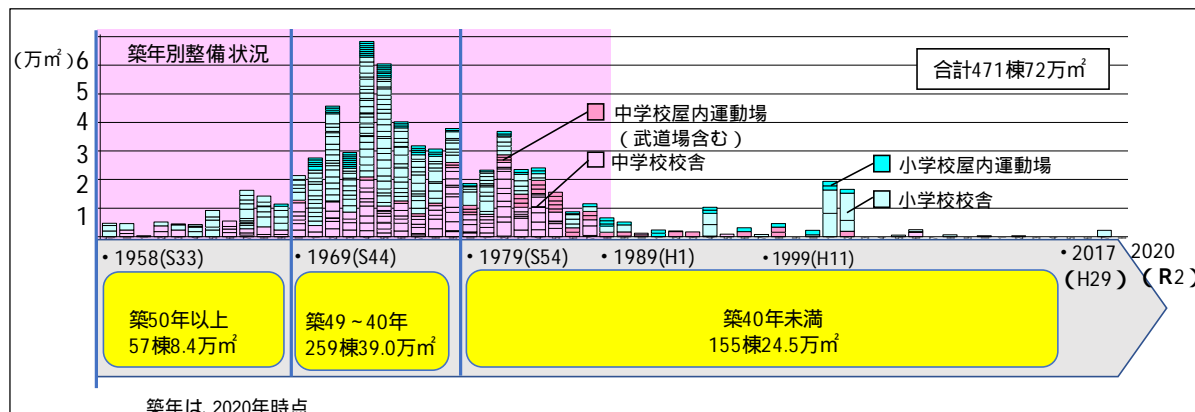
構造躯体以外の劣化状況

建築物の耐久性への影響の大きい屋根・屋上や外壁については、全体の30%程度の建築物で屋根・屋上や外壁の広範囲に劣化がみられました。

保有状況と分類について

保有施設を、計画策定年度の2020年時点の築年数で「築50年以上」経過、「築40年～49年以上」経過、「築40年未満」経過と分類しました。

図16 築年別整備状況



「 」は57棟・8.4万㎡(12%)が該当します。この分類の建築物は、長寿命化の目標使用年数80年に対して残り年数が30年以下になります。また、全て過去に大規模改造を行っていますが、実施から20年以上経過し、建築物の外部の劣化が再度進行するものが増えてきています。

「 」は259棟・39.0万㎡(54%)と建設が集中した時期です。この分類の建築物は多くが過去に大規模改造を実施していますが、築40年前後の棟に大規模改造未実施で建築物外部の劣化が進行しているものがあります。

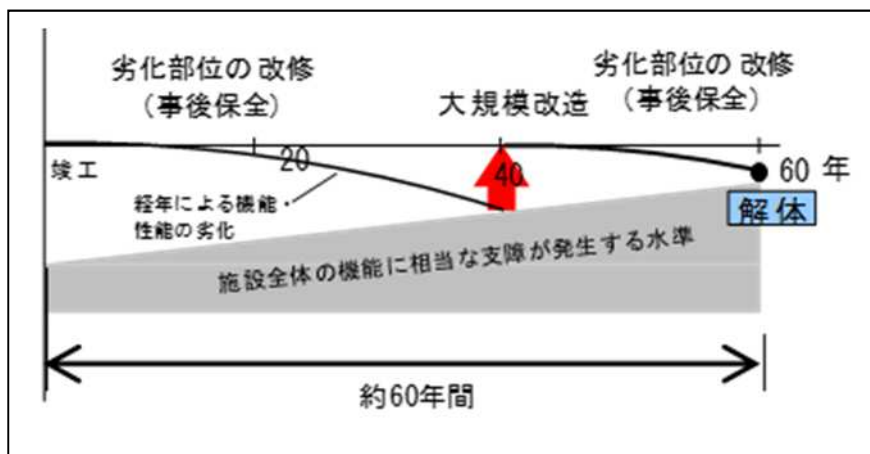
「 」は155棟・24.5万㎡(34%)が該当します。155棟のうち、119棟が築30年以上を経過し、築30年未満の建築物は36棟となります。この分類の建築物は大規模改造未実施のものが多く、築20年以上では建築物外部の劣化が進行しています。

(2) これまでの改修・更新状況

整備サイクルの現状

本市の学校校舎等の建築物は、耐用年数を60年として、建築後30年程度で大規模な改修、60年で建替えが予定されてきました。整備サイクルについては、建築後20～30年程度で建築物の内外部・設備を改修する大規模改造工事を行ってきましたが、近年は築後40年程度で実施しています。なお、過去に大規模改造工事を実施している建築物で、その後の経年により老朽化が進んでいるものもあります。また、現時点においては60年を経過し建替えを実施した例はありません。

図17 これまでの整備のイメージ(築60年型整備)



大規模改造

経年により通常発生する建築物全体の損耗、機能低下に対する復旧措置(機能回復)を行う改修

中規模改修(事後保全)

建築物等の部位や部品に不具合の故障が生じた後に、修繕若しくは交換し、性能・機能を所定の状態に戻す保全の方法の改修

保有施設の状況における分類

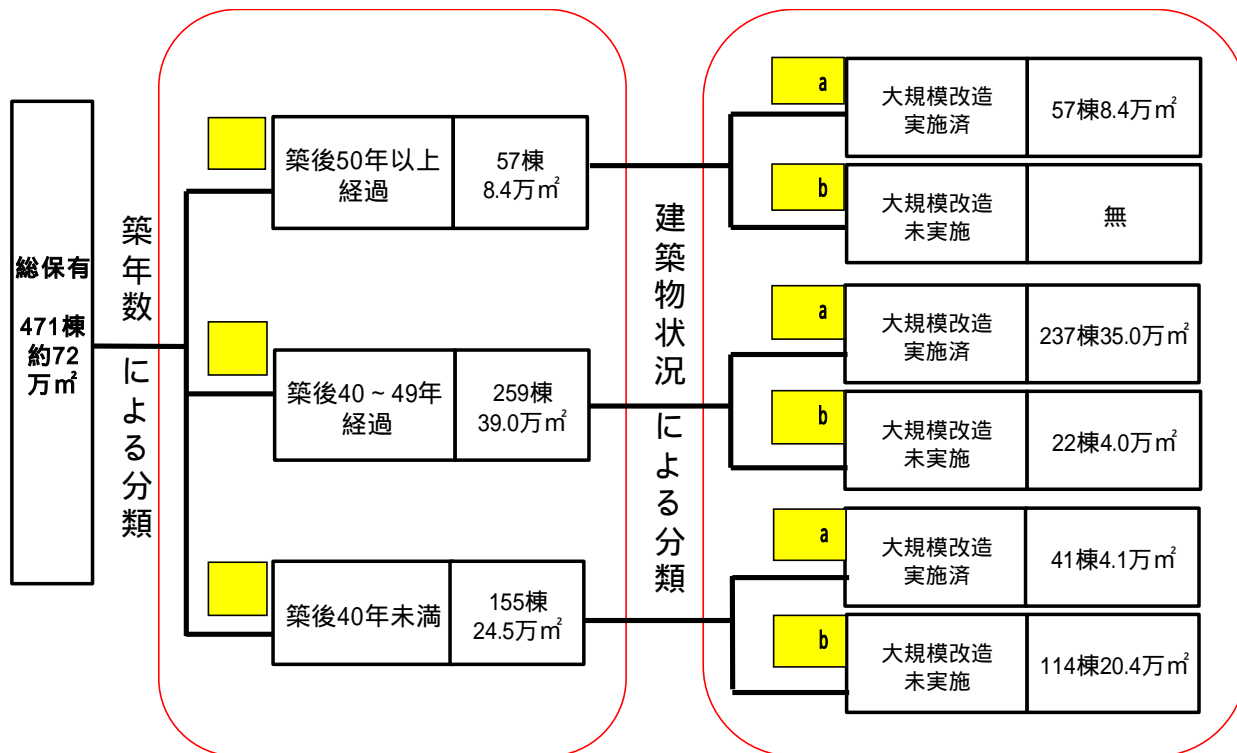
80年間建築物を使用し続けるためには、躯体に対する補修や建築物外部、内部の改修、設備等の更新といった長寿命化のための改修工事が数回必要となります。本市では、大規模改造については一定の築年を経た建築物から計画的に実施してきていますが、劣化事象の顕在化した箇所については「事後保全」的に修繕対応を行っています。

このような「事後保全」の対応で、長期的に対処療法としての修繕を繰り返すことは、建築物の構造躯体の劣化を進めるおそれもあります。

このため、定期的な劣化状況の確認を行ったうえで計画的に改修等を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」の管理を行う必要があります。適切な老朽化対策を行うことで、施設をより長い年数使用することが可能となり、トータルコストの縮減につながります。

前述の築年数による「Ⅰ」～「Ⅲ」の分類を、さらに建築物の改修履歴で「a：大規模改造実施済み」と「b：大規模改造未実施」に分類しました。

図18 築年数と建築物の状況（改修履歴）による分類



築年は計画策定年度の2020年時点

築年数と建築物の状況（改修履歴）による分類の特色

築年数と建築物の状況による分類と、劣化状況の傾向をまとめました。

- a：今後、築 60 年を経過し始める。改修後経年により劣化している。
- b：対象施設無し
- a：近年に改修をした棟は良好だが、改修後 30 年経過の棟もあり劣化している。
- b：全体的に劣化が著しく早急に改修の必要がある。
- a：近年に改修の棟が多く状態は良好。
- b：築 40 年を控える棟は劣化が目立つ。

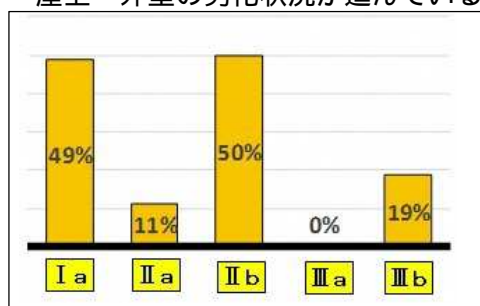
図 19 分類ごとの劣化状況（抜粋）

分類	建物基本情報									構造躯体の健全性					劣化状況								
	学校番号	施設名	棟	構造	階数	延床面積 (m ²)	建築年度		築年数	耐震安全性			長寿命化判定		判定	屋根・屋上	外壁	外部開口部	内部	電気設備	給排水設備		
							西暦	和暦		基準	診断	補強	調査年度	(N/mm ²) 圧縮強度								(mm) 中性化深さ	
a	57棟	7	旭小	C	RC	2	783	1958	S33	61	旧	済	-	S63	23.1	10.5	長寿命	B	C	B	B	B	B
		11	淵野辺小	B-1	RC	3	2,024	1959	S34	60	旧	済	済	H1	26.9	16.8	長寿命	C	C	B	B	B	B
		505	旭中	B	RC	3	1,458	1969	S44	51	旧	済	済	H9	29.4	8.0	長寿命	C	B	B	B	B	B
		22	桜台小	B	RC	3	2,161	1969	S44	51	旧	済	済	H1	33.0	11.3	長寿命	B	B	B	B	B	B
a	237棟	23	上鶴間小	A-1	RC	3	1,299	1970	S45	50	旧	済	済	H7	32.2	0.0	長寿命	B	C	B	B	B	B
		509	清新中	A-1	RC	3	2,297	1970	S45	50	旧	済	済	H4	22.5	17.5	長寿命	B	B	B	B	B	B
		42	田名北小	A	RC	4	1,965	1977	S52	42	旧	済	済	H9	26.2	13.8	長寿命	A	A	A	A	A	A
		535	北相中	A	RC	3	3,183	1979	S54	41	旧	済	済	H18	25.6	7.0	長寿命	A	A	A	A	A	A
b	22棟	15	清新小	B	RC	2	1,506	1977	S52	42	旧	済	-	H10	25.7	5.5	長寿命	D	C	B	B	B	B
		46	宮上小	A	RC	4	3,667	1978	S53	41	旧	済	-	H15	22.9	17.8	長寿命	C	C	B	C	B	B
		43	弥栄小	A	RC	3	2,570	1978	S53	41	旧	済	済	H10	23.4	8.9	長寿命	B	C	B	B	B	B
		501	相陽中	B	RC	3	2,590	1979	S54	40	旧	済	済	H10	23.5	0.0	長寿命	C	B	B	B	B	B
a	41棟	9	相原小	D	RC	2	410	1980	S55	39	旧	済	-	H10	25.4	8.0	長寿命	A	A	A	A	A	A
		62	中野小	C	RC	3	1,155	1981	S56	38	旧	済	-	H9	25.6	1.8	長寿命	A	A	A	A	A	A
b	114棟	41	二本松小	B	RC	2	868	1980	S55	39	旧	済	-	H9	30.2	4.9	長寿命	C	C	B	B	B	B
		521	上溝南中	A-1	RC	3	2,506	1980	S55	39	旧	済	-	H10	28.6	6.0	長寿命	C	C	B	B	B	B
		50	淵野辺東小	D	RC	3	639	2008	H20	12	新	-	-	-	-	-	長寿命	A	A	B	A	A	A
		2	麻溝小	A	RC	3	2,206	2017	H29	2	新	-	-	-	-	-	長寿命	A	A	A	A	A	A

耐震安全性で補強が「-」とあるものは、新耐震基準であるか、診断の結果、補強不要となったもの

分類ごとに屋上・外壁ともに劣化が進んでいる棟の割合をみると、主に築 50 年以上の「I a」の分類や、大規模改造未実施の「b」、「b」の劣化が進行しています。

図 20 屋上・外壁の劣化状況が進んでいる棟の割合（%）



抽出条件

劣化状況の診断が屋上・外壁ともにC評価もしくはD評価と診断されたもの、屋上・外壁のどちらかがD評価となったもの。

学校施設の整備方針

1 学校施設整備に際し留意すべき課題

学校施設の状況、取り巻く環境や将来的な見通し等における課題を整理します。

- (1) 学校施設の保有量と老朽化
 - ・ 建替え集中時期の到来
 - ・ 老朽化等に関する現在の対応
- (2) 児童生徒数の推移
 - ・ 児童生徒数の減少
 - ・ 学級数の減少
 - ・ 地域による児童生徒数の推移の違い
- (3) 学校規模のあり方
 - ・ 児童生徒数による、学校の適正規模・配置
 - ・ 学校の統廃合、義務教育学校への移行
- (4) 財政的な課題
 - ・ 建替え集中時期における財政
 - ・ 今後の維持保全における整備費の増加

2 学校施設の目指すべき姿

近年では放課後の児童の居場所としての役割や、非常時災害時における避難所としての役割、地域コミュニティの活動拠点としての役割など、様々な機能が求められるようになっていきます。これからの学校施設に求められる目指すべき姿を抽出します。

- (1) 学校施設の長期使用
 - 学校施設の状況、取り巻く環境や将来的な見通し等を勘案し、長期使用を視野に入れた施設整備を行います。
 - ・ 長期使用に向け耐久性を高める材料や工法等、長寿命化改修の実施
 - ・ 必要とされる機能や社会的要請に対応できる施設づくり
 - ・ 長寿命化改修を必要とする建築物の順位の整理
- (2) 効率的な施設の維持管理
 - 整備計画により、これまでの事後保全型の維持管理から予防保全型へ転換します。
 - ・ 危険箇所や劣化・不具合の解消
 - ・ 老朽化が進行する建築物の劣化状況の把握と継続的な点検の実施
 - ・ 改修内容や時期について効率的な施設整備の計画
- (3) 適正な規模・配置
 - 教室不足が予想される学校、過小規模校や過大規模校等における、児童生徒数の推計や望ましい学校規模のあり方に応じ、適切に必要な整備を行っていきます。
 - ・ 学校再編等の方向性による整備時期の設定
 - ・ 学校再編等に応じた必要な施設整備
 - ・ 教室配置の見直しによる余裕教室の集約

(4) 児童生徒や教員の学習環境・生活環境の向上

児童生徒また教職員が1日の大半の時間を過ごす学習、生活の場であるため、快適な学習環境、生活環境を確保することが重要です。

- ・適切な温度管理やトイレ環境の向上等、生活面・衛生面での配慮
- ・近年の多様な学習内容や学習形態等、時代に即した教育環境
- ・児童生徒の豊かな感性を育む学習環境に配慮・職員室をはじめ、教職員の職場環境の向上に配慮

(5) 学校生活における安全性やセキュリティ、防災面などを考慮

学校施設は、児童生徒の学習環境、及び災害時における避難所として、安全性を確保し、安心感のある施設を実現することが必要になります。

- ・非構造部材等の落下防止、給水設備や防犯機器の更新等
- ・災害時の避難所運営を考慮した配置・機能
- ・土砂災害エリアにかかる地域の把握

(6) バリアフリーなどインクルーシブ教育への対応

障がいのある児童生徒、保護者及び教職員や高齢者等、多様な人々が利用するため、施設内を安全かつ円滑に移動できるように整備することも必要になります。

- ・段差の解消、手すりの設置
- ・車いす対応トイレの設置や出入口幅の確保
- ・必要に応じ昇降設備の設置

【関連するSDGsの目標】



3 施設整備における視点

限られた財源の中で、安心・安全に、長く学校施設を使用していくために、これらの留意すべき課題を踏まえ、学校施設のあるべき姿を実現していきます。

(1) 学校施設の整備計画・水準の構築

劣化状況等を勘案し、構造躯体の健全性に影響を及ぼすような劣化については、優先的に修繕・改修を実施するなど、長く建築物を使うために必要な整備を行っていきます。

- ・建替え時期の平準化（耐用年数を延ばすことで平準化を図る）
- ・老朽化の度合いや整備経過年数、長寿命化改修等に対応した整備方法の構築

(2) 児童生徒数に見合った施設

児童生徒数の将来推計や空き教室の推移を考慮し必要な整備を行っていきます。

- ・児童生徒数に応じた施設規模の整理
- ・空き教室や棟における他用途への利活用

(3) 学校規模の適性

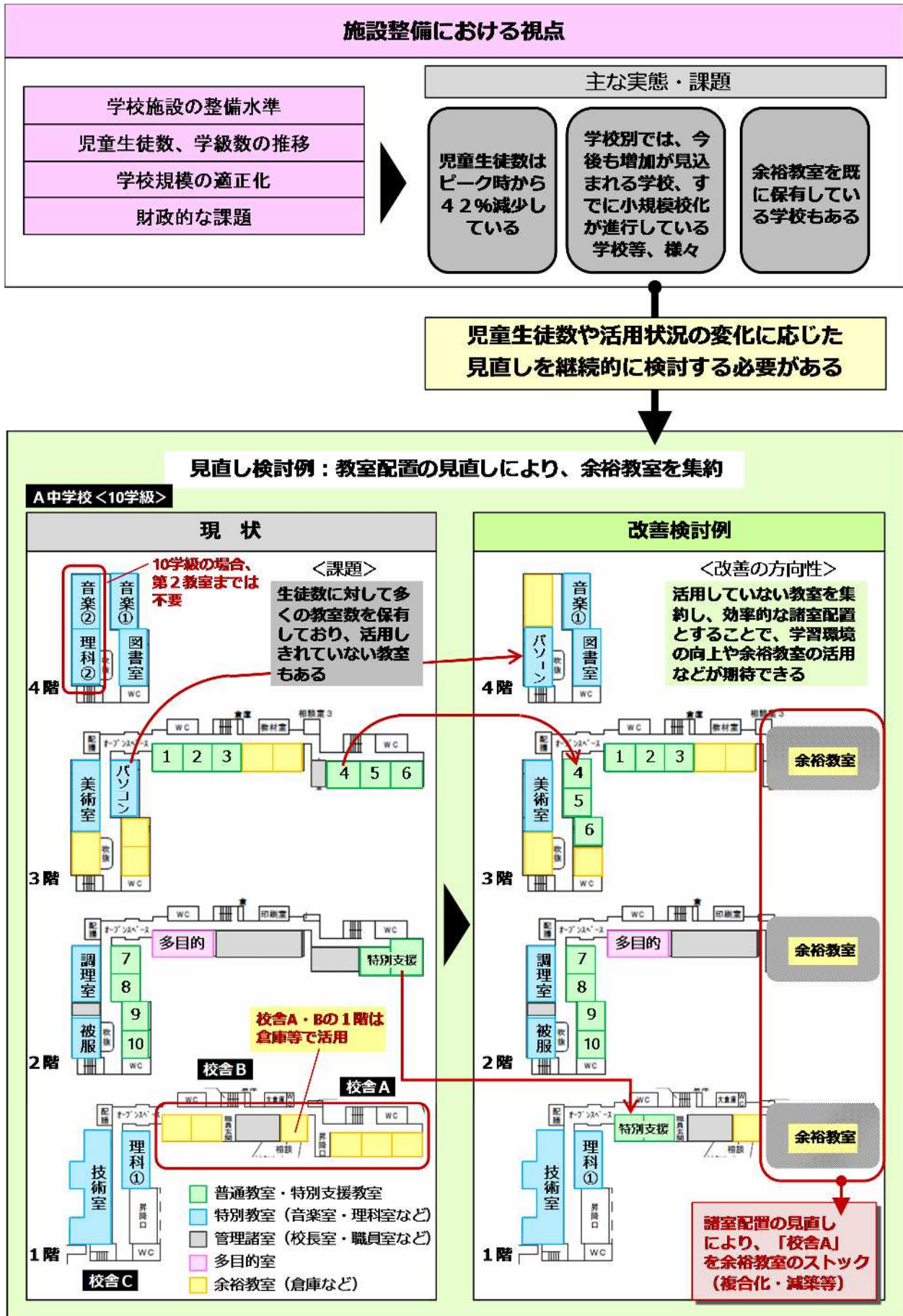
相模原市小中一貫教育基本方針に基づき、その方向性により対応を行っていきます。

- ・児童生徒数に応じた学校規模・配置
- ・小中学校の統廃合、小中一貫校や義務教育学校への移行の状況に応じた対応

(4) 財政負担の平準化

- ・建替え集中時期に対する財政負担の平準化
- ・改修の効率化と整備コストの削減

図 2 1 変化への柔軟な対応



4 施設整備方針

(1) 80年型整備(長寿命化改修)への移行

築60年で建築物を改築する「60年型整備」では、今後の建替えや事後保全等の整備に多大なコストが見込まれるため、整備サイクルを見直し、トータルコストの縮減を図ります。

建築物の使用年数を「相模原市公共建築物長寿命化基本指針」により80年とし、経年により建築物の機能・性能が劣化して行くなか、築後40年で長寿命化改修工事、20年・60年で中規模改修工事を行います。なお、既に大規模改造工事を行っている建築物は、60年目で大規模改造工事を行い、80年使用することとします。

図2.2 80年型整備(長寿命化改修)サイクルイメージ(時期)

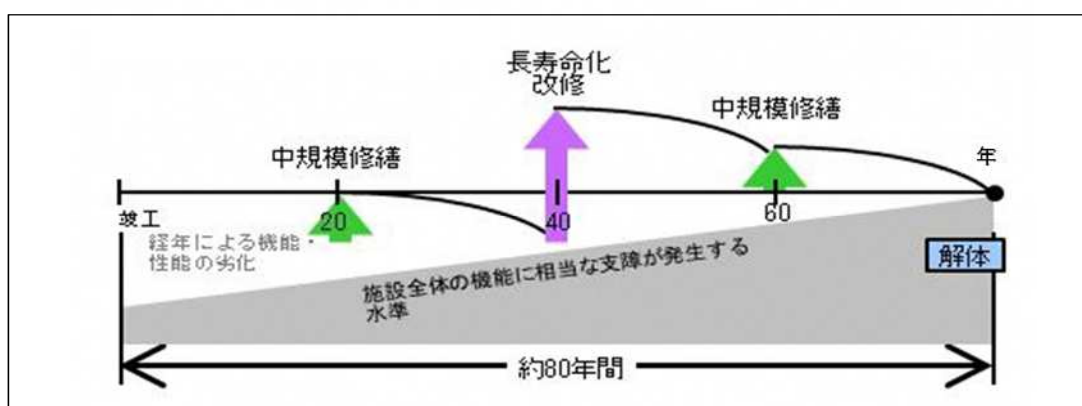
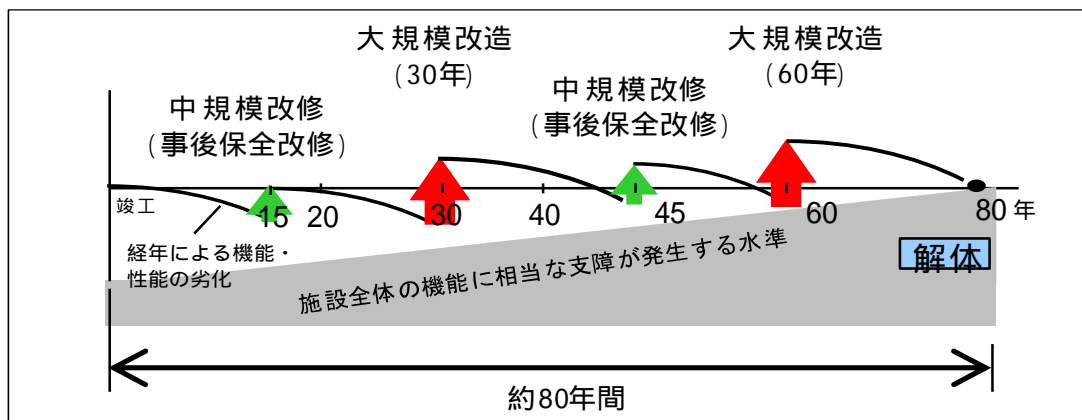


図2.3 80年型整備(大規模改造)サイクルイメージ(時期)



(2) 整備サイクルの見直し

これまで古い棟から大規模改造を実施してきましたが、築年数や残りの使用年数を考慮し、さらに効率的な施設整備を目指すものとします。建築物状況に応じ、長寿命化改修工事、大規模改造工事、中規模改修工事を使い分け、工事費の削減と整備サイクルを見直します。

(3) 施設整備の方向性の検討(平準化・コスト削減の実現)

年間の財政面及び工事量・工事業費の制約の中で改修を実施していくために、建築物の劣化状況等を踏まえたうえで、状態の良いものは改修を先送り、劣化の進んだもの、古いものを優先的に改修していきます。また、経済性判断や今後の施設のあり方、施設を取り巻く環境の変化などを考慮して適正規模化や適正配置による施設整備を推進します。

5 施設整備水準

(1) 整備内容

学校施設の維持管理をしていくうえで、適切な時期に適切な内容の改修工事を行い、効果的・効率的な整備を推進します。長寿命化改修工事、大規模改造工事、中規模改修工事、それぞれの内容をまとめます。

- ア 長寿命化改修工事：構造体の長寿命化やライフラインの更新などにより建築物の耐久性を高めるとともに、省エネルギーなどの社会的要請に応じた改修工事
- ・多様な学習形態に応じた教室の整備
 - ・断熱性の高い建具へ更新
 - ・スロープ設置や多目的トイレの整備等バリアフリー化
 - ・建築物の外部及び内部の両方を同時に全面的に改修
 - ・ライフライン更新
 - ・屋上防水・外壁の全面的な補修（仕上げの補修）
 - ・照明器具、設備機器の更新
- イ 大規模改造工事：経年により通常発生する建築物の損耗、機能低下に対する復旧措置を行う改修工事
- ・建築物の外部及び内部の両方を同時に全面的に改修
 - ・ライフライン更新
 - ・屋上防水・外壁の全面的な補修（仕上げの補修）
 - ・照明器具、設備機器の更新
- ウ 中規模改修工事：建築物を良好な状態に保つための予防保全的な改修工事
- ・屋上防水・外壁の全面的な補修（仕上げの補修）
 - ・照明器具、設備機器の更新
 - ・一部内装改修

図 2.4 改修内容のイメージ

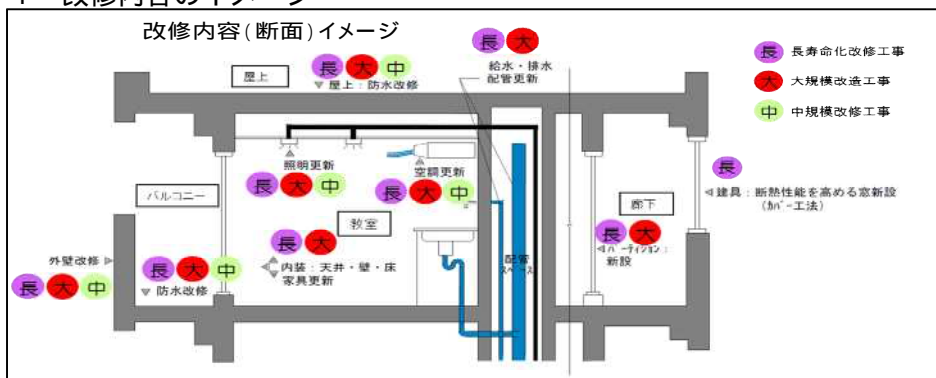
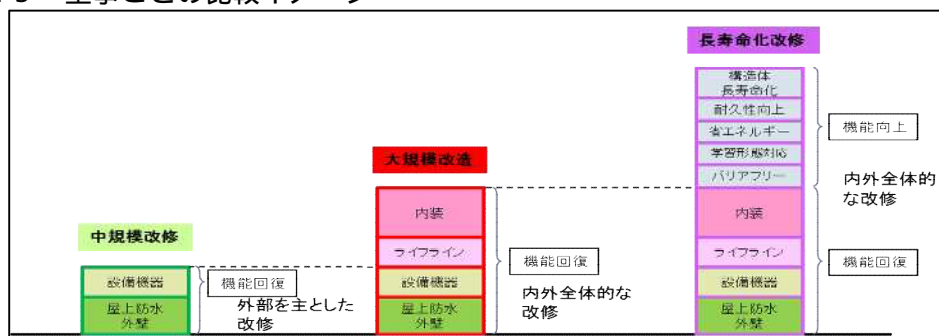


図 2.5 工事ごとの比較イメージ



(2) 整備の工程（長寿命化改修）

これまでの大規模改造工事は、学習環境への影響を考慮し、主に夏休み期間を活用して行ってきました。今後長寿命化改修工事へ切り替えた場合には工事内容が増え、工期が長くなることが予想されます。また、昨今では夏休み期間がこれまでより短くなったことを踏まえ、改修する部位を分割し、工事期間を複数年に分けて改修工事を行うこととします。

図26 工事を2年に分けた時の1年目工事と2年目工事のイメージ

施工時期： 1年目 夏休み(夏休み前後を含む場合があります)



○屋上防水
改修後に雨漏り被害を出さないため1年目に実施する。

○外部面建具を1年目に行う。

施工時期： 2年目 夏休み(夏休み前後を含む場合があります)



○外部に面した建具を1年目に設置するため、外壁塗装は2年目とする。

○夏休みが短縮され、床塗装工事までは1年目で終わらないため2年目に行う。

(3) 整備サイクル

「学校施設の実態」で示されたとおり、本市の学校施設の約9割は築30年を経過し、築50年以上の施設も存在します。これまで築年順に大規模改造工事を行ってきました。これからの長寿命化移行にあたり、これまでの整備状況により今後の改修を分類していきます。

・築50年以上の施設・・・施設使用80年において、残りの使用年数が30年以下のため、長寿命化改修工事を行わず、築60年時の2回目の大規模改造で残り20年の使用とする施設とします。

a...大規模改造工事を実施している施設。一度機能回復し、一定の機能向上も図っているが年数が経過しているため、劣化が進行している。築60年で2回目の大規模改造を

行い80年型整備(大規模改修)の改修サイクルにより整備していく施設とします。劣化状況によっては改修せず建替え型へと移行することがあります。

. 築40～49年の施設・・・施設使用目標80年において、中間の40年を越えているため長寿命化改修が必要な施設

a...大規模改造工事を実施している施設。一度機能回復し、一定の機能向上も図っているため、築60年で2回目の大規模改造を行い80年型整備(大規模改修)の改修サイクルにより整備していく施設とします。

b...大規模改造工事を実施してない施設は、直近に長寿命化改修を行ない80年型整備(長寿命化改修)の改修サイクルにより整備していく施設とします。

. 築40年未満の施設・・・施設使用目標80年において、中間の40年を今後迎え、80年型整備(長寿命化改修)の改修サイクルにより整備していく施設。

a...大規模改造工事を実施している施設。一度機能回復し、一定の機能向上も図っているため、築60年で2回目の大規模改造を行い80年型整備(大規模改修)の改修サイクルにより整備していく施設とします。

b...は大規模改造工事を実施していない施設は、築40年時に長寿命化改修工事を実施します。

図27 今後の改修の考え方

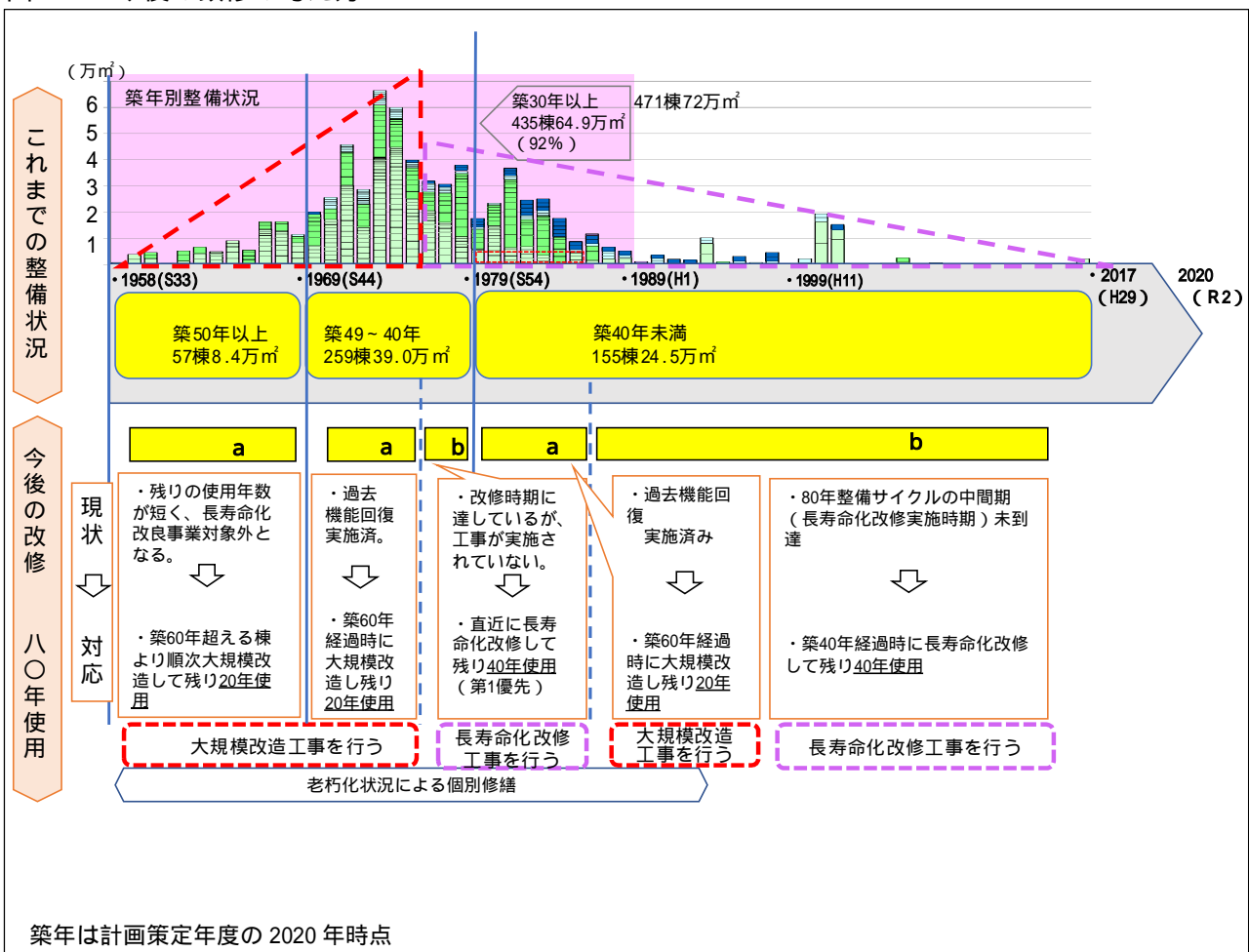
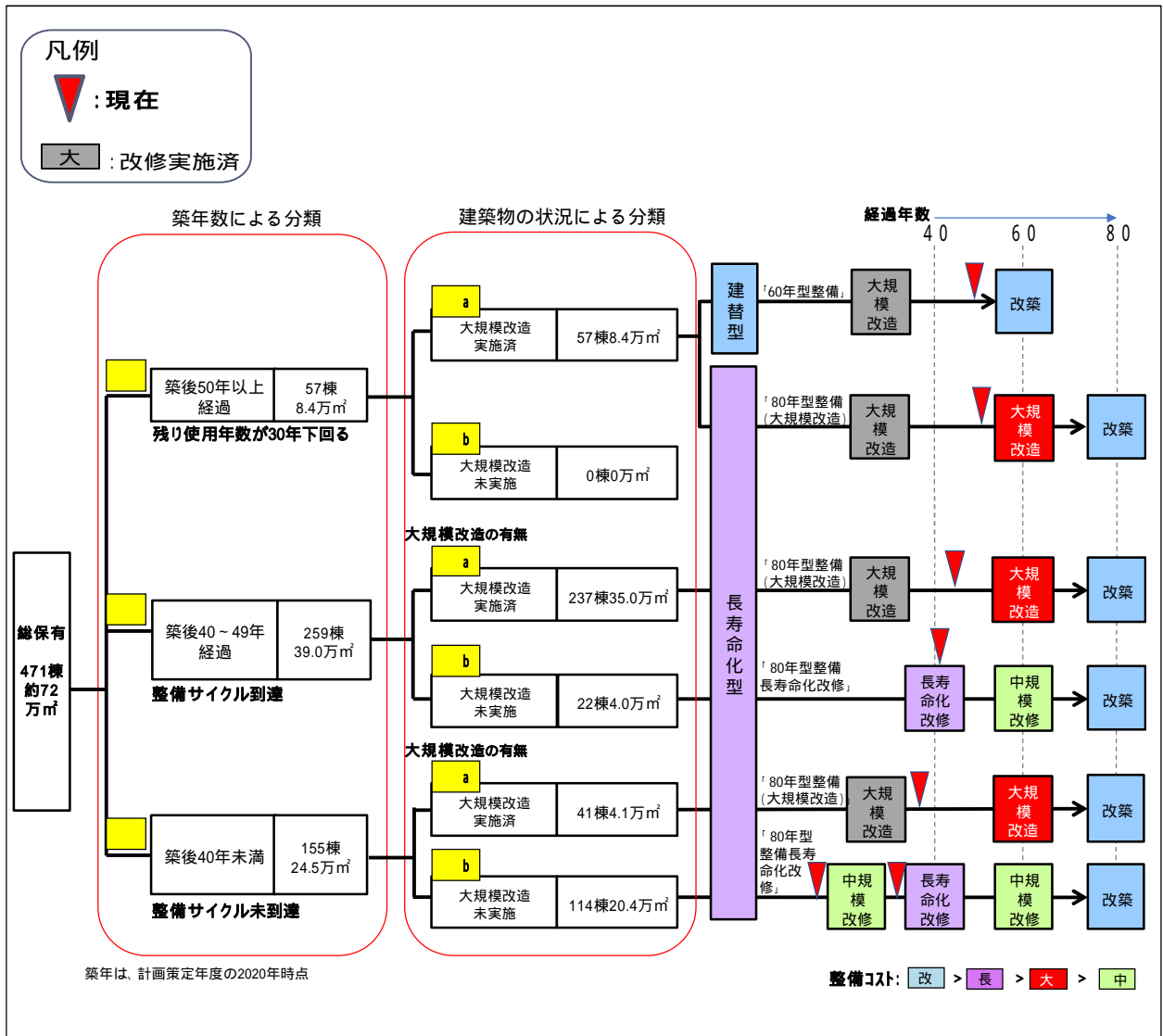


図 2 8 整備サイクルの分類フロー



a, a, a ... 建築後60年経過時に大規模改造工事(2回目)を行い、80年程度で改築する施設

l aの中には既存の劣化状態等により長寿命化せず建築後60年程度で改築する施設を含む

b, b, b ... 建築後40年経過時に長寿命化改造工事を行い、60年(20年)経過時に中規模改修工事を経て80年程度で改築する施設

長寿命化の実施計画

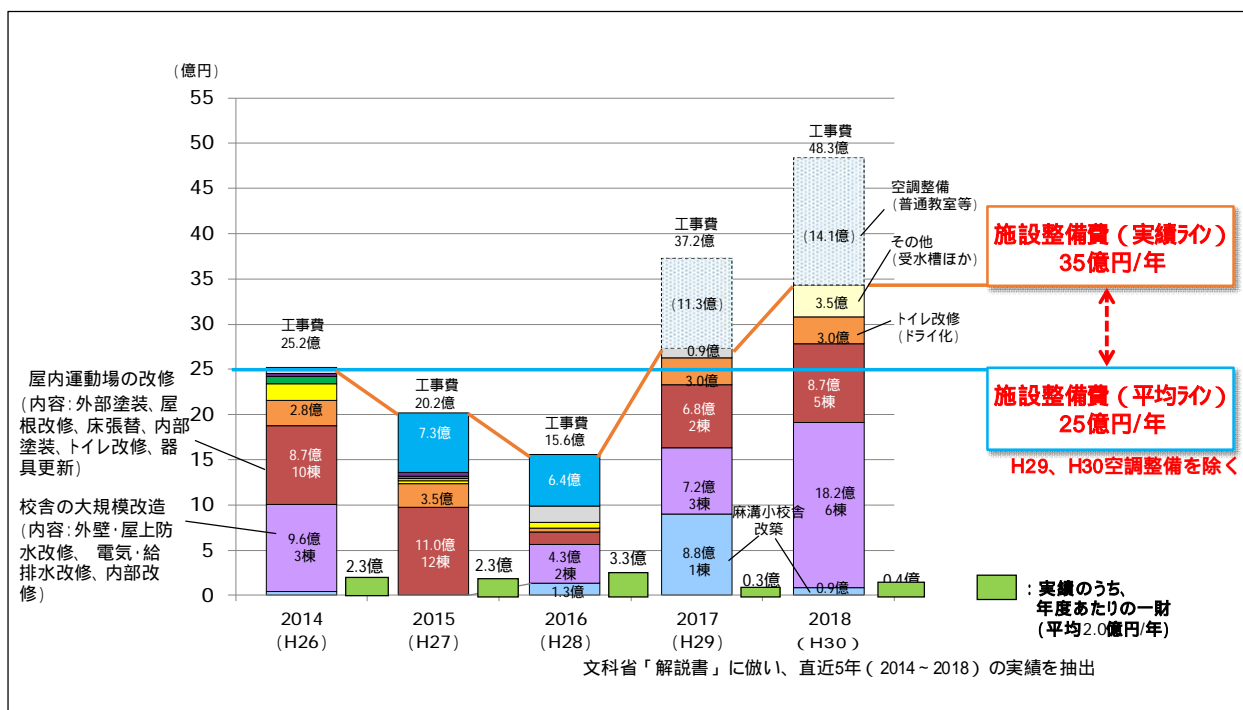
1 整備コストの検討

(1) これまでの施設整備の推移 (直近5年間)

直近の学校施設整備コストをみると過去5年間(平成26(2014)~平成30(2018))年度における、校舎改造、屋内運動場改修、トイレ改造、空調設置等で年平均25億円(平均ライン)の支出実績があり、さらに平成30年には約35億円(実績ライン)の整備を実施しました。

平成29年度、平成30年度の空調整備事業は猛暑対策として特に緊急対応として前倒して実施したものであり、実績金額から除いています。

図29 直近5年の整備コストグラフ

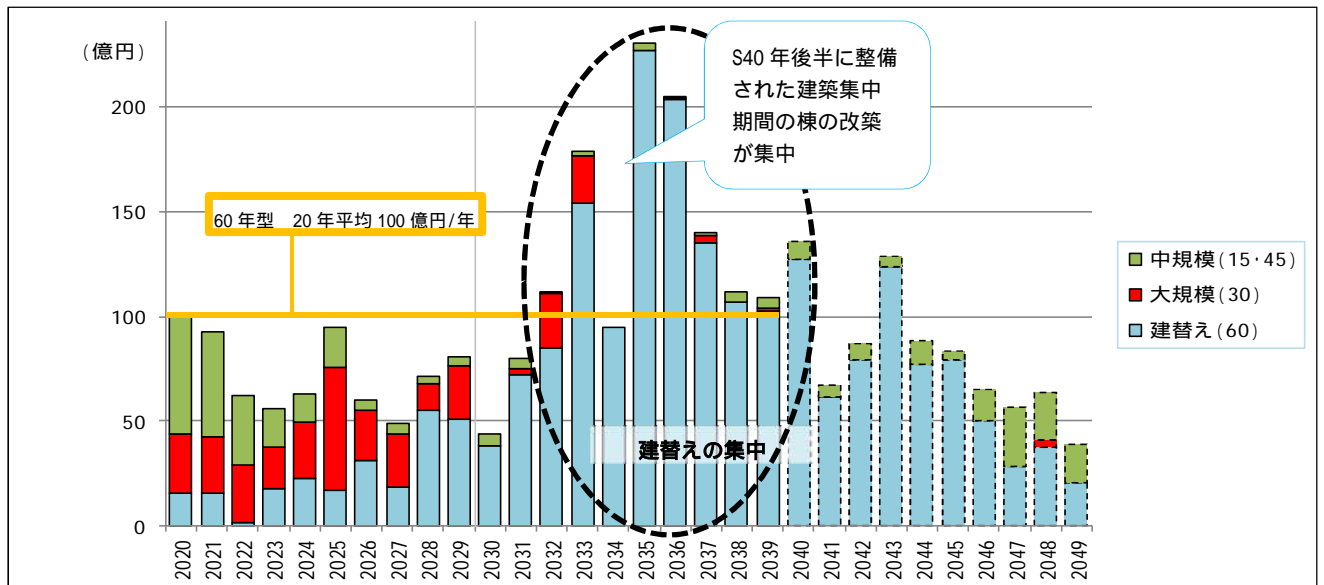


(2) 60年型整備におけるコスト

施設整備において、既存建築物に対し60年型整備を行う場合、築30年を超えた建築物へは大規模改造工事、築60年を超えた建築物の建替え工事をそれぞれ実施するため、コスト試算では、2020年以降において、多額のコストを要し、今後20年間の平均コストは年あたり約100億円となり(図30)、これまでの直近5年間の施設整備費(平均・実績ライン)の3~4倍になります。

このため建築物を長く使うことで建替え時期を延ばし、整備コストを削減・平準化していく必要があります。また、劣化部位の解消だけでなく、躯体の補修や現在の要求水準に合わせた教育環境への変更といった長寿命化のための改修を行います。

図30 60年型整備による整備コスト

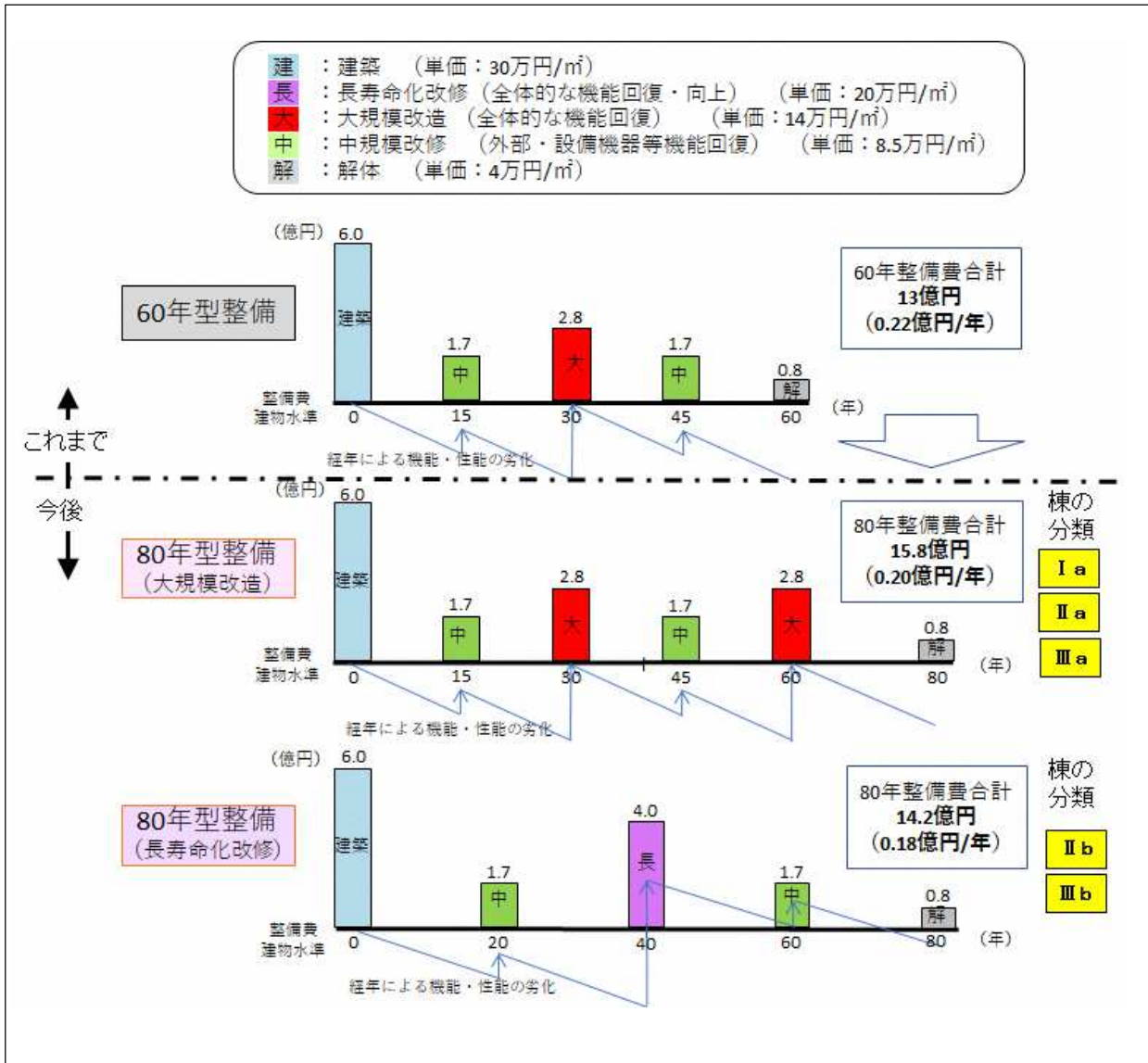


(3) 長寿命化改修のコストの検討

前述のとおり、1棟ごとにおける整備サイクルはこれまでの「60年型整備」から、今後「80年型整備」の方向へ移行します。ここでライフサイクルコスト(建築物が建築されてから解体されるまでに係るコスト総額)による長寿命化改修の効果を検証します。(図31)

ライフサイクルコストは、平均的な規模である延床面積2,000㎡の校舎をモデルケースとして、建築から解体までのコストを合算し、建築物の使用年数(60年・80年)で割ることで、年当たりのコストを算出し、比較します。

図3-1 ライフサイクルコスト比較

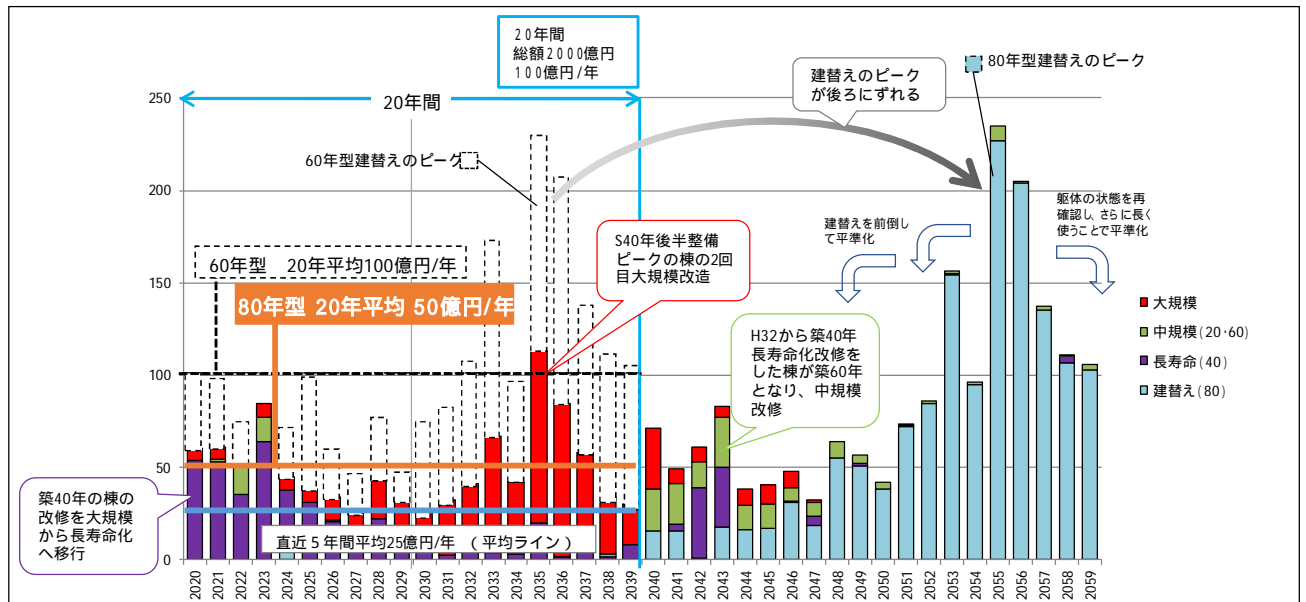


「60年型整備」での1校当たり整備費合計は約13億円、「80年型整備(大規模改修)」では15.8億円となります。ここで整備費合計のコストを建物使用年数で割った、年当たりの金額は、前者0.22億円/年、後者0.20億円/年と想定されることから、既存の施設をより長く使用することにより、ライフサイクルコストは縮減されるものと考えられます。さらに「80年型整備(長寿命化改修)」では、整備費合計14.2億円、0.18億円/年となり、さらにコスト縮減が可能となります。

(4) コストの平準化

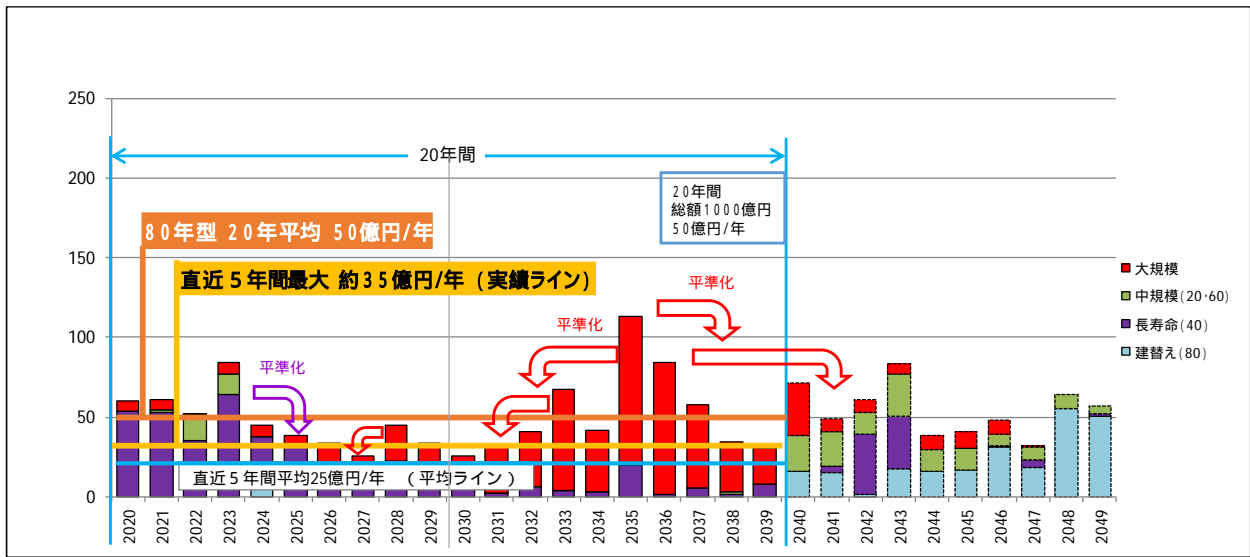
施設の状況により、「大規模改造」と「長寿命化改修」を使い分けることにより、「80年型整備」としたコスト試算では、今後20年間の学校施設全体の平均コストは約50億円/年となり、60年型の1/2となります。

図32 80年型による整備コスト(60年型整備からのコスト削減効果)



さらに、長寿命化への移行の際に単年度に多くの工事が集中しないよう、また、今後整備を要する施設への事業量や事業費の実績等を勘案し、計画の実行性や実現性を見据え、施設の整備履歴・築年数を踏まえ、工事の先送りや前倒し、面積の削減などにより事業量や事業費(コスト)の“平準化”を検討します。

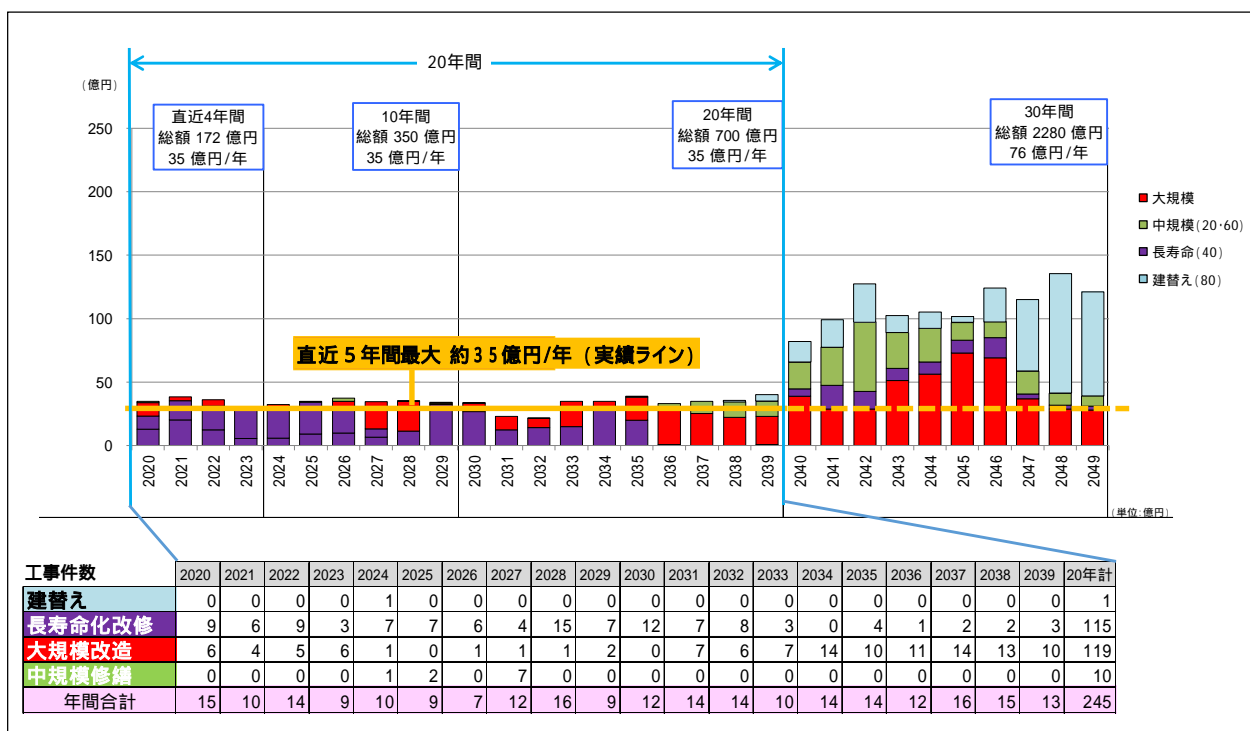
図 3 3 80年型による整備コストと平準化イメージ(平均50億/年)



80年型整備においては、建築物のライフサイクルを20年間延ばすことにより、20年間の総事業費は1,000億(50億円/年)となり、直近5年間の施設整備費平均ライン25億円/年よりも2倍、直近5年間の施設整備費最大実績ライン35億円/年の1.5倍の事業費となります。計画の実行性・実現性を見据え、約35億円/年の事業規模として平準化を図ります。

また、20年後以降に先送りにした建替えや平準化した大規模改造が重なることとなりますが、今後の児童生徒数や教育ニーズ等の状況の変化を踏まえ、改修・改築の対象や整備水準、余裕教室の状況等を見据え、計画の見直しや事業スケジュールの平準化を更に検討します。その中で段階的に面積やコストを削減していくものとします。

図 3 4 80年型による整備コストと平準化イメージ(平均35億/年)



2 整備順位付けと実施計画

(1) 整備順位について

直近の改修対象の校舎等の中には、改修や建替えの時期を迎えるものがあります。整備全体の効率化を図るため、工事の実施に向けて、建築物の老朽化状況、劣化状況(ハード)と、今後の施設としての「あり方」や適正規模の観点からの施設の今後の方向性(ソフト)の二つを踏まえ、以下のように整備順位を整理します。

- ・ハード：整備順位については築年数や改修からの経過年数や劣化状況を勘案し、建築物の築年数による分類ごとに改修実施年を整理します。
- ・ソフト：施設の今後の施設としてのあり方や適正規模の観点から施設の方向性等を考慮し整備順位を調整します。

劣化状況の整備順位の考え方(総合劣化度)は、劣化した部位によって建築物の安全性もしくは機能性に及ぼす影響が異なることから、財団法人建築保全センター発行の「ライフサイクルコストデータベース(H17版)」における、部位ごとの改修時の標準的なコスト比率の分類を参考とし、部位の重要度係数を定め、築年数を要素に加えて算出しました。

図35 劣化状況の整備順位の考え方(総合劣化度)

評価	評価基準	評価点
A	概ね良好	10点
B	局所、部分的に劣化が見られ、安全上、機能上、問題なし	40点
C	随所、広範囲に劣化が見られ、安全上、機能上、低下の兆しが見られる	70点
D	劣化の程度が大きく、安全上、機能上に問題があり、早急に対応する必要がある	100点

部位の重要度係数	
屋根・屋上	1.00
外壁	1.00
その他	0.50

総合劣化度算出方法

$$\text{総合劣化度} = \frac{\text{総和(各部の劣化状況評価点} \times \text{部位の重要度係数)}}{\text{評価の対象部位数}} + \text{築年数 or 改修工事からの経過年}$$

図3 6 分類ごとの劣化状況と総合劣化度（抜粋）

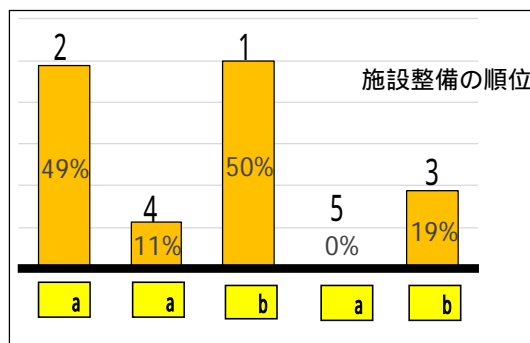
分類	建物基本情報										構造躯体の健全性					劣化状況				総合劣化度				
	学校番号	施設名	棟	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度			耐震安全性			長寿命化判定			屋根・屋上	外壁	外部開口部	内部		電気設備	給排水設備		
							西暦	和暦	築年数	基準	診断	補強	調査年度	(N/mm ²)	(mm)								判定	
a	57棟	7	旭小	C	RC	2	783	1958	S33	61	旧	済	-	S63	23.1	10.5	長寿命	B	C	B	B	B	B	
		11	淵野辺小	B-1	RC	3	2,024	1959	S34	60	旧	済	済	H1	26.9	16.8	長寿命	C	C	B	B	B	B	
		505	旭中	B	RC	3	1,458	1969	S44	51	旧	済	済	H9	29.4	8.0	長寿命	C	B	B	B	B	B	
		22	桜台小	B	RC	3	2,161	1969	S44	51	旧	済	済	H1	33.0	11.3	長寿命	B	B	B	B	B	B	
a	237棟	23	上鶴間小	A-1	RC	3	1,299	1970	S45	50	旧	済	済	H7	32.2	0.0	長寿命	B	C	B	B	B	B	60
		509	清新中	A-1	RC	3	2,297	1970	S45	50	旧	済	済	H4	22.5	17.5	長寿命	B	B	B	B	B	B	49
		42	田名北小	A	RC	4	1,965	1977	S52	42	旧	済	済	H9	26.2	13.8	長寿命	A	A	A	A	A	A	11
		535	北相中	A	RC	3	3,183	1979	S54	41	旧	済	済	H18	25.6	7.0	長寿命	A	A	A	A	A	A	13
b	22棟	15	清新小	B	RC	2	1,506	1977	S52	42	旧	済	-	H10	25.7	5.5	長寿命	D	C	B	B	B	B	80
		46	宮上小	A	RC	4	3,667	1978	S53	41	旧	済	-	H15	22.9	17.8	長寿命	C	C	B	C	B	B	76
		43	弥栄小	A	RC	3	2,570	1978	S53	41	旧	済	済	H10	23.4	8.9	長寿命	B	C	B	B	B	B	69
		501	相陽中	B	RC	3	2,590	1979	S54	40	旧	済	済	H10	23.5	0.0	長寿命	C	B	B	B	B	B	64
a	41棟	9	相原小	D	RC	2	410	1980	S55	39	旧	済	-	H10	25.4	8.0	長寿命	A	A	A	A	A	A	12
		62	中野小	C	RC	3	1,155	1981	S56	38	旧	済	-	H9	25.6	1.8	長寿命	A	A	A	A	A	A	12
b	114棟	41	二本松小	B	RC	2	868	1980	S55	39	旧	済	-	H9	30.2	4.9	長寿命	C	C	B	B	B	B	72
		521	上溝南中	A-1	RC	3	2,506	1980	S55	39	旧	済	-	H10	28.6	6.0	長寿命	C	C	B	B	B	B	68
		50	淵野辺東小	D	RC	3	639	2008	H20	12	新	-	-	-	-	-	長寿命	A	A	B	A	A	A	19
		2	麻溝小	A	RC	3	2,206	2017	H29	2	新	-	-	-	-	-	長寿命	A	A	A	A	A	A	7

耐震安全性で補強が「-」とあるものは、新耐震基準もしくは、診断の結果補強不要となったもの

(2) 整備順位の考え方

前述のとおり、分類ごとに屋上・外壁ともに劣化が進んでいる棟の割合をみると、大規模未実施の「b」、主に築50年以上の「a」や大規模未実施で築年数40年未満の「b」の順に劣化が進行しているため、整備順位を整理します。(図37・38)

図3 7 屋上・外壁の劣化状況が進んでいる棟の割合 (%)



抽出条件
劣化状況の診断が屋上・外壁ともにC評価もしくはD評価と診断されたもの、屋上・外壁のどちらかがD評価となったもの。

図 3 8 分類による整備順位

1

b

これまでに一度も改修していない劣化状況が進んでいる分類で、
長寿命化改修の対象となります。
bの建築物の中から築年数の古い順に全て改修します。

2

a

一度改修はしているものの劣化状況が進んでいる分類で、
大規模改造の対象となります。
aの建築物の中から築年数の古い順に全て改修します。

3

b

bは築40年以内の建築物でこれまでに一度も改修していない分類で、
長寿命化改修の対象となります。劣化度を見て判断します。
(築年数が40年を経過すると bとなります。)

4

a

aは築40年～49年の建築物で一度改修している分類で、
大規模改造の対象となります。劣化度を見て判断します。
(築年数が60年を超えると aとなります。)

5

a

築40年以内の建築物で直近で一度改修しており、
比較的劣化の進行はしていない分類で、
大規模改造の対象となります。劣化度を見て判断します。
(築年数が40年を経過すると aとなります)



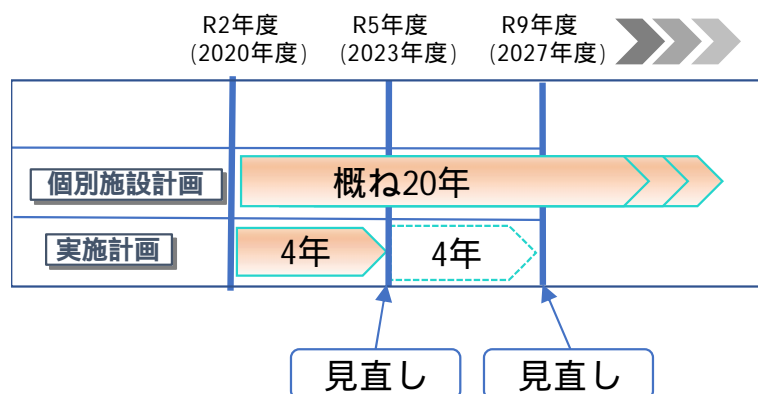
- ・一つの学校に校舎等複数棟のある場合は、工事期間を重複させず整備順位を調整します。
 - ・校舎等の築年が同一の場合には、総合劣化度により劣化が進んでいるものを優先します。
 - ・棟全体が余裕教室となり得る場合には、その棟の改修は見送りとします。
 - ・地域等の特殊な要因がある場合は整備順位を考慮します。
 - ・あり方基本方針で協議を進める学校は当初4年では工事せず、実施の有無を検討します。
- 津久井地域 4地区 (城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区)
- 光が丘地区(光が丘周辺地域) 小学校4校(光が丘、並木、陽光台、青葉)
- 相武台地区(相武台周辺地域) 小学校3校(相武台、緑台、もえぎ台)
- ・ただし、建物の老朽化は日々進行していくため、必要に応じて児童生徒の教育環境における快適性や安全性への対応を行います。

3 実施計画での見直しルール（計画の継続的な運用に向けて）

今後は劣化状況を把握するための点検等を確実に実施するとともに、学校環境を取り巻く環境の変化や、児童生徒数の変化などを反映し、4年ごとに計画を見直します。

計画の見直しにおいては、地域状況の変化、違いなどに配慮し、下記のルールに従って検討を行っていきます。（P23 整備の視点参照）

図39 実施計画での見直しサイクル



当初4年間の実施後における計画の見直しでは、整備順位により、以降実施する棟、先送り・見送りする棟を抽出し、長寿命化改修・大規模改造・改築に振り分け、実施時期などを検討していきます。

<見直し内容>

- (1) 学校を取り巻く地域の環境や施設の老朽化状況が異なることを踏まえ、地域ごとの特性に基づく対応を行います。
 - ・今後の「望ましい学校規模のあり方基本方針」に基づいた適正配置規模に応じ整備します。
 - ・「あり方基本方針」で協議を進める学校は、その検討や進捗状況によって整備順を見直します。
- (2) 児童生徒数の変化を的確に把握し、施設に求められる柔軟な対応を検討します。
 - ・児童生徒数の増加や減少を見据えた諸室配置の見直しを行います。
 - ・諸室配置の見直しの検討状況によって、整備順を見直します。
- (3) 他の公共施設との集約化・複合化、共用化等のためにストックとしても維持します。
 - ・余裕教室等の推移を整理し配置を検討します。
 - ・周辺公共施設のあり方等の方向性を勘案します。

図40 当初4年間の対象リスト

下記の数字は概算事業費（千円）

学校 番号	学校棟名	面積	建築 年度	築年	総合 劣化 度	改修時 の築年	実施年						
							1年目	2年目	3年目	4年目			
							2020年	2021年	2022年	2023年			
015	清新小 B	1,506	1977	42	84	43長	256,020	長	45,180				
043	弥栄小 A	2,570	1978	41	73	42長	436,900	長	77,100				
046	宮上小 A	3,667	1978	41	80	42長	623,390	長	110,010				
047	九沢小 B	1,132	1979	40	77	41長	192,440	長	33,960				
501	相陽中 B	2,590	1979	40	72	41長	440,300	長	77,700				
505	旭中 C	1,374	1979	40	72	41長	233,580	長	41,220				
517	中央中 D	443	1977	42	79	43長	88,600						
517	中央中 E	695	1977	42	74	43長	139,000						
520	相原中 A	3,678	1979	40	77	41長	625,260	長	110,340				
007	旭小 C	783	1958	61	-	62大	121,365						
016	相模台小B	1,851	1959	60	-	61大	286,905						
506	大野北中A-2	340	1961	58	-	59大	52,700						
506	大野北中A-1	1,065	1960	59	-	60大	165,075						
507	大野南中A-2	458	1972	47	-	48大	70,990						
507	大野南中A-1	2,282	1963	55	-	57大	353,710						
008	向陽小 C	906	1980	39	83	41		長	154,020	長	27,180		
041	二本松小B	868	1980	39	76	41		長	147,560	長	26,040		
048	谷口小 A	4,644	1980	39	56	41		長	417,960	長	371,520	長	139,320
504	大沢中 C	1,718	1980	39	71	41		長	292,060	長	51,540		
511	麻溝台中C	1,684	1980	39	66	41		長	286,280	長	50,520		
521	上溝南中A-1	2,506	1980	39	76	41		長	426,020	長	75,180		
016	相模台小A-1	2,312	1960	59	-	61		大	358,360				
016	相模台小A-2	426	1964	54	-	57		大	66,030				
507	大野南中B	1,189	1960	59	-	61		大	184,295				
508	相模台中E	1,410	1966	52	-	55		大	218,550				
028	橋本小 B-2	1,294	1981	38	65	41				長	219,980	長	38,820
046	宮上小 B-2	537	1981	38	75	41				長	91,290	長	16,110
046	宮上小 B-1	641	1978	41	68	44				長	108,970	長	19,230
047	九沢小 C-1	1,142	1979	40	77	43				長	194,140	長	34,260
047	九沢小 C-2	578	1981	38	75	41				長	98,260	長	17,340
050	淵野辺東A	1,876	1981	38	65	41				長	318,920	長	56,280
501	相陽中 A	1,716	1978	41	58	44				長	291,720	長	51,480
519	弥栄中 A-2	1,820	1981	38	75	41				長	309,400	長	54,600
520	相原中 C	1,802	1979	40	77	43				長	306,340	長	54,060
007	旭小 B-2	439	1964	55	-	58				大	68,045		
007	旭小 B-1	421	1963	56	-	59				大	65,255		
009	相原小 A	1,401	1962	57	-	60				大	217,155		
012	南大野小A-1	1,753	1964	55	-	58				大	271,715		
505	旭中 D	1,747	1962	57	-	60				大	270,785		
521	上溝南中C	1,346	1981	38	70	42						長	228,820
522	小山中 B	2,627	1982	37	69	41						長	446,590
524	由野台中A	3,621	1982	37	79	41						長	615,570
005	星が丘小A-1	1,202	1965	54	-	58						大	186,310
007	旭小 A	2,161	1965	54	-	58						大	334,955
013	谷口台小B-1	1,793	1967	52	-	56						大	277,915
014	中央小 C	1,546	1964	54	-	59						大	239,630
017	東林小 B	2,283	1965	53	-	58						大	353,865
506	大野北中B	1,902	1966	53	-	57						大	294,810

長：長寿命化改修 大：大規模改造

今後、施設の劣化状況の詳細調査等により、順番が変更となる場合があります。

相模原市学校施設長寿命化計画(案) 令和2年 月

発行・編集 相模原市役所教育委員会 教育局教育環境部学校施設課

〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2-11-15 TEL 042-769-8281

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和元年 10 月 16 日

案件名	第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画(さがみはら子ども応援プラン)の策定について																
所管	子ども・若者未来	局区		部	子ども・若者政策	課	担当者		内線								
概要	第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画(さがみはら子ども応援プラン)を策定するもの。																
審議内容(論点)	○第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画(さがみはら子ども応援プラン)(案)について																
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名															
審議日	関係課長会議	令和元	年	10	月	3	日	政策調整会議	令和元	年	10	月	17	日			
	局・区政策会議		年		月		日	政策決定会議		年		月		日			
日程等調整事項	条例等の調整		なし	議案提案時期					報道への情報提供					なし			
	パブリックコメント		あり	時期			令和元年12月～令和2年1月	議会への情報提供		部会	令和元年12月						
	審議会等、協議会等の設置		なし	個人情報の目的外利用等			なし										
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等			調整項目			調整状況								
			少子化対策推進会議			ニーズ調査について			平成30年8月23日実施								
			少子化対策推進会議			素案について			令和元年7月9日実施								
			少子化対策推進会議			素案について			令和元年8月21日実施								
	打合せ・会議の経過																
			月日	会議名等			内容										
			H30.5.8	関係課長会議			検討体制及びスケジュールについて										
			H30.6.12	第1回子ども・子育て会議			諮問										
			H30.10～H31.2	第2～4回子ども・子育て会議			ニーズ調査について										
			H30.7～H31.2	第1～4回子ども・子育て支援事業計画策定部会			ニーズ調査について										
		H31.2.28	第5回子ども・子育て支援事業計画策定部会			計画策定の方向性について											
		H31.3.26	第5回子ども・子育て会議			計画策定の方向性について											
		H31.4.23	第1回子ども・子育て会議			施策の体系等について											
		R1.5.24	第1回子ども・子育て支援事業計画策定部会			施策の体系等について											
		R1.6.17	第2回子ども・子育て支援事業計画策定部会			第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画(素案)について											
		R1.7.12	第2回子ども・子育て会議			第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画(素案)について											
		R1.7.24	第3回子ども・子育て支援事業計画策定部会			第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画(素案)について											
		R1.8.22	第4回子ども・子育て支援事業計画策定部会			第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画(素案)について											
		R1.10.1	第3回子ども・子育て会議			答申											
備考																	
関係課長会議の結果等	原案を 上部庁議へ付議する。 (政策調整会議)																
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課(代)	企画政策課	財務課	区政支援課	人権・男女共同参画課	交通・地域安全課	健康福祉総務室	地域福祉課	障害政策課	子ども・若者支援課	保育課	子ども家庭課	教育総務室(代)	学務課	学校教育課(代)	生涯学習課	子ども・若者政策課
これまでの庁議での主な意見	<p>〔関係課長会議〕</p> <p>次期総合計画の実施計画に掲載予定の事業で、今後、実施可否の意思決定がされる事業については、掲載について留意願いたい。状況に応じて調整する。</p> <p>基本的には各計画の総論的な部分の中に掲載するものとするが、計画ごとに構成が異なるので、必ずしも一致させなくても良いのではないかと考える。</p> <p>子ども・子育て会議においてはSDGsに焦点が当たっていたこともあり、強めに主張している。他計画とは適宜調整する。</p> <p>他計画において、同じ事業が掲載されている項目に違うSDGsのアイコンを配置している場合がある。この計画では基本目標ごとに関連の深いSDGsを配置しているため、事業単位だと必ずしも一致しないが、承知置きいただきたい。</p> <p>子どもの貧困対策については、4つの方向性についての説明と具体的事業の並び順が異なるので、揃えた方がよいと考える。また、他の部分と異なる表現を使用しており違和感がある。</p> <p>表現等については具体的事業の各所管課に対して、あらためて確認依頼をした方がよいと考える。</p> <p>表現的な部分については整理し、事業の並び順と併せてあらためて関係各課へ確認を依頼することとしたい。</p> <p>〔事務事業調整会議〕</p> <p>現行計画の成果指標に対してはどのような評価だったか。</p> <p>指標ごとに評価は異なるが、例えば子どもの自己肯定感を見る指標は徐々に下がっており目標値には達していない。逆に交通事故件数については目標値を上回っている状況である。なお、評価については毎年度子ども・子育て会議に諮り意見をいただいている。</p> <p>次期計画に新たに掲載する事業等は、現行計画策定以降に実施したものか。</p> <p>子どもの貧困対策関連の事業など現行計画策定以降に開始した事業や、妊産婦に対する支援など今後取り組んでいきたいと考えている事業も含まれている。</p> <p>幼稚園教育振興プログラムを統合することだが、当該計画は教育委員会ではなく市長部局での策定で問題ないか。</p> <p>現行計画においてすでに市長が策定しており、問題ないと考えている。</p>																

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

- 子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期として策定する(策定義務)
 - その他子ども・若者に関する各種法律に基づく計画(策定任意)を含み、本市における子ども・若者に関する総合的な計画とする
 - ・次世代育成支援対策推進法
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法
 - ・子ども・若者育成支援推進法
 - ・子どもの貧困対策の推進に関する法律
- 総合計画を上位計画とする部門別計画として策定する

【現行計画からの充実】

< 子育て支援センターによる切れ目のない支援の充実 >

- ・各区子育て支援センターによる包括的な支援(基本目標1・2・5・10)

< 児童虐待予防・防止対策、社会的養育に関する取組の充実 >

- ・児童相談所の体制強化や関係機関との連携強化等(基本目標1)
- ・里親委託や特別養子縁組の推進等(基本目標6)

< 子どもの貧困対策に関する取組の充実 >

- ・令和元年の子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正による、市町村における計画策定の努力義務化(基本目標6)

< 幼児教育・保育の質の向上に関する内容の充実 >

- ・幼児教育・保育ガイドライン、保育者ステップアップ研修等(基本目標2)

< 現行計画における個別計画等の統合 >

- ・個別計画「幼稚園教育振興プログラム」「ひとり親家庭等自立促進計画」
- ・関連計画「児童厚生施設計画」の統合

(2) 事業スケジュール

- 令和元年12月 議会報告
パブリックコメント(～1月)
- 令和2年 2月 神奈川県と法定協議
3月 策定

さがみはら 子ども応援プラン

第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画

(素案)

相模原市

目次

第1部 総論	1
第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置付けと対象	5
3 計画の期間	6
第2章 計画の推進	7
1 計画の推進	9
2 計画の進行管理	11
3 計画の進行状況の公表	11
第3章 計画の基本的な考え方	13
1 計画の基本理念	15
2 基本方針	16
3 施策の体系	18
第4章 子ども・子育てを取り巻く状況	21
1 人口動態と子どものいる世帯	23
2 少子化の動向	28
3 子どもの貧困	35
4 子育ての状況	37
5 子ども・若者の状況	41
第2部 各論	45
第1章 子ども・子育て支援事業の整備	45
1 子ども・子育て支援新制度の趣旨とポイント	47
2 子ども・子育て支援新制度の概要	48
3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込量	53
4 保育環境・教育環境の状況	55
5 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域	56
6 各年度における教育・保育必要量の見込みと確保方策	58
7 地域子ども・子育て支援事業の提供	65
8 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について	79
9 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	81
10 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域 型保育事業の円滑な利用の確保	81
11 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県	

が行う施策との連携	81
12 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	82
第2章 子ども施策の総合的展開	83
基本目標1 子どもの権利を大切にする取組の推進	85
1 動向と課題	85
2 成果指標	86
3 施策の方向と具体的な事業	86
基本目標2 子どもの育ちを支える機能の充実と人材の確保	89
1 動向と課題	89
「相模原市幼児教育・保育ガイドライン」	90
2 成果指標	91
3 施策の方向と具体的な事業	91
基本目標3 子どもの夢をふくらませる場づくりの推進	97
1 動向と課題	97
2 成果指標	98
3 施策の方向と具体的な事業	98
基本目標4 子どもと親の健康づくりの推進	103
1 動向と課題	103
2 成果指標	104
3 施策の方向と具体的な事業	104
基本目標5 子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援	110
1 動向と課題	110
2 成果指標	111
3 施策の方向と具体的な事業	111
基本目標6 さまざまな家庭の状況に応じた支援の充実	115
1 動向と課題	115
2 成果指標	116
3 施策の方向と具体的な事業	116
基本目標7 子育ての意義や価値に対する意識の醸成	126
1 動向と課題	126
2 成果指標	127
3 施策の方向と具体的な事業	127
基本目標8 地域社会で子どもの成長を支えるしくみづくり	131
1 動向と課題	131

2	成果指標	132
3	施策の方向と具体的な事業	132
基本目標9 安心して暮らせる安全でやさしいまちづくりの推進		135
1	動向と課題	135
2	成果指標	136
3	施策の方向と具体的な事業	136
基本目標10 市民との協働によるしくみづくりの推進と情報発信の強化		140
1	動向と課題	140
2	成果指標	141
3	施策の方向と具体的な事業	141

第 1 部 総論

第 1 章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、様々な要因から進行する少子化、地域コミュニティの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもとその家族や地域を取り巻く環境が著しく変化しています。

このような中、幼児教育等については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な施策であり、持続可能な社会の実現に向け、社会全体で子どもの育ちを支え合っていくことが望まれています。

このため、平成27年度から、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が全国において本格的にスタートし、「量」と「質」の両面から社会全体で子ども・子育てを支える取組を進めています。また、平成26年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」が令和6年度末まで延長され、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会を形成するため、様々な取組の更なる推進・強化が図られています。さらに、令和元年成立の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」では、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が実施され、子育てのための施設等利用給付が創設されました。

このほか、平成28年の児童福祉法の改正による全ての子どもが権利の主体であることの明確化、令和元年の子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正による子どもの貧困対策の更なる推進など、子どもの最善の利益の実現を目指し、取組を進めています。

このような状況の下、本市においても、保育所や児童クラブ等の利用希望者の増加に伴い、いわゆる待機児童が生じていることや、児童虐待に関する相談の増加など様々な課題があります。それらの課題を解決するため、平成29年度には、子ども・若者に関する多様な施策の総合調整機能を有する「こども・若者未来局」を設置、加えて子育て家庭の保健・福祉に関して包括的に支援する「子育て支援センター」を各区に設置し、妊娠期から子育て期、その先を見据えた「切れ目のない支援」を目指しています。また、子どもの権利条例の制定、児童相談所の機能・体制の強化、幼児教育・保育ガイドラインの策定、子どもの貧困対策の充実など、様々な取組を推進しているところです。

子どもや子育て支援に関する施策については、平成17年に「さがみはら いきいき親子 応援プラン～相模原市次世代育成支援行動計画～」、平成27年に「さがみはら 子ども応援プラン～相模原市子ども・子育て支援事業計画～」を策定し、次代のさがみはらを担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組み、計画的に推進してきました。

このたび、「さがみはら 子ども応援プラン～相模原市子ども・子育て支援事業計画～」の策定から5年が経過したため、改めて市民のニーズを把握し、社会情勢や国の動向に対応した「さがみはら 子ども応援プラン～第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画～」を策定し、更なる施策の充実を図り、引き続き「子どもの夢 輝く みんなでつながりあうまち さがみはら」を目指していきます。

持続可能な開発目標(SDGs)

平成27(2015)年9月の国連サミットでは、持続可能で「誰一人取り残さない」社会を実現するため、2030年までに達成すべき17の「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。

「持続可能な開発」とは、今だけでなく未来も、自分だけでなく誰もが、自分の能力を發揮しながら満足して暮らせるようにすることです。



これらの目標を達成するためには、市民一人ひとりが身の周りや地域の問題を認識し、理想の未来について考え、話し合い、協力し合い、行動していくことが大切です。

本計画の推進に当たっては、全ての子ども・若者、子育て世帯、子育て支援に関わる多様な主体が、それぞれ能力を發揮し、今と未来の子どもの夢が輝くよう、みんなでつながり合って取組を進めていきます。

～ 本計画では基本目標ごとに関連の深いSDGsを表示します～

< 本計画に関連する主なSDGs >



2 計画の位置付けと対象

本計画は、「相模原市総合計画」を上位計画とする部門別計画とし、「相模原市地域福祉計画」「相模原市教育振興計画」「共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」等の関連計画や幼児教育・保育ガイドライン等の関連指針と整合を図るとともに、次の法律に基づく計画として策定します。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付け、地理的状況等を勘案して定めた区域ごとに、教育・保育の量の見込み、提供体制の確保、実施時期等を定めます。

対象：主に小学校就学前（一部の事業については小学生）までの子育て世帯

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」として位置付け、全ての子どもとその家庭を対象に、今後進めていく子ども・子育て支援の方向性や目標を定めます。

対象：おおむね18歳まで及び子育て家庭

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」として位置付け、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図り、自立を促進するため、支援施策について定めます。

対象：母子家庭、父子家庭、寡婦

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）

子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」として位置付け、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案し、子ども・若者の育成支援施策について定めます。

対象：おおむね39歳までの子ども・若者

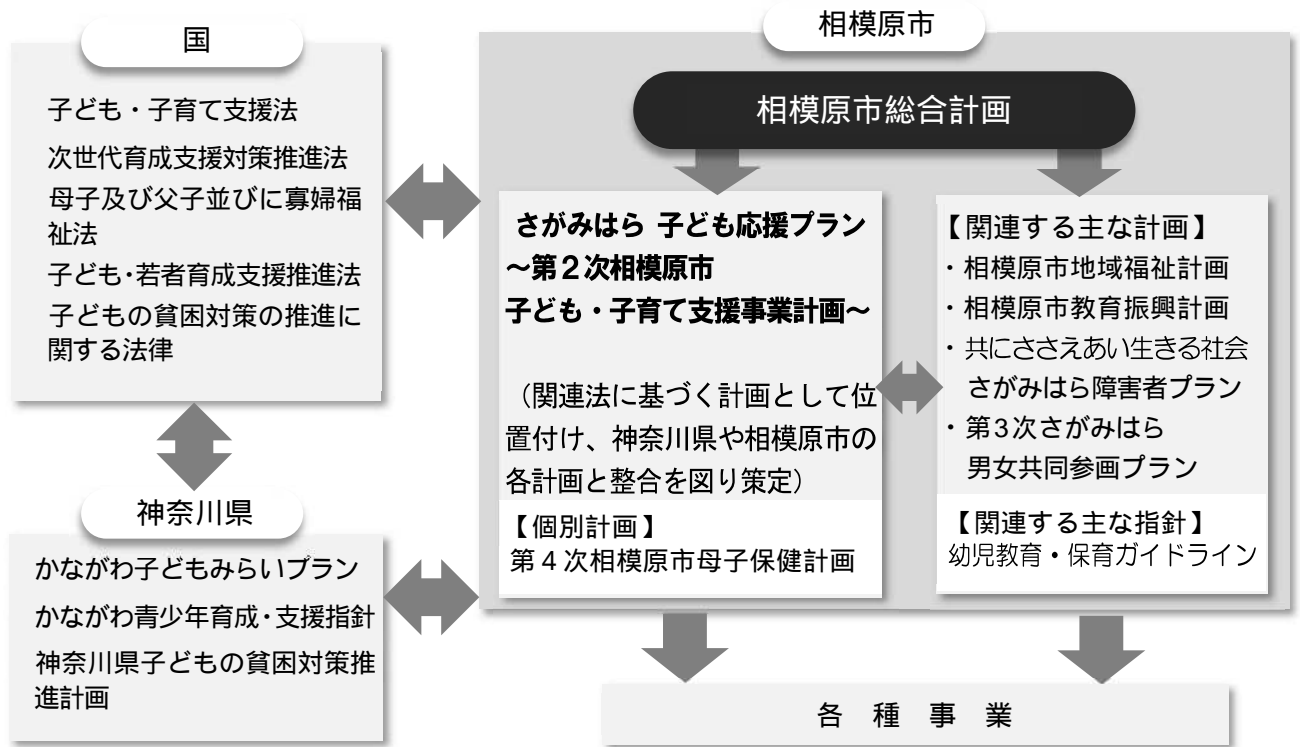
子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）

子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」として位置付け、「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案して、子どもの貧困対策について定めます。

対象：おおむね18歳まで及び子育て家庭

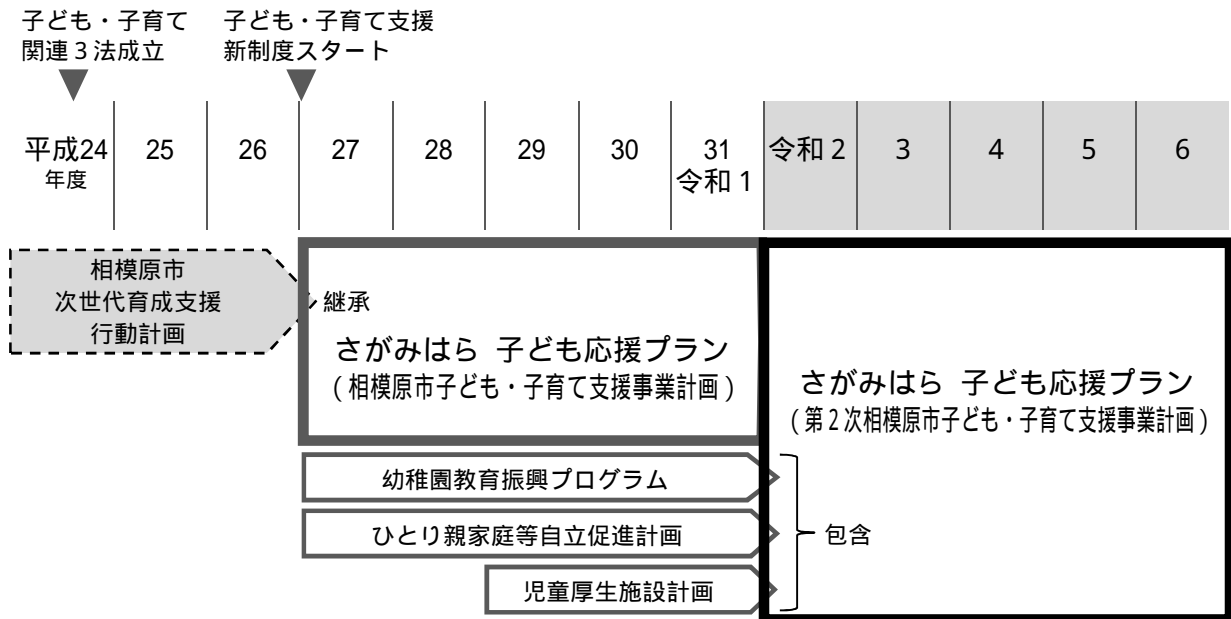
第1部 総論

【上位計画、関連法等との関係】



3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき5年間（令和2年度から令和6年度まで）とします。



第 1 部 総論

第 2 章 計画の推進

1 計画の推進

この計画は、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整え、子どもや子育て家庭を社会全体で支援することを目的としています。

計画を着実に実行していくためには、社会全体が共通の課題意識を持ち、この計画に掲載されている、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたる事業が、それぞれの立場において基本理念に沿った事業を展開し、連携を取りながら横断的に推進していくことが必要です。

このため、市民と行政が協働で市民参画のまちづくりを進め、市民一人ひとりが子ども・子育て支援への関心を高めるとともに、家庭、子どもに関わる施設、地域、行政等がそれぞれの立場に応じた適切な役割分担のもと、緊密な連携を図りながら一体となって取り組んでいくことが大切です。

<市民の役割>

子ども・若者は地域に明るさと喜びをもたらし、将来の相模原市に新たな活力を生み出す頼もしい存在であるという認識のもと、市民一人ひとりが子育てや子ども・若者の育ちや自立に関心を持ち、温かく見守り、支え合っていくことが求められています。

<家庭の役割>

家庭は子どもが生まれ育つ基本的な場です。保護者は、子育てについての第一義的な責任を有するものであり、家庭が子どもの人格形成や基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持つことを認識しなければなりません。

この認識のもと、子どもの思いやりや自主性、責任感等を育むよう、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが大切です。

また、家庭において女性に子育てや家事の負担が偏らないよう、男性の積極的な参画が求められています。

<子どもに関わる施設の役割>

認定こども園や幼稚園、保育所、学校等は、子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場であり、また、集団生活を通して社会の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係を築く場でもあります。

全ての子どもの声に耳を傾け、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にしたい関わりが求められています。

子どもが学び育つ場として、家族や地域と連携しながら、子どもの発達段階に応じ、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めることが必要です。

<地域の役割>

地域社会は、地域に住む全ての人が健全な生活を営み、充実した日々を過ごすための大切な場です。

子どもは、地域社会との関わりの中で社会性を身に付けて成長していきます。しかし、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化から、子どもや子育て家庭が地域の人々と交流する場が減ってきています。

こうしたことから、全ての子どもが健全に成長できるよう、子育てのための相互支援活動への積極的な取組等、子どもや子育て家庭を地域ぐるみで応援していくことが大切です。

<企業の役割>

共働き世帯が増加する中、企業が子育て支援で担う役割も増大しています。

働いている全ての人が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた多様な働き方を選択できるようにするなど、ゆとりある働き方が可能な就業環境や条件の整備を進めることが期待されるとともに、地域社会の一員として、より一層の貢献と参画に努めることが求められています。

<行政の役割>

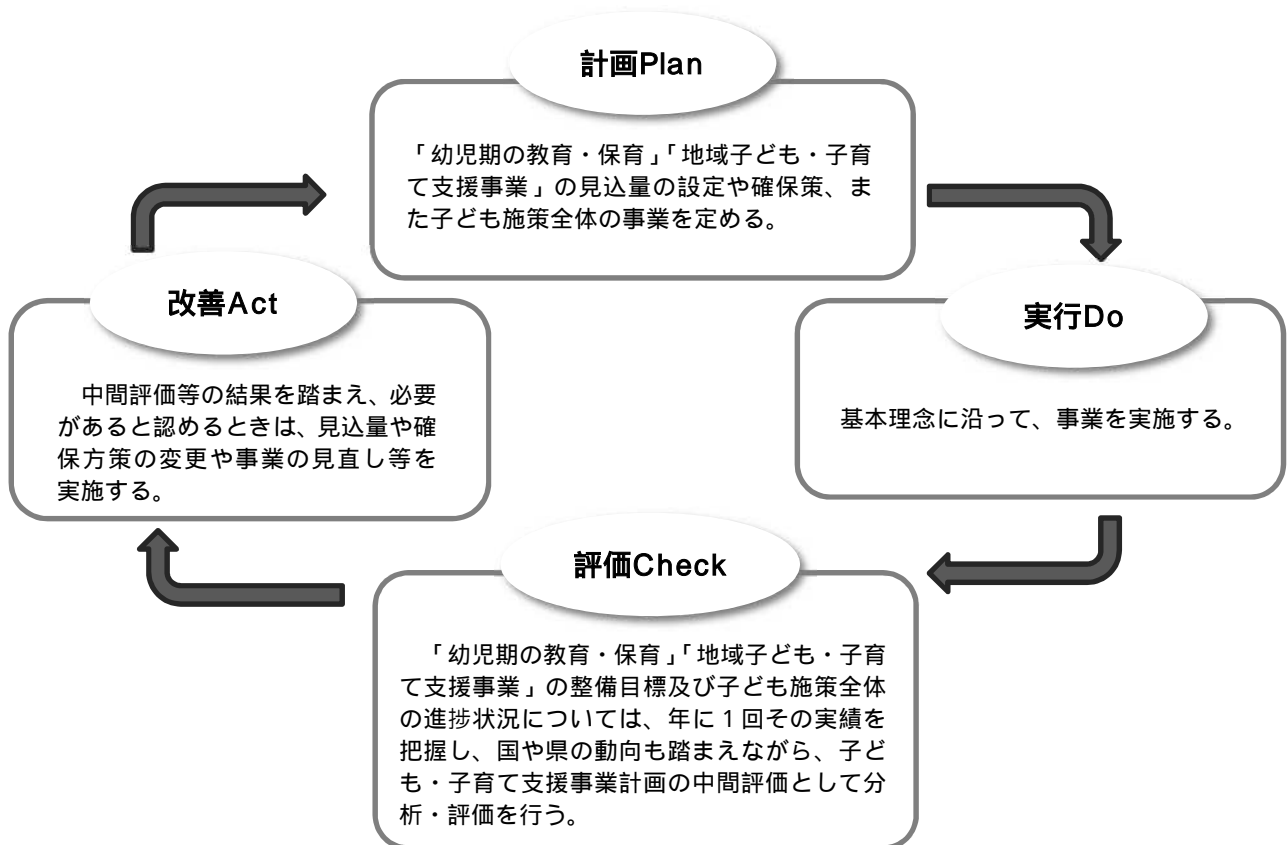
市は、この計画の内容を広く市民に周知するとともに、施策・事業の実施主体として庁内の横断的な体制で保育・母子保健・学校教育等に取り組むことが必要です。さらに、関係機関・団体等との連携のもと、地域の子育て支援、家庭教育に対する支援をきめ細かく包括的に展開していくことが求められます。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のある計画とするため、庁内「少子化対策推進会議」において、計画の推進、進行管理等を図ります。

また、計画の進行状況を定期的に「相模原市子ども・子育て会議」に報告し、評価を受けるものとします。

さらに、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。



3 計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で市民に分かりやすく公表します。

第 1 部 總論

第 1 部 総論

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもの夢 輝く みんなでつながりあうまち
さがみはら



全ての子どもは、社会にとって「希望」であり、未来を創る存在です。

子どもは、子ども同士や地域社会の中で、様々な人との関わりにより、生きる力を培い、自立に向け、日々成長していきます。子どもが健やかに育まれるには、親や大人が地域社会の中で、安心して暮らし、子どもの成長に喜びを感じ、周囲の人とつながりを持つことが大切です。

無限の可能性を持つ子どもの育ちを支えるとともに、子ども・若者が自信を持って自己を確立し、将来に夢と希望を持って育つことができる「まち」。

そして、家庭・地域・職場・行政が連携し、子どもと子育て家庭を支援し、「子どもの最善の利益」を目指す「まち」。

本市では、子育てを通して、社会全体がつながりあう「まち」を目指します。

2 基本方針

子どもが自らの夢をふくらませ 育つことを支える環境づくり

全ての子どもは、社会の「財産」^{たから}であり、未来へ続く「希望」です。

子どもは、「子どもの権利」が守られると同時に、大人と同様に一人の人として、また、権利の主体者として尊重されなければなりません。

また、子どもが豊かな心を持ち、輝かしい未来に向かって夢を持つためには、その育ちを支える環境が大切です。子どもが生まれてから大人になるまで、周りが常に関心を持って見守り支えていくことで、子どもは更に大きな夢をふくらませることができます。

この計画では、子どもの夢が実現できるよう、子どもの人権を尊重し、子どもの視点に立った環境づくりを進めていきます。

子どもを生み育てることに安心と楽しさを感じ

心が豊かになる暮らしづくり

子どもが生まれること、子どもが成長していくことは、親にとって大きな喜びです。

しかし、現在では、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近な人から子育ての協力を得ることが困難になり、親は不安や負担感を抱えて、孤独に子どもと向き合っている場合が少なくありません。

子育ての楽しさや大切さの発見と感動を地域の人と分かち合いながら、子どもと共に親も成長していくことができるよう、地域での子育て支援を広げていく必要があります。

そのような環境で子育てができることで、親も子どもも心が豊かになり、地域社会との関わりを持ちながら、次代の親となる自覚を持った子どもや若者へと成長していく過程を見守っていきます。

この計画では、子育て家庭だけではなく、地域全体で子どもと大人が共に育ち、子どもを生み育てることに安心と楽しさが感じられるような暮らしづくりを進めていきます。

みんなが信頼しあい 子育て子育てができるしくみづくり

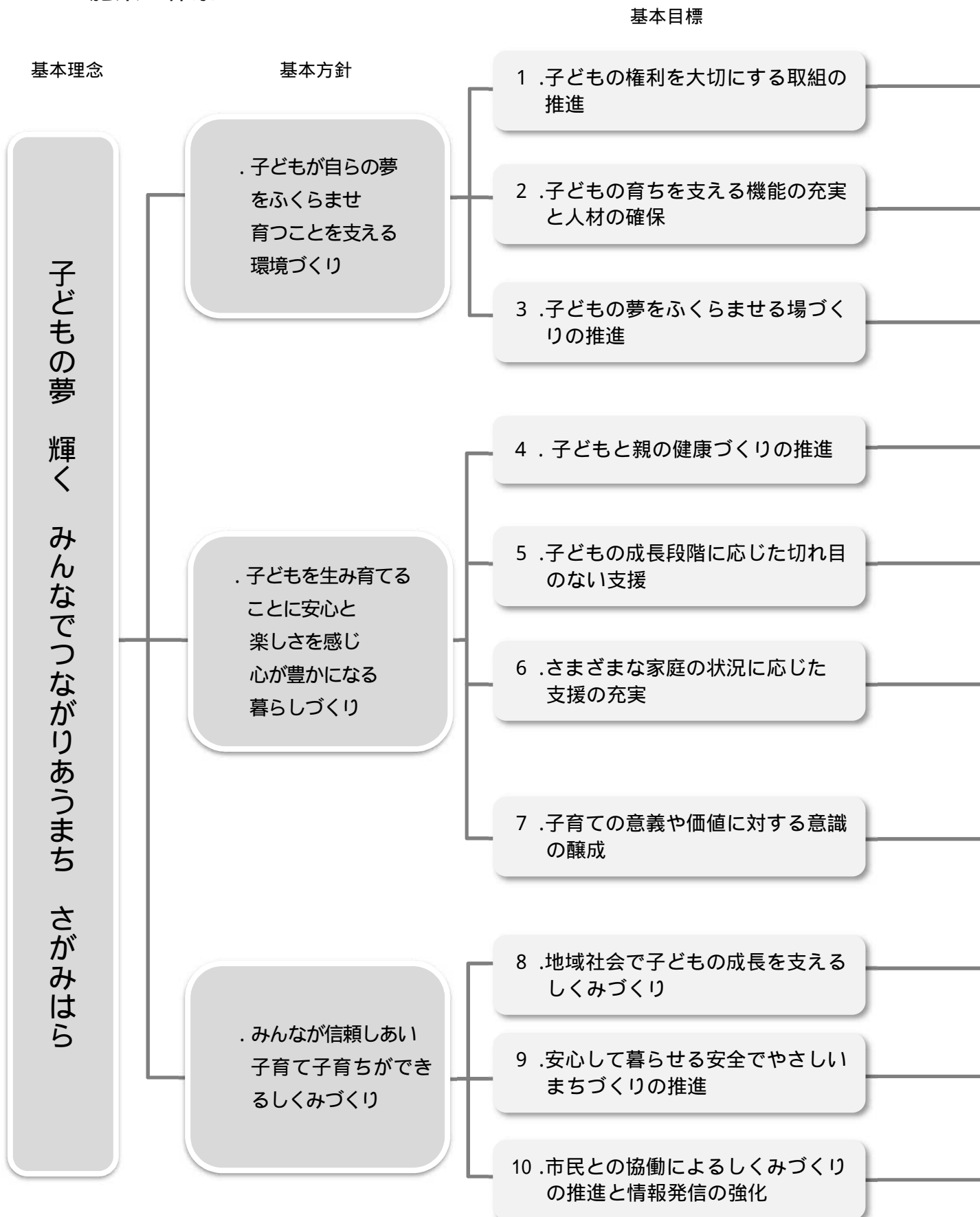
家庭は、教育の原点であり、出発点であるという認識を持ちつつ、「地域の子ども」という意識を持ち、子育てを地域全体の問題として考えることが大切です。

今まで家族の中で行われていた世代間交流や異年齢交流が減少している現在、地域において、子どもから高齢者まで幅広い世代の人々が交流し、信頼関係を築きながら助け合っていくことが大切です。

そのために、行政においては、全庁的に施策の推進に取り組むとともに、家庭や地域が自らの力でできることは地域が担っていけるよう、地域の育児力の向上に取り組めます。

この計画では、全ての子ども・子育て家庭を温かなまなざしで見守り続ける仕組みを築き、家庭・地域・職場・行政が連携して、みんなで子育て・子育ての在り方を考えるための仕組みづくりを進めていきます。

3 施策の体系



施策の方向

- (1) 子どもの権利に関する施策の推進
- (2) 児童虐待予防・防止対策の強化
- (3) いじめ防止、不登校児童生徒への支援

- (1) 子どもに寄り添う人の確保と研修の充実
- (2) 相談機関の充実
- (3) 就学前の子どもに対する教育・保育の充実
- (4) きめ細かな学校教育の推進
- (5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- (1) 子どもの遊び場、居場所の確保と充実
- (2) 子ども・若者の参画・多様な活動の機会の充実
- (3) 子どもの職業観の育成

- (1) 妊娠前に対する支援
- (2) 妊娠・出産の安全性や快適性の確保
- (3) 子どもの心と身体の健やかな成長の促進
- (4) 育児不安の軽減
- (5) 乳幼児期からの発育・発達に応じた食育の推進

- (1) 妊産婦・乳幼児期に関する切れ目のない保健対策の充実
- (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (3) 子どもや子育て家庭等のニーズに応じた相談体制の充実

- (1) ひとり親家庭等の自立に向けた支援
- (2) 配慮が必要な子どもと家庭への支援
- (3) 多様な文化をもった子どもと家庭への支援
- (4) 配偶者等からの暴力の問題をかかえる家庭への支援
- (5) 社会的養育体制の充実
- (6) 困難をかかえる若者への支援
- (7) 子どもの貧困対策の推進

- (1) 家庭教育支援の充実
- (2) 仕事と子育ての両立支援
- (3) 男女が共に家事や育児を担う意識の啓発
- (4) 次代の親の育成
- (5) 企業による子育て支援の取組の促進

- (1) 身近な地域で進める子育て支援
- (2) 子育て支援活動のサポート
- (3) 地域の子育て支援者の育成
- (4) 子育てに関する学習機会の充実

- (1) 事故・犯罪から子どもを守る安全・安心対策の推進
- (2) みんなにやさしいまちづくり
- (3) 子育て家庭への経済的支援

- (1) 計画の実施状況を市民との協働により把握、点検するための機関の運営
- (2) 事業等の質の確保・評価をするためのしくみづくり
- (3) 子育てに関する情報の提供
- (4) 地域の支え合いとネットワークのしくみづくり
- (5) 企業との連携

第 1 部 總論

第1部 総論

第4章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口動態と子どものいる世帯

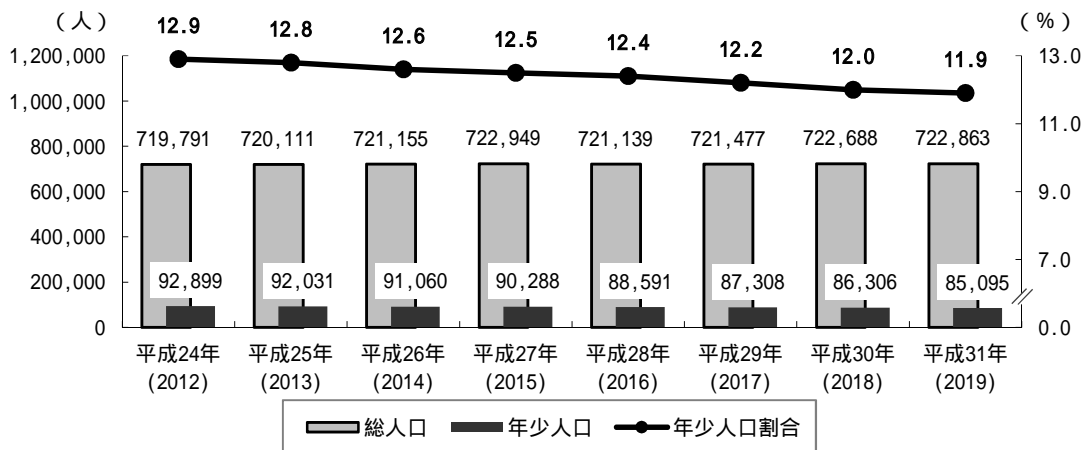
(1) 総人口と年少人口の推移

本市の人口は、平成31年1月1日現在722,863人となっています。平成27年まで増加傾向で推移していましたが、平成28年に721,000人台に減少し、平成30年から再び722,000人台に増加しています。

一方、年少人口（15歳未満）は減少傾向が続いており、平成31年1月1日現在85,095人で、年少人口割合11.9%となっています。平成24年から7,804人が減少し、年少人口割合は1.0ポイント低下しています。

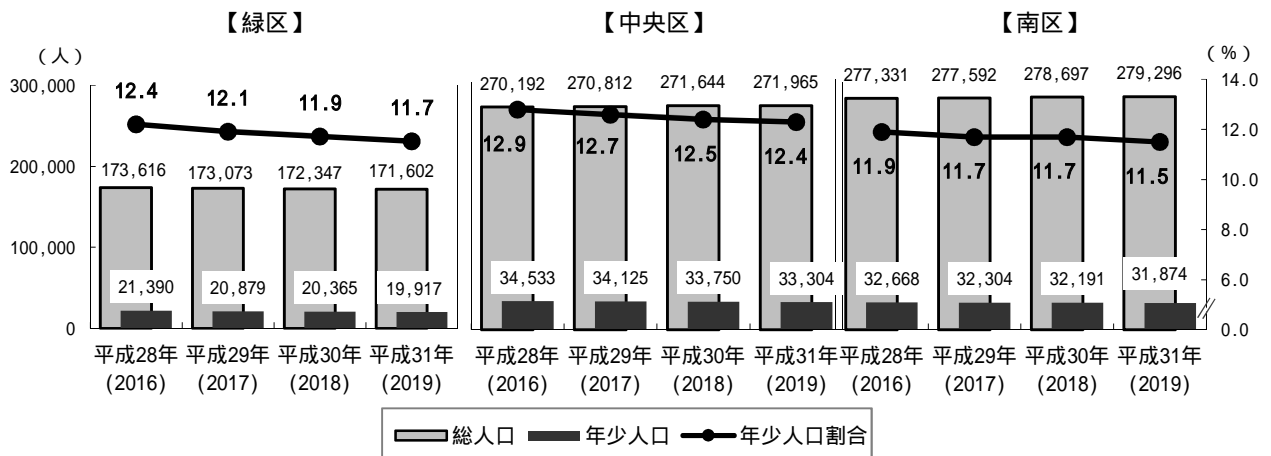
区別に見ると、平成31年1月1日現在の年少人口割合が最も高いのは中央区で12.4%、最も低いのは南区で11.5%となっています。

図表 総人口と年少人口の推移【市】



資料：相模原市年齢別人口（推計人口）（各年1月1日現在）
注）年少人口割合は年齢不詳を除いた割合

図表 総人口と年少人口の推移【区別】



資料：相模原市年齢別人口（推計人口）（各年1月1日現在）
注）年少人口割合は年齢不詳を除いた割合

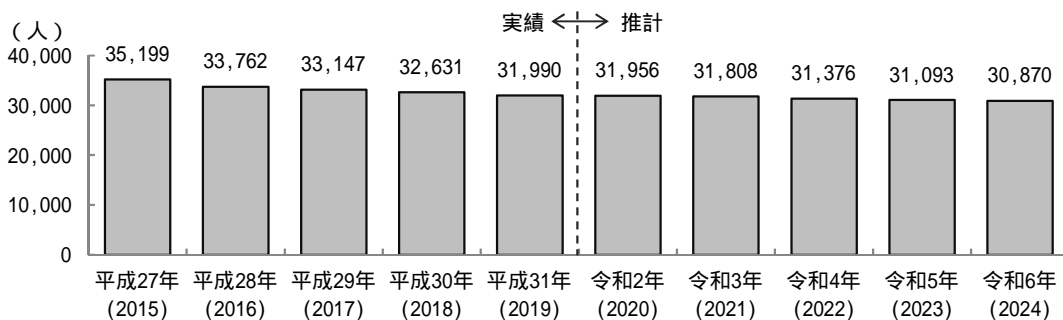
第1部 総論

(2) 0～5歳人口の推移

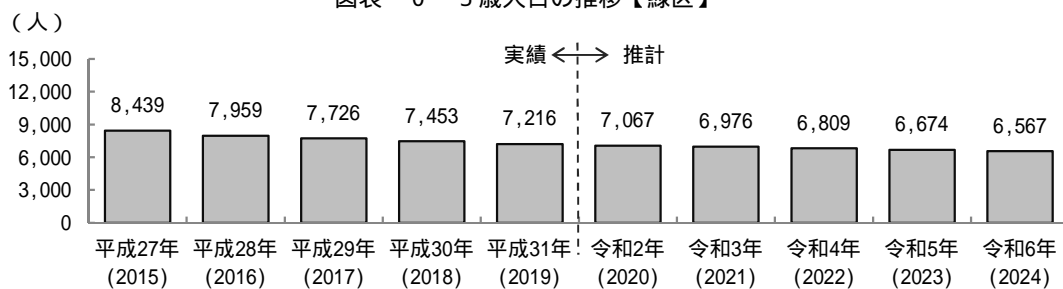
0～5歳人口は減少傾向にあり、平成31年1月1日現在31,990人で平成27年から3,209人の減少となっています。今後も減少傾向は続くものと推計されています。

区別に見ると、緑区、中央区は減少傾向で推移すると推計されており、南区は令和2年から令和3年は12,500人台に増加し、その後減少すると推計されています。

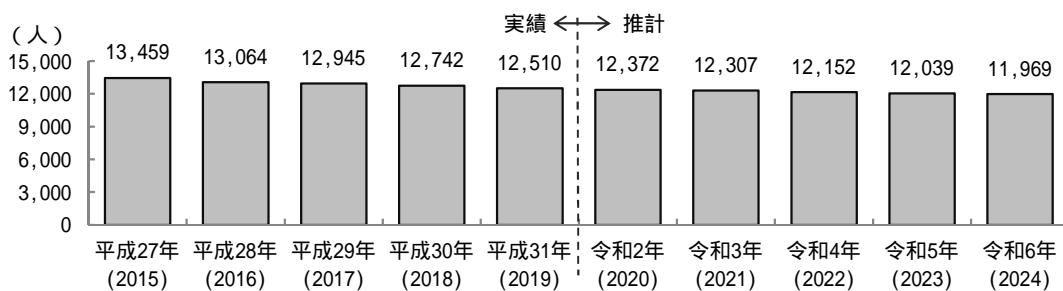
図表 0～5歳人口の推移【市】



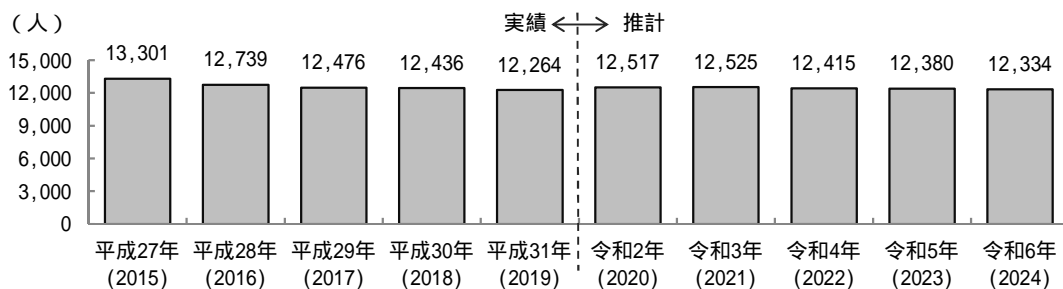
図表 0～5歳人口の推移【緑区】



図表 0～5歳人口の推移【中央区】



図表 0～5歳人口の推移【南区】

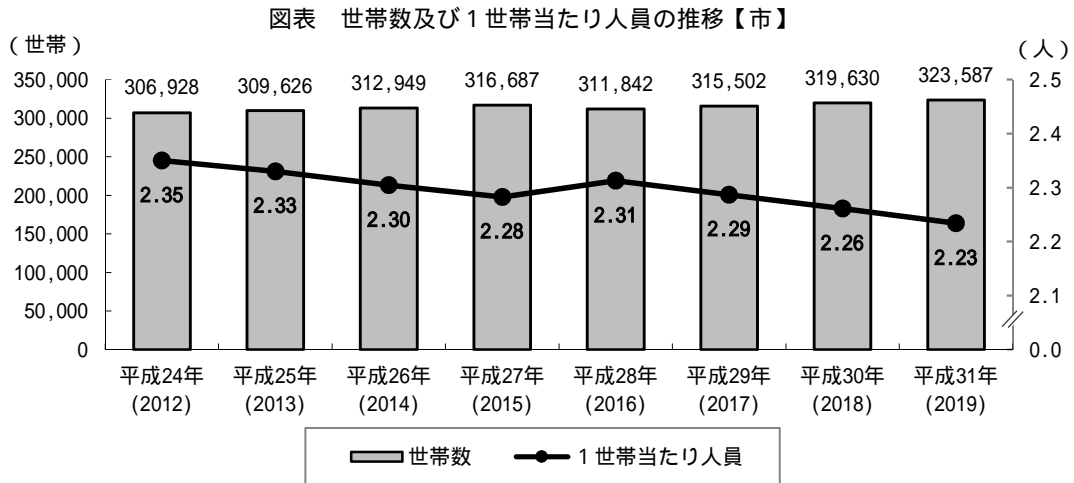


資料：相模原市年齢別人口(推計人口)(各年1月1日現在)
推計値は「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計 2018年2月」

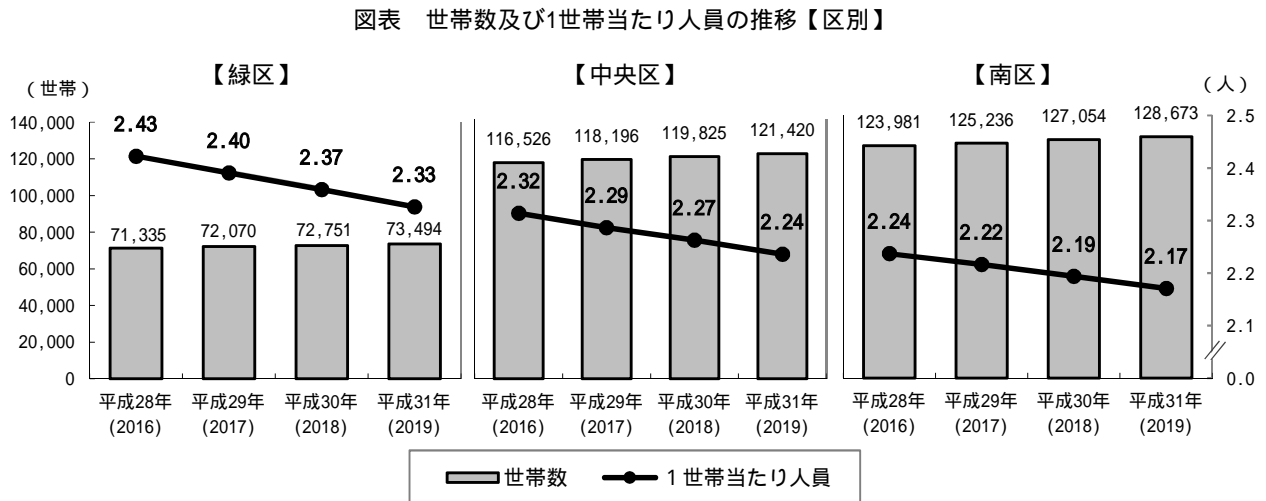
(3) 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

世帯数は、平成31年1月1日現在323,587世帯となっています。平成27年まで増加傾向で推移していましたが、平成28年に311,842世帯に減少し、その後再び増加傾向に転じています。1世帯当たり人員は平成31年1月1日現在2.23人まで減少しています。

区別に見ると、平成31年1月1日現在の1世帯当たり人員が最も多いのは緑区で2.33人、最も少ないのは南区で2.17人となっています。



資料：月報統計さがみはら（各年1月1日現在）



資料：月報統計さがみはら（各年1月1日現在）

第1部 総論

(4) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別一般世帯の状況は、平成27年は核家族世帯(180,796世帯)が総世帯数(310,833世帯)の58.2%を占めています。

核家族世帯の51.0%が「夫婦と子供」の世帯となっており、「夫婦のみ」世帯、「男親と子供」世帯、「女親と子供」世帯の増加が続いています。

また、核家族世帯のうち、6歳未満世帯員のいる世帯が13.4%、18歳未満世帯員のいる世帯が32.6%となっています。

図表 世帯の家族類型別一般世帯数の推移【市】

単位：世帯

家族類型別一般世帯数	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	6歳未満世帯員 のいる世帯 (再掲)	18歳未満世帯員 のいる世帯 (再掲)
総数	261,924	282,023	302,555	310,833	26,329	66,165
A 親族のみの世帯	183,206	190,768	195,276	197,314	26,238	65,606
核家族世帯	163,297	171,009	177,256	180,796	24,207	58,985
(1)夫婦のみ	45,628	52,649	58,095	61,877	-	10
(2)夫婦と子供	99,658	96,840	94,684	92,198	23,075	52,282
(3)男親と子供	3,311	3,829	4,252	4,502	58	723
(4)女親と子供	14,700	17,691	20,225	22,219	1,074	5,970
核家族以外の世帯	19,909	19,759	18,020	16,518	2,031	6,621
(5)夫婦と両親	606	619	564	468	-	-
(6)夫婦とひとり親	2,041	2,244	2,230	2,125	-	-
(7)夫婦、子供と両親	3,485	2,942	2,192	1,960	497	1,393
(8)夫婦、子供とひとり親	7,667	6,895	5,708	4,760	631	2,309
(9)夫婦と他の親族 (親、子供を含まない)	411	472	537	510	13	92
(10)夫婦、子供と他の親族 (親を含まない)	1,345	1,648	1,826	1,871	404	1,339
(11)夫婦、親と他の親族 (子供を含まない)	254	268	244	195	15	31
(12)夫婦、子供、親と他の 親族	779	776	669	546	240	450
(13)兄弟姉妹のみ	1,679	1,795	1,740	1,699	-	21
(14)他に分類されない世帯	1,642	2,100	2,310	2,384	231	986
B 非親族を含む世帯	1,347	1,959	3,802	2,899	91	262
C 単独世帯	77,371	89,296	103,377	110,236	-	297

家族類型不詳があるため、合計は総数と一致しない場合がある

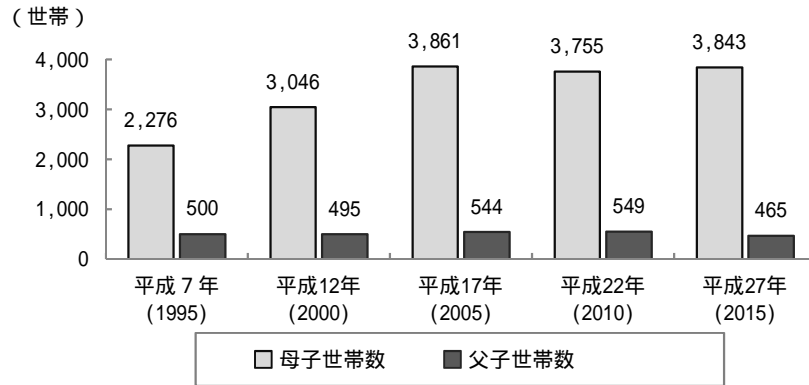
資料：国勢調査

注)平成12年、17年は旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町を含む

(5) 母子世帯、父子世帯数の推移

母子世帯数は平成17年には3,861世帯まで増加し、平成27年は3,843世帯となっています。父子世帯数は、平成27年は465世帯で、平成22年より84世帯の減少となっています。

図表 母子世帯、父子世帯数の推移【市】



母子(父子)世帯：

未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯(他の世帯員がないもの)

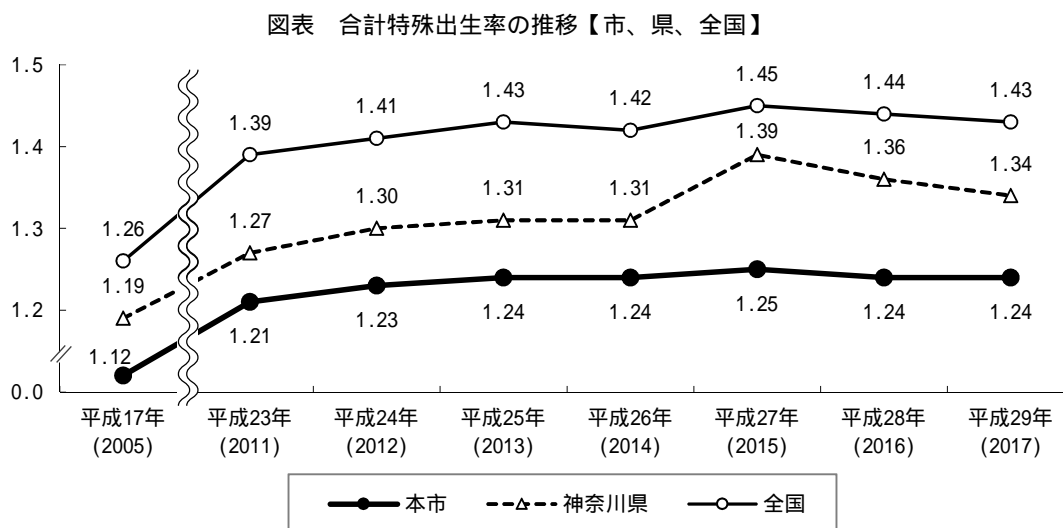
資料：国勢調査

注)平成7年、12年、17年は旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町を含む

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

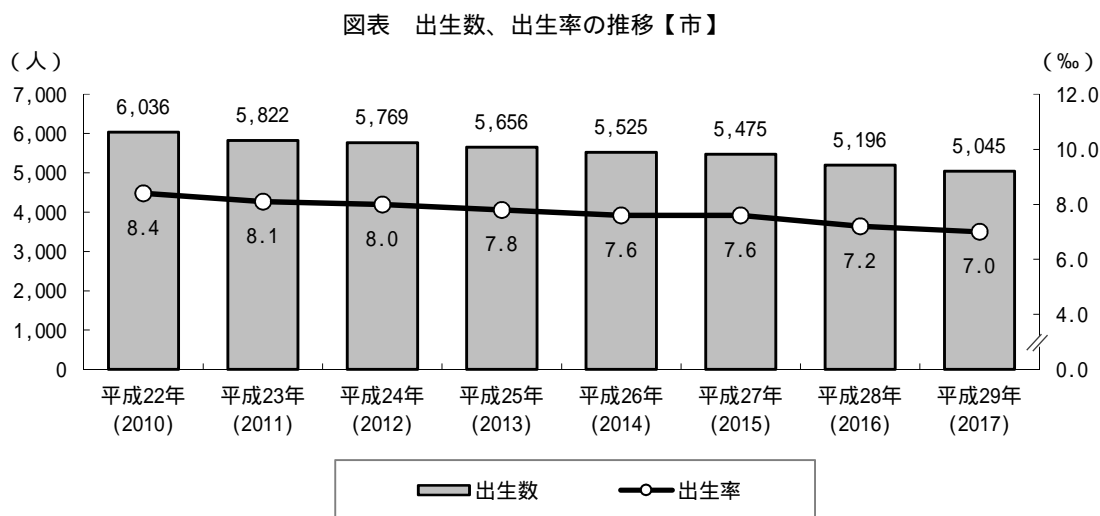
合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）は、全国的にも過去最低であった平成17年の1.12から上昇し、平成29年は1.24となっています。しかし、本市は県及び全国より低く推移しています。



資料：相模原市は神奈川県衛生統計年報、県・全国は厚生労働省人口動態調査による
 注) 平成17年の相模原市は旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町を含まない

(2) 出生数及び出生率の推移

出生数は減少傾向が続いており、平成29年は5,045人、出生率（人口1,000人当たり）は7.0‰（パーミル）となっています。

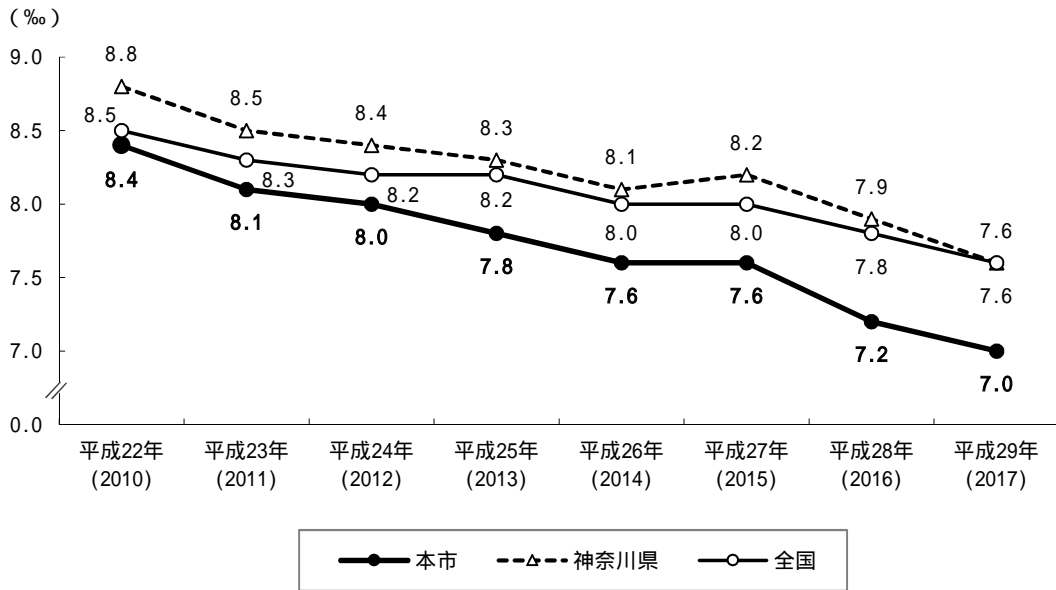


資料：神奈川県衛生統計年報

(3) 出生率の推移の比較

出生率(人口1,000人当たり)は県及び全国を下回って推移しています。

図表 出生率の推移の比較【市、県、全国】



資料：神奈川県衛生統計年報

第1部 総論

(4) 未婚率の推移と比較(男性)

男性の未婚率は、平成27年は30～54歳で県及び全国より高く、30～34歳が50.5%、35～39歳が38.3%、40～44歳が35.1%となっています。

また、30～34歳、35～39歳では平成22年を下回っていますが、40歳以上では平成12年から上昇が続いています。

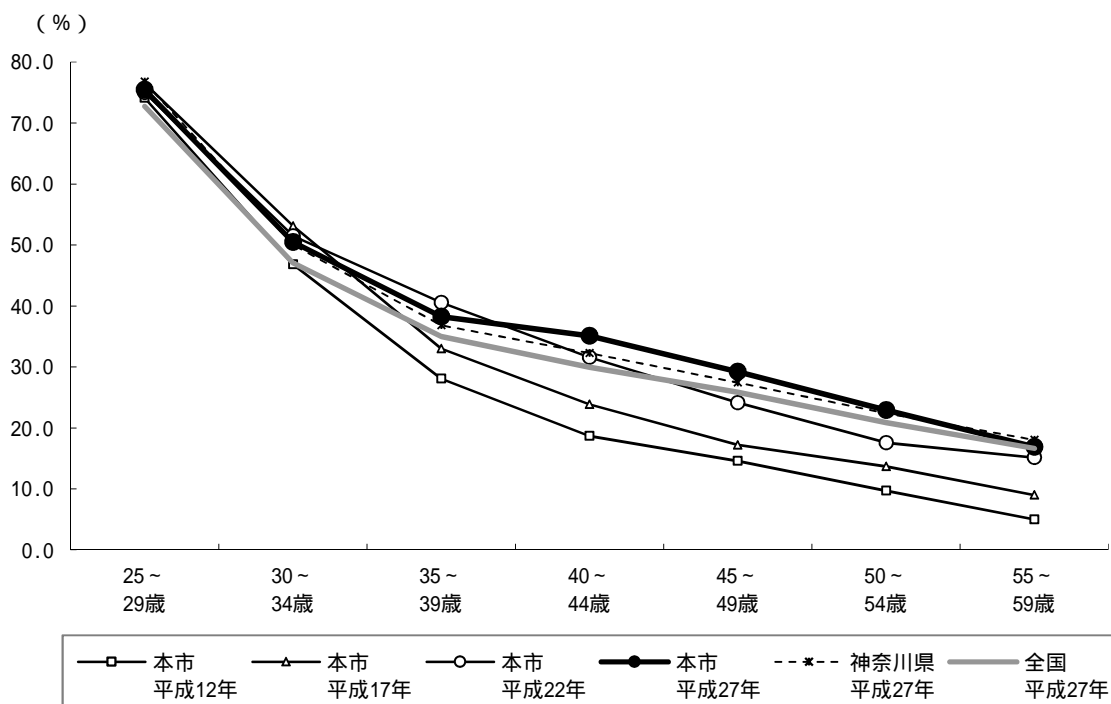
図表 未婚率の推移の比較(男性)【市、県、全国】

単位：%

	本市				神奈川県	全国
	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成27年 (2015)	平成27年 (2015)
15～19歳	99.5	99.7	99.6	99.6	99.7	99.7
20～24歳	95.1	95.3	95.3	96.1	96.6	95.0
25～29歳	74.1	76.5	75.0	75.5	76.8	72.7
30～34歳	46.8	53.1	51.5	50.5	50.0	47.1
35～39歳	28.1	33.0	40.5	38.3	36.8	35.0
40～44歳	18.7	23.9	31.6	35.1	32.3	30.0
45～49歳	14.6	17.2	24.1	29.2	27.5	25.9
50～54歳	9.7	13.7	17.6	22.9	22.4	20.9
55～59歳	5.0	9.0	15.1	16.9	18.0	16.7
60～64歳	2.8	4.9	9.6	13.8	15.5	13.6
65歳以上	1.4	2.1	3.6	5.3	6.4	5.3

資料：国勢調査

注)平成12年、17年は旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町を含む



(5) 未婚率の推移と比較(女性)

女性の未婚率は、平成27年は30～44歳で県及び全国より高く、30～34歳が36.0%、35～39歳が24.2%、40～44歳が20.0%となっています。

また、平成12年からの推移を見ると、20～64歳の上昇が続いています。

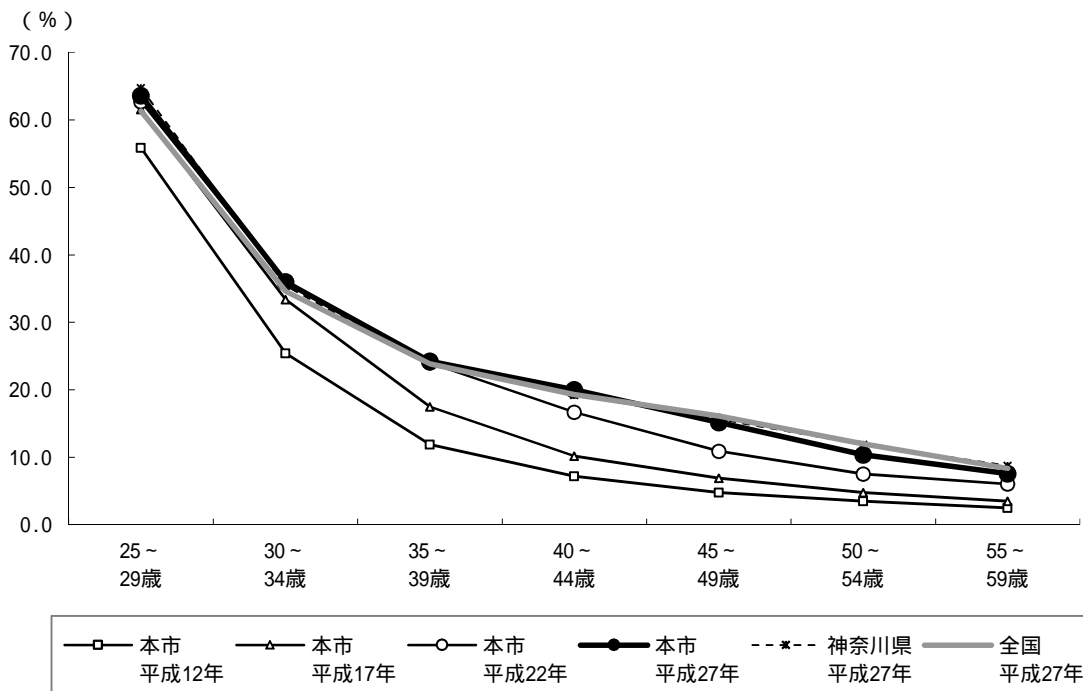
図表 未婚率の推移の比較(女性)【市、県、全国】

単位：%

	本市				神奈川県	全国
	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成27年 (2015)	平成27年 (2015)
15～19歳	99.2	99.3	99.2	99.4	99.5	99.4
20～24歳	90.6	91.0	91.6	92.7	93.3	91.4
25～29歳	55.9	61.6	62.7	63.6	64.7	61.3
30～34歳	25.4	33.4	36.0	36.0	35.4	34.6
35～39歳	11.9	17.5	24.0	24.2	23.7	23.9
40～44歳	7.2	10.2	16.7	20.0	19.2	19.3
45～49歳	4.8	6.9	10.9	15.2	15.6	16.1
50～54歳	3.5	4.8	7.5	10.4	11.9	12.0
55～59歳	2.5	3.5	6.0	7.6	8.8	8.3
60～64歳	2.3	2.5	4.0	5.3	6.5	6.2
65歳以上	2.6	2.6	3.0	3.4	4.5	4.3

資料：国勢調査

注) 平成12年、17年は旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町を含む



第1部 総論

(6) 年齢別労働力率の推移と比較(女性)

女性の労働力率は、平成27年は15～19歳は県及び全国より高く、20～34歳では県及び国より低くなっています。35～64歳では県より高く全国より低い状況となっています。

また、平成12年からの推移を見ると、25～64歳の上昇が続いており、30歳代での低下が緩やかになってきています。

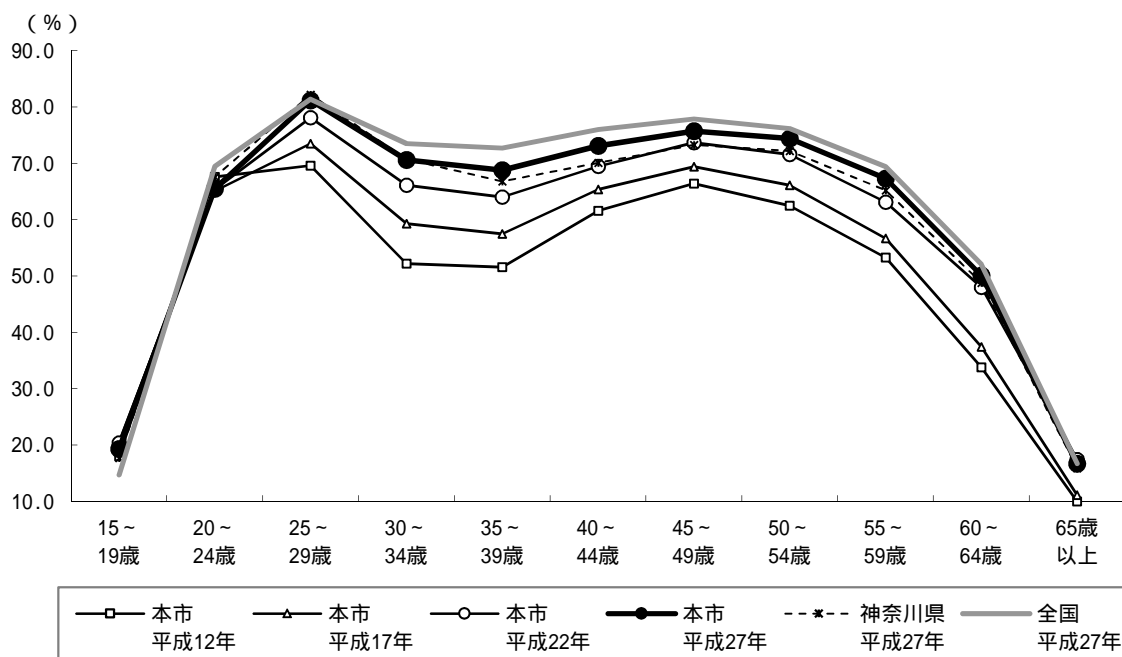
図表 年齢別労働力率の推移と比較(女性)【市、県、全国】

単位：%

	本市				神奈川県	全国
	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成27年 (2015)	平成27年 (2015)
15～19歳	18.0	20.5	20.4	19.3	17.7	14.7
20～24歳	67.6	65.1	65.4	65.5	67.6	69.5
25～29歳	69.6	73.5	78.1	81.2	82.2	81.4
30～34歳	52.2	59.3	66.1	70.6	70.7	73.5
35～39歳	51.6	57.5	64.0	68.8	66.8	72.7
40～44歳	61.6	65.4	69.5	73.1	70.1	76.0
45～49歳	66.4	69.4	73.7	75.7	73.3	77.9
50～54歳	62.5	66.1	71.6	74.4	72.2	76.2
55～59歳	53.3	56.7	63.1	67.3	65.2	69.4
60～64歳	33.8	37.4	48.0	50.1	48.8	52.1
65歳以上	10.0	11.1	17.4	16.7	15.9	16.7

資料：国勢調査

注) 平成12年、17年は旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町を含む



労働力率：15歳以上人口(労働力状態不詳を除く)に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合

(7) 母の年齢別出生数の推移

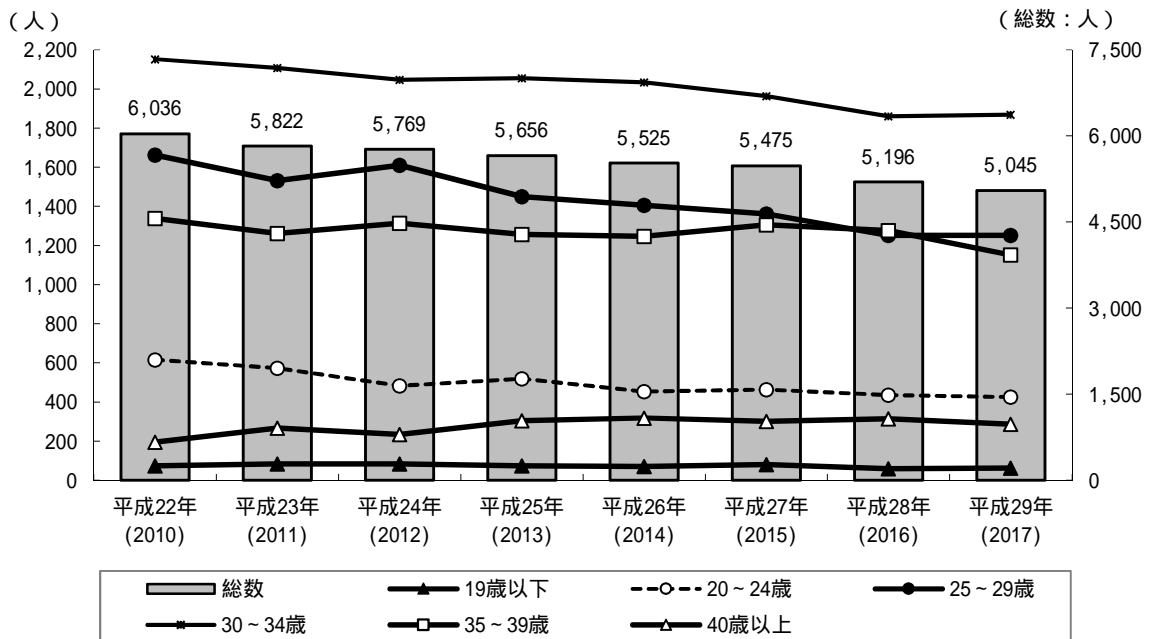
母の年齢別出生数は、平成22年からの推移を見ると、25～29歳、30～34歳は減少傾向にあります。また、25～29歳と35～39歳の出生数の差が小さくなり、平成28年は35～39歳の出生数が上回っています。

図表 母の年齢別出生数の推移【市】

単位：人

	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)
総数	6,036	5,822	5,769	5,656	5,525	5,475	5,196	5,045
19歳以下	73	83	83	73	70	80	59	62
20～24歳	616	572	483	518	453	463	436	425
25～29歳	1,662	1,531	1,610	1,449	1,405	1,362	1,251	1,252
30～34歳	2,152	2,107	2,046	2,055	2,033	1,964	1,860	1,869
35～39歳	1,338	1,262	1,313	1,257	1,246	1,305	1,276	1,151
40歳以上	195	267	234	304	318	301	314	286

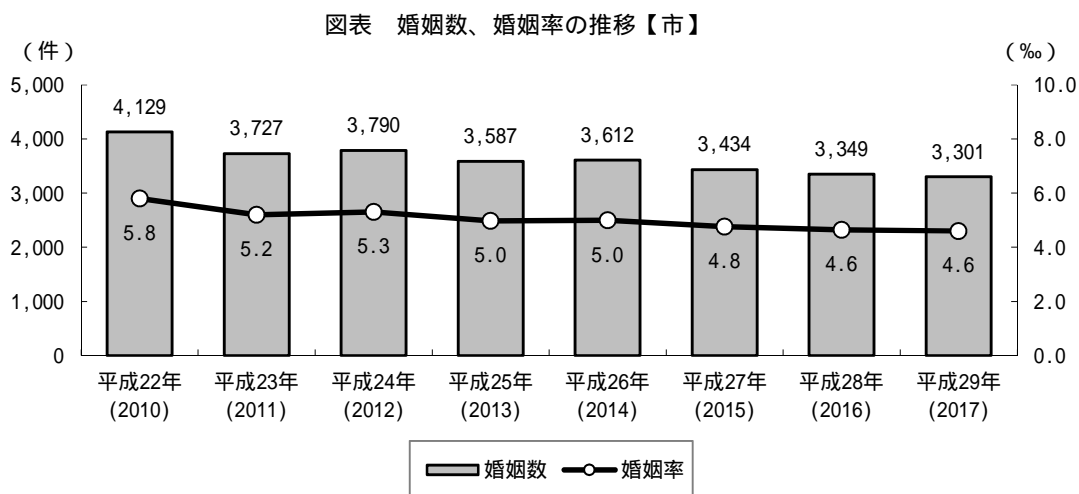
資料：神奈川県衛生統計年報



第1部 総論

(8) 婚姻数及び婚姻率の推移

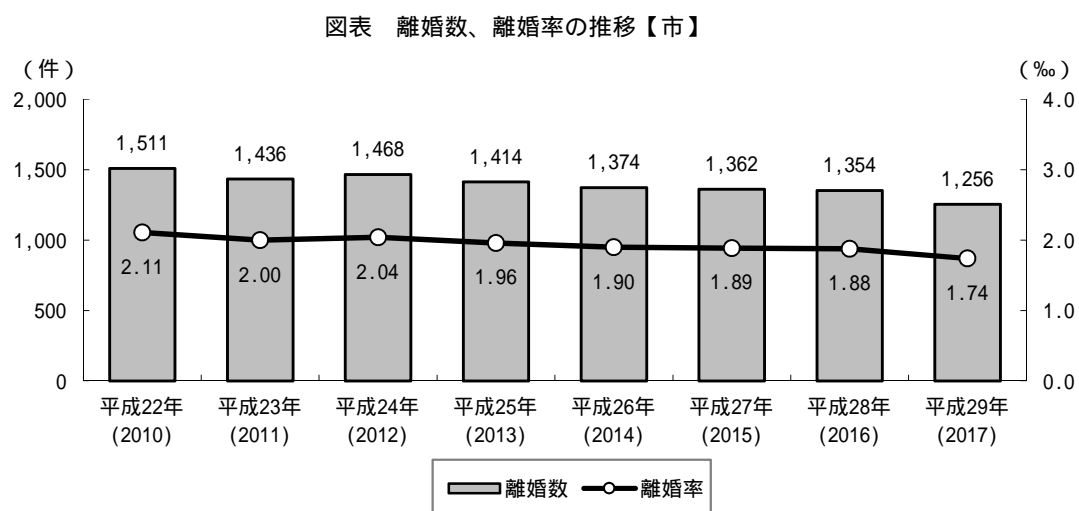
婚姻数は、平成23年から3,000件台に減少し、平成29年は3,301件となっています。婚姻率(人口1,000人当たり)も低下傾向にあり、平成29年は4.6‰(パーミル)となっています。



資料：神奈川県衛生統計年報

(9) 離婚数及び離婚率の推移

離婚数は減少傾向で推移しており、平成29年は1,256件となっています。離婚率(人口1,000人当たり)も低下傾向にあり、平成29年は1.74‰(パーミル)となっています。



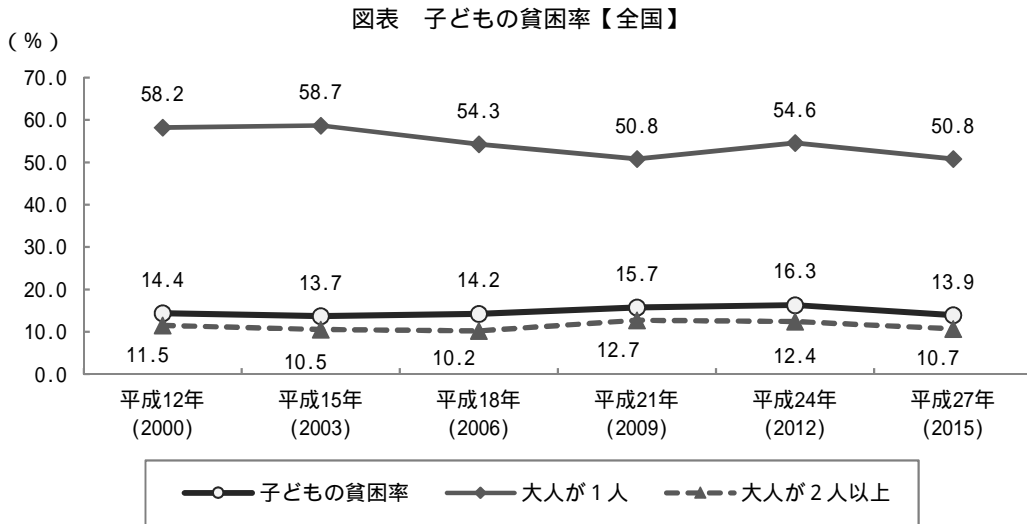
資料：神奈川県衛生統計年報

3 子どもの貧困

(1) 子どもの貧困率

全国の「子どもの貧困率」(17歳以下)は平成24年まで上昇傾向にありましたが、平成27年には13.9%に低下しています。

子どもがいる現役世帯のうち、「大人が1人」の世帯の貧困率は50.8%と、「大人が2人以上」の世帯の10.7%に比べて高い水準となっています。



子どもの貧困率

平成27年の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は122万円となっており、貧困線に満たない世帯で暮らす17歳以下の割合をいいます。

子どもがいる現役世帯

世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯を言います。

資料：厚生労働省 平成28年国民生活基礎調査

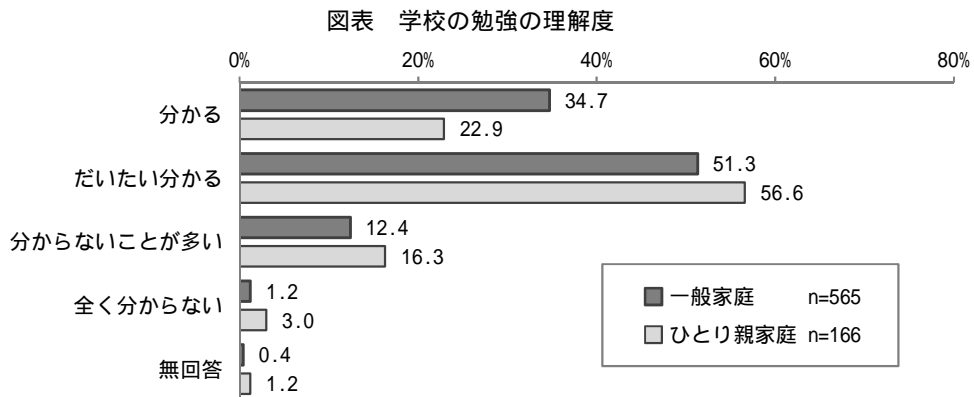
第1部 総論

(2) 児童扶養手当受給世帯の子どもの生活実態

本市では、平成29年度に子どもの貧困対策を推進するためのニーズを把握することを目的に、「子どもの生活実態に関するアンケート調査」を実施しました。

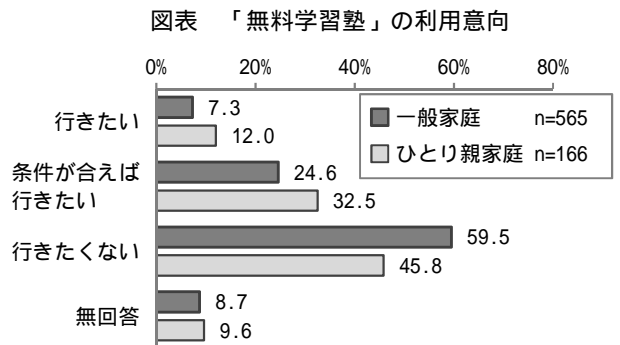
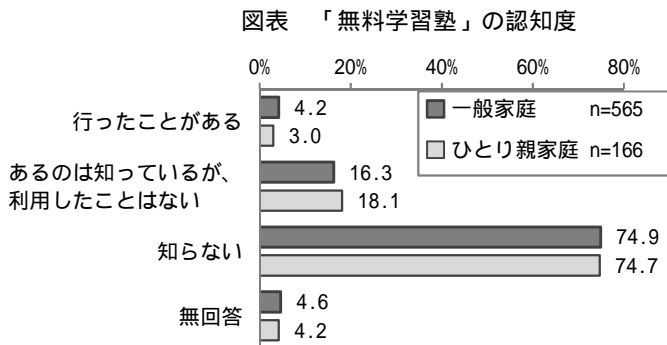
学校の勉強の理解度

「ひとり親家庭」の子ども(小学5年生、中学2年生)は、「一般家庭」の子どもと比較し、学校の勉強の「分かる」割合が低くなっています。



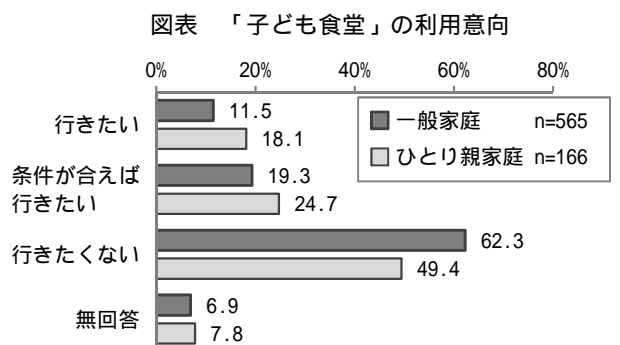
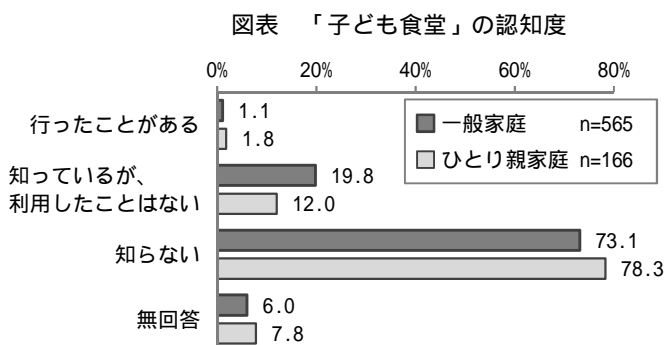
「無料学習塾」の認知度と利用意向

地域の人などが無料で勉強を教えてくれる取組(無料学習塾)の認知度は「一般家庭」「ひとり親家庭」ともに「知らない」が7割を超えていますが、「行きたい」「条件が合えば行きたい」という割合は「ひとり親家庭」では4割を超えています。



子ども食堂の認知度と利用意向

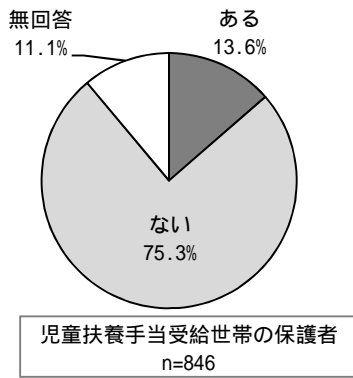
子ども食堂の認知度は「一般家庭」「ひとり親家庭」ともに「知らない」が7割を超えていますが、「行きたい」「条件が合えば行きたい」という割合は「ひとり親家庭」では4割を超えています。



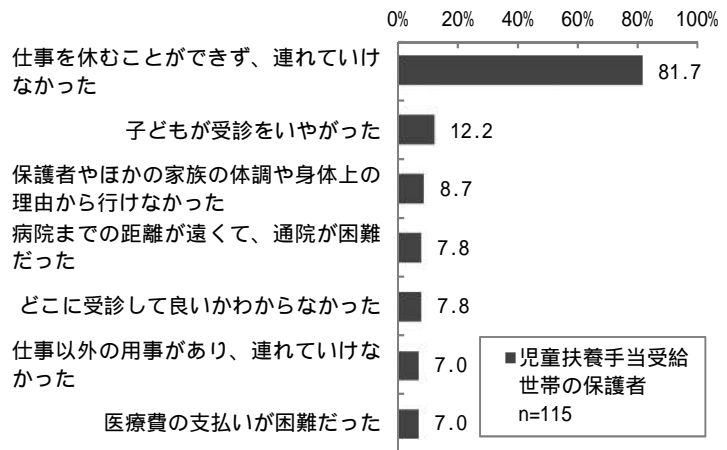
過去1年間に子どもが病院等を受診できなかったこととその理由

児童扶養手当受給世帯の保護者で過去1年間に子どもが病院等を受診できなかったことが「ある」割合は13.6%となっており、その理由は「仕事を休むことができず、連れていけなかった」が8割を超えています。

図表 過去1年間に子どもが病院等を受診できなかったこと



図表 受診できなかった理由（複数回答・上位7項目）



資料：相模原市平成29年度子どもの生活実態に関するアンケート調査

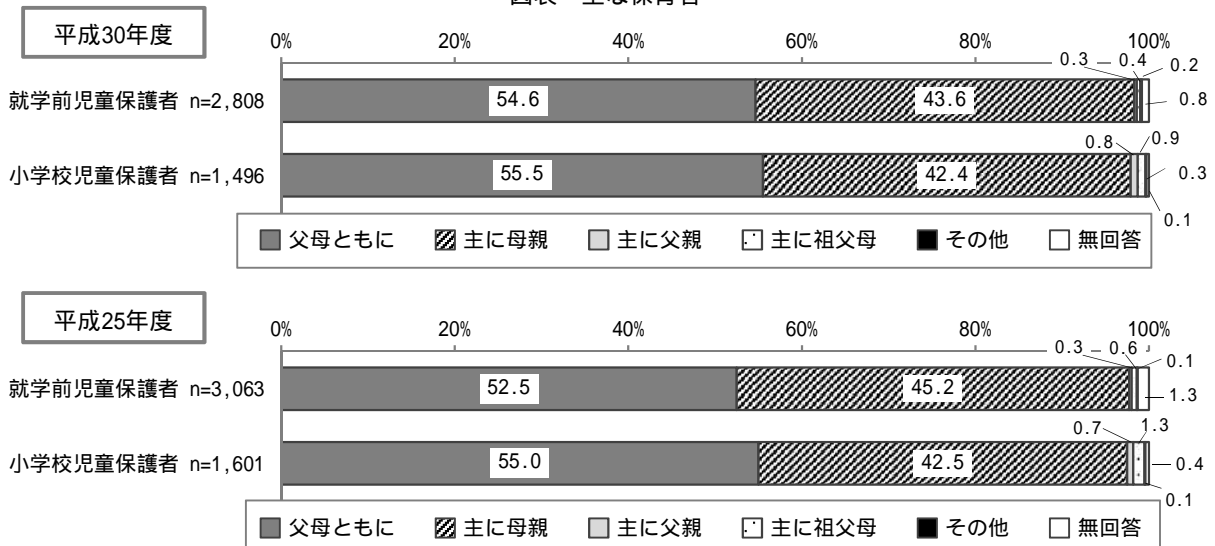
4 子育ての状況

本市では、平成30年度に子育て家庭の生活実態や子育てサービスへのニーズを把握することを目的に、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

(1) 主な保育者と親族等協力者の状況

主な保育者は、「主に母親」が4割を超えており、平成25年度調査と大きな変化は見られません。

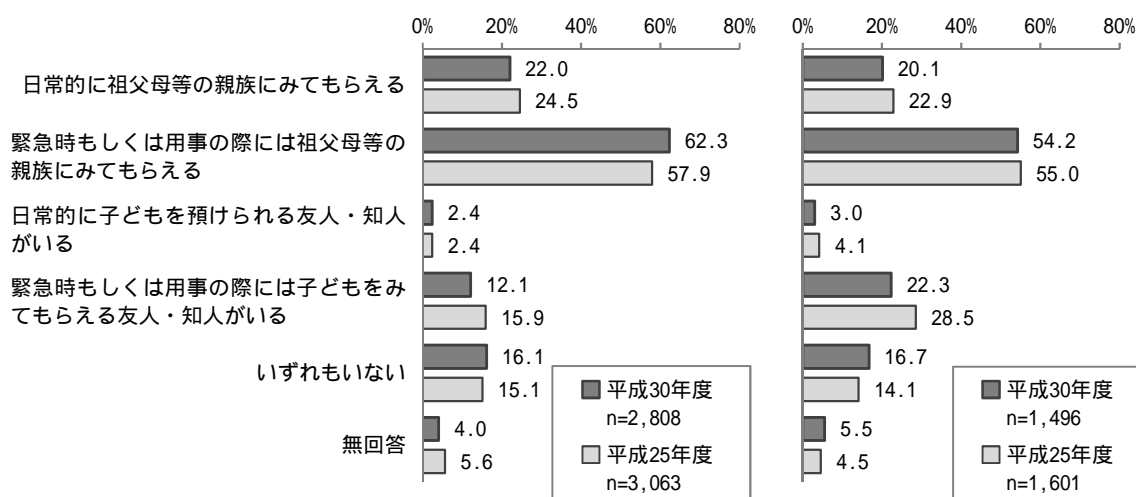
図表 主な保育者



第1部 総論

親族等の協力者の状況は、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が2割程度であり、「いずれもない」が就学前児童保護者16.1%、小学校児童保護者16.7%となっています。

図表 親族等協力者の状況（就学前児童保護者） 図表 親族等協力者の状況（小学校児童保護者）

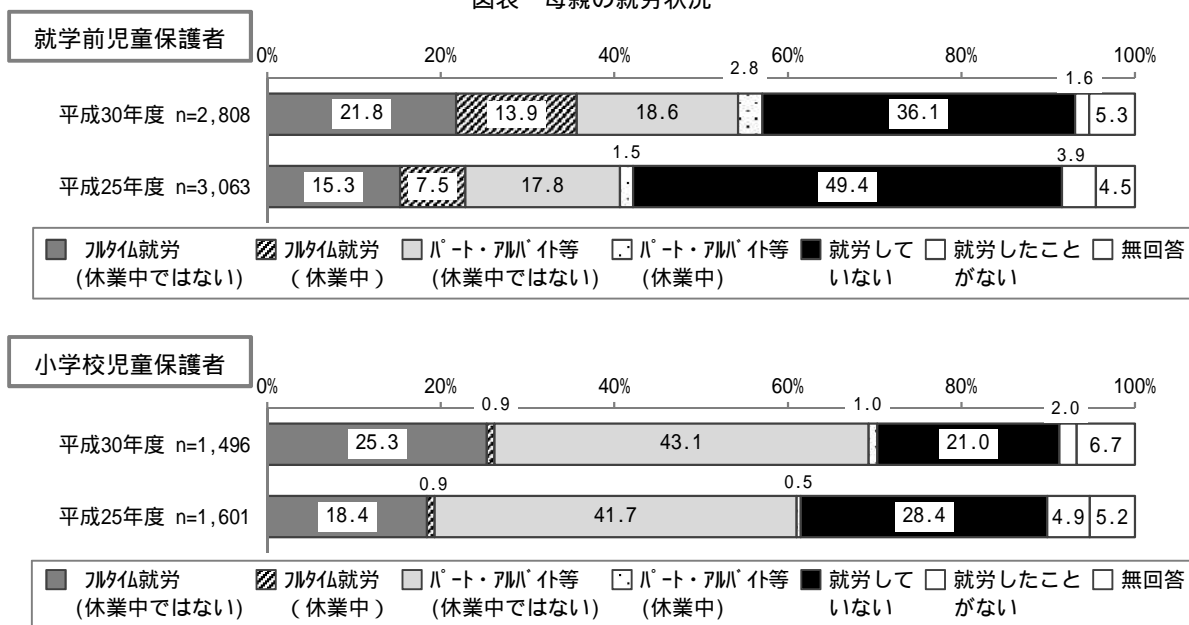


(2) 保護者の就労状況

母親の就労状況

母親の就労状況は、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに平成25年度調査よりフルタイム就労の割合が高くなっており、就学前児童保護者では休業中を含めると10ポイント以上上昇しています。

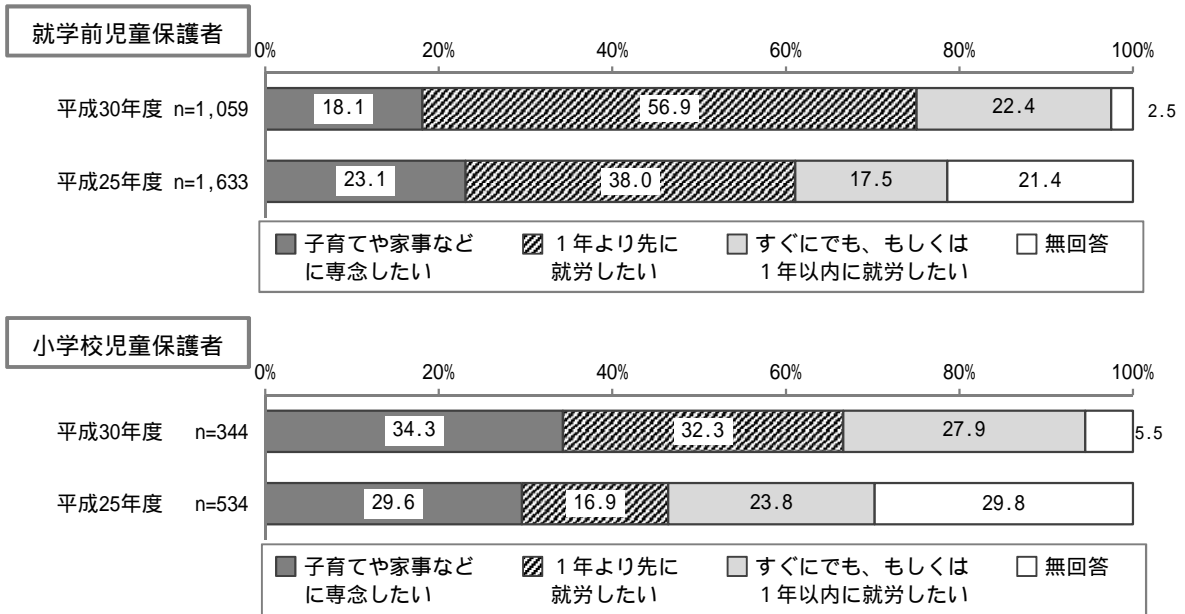
図表 母親の就労状況



母親の今後の就労希望

現在就労していない母親の1年以内の就労希望は、就学前児童保護者では22.4%、小学校児童保護者では27.9%となっており、1年より先の就労希望を合わせると就学前児童保護者では約8割、小学校児童保護者では約6割となっています。

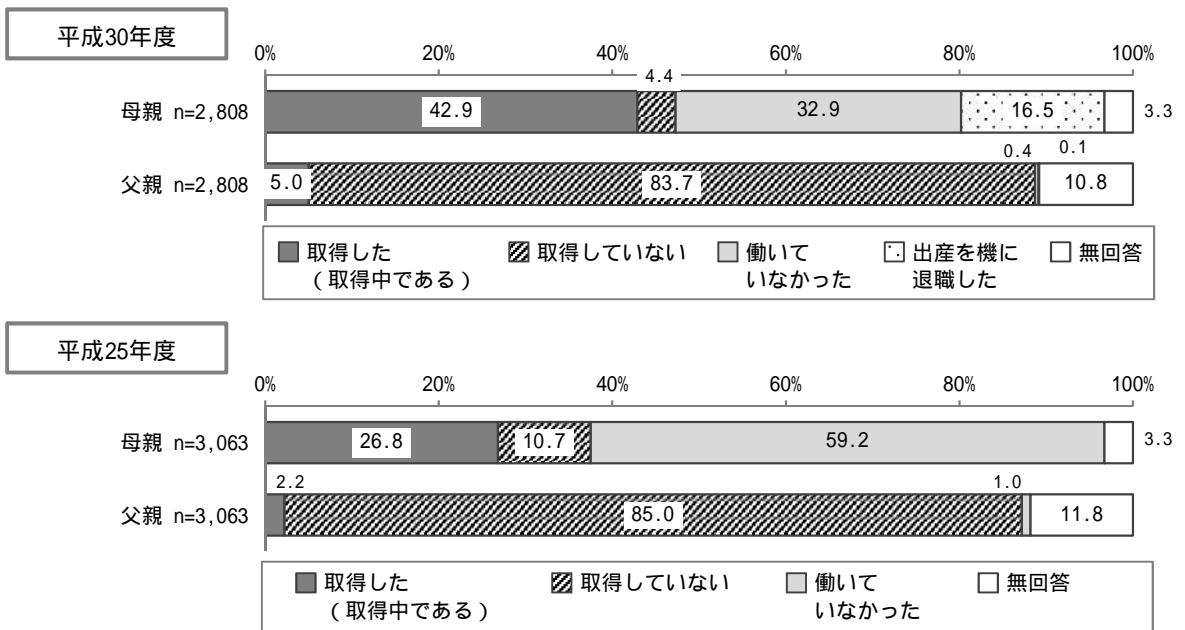
図表 母親の就労希望



育児休業制度の利用状況（就学前児童保護者）

育児休業制度の取得割合は、父親は5.0%と依然として低い状況です。

図表 育児休業制度の利用状況（就学前児童保護者）

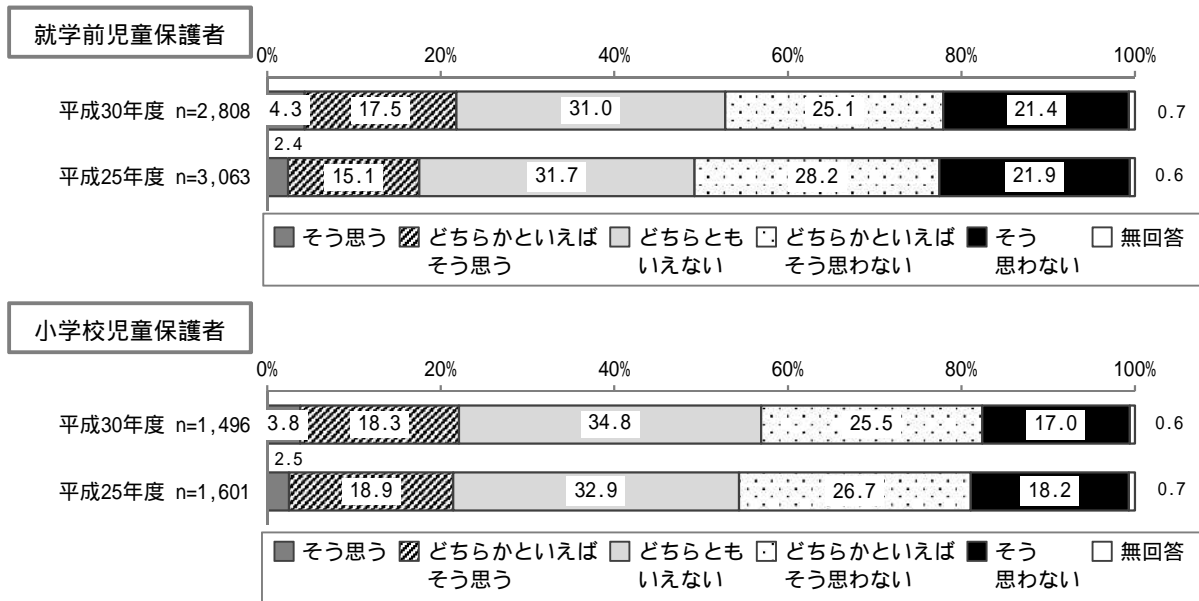


第1部 総論

(3) 子育てについての社会の考え方

子どもを生み育てることについて、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに、社会が十分に評価していると『思う』(「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」)割合より『思わない』(「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」)割合が高くなっています。

図表 子どもを生み育てることについて社会が十分評価しているか

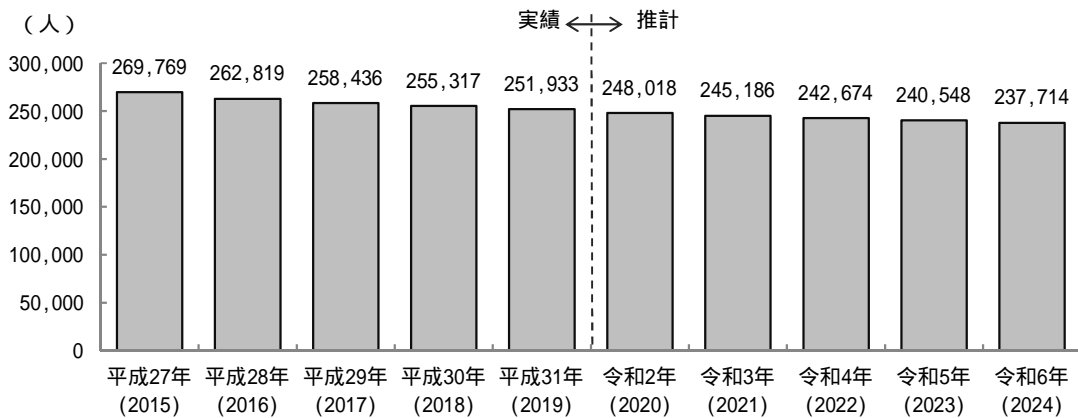


5 子ども・若者の状況

(1) 6～39歳人口の推移

6～39歳人口は減少傾向にあり、平成31(2019)年1月1日現在251,933人で平成27(2015)年から17,836人の減少となっています。今後も減少傾向は続くものと推計されています。

図表 6～39歳人口の推移【市】

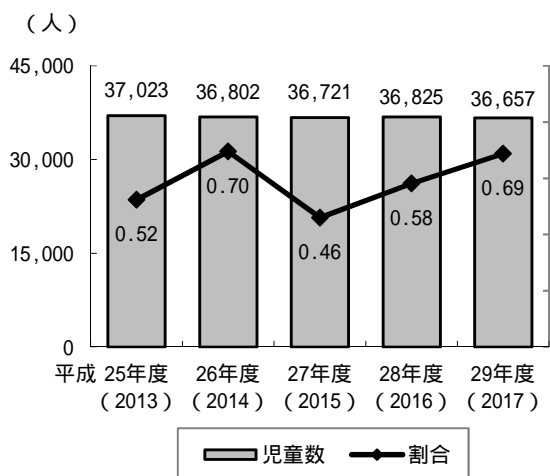


資料：相模原市年齢別人口(推計人口)(各年1月1日現在)
推計値は「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計 2018年2月」

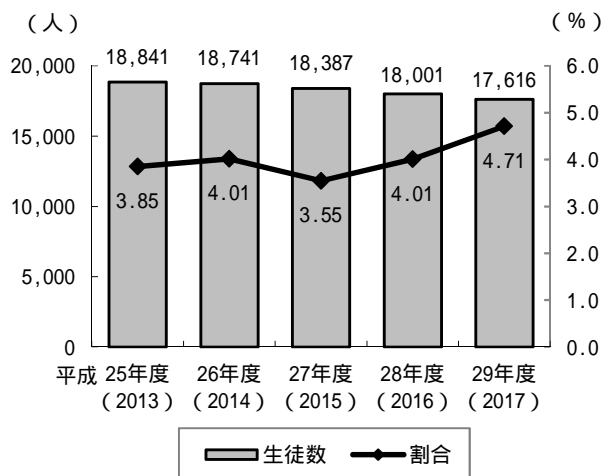
(2) 不登校児童生徒数の推移

長期欠席者(年度間に通算30日以上欠席した者)のうち不登校児童・生徒数の全体に占める割合は、小学校児童・中学校生徒ともに、平成27(2015)年度に低下しましたが、その後上昇傾向となっています。

図表 小学校児童数と不登校児童割合の推移【市】



図表 中学校生徒数と不登校生徒割合の推移【市】



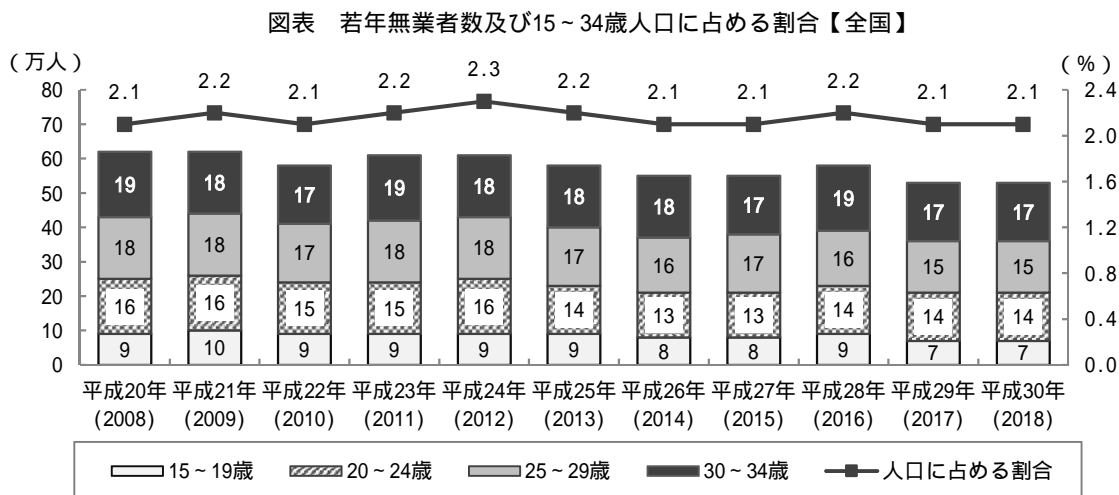
資料：相模原市平成30年版統計書より算出

第1部 総論

(3) 若年無業者・フリーターの状況

若年無業者の状況（全国）

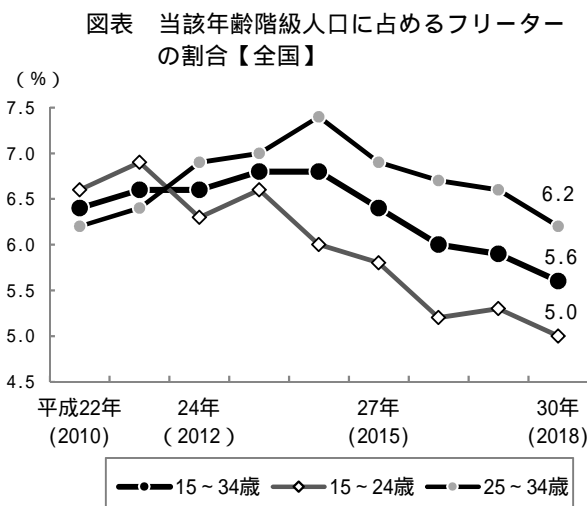
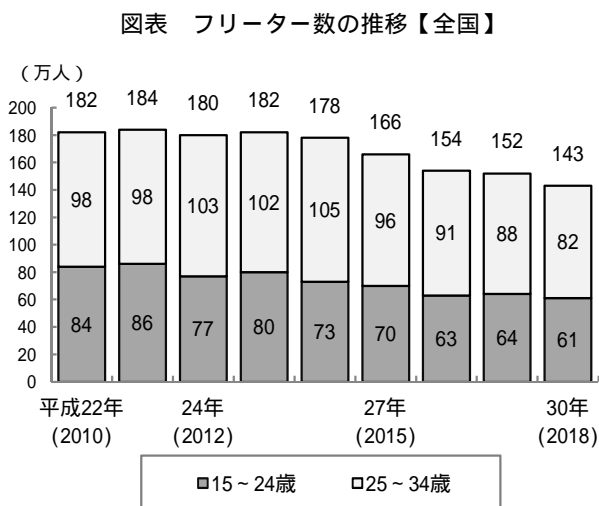
全国の若年無業者の数は、平成29年からは減少しています。15～34歳人口に占める割合は2.1%程度で推移しています。



資料：総務省労働力調査（基本集計）平成30年（2018年）平均（速報）（平成31年2月1日）
注：ここでいう若年無業者とは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者

フリーターの状況（全国）

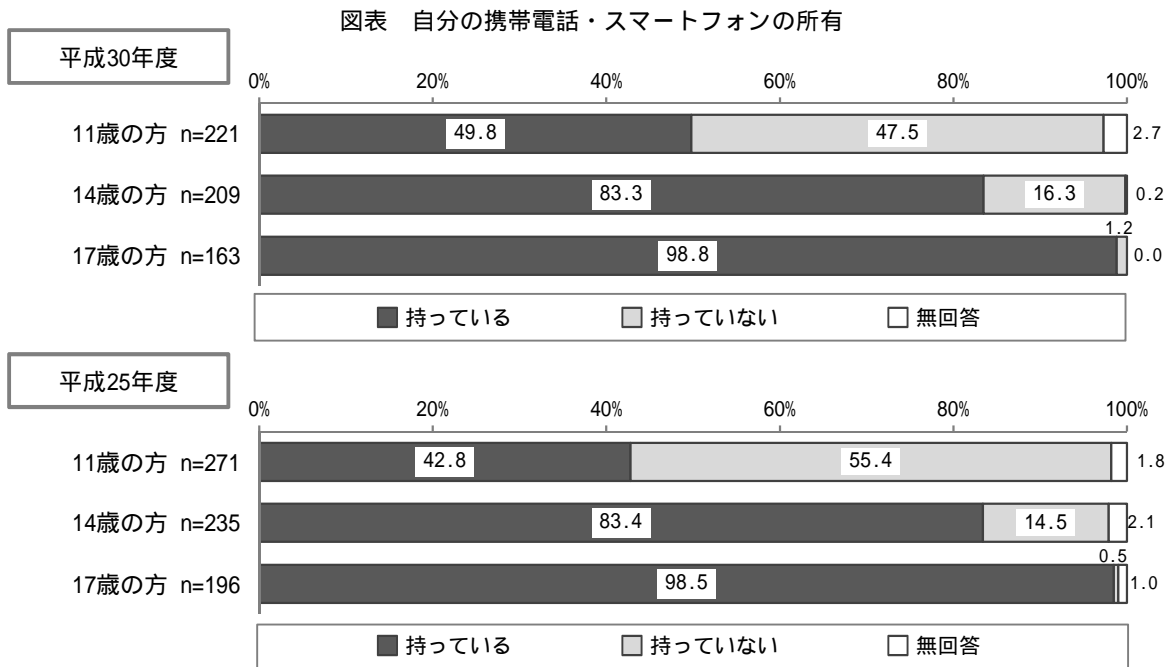
全国のフリーター（パート・アルバイトとその希望者）の数は、平成30年は143万人で、15～34歳人口に占める割合は5.6%となっています。



資料：令和元年版子供・若者白書（総務省「労働力調査」）
注：平成30年の「フリーター」は、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者とし、雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」か「アルバイト」である者、失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、非労働力人口で家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
平成29年までと定義が一部異なる。

(4) 携帯電話及びスマートフォンの所有

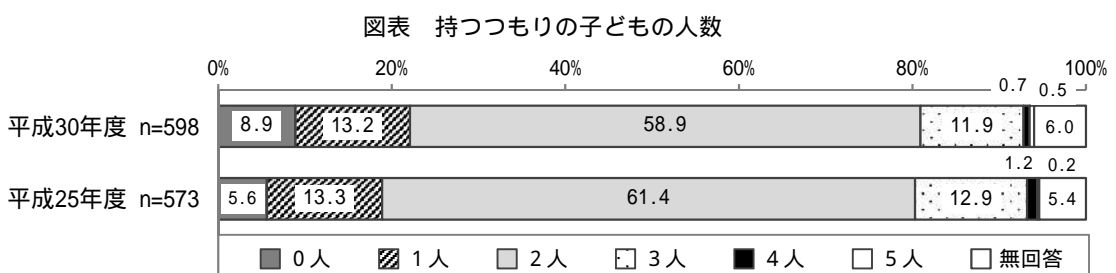
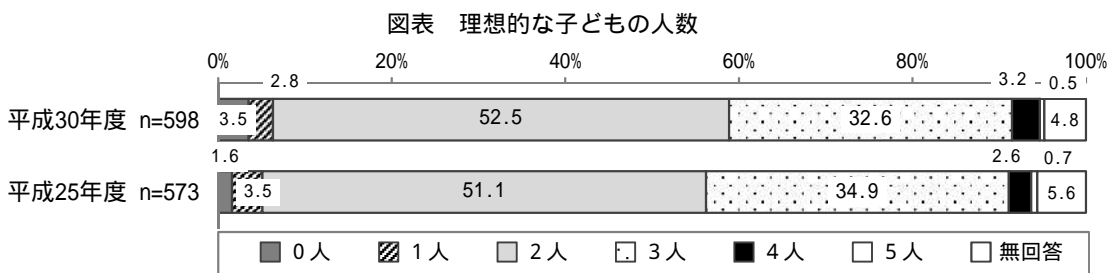
本市の「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、自分の携帯電話及びスマートフォンを持っている割合は、11歳が約5割、14歳は8割を超え、17歳は10割近くとなっています。11歳は25年度調査より7.0ポイント上昇しています。



(5) 青年が希望する子どもの人数

理想的な子どもの人数と持つつもりの子どもの人数

本市の「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、青年(20歳・25歳・30歳・35歳)の考える理想的な子どもの人数は、「3人」が約3割であるのに対し、持つつもりの人数が「3人」とするのは約1割となっています。また、理想的な人数、持つつもりの人数ともに、平成25年度調査より「0人」の割合が上昇しています。

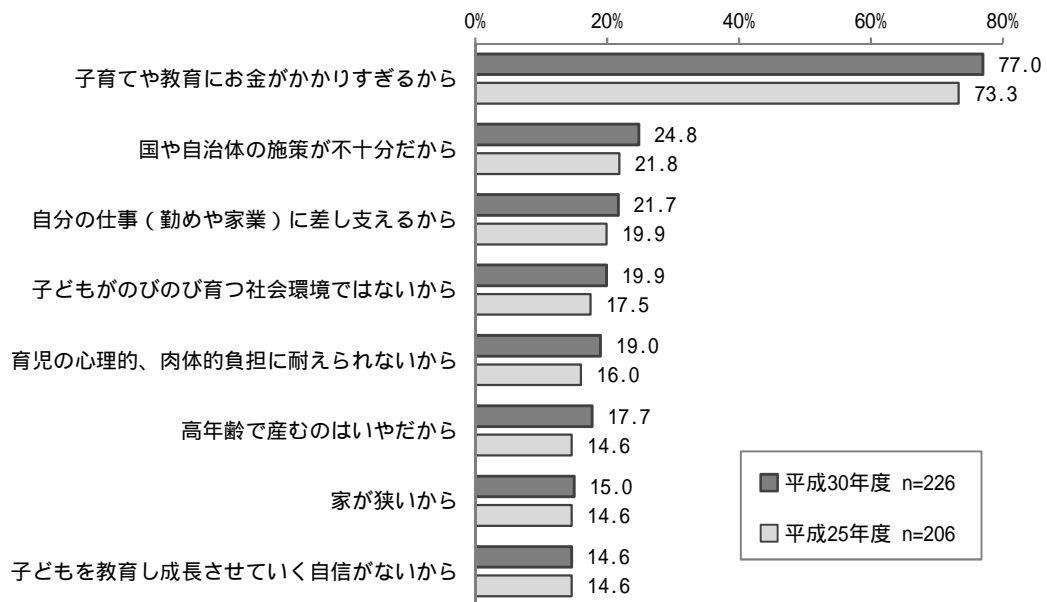


第1部 総論

持つつもりの子どもの人数が理想とする子どもの人数より少ない理由

持つつもりの子どもの人数が理想とする子どもの人数より少ない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が77.0%と最も高く、次いで「国や自治体の施策が不十分だから」「自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから」「子どもがのびのび育つ社会環境ではないから」と続いており、平成25年度調査と傾向の違いは見られません。

図表 持つつもりの子どもの人数が理想とする子どもの人数より少ない理由（複数回答・上位8項目）



第2部 各論

第1章 子ども・子育て支援事業の整備

1 子ども・子育て支援新制度の趣旨とポイント

「子ども・子育て支援新制度」は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、平成27年度から本格的に施行されました。

主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」及び「地域子ども・子育て支援の強化」です。

子ども・子育て関連3法の趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

主なポイント

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化並びに学校及び児童福祉施設としての法的位置付け
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

市町村が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

社会全体による費用負担

- ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

政府の推進体制

- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

子ども・子育て会議の設置

施行時期

- ・平成27年4月に本格施行

2 子ども・子育て支援新制度の概要

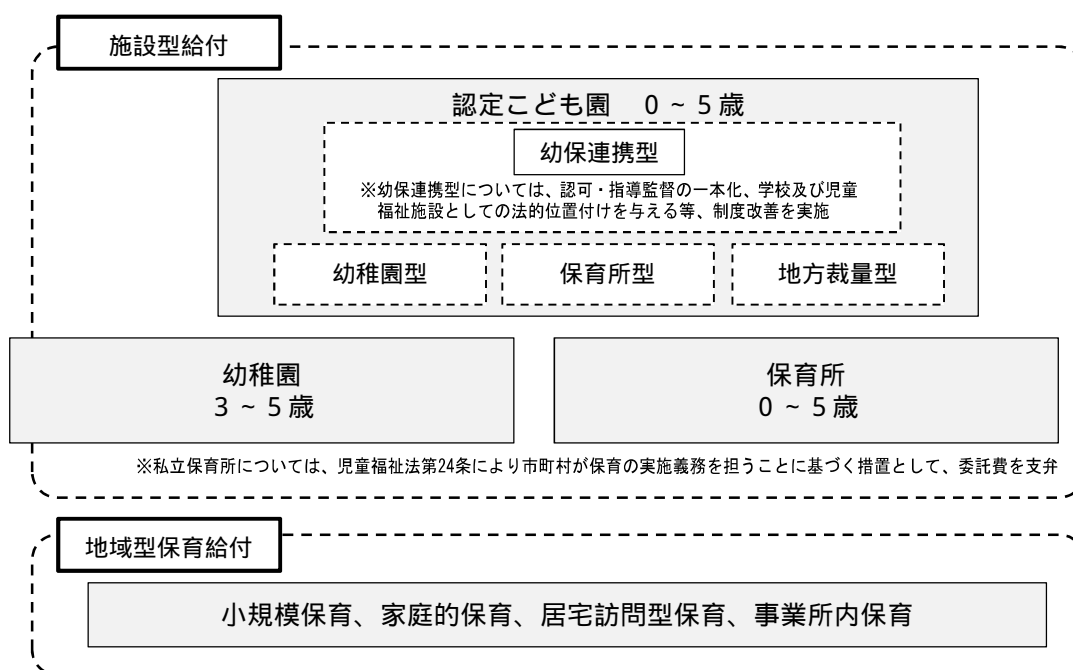
(1) 子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付（市町村主体）

【認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援】

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、給付対象の認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付の対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。



地域型保育事業

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となっています。

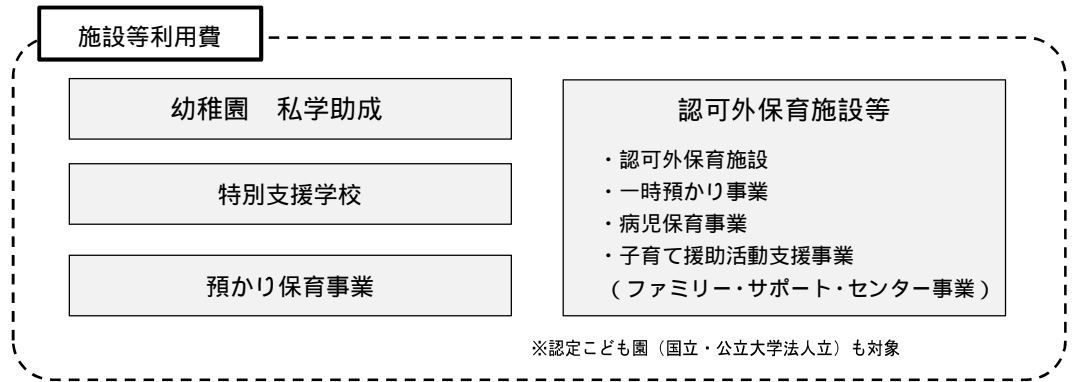
認可 定員	19人以下	小規模保育 事業主体：市町村、民間事業者等	居宅訪問型 保育 事業主体：市町村、 民間事業者等	事業所内 保育 事業主体：事業主等
	6人以上 5人以下	家庭的保育 事業主体：市町村、民間事業者等		
	1人			
保育の実施場所等		保育者の居宅その他の場所、施設 (子どもの居宅及び事業所内保育を行う 場所を除きます。)	保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

資料：内閣府

子育てのための施設等利用給付【新設】(市町村主体)

【幼稚園 私学助成、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援】

令和元年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設されました。



資料：内閣府

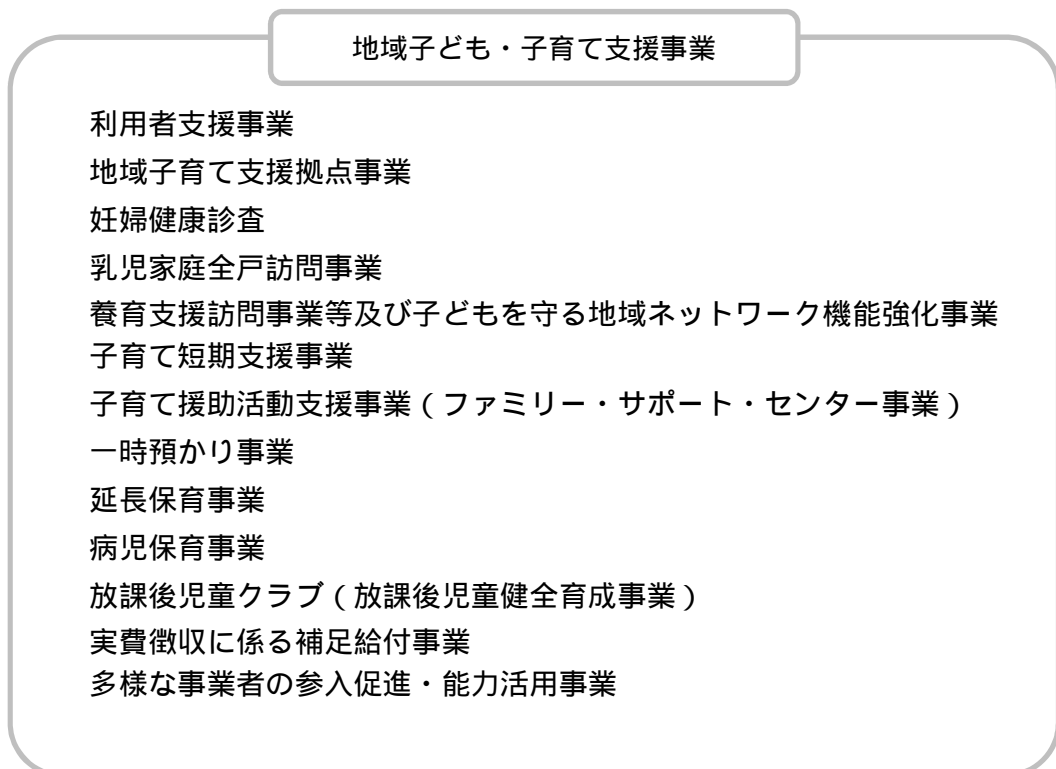
(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

地域子ども・子育て支援事業(市町村主体)

【地域の実情に応じた子育て支援】

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13の事業が定められており、地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。



第2部 各論

仕事・子育て両立支援事業（国主体）

【仕事と子育ての両立支援】

平成28年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業「仕事・子育て両立支援事業」が創設されました。

企業主導型保育事業

多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的としています。

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部又は全部を助成します。

（3）子どもの認定区分

子ども・子育て支援給付のうち、子どものための教育・保育給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子どもとされており、保育必要量の認定も行うこととされています。

これに対し、子育てのための施設等利用給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、「新3号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども、「新2号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもとされており、保育必要量の認定はありません。また、「新3号認定」には保育の必要性以外にも住民税非課税世帯の子どもであることも要件とされています。

子どものための教育・保育給付の認定区分

認定区分	対象者（支給要件）	保育必要量（内容）	給付を受ける施設・事業
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、2号認定子ども以外のもの （第19条第1項第1号）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （第19条第1項第2号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （第19条第1項第3号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育

支給要件（ ）内は子ども・子育て支援法における規定
資料：内閣府

保育の必要性の認定(2号及び3号の保育の必要性の認定を受ける子ども)に当たっては、以下の点を考慮して行われます。

事由	就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的に全ての就労 就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び 就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区分	保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (通常開所時間に相当) 保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本市では、下限時間を64時間以上と設定)

区分は、月単位の保育の必要量に関する区分

子育てのための施設等利用給付の認定区分(保育必要量の認定は不要)

認定区分	対象者(支給要件)	支給に係る施設・事業
新1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの (第30条の4第1号)	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (第30条の4第2号)	認定こども園、幼稚園、特別支援学校(満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
新3号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの (第30条の4第3号)	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

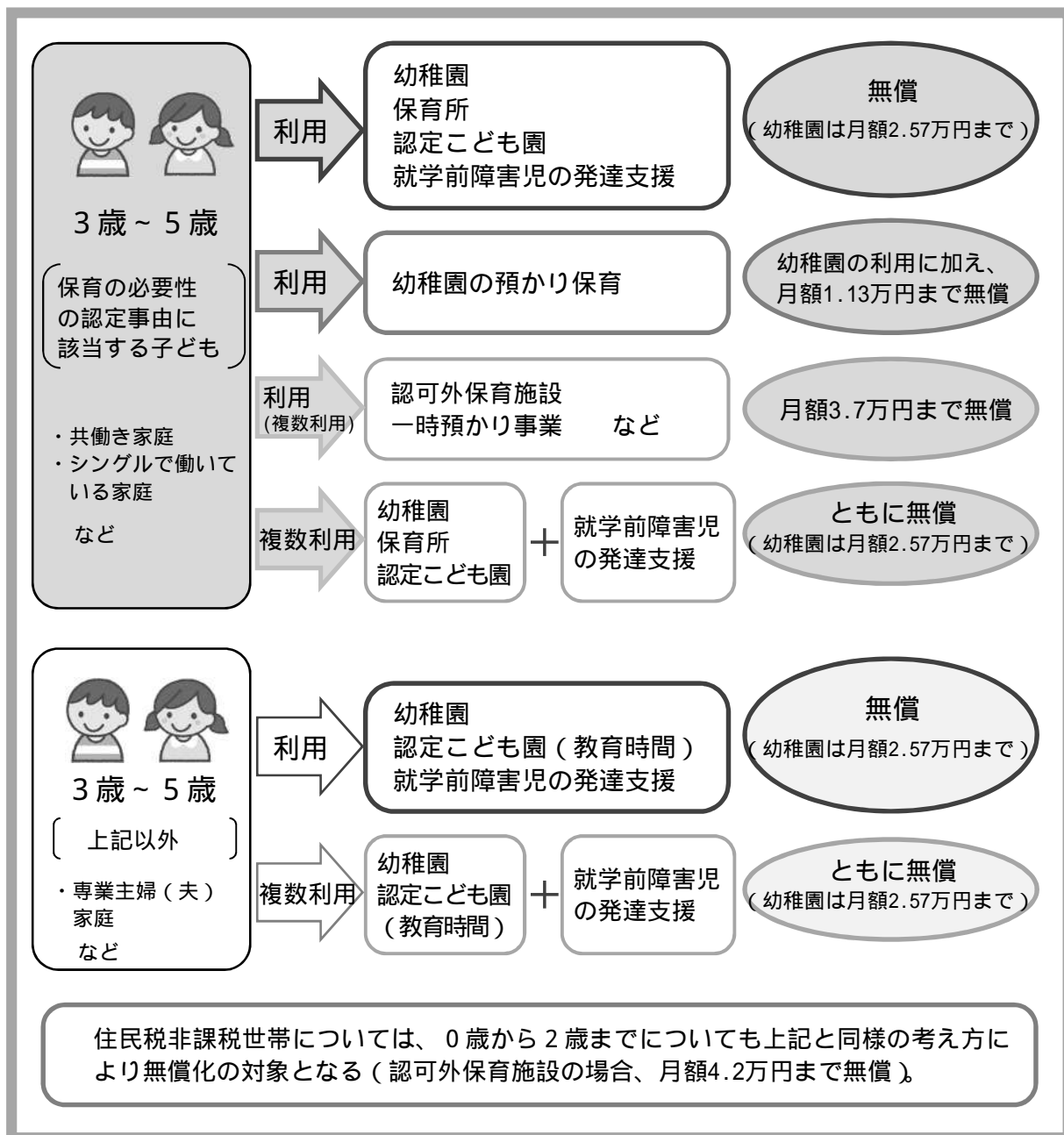
支給要件()内は子ども・子育て支援法における規定
資料：内閣府

第2部 各論

(4) 幼児教育・保育の無償化について

令和元年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、子育てに係る経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されています。

【幼児教育・保育の無償化の主な例】



注1：幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

注2：認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

注3：例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も対象。

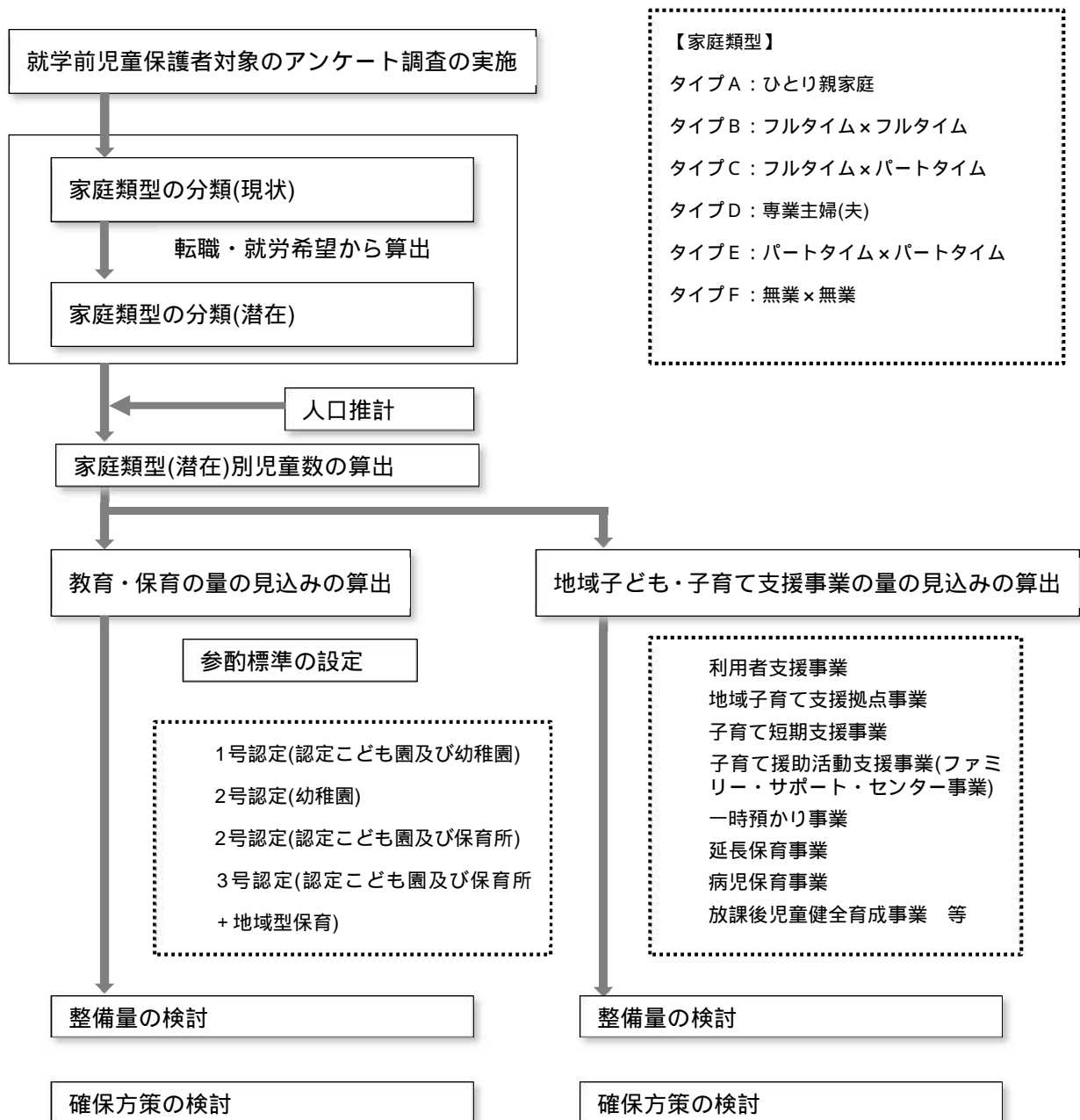
資料：内閣府

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込量

(1) 見込量算出の手順

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込量算出に当たっては、就学前児童の保護者を対象者としたアンケート調査の結果を基に、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」に従い、本市の地域特性を勘案して算出しました。

図 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込量算出の手順

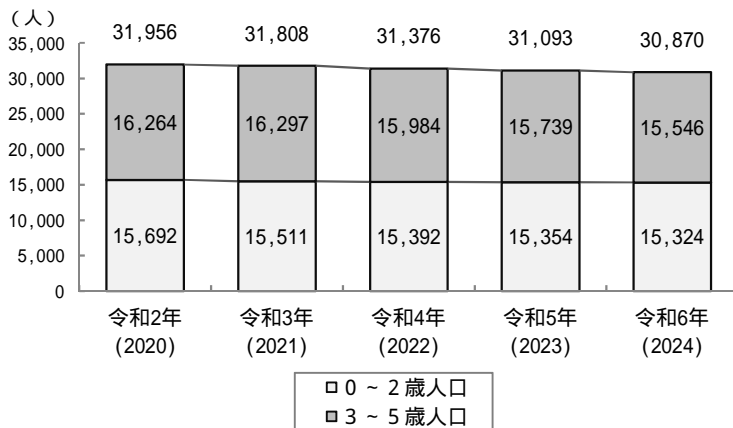


第2部 各論

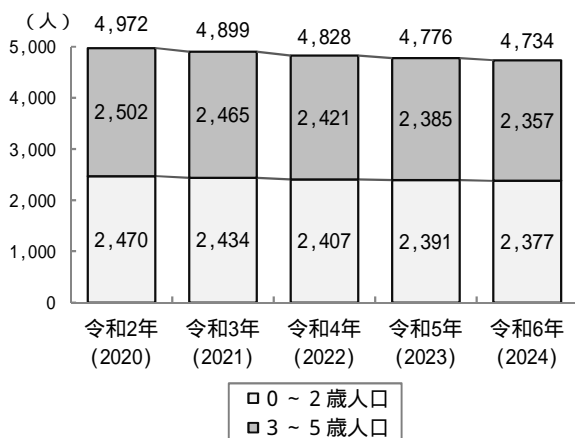
(2) 就学前児童人口の将来推計

見込量算出に用いた就学前児童人口の将来推計は、次のとおりです。

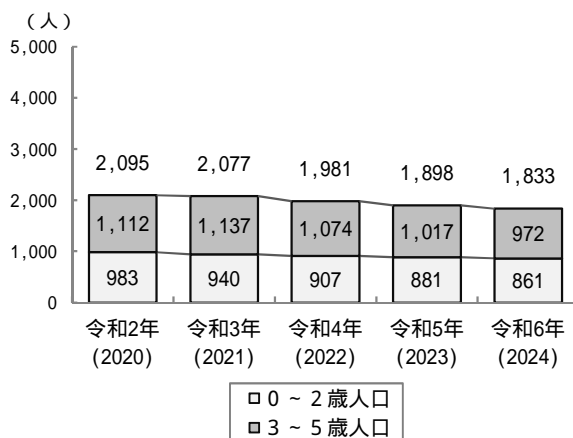
図 就学前人口の将来推計【市】



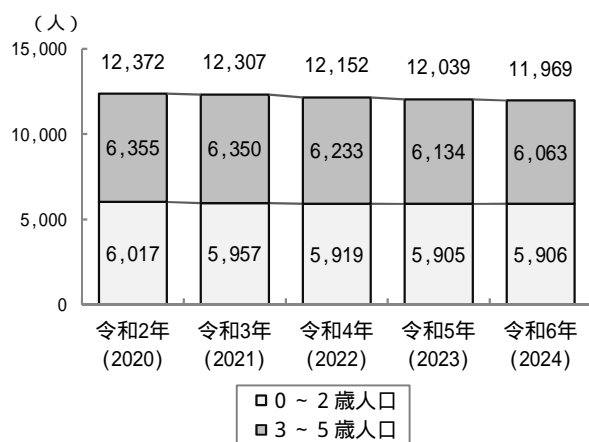
【緑区1(橋本・大沢地区)】



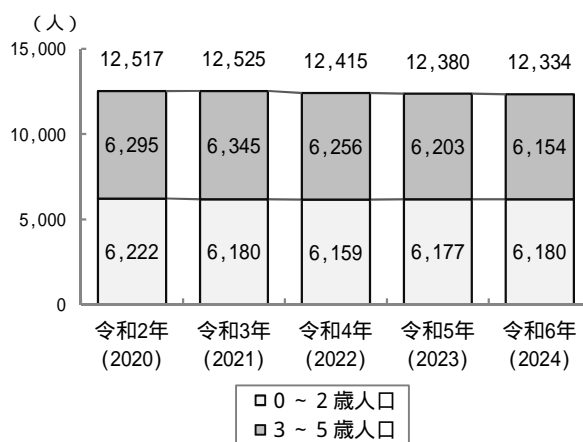
【緑区2(津久井地域)】



【中央区】



【南区】



資料：2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計 2018年2月

4 保育環境・教育環境の状況

本市の保育所等利用待機児童数は、平成31年4月1日現在、8人となっています。

(1) 保育所等利用児童数

単位：か所、人

	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
緑区	56	209	556	629	608	633	648	3,283
中央区	68	355	816	933	894	964	976	4,938
南区	67	359	801	874	873	854	830	4,591
市全域	191	943	2,173	2,436	2,451	2,451	2,454	12,812

平成31年4月1日現在

(2) 保育所等待機児童数

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
緑区	1	0	0	0	0	0	1
中央区	0	1	0	2	0	0	3
南区	0	4	0	0	0	0	4
市全域	1	5	0	2	0	0	8

平成31年4月1日現在

(3) 私立幼稚園及び公立幼稚園の入園児童数

単位：か所、人

	私立		公立		合計	
	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数
緑区	3	651	2	52	5	703
中央区	9	1,449	0	0	9	1,449
南区	16	2,560	0	0	16	2,560
市全域	28	4,660	2	52	30	4,712

令和元年5月1日現在

第2部 各論

(4) 児童クラブ入所児童数

単位：か所、人

	民間		公立		合計	
	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数
緑区	11	279	22	1,474	33	1,753
中央区	21	730	21	1,832	42	2,562
南区	17	350	25	2,148	42	2,498
市全域	49	1,359	68	5,454	117	6,813

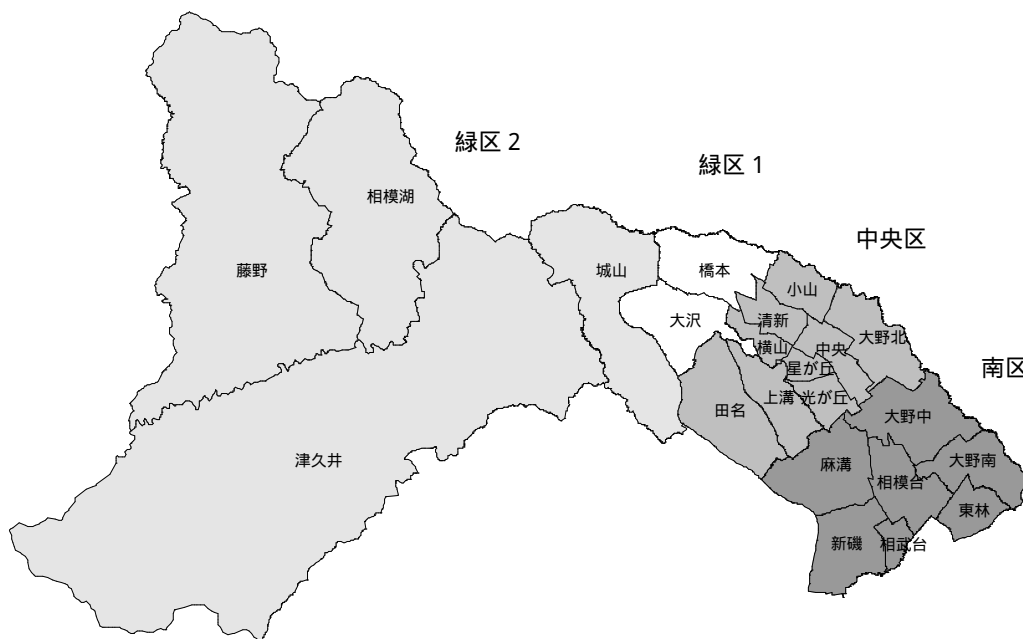
令和元年5月1日現在

5 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域

区域設定については、教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、交通事情、その他の条件を総合的に勘案して対象事業ごとに次のように設定します。

原則は、全市域を1区域又は行政区である3区域（緑区・中央区・南区）とします。

なお、緑区については、津久井地域の状況を考慮することが必要な事業は、緑区1（橋本・大沢地区）と緑区2（津久井地域）に分け、区域を設定することとします。



- ・区域【緑区1（橋本・大沢地区）、緑区2（津久井地域）、中央区及び南区】分けの対象施設・事業

対象施設・事業	対象区域
教育・保育の提供区域	4区域
地域子ども・子育て支援事業の提供区域	
利用者支援事業	3区域
地域子育て支援拠点事業	1区域
妊婦健康診査	1区域
乳児家庭全戸訪問事業	1区域
養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	1区域
子育て短期支援事業	1区域
子育て援助活動支援事業	1区域
-1一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）	3区域
-2一時預かり事業（預かり保育以外）	1区域
延長保育事業	3区域
病児保育事業	1区域
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	1区域
実費徴収に係る補足給付事業	1区域
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1区域

6 各年度における教育・保育必要量の見込みと確保方策

市全域

単位：人

計画年度	利用者区分		A 量の 見込み	B 確保の内容					B 計	B - A	
				特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育			企業主導 型保育
令和2年度	1号認定		6,593	8,078	3,488				11,566	4,973	
	2号認定	学校教育を希望	1,018	8,481			489	1,018	10	9,998	1,328
		上記以外	7,652								
	3号認定	0歳児	1,005	1,119		181	168		15	1,483	478
		1・2歳児	5,104	4,285		574	414	0	39	5,312	208
計			21,372	21,963	3,488	755	1,071	1,018	64	28,359	6,987
令和3年度	1号認定		6,028	8,078	3,488				11,566	5,538	
	2号認定	学校教育を希望	1,038	8,646			489	1,038	10	10,183	1,171
		上記以外	7,974								
	3号認定	0歳児	1,002	1,143		190	168		15	1,516	514
		1・2歳児	5,216	4,371		622	414	0	39	5,446	230
計			21,258	22,238	3,488	812	1,071	1,038	64	28,711	7,453
令和4年度	1号認定		5,411	8,078	3,488				11,566	6,155	
	2号認定	学校教育を希望	1,046	8,856			489	1,046	10	10,401	1,167
		上記以外	8,188								
	3号認定	0歳児	996	1,173		196	168		15	1,552	556
		1・2歳児	5,483	4,481		654	414	0	39	5,588	105
計			21,124	22,588	3,488	850	1,071	1,046	64	29,107	7,983
令和5年度	1号認定		5,063	8,078	3,488				11,566	6,503	
	2号認定	学校教育を希望	1,059	9,066			489	1,059	10	10,624	1,107
		上記以外	8,458								
	3号認定	0歳児	988	1,203		208	168		15	1,594	606
		1・2歳児	5,619	4,591		718	414	0	39	5,762	143
計			21,187	22,938	3,488	926	1,071	1,059	64	29,546	8,359
令和6年度	1号認定		4,692	8,078	3,488				11,566	6,874	
	2号認定	学校教育を希望	1,059	9,252			489	1,059	10	10,810	1,120
		上記以外	8,631								
	3号認定	0歳児	979	1,233		217	168		15	1,633	654
		1・2歳児	5,736	4,695		766	414	0	39	5,914	178
計			21,097	23,258	3,488	983	1,071	1,059	64	29,923	8,826

【確保の内容】

- 1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。
- 2・3号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や認可保育所の新設、幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的・量的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

【幼保連携型認定こども園】

教育・保育施設のうち、本計画取組期間中の幼保連携型認定こども園の目標設置数とその時期については、以下のとおり設定します。

単位：施設

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数	35	36	37	38	39

【保育利用率】

0～2歳の推計児童数は減少傾向にありますが、保育の需要が高まることが予測されることから、以下の保育利用率を設定します。

単位：人

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳推計児童数	15,008	14,617	14,525	14,209	13,901
3号認定子どもの量の見込み	6,109	6,218	6,479	6,607	6,715
保育利用率	40.7%	42.5%	44.6%	46.5%	48.3%

第2部 各論

緑区（全域）

単位：人

計画年度	利用者区分	A 量の 見込み	B 確保の内容						B 計	B - A	
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育	企業主導 型保育			
令和2年度	1号認定	1,691	2,848	0					2,848	1,157	
	2号認定	学校教育を希望	222	2,163			111	222	5	2,501	344
		上記以外	1,935								
	3号認定	0歳児	254	265		27	41		1	334	80
		1・2歳児	1,291	1,093		95	110	0	5	1,303	12
計		5,393	6,369	0	122	262	222	11	6,986	1,593	
令和3年度	1号認定	1,550	2,848	0					2,848	1,298	
	2号認定	学校教育を希望	226	2,208			111	226	5	2,550	309
		上記以外	2,015								
	3号認定	0歳児	254	271		30	41		1	343	89
		1・2歳児	1,318	1,117		111	110	0	5	1,343	25
計		5,363	6,444	0	141	262	226	11	7,084	1,721	
令和4年度	1号認定	1,396	2,848	0					2,848	1,452	
	2号認定	学校教育を希望	227	2,253			111	227	5	2,596	299
		上記以外	2,070								
	3号認定	0歳児	251	277		33	41		1	352	101
		1・2歳児	1,386	1,141		127	110	0	5	1,383	-3
計		5,330	6,519	0	160	262	227	11	7,179	1,849	
令和5年度	1号認定	1,309	2,848	0					2,848	1,539	
	2号認定	学校教育を希望	230	2,298			111	230	5	2,644	277
		上記以外	2,137								
	3号認定	0歳児	250	283		39	41		1	364	114
		1・2歳児	1,419	1,165		159	110	0	5	1,439	20
計		5,345	6,594	0	198	262	230	11	7,295	1,950	
令和6年度	1号認定	1,215	2,848	0					2,848	1,633	
	2号認定	学校教育を希望	230	2,364			111	230	5	2,710	300
		上記以外	2,180								
	3号認定	0歳児	247	295		39	41		1	376	129
		1・2歳児	1,445	1,207		159	110	0	5	1,481	36
計		5,317	6,714	0	198	262	230	11	7,415	2,098	

【確保の内容】

- 1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。
- 2・3号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や認可保育所の新設、幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的・量的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

- 1 緑区1（橋本・大沢地区）

単位：人

計画年度	利用者区分	A 量の 見込み	B 確保の内容						B 計	B - A	
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育	企業主導 型保育			
令和2年度	1号認定	1,287	2,006	0				2,006	719		
	2号認定	学校教育を希望	171	1,599		79	171	2	1,851	131	
		上記以外	1,549								
	3号認定	0歳児	209	235		23	31		0	289	80
		1・2歳児	1,033	854		81	92	0	3	1,030	-3
計		4,249	4,694	0	104	202	171	5	5,176	927	
令和3年度	1号認定	1,179	2,006	0				2,006	827		
	2号認定	学校教育を希望	174	1,644		79	174	2	1,899	112	
		上記以外	1,613								
	3号認定	0歳児	209	241		26	31		0	298	89
		1・2歳児	1,055	878		97	92	0	3	1,070	15
計		4,230	4,769	0	123	202	174	5	5,273	1,043	
令和4年度	1号認定	1,062	2,006	0				2,006	944		
	2号認定	学校教育を希望	175	1,689		79	175	2	1,945	113	
		上記以外	1,657								
	3号認定	0歳児	206	247		29	31		0	307	101
		1・2歳児	1,113	902		113	92	0	3	1,110	-3
計		4,213	4,844	0	142	202	175	5	5,368	1,155	
令和5年度	1号認定	996	2,006	0				2,006	1,010		
	2号認定	学校教育を希望	177	1,734		79	177	2	1,992	104	
		上記以外	1,711								
	3号認定	0歳児	205	253		35	31		0	319	114
		1・2歳児	1,146	926		145	92	0	3	1,166	20
計		4,235	4,919	0	180	202	177	5	5,483	1,248	
令和6年度	1号認定	924	2,006	0				2,006	1,082		
	2号認定	学校教育を希望	177	1,800		79	177	2	2,058	136	
		上記以外	1,745								
	3号認定	0歳児	202	265		35	31		0	331	129
		1・2歳児	1,172	968		145	92	0	3	1,208	36
計		4,220	5,039	0	180	202	177	5	5,603	1,383	

【確保の内容】

- 1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。
- 2・3号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や認可保育所の新設、幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的・量的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

第2部 各論

- 2 緑区2（津久井地域）

単位：人

計画年度	利用者区分	A 量の 見込み	B 確保の内容						B 計	B - A	
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育	企業主導 型保育			
令和2年度	1号認定	404	842	0					842	438	
	2号認定	学校教育を希望	51	564			32	51	3	650	213
		上記以外	386								
	3号認定	0歳児	45	30		4	10		1	45	0
		1・2歳児	258	239		14	18	0	2	273	15
計		1,144	1,675	0	18	60	51	6	1,810	666	
令和3年度	1号認定	371	842	0					842	471	
	2号認定	学校教育を希望	52	564			32	52	3	651	197
		上記以外	402								
	3号認定	0歳児	45	30		4	10		1	45	0
		1・2歳児	263	239		14	18	0	2	273	10
計		1,133	1,675	0	18	60	52	6	1,811	678	
令和4年度	1号認定	334	842	0					842	508	
	2号認定	学校教育を希望	52	564			32	52	3	651	186
		上記以外	413								
	3号認定	0歳児	45	30		4	10		1	45	0
		1・2歳児	273	239		14	18	0	2	273	0
計		1,117	1,675	0	18	60	52	6	1,811	694	
令和5年度	1号認定	313	842	0					842	529	
	2号認定	学校教育を希望	53	564			32	53	3	652	173
		上記以外	426								
	3号認定	0歳児	45	30		4	10		1	45	0
		1・2歳児	273	239		14	18	0	2	273	0
計		1,110	1,675	0	18	60	53	6	1,812	702	
令和6年度	1号認定	291	842	0					842	551	
	2号認定	学校教育を希望	53	564			32	53	3	652	164
		上記以外	435								
	3号認定	0歳児	45	30		4	10		1	45	0
		1・2歳児	273	239		14	18	0	2	273	0
計		1,097	1,675	0	18	60	53	6	1,812	715	

【確保の内容】

- 1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。
- 2・3号認定については、区域内の利用希望者が偏在することから、認定こども園への移行や幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

中央区

単位：人

計画年度	利用者区分	A 量の 見込み	B 確保の内容						B 計	B - A	
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育	企業主導 型保育			
令和2年度	1号認定	2,379	2,496	1,440					3,936	1,557	
	2号認定	学校教育を希望	322	3,870			134	322	5	4,331	1,097
		上記以外	2,912								
	3号認定	0歳児	382	548		81	37		13	679	297
		1・2歳児	1,942	1,890		268	104	0	32	2,294	352
計		7,937	8,804	1,440	349	275	322	50	11,240	3,303	
令和3年度	1号認定	2,179	2,496	1,440					3,936	1,757	
	2号認定	学校教育を希望	328	3,870			134	328	5	4,337	975
		上記以外	3,034								
	3号認定	0歳児	381	548		81	37		13	679	298
		1・2歳児	1,985	1,890		268	104	0	32	2,294	309
計		7,907	8,804	1,440	349	275	328	50	11,246	3,339	
令和4年度	1号認定	1,960	2,496	1,440					3,936	1,976	
	2号認定	学校教育を希望	331	3,870			134	331	5	4,340	894
		上記以外	3,115								
	3号認定	0歳児	380	548		81	37		13	679	299
		1・2歳児	2,086	1,890		268	104	0	32	2,294	208
計		7,872	8,804	1,440	349	275	331	50	11,249	3,377	
令和5年度	1号認定	1,837	2,496	1,440					3,936	2,099	
	2号認定	学校教育を希望	335	3,870			134	335	5	4,344	790
		上記以外	3,219								
	3号認定	0歳児	376	548		81	37		13	679	303
		1・2歳児	2,139	1,890		268	104	0	32	2,294	155
計		7,906	8,804	1,440	349	275	335	50	11,253	3,347	
令和6年度	1号認定	1,706	2,496	1,440					3,936	2,230	
	2号認定	学校教育を希望	335	3,870			134	335	5	4,344	724
		上記以外	3,285								
	3号認定	0歳児	373	548		81	37		13	679	306
		1・2歳児	2,177	1,890		268	104	0	32	2,294	117
計		7,876	8,804	1,440	349	275	335	50	11,253	3,377	

【確保の内容】

- 1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。
- 2・3号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や認可保育所の新設、幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的・量的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

第2部 各論

南区

単位：人

計画年度	利用者区分	A 量の 見込み	B 確保の内容						B 計	B - A	
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育	企業主導 型保育			
令和2年度	1号認定	2,523	2,734	2,048					4,782	2,259	
	2号認定	学校教育を希望	474	2,448			244	474	0	3,166	-113
		上記以外	2,805								
	3号認定	0歳児	369	306		73	90		1	470	101
		1・2歳児	1,871	1,302		211	200	0	2	1,715	-156
計		8,042	6,790	2,048	284	534	474	3	10,133	2,091	
令和3年度	1号認定	2,299	2,734	2,048					4,782	2,483	
	2号認定	学校教育を希望	484	2,568			244	484	0	3,296	-113
		上記以外	2,925								
	3号認定	0歳児	367	324		79	90		1	494	127
		1・2歳児	1,913	1,364		243	200	0	2	1,809	-104
計		7,988	6,990	2,048	322	534	484	3	10,381	2,393	
令和4年度	1号認定	2,055	2,734	2,048					4,782	2,727	
	2号認定	学校教育を希望	488	2,733			244	488	0	3,465	-26
		上記以外	3,003								
	3号認定	0歳児	365	348		82	90		1	521	156
		1・2歳児	2,011	1,450		259	200	0	2	1,911	-100
計		7,922	7,265	2,048	341	534	488	3	10,679	2,757	
令和5年度	1号認定	1,917	2,734	2,048					4,782	2,865	
	2号認定	学校教育を希望	494	2,898			244	494	0	3,636	40
		上記以外	3,102								
	3号認定	0歳児	362	372		88	90		1	551	189
		1・2歳児	2,061	1,536		291	200	0	2	2,029	-32
計		7,936	7,540	2,048	379	534	494	3	10,998	3,062	
令和6年度	1号認定	1,771	2,734	2,048					4,782	3,011	
	2号認定	学校教育を希望	494	3,018			244	494	0	3,756	96
		上記以外	3,166								
	3号認定	0歳児	359	390		97	90		1	579	219
		1・2歳児	2,114	1,598		339	200	0	2	2,139	25
計		7,904	7,740	2,048	436	534	494	3	11,255	3,351	

【確保の内容】

- 1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。
- 2・3号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や認可保育所の新設、幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的・量的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

7 地域子ども・子育て支援事業の提供

(1) 利用者支援事業

【特定型】

事業の概要

(1)本市における事業名	保育専門相談事業
(2)事業の概要	各区の子育て支援センターに保育専門相談員（すくすく保育アテンダント）を配置し、子育て家庭の個別ニーズに合わせて、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設や各種の保育サービスなどが円滑に利用できるよう、相談や情報の提供・支援を行います。
(3)提供区域の設定	行政区の3区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	各区の子育て支援センターに必要量に応じた保育専門相談員（すくすく保育アテンダント）を配置し、実施します。

確保提供量

単位：か所

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	量の見込み	3	3	3	3	3	3
	確保提供量	3	3	3	3	3	3
緑 区	確保提供量	1	1	1	1	1	1
中央区	確保提供量	1	1	1	1	1	1
南 区	確保提供量	1	1	1	1	1	1

第2部 各論

【母子保健型】

事業の概要

(1)本市における事業名	母子保健型利用者支援事業
(2)事業の概要	母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として専任相談員を配置し、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	母子健康手帳交付時に全ての妊婦に対して保健師との面接を実施できるように、各区の子育て支援センターに専任相談員を配置します。

確保提供量

単位：か所

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	量の見込み	3	3	3	3	3	3
	確保提供量	3	3	3	3	3	3
緑 区	確保提供量	1	1	1	1	1	1
中央区	確保提供量	1	1	1	1	1	1
南 区	確保提供量	1	1	1	1	1	1

単位：人

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	5,099	4,979	4,859	4,739	4,619	4,499
	確保提供量	4,603	4,605	4,548	4,487	4,425	4,359
	面接率	90.3%	92.5%	93.6%	94.7%	95.8%	96.9%

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業の概要

(1)本市における事業名	地域子育て支援拠点事業
(2)事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供等を行います。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	既存の施設に加え、こどもセンター、保育所等新たな実施場所を確保し、事業を実施します。

確保提供量

単位：延べ人数/年

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	89,824	109,341	119,409	138,897	153,705	168,535
	確保提供量		109,341	119,409	138,897	153,705	168,535
	-		0	0	0	0	0
	実施箇所	22	26	28	32	35	38

第2部 各論

(3) 妊婦健康診査

事業の概要

(1)本市における事業名	妊婦健康診査
(2)事業の概要	妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、1人当たり16回分の妊婦健康診査費用補助券を交付し、厚生労働省が示している「標準的な妊婦健診の例」にならい、妊婦健康診査を実施します。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	妊娠届出書提出時から出産の日までを対象期間とし、市が委託契約した医療機関・助産所において、妊婦健康診査を実施します。

確保提供量

単位：延べ回数/年

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	62,182	62,062	61,942	61,822	61,702	61,582
	確保提供量		62,062	61,942	61,822	61,702	61,582
	-		0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

(1)本市における事業名	こんにちは赤ちゃん事業
(2)事業の概要	生後4か月までの乳児のいる家庭を母子訪問相談員(保健師・助産師等)が全戸訪問し、発育・栄養・育児・生活環境の相談や支援を行う事業です。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	生後4か月までに訪問ができるように、「出生連絡票」の提出について周知に努めます。また、対象の家庭に、保健師、母子訪問相談員が訪問します。

確保提供量

単位：人

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	4,901	4,781	4,661	4,541	4,421	4,301
	確保提供量	4,758	4,781	4,661	4,541	4,421	4,301
	-	143	0	0	0	0	0
	訪問率	97.1%	100%	100%	100%	100%	100%

第2部 各論

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援訪問事業の概要

(1)本市における事業名	育児支援家庭訪問事業
(2)事業の概要	子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な育児指導及び育児・家事援助を行う事業です。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	育児指導及び育児・家事を援助する育児支援家庭訪問相談員や育児・家事援助訪問員(子育て経験者等)を各区に配置します。

確保提供量

単位：延べ回数/年

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	315	342	369	396	423	450
	確保提供量		342	369	396	423	450
	-		0	0	0	0	0

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の概要

(1)本市における事業名	要保護児童対策地域協議会の運営
(2)事業の概要	児童福祉法に基づき相模原市要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待を受けている子どもや様々な問題を抱えている要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行います。

(6) 子育て短期支援事業

事業の概要

(1)本市における事業名	ショートステイ事業
(2)事業の概要	保護者の病気、出産等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で宿泊を伴う養育を行う事業です。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	市内4施設において、量の見込みを満たすことができる定員の確保ができています。

確保提供量

単位：延べ人数/年

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	392	400	410	420	430	440
	確保提供量		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	-		800	790	780	770	760

第2部 各論

(7) 子育て援助活動支援事業

事業の概要

(1)本市における事業名	ファミリー・サポート・センター事業
(2)事業の概要	生後0か月から小学校6年生まで（障害児は18歳まで）の子どもを持つ家庭が、安心とゆとりを持って子育てができるように地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人（利用会員）と援助を行いたい人（援助会員）を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する事業です。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 （令和2～6年度）	量の見込みに対しては、確保可能な提供量になっていますが、今後も利用会員及び援助会員の増加に向けて取り組みます。

確保提供量

単位：延べ人数/年

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	9,991	10,444	10,897	11,350	11,803	12,256
	確保提供量		10,444	10,897	11,350	11,803	12,256
	-		0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

【一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）】

事業の概要

(1)本市における事業名	預かり保育
(2)事業の概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、預かりを行う事業です。
(3)提供区域の設定	行政区の3区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	量の見込みに対しては、確保可能な提供量になっています。

確保提供量

単位：延べ人数/年

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	量の見込み	236,191	235,897	240,946	242,502	245,443	245,534
	確保提供量		235,897	240,946	242,502	245,443	245,534
	-		0	0	0	0	0
緑区	量の見込み	52,827	51,325	52,361	52,699	53,297	53,276
	確保提供量		51,325	52,361	52,699	53,297	53,276
	-		0	0	0	0	0
中央区	量の見込み	79,680	74,609	76,187	76,679	77,626	77,671
	確保提供量		74,609	76,187	76,679	77,626	77,671
	-		0	0	0	0	0
南区	量の見込み	103,684	109,963	112,398	113,124	114,520	114,587
	確保提供量		109,963	112,398	113,124	114,520	114,587
	-		0	0	0	0	0

第2部 各論

【一時預かり事業（預かり保育以外）】

事業の概要

(1)本市における事業名	一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
(2)事業の概要	<p>一時保育事業 日頃保育所等を利用していなくても、保護者の緊急的な事由等による保育需要に対応するため、一時的に児童を預けることができる事業です。</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業 安心とゆとりを持って子育てができるように、子どもを持つ家庭を地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人（利用会員）と援助を行いたい人（援助会員）を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する事業です。なお、こちらは未就学児童のみを対象としています。</p>
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	量の見込みに対しては、確保可能な提供量になっていますが、今後もよりきめ細かいニーズに対応できる体制について検討します。また、ファミリー・サポート・センター事業については、今後も利用会員及び援助会員の増加に向けて取り組みます。

確保提供量

単位：延べ人数/年

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	28,337	27,566	26,825	26,113	25,429	24,771
	確保提供量		27,566	26,825	26,113	25,429	24,771
	-		0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業

事業の概要

(1)本市における事業名	延長保育事業
(2)事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間である11時間を超えて保育を行います。
(3)提供区域の設定	行政区の3区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	量の見込みに対しては、確保可能な提供量になっています。

確保提供量

単位：延べ人数/月

区域	項目	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	量の見込み	14,420	15,298	15,756	16,229	16,716	17,217
	確保提供量		15,298	15,756	16,229	16,716	17,217
	-		0	0	0	0	0
緑区	量の見込み	3,314	3,516	3,621	3,730	3,842	3,957
	確保提供量		3,516	3,621	3,730	3,842	3,957
	-		0	0	0	0	0
中央区	量の見込み	5,041	5,348	5,508	5,673	5,843	6,018
	確保提供量		5,348	5,508	5,673	5,843	6,018
	-		0	0	0	0	0
南区	量の見込み	6,065	6,434	6,627	6,826	7,031	7,242
	確保提供量		6,434	6,627	6,826	7,031	7,242
	-		0	0	0	0	0

第2部 各論

(10) 病児保育事業

事業の概要

(1)本市における事業名	病児・病後児保育事業
(2)事業の概要	病気や病気回復期の児童や突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2～6年度)	量の見込みに対しては、確保可能な提供量になっていますが、設置者の意向があれば、地域のバランス等を考慮しながら増設について検討します。

確保提供量

単位：延べ人数/年

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	1,473	1,736	1,788	1,841	1,896	1,953
	確保提供量		4,880	4,880	4,880	4,880	4,880
	-		3,144	3,092	3,039	2,984	2,927

(11) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

事業の概要

(1)本市における事業名	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)
(2)事業の概要	小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、放課後等に児童厚生施設や学校の余裕教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和2~6年度)	学校施設等を活用した受入定員の拡大及び民間児童クラブの新規参入促進等による民間活力の活用を図ります。

確保提供量

単位:人

区 域	項 目	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市全域	量の見込み							
	1年生		2,631	2,674	2,676	2,792	2,942	
	2年生		2,194	2,315	2,353	2,355	2,457	
	3年生		1,555	1,601	1,690	1,718	1,719	
	低学年計		6,380	6,590	6,719	6,865	7,118	
	4年生		832	824	849	896	911	
	5年生		264	283	280	289	305	
	6年生		90	93	99	98	101	
	①全学年計		6,485	7,566	7,790	7,947	8,148	8,435
	確保提供量			7,063	7,313	7,563	7,813	8,113
	-			503	477	384	335	322
-			683	723	844	948	995	

第2部 各論

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

事業概要

経済的に困窮している世帯や多子世帯に対し、教材費・行事費等又は副食材料費に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育施設等の利用が図られ、もって全ての子どもへの健やかな成長を支援するための事業です。

<教材費・行事費等>

対象施設：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所

対象者：生活保護受給世帯の子ども

<副食材料費>

対象施設：私学助成の幼稚園

対象者：年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降

考え方

国が設定する対象範囲と上限額を基に、補助を実施します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくためには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。

保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員の配置や認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入支援を行います。

考え方

新規施設等に対する支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施します。

8 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では、認定こども園の認可手続きの簡素化等により、新たな設置や移行をやすくするなど、普及のための施策を打ち出しています。

こうした国の動向を踏まえ、既存の幼稚園や保育所から認定こども園への移行を目指す施設に対する相談体制の構築や必要な情報提供を行い、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、認定こども園への円滑な移行に向けた支援を行います。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の確保及び資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には全ての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。こうした観点から、次のような方法を取り入れながら、人材の確保や育成に努めます。

教育・保育に関わる職員の処遇改善による人材の確保

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手である幼稚園教諭・保育士等の確保がこれまで以上に切実な課題となることを見込まれ、保育人材の確保や離職の防止を図るためにも幼稚園教諭・保育士等の処遇改善を進める必要があることから、国の制度等も活用しながら、市として幼稚園教諭・保育士等の処遇改善に向けた取組に努めます。

幼稚園教諭・保育士等や子どもに関わる職員の資質向上

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、これまでも合同で実施している支援保育研修に加え、職員間の交流を通じた情報の共有、専門性や知識の向上を図るための合同研修の実施に向けた支援を行います。

また、全ての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障害のある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、専門研修の充実を図るなど職員の資質向上に努めます。

第2部 各論

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援新制度においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準を持った子ども・子育て支援を実施することが求められています。

そのためには、乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、特に下記の点に留意しながら一体的な教育・保育を提供する必要があります。

乳幼児期の発達の連続性の理解

乳幼児期にふさわしい体験の多様性と関連性の理解

障害のある児童と共に行う活動機会の確保

小学校以降の生活や学習基盤の育成

また、在宅の子育て家庭を含めた全ての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要であり、下記のような点に留意が必要であると考えます。

妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保

保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮

安全・安心で健全な子育て環境の確保

地域活動との結びつき、人材の活用

こうした教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割を踏まえ、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していく必要があります。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

認定こども園・幼稚園・保育所は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、小規模保育等の地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を、地域に根ざした身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えます。

さらに、地域型保育事業を利用した満3歳未満の子どもが、満3歳以降も認定こども園・幼稚園・保育所で、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるための配慮も必要となります。

こうしたことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

(5) 認定こども園・幼稚園・保育所、小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、認定こども園、幼稚園及び保育所の職員と小学校教諭が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

認定こども園、幼稚園又は保育所での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

9 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、より円滑な給付の実施に努めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の情報提供や、関係法令に基づく是正指導等の協力の要請等について、県との連携を図ります。

10 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保

育児休業満了時からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育休休業満了時から利用できるような環境を整えるため、次のような取組を実施します。

保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実
育休満了時から確実に保育を利用できる環境整備

11 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

広域的な見地からも、県の取組を踏まえ、次のことについて連携を図ります。

児童虐待防止対策及び社会的養育施策の連携の推進
ひとり親家庭の自立支援の推進
障害児施策の充実

第2部 各論

12 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、国の法律及び県の取組等を踏まえ、次のことについて連携を図ります。

保護者に対する両立支援制度の適切な周知

両立支援制度の適切な運用に向けた企業・事業所への働きかけ

第2部 各論

第2章 子ども施策の総合的展開

～ 本計画では基本目標ごとに関連の深いSDGsを表示します～

< 本計画に関連する主なSDGs >



基本目標1 子どもの権利を大切に する取組の推進

1 動向と課題

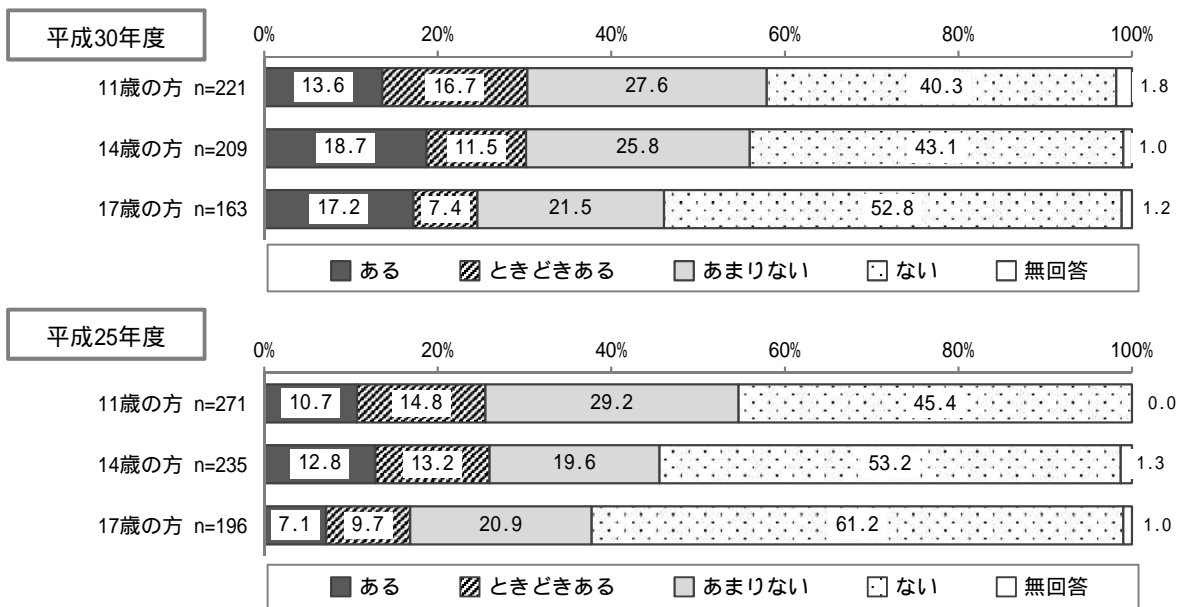
子どもは、大人と同じ人格を持ち、権利が保障される存在であり、子ども一人ひとりの人権を尊重するという共通認識の確立が必要です。

わが国においては平成6年に国際条約である「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に批准し、また本市においては、実施すべき人権施策の基本姿勢を示し、人権施策の全体像を明らかにするとともに、主要な人権分野における具体的施策の方向性を示すものとして「相模原市人権施策推進指針」を策定しました。また、子どもの権利を保障することを目的として、平成27年に「相模原市子どもの権利条例」を制定しました。この条例では子どもが生き生きと自分らしく成長していくための権利や、子どもの権利を保障する大人の責務などを定めています。

しかし、その子どもの権利の侵害である児童虐待やいじめについては、重篤な事件が後を絶たないなど深刻な社会問題となっており、本市のアンケート調査においても、親から「たたかれたり、つねられたりする」ことが「ある」「ときどきある」と回答した子どもの割合が増加しています。

これらの状況を踏まえ、本市においては、全ての子どもが健全に育成されるよう、市民一人ひとりに「子どもの権利」を知ってもらふ啓発を進めるとともに、児童相談所の機能・体制の強化や関係機関との連携強化による総合的な児童虐待防止対策や、「相模原市いじめ防止基本方針」に基づく総合的かつ効果的ないじめ対策に取り組んでいきます。

図表 親から「たたかれたり、つねられたりする」こと



資料：相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

2 成果指標

指 標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	指標の説明等
自分には良いところがある と思う児童生徒の割合 【市独自調査】	76.1%	79.4%	子どもの自己肯定感を見る指標

これまでの傾向を考慮しつつ、今後の事業展開によって増加するよう目標を設定しました。

3 施策の方向と具体的な事業

(1) 子どもの権利に関する施策の推進

「子どもの権利条約」「相模原市子どもの権利条例」について、小・中学生を対象とした学習資料や、保護者等の大人を対象とした子どもの権利についてパンフレットを配布し啓発するとともに、子どもの権利救済委員の設置や子どもの権利相談室を運営し、子どもを含む全ての市民が子どもを権利の主体として尊重することや、いのちの大切さの認識を深める取組等を進めます。

	事業名	事業概要
1	人権・福祉教育の推進	人権尊重の精神を基盤とし、教育活動を通して憲法で保障された基本的人権を大切にしている教育を推進する。
2	子どもの人権等にかかる研修事業	子どもの権利保障、児童虐待の防止、社会的養育の充実等のため、市職員、児童福祉施設職員等に対する研修の充実を図り、福祉人材を育成する。(再掲 32)
3	子どもの権利保障の推進	相模原市子どもの権利条例のパンフレットを配布し、広く周知を図るとともに、子どもの権利の日を中心とした子どもの権利の普及・啓発のための事業を実施する。
4	子どもの権利救済委員等の設置	子どもの権利侵害に関する相談・救済に対応するため、相模原市子どもの権利条例に基づく子どもの権利救済委員や相談員を置き、子どもの権利相談室を運営する。(再掲 45)
5	自殺総合対策の推進	「相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画」に基づき、市民や関係機関・団体、行政等が一丸となって自殺対策を総合的に推進する。

(2) 児童虐待予防・防止対策の強化

全ての子どもの権利が守られるよう、児童相談所等の体制・機能の強化等により、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで切れ目ない支援体制を構築し、地域や関係機関を含め一体となって取り組んでいきます。

	事業名	事業概要
6	児童虐待防止の啓発事業	毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、児童虐待防止の啓発活動を行う。
7	地域支援の充実	地域の子育て家庭に対する支援を行うため、施設の機能や施設職員の専門性を生かした子育て支援事業の充実を図る。(再掲 326)
8	要保護児童対策地域協議会の運営	学校、警察、医師等関係機関による「要保護児童対策地域協議会」を運営し、児童虐待や非行等の要保護児童等に関する問題について適切に対応するとともに、早期発見及び適切な保護のための連携を図る。
9	子育て支援センターの充実	妊娠・出産・乳幼児健診・子育てに関する相談、保育所入所や各種手当の手続き、児童虐待防止に向けた取組、療育相談等、子育て家庭からのあらゆる相談について一元的に対応するとともに、内容に応じて児童相談所等の専門機関と適切に連携しながら相談から支援まで一貫して対応する子育て支援センターの体制の充実を図る。(再掲 35・233・471)
10	児童相談所機能の充実・強化	虐待、障害、非行等児童とその家庭に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする事例への支援を担う児童相談所の機能の充実・強化を図る。(再掲 44・243・276)
11	子どもの安全確認の徹底	児童虐待の通告受理後に子どもの安全確認を迅速かつ正確に実施するとともに、子どもの安全確認ができない場合には、法に基づく立入調査等の実施により、対応の徹底を図る。
12	警察との連携の強化	児童虐待事案に関する警察との情報共有の強化や子どもの安全確認ができない場合の立入調査への協力要請等、警察との連携強化を図る。
13	学校や医療機関等との連携の推進	要保護児童に関する情報共有及び対応への協力依頼等、学校や医療機関等との連携を推進する。
14	子どもの前で夫婦間等の暴力が行われている状況への支援	児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、関係機関における連携を強化し、適切な支援を図る。
15	児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底	児童相談所等が支援している家庭が他の自治体に転居した際には、子どもや家庭に関する情報を確実に引き継ぎ、適切な支援が継続して行われるよう、児童相談所間や自治体間の情報共有の徹底を図る。
16	母子生活支援施設における支援の充実	母子生活支援施設における専門性の向上を図る取組の実施などにより、支援体制の充実を図る。(再掲 327)
17	一時保護機能の充実・強化	一人ひとりの子どもの状況に応じて、適切な一時保護を行うため、一時保護の環境整備や体制の充実・強化を図る。(再掲 328)
18	家庭支援の充実	社会的養育が必要な子どもに対し、家庭復帰等に向けた支援を行うため、児童養護施設等のソーシャルワーク機能を強化するなど、支援の充実を図る。(再掲 329)
19	子ども家庭総合支援拠点機能の充実・強化	児童虐待事案の初期評価や在宅支援を担う子ども家庭総合支援拠点の機能の充実・強化を図る。(再掲 338)

第2部 各論

	事業名	事業概要
20	児童相談所体制の充実と強化	児童福祉法や国の対策に基づいて、児童福祉司及び児童心理司等の職員の配置、研修の実施などの人材確保・育成により、児童相談所の体制（及び専門性の）強化を図る。（再掲 339）
21	社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会の運営	重篤な児童虐待事案に関して、より専門的な調査・審議を行うため、児童福祉専門分科会児童虐待検証部会を運営し、再発防止機能の充実を図る。

（3）いじめ防止、不登校児童生徒への支援

いじめ、不登校等の悩みや課題を持つ児童生徒やその保護者が、学校や地域で気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。

	事業名	事業概要
22	防犯安全教育プログラム「安全教室」	子どもがいじめ・虐待・誘拐などの様々な暴力から、自分自身を守るための教育プログラムである市独自の「安全教育」プログラムを市内公立全小学校において実施し、自分を大切にしている気持ち（自己肯定感からの人権意識）を育てるとともに、自らの身を守るための基本的な考え方や行動を習得させる。（再掲 438）
23	青少年・教育相談事業	不登校、登校しぶり、性格・行動上の問題、交友関係、いじめ、家族関係、養育不安等の「教育相談」について電話や来所相談を行う。（再掲 38・236）
24	ふれあい体験活動の開催	不登校や登校しぶり等の児童生徒及びその保護者を対象に、相模川自然の村等で自然体験活動や制作活動を行う。
25	不登校を考えるつどい・不登校対応セミナーの開催	不登校の児童生徒を持つ保護者が互いに語り合える場として「つどい」を設定する。また、教職員を対象に不登校対応について「セミナー」を開催する。
26	いじめ防止への取組	「相模原市いじめの防止等に関する条例」及び「相模原市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止強化月間やいじめ相談ダイヤル、いじめ防止フォーラム等の取組を推進する。
27	いじめ相談ダイヤルの実施	学校生活におけるいじめについて、児童・生徒本人及び保護者、市民からの電話相談に応じる。

基本目標2 子どもの育ちを支える機能の充実と人材の確保

1 動向と課題

子どもたちを取り巻く状況は、急速な少子化の進行や、情報化社会の進展、地域コミュニティの希薄化等により大きく変化しています。そのような中、子どもの最善の利益を考慮することを基本に、子どもの視点に立った支援をしていくことが求められます。

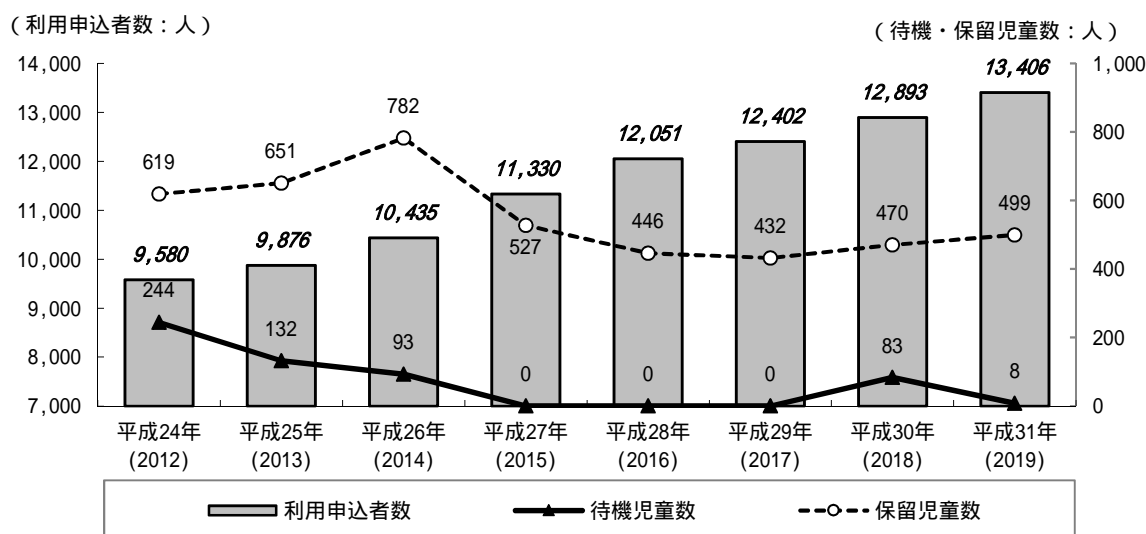
特に、希望した保育園等に入れない待機児童の問題については全国的な課題でもあり、国では、平成29年6月に保育所等の待機児童の解消と受け皿の拡大を主な目的とした「子育て安心プラン」を公表しました。本市においても保育所等の利用申込者数は増加しており、近年は待機児童も発生している状況であるため、受け皿の拡大を図っているところです。

同時に幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要であり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要です。本市では平成31年3月に「相模原市幼児教育・保育ガイドライン」を策定し、保護者・保育者（園）・地域・行政の四者が果たすべき役割を確認するとともに、それぞれが協力することで、幼児教育・保育のより一層の充実を目指しています。

また、近年普及が進んでいるスマートフォンについては、誰でも気軽に情報収集や発信等ができ、生活には欠かせないものとなっている反面、SNS等に起因する犯罪に巻き込まれる子どもも増えています。

これらの状況を踏まえ、子どもに関わる人の確保や人材育成に努めるとともに、子どもやその家族が身近に相談できる体制の整備が求められています。

図表 本市の保育所等待機児童数・保留児童数の推移



「相模原市幼児教育・保育ガイドライン」

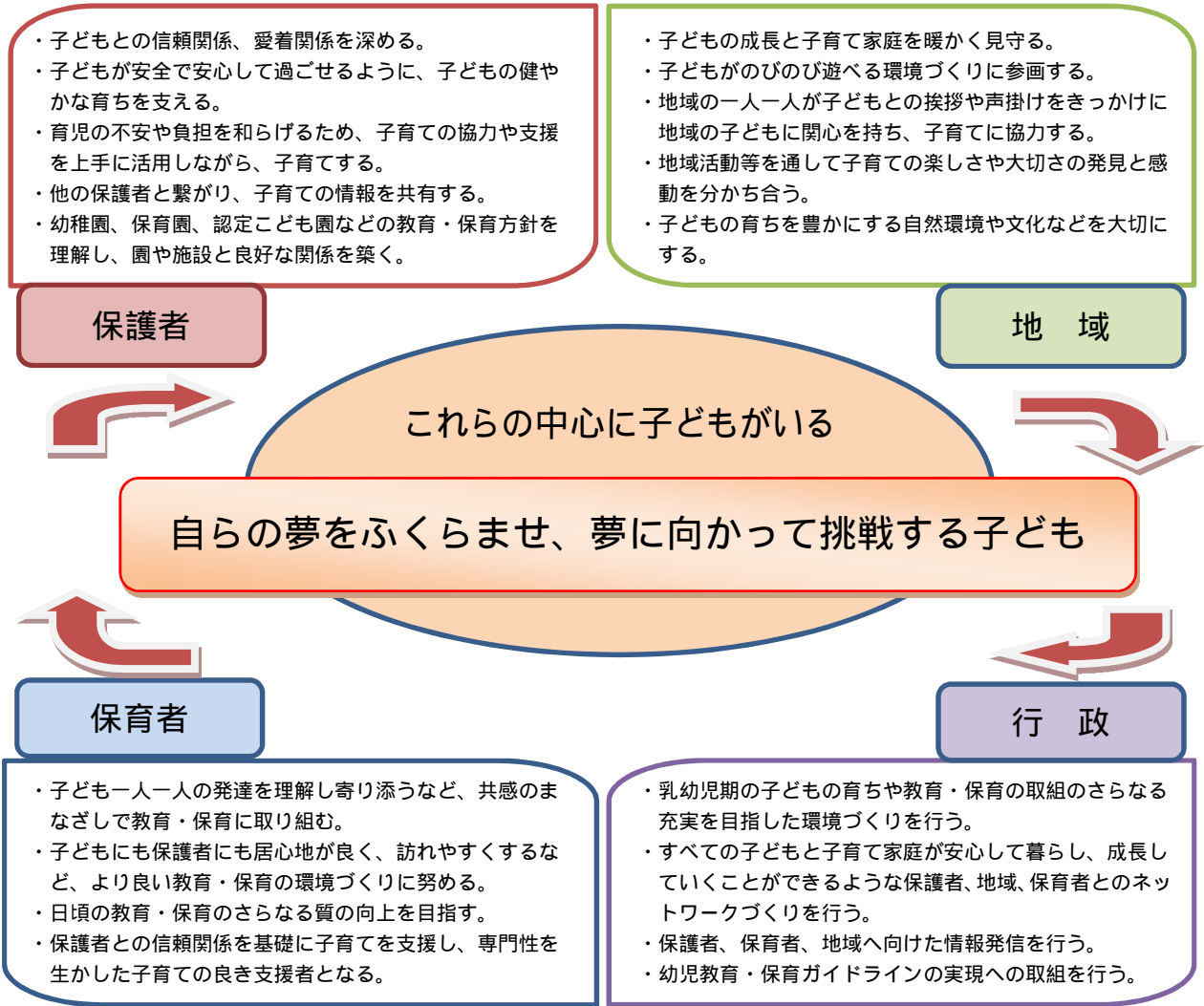
近年、核家族化や共働き世帯の増加等、子どもとその家族を取り巻く環境は著しく変化しています。こうした状況の中、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行や、平成30年に幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂が行われるなど、全ての子どもが健やかに成長できるよう、質の高い教育・保育、子育て支援が求められています。

このようなことから、本市においては、子どもに関わる保護者・保育者（園）・地域・行政の四者の役割を確認するとともに、それぞれの立場ごとに協力し合いながら、本市の幼児教育・保育のより一層の充実を目指し、平成31年3月に「相模原市幼児教育・保育ガイドライン」を策定しました。

「相模原市幼児教育・保育ガイドライン」は、本市の今後の子育て施策を総合的・一体的に進めていくための方向性や目標を定めた「相模原市子ども・子育て支援事業計画」と連携し、整合性を持つものとして定められており、その理念を本計画に反映しています。

「相模原市幼児教育・保育ガイドライン」における子どもを取り巻く、四者（保育者、保護者、地域、行政）の役割

「相模原市幼児教育・保育ガイドライン」より抜粋



2 成果指標

指 標	基準値 (H30)	目標値 (R 6)	指標の説明等
保育を必要とする児童が、 保育を受けることができる 割合	99.4%	100%	本市の保育環境が整えられてい るかを示す指標

保育を必要とする全ての児童が保育を受けることができるよう目標を設定しました。

3 施策の方向と具体的な事業

(1) 子どもに寄り添う人の確保と研修の充実

保護者の就労状況や障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況にかかわらず、全ての子どもに声を傾け、その存在をありのままに受け入れ、認め、子どもと一緒に考えることができるよう、人材の確保と研修の充実に努めます。

	事業名	事業概要
28	青少年指導者の育成	リーダーとして活動する青少年や青少年を育成する指導者等を対象とした研修会等を通して、青少年指導者の育成を図る。
29	教職員の研修の充実	教職員の経験や職に応じた「ライフステージに応じた研修」、専門性の向上や自己啓発を支援する「専門研修」、校内における研究・研修や人材育成を支援する「学校への訪問支援研修」、派遣研修等の「特別研修」及び職に応じた専門的な知識や技能の向上を図るための「職能研修」の5本を柱として実施する。
30	情報モラル教育の推進	教師用の指導資料「情報モラルハンドブック」の改訂や視聴覚教材の貸出し、学校のコンピュータへの教材用ソフトの導入、研修の実施等、情報モラル教育の推進に向けた取組を行う。
31	援助職員専門研修会の開催及び講師派遣	子どもが地域で生き生きと生活できることを目的に、認定こども園、幼稚園、保育所、学校の職員をはじめ関係者を対象に、支援に必要な専門的な知識及び技術に関する研修の開催又は職員を講師として派遣する。
32	子どもの人権等にかかる研修事業	子どもの権利保障、児童虐待の防止、社会的養育の充実等のため、市職員、児童福祉施設職員等に対する研修の充実を図り、福祉人材を育成する。(再掲 2)
33	相談指導教室ボランティアの活用	大学生、大学院生、教師塾塾生等をボランティアとして相談指導教室に派遣し、個々に合った支援活動を行うことにより、自主性や社会性の伸長を援助する。(再掲 43・241)
34	こどもセンター、児童館、児童クラブ指導員等研修の充実	こどもセンター、児童館及び児童クラブ指導員等を対象に、子どもと接する上で必要な事項や専門的な知識を習得するための研修を行い、指導員の人材育成を図る。

第2部 各論

(2) 相談機関の充実

複雑化・多様化する子どもに関する相談について、本人や家族が気軽に相談できる体制づくりを進めます。

	事業名	事業概要
35	子育て支援センターの充実	妊娠・出産・乳幼児健診・子育てに関する相談、保育所入所や各種手当の手続き、児童虐待防止に向けた取組、療育相談等、子育て家庭からのあらゆる相談について一元的に対応するとともに、内容に応じて児童相談所等の専門機関と適切に連携しながら相談から支援まで一貫して対応する子育て支援センターの体制の充実を図る。(再掲 9・233・471)
36	療育相談事業	発達及び障害に関する相談・評価を行うとともに、心理個別支援、児童発達支援事業、機能訓練等を実施し、子どもの見立てと保護者支援を行う。また、保育所等への巡回訪問で、療育的な関わりの助言を行う。(再掲 234・272)
37	発達障害支援センターの運営	発達障害のある人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援体制の充実を図る。(再掲 235・275)
38	青少年・教育相談事業	不登校、登校しぶり、性格・行動上の問題、交友関係、いじめ、家族関係、養育不安等の「教育相談」について電話や来所相談を行う。(再掲 23・236)
39	ヤングテレホン相談の実施	青少年の抱えている悩み、不安等について、青少年本人又はその保護者からの電話相談に応じる。(再掲 237)
40	思春期相談	思春期の子どもとその保護者を対象に、心身ともに著しく成長する思春期における悩み・不安に関する相談を電話や来所により実施する。(再掲 238)
41	学校支援体制の充実	青少年教育カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校への配置を充実し、児童生徒の心理的問題や課題等の相談に応じ、児童生徒・保護者・教員を支援するとともに、必要に応じて家庭訪問等を行うなど、課題解決に向けた「支援チーム」を組織する。(再掲 239)
42	相談指導教室事業	様々な要因(主に心理的な要因)により登校が困難な児童生徒を対象に、小集団での対人関係づくりや学習活動を行い、個々の状況に応じた学校復帰や社会的自立を目指す。(再掲 240)
43	相談指導教室ボランティアの活用	大学生、大学院生、教師塾塾生等をボランティアとして相談指導教室に派遣し、個々に合った支援活動を行うことにより、自主性や社会性の伸長を援助する。(再掲 33・241)
44	児童相談所機能の充実・強化	虐待、障害、非行等児童とその家庭に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする事例への支援を担う児童相談所の機能の充実・強化を図る。(再掲 10・243・276)
45	子どもの権利救済委員等の設置	子どもの権利侵害に関する相談・救済に対応するため、相模原市子どもの権利条例に基づく子どもの権利救済委員や相談員を置き、子どもの権利相談室を運営する。(再掲 4)

(3) 就学前の子どもに対する教育・保育の充実

就学前の教育・保育を担う認定こども園・幼稚園・保育所等の振興を図り、人間形成の基礎となる乳幼児期の子どもの発達に即した教育・保育の質の向上に努めるとともに、必要とする全ての子どもが、教育・保育を受けることができるよう、待機児童の解消に向けた取組を進めます。

	事業名	事業概要
46	保育専門相談員（すくすく保育アテンダント）の配置	子育て家庭の個別のニーズに合わせて、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設や各種の保育サービスなどを円滑に利用できるよう、すくすく保育アテンダントが相談や情報の提供・支援を行う。（再掲 387）
47	認定こども園の設置促進	幼保連携型・幼保連携型以外の認定こども園の設置促進を図る。（再掲 379）
48	地域型保育事業の促進	小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の促進等を図る。（再掲 380）
49	幼稚園等の預かり保育・一時預かり事業の促進	幼稚園等の教育時間の前後や長期休業期間中等において、保護者の希望により園児の教育・保育を行う預かり保育事業等を促進する。（再掲 382）
50	園児の健康管理の促進	認定こども園・幼稚園・保育所の園児の定期健康診断、歯科健康診断、特定感染症の治癒証明書発行及び生活管理指導表発行に対する助成制度を継続して実施する。
51	幼稚園の教育振興に係る助成	幼稚園教育の振興及び教育環境の維持改善のための支援を実施する。
52	相模原市保育者ステップアップ研修の充実	幼児教育・保育の質の向上のため、相模原市保育者ステップアップ研修等の研修の充実を図る。
53	異年齢・世代間交流の推進	小・中学校の総合的な学習の時間等で行う認定こども園・幼稚園・保育所との交流等やその他各種交流事業の実施を推進する。（再掲 78）
54	一時保育の拡充	保護者の疾病やリフレッシュ・出産・冠婚葬祭等に、子どもを一時的に預かる事業（一時保育）の拡充を図る。（再掲 400）
55	延長保育の拡充	保護者の就労形態の多様化、就労時間の長時間化等に対応するため、延長保育を原則全保育所等で実施するとともに、保育需要を考慮しつつ、延長時間の拡充を図る。（再掲 371）
56	支援保育の推進	認定こども園・幼稚園・保育所において、園児一人ひとりの発達に合わせた保育を展開するために、受入体制の整備や事業実施施設の拡充を図るとともに、支援保育の助成制度及び保育者等に対する研修を充実させる。（再掲 307）
57	休日保育の拡充	保護者の休日就業に対応した日・祝・年末の休日保育事業を保育需要や地域バランスに配慮して拡充する。（再掲 372）
58	夜間保育の拡充	保護者の勤務時間の多様化に対応した夜間保育事業を保育需要や地域バランスに配慮して拡充する。（再掲 373）
59	病児・病後児保育の拡充	子どもが病気の際（回復期を含む。）に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病後児保育の拡充と併せて病児保育事業を推進する。（再掲 374）
60	保育所の新設による受入の拡大	保育ニーズが高い地域を中心に、保育所（分園）を整備する。（再掲 376）
61	保育所等の定員の弾力化の活用	保育所等の定員を超えて子どもを受け入れる入所定員の弾力化を推進する。（再掲 377）

第2部 各論

	事業名	事業概要
62	認定保育室の活用	保育資源のひとつとして、認定保育室の積極的な活用を図る。(再掲 378)
63	大規模開発における保育施設設置の働きかけ	大規模開発により、近隣の保育需要の増加が見込まれる場合、保育施設設置を働きかける。
64	医療型児童発達支援センターの運営	就学前の運動の発達に遅れのある子どもを対象に、機能訓練や日常生活の援助を行うことによって、子どもの全体的な発達を促すための支援を行う。(再掲 277)
65	保育人材等の確保	教育・保育に従事する人材の確保に向けた取組を進める。
66	認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携の推進	幼保小連携研修会等で認定こども園、幼稚園、保育所と小学校の連携を推進するとともに、生活や学びの連続性を大切にした幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図る。(再掲 90・481)
67	保育所等における医療的ケアや特別な配慮を必要とする子どもの受入の推進	医療的ケアを必要とする子ども等の受入に関するガイドラインを策定するとともに、安定的で継続性のある支援体制を整備し、受入を推進する。また、アレルギー疾患のある子どもなど特別な配慮や保育体制を整え、必要な子どもの受入を促進する。
68	公立保育所・幼稚園等の保育環境の確保と保育サービスの充実	「公立特定教育・保育施設のあり方に関する基本方針」に基づき、公立保育所及び幼稚園等の適正な規模や配置、老朽化対策を行うとともに、保育サービスの充実を図る。(再掲 375)
69	新規施設への巡回支援の実施	新たに開設された施設等が円滑に事業を実施できるよう巡回支援を実施する。
70	実費徴収に係る補足給付事業	経済的に困窮している世帯や多子世帯に対し、教材費・行事費等又は副食材料費に係る費用の負担軽減策を実施する。
71	幼稚園教諭や保育士等の合同研修への支援	教育と保育の一体的提供、職員の資質向上を図るため、合同研修への支援を実施する。
72	幼稚園等の教育に関する研究の充実	幼稚園団体の幼児教育調査研究の補助事業を実施する。
73	児童福祉施設等指導監査の実施	児童福祉施設等の運営が、法令等に違反することなく適正に実施されているかを監査し、必要な指導助言を行う。(再掲 311・341)
74	幼稚園の2歳児預かり保育の推進	幼稚園の保育資源を活用した、市内に居住している2歳児の預かり保育を推進する。

(4) きめ細かな学校教育の推進

様々な分野で活躍できる人材を育成するため、一人ひとりの個性や成長・発達段階に応じたきめ細かな教育活動を推進し、「未来を切り拓く力」の育成に努めます。

	事業名	事業概要
75	外国人英語指導助手（ALT）派遣事業	英語教育の充実を図るとともに国際理解を深めるため、外国人英語指導助手（ALT）を小・中学校に配置する。
76	海外帰国及び児童生徒教育の推進	海外から帰国した児童生徒及び外国人児童生徒への日本語指導と日本の学校生活等への適応を援助するため、日本語指導講師や母語を話せる日本語指導等協力者を派遣する。また、拠点校方式による日本語指導体制の構築などの充実を図る。（再掲 318）
77	支援教育の推進	「教育振興計画」に基づき、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育の推進を図る。（再掲 308）
78	異年齢・世代間交流の推進	小・中学校の総合的な学習の時間等で行う認定こども園・幼稚園・保育所との交流等やその他各種交流事業の実施を推進する。（再掲 53）
79	環境教育の推進	身近な環境問題に関心を持ち、より良い環境づくりに積極的に参加できる人間の育成を目指した教育を推進する。
80	道徳教育の充実	学校全体での道徳の指導体制を工夫改善し、地域の教育課程資源や人材を生かし、地域住民の参加や学生ボランティアの活用等により、豊かな人間性や心の教育の充実を図る。
81	学校図書館における教育活動の推進	学校図書館の充実と積極的な活用を図るため、全小・中学校に図書整理員を配置する。
82	さがみ風っ子文化祭の開催	相模原市の特色ある教育活動の一環として、児童・生徒の豊かな人間性や社会性を育成する。児童生徒の日頃の学習活動を発表することにより、表現力及び創造力を育て、より豊かな情操を養うとともに、児童生徒の相互鑑賞及び市民との交流を図る。
83	課題研究推進事業	本市学校教育推進の基本構想に基づき、各学校の実態に即した研究主題を設定し、学習指導要領の趣旨を生かした創意工夫に満ちた実践研究に取り組み、学校教育の向上に資する。
84	通学区域の弾力的運用の実施	児童生徒に特別な事情がある場合には、保護者からの申立てにより、就学を指定された学校以外の学校へ変更できる『指定変更許可制度』を運用し、通学区域の弾力化を図る。
85	学校施設の整備	教育内容の多様化、校舎等の老朽化に対応した改修を進めるなど、学校施設の充実に努める。
86	児童生徒災害共済給付制度等への加入	学校管理下の児童生徒の災害について、児童生徒の保護者に対し、災害共済給付を行うとともに、児童生徒の入院等に対し、見舞金の贈呈を行う。また、修学旅行等の児童生徒の災害については、緊急時の対応費用等を補てんする。
87	キャリア教育の推進	小中連携教育の実践を踏まえ、9年間の学びを見通した教育実践の実現を目指す小中一貫教育に中学校区で取り組みながら、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた基礎的・汎用的能力を育成するキャリア教育の充実を推進する。コミュニティ・スクールを含めた学校と地域教育力の連携も併せて、相模原で育つ子どもたちの未来を切り拓く力の育成に総合的に取り組む。
88	学力保障推進事業	次世代の担い手である子どもたちが自分の人生を切り開くことができるよう、本市で課題が見られる基礎的・基本的な学力の定着に向けた取組の推進を図る。（再掲 354）

	事業名	事業概要
89	基本的な生活習慣の確立に向けた取組	基本的な生活習慣の確立を目指し、家庭学習習慣を定着させるため、出前授業の開催や学習習慣の指導、保護者へのチラシ等での周知など重要性を認識してもらう取組を行う。 特に、スマートフォンやゲーム、インターネットの長時間使用の改善に向けた取組を充実する。(再掲 355)
90	認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携の推進	幼保小連携研修会等で認定こども園、幼稚園、保育所と小学校の連携を推進するとともに、生活や学びの連続性を大切にした幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図る。(再掲 66・481)

(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもの非行等の問題行動を早期に発見し、適切に対応するため、学校、警察、青少年健全育成組織等の関係機関と連携しながら、街頭パトロールや相談等の活動を進めます。また、性や暴力等に関する図書や情報等の有害な環境は、子どもに対し悪影響を与えることから、地域住民や関係機関と連携・協力して、地域の環境浄化活動を進めます。

	事業名	事業概要
91	青少年問題協議会の運営	青少年のいじめ問題、薬物乱用防止、ネット依存対策等の各種事業を推進し、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図る。
92	青少年健全育成協議会活動の推進	地域の青少年関係団体が青少年健全育成活動を地域ぐるみで効果的に行うために相互に連絡調整し、青少年健全育成に関する調査研究をし、広報紙の発行、講演会の開催、パトロール等の啓発活動や諸事業を展開するための支援を行う。
93	青少年街頭指導事業	青少年の非行防止と問題行動の早期発見のため、専門の相談員が地域の青少年相談員と協力して、繁華街、公園等を巡回して指導・相談に当たる。
94	学校警察連絡協議会	小・中学校における児童生徒の指導上の問題の情報交換及び機関の連携を図るため、市内4つの警察署ごとに「学校警察連絡協議会」を組織する。
95	ネットパトロールの実施	小・中学生がアクセスしやすい「学校裏サイト」「プロフ・コミュニティサイト」「SNS」を日々探索・監視し、個人情報の流出や誹謗中傷、問題画像等の事例を発見した場合に、速やかに学校へ情報提供を行う。
96	インターネットのフィルタリング機能の利用促進	青少年の適正なインターネット利用を促進するために、家庭でのルール作り、フィルタリング機能の活用を促進するなど、社会全体で子どもたちを有害情報から守るための啓発を行う。
97	社会環境実態調査の実施	青少年を取り巻く社会環境の健全化を推進するため、青少年の健全育成に大きな影響を与えている各種営業、情報媒体の販売状況等の実態を調査する。
98	社会を明るくする運動の推進	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、市が運動推進委員会を設置し、様々な事業を実施する。

基本目標3 子どもの夢をふくらませる場づくりの推進

1 動向と課題

地域における子どもの数や屋外で自由に遊ぶことができる場所の減少により、年齢の異なる子どもが集団の中で遊び、触れ合うことを通して、他人を思いやる心や豊かな人間性を育むことが難しくなっています。このため、子どもが自由に遊べ、安全に過ごすことができる遊び場や居場所等の場づくりを推進することが求められています。

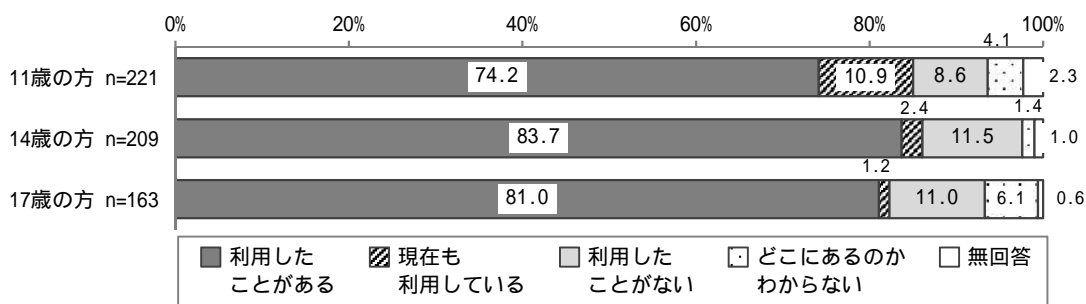
国では平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、いわゆる「小1の壁」を打破するため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消と、その後の女性の就業率の上昇を踏まえた受け皿の確保を目指しています。

本市においても、共働き家庭の増加等を背景に、放課後等における子どもの安全な居場所の確保が急務となっており、「さがみはら児童厚生施設計画」に基づき、児童クラブや放課後子ども教室、こどもセンター、児童館におけるサービスの質の確保・向上に努めてきました。今後も引き続き、これまでの施策を継続していく必要があります。

また、子どもの「生きる力」や「道德感・正義感」を育むためには、自然や社会の現実に触れる機会が必要ですが、普段の生活の中で、子どもがこうした機会を得ることが少なくなっているため、自然体験やスポーツ、文化・芸術活動等、多様な活動の機会を提供することが必要です。

さらに、アンケート調査では「自分の能力が発揮できる、やりがいのある仕事につきたい」という回答が最も多く、将来への夢を持つことができるよう、また、子どもの職業意識を醸成するための取組を進めることも必要です。

図表 こどもセンターや児童館の利用経験



資料：平成30年度相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

2 成果指標

指 標	基準値 (H30)	目標値 (R 6)	指標の説明等
体験活動をして良かったと感じる児童生徒の割合 【市独自調査】	86.7%	92.7%	体験学習の効果を見る指標

これまでの傾向を参考に、年1ポイント増加することを目標に設定しました。

3 施策の方向と具体的な事業

(1) 子どもの遊び場、居場所の確保と充実

公園、子どもの広場、ふれあい広場等、子どもの遊び場の充実を図ります。また、児童クラブの待機児童解消に向けた取組や年齢に応じた放課後の居場所づくりに努めます。

	事業名	事業概要
99	こどもセンター、児童館事業	こどもセンターや児童館を、地域における子どもや子育て家庭の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図る。
100	こどもセンター、児童館、児童クラブ運営体制の充実	こどもセンター、児童館及び児童クラブの運営に当たっては、運営委員会に利用者が参加するなどにより、利用者の意見を反映した運営を進める。(再掲 480)
101	中高生の居場所づくりの推進	こどもセンターに設置した創作活動室等を活用し、中高生の居場所の確保を図る。
102	公立児童クラブ運営体制等の充実	児童クラブの役割を踏まえた育成支援の内容等について、利用者や学校、地域、関係機関と連携して情報交換や情報共有を図るとともに、特別な配慮を必要とする児童を含む全ての児童が安心して過ごすことができるよう、専門的知識や指導技術等を習得するための研修の充実を図る。また、公立児童クラブの安定的な運営と質の向上に向けて、適正な育成料や減免制度、開設時間等について検討を行う。(再掲 383)
103	公立児童クラブの再整備及び改修	待機児童の多い公立児童クラブについて再整備や改修を行う。(再掲 384)
104	民間児童クラブの支援	民間児童クラブの運営事業者に対し、運営費等の一部を補助するとともに、新規参入の促進と連携に向けて支援を行う。(再掲 385)
105	老朽化した児童館の建て替え等	老朽化した児童館について、建て替えや複合化・集約化等を検討し、整備を行う。
106	日中一時支援事業	障害児に日中活動の場を提供し、健全な育成を図るとともに、保護者の養育負担の軽減を図る。(再掲 289)

	事業名	事業概要
107	放課後子ども総合プラン推進事業	放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、「さがみっ子クラブ（放課後子ども教室事業）」と「放課後児童健全育成事業（児童クラブ）」を連携した総合的な放課後対策「放課後子ども総合プラン」を実施する。 小学校内等での一体型の児童クラブ及び放課後子ども教室については、地域性を考慮しながら、計画期間内に7か所程度の実施を検討する。こどもセンター及び児童館については、引き続き、全ての施設で放課後子ども教室を実施し、事業の更なる充実を図る。また、放課後子ども教室の整備や事業の実施にあたっては、教育委員会と市長部局が定期的な情報交換等を行いながら、学校施設の有効活用や具体的な連携方策について継続的に協議を行う。
108	青少年学習センター事業	青少年に交流と活動の場、多様な体験学習の場を提供するとともに、青少年の自己実現や自主活動、社会参加活動を支援する。
109	青少年関係団体の育成・支援	子ども会育成連絡協議会や少年鼓笛バンド連盟等、市内で活動する団体等の活動の活性化を促進する。
110	学習のひろば	夏休みや冬休み期間等に、小・中・高校生、大学生、勤労青年を対象に、青少年学習センター内の青少年団体室等の開放を行い、「学習のひろば」として、青少年へ居場所を提供する。
111	子どもの広場の設置等の助成	自治会や青少年を育成する団体が土地所有者から土地を借りて、幼児や小・中学生を中心として多目的に利用できる広場である「子どもの広場」の設置等の助成を行う。
112	児童遊園の維持管理の充実	子どもの健全な遊びを通して、その健康を増進し、健やかに成長することを目的として設置する児童遊園の維持管理を行う。
113	ふれあい広場の整備推進	地域住民の軽スポーツ、レクリエーション、文化活動等のコミュニティ活動を促進するため、原則、1公民館区に2か所の設置を限度として、「ふれあい広場」（多目的広場）を整備する。
114	都市公園の整備推進	子どもの遊び場や地域のコミュニティの場として、かつ、災害時の避難場所としての機能も持つ都市公園の整備を進める。（再掲444）
115	冒険遊び場事業	子ども自身が自由に遊びを創造できる「冒険遊び場」について、主体的に冒険遊び場を開催する市民団体を支援し、市内各地に展開できるよう指導者（プレイリーダー）育成事業を推進する。
116	子どもの居場所創設サポート事業	子ども食堂、無料学習支援など地域住民等による団体が実施している子どもの居場所づくりの取組に対して、実施団体が活動しやすい環境づくりを進め、子どもの居場所の充実を図る。（再掲353）

(2) 子ども・若者の参画・多様な活動の機会の充実

子どもの声がまちづくりに反映されるよう、子どもが主体的に参画し、積極的に意見を表明できる場づくりを進めます。また、子どもの「生きる力」及び「道德感・正義感」を育むため、自然体験をはじめスポーツ、芸術・文化活動、国際交流等、子どもの様々な関心や子どもの成長・発達段階に応じた多様な遊びや学習の機会の充実を図ります。また青少年指導者、ジュニアリーダー、シニアリーダー等の育成・確保に努めるとともに、青少年の交流と活動の拠点である青少年学習センター事業の充実等により、青少年活動の促進を図ります。

	事業名	事業概要
117	インターネットサイトによる情報の提供	学習リンク集「さがみはらスタディメイト」で児童生徒の多様な学習をサポートする。また、「相模原市からのお知らせ」で、小・中学生を対象とした体験的な行事及び催し物情報を提供する。
118	子ども向け映画会の開催	幼児から小学生を対象とした各種映画会を市立図書館ほか市内各地で開催する。
119	銀河連邦子ども留学交流事業	宇宙航空研究開発機構の研究施設が縁で交流を始めた4市2町で構成する銀河連邦の各共和国を代表する小学生が集まり、各共和国の地域性や文化を生かした事業を通して、子ども同士の交流を深める。
120	学校体育施設の開放	地域体育の普及・振興を図るため、団体登録制で、小・中学校の体育館・グラウンドを開放する。
121	学校プールの開放	市立小・中学校のプールを水泳場に指定し、近隣の小・中学生を中心に開放することにより、水に親しむ機会を提供するとともに、利用者の健康保持及び増進を図る。
122	総合型地域スポーツクラブの育成事業	スポーツを生活に欠かせない文化として市民生活の中に根付かせ、子どもから高齢者まで、それぞれに適したスポーツ・レクリエーション活動に親しむ環境を整えるため、総合型地域スポーツクラブの育成を推進する。
123	スポーツ少年団活動の充実	スポーツを楽しむ小・中学生とその指導者を対象に、各種スポーツ大会や他の種目団との交流事業等を行う。
124	相模原スポーツフェスティバル事業	子どもから高齢者まで市民の誰もが、気軽にスポーツを親しむきっかけづくりと、スポーツ実施率の向上を図る啓発事業として実施する。
125	子ども会交歓スポーツレクリエーションフェスティバルの実施	スポーツ及びレクリエーションを通して心身ともに健全な青少年の育成を図るとともに、子ども会相互の親睦と活動の発展を図る。
126	企業・大学等スポーツネットワーク事業	地域の企業・大学と連携したスポーツセミナーの開催等により、地域のスポーツ資源を活用し、魅力的で質の高いスポーツ環境づくりを進める。(再掲 489)
127	若あゆスターフェスティバルの開催	小・中学生とその保護者を対象に、若あゆ銀河ドームにある大天体望遠鏡での星空観察等を通して、星や宇宙、自然現象への興味や関心を高める。
128	若あゆ食農体験デーの開催	小・中学生とその保護者を対象に、参加者が自ら収穫、調理し、食べることにより、農業、食及びいのちに対する理解や関心を深める。
129	若あゆかかしフェスティバルの開催	市内の小学校、中学校、青少年団体等や「若あゆ食農体験デー」の参加者を対象に、かかし作りを通して、農業活動への興味や関心を高める。

	事業名	事業概要
130	やませみ自然体験スクールの開催	小・中学生とその保護者を対象に、自然への直接体験を通じて、自分たちが暮らす身近な環境についての理解を深める。
131	子ども鉱物教室の開催	鉱物の形結晶を実験、観察を通して調べ、大地の形成を学ぶ。
132	親子天文教室の開催	天体望遠鏡の製作等を通じて宇宙への興味や関心を高める。
133	原始体験教室の開催	まがたま作り等を通して古代の人々の生活を理解する。また、原始・古代の人々の生活や技術を体験的に学ぶワークショップを主催又は博物館ボランティアとの市民協働で開催していく。
134	小学生講座「プチロボで競争しよう」の実施	プチロボットの製作を通して、科学技術やものづくりの楽しさを学ぶとともに、児童の科学技術への興味関心を高め、科学的な見方や考え方、創造的な力の育成を図る。
135	子ども消費者教室	消費生活の基本的な知識を工作やゲームを通じて学ぶことで、正しい消費者行動を身に付ける一助となる子ども消費者教室を開催する。
136	子ども読書の日や読書週間等の機会を捉えた事業	子ども読書活動推進計画に基づき、本を通して子どもの創造力や研究心、豊かな感性を育てるための事業を実施する。
137	子ども読書スタンプラリー	子どもたちの読書へのきっかけづくり及び読書意欲の喚起を促すとともに、図書館員との交流や図書館利用の拡大を図ることを目的に、楽しみながら読書ができるようにクイズ形式のスタンプラリーを実施する。
138	おはなし会の開催	乳幼児から小学生とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせ、手遊び、紙芝居、素話等を行う。
139	発達段階別おすすめの本リストの発行	乳幼児から小学生及び中高生向けに、おすすめの本を紹介したブックリストを発行・配布する。
140	地域・子どもふれあい事業	地域社会が実施する親子の交流、異年齢の子どもたちの交流、生活体験活動、自然体験活動、ボランティア活動等の青少年健全育成活動の支援を行い、地域教育力の活性化を図る。
141	親子ふれあいの広場の実施	親と子が、レクリエーションを通して日常では味わえない体験を共有することによって、その愛情を深めるとともに、青少年の健全育成に対する理解と自覚を高める。
142	中高生ボランティア体験講座の実施	中高生がボランティア活動に対する認識を深め、その意欲を高めるとともに自分自身に対する理解や社会的な事柄に関心を高める機会とする。
143	公民館における青少年事業	青少年の健全な育成を図るため、子ども自身の企画・運営による子どもまつりや様々な体験教室、親子参加による事業等を実施する。
144	あそびの学校	開放的で自由な遊び場を小学生に提供し、遊びを通して自ら楽しみを作り出しながら、仲間づくりや子ども同士のつながりを深める機会とするとともに、中学生等で構成されたスタッフが、プログラムのたて方や子どもとの接し方等を学ぶ機会とする。
145	子ども・若者の参画の機会の確保	子ども・若者が参加し、又は意見を表明する機会の確保をする。
146	ホームタウンチーム連携・支援事業	スポーツの振興やシティセールスの推進及び市民の一体感の醸成を図るため、ホームタウンチームとの連携・支援事業の充実を図る取組を行う。

第2部 各論

(3) 子どもの職業観の育成

子どもの職業観を育成するため、子どもに社会との関わりを実感することができる職場体験等を提供し、就労や自立に関する意識啓発を進めます。

	事業名	事業概要
147	職業体験の受入れ	小学校高学年から高校生を対象に、職業体験として、図書館のカウンター業務や書架整理、本の装備及び汚破損の修理作業を体験する。
148	農業体験学習の推進	小学校5・6年生が、もち米の田植えから刈り取りまでの農作業を体験し、その後収穫したもち米を使い、餅つき及び料理体験を行い、農業の大切さと働くことの喜びを認識するとともに、農業に対する理解を深める。
149	さがみはら子ども・青年アントレプレナー体験事業	「会社設立から決算まで」の経済の擬似体験のプロセスを通じて、子どもたちが「失敗を恐れずに挑戦する心」、「自分の考えで行動できる力」、「お金の大切さ」等を学ぶため、体験事業を行う。事業の構想から運営をインターンシップの大学生が行う。(再掲 485)
150	職場体験支援事業	小学生及び中学生が地域における長期職場体験を実施し、勤労の喜びや厳しさを体験しながら、自己を見つめ直したり、大人の知恵やたくましさを学んだりすることで、勤労観・職業観の育成を図る。(再掲 486)

基本目標4 子どもと親の健康づくりの推進

1 動向と課題

全ての子どもと親が、心身ともに健やかに成長し、豊かな人生を送ることはとても大切なことです。妊娠・出産は、生涯を通じた健康づくりの出発点であり、安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに子どもを育てることができるよう、家庭や地域の環境づくりが求められます。

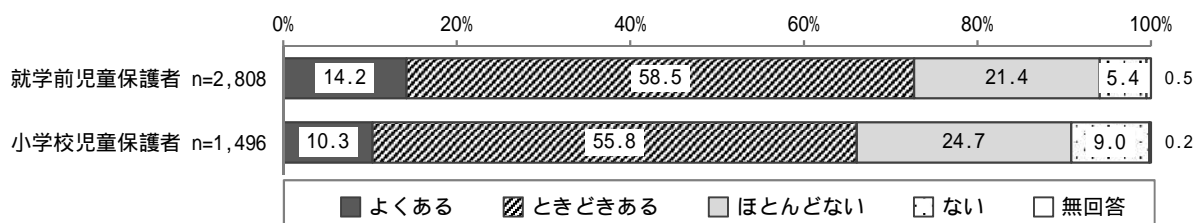
さらに、子どもの心の発達については、一番身近な養育者である母親の心の状態と深く関係していることから、母親が育児で孤立することなく楽しんで子育てをすることが大切です。

本市のアンケート調査では、1割以上が子育てでどうしてもいいか分からなくなることが「よくある」と回答しています。

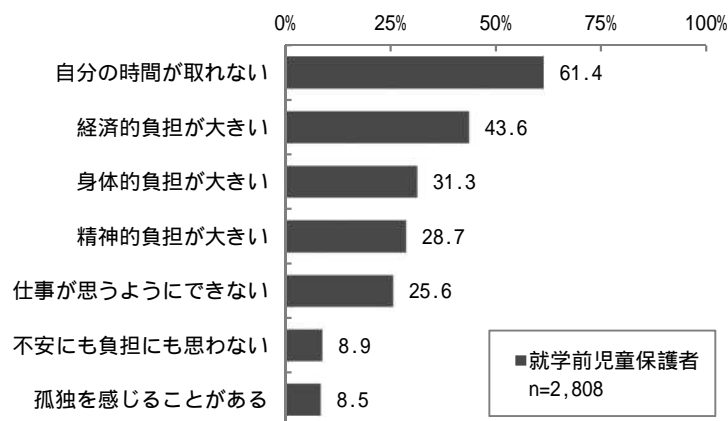
核家族化や地域のつながりの希薄化などで子育てについて不安や悩みを抱えていても、相談できず孤立感を覚えることのないよう、仲間づくりの場や情報交換ができる場を提供できるよう努めることが必要です。

また、子どもの健やかな成長のためには乳幼児期からの生活習慣が基盤となるため、子どもの発育・発達に応じて効果的な食育を推進していくことも必要です。

図表 子育てでどうしてもいいか分からなくなること



図表 子育てをして不安や負担に思うこと（複数回答・上位7項目）



資料：平成30年度相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

2 成果指標

指 標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	指標の説明等
乳幼児の健康状況の把握率	99.9%	100%	乳幼児の健康、発達、発育等の支援ができているかを見る指標

全ての乳幼児に対して健康、発達、発育等の支援をすることを目標に設定しました。

3 施策の方向と具体的な事業

(1) 妊娠前に対する支援

不妊で悩む人が正しく適切な情報に基づきその対応について自己決定できるよう、情報交換の場や気軽に相談できる体制を整えます。また、特定不妊治療に要する費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を推進していきます。

	事業名	事業概要
151	特定不妊治療費助成事業	子どもを持つことを望む夫婦の不妊治療（体外受精・顕微授精）の経済的な負担を軽減することを目的に、その治療に要する費用の一部を助成する。（再掲 459）
152	妊娠・生殖、不妊治療等に関する普及啓発	妊娠・生殖に関連した教育を実施し、不妊の予防、自己実現に向けた生活習慣、子どもを生き育てる意味について考える機会とする。
153	不妊・不育専門相談	不妊・不育に悩む人が、電話又は面接で相談することにより、適切な情報を得ることや、悩みの軽減ができるように不妊カウンセラーによる相談を実施する。



(2) 妊娠・出産の安全性や快適さの確保

妊婦やその家族が協力して妊娠から出産まで安全・快適に過ごすことができるよう、妊産婦等への支援の充実を図ります。

	事業名	事業概要
154	産婦人科急病診療事業	休日等における産婦人科急病診療を相模原市医師会等に委託し、実施する。
155	助産施設入所の実施	経済的な理由等により、病院等での出産が困難な妊産婦に対して、助産施設において安全な出産のための支援を行う。
156	母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児等の母子の健康状態を記録しておく母子健康手帳を妊娠届出時に交付する。(再掲 215)
157	母性健康管理指導事項連絡カードの普及・啓発	母子健康手帳交付時や広報さがみはら、ホームページ等において、「母性健康管理指導事項連絡カード」の情報提供や周知を行う。
158	妊婦健康診査事業	妊娠中の疾病の早期発見や健康管理のため、定期的な妊婦健康診査を勧奨するとともに、16回分の費用を助成し、妊婦の経済的負担を軽減する。(再掲 216)
159	妊婦歯科教室 (妊婦歯科健康診査) の実施	妊婦を対象に、講義形式で歯科保健に関わる健康教育を実施し、歯科健康診査、口腔衛生指導及び受診勧奨を行う。
160	妊産婦訪問指導事業	妊娠届出・妊婦健康診査や出生連絡票で把握した支援を要する妊産婦に対し、保健師や母子訪問相談員が訪問指導等を実施する。
161	ハローマザークラス (母親・父親教室)	主に初妊婦とその家族を対象に、妊娠、出産、育児に関する日常で必要な知識及び技術についての講義や仲間づくりを通しての子育て支援を行うとともに、勤労妊婦や父親の参加を促進できるよう、各区で、休日を含め実施する。
162	母子保健型利用者支援事業	各区子育て支援センターに専任相談員を配置し、母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う。(再掲 201・224)
163	産婦健康診査事業	産後2週間、1か月などの産後間もない時期の産婦を対象に産婦健康診査を実施する。(再掲 225)
164	産後ケア事業	産後に心身の不調又は育児不安等がある母子を対象に心身のケアや育児のサポート等を実施する。 宿泊型 デイサービス型 アウトリーチ型(再掲 203・221)
165	外国人産前・産後サポート事業	外国人妊産婦等が抱える悩みについて、話しやすい相談相手や専門家による相談支援を行い、外国人妊産婦等の孤立感の解消を図る。(再掲 204・222・321)
166	電子母子健康手帳を用いた情報発信や災害時におけるデータ管理の推進	紙媒体の母子健康手帳と併用して、電子母子健康手帳アプリケーションを用いた子どもの健診結果や予防接種歴等の記録を補助的にクラウドで保存し、アプリケーション機能を利用した情報発信を実施する。(再掲 223・476)
167	さがみはら子育てきずなメール事業	妊娠中の人や乳幼児の保護者が安心して出産や子育てができるよう、おなかの赤ちゃんや子育てに関するタイムリーな情報を携帯電話等にメールで配信する。(再掲 477)

(3) 子どもの心と身体の健やかな成長の促進

安心して楽しく育児ができるよう訪問指導を充実するとともに、育児相談・育児教室等を通して育児に関する情報提供の充実を図ります。また、健康診査等を実施し、全ての子どもが安心して生活できるよう、個々に合ったきめ細かな育児支援を進めます。さらに、歯の健康を守るために、歯磨きの習慣を身に付け、積極的に虫歯の予防ができるように、普及・啓発や歯科保健に関する情報提供の充実を図ります。

	事業名	事業概要
168	こんにちは赤ちゃん事業	母子訪問相談員（保健師・助産師等）により生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、発育、栄養、育児、生活環境の相談や支援を行う。（再掲 202・217）
169	未熟児訪問指導事業	出生連絡票や医療機関からの連絡等により把握した未熟児に対し、発育、発達及び子育てについての相談や支援を継続実施する。
170	母子訪問指導事業	乳幼児健康診査や育児相談等で何らかの心配がある母子に対して家庭訪問し、子どもの発育及び発達を確認し、育児の状況を見ながら相談や支援を実施する。
171	乳幼児健康診査事業	乳幼児に対して、疾病の早期発見や健康管理・育児不安の解消のため、各種乳幼児健康診査を集団又は個別で実施し、必要に応じて保健指導を実施する。（再掲 218）
172	乳幼児健康診査未受診児対策	乳幼児健診のそれぞれの未受診者に「質問紙」を送付し、発育や育児状況についての把握に努めるとともに、保健師の訪問等により保健指導を実施する。
173	慢性疾患児等訪問指導事業	長期に療養を必要とする慢性疾患児の日常生活の相談や支援を継続実施する。
174	乳幼児健康診査事後指導教室	1歳6か月児健診及び3歳6か月児健診等で把握した発達等に心配のある幼児とその保護者に対して、小集団による継続的な育児支援を実施する。（再掲 305）
175	乳幼児精密健康診査事業	乳幼児健診の結果、疾病や障害の疑いのある乳幼児に対して、専門医療機関において、精密健康診査を行い、疾病や障害の早期発見・早期治療を目指す。
176	就学時健診	翌年度に入学を予定している子どもの健康状態を把握するため、健康診断を実施し、保健上必要な勧告、指導を行い、適正な就学に資する。（再掲 220）
177	児童生徒の健康診断	学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、児童生徒の各種健康診断を実施し、健康の保持増進に努める。（再掲 226）
178	小児急病診療事業	休日、夜間等における小児急病診療を相模原市医師会等に委託し、実施する。
179	かかりつけ医の普及	個人の健康管理及び成長の記録を一貫して管理してくれるかかりつけ医を持つことの有益性を周知し、その普及と定着を図る。
180	予防接種事業	感染症の発病と蔓延を防止するため、予防接種法に基づき、定期予防接種を実施する。（再掲 219）
181	子どもの事故予防対策	事故等から乳幼児を守り、子どもたちが安全に生活できるよう、事故予防啓発のパネルや物品を設置するとともに、健康づくりのイベントや講演会等で普及啓発を実施する。



	事業名	事業概要
182	かんがる～歯科健診(う蝕 ^{しよく} ハイリスク児及び心身障害児歯科健康診査)	幼児歯科健康診査等でう蝕 ^{しよく} ハイリスク児と判断された児とその保護者又は心身に障害を持つ児とその保護者に対し、歯科健康診査と歯科保健指導を行う。
183	親子で歯っぴいちゃれんじ大作戦(むし歯予防教室)の開催	10か月～1歳2か月児の乳幼児と家族を対象に、食事等の生活習慣を見直し、早期う蝕 ^{しよく} 予防を行う。
184	新生児聴覚検査事業	新生児等の聴覚障害を早期に発見し、適切な治療や支援を行うために、スクリーニング検査に必要な費用を助成する。
185	小児医療費援護事業(養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病)	入院することが必要な未熟児、障害のある子ども及び特定の疾病に罹患している子どもに、必要な医療を給付する。(再掲 460)

(4) 育児不安の軽減

育児で孤立することなく楽しんで子育てができるよう、保護者同士で気軽に集い育児の悩みや不安を共有・共感できる情報交換の場の提供や育児不安が強い保護者には訪問等を行い、育児に対する不安や負担感の軽減に努めます。

	事業名	事業概要
186	子育て広場の拡充	主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図る「親と子の育ちの場」の設置を進めるとともに、内容の充実を図る。(再掲 393・410)
187	地域子育て支援拠点事業	いつでも自由に親子で訪れ、子育ての相談や情報交換ができる場を提供し、育児不安の軽減を図る。(再掲 394・411)
188	保育所等における子育て広場事業の実施	子育て中の親子が気軽に集える場を提供し、また、保育所の専門機能を活用し、子どもの年齢や個性に応じた育児相談等を実施することにより、保護者の育児不安を解消するなどの支援を行う。(再掲 395)
189	ふれあい親子サロン	こどもセンター等を活用し、保健師、保育士、主任児童委員、子育てサポーター等が関わる「親子で集える場」を設け、保護者の育児不安を軽減するとともに、地域の育児力を高める。(再掲 396)
190	子育てサロンの設置促進	子育て中の親子が気軽に集える場として、ボランティアや民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等が取り組んでいる子育てサロンの設置を促進する。(再掲 397)
191	育児相談事業(電話・来所)	保健師等が子どもとその保護者、妊産婦等へ健康・発達・育児などについての相談を行う。
192	乳幼児健康診査における心理相談	子どもの健全な育成を図るため、発達等に心配のある児や育児不安やストレスを抱える保護者を対象に、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診時に心理相談員等を配置し、相談を実施する。
193	おやこひだまり相談室(個別心理相談)	子どもの健全な育成を図るため、継続的できめ細かな指導が必要な児と保護者に対し、心理相談員、保育士、保健師のスタッフによる相談を行い、子どもの発達促進及び育児支援を行う。
194	ぴよぴよサロン(低出生体重児・乳児等サロン)	児の運動発達や低出生体重等の育児不安のある保護者が、他児や保護者同士の交流により、より良い親子関係を育み、育児不安の軽減や情報交換を行うことを目的とした場の提供を行う。

第2部 各論

	事業名	事業概要
195	ビーズクラブ(多胎児支援教室)	ふたごやみつごの子を持つ家族や妊婦を対象に、育児方法の情報交換や先輩家族との交流の場として教室を開催し、育児に取り組むことができるよう支援する。
196	『ママの休み時間』(育児支援教室)	育児不安や育児ストレスから子どもとの関係に悩む母親に、同じような悩みを抱える「仲間に出会う場所」を提供し、自らの悩みを見つめ直すことにより、不安やストレスを軽減し、児童虐待の予防を図る。
197	育児支援家庭訪問事業	子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、保健師、保育士等の訪問による支援や子育て経験者等による育児・家事援助を実施する。
198	赤ちゃんを迎える家族のための「ようこそ赤ちゃんブックリスト」	心穏やかに赤ちゃんを迎えることができるよう、図書館が選んだ妊娠・出産・子育てに役立つ本を紹介する。
199	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を介して豊かな親子関係を築くことができるよう支援することを目的に、4か月児健康診査に合わせ、赤ちゃんへ絵本の読み聞かせ体験及び絵本の配布を行う。(再掲406)
200	セカンドブック事業	親子の信頼関係を深め、健やかな心の成長を育むとともに、更なる読書習慣へつなげることを目的に、2歳6か月児歯科健康診査通知に絵本の引換券を同封し、それを図書館等に持参した親子1組につき、絵本を1冊配布する。同時に図書館貸出登録とおはなし会等の読書活動を推進する事業を案内する。
201	母子保健型利用者支援事業	各区子育て支援センターに専任相談員を配置し、母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う。(再掲162・224)
202	こんにちは赤ちゃん事業	母子訪問相談員(保健師・助産師等)により生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、発育、栄養、育児、生活環境の相談や支援を行う。(再掲168・217)
203	産後ケア事業	産後に心身の不調又は育児不安等がある母子を対象に心身のケアや育児のサポート等を実施する。 宿泊型 デイサービス型 アウトリーチ型(再掲164・221)
204	外国人産前・産後サポート事業	外国人妊産婦等が抱える悩みについて、話しやすい相談相手や専門家による相談支援を行い、外国人妊産婦等の孤立感の解消を図る。(再掲165・222・321)
205	子育て支援に関する講座等の実施	図書館において子育て支援に関する様々な講座を開催し、保護者の育児をサポートするとともに関連資料の紹介を行う。
206	地域子育て支援拠点事業における講座の充実	地域子育て支援拠点において実施している講座の充実を図る。(再掲418)



(5) 乳幼児期からの発育・発達に応じた食育の推進

子どもの発育・発達に応じた効果的な食育の推進のために、相模原市食育推進計画に基づき、子どもの食に関わる様々な機関が連携し、ネットワークづくりを進めます。

また、乳幼児期から適切な生活習慣を身に付けることができるよう、情報提供を充実するとともに、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携を進めます。

	事業名	事業概要
207	離乳食教室	はじめての子どもを持つ保護者及びその家族が、主に乳児期の食生活に関して必要な知識及び技術を習得する。
208	母子栄養相談（母と子の栄養相談）	管理栄養士又は栄養士が子どもとその保護者、妊産婦等へ栄養に関する助言及び指導を行う。
209	親子食育講座の開催	食生活改善推進団体わかな会に事業を委託し、親子を対象に調理実習及び食に関する講話を実施する。
210	認定こども園・幼稚園・保育所における食育の推進	認定こども園・幼稚園・保育所における正しい食習慣の習得や栄養バランスの確保等、食育の推進を図る。
211	健康な生活に関する指導の充実	各校の食に関する指導が推進されるよう、食育担当者会の開催や市内栄養教諭が食育推進について検討する食育推進プロジェクト会議、栄養教諭を中核としたネットワークグループ協議会を開催し、各校の食育推進の支援を図る。
212	幼児の良い生活習慣普及啓発事業	おおむね1歳から就学前の幼児とその保護者を対象に、子どもの肥満や生活習慣病予防を目的に、子どもの食生活に関する講座や体験を実施する。
213	離乳食・子どもの食事のレシピ発信事業	育児中の保護者等が情報を入手しやすい環境を整備し、育児支援の向上及び食育を推進することを目的とし、ソーシャルメディアを活用して離乳食や子どもの食事に関するレシピを発信する。
214	児童生徒向けの朝食支援の検討	本市の児童生徒の朝食を毎日食べていない割合が全国平均、県内平均に比べ高くなっていることから、基礎的な生活習慣を確立するため、児童生徒の朝食支援について仕組みづくりを検討する。 (再掲 356)

基本目標5 子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援

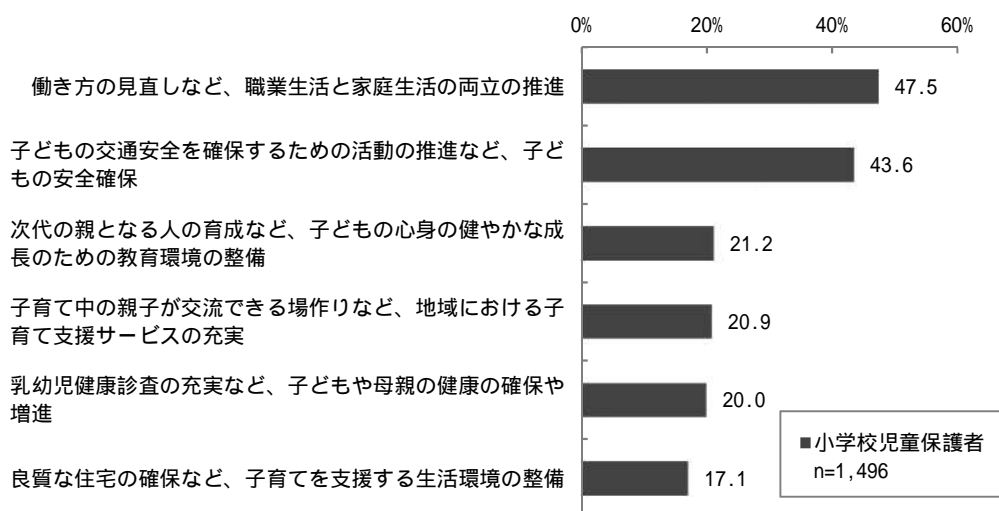
1 動向と課題

ライフスタイルや経済社会の変化をはじめ、少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化など、子どもの育ちや子育てをめぐる状況の急速な変化により、不安や悩みを抱えながら子育てを行っている人たちは少なくありません。このため、全ての家庭と子どもを対象として、ニーズに応じた多様で総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり、充実させていくことが必要です。また、それらの子育て支援に一貫性を持たせ、成長段階に応じて切れ目なく包括的に支援していくことが重要です。

平成28年の母子保健法の改正により、市町村は妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を設置するように努めなければならないことが規定されました。本市においては、平成29年度より「子育て世代包括支援センター」に当たる、「子育て支援センター」を各区に設置し、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦・乳幼児等の生活の質の改善・向上や、胎児・乳幼児にとって良好な生育環境の実現・維持を図っています。

さらには、子どもが学齢期、少年少女期から思春期、青年期と成長していくとともに、親自身も年齢を重ね、子育ての課題とともに高齢者となる親の支援や介護の課題等に直面するようになります。そのため、ライフステージに応じた支援が届くよう、関係部局・機関の情報共有や緊密な連携を充実するとともに、生まれる前から社会の担い手となるまでの成長段階に応じた切れ目のない施策を推進していきます。

図表 市が行う子育て支援策として希望する取組（複数回答・上位6項目）



資料：平成30年度相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

2 成果指標

指 標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	指標の説明等
子どもを育てていることに満足している市民の割合 【市独自調査】	81.7%	87.7%	子どもを育てていく上で、楽しく子育てができているかを見る指標

これまでの傾向を参考に、年1ポイント増加することを目標に設定しました。

3 施策の方向と具体的な事業

(1) 妊産婦・乳幼児期に関する切れ目のない保健対策の充実

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、母子の健康が確保され、安心して子育てをしていくために、妊産婦・乳幼児の視点に立ち、切れ目のない包括的で一貫した支援を行います。

	事業名	事業概要
215	母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児等の母子の健康状態を記録しておく母子健康手帳を妊娠届出時に交付する。(再掲 156)
216	妊婦健康診査事業	妊娠中の疾病の早期発見や健康管理のため、定期的な妊婦健康診査を勧奨するとともに、16回分の費用を助成し、妊婦の経済的負担を軽減する。(再掲 158)
217	こんにちは赤ちゃん事業	母子訪問相談員(保健師・助産師等)により生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、発育、栄養、育児、生活環境の相談や支援を行う。(再掲 168・202)
218	乳幼児健康診査事業	乳幼児に対して、疾病の早期発見や健康管理・育児不安の解消のため、各種乳幼児健康診査を集団又は個別で実施し、必要に応じて保健指導を実施する。(再掲 171)
219	予防接種事業	感染症の発病と蔓延を防止するため、予防接種法に基づき、定期予防接種を実施する。(再掲 180)
220	就学時健診	翌年度に入学を予定している子どもの健康状態を把握するため、健康診断を実施し、保健上必要な勧告、指導を行い、適正な就学に資する。(再掲 176)
221	産後ケア事業	産後に心身の不調又は育児不安等がある母子を対象に心身のケアや育児のサポート等を実施する。 宿泊型 デイサービス型 アウトリーチ型(再掲 164・203)
222	外国人産前・産後サポート事業	外国人妊産婦等が抱える悩みについて、話しやすい相談相手や専門家による相談支援を行い、外国人妊産婦等の孤立感の解消を図る。(再掲 165・204・321)
223	電子母子健康手帳を用いた情報発信や災害時におけるデータ管理の推進	紙媒体の母子健康手帳と併用して、電子母子健康手帳アプリケーションを用いた子どもの健診結果や予防接種歴等の記録を補助的にクラウドで保存し、アプリケーション機能を利用した情報発信を実施する。(再掲 166・476)
224	母子保健型利用者支援事業	各区子育て支援センターに専任相談員を配置し、母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う。(再掲 162・201)

第2部 各論

	事業名	事業概要
225	産婦健康診査事業	産後2週間、1か月などの産後間もない時期の産婦を対象に産婦健康診査を実施する。(再掲 163)

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

学童期・思春期は、子どもから大人へと移る変化の大きな時期で精神的にも不安定な時期です。児童生徒の健康診断等により健康の保持に努めるほか、いのちの大切さを含めた性に関する指導などを実施することにより、各成長・発達段階の課題を認識し、健やかに成長できるよう努めます。

	事業名	事業概要
226	児童生徒の健康診断	学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、児童生徒の各種健康診断を実施し、健康の保持増進に努める。(再掲 177)
227	学校歯科巡回指導	市内小学校の2、5年生を対象に、歯科衛生士が学校を巡回し、歯科保健指導を行う。
228	HIV/エイズ等の相談・検査事業	HIV/エイズ・性感染症に関する相談やHIV等の抗体検査を行う。
229	HIV/エイズ・性感染症予防対策事業	HIV/エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行う。
230	「性に関する指導の手引き」の活用及び改訂と性に関する指導の推進	各学校で共通理解を図りつつ教育活動全体を通じて、性に関する指導の啓発を進めるとともに改訂した「性に関する指導の手引き」の周知を図る。
231	薬物乱用防止対策事業	広域化、低年齢化傾向にある薬物乱用問題に対処するため、地域の団体との連携を図り、地域における薬物乱用防止推進体制を整備するとともに、市民に対する積極的な啓発活動を推進する。
232	喫煙・飲酒及び薬物乱用防止教育の推進	小・中学生を対象に、喫煙・飲酒及び薬物乱用防止教室を開催する。

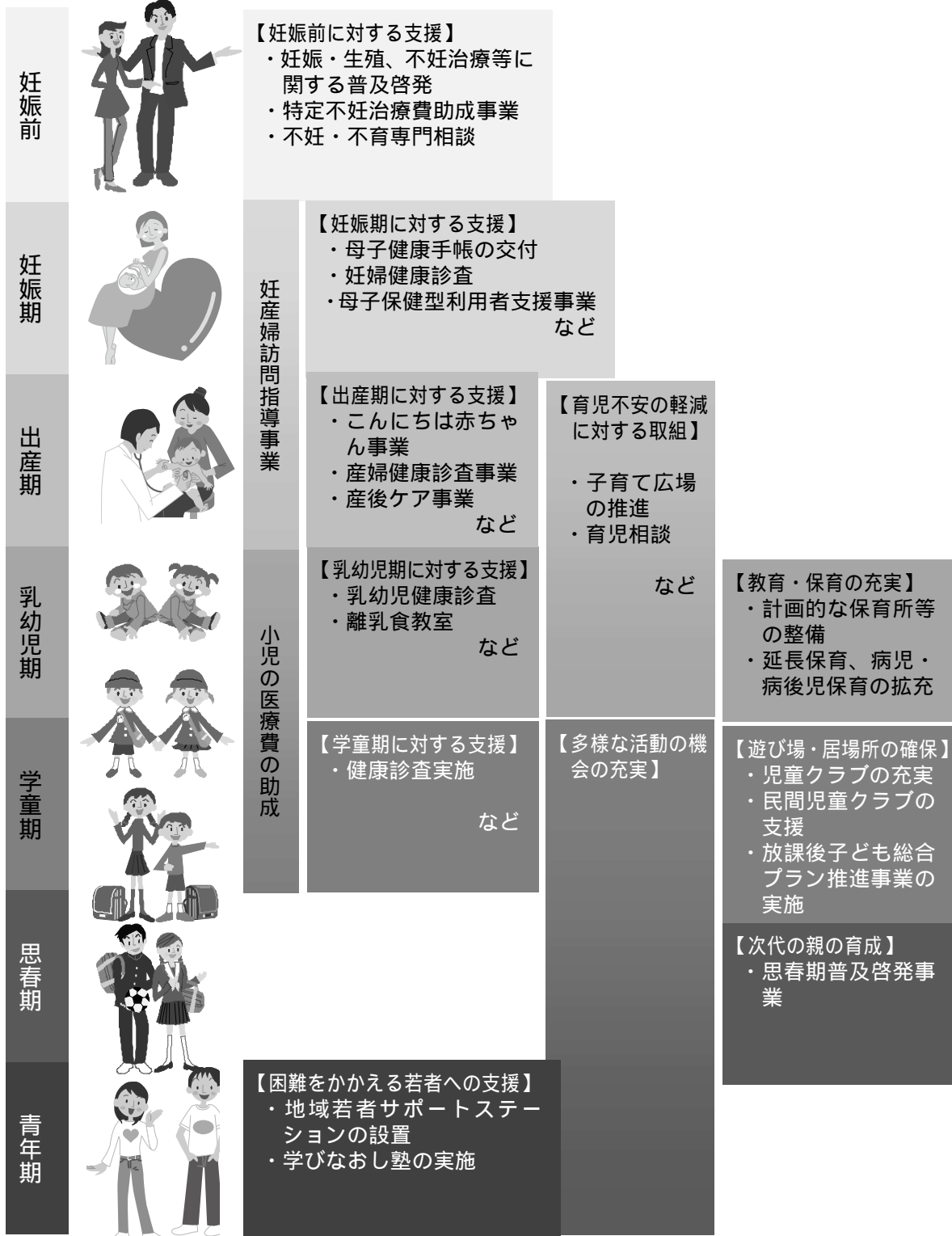
(3) 子どもや子育て家庭等のニーズに応じた相談体制の充実

様々な場面において子どもや子育て家庭が抱える多様な悩み等に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。

	事業名	事業概要
233	子育て支援センターの充実	妊娠・出産・乳幼児健診・子育てに関する相談、保育所入所や各種手当の手続き、児童虐待防止に向けた取組、療育相談等、子育て家庭からのあらゆる相談について一元的に対応するとともに、内容に応じて児童相談所等の専門機関と適切に連携しながら相談から支援まで一貫して対応する子育て支援センターの体制の充実を図る。(再掲 9・35・471)
234	療育相談事業	発達及び障害に関する相談・評価を行うとともに、心理個別支援、児童発達支援事業、機能訓練等を実施し、子どもの見立てと保護者支援を行う。また、保育所等への巡回訪問で、療育的な関わりの助言を行う。(再掲 36・272)
235	発達障害支援センターの運営	発達障害のある人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援体制の充実を図る。(再掲 37・275)
236	青少年・教育相談事業	不登校、登校しぶり、性格・行動上の問題、交友関係、いじめ、家族関係、養育不安等の「教育相談」について電話や来所相談を行う。(再掲 23・38)
237	ヤングテレホン相談の実施	青少年の抱えている悩み、不安等について、青少年本人又はその保護者からの電話相談に応じる。(再掲 39)
238	思春期相談	思春期の子どもとその保護者を対象に、心身ともに著しく成長する思春期における悩み・不安に関する相談を電話や来所により実施する。(再掲 40)
239	学校支援体制の充実	青少年教育カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校への配置を充実し、児童生徒の心理的問題や課題等の相談に応じ、児童生徒・保護者・教員を支援するとともに、必要に応じて家庭訪問等を行うなど、課題解決に向けた「支援チーム」を組織する。(再掲 41)
240	相談指導教室事業	様々な要因(主に心理的な要因)により登校が困難な児童生徒を対象に、小集団での対人関係づくりや学習活動を行い、個々の状況に応じた学校復帰や社会的自立を目指す。(再掲 42)
241	相談指導教室ボランティアの活用	大学生、大学院生、教師塾塾生等をボランティアとして相談指導教室に派遣し、個々に合った支援活動を行うことにより、自主性や社会性の伸長を援助する。(再掲 33・43)
242	男女共同参画推進センター女性相談事業	夫婦、家族等の人間関係の問題や、生活上の女性が抱える様々な悩みについて、電話や面接による相談を実施する。
243	児童相談所機能の充実・強化	虐待、障害、非行等児童とその家庭に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする事例への支援を担う児童相談所の機能の充実・強化を図る。(再掲 10・44・276)
244	青少年相談センターの相談機能強化	子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、課題解決に向けた支援を充実するため、相談機能の強化を図る。(再掲 360)

ライフステージごとの主な取組

基本目標5 子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援



相談機能の充実

基本目標6 さまざまな家庭の状況に応じた支援の充実

1 動向と課題

全国の「子どもの貧困率」は平成27年において13.9%と前回調査より低下したものの、子どもの約7人に1人が経済的に困難な状況あり、国では、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等多方面にわたって子どもの貧困対策を拡充しており、今後さらに改善を進めていくこととしています。本市においては、子どもの貧困対策等に活用する「子ども・若者未来基金」を平成29年12月に創設しました。また、平成30年度にはひとり親家庭等学習支援事業として家庭教師を派遣する事業や、子ども食堂などの活動を支援する子どもの居場所創設サポート事業を開始するなど、「子どもの貧困対策」として施策を強化しています。

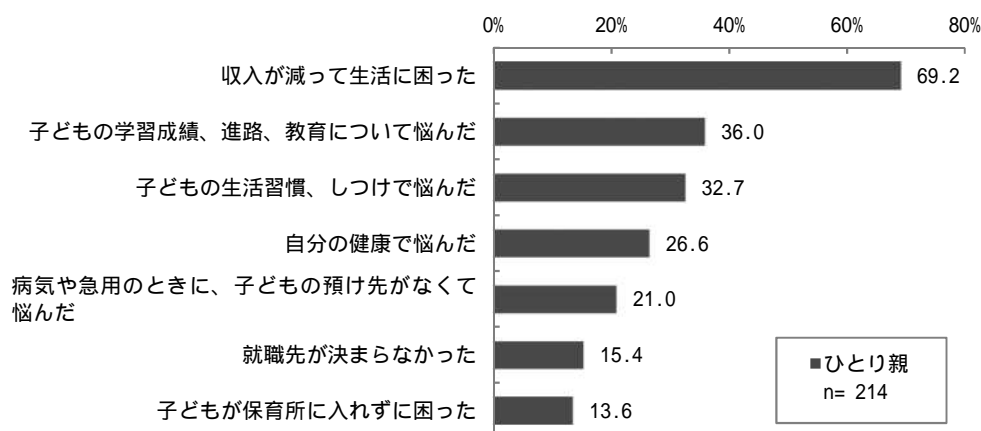
また、経済的困難のほかにも様々な困難を抱える子どもや子育て家庭への支援が必要です。

障害児については、障害の早期発見からその後の療育まで一貫した対応を進めるとともに、個人の持つ可能性を伸ばし、将来、社会で自立して豊かに生活できるように、一人ひとりの状況に応じた支援に加え、保護者に対する支援を展開することが必要です。

様々な事情により保護者と暮らすことができない子どもについては、子どもの最善の利益の実現を目的とし、家庭養育の更なる推進、自立支援、児童養護施設等の高機能化・多機能化、児童相談所等の機能・体制の強化など、社会的養育体制の充実が求められています。

このほか、母語が外国語であること、不登校やひきこもり、配偶者等からの暴力など、様々な困難を抱える子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるよう、一人ひとりのニーズに応じた支援を充実していきます。

図表 ひとり親家庭になったときに、困ったこと、悩んだこと（複数回答・上位7項目）



資料：平成30年度相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

2 成果指標

指 標	基準値 (H30)	目標値 (R 6)	指標の説明等
児童扶養手当の受給開始後 5年経過者の就労している 割合	84.1%	86.0%	就労による自立に向けた指標 (児童扶養手当法第13条の3 の該当者で就労している受給 者)

これまでの傾向を参考に、86.0%を目標に設定しました。

児童扶養手当法第13条の3の規定は、手当受給から5年を経過等し、求職活動を行わず、本人の障害等の理由がなく就業していない場合、支給額を2分の1にするものです。

3 施策の方向と具体的な事業

(1) ひとり親家庭等の自立に向けた支援

ひとり親家庭が仕事と子育てを両立しながら社会的・経済的に自立するとともに、ひとり親家庭の子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、必要な支援を推進するとともに、その支援に確実につながるよう、関係機関との連携強化等を図ります。

	事業名	事業概要
245	保育所等の利用調整	入所申込みをしたひとり親家庭の子どもについて、利用調整に際し、福祉的配慮として、加点を行う。
246	児童クラブ入会の選考	入会申込みをしたひとり親家庭の子どもについて、入会審査に際し、福祉的配慮として、加点を行う。
247	市営住宅入居者の選考	入居申込みの資格を有する子育て世帯について、入居者選考に際し、福祉的配慮として、加点を行う。
248	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の病気などによる家庭機能の低下や技能習得のための通学等の事態に対し、家庭生活支援員を派遣し日常生活を円滑に営むための手助けを行う。
249	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等の生活上の困難を、講習会や情報交換会の実施により解決を手助けする。
250	母子生活支援施設への入所	地域での自立した生活が困難な母子世帯等に対し、母子生活支援施設において母子保護を実施し、家庭の課題に応じて養育や就労等の支援を行う。(再掲 323)
251	就学援助費の交付	経済的理由により、就学困難な児童生徒の就学を奨励するため、学用品費や学校給食費等を交付する。(再掲 348・461)
252	ひとり親家庭等施設利用証、母子福祉入場優待証の発行	ひとり親家庭等施設利用証(本市)や母子福祉入場優待証(神奈川県)を発行し、施設使用料の優待を行う。
253	母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の父母や寡婦に対し、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行う。
254	自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の父母が自主的に受講する教育職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練講習修了後に自立支援教育訓練給付金を支給する。(再掲 456)

	事業名	事業概要
255	高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の父母が就職に有利となり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金を支給する。(再掲 362・457)
256	特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書の発行	児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族が、JR通勤定期を購入する際に割引となる特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。
257	児童扶養手当の支給	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している者に対し、子どもが18歳に達する日以降最初の3月31日まで児童扶養手当を支給する。(所得制限あり)(再掲 453)
258	ひとり親家庭等の医療費の助成	ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成する。(所得制限あり)(再掲 450)
259	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の父母及び子ども、親のいない子ども並びに寡婦に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。(再掲 454)
260	母子福祉資金等利子補給金の支給	母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受け、その年分の償還を完了している者に返済した利子相当額を補給する。(再掲 455)
261	支援制度の周知の充実	ひとり親家庭に対する福祉支援サービスについて、「福祉のてびき」やインターネットの活用により、周知方法を充実する。
262	ひとり親家庭相談の充実	相談員が、ひとり親家庭の父母の自立や生活支援等の相談に応じ、また、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや就業相談も行う。
263	多様な働き方への支援	講座の開催等を通じて、就業や再就職等を希望する女性に対する支援を行う。
264	寡婦(夫)控除のみなし適用	ひとり親家庭のうち、税法上の寡婦(夫)控除が適用されていない、非婚のひとり親家庭に対し、所得に応じて使用料等が決定する行政サービスを受ける際に、寡婦(夫)控除をみなし適用(国制度化事業を除く)し、経済的負担の軽減を図る。
265	養育費支払や面会交流の実現に向けた広報・啓発活動の推進	養育費の支払(確保)や面会交流について、「福祉のてびき」やインターネットの活用等により、周知を図る。
266	養育費等法律相談事業	ひとり親家庭等が離婚等に伴って生じる養育費等をはじめとする諸問題について、弁護士による法律相談を無料で実施する。(再掲 361)
267	生活保護受給者等就労自立促進事業	生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び生活困窮者に対し、公共職業安定所等と連携して就労支援を行う。
268	ひとり親家庭等訪問相談事業	ひとり親家庭等に寄り添いながら、個々の家庭の実情に合わせた支援を実施し、自立の促進や生活の向上を図るため訪問による相談を行う。(再掲 358)
269	ひとり親家庭等学習支援事業	ひとり親家庭等の子どもの基本的な生活習慣の習得支援及び学習支援のため、家庭教師を派遣する。(再掲 359)
270	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者(生活保護受給者は除く)の自立を促進するため、対象者の生活状況・ニーズに応じ個々の自立支援計画書を策定し、就職支援センターやハローワークと連携を図りながら継続的な自立就労支援を行う。
271	ファミリー・サポート・センター事業におけるひとり親家庭に対する利用料の半額免除	ひとり親家庭等の自立支援の促進、育児負担・経済的負担の軽減のため、ファミリー・サポート・センター事業の利用料を半額免除する。(上限額あり)(再掲 357)



(2) 配慮が必要な子どもと家庭への支援

障害の有無にかかわらず、誰もが能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加することができるよう、障害の早期発見からその後の療育まで関係機関と連携した一貫した対応を進め、障害の軽減や生活能力の向上を図ります。また、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことができるよう配慮するなど、ライフステージを見通した取組を進めます。

	事業名	事業概要
272	療育相談事業	発達及び障害に関する相談・評価を行うとともに、心理個別支援、児童発達支援事業、機能訓練等を実施し、子どもの見立てと保護者支援を行う。また、保育所等への巡回訪問で、療育的な関わりの助言を行う。(再掲 36・234)
273	障害児入所・通所給付費等の支給	障害児の能力や可能性を伸ばし、将来自立した生活を送ることができるよう、通所及び入所支援等を利用した場合、その費用を支給する。
274	障害児者介護給付費等の支給	障害児が居宅介護、日中活動系サービス、短期入所等の障害福祉サービスを利用した場合、その費用を支給する。
275	発達障害支援センターの運営	発達障害のある人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援体制の充実を図る。(再掲 37・235)
276	児童相談所機能の充実・強化	虐待、障害、非行等児童とその家庭に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする事例への支援を担う児童相談所の機能の充実・強化を図る。(再掲 10・44・243)
277	医療型児童発達支援センターの運営	就学前の運動の発達に遅れのある子どもを対象に、機能訓練や日常生活の援助を行うことによって、子どもの全体的な発達を促すための支援を行う。(再掲 64)
278	福祉型児童発達支援センターの運営支援	各区における福祉型児童発達支援センターの運営及び技術支援を行う。
279	要医療ケア障害児在宅支援事業	医療的ケアが必要な児童に対する支援機能を備えた小児在宅支援センターの運営支援を行う。
280	「福祉のしおり」の発行	障害のある人及びその家族等への情報提供のため、相談窓口や福祉・医療・療育等の情報を掲載した「福祉のしおり」を発行する。(再掲 475)
281	障害福祉相談員の配置	障害のある人及びその家族の生活等の相談に応じるため、障害福祉相談員を配置し、必要な助言を行う。
282	身体障害児者補装具費の支給	身体障害児の日常生活の向上を図るために必要な補装具を購入及び修理するための費用を支給する。
283	障害児者日常生活用具給付等事業	障害児の日常生活を容易にするため、障害のある人が使いやすいように作られた日常生活用具の給付等を行う。
284	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等を助成する。
285	リハビリテーション	理学療法・作業療法・言語聴覚療法の評価や個別支援を行うとともに、摂食相談や福祉機器相談等を実施する。
286	障害児訓練器具等購入費助成事業	身体障害又は知的障害のある児童に対し、訓練器具、介助用具及び生活補助器具の購入費を助成する。
287	地域生活支援事業	障害児(者)の地域での生活を支援するための相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、各種サービス提供の援助・調整及び地域啓発を行う。

	事業名	事業概要
288	障害児者入浴サービス事業	在宅において入浴が困難な重度障害児に対して、訪問による入浴サービスを提供する。
289	日中一時支援事業	障害児に日中活動の場を提供し、健全な育成を図るとともに、保護者の養育負担の軽減を図る。(再掲 106)
290	住宅設備改善費の助成	在宅の重度障害児が居宅内の住宅設備を障害に適するように改善するための経費を助成することにより、在宅生活を容易にする。
291	障害児者宿泊費の助成	在宅の障害児が宿泊施設を利用した場合に宿泊費用の一部を助成し、社会参加の促進を図る。
292	自動車燃料費の助成	在宅の重度障害児等が自動車を利用する場合に、その燃料費の一部を助成することにより、社会参加及び生活圏の拡大を促進する。
293	福祉タクシー利用料の助成	在宅の重度障害児等がタクシー等を利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、社会参加及び生活圏の拡大を促進する。
294	移動支援事業(ガイドヘルプサービス)	屋外での移動に困難がある障害児について、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援としてガイドヘルプサービス費を給付する。
295	身体障害者用福祉車両(あじさい号)の運行	在宅の歩行が困難な身体障害児を対象に、車いす等を使用したまま乗車できるリフト付車両を運行することにより、通院・買い物等、日常生活の行動範囲の拡大を図る。
296	送迎支援等の検討	自らの力で通学が困難な児童生徒の現状把握と福祉サービスの活用を含めた移動手段の確保の検討をする。
297	おもちゃライブラリーの運営	障害児(者)を対象に障害の状態に適したおもちゃを貸し出す。また、障害に対する理解を深めるため、保護者等に専門図書やビデオ等の貸出しを行う。
298	重症心身障害児者訪問看護支援事業	在宅の重症心身障害児を対象に、医療サービスで実施する訪問看護に連続して福祉サービスによる訪問看護を実施する。
299	自立支援医療(育成医療)の給付	身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる障害児に対し、医療費を給付する。
300	重度障害者等福祉手当の支給	在宅の障害児に対し、手当を支給する。(障害児福祉手当が支給されている者は対象外)
301	障害児福祉手当の支給	在宅の20歳未満の最重度障害児で、日常生活に常時の介護を必要とする者に対し、手当を支給する。
302	特別児童扶養手当の支給	精神、知的又は身体障害等が一定程度の状態にある20歳未満の児童を養育している人に対し、手当を支給する。(再掲 458)
303	重度障害者の医療費の助成	重度障害者の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成する。(再掲 451)
304	障害者歯科診療事業	相模原市歯科医師会が行う相模原口腔保健センターを活用した障害児(者)への歯科診療に対し助成する。
305	乳幼児健康診査事後指導教室	1歳6か月児健診及び3歳6か月児健診等で把握した発達等に心配のある幼児とその保護者に対して、小集団による継続的な育児支援を実施する。(再掲 174)
306	巡回訪問	市内の認定こども園、幼稚園、保育所を訪問し、集団生活等の状況を把握した上で、職員に対して療育的な関わりの助言をする。
307	支援保育の推進	認定こども園・幼稚園・保育所において、園児一人ひとりの発達に合わせた保育を展開するために、受入体制の整備や事業実施施設の拡充を図るとともに、支援保育の助成制度及び保育者等に対する研修を充実させる。(再掲 56)

第2部 各論

	事業名	事業概要
308	支援教育の推進	「教育振興計画」に基づき、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育の推進を図る。(再掲 77)
309	児童発達支援事業	小グループでの体験療育を通して、子どもの見立てと保護者支援を行う。
310	特別支援学級就学奨励費の交付	特別支援学級に在籍する児童生徒の就学を奨励するため、学用品費や学校給食費等を交付する。
311	児童福祉施設等指導監査の実施	児童福祉施設等の運営が、法令等に違反することなく適正に実施されているかを監査し、必要な指導助言を行う。(再掲 73・341)
312	医療的ケア児支援のための協議の場の設置	医療的ケア児等に対する切れ目のない支援が行えるよう、関係機関が連携を図るための協議の場やコーディネーターの配置などにより、支援体制の充実を図る。
313	発達障害児等保護者支援の充実	幼児期から学齢期の発達障害児等の保護者を対象に、子育てや子どもとの関わり方等についての講座等を企画・開催し、保護者支援の充実を図る。

(3) 多様な文化をもった子どもと家庭への支援

外国人市民のニーズを把握しつつ、情報面での支援や市民ボランティアが主体となった支援活動の充実等、多様な文化を持った子どもと家庭が暮らしやすい環境づくりに努めます。

	事業名	事業概要
314	通訳、翻訳ボランティアの派遣等	さがみはら国際交流ラウンジの登録ボランティアを福祉や医療の現場で必要とされる通訳・翻訳業務に派遣する。
315	国際交流ラウンジ事業	外国人市民に対する情報提供を図るとともに、市民との交流の場、ボランティア活動の場として「さがみはら国際交流ラウンジ」の充実を図る。
316	外国人懇話会の開催	住みよいまちづくりを推進するため、市内に暮らす外国人市民と市が語りあい、多様な意見をまちづくりに反映する取組を進める。
317	外国人相談の実施	英語、中国語、スペイン語及びポルトガル語による市民相談を行うとともに、外国人市民を対象にした法律相談を行う。
318	海外帰国及び児童生徒教育の推進	海外から帰国した児童生徒及び外国人児童生徒への日本語指導と日本の学校生活等への適応を援助するため、日本語指導講師や母語を話せる日本語指導等協力者を派遣する。また、拠点校方式による日本語指導体制の構築などの充実を図る。(再掲 76)
319	「くらしのガイド」外国語版の作成	市内在住外国人支援の一環として、暮らしに必要な情報を提供するため、「くらしのガイド」を多言語で作成し、市ホームページに掲載する。
320	「子育てガイド」外国語版の作成	外国人市民を支援するため、子育てに関する情報を一元的に掲載した「子育てガイド」の外国語版を作成し、各施設で配布するとともに市ホームページに掲載する。
321	外国人産前・産後サポート事業	外国人妊産婦等が抱える悩みについて、話しやすい相談相手や専門家による相談支援を行い、外国人妊産婦等の孤立感の解消を図る。(再掲 165・204・222)

(4) 配偶者等からの暴力の問題をかかえる家庭への支援

配偶者等からの暴力の根絶に向けて、あらゆる機会を通して広報・啓発に努めます。また、配偶者等からの暴力に苦しむ被害者からの相談に応じ、救済に努めるとともに、自立に向けた支援を推進します。

	事業名	事業概要
322	婦人相談事業	相談員が女性の様々な悩みごとの相談相手となり、助言等を行う。
323	母子生活支援施設への入所	地域での自立した生活が困難な母子世帯等に対し、母子生活支援施設において母子保護を実施し、家庭の課題に応じて養育や就労等の支援を行う。(再掲 250)
324	配偶者暴力相談支援センター事業	DV被害者の支援を目的とした相談や保護、自立に向けた支援等を行う。

(5) 社会的養育体制の充実

様々な事情により保護者と暮らすことができない子どもについては、子どもの最善の利益の実現を目的とし、里親委託等による家庭養育の更なる推進、自立支援、児童養護施設等の高機能化・多機能化、児童相談所等の機能・体制の強化等を図り、社会全体で子どもを育むことを理念に、社会的養育体制を充実していきます。

	事業名	事業概要
325	子どもの権利擁護の推進	社会的養育が必要な子どもの権利擁護を図るため、被措置児童等虐待の防止や適切な対応、権利ノートを活用等による予防に関する取組を実施するとともに、子どもの意見表明の方策について検討する。
326	地域支援の充実	地域の子育て家庭に対する支援を行うため、施設の機能や施設職員の専門性を生かした子育て支援事業の充実を図る。(再掲 7)
327	母子生活支援施設における支援の充実	母子生活支援施設における専門性の向上を図る取組の実施などにより、支援体制の充実を図る。(再掲 16)
328	一時保護機能の充実・強化	一人ひとりの子どもの状況に応じて、適切な一時保護を行うため、一時保護の環境整備や体制の充実・強化を図る。(再掲 17)
329	家庭支援の充実	社会的養育が必要な子どもに対し、家庭復帰等に向けた支援を行うため、児童養護施設等のソーシャルワーク機能を強化するなど、支援の充実を図る。(再掲 18)
330	里親制度の普及啓発	市民に対する里親制度の普及啓発を通じ、新たな里親を開拓するため、里親会や児童養護施設などと連携し、広報啓発活動の充実・強化を図る。
331	里親委託等の推進	里親委託等を推進するため、里親の開拓、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の開設を促進するとともに、里親支援を包括的に実施する機関の設置を検討し、里親等に対する支援の充実や里親支援を推進するための体制の構築を図る。
332	特別養子縁組の推進	社会的養育が必要な子どもを永続的な家庭環境につなげていくための養子縁組里親の確保や委託の推進、委託後の支援を図るとともに、児童相談所における特別養子縁組推進のための相談支援の実施について検討する。

第2部 各論

	事業名	事業概要
333	児童養護施設等の高機能化及び小規模化かつ地域分散化の推進	児童養護施設等で生活する子どもに対し、できる限り良好で家庭的な環境での養育を行うため、児童養護施設等の小規模グループケア化及びグループホーム（地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア）の整備を検討し、促進を図る。
334	児童養護施設等の多機能化・機能転換の推進	地域における社会的養育の充実・強化を図るため、乳児院や児童養護施設の機能を生かした地域支援や在宅支援の実施について検討し、施設の高機能化・機能転換を図る。
335	専門的ケアの充実	心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子どもに対し、心理治療など専門的なケアと養育を行うため、児童養護施設の高機能化や入所施設の整備等による対応を検討し、促進を図る。
336	自立支援の充実	社会的養育により育った子どもに対し、地域社会での自立に向けた支援を行うため、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の開設を促進するとともに、社会的養護自立支援事業により、就学、就労等に関する支援の充実を図る。
337	身元保証人確保対策事業	児童養護施設、母子生活支援施設等に入所している者、里親に委託されている者等の施設等の退所後の生活に際し、社会的な自立を促進するために必要な身元保証人を確保することを目的として、被保証人の損害保険契約にかかる保険料を助成する。
338	子ども家庭総合支援拠点機能の充実・強化	児童虐待事案の初期評価や在宅支援を担う子ども家庭総合支援拠点の機能の充実・強化を図る。（再掲 19）
339	児童相談所体制の充実と強化	児童福祉法や国の対策に基づいて、児童福祉司及び児童心理司等の職員の配置、研修の実施などの人材確保・育成により、児童相談所の体制（及び専門性の）強化を図る。（再掲 20）
340	社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会の運営	児童相談所による措置等に関して、より専門的な調査・審議を行うため、児童福祉専門分科会児童相談所措置部会を運営し、児童相談所の専門性の向上を図る。
341	児童福祉施設等指導監査の実施	児童福祉施設等の運営が、法令等に違反することなく適正に実施されているかを監査し、必要な指導助言を行う。（再掲 73・311）

(6) 困難をかかえる若者への支援

不登校、ひきこもりなど困難を抱えた若者の自立を支援するため、相談支援だけではなく、個別の状況に応じた生活支援や社会体験活動、就労訓練等を実施していきます。

また、困難を抱えることがないように未然防止の取組を進めます。

	事業名	事業概要
342	若年無業者・フリーター就労支援事業	若者サポートステーション等において、個別相談や各種講座、学びなおしプログラム、職場体験等を実施し、支援機関等と連携し、支援を行うことで、若年無業者等の職業的自立や社会参加に必要な能力を身に付ける支援を行う。(再掲 482)
343	ひきこもり支援ステーションの運営による支援の充実	ひきこもりに関する一時相談窓口としてひきこもり支援ステーションを運営し、本人、家族等の相談支援の充実を図る。
344	子ども・若者支援協議会の運営の充実	関係機関や団体等の連携を強化し、子ども・若者の社会的自立を促していくとともに、困難を有する子ども・若者やその家族に応じた相談体制や支援体制の充実を図る。
345	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもの学習支援(子ども・若者自立サポート事業)	高校進学促進や高校中退防止に向けて、学習支援や進路相談等を行う。(再掲 351)
346	生活保護世帯及び生活困窮世帯の若者自立支援(子ども・若者自立サポート事業)	居場所の提供を通じて、高校中退やメンタル面等で課題を抱える若者に対して、学びなおしや社会性の育成のための支援を行う。また、さがみはら若者サポートステーションとの連携により、ひきこもり等の若者に対する相談や就労体験等の支援を行う。(再掲 352)
347	若年者向け金融教育支援事業	ライフプランの設計や奨学金等の制度などについて学び、今後予想されるライフイベントとお金を結び付け、自分の将来像を考える機会を支援する。(再掲 492)



(7) 子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるまちを目指して、全ての子どもたちの居場所づくりの推進、子どもの状況に応じた学びの支援、子どもと保護者の自立の支援、子どもや世帯に対する経済的支援を推進します。

【子どもの貧困対策取組施策の方向性】

<p style="text-align: center;">全ての子どもの居場所づくりの推進</p> <p>子どもの家庭環境に左右されずに、ありのままを受け止めてくれる居場所づくりを地域と一体となって進めていきます。</p>	<p style="text-align: center;">子どもの状況に応じた学びの支援</p> <p>世帯の経済状況と子どもの学力が相関関係にあることが指摘されていることから、教育委員会や民間事業者、団体などと連携し、様々な学習の機会を充実させていきます。</p>
<p style="text-align: center;">子どもと保護者の自立の支援</p> <p>生活環境や生活習慣の乱れに対して、社会的なつながりを確保しながら、世帯が孤立することを防ぎ、生活環境を改善するための支援を進めていきます。</p>	<p style="text-align: center;">子どもや世帯に対する経済的支援</p> <p>主に学齢期の子どもに対する金銭的な給付や減免措置を通じて、世帯の可処分所得を増加させ、経済的負担を軽減する取組を進めていきます。</p>

	事業名	事業概要
348	就学援助費の交付	経済的理由により、就学困難な児童生徒の就学を奨励するため、学用品費や学校給食費等を交付する。(再掲 251・461)
349	岩本育英奨学金事業	学術優秀にもかかわらず、経済的理由により高等学校等における修学が困難な生徒の修学を奨励するため、返還不要の奨学金を給付する。(再掲 462)
350	給付型奨学金事業	学習意欲があるにもかかわらず、経済的理由により高等学校等における修学が困難な生徒の修学を奨励するため、返還不要の奨学金を給付する。(再掲 463)
351	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもの学習支援(子ども・若者自立サポート事業)	高校進学への促進や高校中退防止に向けて、学習支援や進路相談等を行う。(再掲 345)
352	生活保護世帯及び生活困窮世帯の若者自立支援(子ども・若者自立サポート事業)	居場所の提供を通じて、高校中退やメンタル面等で課題を抱える若者に対して、学びなおしや社会性の育成のための支援を行う。また、さがみはら若者サポートステーションとの連携により、ひきこもり等の若者に対する相談や就労体験等の支援を行う。(再掲 346)

	事業名	事業概要
353	子どもの居場所創設サポート事業	子ども食堂、無料学習支援など地域住民等による団体が実施している子どもの居場所づくりの取組に対して、実施団体が活動しやすい環境づくりを進め、子どもの居場所の充実を図る。(再掲 116)
354	学力保障推進事業	次世代の担い手である子どもたちが自分の人生を切り開くことができるよう、本市で課題が見られる基礎的・基本的な学力の定着に向けた取組の推進を図る。(再掲 88)
355	基本的な生活習慣の確立に向けた取組	基本的な生活習慣の確立を目指し、家庭学習習慣を定着させるため、出前授業の開催や学習習慣の指導、保護者へのチラシ等での周知など重要性を認識してもらう取組を行う。 特に、スマートフォンやゲーム、インターネットの長時間使用の改善に向けた取組を充実する。(再掲 89)
356	児童生徒向けの朝食支援の検討	本市の児童生徒の朝食を毎日食べていない割合が全国平均、県内平均に比べ高くなっていることから、基礎的な生活習慣を確立するため、児童生徒の朝食支援について仕組みづくりを検討する。(再掲 214)
357	ファミリー・サポート・センター事業におけるひとり親家庭に対する利用料の半額免除	ひとり親家庭等の自立支援の促進、育児負担・経済的負担の軽減のため、ファミリー・サポート・センター事業の利用料を半額免除する。(上限額あり)(再掲 271)
358	ひとり親家庭等訪問相談事業	ひとり親家庭等に寄り添いながら、個々の家庭の実情に合わせた支援を実施し、自立の促進や生活の向上を図るため訪問による相談を行う。(再掲 268)
359	ひとり親家庭等学習支援事業	ひとり親家庭等の子どもの基本的な生活習慣の習得支援及び学習支援のため、家庭教師を派遣する。(再掲 269)
360	青少年相談センターの相談機能強化	子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、課題解決に向けた支援を充実するため、相談機能の強化を図る。(再掲 244)
361	養育費等法律相談事業	ひとり親家庭等が離婚等に伴って生じる養育費等をはじめとする諸問題について、弁護士による法律相談を無料で実施する。(再掲 266)
362	高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の父母が就職に有利となり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金を支給する。(再掲 255・457)
363	中学校における昼食の支援	家庭の事情などにより、昼食を用意できない生徒に対し、生活の安定化を図り、学習環境を整えることを目的として、デリバリー給食の提供による支援を行う。(再掲 464)



基本目標7 子育ての意義や価値に対する意識の醸成

1 動向と課題

子どもが健やかに成長していくためには、家庭のみならず、地域、職場等あらゆる場で子育てに対する関心と理解を深め、社会全体で子育てを行う意識を醸成することが大切です。

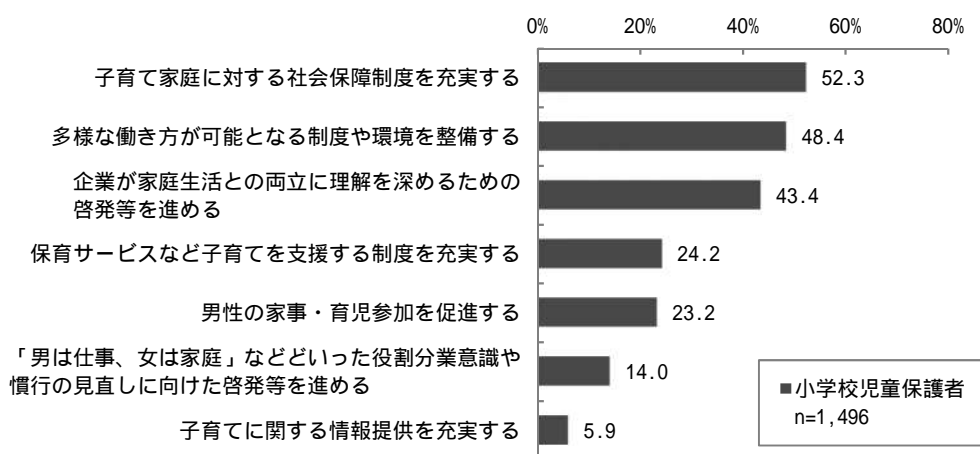
家庭における子育てについては、本市のアンケート調査では、約4割の家庭において母親が主に子育てを行っていることや、子どもが病気やけがの際には多くの場合母親が仕事を休んでいることなどの結果が出ており、依然として母親が子育ての中心であることが分かりました。父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まりつつありますが、父親は家庭における自らの役割を自覚し、考え方・行動を変えていく必要があります。

そのためには職場における協力も必要であり、国においては、育児休業の取得等を推進するための育児・介護休業法の改正、長時間労働を解消する働き方改革など、仕事と家庭生活の両立のための取組を進めているところです。

また本市においても、安心して子どもを預けることができるよう、教育・保育の施設や制度を整備するとともに、子育てと仕事のバランスがとれた多様な働き方ができるよう、育児休業や子どもの看護休暇の取得等を促進するなど、企業における子育て支援の取組の促進が求められています。

本市のアンケート調査では、小学校児童保護者が今後市に望む子育て支援策として「働き方の見直しなど、職業生活と家庭生活の両立の推進」が最も多くなっており、「職業生活と家庭生活の両立の推進」としては「子育て家庭に対する社会保障制度を充実する」「多様な働き方が可能となる制度や環境を整備する」「企業が家庭生活との両立に理解を深めるための啓発等を進める」が上位となっています。

図表 「職業生活と家庭生活の両立の推進」として望むもの（複数回答・上位7項目）



資料：平成30年度相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

2 成果指標

指 標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	指標の説明等
子育てをしていることを社会に温かく見守られていると感じる市民の割合 【市独自調査】	25.8%	31.8%	子育てに対する社会全体の意識の醸成を見る指標

これまでの傾向を参考に、年1ポイント増加することを目標に設定しました。

3 施策の方向と具体的な事業

(1) 家庭教育支援の充実

全ての教育の出発点である家庭教育において、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、思いやりや善悪の判断、自尊心や自立心、社会的なマナー等を身に付けることができるよう、学習機会や情報の提供を行っていきます。

	事業名	事業概要
364	家庭教育についての学習機会の提供	家庭教育について保護者への啓発や地域での理解を促進し、家庭や地域での教育力向上を図るため、市立小中学校PTA連絡協議会と連携した学習会や公民館での講座などを実施する。(再掲419)
365	副読本教材等の発行	児童生徒の学びや家庭教育を支援するために、各種教育に関わる副読本教材を発行し、各小・中学校の児童生徒へ配布する。
366	「家庭の日をつくりましょう」の推進	家庭は子どもが家族との関わりを通して生活習慣や社会で生きるルール等を身に付け成長していく大切な場である。「家庭の日」は家族の役割を考え、親子のふれあいや対話等を通して、家庭の大切さを見つめ直す契機として提唱していく。
367	子どもの発達を理解するための講座の実施	子どもの発達に関して、保護者の不安や悩みを和らげたり、子どもを取り巻く大人の理解を深めるための講座を実施する。

第2部 各論

(2) 仕事と子育ての両立支援

多様な働き方に対応するため、延長保育、休日保育等の特別保育や放課後児童対策等を充実し、仕事と子育ての両立支援に努めます。また、仕事と子育ての両立を目指す人に対する就労支援を推進します。

	事業名	事業概要
368	ファミリー・サポート・センター事業	子育て家庭を地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人と援助をしたい人を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する。(再掲 408)
369	ショートステイ事業	保護者の病気、出産等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で宿泊を伴う養育を行う。
370	トワイライトステイ事業	保護者が残業等の理由により、家庭で子どもを養育することが困難となった場合に、児童福祉施設等で生活指導、夕食の提供等を行うトワイライトステイ事業の実施について検討する。
371	延長保育の拡充	保護者の就労形態の多様化、就労時間の長時間化等に対応するため、延長保育を原則全保育所等で実施するとともに、保育需要を考慮しつつ、延長時間の拡充を図る。(再掲 55)
372	休日保育の拡充	保護者の休日就業に対応した日・祝・年末の休日保育事業を保育需要や地域バランスに配慮して拡充する。(再掲 57)
373	夜間保育の拡充	保護者の勤務時間の多様化に対応した夜間保育事業を保育需要や地域バランスに配慮して拡充する。(再掲 58)
374	病児・病後児保育の拡充	子どもが病気の際(回復期を含む。)に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病後児保育の拡充と併せて病児保育事業を推進する。(再掲 59)
375	公立保育所・幼稚園等の保育環境の確保と保育サービスの充実	「公立特定教育・保育施設のあり方に関する基本方針」に基づき、公立保育所及び幼稚園等の適正な規模や配置、老朽化対策を行うとともに、保育サービスの充実を図る。(再掲 68)
376	保育所の新設による受入の拡大	保育ニーズが高い地域を中心に、保育所(分園)を整備する。(再掲 60)
377	保育所等の定員の弾力化の活用	保育所等の定員を超えて子どもを受け入れる入所定員の弾力化を推進する。(再掲 61)
378	認定保育室の活用	保育資源のひとつとして、認定保育室の積極的な活用を図る。(再掲 62)
379	認定こども園の設置促進	幼保連携型・幼保連携型以外の認定こども園の設置促進を図る。(再掲 47)
380	地域型保育事業の促進	小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の促進等を図る。(再掲 48)
381	事業所内保育事業の促進	地域の受入枠を確保する事業所内保育事業の実施の促進を図る。(再掲 391・491)
382	幼稚園等の預かり保育・一時預かり事業の促進	幼稚園等の教育時間の前後や長期休業期間中等において、保護者の希望により園児の教育・保育を行う預かり保育事業等を促進する。(再掲 49)

	事業名	事業概要
383	公立児童クラブ運営体制等の充実	児童クラブの役割を踏まえた育成支援の内容等について、利用者や学校、地域、関係機関と連携して情報交換や情報共有を図るとともに、特別な配慮を必要とする児童を含む全ての児童が安心して過ごすことができるよう、専門的知識や指導技術等を習得するための研修の充実を図る。また、公立児童クラブの安定的な運営と質の向上に向けて、適正な育成料や減免制度、開設時間等について検討を行う。(再掲 102)
384	公立児童クラブの再整備及び改修	待機児童の多い公立児童クラブについて再整備や改修を行う。(再掲 103)
385	民間児童クラブの支援	民間児童クラブの運営事業者に対し、運営費等の一部を補助するとともに、新規参入の促進と連携に向けて支援を行う。(再掲 104)
386	仕事と子育ての両立のための啓発事業	仕事と子育ての両立に向けた講座の実施や家庭に優しい取組をしている市内企業に対する表彰を行い、ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会環境づくりに向けた啓発を行う。(再掲 390・484)
387	保育専門相談員(すくすく保育アテンダント)の配置	子育て家庭の個別のニーズに合わせて、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設や各種の保育サービスなどを円滑に利用できるよう、すくすく保育アテンダントが相談や情報の提供・支援を行う。(再掲 46)

(3) 男女が共に家事や育児を担う意識の啓発

男性が子育てに目を向け、家庭内における子育ての役割分担を自覚し、男女が共に協力して家事や育児を担う意識を広めていきます。

	事業名	事業概要
388	男女がともに仕事と生活を両立できる環境づくり	父親の育児参加等を促進するための情報発信を行うとともに、男女共同参画推進センターを中心に、男女が共に家事や育児を担う意識等の普及啓発を目的とした講座等を開催する。

(4) 次代の親の育成

将来の親となる世代が、子どもや家庭の大切さを知るための講座等の充実を図ります。

	事業名	事業概要
389	思春期普及啓発事業	思春期の子どもたちが、いのちの大切さや子育ての意義等を学ぶ機会として、講座等を実施する。

第2部 各論

(5) 企業による子育て支援の取組の促進

企業や関係機関と連携し、仕事と子育ての両立に向けた情報提供や事業所内保育事業を促進します。

	事業名	事業概要
390	仕事と子育ての両立のための啓発事業	仕事と子育ての両立に向けた講座の実施や家庭に優しい取組をしている市内企業に対する表彰を行い、ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会環境づくりに向けた啓発を行う。(再掲 386・484)
391	事業所内保育事業の促進	地域の受入枠を確保する事業所内保育事業の実施の促進を図る。(再掲 381・491)
392	院内保育事業	医師・看護師等の定着・確保を図るために、病院に勤務する医師・看護師等の乳幼児を保育する院内保育施設設置者に対し運営費を助成する。

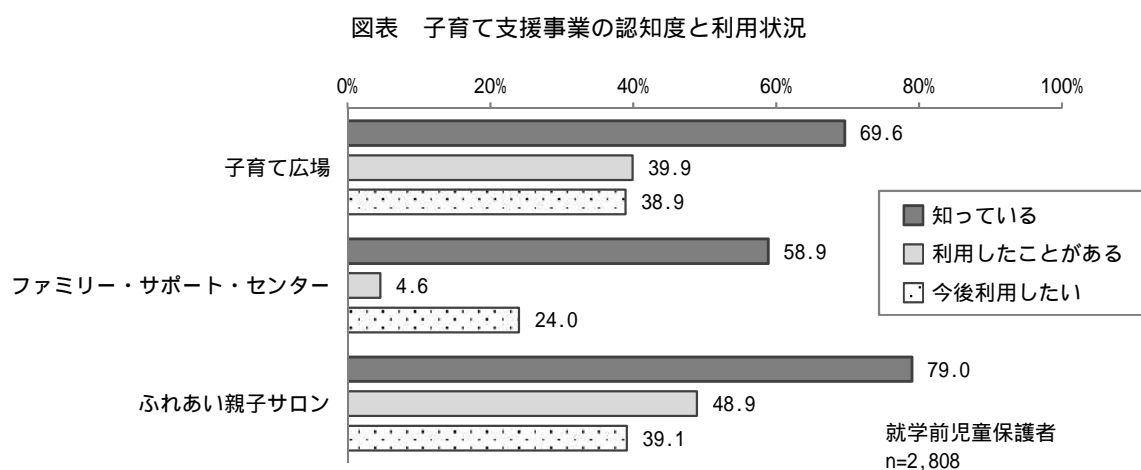
基本目標8 地域社会で子どもの成長を支えるしくみづくり

1 動向と課題

3歳未満の子どもの多くは家庭での子育てが中心となっていますが、核家族化が進み、地域とのつながりが希薄化する中で、家庭や地域社会全体で子育てをする力が弱まりつつあると言われています。子育てしやすい社会の実現に向けては、子どもや子育てを大切にするという意識が社会全体で深く共有されることが望まれますが、本市のアンケート調査では、子どもを生き育てることを社会が十分に評価していると思う割合は2割程度となっています。

国では、地域で行う子育て支援として、身近な場所に子育て親子が気軽に集まって相談や交流を行う「地域子育て支援拠点事業」や地域住民が子育ての援助を行う「ファミリー・サポート・センター事業」等、13の事業を含む、「地域子ども・子育て支援事業」を制度化しました。本市においてもその制度に準じて、子育て広場や子育てサロンなど、自由に集い、相談や情報交換をするなど、保護者同士や地域の人々が支え合って子育てを支援していくことができる場を整備するなど、各事業の充実を図っているところです。

しかし、本市のアンケート調査では、これらの事業を知っている親の割合と、実際に利用している親の割合に乖離が生じており、また、利用希望はあるものの利用に至っていない親も一定割合生じている結果が出ています。そのため、各事業については周知のみならず、利用を希望する親を事業に結び付ける取組や、利用した親が事業の内容に満足できるよう、充実を図っていく必要があります。



資料：平成30年度相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

2 成果指標

指 標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	指標の説明等
子育てサポーターの活動者数	194人	212人	地域の子育て支援が推進されているかを見る指標

就労等を理由とした活動辞退に考慮しつつ、現状維持に加え、年間数名ずつ活動者が増加することを目標に設定しました。

3 施策の方向と具体的な事業

(1) 身近な地域で進める子育て支援

地域の人材や資源を活用し、子どもとその家庭への支援の充実を図るため、子育て中の親子が交流する場の提供、子育てに関する情報の提供や相談の実施など、地域における子育て支援を推進します。

	事業名	事業概要
393	子育て広場の拡充	主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図る「親と子の育ちの場」の設置を進めるとともに、内容の充実を図る。(再掲 186・410)
394	地域子育て支援拠点事業	いつでも自由に親子で訪れ、子育ての相談や情報交換ができる場を提供し、育児不安の軽減を図る。(再掲 187・411)
395	保育所等における子育て広場事業の実施	子育て中の親子が気軽に集える場を提供し、また、保育所の専門機能を活用し、子どもの年齢や個性に応じた育児相談等を実施することにより、保護者の育児不安を解消するなどの支援を行う。(再掲 188)
396	ふれあい親子サロン	こどもセンター等を活用し、保健師、保育士、主任児童委員、子育てサポーター等が関わる「親子で集える場」を設け、保護者の育児不安を軽減するとともに、地域の育児力を高める。(再掲 189)
397	子育てサロンの設置促進	子育て中の親子が気軽に集える場として、ボランティアや民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等が取り組んでいる子育てサロンの設置を促進する。(再掲 190)
398	地域の子育て活動の支援	保育所等の専門機能を活用して、子育てサークルの活動支援を行うとともに、子育てに関する不安の解消や育児に関する知識を高める活動等を実施する。(再掲 412・417)
399	民生委員・児童委員、主任児童委員活動の充実	民生委員・児童委員、主任児童委員による、地域における子どもの健全育成活動や虐待防止の取組の推進等、子どもと子育て家庭への支援を充実する。
400	一時保育の拡充	保護者の疾病やリフレッシュ・出産・冠婚葬祭時等に、子どもを一時的に預かる事業(一時保育)の拡充を図る。(再掲 54)
401	中学校部活動支援事業	生徒がより専門的な指導を受けられるよう「技術指導者」を派遣するとともに、単独の指導と生徒引率ができる「部活動指導員」を配置し、部活動の充実と教員の多忙化解消を図る。
402	青少年指導員活動の推進	青少年団体の指導育成や地域社会における青少年活動を推進するため、青少年指導員の資質の向上を図る。



	事業名	事業概要
403	スポーツ推進委員活動の推進	スポーツ講習会や大会の企画・運営等、地域におけるスポーツを振興するため、スポーツ推進委員の資質の向上を図る。
404	地域に開かれた幼稚園・認定こども園づくり	幼稚園等における子育て相談や園庭・園舎の開放、未就園児の親子登園、情報提供等、幼稚園等が行う地域における子育て支援を促進する。
405	子育て応援店事業	妊娠中の人や子育て家庭に優しい設備やサービス等を提供する店舗や事業所等を協賛店として登録し、市ホームページ「はなたんネット」で紹介する。
406	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を介して豊かな親子関係を築くことができるよう支援することを目的に、4か月児健康診査に合わせ、赤ちゃんへ絵本の読み聞かせ体験及び絵本の配布を行う。(再掲199)

(2) 子育て支援活動のサポート

子育てを応援する機運を高め、市民による子育て支援活動を奨励し、ボランティアグループやNPO法人等を育成するとともに、その活動を支援します。

	事業名	事業概要
407	みどりの少年団の育成	みどりに関する学習活動、奉仕活動及びレクリエーション活動を行う「みどりの少年団」に対し、その活動を支援する。
408	ファミリー・サポート・センター事業	子育て家庭を地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人と援助をしたい人を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する。(再掲 368)
409	地域子育て支援事業	子育て支援に関わる人材・団体等のネットワークの構築や子育て支援研修会の開催、子育ての当事者を対象にした講演会の開催等により、地域活動の活性化及び子育てに対する不安感・負担感の軽減を図る。(再掲 478)
410	子育て広場の拡充	主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図る「親と子の育ちの場」の設置を進めるとともに、内容の充実を図る。(再掲 186・393)
411	地域子育て支援拠点事業	いつでも自由に親子で訪れ、子育ての相談や情報交換ができる場を提供し、育児不安の軽減を図る。(再掲 187・394)
412	地域の子育て活動の支援	保育所等の専門機能を活用して、子育てサークルの活動支援を行うとともに、子育てに関する不安の解消や育児に関する知識を高める活動等を実施する。(再掲 398・417)
413	「市民・行政協働運営型市民ファンド」の運営	市民や企業からの寄附金及び市からの負担金を原資とする「市民・行政協働運営型市民ファンド」の運営を行い、市民が自主的に行う社会貢献活動を支援する。(再掲 491)
414	コミュニティビジネスの普及・推進	コミュニティビジネス()の普及・促進を図る活動として、支援サイト運営や専門相談対応等を実施する。子育て支援に関わるものを含めた地域課題やニーズをビジネスの手法(有償サービス)により解決・実現していく取組。

第2部 各論

(3) 地域の子育て支援者の育成

子育てに関わる支援者等を育成するとともに、退職後や子育て後のシニア世代が地域においてより活動しやすい環境を整えるなど、人材づくりと活動の一層の促進を図ります。

	事業名	事業概要
415	ファミリー・サポート・センター事業の援助会員の研修の充実	子育て家庭を地域で支援することを目的として組織したファミリー・サポート・センター事業の援助会員に対する研修の充実を図る。
416	子育てサポーターの育成	地域の支え合いと市民とのパートナーシップにより、地域における子育て支援を実施するために、「子育てサポーター」を育成するとともに、活動の促進を図る。
417	地域の子育て活動の支援	保育所等の専門機能を活用して、子育てサークルの活動支援を行うとともに、子育てに関する不安の解消や育児に関する知識を高める活動等を実施する。(再掲 398・412)

(4) 子育てに関する学習機会の充実

子どもに関わる関係機関が連携し、子どもの成長・発達段階に応じた子育て講座等、家庭教育や子育てに関する学習機会の提供を進めます。

	事業名	事業概要
418	地域子育て支援拠点事業における講座の充実	地域子育て支援拠点において実施している講座の充実を図る。(再掲 206)
419	家庭教育についての学習機会の提供	家庭教育について保護者への啓発や地域での理解を促進し、家庭や地域での教育力向上を図るため、市立小中学校PTA連絡協議会と連携した学習会や公民館での講座などを実施する。(再掲 364)



基本目標9 安心して暮らせる安全でやさしいまちづくりの推進

1 動向と課題

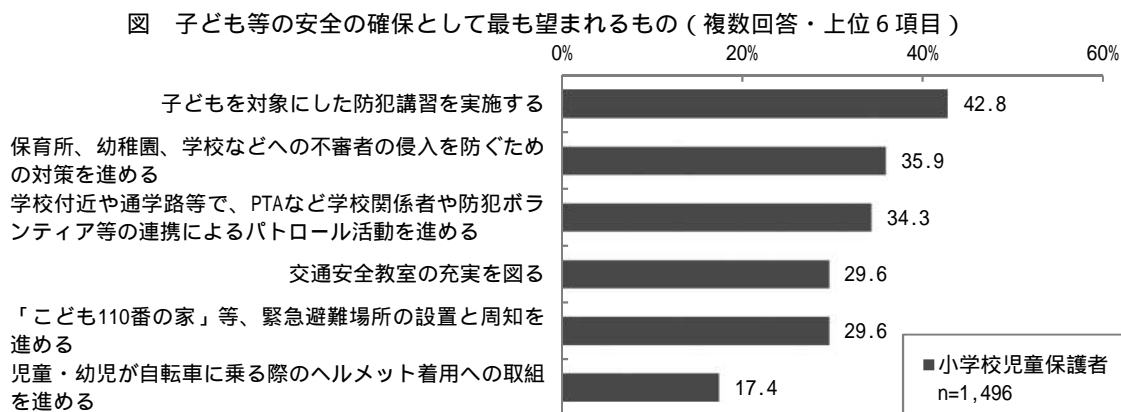
子どもが巻き込まれる痛ましい事故や事件が後を絶ちません。また、自然がもたらす災害も発生しています。地域で安心して暮らせるよう、市民が危険や不安を感じることがない、安全で優しいまちづくりへの取組が求められます。

災害時においては、乳幼児、妊産婦等を含めた防災訓練を実施し、避難所での生活にも配慮することが必要です。

本市のアンケート調査では、子ども等の安全の確保として望まれるものは、「子どもを対象にした防犯講習を実施する」「保育所、幼稚園、学校などへの不審者の侵入を防ぐための対策を進める」「学校付近や通学路で、PTAなど学校関係者や防犯ボランティア等の連携によるパトロール活動を進める」等が上位となっており、防犯への関心の高まりが見られます。通学路での見守りや地域のパトロールなどはボランティアの協力が不可欠であり、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制づくりが重要です。交通事故については、子ども自身が交通ルールを知り、守るための交通安全教育に力を入れるほか、周りの大人も含めて交通安全意識の高揚や交通マナー及びモラルの向上に努める必要があります。

子育てを支援する生活環境の整備については、本市のアンケート調査では、「通学路における防犯等やガードレールの整備推進など、子どもが犯罪や交通事故の被害にあわないようなまちづくりを進める」「親子が安全・安心に通行することができるよう、幅の広い歩道の整備など安全な道路交通環境の整備を進める」「歩いて利用できる距離に、子どもの遊び場や公園を整備する」等が上位となっています。

安心して子育てをするには、経済的な不安の解消も大切なことです。子育てをして負担に思うことの上位に「経済的負担が大きい」が挙げられており、子育てに関わる経済的な負担が課題となっています。経済的な支援の在り方については、その効果や他分野とのバランス、子育て家庭間の受益と負担の公平性等を考慮しながら、施策を進めることが求められています。



資料：平成30年度相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

2 成果指標

指 標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	指標の説明等
市内で発生した子どもの交通事故件数	189件	170件	子どもの安全が確保されているかを見る指標

これまでの傾向を参考に、約10%減少することを目標に設定しました。

3 施策の方向と具体的な事業

(1) 事故・犯罪から子どもを守る安全・安心対策の推進

交通事故や犯罪の発生を未然に防止するため、家庭、保育施設、学校、地域等において、あらゆる機会を通じて交通安全教育を徹底し、交通安全意識の高揚に努めます。また、自主防犯活動の充実を促進するとともに、住民相互の連帯意識と防犯の意識の高揚に努めます。

	事業名	事業概要
420	交通安全教室の開催	防犯交通安全指導員が、横断の仕方、自転車の正しい乗り方、信号機の見方等を指導し、交通安全意識の高揚を図るとともに、正しい知識の普及を図る。
421	安全・安心パトロール	毎月20日の「市民交通安全の日」に警察、小学校、交通安全協会等と連携して、小学校の通学路において、安全・安心パトロールを実施し、交通安全に努める。
422	鹿沼児童交通公園の活用	一般道路と同一の形態となっている園内で、交通知識や交通マナーの習得のため、来園者に遊具の貸出しを行う。
423	交通安全母の会への支援	相模原市交通安全母の会連合会及び12地区の交通安全母の会に対して助成を行う。
424	防犯講習会	防犯交通安全指導員が、犯罪のない安全・安心なまちづくりのために、犯罪にあわないための知識や、不審者への対策などについて防犯講習会を実施する。
425	防犯活動団体の支援	防犯意識の高揚と自警心を喚起し、犯罪のない明るい社会の実現に向け、防犯協会を中心とした防犯活動団体を支援する。
426	防犯活動物品購入支援事業補助金の交付	子どもの見守りを含め、地域の防犯パトロール等を行う自治会等の団体に対し、防犯活動物品購入支援事業補助金を交付し、市民の自主防犯活動を支援する。
427	防犯灯の設置及び維持管理	夜間における犯罪を防止し、市民の通行の安全を確保するため、防犯灯の設置及び維持管理を行う。
428	こども110番の家の設置	子どもが痴漢やつきまとい行為の被害を受けたり、受けそうになったときに、安心して避難できる場所として、一般家庭、商店、事業所等の協力により実施する。(再掲 487)
429	走るこども110番の家の設置	市公用車や民間の車両に「こども110番の家」の機能を持たせ、子どもの安全の確保及び犯罪の未然防止を図る。(再掲 488)
430	監視カメラ、センサーライトの維持・管理	不審者の侵入を未然に防ぐため、全小学校校門付近に向けて設置された監視カメラ等を継続的に維持・管理していく。
431	防犯対策事業	現状の設備等の保守を行うとともに、外構フェンスのかさ上げや各設備の更新を行う等の効果的な防犯対策を検討し、安全・安心対策の推進を図る。

	事業名	事業概要
432	安全・安心メールによる情報提供	「安全・安心メール」により犯罪情報や不審者情報等を電子メールで希望者の携帯電話やパソコンに配信する。
433	街区公園等における遊具の安全点検及び改修事業	街区公園等における遊具の事故を未然に防ぐため、国が定めた指針に基づき、有資格者等による安全点検を行うとともに、遊具の補修や更新を行う。
434	未就学児等の交通安全対策の推進	保育所等と関係機関が連携し、未就学児等が日常的に集団で移動する経路等の点検や交通安全教室等により、未就学児の安全性の確保・向上を図る。
435	通学路における交通安全対策の推進	通学路交通安全プログラムに基づき、市民、地域団体、警察、事業者、行政機関等が協力し、通学路における安全対策の改善を行い、安全性の確保を図る。
436	学童通学安全指導員の配置	登下校時における児童の安全確保を図るため、通学路に学童通学安全指導員を配置する。
437	学校安全活動団体設立支援事業	児童生徒の安全確保に係る地域の取組を支援するため、小学校を中心として地域住民が主体となった子ども安全見守り活動団体の活動に対し助成する。
438	防犯安全教育プログラム「安全教室」	子どもがいじめ・虐待・誘拐などの様々な暴力から、自分自身を守るための教育プログラムである市独自の「安全教育」プログラムを市内公立全小学校において実施し、自分を大切にする気持ち（自己肯定感からの人権意識）を育てるとともに、自らの身を守るための基本的な考え方や行動を習得させる。（再掲 22）
439	防犯ブザーの貸与	登下校時における児童生徒の安全確保を図るため、防犯ブザーを貸与する。

(2) みんなにやさしいまちづくり

妊婦、子ども、子ども連れの人等、誰もが安心して利用できるように、公共施設等のバリアフリー化を進めます。また、歩道の段差解消をはじめ、安全な歩行者空間の整備等、みんなが安心して通行できる、人に優しいまちづくりを進めます。

	事業名	事業概要
440	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	障害者や高齢者等、誰もが安心して快適に生活できるよう、「相模原市ユニバーサルデザイン基本指針」や神奈川県「みんなのバリアフリー街づくり条例」等に基づき、公共の建築物をはじめ、誰にでも利用しやすいトイレとして「みんなのトイレ」の普及や授乳スペースの確保、道路、公園等のバリアフリー化等、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する。
441	木もれびの森づくり事業	「木もれびの森保全・活用計画」に基づき、自然環境に配慮した森の適正な維持管理を進めるとともに、自然とのふれあいの場等として有効に活用する。
442	市民ふれあいの森づくり事業	市街地に残る良好な緑地を「市民緑地」及び「市民ふれあいの森」等として指定し、市民等と協議して効果的に保全・活用を行う。
443	市民の手による街区公園・緑道の美化推進	地域への愛着や関心、市民同士の交流を深めるため、自治会や子ども会等市民が主体的に、街区公園や緑道の清掃・除草や花壇の整備等を行う。
444	都市公園の整備推進	子どもの遊び場や地域のコミュニティの場として、かつ、災害時の避難場所としての機能も持つ都市公園の整備を進める。（再掲 114）

基本目標9 安心して暮らせる安全でやさしいまちづくりの推進

第2部 各論

	事業名	事業概要
445	都市公園のバリアフリー化等の推進	都市公園において、妊婦、子ども及び子ども連れの人が使いやすいように、段差の解消等、公園施設のバリアフリー化を図る。また、公園内の見通しを良くするなど、防犯に配慮し、安心して利用できる公園づくりを行う。
446	公共交通機関におけるバリアフリー化の促進	駅舎へのエレベーター等の整備やノンステップバスの導入等、バリアフリー化を促進する。
447	交通バリアフリー道路特定事業計画による道路整備	相模大野駅周辺地区約40ha内にある特定経路等において、歩道の新設、拡幅改良を進めるとともに、歩道の段差や傾斜の改善、点字ブロックの整備を行う。
448	人にやさしいみちづくり事業	都市計画道路等の整備による歩道の新設など、バリアフリーに配慮した道路整備を行う。

(3) 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭を経済的に支援するため、各種手当の支給や助成等を実施します。また、就学や就職を促進するための経済的な支援を行います。

	事業名	事業概要
449	小児の医療費の助成	小児の健康の保持及び保護者の経済的負担を軽減するため、医療費を助成する。(1歳児以上所得制限あり)
450	ひとり親家庭等の医療費の助成	ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成する。(所得制限あり)(再掲 258)
451	重度障害者の医療費の助成	重度障害者の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成する。(再掲 303)
452	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を図る観点から、中学校修了までの児童を養育している者に「児童手当」を支給する。
453	児童扶養手当の支給	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している者に対し、子どもが18歳に達する日以降最初の3月31日まで児童扶養手当を支給する。(所得制限あり)(再掲 257)
454	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の父母及び子ども、親のいない子ども並びに寡婦に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。(再掲 259)
455	母子福祉資金等利子補給金の支給	母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受け、その年分の償還を完了している者に返済した利子相当額を補給する。(再掲 260)
456	自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の父母が自主的に受講する教育職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練講習修了後に自立支援教育訓練給付金を支給する。(再掲 254)
457	高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の父母が就職に有利となり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金を支給する。(再掲 255・362)
458	特別児童扶養手当の支給	精神、知的又は身体障害等が一定程度の状態にある20歳未満の児童を養育している者に対し、手当を支給する。(再掲 302)
459	特定不妊治療費助成事業	子どもを持つことを望む夫婦の不妊治療(体外受精・顕微授精)の経済的な負担を軽減することを目的に、その治療に要する費用の一部を助成する。(再掲 151)



第2章 子ども施策の総合的展開

	事業名	事業概要
460	小児医療費援護事業 (養育医療、育成医療、 小児慢性特定疾病)	入院することが必要な未熟児、障害のある子ども及び特定の疾病に罹患している子どもに、必要な医療を給付する。(再掲 185)
461	就学援助費の交付	経済的理由により、就学困難な児童生徒の就学を奨励するため、学用品費や学校給食費等を交付する。(再掲 251・348)
462	岩本育英奨学金事業	学術優秀にもかかわらず、経済的理由により高等学校等における修学が困難な生徒の修学を奨励するため、返還不要の奨学金を給付する。(再掲 349)
463	給付型奨学金事業	学習意欲があるにもかかわらず、経済的理由により高等学校等における修学が困難な生徒の修学を奨励するため、返還不要の奨学金を給付する。(再掲 350)
464	中学校における昼食の 支援	家庭の事情などにより、昼食を用意できない生徒に対し、生活の安定化を図り、学習環境を整えることを目的として、デリバリー給食の提供による支援を行う。(再掲 363)

基本目標10 市民との協働によるしくみづくりの推進と情報発信の強化

1 動向と課題

本市が取り組む子育て施策については、本計画により、総合的に進めていきます。計画の進行管理や評価は公募市民や学識経験者、関係団体等で構成される「子ども・子育て会議」で行います。

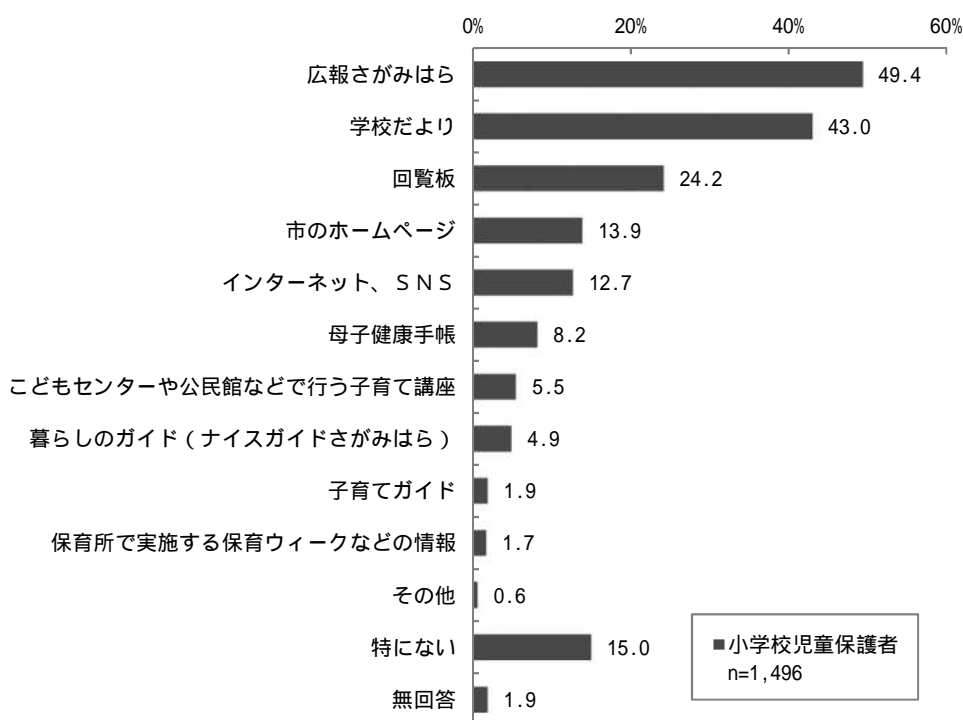
また、教育・保育の質の確保と向上には行政だけではなく第三者の評価が重要であり、そのための環境整備を進める必要があります。

これらは、行政だけではなく市民の視点で取り組んでいくことが大切で、市民と行政が協働して進めることで効果が現れます。

地域全体で子育てを支えるため、関係団体だけでなく地域の企業も含めて、情報が広く届くことが重要ですが、市のアンケート調査では、子育て情報や学習機会の利用が「特にない」が15.0%となっており、情報提供が十分とは言えない状況です。

支え合いのネットワークを築くことができるよう、市民との協働の仕組みづくりに努める必要があります。

図表 市提供の子育て情報・学習機会についてよく使うもの（複数回答）



資料：平成30年度相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

2 成果指標

指標	基準値 (H30)	目標値 (R6)	指標の説明等
地域の子どもへの育成活動に参加した市民の割合【市民アンケート】	15.0%	21.0%	地域における、子どもに関する各種活動への参加状況を見る指標

これまでの傾向を参考に、年1ポイント増加することを目標に設定しました。

3 施策の方向と具体的な事業

(1) 計画の実施状況を市民との協働により把握、点検するための機関の運営

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、公募市民や学識経験者、関係団体等で構成される機関を運営し、計画の実施状況を把握・点検するとともに、市民の意見を計画の推進に反映させます。

	事業名	事業概要
465	子ども・子育て支援事業計画の進行管理	公募市民や学識経験者、関係団体等で構成される「子ども・子育て会議」において、計画の実施状況の把握・点検を継続的に行う。

(2) 事業等の質の確保・評価をするためのしくみづくり

安心して教育・保育等のサービスを選択し利用するためには、教育・保育の質の確保・向上への取組は欠かせません。事業等の質の確保・向上を図るため、巡回指導、相談、第三者評価の受審の促進等の環境整備を進めていきます。

	事業名	事業概要
466	学校評議員制度の推進	学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して子どもの健やかな成長を図るとともに、特色ある教育活動を展開できるよう「学校評議員」を置く。
467	認定こども園・幼稚園・保育所における外部評価の推進	保育内容の充実と利用者の施設選択に資するため、認定こども園・幼稚園・保育所における外部評価の受審を推進する。
468	児童福祉施設等のサービス評価の促進	児童福祉施設等が適切な施設の運営を確保するため、第三者機関によるサービス評価を受ける場合に必要な支援を行う。
469	学校評価ガイドラインに基づく学校評価の実施	各学校が学校評価の結果を説明し、公表することにより、自己改善に努め、保護者・地域住民から教育活動への参加・協力を得て信頼される開かれた学校づくりを進めるため、本市が策定したガイドラインに基づき、学校関係者評価等を実施する。
470	学校環境衛生検査等	学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、学校保健安全法の学校環境衛生基準により、教室の換気及び保温等、採光及び照明、飲料水、プール水の検査等を実施し、良好な環境の維持に努める。

第2部 各論

(3) 子育てに関する情報の提供

子育て関連情報を紹介するため、様々な情報媒体やあらゆる機会を通して、情報の提供に努めます。また、多様な子育て支援に関する情報が適切に届き、サービスの利用につなぐことができるよう体制の充実を図ります。

	事業名	事業概要
471	子育て支援センターの充実	妊娠・出産・乳幼児健診・子育てに関する相談、保育所入所や各種手当の手続き、児童虐待防止に向けた取組、療育相談等、子育て家庭からのあらゆる相談について一元的に対応するとともに、内容に応じて児童相談所等の専門機関と適切に連携しながら相談から支援まで一貫して対応する子育て支援センターの体制の充実を図る。(再掲 9・35・233)
472	育児情報提供環境の充実	子育て家庭がいつでも子育てに関する情報を取得できるよう市ホームページの充実を図る。
473	広報誌「てんとうむし」の発行	広報誌「てんとうむし」を通じて、青少年の問題行動への対応の仕方や予防的な取組の在り方等について、広く市民や学校関係者の啓発を図る。
474	「子育てガイド」の発行	子育て家庭を支援するため、妊娠から出産までの母子の医療・健康に関する情報から各種の手当・助成制度、子どもの遊び場、地域での子育て支援、育児相談の情報等を一元的に掲載した「子育てガイド」を発行する。
475	「福祉のしおり」の発行	障害のある人及びその家族等への情報提供のため、相談窓口や福祉・医療・療育等の情報を掲載した「福祉のしおり」を発行する。(再掲 280)
476	電子母子健康手帳を用いた情報発信や災害時におけるデータ管理の推進	紙媒体の母子健康手帳と併用して、電子母子健康手帳アプリケーションを用いた子どもの健診結果や予防接種歴等の記録を補助的にクラウドで保存し、アプリケーション機能を利用した情報発信を実施する。(再掲 166・223)
477	さがみはら子育てきずなメール事業	妊娠中の人や乳幼児の保護者が安心して出産や子育てができるよう、おなかの赤ちゃんや子育てに関するタイムリーな情報を携帯電話等にメールで配信する。(再掲 167)

(4) 地域の支え合いとネットワークのしくみづくり

子どもの健やかな育ちを身近な地域で支えるため、ボランティア、NPO法人、幼稚園・保育所・学校、行政等を含めた子どもに関わる関係者が連携し、地域の子育て支援のネットワークづくりに取り組みます。

	事業名	事業概要
478	地域子育て支援事業	子育て支援に関わる人材・団体等のネットワークの構築や子育て支援研修会の開催、子育ての当事者を対象にした講演会の開催等により、地域活動の活性化及び子育てに対する不安感・負担感の軽減を図る。(再掲 409)
479	子育て広場の連携の強化	市内で実施している子育て広場に携わる団体やスタッフと行政の連携を図る。
480	こどもセンター、児童館、児童クラブ運営体制の充実	こどもセンター、児童館及び児童クラブの運営に当たっては、運営委員会に利用者が参加するなどにより、利用者の意見を反映した運営を進める。(再掲 100)
481	認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携の推進	幼保小連携研修会等で認定こども園、幼稚園、保育所と小学校の連携を推進するとともに、生活や学びの連続性を大切にした幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図る。(再掲 66・90)
482	若年無業者・フリーター就労支援事業	若者サポートステーション等において、個別相談や各種講座、学びなおしプログラム、職場体験等を実施し、支援機関等と連携し、支援を行うことで、若年無業者等の職業的自立や社会参加に必要な能力を身に付ける支援を行う。(再掲 342)
483	地域学校協働活動の推進	地域と学校が目標を共有し、パートナーとして連携・協働しながら社会全体で子どもたちを育むため、地域の様々な団体等と連携しながら、地域学校協働活動を推進する。

第2部 各論

(5) 企業との連携

企業との連携により子育て支援の充実を図るとともに、子育て支援に参画しやすい仕組みづくりを進めます。

	事業名	事業概要
484	仕事と子育ての両立のための啓発事業	仕事と子育ての両立に向けた講座の実施や家庭に優しい取組をしている市内企業に対する表彰を行い、ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会環境づくりに向けた啓発を行う。(再掲 386・390)
485	さがみはら子ども・青年アントレプレナー体験事業	「会社設立から決算まで」の経済の擬似体験のプロセスを通じて、子どもたちが「失敗を恐れずに挑戦する心」、「自分の考えで行動できる力」、「お金の大切さ」等を学ぶため、体験事業を行う。事業の構想から運営をインターンシップの大学生が行う。(再掲 149)
486	職場体験支援事業	小学生及び中学生が地域における長期職場体験を実施し、勤労の喜びや厳しさを体験しながら、自己を見つめ直したり、大人の知恵やたくましさを学んだりすることで、勤労観・職業観の育成を図る。(再掲 150)
487	こども110番の家の設置	子どもが痴漢やつきまとい行為の被害を受けたり、受けそうになったときに、安心して避難できる場所として、一般家庭、商店、事業所等の協力により実施する。(再掲 428)
488	走るこども110番の家の設置	市公用車や民間の車両に「こども110番の家」の機能を持たせ、子どもの安全の確保及び犯罪の未然防止を図る。(再掲 429)
489	企業・大学等スポーツネットワーク事業	地域の企業・大学と連携したスポーツセミナーの開催等により、地域のスポーツ資源を活用し、魅力的で質の高いスポーツ環境づくりを進める。(再掲 126)
490	「市民・行政協働運営型市民ファンド」の運営	市民や企業からの寄附金及び市からの負担金を原資とする「市民・行政協働運営型市民ファンド」の運営を行い、市民が自主的に行う社会貢献活動を支援する。(再掲 413)
491	事業所内保育事業の促進	地域の受入枠を確保する事業所内保育事業の実施の促進を図る。(再掲 381・391)
492	若年者向け金融教育支援事業	ライフプランの設計や奨学金等の制度などについて学び、今後予想されるライフイベントとお金を結び付け、自分の将来像を考える機会を支援する。(再掲 347)

合計362事業(再掲分を除く。)

さがみはら 子ども応援プラン
第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発行者 相模原市子ども・若者未来局 子ども・若者政策課

住 所 〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11-15

T E L 042-769-8316 F A X 042-759-4395

第6回 政策調整会議 議事録

令和元年10月17日

1 次期総合計画基本計画の策定について

(説明者：企画部長)

(1) 主な意見等

台風第19号による本市の被災状況を踏まえ、防災、災害対策に関しては取組を強化してもらいたい。

関係する施策の内容を改めて確認し、必要に応じて見直す。また、危機管理局において国土強靱化地域計画の策定を進めているところであり、そういったものも整合を図るよう連携して取り組んでいきたい。

次期計画では、22地区の基本計画を区別基本計画に変更しているが、計画の構成を変更することについて、区民会議等ではどのような意見があったか。また、意見をどのように反映したか。

区別基本計画への構成変更に対しては特段、意見はなかった。区別基本計画の策定に当たっては、各地区のまちづくり会議において、地区の課題と対応方策について議論していただき、これを報告書として取りまとめていただいた。区別基本計画はこれらの議論を踏まえて策定している。

区別基本計画の進行管理は区民会議で行うのか。

そのように考えている。

基本計画の各施策とSDGsの関連は、どのように整理しているか。

各施策がどのSDGsのゴール達成に寄与するかを整理するほか、それぞれのSDGsのゴール達成に向けて、各施策のどの取組が対応しているかを整理、関連付けを行った。

(2) 結果

原案を上部庁議へ付議する(政策決定会議)

(3) 特記事項

なし

2 相模原市公共建築物長寿命化基本方針の策定について

(説明者：財務部長)

(1) 主な意見等

施設の在り方や方向性の検討について取り組んでいくことが重要であり、施設の現状や変化した点など市民に説明し、理解を進めていく必要がある。

基本方針において、取組の考え方を整理していく。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

3 相模原市一般公共建築物長寿命化計画の策定について

(説明者：財務部長)

(1) 主な意見等

今後の維持保全に当たって、施設を「計画的保全建築物」と「状態監視保全建築物」に区分する際の考え方は。

「計画的保全建築物」は200㎡超の建物で、鉄筋コンクリート造や、鉄骨鉄筋コンクリート造、重量鉄骨造など、堅牢な建物を対象としている。「状態監視保全建築物」は、200㎡以下の建物で、倉庫や公衆便所などの簡易な建物を対象としている。

一般公共建築物と市営住宅の長寿命化計画の期間が10年である理由は。

国の指針でも少なくとも10年以上で設定することが記載されているため、計画期間を10年としている。

公共施設の長寿命化に伴う財政上の影響は。

市民の安全、安心に関わる重要な事項なので、着実に推進していかなければならないが、現在の施設をすべて維持することは難しいものと認識している。施設の在り方検討を含め、再編・再整備を図っていかなければならないと考えている。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

4 相模原市市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画の策定について

(説明者：まちづくり計画部長)

(1) 主な意見等

学校施設の使用年数を60年から80年に長寿命化することに比べ、市営住宅は70年から80年の長寿命化と、効果がみられない印象に思えるがいかがか。

現在の使用年数は、公営住宅法上の耐用年限である70年としているものである。長寿命化型改善による建築物の機能向上により、使用年数を80年とすることが可能であると判断し、さらに10年延長したことは効果があると思う。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

5 相模原市学校施設長寿命化計画の策定について

(説明者：教育環境部長)

(1) 主な意見等

一般公共建築物と市営住宅の長寿命化計画の期間が10年である一方、学校施設長寿命化計画のみ期間を20年としているのはなぜか。

学校施設については、耐用年数を60年から80年に長寿命化することに伴い改修時期の平準化を図るためである。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

6 第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画(さがみはら子ども応援プラン)の策定について

(説明者:こども・若者未来局次長)

(1) 主な意見等

次期総合計画基本計画における南区の基本計画では、現状と課題として待機児童が多い点が挙げられているが、市全体で見たとき、保育の需要と供給はほぼ均衡している状態と承知している。地域的な偏りが要因と思われるが、こうしたことに対してどのように取り組むか、計画に盛り込まれているか。

市域を区で分けて個別の保育需要を推計し、対応することを法律で定められていることから、意識しながら対応しているところである。

第2次計画において特に重点的に取り組むものは何か。

例えば「子育て支援センターによる切れ目のない支援の充実」や「児童虐待の予防・防止対策、社会的養育に関する取組の充実」が挙げられる。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

以上